明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十六年二月二十八日

○第百八十六回国会 衆議院会議録 第七号（一）

平成二十六年二月二十八日（金曜日）

平成二十六年二月二十八日
午後二時　本会議

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件
政治資金適正化委員会委員の指名
平成二十六年度一般会計予算
平成二十六年度特別会計予算
平成二十六年度政府関係機関予算
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方法人税法案（内閣提出）

午後四時三十三分開議

○議長（伊吹文明君）　これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長（伊吹文明君）　まず、去る二十四日、議員徳田毅君から、今般、一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしたく御許可を願いたい旨の辞表が提出されております。

辞職願

今般　一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしたく御許可願います。

平成二十六年二月二十四日

衆議院議員　徳田　毅

衆議院議長　伊吹　文明殿

○議長（伊吹文明君）　これにつきお諮りをいたします。

徳田毅君の辞職を許可するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君）　御異議なしと認めます。したがって、辞職を許可することに決しました。

○議長（伊吹文明君）　次に、御報告をすることがあります。

永年在職議員として表彰された元議員山下徳夫君は、去る一月一日逝去されました。痛惜の念にたえません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

山下徳夫君に対する弔詞は、議長において去る二十五日既に贈呈いたしておりますので、これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに社会労働委員長　運輸委員長　議院運営委員長の要職につき　またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位勲一等山下徳夫君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

政治資金適正化委員会委員の指名

○議長（伊吹文明君）　それでは、政治資金適正化委員会委員の指名を行います。

○あべ俊子君　政治資金適正化委員会委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長（伊吹文明君）　あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君）　御異議なしと認めます。したがって、動議のとおり決しました。

議長は、政治資金適正化委員会委員に

伊藤　鉄男君　　小見山　満君
日出　雄平君　　大竹　邦実君
及び　田中　秀明君

を指名いたします。

○あべ俊子君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算、平成二十六年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（伊吹文明君）　あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君）　御異議なしと認めます。

平成二十六年度一般会計予算
平成二十六年度特別会計予算
平成二十六年度政府関係機関予算

○議長（伊吹文明君）　平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算、平成二十六年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長二階俊博君。

平成二十六年度一般会計予算及び同報告書
平成二十六年度特別会計予算及び同報告書
平成二十六年度政府関係機関予算及び同報告書

〔本号（二）に掲載〕

〔二階俊博君登壇〕

○二階俊博君　ただいま議題となりました平成二十六年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成二十六年度一般会計予算の規模は九十五兆八千八百二十三億円であり、前年度当初予算に対して三・五％の増加となっております。

歳出のうち、国債費を除いた基礎的財政収支対象経費の規模は七十二兆六千百二十一億円であり、前年度当初予算に対して三・二％の増加となっております。

歳入のうち、公債金は四十一兆二千五百億円で、公債依存度は四三・〇％となっております。

特別会計予算については、十五の特別会計があり、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は百九十五兆二千四十九億円となっております。

政府関係機関予算については、株式会社日本政策金融公庫など四機関の予算を計上しております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十六兆千八百億円で、前年度当初計画に対して一二・〇％の減少となっております。

この予算三案は、去る一月二十四日本委員会に付託され、一月三十日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二月十日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、さらに、山梨県における豪雪被害状況等の視察・鹿児島県における農家の経営状況の視察及び地方公聴会、中央公聴会、分科会など、熱心な審査を重ねてまいりました。

昨日、日本維新の会及び結いの党の共同提案により、平成二十六年度予算三案に対し、それぞれ修正案が提出され、本日、趣旨の説明を聴取した後、政府原案及び修正案を一括して議題とし、締めくくり質疑を行い、採決をいたしたものであります。

審査においては、経済・財政・金融政策、社会保障・雇用政策、外交・安全保障政策、歴史認識問題、東日本大震災からの復旧復興対策、ＴＰＰ交渉問題、エネルギー政策及び原発問題、教育政策、特定秘密保護法の運用、豪雪被害対策など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくして、本日、質疑を終局いたしましたところ、みんなの党、日本共産党及び生活の党から、それぞれ、平成二十六年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、政府原案、各動議及び各修正案について討論、採決を行いました結果、各動議及び各修正案はいずれも否決され、平成二十六年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　平成二十六年度一般会計予算外二案に対して、長妻昭君外一名から、三案につき撤回のうえ編成替えを求める動議が、また、桜内文城君外六名から、国会法第五十七条の二に基づき賛成者五十人以上の連署をもって修正案がそれぞれ提出されています。

この際、右動議及び修正案の趣旨弁明を許します。まず、玉木雄一郎君。

平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算及び平成二十六年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

〔本号㈡に掲載〕

〔玉木雄一郎君登壇〕

○玉木雄一郎君　私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の平成二十六年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について、その趣旨を説明いたします。（拍手）

組み替え動議について申し上げる前に、十分な審議時間を確保してほしい、こうした我々の求めを無視し、採決に踏み切ったことに、抗議をいたします。衆参のねじれが解消した今だからこそ、野党の声に丁寧に耳を傾ける姿勢が必要なのではないでしょうか。

そして、平成二十六年度予算案の審議において繰り返されました、総理を初め安倍内閣の不誠実な答弁の問題点を、まず冒頭、指摘したいと思います。

例えば、総理は、当初予算で比較をすると、国のプライマリーバランスは、民主党政権で十二兆円悪化し、安倍政権で七兆円改善したと答弁されました。まさにこれは都合のよい数字だけを取り出した説明であって、実態を正確にあらわすものではありません。

平成二十一年度当初予算と平成二十四年度当初予算を比較すれば、確かに、プライマリーバランスは十二兆円悪化しています。しかし、その最大の原因は、平成二十一年の政権交代直前、麻生内閣が編成した大規模補正予算で十一兆円もの巨額の国債発行を行ったことが最大の原因であります。

事実、内閣府が発表している、決算ベース、執行ベース、ＳＮＡベースのプライマリーバランスを見ると、平成二十一年度から三年間、プライマリーバランスは着実に改善しています。

総理は、よく、政治は結果だとおっしゃいますが、それならば、当初予算の数字ではなく、補正も含めた決算ベース、執行ベースの数字を見詰めるべきです。予算委員会において、私は、重ねてこの点を指摘し、正しい情報を国民に示すべきと求めましたが、総理は強弁を繰り返すのみでありました。まことに残念であります。

また、国民が最も関心がある賃金についても同様です。

安倍総理は、民主党政権では賃金が下がった、昨年の賃金は上がっていると説明をされましたけれども、予算委員会の後半、厚生労働省が発表した最新の統計によれば、民主党政権時代実質賃金は上がっていること、昨年の平均月間給与総額は下がっていたことが、それぞれ明らかになりました。

また、農家の所得についての説明も同様であります。

安倍内閣は、新たな農政を導入することで、農業、農村における所得等が平均一三％ふえると説明をしています。しかし、実は、一三％ふえるのは、農業・農村所得、つまり、必ずしも農家に配分されないお金も含めた、しかも、あり得ない前提で計算したもので、林大臣もお認めになったとおり、純粋な農家の所得は、一三％ふえるどころか、六％減ることが大臣の答弁からも明らかになっています。農政の変化に不安を感じている農家を数字でごまかすようなことは、すべきではありません。

政治家は、常に、国民に正しい情報を伝え、誠実に説明をする責任があります。事実に対して誠実であること、このことを強く求め、以下に、組み替え動議の理由を申し述べます。

第一に、本予算は、水膨れ予算であり、我が国経済の再生とそして財政再建へ向けた道をおくらせるおそれがあります。

アベノミクス第三の矢とされる成長戦略についていまだ具体的な姿が見えてこない一方で、成長

戦略の名をかりた財政支出ばかりがふえている印象です。しかも、その内容にも、不要不急のものが多いのが実態です。

例えば、私は、予算委員会で、秋の行政事業レビューで見直しを指摘された四千八百億円のうち少なくとも三千六百億円が平成二十五年度の補正予算で復活しているいわゆるゾンビ予算を指摘しましたけれども、平成二十六年度当初予算でも同様、不要不急と思われる予算が数多く計上されています。

具体的に申し上げれば、平成二十六年度予算に係る概算要求に盛り込まれた事業の多くが、二十五年度の補正と二十六年度の当初予算に分割計上され、しかも、このうち、その足した額が概算要求を超える、そんな事業も六十九ございます。

さらに、基金についても、これまた、二十五年度補正予算で四十九事業に合計一兆二千億円が投入されておりますけれども、二十六年度当初でも四十九事業に一兆四千億円が投入され、しかも、この補正、当初の双方に重複して投入されている基金事業が、合わせて二十、合計八千億円もございます。

このような不要不急と思われる事業に過度に予算配分を行うことは不適切であり、是正を図る必要があります。

第二に、公共事業についての見直しが必要です。

安倍内閣の発足以降、公共事業は大幅に拡大しており、その結果、公共事業関連の人件費、資材費が高騰し、また、岩手県、宮城県などの被災地を中心に、入札の不調、不落が頻発をしております。

このような状況の中でさらに公共事業を追加することは、さらなるコストの高騰を招きかねないどころか、被災地の復興の足かせにもなってしまいます。多額の年度繰り越しが発生している状況も踏まえた見直しが不可欠だと考えます。

第三に、自民党、公明党も含めた三党で合意して導入した復興特別法人税の前倒し廃止には反対です。

前倒し廃止は、復興を国民全体で支える、きずなの精神に反します。個人に対する特別所得税は維持され、国民の間に不公平感を生み出しかねません。いまだ多くの被災者が困難な生活を余儀なくされる中、復興特別法人税の前倒し廃止には反対であります。

第四に、エネルギー予算の見直しです。

三年前の福島第一原発の事故を踏まえ、再生可能エネルギー、省エネルギーに重点的に投資すべきです。

以上のような問題点を是正するため、民主党・無所属クラブは、平成二十六年度予算三案を撤回し編成替えを行うことを求めます。

第一に、公共事業については一兆円程度削減し、見合いの建設公債の発行の減額を求めます。

第二に、水膨れした予算の適正化を図ります。

具体的には、先ほど申し上げた、二十五年度補正と二十六年度当初予算の合計額で二十六年度予算の概算要求を上回るような配分を受けている事業については、適正な規模に減額することを求めます。

基金についても同じです。二十五年度補正と二十六年度当初予算の双方で拠出を行っている基金については、これまた、適正な規模に減額することを求めます。

第三に、復興特別法人税の前倒し廃止の撤回を求めます。

第四に、我が国の最も重要な財産である、人に対する投資を大幅に拡充すべきです。

具体的には、介護労働者の処遇改善、子育て支援の充実、高校無償化の所得制限の撤回、そして給付型奨学金の拡充などの予算拡充を求めます。

第五に、エネルギー関連予算の抜本的な見直しを求めます。

以上、民主党・無所属クラブの組み替え案の概要であります。

何とぞ我々の動議に議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私からの趣旨弁明を終わります。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　次に、桜内文城君。

平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算及び平成二十六年度政府関係機関予算に対する修正案

〔本号㈡に掲載〕

〔桜内文城君登壇〕

○桜内文城君　日本維新の会の桜内文城です。

私は、提案者を代表して、ただいま議題となりました、日本維新の会及び結いの党の共同提案に係る平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算及び平成二十六年度政府関係機関予算に対する修正案について、提案の趣旨及び概要を説明いたします。（拍手）

その前に、まずもって、二階予算委員長のお計らいによりまして、与野党の提出した、政府案、そしてこの修正案が予算委員会において実質的な審議が行われたこと、これは歴史的なことだと考えております。感謝申し上げます。

では、提案の趣旨について申し述べます。

この修正案は、昨年同様、私がこれまで心血を注いで開発してきました国家財政ナビゲーションシステム、国ナビを用いて作成をいたしました。

私が政治家を志した原点は、公会計制度改革、すなわち、国家財政の複式簿記化を通じて、政府の意思決定、とりわけ財政政策の責任を数字で明らかにする、そして、そのことによって日本の財政を持続可能なものとし、世代間の公平を実現したいと考えたことにあります。

国ナビを用いて作成したさまざまなシミュレーション結果を含む財務情報は、国家を経営すべき立場にある私たち政治家にとって、極めて重要です。

国家経営とは、ビジョンを実現する力です。すなわち、ビジョンを示す数値目標の設定、その実現のための政策手段の選択、政策実施の進捗管理、政策効果のフィードバック、そして政策手段の補正、これら一連の国家経営のプロセスにおいて、バランスシートを初めとする複式簿記による財務諸表の数値は、国家の経営者たる政治家が政策判断を行う上で、なくてはならないものです。

では、平成二十六年度政府予算案の内容はどうでしょうか。

残念ながら、政府案は、消費税の増税に伴う過去最大の水膨れ予算となっており、経済再生、財政健全化、あるいは社会保障改革のいずれに対しても切り込み不足です。また、我が国を取り巻く厳しい国際情勢に対応するためには、対外情報収集体制、そして防衛能力も抜本的に強化すべきですが、そうした安全保障面での予算措置も十分ではありません。

政府は、果たして本気で改革を進めるつもりがあるのか。政府案は、大きな課題を先送りした、課題先送り予算だと言わざるを得ません。

今や、このグローバルな競争環境の中で我が国が生き残っていくためには、競争力を強化するほ

かはありません。そして、競争力を強化する最善の方法は、競争を促進することです。つまり、科学技術を強化し、企業が活動しやすい環境を整え、世界の中で競争を恐れず競争していくことこそが、最も重要であると考えます。

我々は、多様な価値観を認め合う社会を前提に、自立する個人、自立する地域、自立する国家を実現することを目指します。

予算とは、国の進むべき方向性を財務面で表示したものです。今般、我々は、我が国が直面している課題に正面から取り組み、全てのやる気のある人々にチャンスを与えるための予算修正案を作成いたしました。

以下、その概要について申し上げます。

まず第一に、世界じゅうの資本が集まる国へです。

日本経済の復活をなし遂げるためには、従来型の裁量的財政政策によるばらまきよりも、民間投資を喚起するための法人税率の引き下げこそが何よりも重要であると考えます。

今、日本社会には、至るところに既得権の塊がごろごろしています。既得権益化し、付加価値を生まなくなった分野に財政資金が流入し、そして、新たな付加価値を生み出すイノベーションも生まれず、あらゆる分野で新規参入が阻害されてきました。

競争なきところに付加価値なし。ＧＤＰとは、付加価値を意味します。商売上の言葉で言えば、粗利であり、売上総利益です。売り上げが全てを癒やし、そして、利益こそ経済持続の要件となります。

政府がなすべきは、敗者復活のセーフティーネットを整備した上で、あらゆる新規参入規制を撤廃し、自由で公正な金融資本市場、そして流動性の高い労働市場を形成することにあります。

我々の修正案では、世界じゅうから資本を呼び込み、グローバル競争に打ちかつことのできる強い経済をつくり上げるため、法人税率を三五・五％から二五％へと約一〇％減税し、経済成長の基盤である国際競争力を強化します。また、所得税の減税として、復興特別所得税分を減税いたします。

第二に、世代間格差を是正する抜本的な社会保障制度改革です。

働き盛り世代、若者世代の負担が過大である一方、これが高齢者世代へと所得移転されている構図を一日も早く改め、一般会計から移転される社会保障関係費を最小限度に抑制する、安定的な社会保障制度を確立しなければなりません。

我が党は、昨年の臨時国会に、世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案を提出いたしました。同法案に基づき、公的年金制度を現行の賦課方式から積立方式に移行することにより持続可能な公的年金制度を構築すると同時に、本予算修正案においては、一般会計から年金特別会計への繰り入れを約三兆円削減することとしています。

また、医療保険についても、被用者保険を一元化することとし、これに伴い、一・二兆円の歳出削減を行うほか、高齢者医療における自己負担割合を二割に一律化すること等による歳出合理化を行う一方、地域医療体制の拡充予算は倍増としております。

第三に、未来への投資です。

世界をリードする新産業及びそれを支える未来の技術者等の人材を育成するためにも、これまで減額されてきた科学あるいは研究に対する予算等を三〇％増額することとしております。

また、やる気のある学生生徒を支援するために、育英奨学金関係予算も三〇％増額することとしております。

第四に、徹底した行財政改革です。

我々は、小さな政府、かつ、強く賢い中央政府をつくり上げることを目標としています。現在の我が国の財政状況に鑑みれば、財政規律を重視すべきことは論をまたず、徹底した行財政改革が不可欠です。

今般、我々は、一般会計六千四百八十四項目約九十六兆円、そして特別会計一千四百九十八項目約四百十一兆円から成る平成二十六年度政府予算案について、法的根拠の有無、重要度、緊急度等を勘案しつつ、徹底的に精査をいたしました。

その結果、法的根拠が曖昧な交付金、補助金、委託費等は、それぞれ、一〇％、二〇％、五〇％削減いたしました。また、独立行政法人の運営費交付金は一割削減、不要不急の基金への積み増しは二割削減としたほか、各省庁の庁費も二割削減といたしました。加えて、国会議員の歳費及び国家公務員、教員の人件費も一割削減としています。

第五に、国家安全保障体制の確立です。

我々は、法の支配という、自由主義の価値を共有する国際社会の一員として、世界の平和と繁栄に貢献する理想を追求すると同時に、バランス・オブ・パワーという国際社会の現実から目を背けてはなりません。

したがって、憲法前文にある、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、自国と自国民を守る手段を放棄すべきではないと考えます。

我が国の平和と安全を守ることは、国の責務です。

今日の厳しい国際状況に鑑み、国家安全保障に関する予算、具体的には、対外的な情報収集体制を拡充するための予算やサイバーテロ対策費、南西諸島防衛のための航空機改修費などを増額いたします。

以上が、修正案の提案の趣旨とその概要です。

日本維新の会は、公会計制度について、現行の現金主義、単式簿記に加えて、発生主義、複式簿記を採用することを通じて、国家経営における財務管理とその責任を財務諸表上の数字で明らかにする財政健全化責任法案を前国会に提出しております。

同法案に倣い、平成二十六年度予算に関する政府案と我々の修正案に基づき、国ナビの自動仕訳機能を用いた複式処理によって、一般会計及び特別会計を連結した予算ベースでの財務諸表を作成した結果、平成二十六年度の期末時点において、一般会計及び特別会計の連結ベースで、政府案と比較して、基礎的財政収支は約一・六兆円の改善、国債残高は約五・六兆円圧縮することが見てとれます。

以上、国家財政の複式簿記化と、予算編成における国ナビの活用を通じて、国家経営におけるイノベーションを起こすべきときであると考えます。

代議士各位におかれましては、ぜひとも、本修正案に対する御理解を賜り、本修正案に御賛同いただきますようお願い申し上げ、私の趣旨弁明といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　それでは、これより、報告のありました予算三案に対する討論と、ただいま趣旨弁明のありました動議及び修正案に対する討論とを一括して行います。

発言の申し出がありますので、順次これを許します。まず、森山裕君。

〔森山裕君登壇〕

○森山裕君　自由民主党の森山裕です。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となっております平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算、平成二十六年度政府関係機関予算、以上三案に対しまして、賛成の討論を行います。（拍手）

ちょうど一年前の二月二十八日は、平成二十五年度の当初予算が衆議院に提出された日であります。

大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略から成るアベノミクスの三本の矢をまさに矢継ぎ早に打ち出した安倍内閣への期待は、円高是正、株価の回復などにすぐにあらわれた一方、まだ、アベノミクスが本当にうまくいくのか、懐疑的な見方も相当程度存在していたように記憶をしております。

それから一年、アベノミクスに代表される安倍内閣の経済財政運営は、着実な成果を伴い、内外の高い評価を得るに至っています。この一年間の安倍内閣の、やるべきことはやるという果断な政策運営のたまものであろうと考えます。

安倍内閣が初めて概算要求の段階から策定をし、内閣として経済財政運営のスタンスをあらわしたのが、議題となっております平成二十六年度予算であります。

近年、リーマン・ショックや東日本大震災という未曽有の事態に対応するため政府の財政出動の出番は多くなりがちでしたが、経済が自律的に成長していくための主役は、民間経済であるべきです。消費の増加や民間投資の拡大、安定した雇用や所得の確保によって、民間需要を喚起する政策に予算を重点化していくことが重要となります。

また、我が国経済は極めて厳しい状況にあり、予算の大胆な重点化を図りつつ、無駄の徹底した排除や、予算の聖域なき見直し、効率化を進め、財政健全化を進めていくことが重要です。

財政健全化のための最も重要な観点は、急速な高齢化等で毎年増大をする社会保障費をどう賄っていくかという点です。

社会保障関係費は、来年度は三十兆円を超え、政策的経費である一般歳出の半分以上を占めております。世界に誇る我が国の社会保障制度を、維持可能なものとし、次の世代に確実に引き継いでいくことは、今を生きる我々の世代、特に、議場にいる我々が与党、野党の枠を超えて負わねばならない使命だと考えております。

民需主導の経済成長と、財政健全化を両立すること、そして持続可能な社会保障制度を確立することが、当面の経済財政運営の最重要課題であることは論をまちません。

以上のような観点から、平成二十六年度予算三案に賛成する主な理由を申し述べます。

賛成する第一の理由は、この予算が、未来への投資や、暮らしの安全、安心など、民間消費、投資を喚起する予算となっていることです。

具体的には、科学技術の司令塔機能強化策や、新たな医療分野の研究開発体制整備、物流ネットワークの整備など、競争力を強化する施策に重点化しています。

一方、インフラ老朽化対策の加速や、南海トラフ巨大地震等に備えた事前防災対策を強化し、生活の基盤を守る、暮らしの安全、安心といった事項にも予算を重点化しております。

賛成する第二の理由は、財政健全化に向けて着実に歩みを進めている予算であることです。

一般会計における基礎的財政収支については、中期財政計画で掲げた四兆円程度の改善幅を大きく上回る五・二兆円の改善を果たしています。また、新規国債発行額についても、前年度から一・六兆円の減額を行っています。これらによって、二〇一五年度における国、地方のプライマリーバランス赤字対ＧＤＰ比の半減という財政健全化目標については、達成が視野に入ってきていると思います。

賛成する第三の理由は、社会保障・税一体改革を実現する最初の予算として、本年四月に予定をされている消費税率引き上げによる増収分を活用して、子育て支援などの社会保障の充実と安定化を図っていることです。この内容は、与野党の枠を超え日本の将来を考えて真摯に議論した一体改革の趣旨を十分に反映するものとなっており、極めて意義深い予算となっています。

以上、本予算に賛成する主な理由を申し述べました。

本国会は、好循環実現国会であります。

一つには、総理が述べておられる、企業の収益が雇用の拡大や所得の上昇につながり、それが消費の増加を通じてさらなる景気回復につながるという経済の好循環であります。

加えて、私は、本予算の速やかな成立によって、強い経済の実現が財政健全化を促し、それが人々の将来不安を払拭することを通じて経済再生の一段の進展に寄与するという財政の好循環も実現可能であると確信をしております。

そしてもう一つ、社会保障・税一体改革によって子育て支援の充実や社会保障の安定化を図ることが、消費の拡大や、将来を担う世代の増加に寄与し、それがまた社会保障制度の持続可能性を強くするといういわゆる社会保障の好循環についても、この平成二十六年度予算が、その第一歩になると考えております。

このように、経済の好循環、財政の好循環、そして社会保障の好循環の三つの好循環の実現に向けて着実な一歩を踏み出すこの平成二十六年度予算を一日も早く成立させることが、まさにこの好循環実現国会における我々の使命であると考えております。

我が国の将来に向けた大きな一歩であったと未来の世代に言われるよう、良識ある議員各位の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げます。

なお、民主党提出の編成替え動議並びに日本維新の会、結いの党共同提出の修正案につきましては、見解を異にするため反対することを申し述べまして、私の討論といたします。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　次に、古川元久君。

〔古川元久君登壇〕

○古川元久君　民主党の古川元久です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、政府提出の平成二十六年度予算について反対、民主党提出の組み替え動議に賛成の立場から討論を行います。（拍手）

私は、この本会議に、大きな怒りを持って臨んでおります。

二月十日からスタートした平成二十六年度予算の審議は、九十五・九兆円という史上最大規模の予算であるにもかかわらず、審議時間は例年より大幅に短縮され、国の根幹にかかわる大きな問題について徹底的な議論も尽くされることもないまま、本日、与党の強引な国会運営によって委員会

での採決が強行されました。まさに、巨大与党の横暴以外の何物でもありません。

委員会運営に当たる二階委員長の責任は極めて重大であり、本日の強行採決は、言語道断であります。

この間の質疑で、安倍総理の傲慢な政治姿勢と、安倍内閣の無責任なプロパガンダの横行が明らかとなりました。

例えば、我が党の大串博志議員が集団的自衛権に関して質問した際の、最高責任者は私だ、こういう答弁、プライマリーバランスに関してみずからに都合のよい数字のみを根拠とする民主党政権への批判、未確定なデータに基づいて得意げに賃金上昇を誇る短慮など、総理初め安倍内閣の閣僚からは、真摯に私たちの意見に耳を傾け、建設的な議論を行おうとする謙虚な姿勢は、かけらも見えませんでした。

来年度予算について申し上げます。

来年度当初予算は九十五・九兆円、さきに成立した平成二十五年度補正予算はその多くが来年度の支出になることを勘案すれば、両者を合わせて百一兆円という巨額に上ります。

しかし、その内容は、かつての自民党政権に先祖返りした、公共事業中心の、ばらまき予算にほかなりません。

安倍政権では平成二十四年度補正予算から公共事業予算を増額してまいりましたが、平成二十五年度補正予算と平成二十六年度当初予算を合わせた公共事業費は七兆円と、大きく膨れ上がっています。このような政府の対応が人件費や資材費の高騰を引き起こし、被災地を中心に入札不調が相次いでいます。にもかかわらず多額の公共事業予算を追加することは、非効率な公共事業の大盤振る舞いとなるだけです。

加えて、安倍政権は、復興特別法人税の前倒しの廃止を決めました。復興特別所得税は被災者でさえ引き続き負担しているにもかかわらず、黒字の法人だけが負担を軽減されるのは、震災復興を国全体で支えるという、きずなと連帯の精神を損なうものであります。

安倍政権は、口では、被災地の復興が最優先と言いながら、実際には、被災地の方々の心情を踏みにじり、復興加速どころか、復興の足を引っ張っているのであります。

一方、消費税増税の目的であった社会保障の充実はどうでしょうか。

今般の予算では、消費税の引き上げによる増収五兆円のうち、社会保障の機能強化に充てられるのは〇・五兆円にとどまっています。民主党は昨年から三党協議の場において中小企業の社会保険料の負担軽減などを求めてきましたが、受け入れられませんでした。

公共事業予算がふえる一方で、社会保障費の充実は不十分というのでは、一体何のための消費税増税だったのかと国民が疑念を持つのは当然であります。

また、民主党政権において導入した高校無償化、農業戸別所得補償についてその根幹部分をゆがめたことも、断じて認められません。

さらに、昨年夏時点の概算要求と、先般の補正予算及び来年度予算とをつぶさに見比べてみると、概算要求事項が補正予算と来年度予算とに分割計上されており、しかも、六十九事業においては概算要求を上回る予算がつけられ、その総額は二・二兆円にも上ることが明らかとなりました。この事実は、さきの補正予算がいかに五兆円ありきで組まれた予算であったかを如実に物語っております。

このような水膨れの予算を組みながら、一体どうして、経済再生と財政規律の両立を図ったと胸を張れるのでありましょうか。

安倍政権は、人口の減少や派遣労働者の増大といった我が国が抱える構造的な課題への取り組みをおざなりにしたまま、目先の景気回復を演出するために、数字を積み上げて、予算をばらまいているにすぎません。

現実には、物価は上昇したものの、賃金は上がらず、国民生活は置き去りにされています。そして、巨額の財政出動によって、将来のリスクだけが高まっています。

我々民主党は、安倍総理に導かれるこの国の行く末を危惧しています。

威勢のいい言葉とは裏腹に、経済政策であれ、外交問題であれ、その足元では非常に危険な綱渡りをしているのであります。我々は、目先のことばかり考えた浮ついた政策ではなく、全ての国民が居場所と出番のある社会を実現するために必要な、地に足をしっかりとつけた政策こそ、今実行すべきと考えます。当然、予算もそのようにあるべきで、そうではない政府の予算には、断固反対であります。

最後に、維新の会及び結いの党提出の修正案については、私たちと見解を異にする部分があるので賛成しかねることを一言申し上げ、私の討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　次に、石田祝稔君。

〔石田祝稔君登壇〕

○石田祝稔君　公明党の石田祝稔です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十六年度予算三案に対して賛成の討論をいたします。（拍手）

まず初めに、今冬の豪雪によりお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様、また被害に遭われた皆様に、心からのお見舞いを申し上げます。

安倍内閣発足から一年を超え、日本経済は大きく好転へと動き出し、長年のデフレ脱却への道筋も見え始めております。

まさに正念場と言える今、いよいよ経済の好循環の実現に向け、将来にわたっての日本の潜在力を発揮する、成長戦略を初めとするあらゆる対策に万全を期していくことが重要です。

世界経済は、依然として不安定な要素があることも事実です。我が国は長らく貿易立国として経済成長を遂げてきましたが、これから日本は、内需中心の自律的な成長をいかに実現させていくのか、今後の経済運営は今まで以上の力を注ぐことが重要だと考えます。

すなわち、我が国経済を長らく覆っていたデフレからの脱却と、特に、賃上げ、雇用の拡大による経済の好循環を生み出すための施策を進めていくことが不可欠であります。

内閣府の試算によれば、需給ギャップは、昨年の十月から十二月期でマイナス一・五％までに縮小し、四四半期連続で改善が続いており、デフレ脱却に向かう流れは徐々に強まりつつあると認識しております。

また、賃上げに関しては、今回の春闘では、ベースアップに向けて肯定的な発言が経営者側から発せられるなど、賃上げの雰囲気が着実に醸成されつつあります。さらに、非正規労働者である派遣従業員の時給の引き上げや、契約社員の正規雇用化などの動きが見られており、所得増加につながる動きも見られます。

今後、こうした流れを確実なものとし、さら

に、地方も含め、日本全国に波及させていかねばなりません。

このような状況の中、目下の重要な課題は、回復基調にある我が国経済を、持続的な経済成長を実感できる景気回復へとつなげていくことです。そのためにも、本予算の早期成立は重要であります。

以下、主な賛成理由を申し述べます。

今回の予算案には、公明党の主張が随所に盛り込まれております。

第一に、自律的な成長を実現するための予算である点です。

平成二十六年度予算案には、民需主導の経済成長を促す施策が多数盛り込まれております。

具体的には、科学技術の司令塔機能強化、新たな医療分野の研究開発体制の整備などです。

また、インフラ老朽化対策や、東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機とした交通・物流ネットワーク整備の加速のための公共事業予算を重点化するなど、我が国が直面する喫緊の課題に対応しております。

税制面でも、研究開発税制の拡充を初め、設備投資、成長戦略に資する施策を盛り込んでおり、大きな効果が期待されます。

第二に、東日本大震災からの復興を進めるための予算である点です。

発災から間もなく三年を迎えますが、東日本大震災からの復興は、いよいよ、帰還や新生活に向けての重要段階へと差しかかりつつあります。

そうした中で、原子力発電所事故による災害に見舞われた福島の再生についても、区域見直しが全域で完了し、復興は新たな段階を迎えており、長期避難者への支援、ふるさとへの早期帰還の支援等を一層推進するため、福島再生加速化交付金などが計上されております。

第三に、社会保障と税の一体改革が本格的に始動する重要な予算である点です。

本年四月から消費税率の引き上げが予定され、消費税増収分は全額社会保障の充実に充てられることになっています。特に子育て支援では、待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大などが盛り込まれ、待機児童の解消に向けた小規模保育の整備や保育士の確保などを促進し、一四年度末までに、保育所などの受け入れ児童数は、一二年度末と比べて二十万人増加する見込みとなっています。

また、患者、家族の方の悲願であった新たな難病対策が来年度からスタートします。患者支援のための医療費助成制度を恒久化するとともに、大幅に拡充する等の予算措置が講じられています。

さらには、国民健康保険などの低所得者保険料の軽減措置を充実させるとともに、高額療養費については、低中所得層の上限額を大幅に引き下げる等の措置を講じております。

一方で、本予算案は、財政健全化も着実に進める内容となっております。

基礎的財政収支を示すプライマリーバランスについて、中期財政計画の目標を上回る改善が図られています。また、新規国債発行額は二十五年度と比較して一・六兆円の減額となっており、公債依存度は昨年度の四六・三％から四三％へ低下しているなど、評価できるものであります。

以上、賛成する主な理由を申し述べました。

多くの経済指標が、景気が回復過程であることを示しておりますが、その一方で、地方からは、景気回復の実感に乏しいとの声が今なお根強く聞かれます。自律的な経済成長を加速するためには、地域の経済圏において好循環が生み出されることが極めて重要です。このことこそが、国民の政治に対する期待であり、願望であります。

総理は、今国会を好循環実現国会と位置づけられました。まさにこれこそが、今政治が取り組むべきテーマであります。好循環を実現するためには、本予算の早期成立、執行は欠かせません。

最後に申し上げます。

今月に入って二度も関東甲信や東北地方を襲った記録的豪雪によって、ビニールハウス倒壊などの被害が発生し、野菜の高騰が家計を直撃しています。

農林水産省は、ビニールハウスの建て直し、果樹の植えかえの費用等を国が助成する支援策を打ち出しました。また、総務省も、二十五日、今冬の豪雪で被害を受けた自治体を支援するため、三月分の特別交付税の一部を前倒しして配分することを決定しました。

政府においては、引き続き、豪雪による被害者支援に万全を尽くすとともに、気象警報の発令や交通情報の提供のあり方など、今回の豪雪で課題として挙げられた事項について検証し、今後の自然災害に備えるべきだと申し上げます。

また、来年度前半には、消費税引き上げによる景気への反動が懸念されます。国民生活への影響を注視するとともに、転嫁対策についても、政府に万全を期すよう要請をいたします。

公明党は、国民の皆さんが景気回復を実感できるようにさらに経済対策に全力投球していくことを申し上げ、私の賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

なお、民主党提出の撤回のうえ編成替えを求めるの動議及び日本維新の会、結いの党共同提出の修正案については、見解を異にするものであり、反対をいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　それでは、山田宏君。

〔山田宏君登壇〕

○山田宏君　日本維新の会の山田宏です。

私は、日本維新の会を代表して、政府に対し、平成二十六年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算の三案を撤回することを求めるとともに、民主党による組み替え動議に反対し、日本維新の会及び結いの党共同提案による予算案を採用することを要求し、討論を行います。（拍手）

平成二十六年度政府予算案を精査しましたが、残念ながら、政府案は、消費税の増税に伴う過去最大の水膨れ予算となっており、経済再生、財政健全化、社会保障改革のいずれに対しても切り込みが不十分です。

また、我が国を取り巻く厳しい国際情勢に対応するためには、対外情報収集体制、防衛能力も抜本的に強化すべきですが、そうした安全保障面での予算措置も十分ではありません。

政府は、果たして、本気で改革を進めるつもりがあるのでしょうか。政府案は、大きな課題を先送りした、課題先送り予算だと言わざるを得ません。

私たちは、経済再生、行財政改革、財政健全化、社会保障改革、そして国家安全保障体制の構築という課題に正面から取り組む予算修正案を作成しました。

その予算修正案の概要を説明したいと思います。

まず第一に、経済再生。具体的には、世界じゅうの資本が集まる国にするため、思い切った法人税減税をします。

安倍総理は、ダボス会議において、世界標準並みの法人税減税を行う旨を表明されましたが、政府案には、本格的な法人税減税が盛り込まれてい

ません。実効税率が三五％を超える法人税では、激化する国際競争には勝てません。そこで、実効税率を思い切って世界標準の二五％へ一〇％減税する予算案としました。

また、復興特別税廃止は、法人だけでなく、個人の復興特別所得税分も減税すべきと考えます。

関連して、政府の税制改正案について言及していきたいと思います。

地方法人税法案では、地方法人課税の偏在是正を隠れみのに、法人住民税の国税化を進めようとしています。これは、地方のことは地方で決めるという地方分権の流れに逆行し、中央集権を強化しようとするものであり、絶対に許されることではありません。

所得税法改正案についても、今回の個人所得課税の見直しは、サラリーマン中堅層に打撃を与える措置です。

地方税法の改正案についても、自動車が国内需要に占める重要性を考えた場合、三％の消費税増税に対して自動車取得税を一％ないし二％軽減するだけで、果たして自動車需要の維持に責任を持てるのでしょうか。

地方分権に逆行し、現役世代に対する配慮に欠けた今回の税制改悪に対し、日本維新の会は、断固として反対いたします。

さて、私たちの予算修正案の概要に話を戻したいと思います。

予算修正案の第二のポイントは、社会保障における現役世代の負担軽減を積極的に進めるということです。

現役世代は、現行の年金制度に不安を感じています。また、負担の大きさに不満も感じています。世代間格差があることは、内閣府の調査により明らかになっております。それがわかっていながら年金制度の抜本改革に着手しないというのは、余りにも無責任です。

医療保険制度についても、就労前の小さな子供が三割の自己負担をしているのに対し、高齢者の自己負担が一割であるというのは、格差があり過ぎます。乳幼児や児童の医療は地方自治体が補助している場合もありますが、国の制度として不適切であり、高齢者にも同等の負担を求めるべきであると考えます。

第三に、未来への投資が必要です。

科学技術と教育は、日本の未来を築く重要分野です。

将来を担う再生医療分野でも、パーマネントポストを得て研究している人は少ないのが現状です。能力がある優秀な研究者が、採用期間が切れた後の就職先に不安を感じながら最先端の研究を行うようでは、潤沢な資金を投入している米国、欧州などの競争相手に先を越されます。将来の芽を育てる配慮をすべきです。

また、やる気のある生徒を支援するため、育英奨学金は、もっと手厚く予算をつけるべきと考えます。

第四に、徹底した行財政改革です。

国民に消費税増税を課しながら行財政改革が不十分では、果たして国民の理解を得られるでしょうか。

消費税を増税する際に、身を切る改革を進めることになっていたはずです。国会議員の歳費の削減、国家公務員や教員の人件費の削減、庁費の削減など、着手すべき改革はいろいろあるはずです。

私たちは、今回、一般会計六千四百八十四項目約九十六兆円、特別会計一千四百九十八項目約四百十一兆円から成る政府予算について、法的根拠の有無、重要度、緊急度等を勘案して、徹底的に精査しました。

その結果、移転的支出である交付金、補助金、委託費の中には、法的根拠がない項目が、一般会計で四千百三十六項目、特別会計でも六百三十八項目もあることが判明しました。

補正予算においても同じ問題がありましたが、不要不急の基金への積み増しも数多く見られます。基金は、年度を越えて使用できるために、経済の乗数効果が小さい支出です。

私たちの予算修正案では、このような交付金、補助金、委託費、基金などを一割から二割削減するなど、徹底した行財政改革を行う予算案となっています。

最後の第五に、国民の安全を守るため、国家安全保障体制の整備を進めるべきです。

今や、サイバーテロへの対策は喫緊の課題です。日々さまざまな攻撃手法が編み出されていることに対抗して、ネットワーク防御技術の継続的な高度化が求められています。そのためには、十分な予算措置が必要です。

南西諸島地域の防空識別圏の問題でスクランブル発進が急増しており、領空の安全を守る体制も、飛躍的に向上させる必要があります。政府予算では、航空機の性能向上のための改修を進めていくことになっておりますが、その改修の進度を速めるべきです。

国際関係の改善と、日本からの対外発信力の拡充も重要です。

領土問題や歴史認識問題に関して国際社会に存在している誤解を解くための広報活動に力を入れていくことは当然ですが、あわせて、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本のすばらしさを積極的に訴えていく広報体制も強化をしていくべきと考えます。

政府の一般会計予算は、過去最大規模の約九十六兆円となります。前例踏襲型の予算編成、つまり、効果の検証をしないまま例年どおりの予算をつけるという姿勢では、財政赤字はふえる一方です。

私たちの修正案では、徹底した行財政改革と課題対応重視の予算とした結果、一般会計及び特別会計の連結ベース、平成二十六年度期末で、政府案と比較して、基礎的財政収支は約一・六兆円改善し、国債残高も約五・六兆円圧縮することとなっています。

経済再生、社会保障、国家安全保障などの課題に対応しつつ財政健全化を両立させていくためにも、政府の予算案に反対し、日本維新の会及び結いの党の共同提案による予算案に対する代議士各位の御賛同をお願いして、私の討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　次に、佐藤正夫君。

〔佐藤正夫君登壇〕

○佐藤正夫君　みんなの党の佐藤正夫です。

私は、みんなの党を代表して、ただいま議題となりました、政府提出予算三案、民主党提出の予算組み替え案及び日本維新の会、結いの党提出の予算修正案に、いずれも反対の立場から討論を行います。（拍手）

本日二月二十八日は、昭和二十八年の本日、衆議院予算委員会にて、時の吉田茂総理が、野党議員の追及に対し、ばかやろうと発言された日です。これをきっかけに行われた衆議院解散は、一般に、ばかやろう解散と言われています。

四月の消費税増税を目前として、このように思う国民はたくさんいらっしゃることでしょう。デ

フレから抜け出ていない中の消費税増税は、景気を冷え込ませ、確実に国民生活を直撃します。

増税の前にやるべきことがあるだろう、みんなの党は、結党以来、繰り返し主張し続けてきました。増税の前にやるべきは、デフレとの戦い、無駄、既得権益との戦い、政治家、公務員の定数削減や歳費、給与カットなど、身を切る戦いです。

一方、選挙のときの約束を守ることは、政治家の一丁目一番地です。選挙のときに、みんなの党の候補として、増税の前にやるべきことがあると訴えて当選した結いの党の国会議員が、増税を容認し、増税を前提とした予算をつくるということは、有権者への裏切りにほかなりません。国民のさらなる政治不信を招きます。議会人として、非常に残念です。

結いの党の議員を含め比例選出議員が、選挙のときの国民との約束をほごにし、政党、政策を変えるのであれば、その議席を返上すべきだと、重ねて申し上げます。

アベノミクスの第一の矢の金融政策によって、日本経済は立ち直りの兆しを見せたものの、第二の矢の財政政策は、従来型のばらまきによる歳出拡大策であり、第三の矢の成長戦略も、期待外れに終わっています。

みんなの党は、アベノミクスにかわる新たな経済政策として、先手の金融政策、歳出拡大によらない経済対策、岩盤規制の撤廃から成る、ナベノミクス新三本の矢を提唱しています。

次に、政府予算の三つの問題点を指摘します。

第一に、消費税率引き上げと財政支出拡大で、たくさん集めてたくさん配る、大きな政府の道へ突き進んでいます。

昔ながらのばらまきで景気回復が無理なことは、世界の借金王と自称された小渕恵三内閣による巨額の経済対策が有効でなかったことからも明らかです。もう昔ながらのばらまきはやめませんか。

第二に、歳出削減が全く足りません。

平成二十五年度補正予算に二十六年度の事業の一部を前倒し計上したにもかかわらず、歳出は九十五兆円を突破するなど、過去最大規模になっています。健全な財政にするため、大幅な歳出削減こそが必要です。

第三に、官が肥大する一方で、民間主導の経済再生には結びつきません。

財政出動によらない経済対策、すなわち、法人実効税率の大幅な引き下げや自由償却税制など、大胆な減税で民間活力を大きくすることが必要です。

以上、みんなの党は、平成二十六年度政府予算三案に反対することを明確に主張します。

なお、民主党提出の予算組み替え案、日本維新の会、結いの党提出の予算修正案については、見解を異にするため、反対いたします。

以上をもって私の反対討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　次に、小池政就君。

（小池政就君登壇）

○小池政就君　結いの党の小池政就です。

堂々と、結いの党を代表し、政府提出の平成二十六年度予算案に反対、民主党の組み替え動議に反対、日本維新の会及び結いの党の共同提案による修正案に賛成の立場から討論を行います。（拍手）

今回の予算、デフレ脱却・経済再生と財政健全化をあわせて目指すという方針は、賛同します。

しかし、補正予算を消費税増税の反動減対策として、また、財政法の理念をねじ曲げてまで不要不急の項目を積み増しておきながら、今回さらに歳出を膨らますのは、了承できません。

切り込み不足の社会保障費は初めて三十兆円の大台を突破し、公共事業費は、入札不調が続く中、補正でも積み増した上、今回さらに一三％もふやし、結果、増収見込みに対して新規国債発行額の減少がわずかとなっています。

また、裁量的経費の一〇％削減と宣言しながら、他方で、目的の曖昧な優先課題推進枠で上乗せし、あけてみれば、削減どころか、一二％増となっています。

個別の項目も、課題が散見されます。

農業では、米の直接支払いを減額し、将来的には廃止としていますが、水田活用交付金や多面的機能支払いに振りかえられているだけであり、中身に全く違いは見られません。

復興特会も、特に公共事業関係は精査が必要です。必要なところにお金が回らず、不要不急のところに予算がだぶついているのでは、本末転倒です。

除染や中間貯蔵施設にも予算を計上し、東京電力へ求償するとなっていますが、原資は東電株式の売却益等が想定されており、東電が今後も維持されて経営が向上していくという前提に基づいています。これから電力の自由化を進め、公平な競争を促そうとする中、なぜ、東京電力にのみ、このような前提を設けるのでしょうか。

また、本来自立を促すべき独立行政法人には多額の交付金を垂れ流し、官民ファンドとは名ばかりで、現状、全体の平均で約九割を官が出資する官製ファンドにも、ほぼ際限もないリスクマネーを投入しつつあります。それらには、わざわざ、公務員法の改正やガイドラインで指導しながら現役出向を推進させるという、あたかも官の別荘を築くがごとき作業を進行しています。

国会論戦でも指摘してきた、以上の問題意識から、私たち結いの党は、日本維新の会と共同で、政府予算案の対案となる修正案を作成し、本日の予算委員会では、野党提出の予算修正案が実質審議入りするという、憲政史上初めての画期的な出来事が生まれました。

国から地方自治体、政府機関、独立行政法人等への補助金、交付金、委託費等の移転的支出、不要不急が明らかな基金の積み増しにメスを入れ、極めてドラスチックな歳出削減を実現しています。それらを原資として、法人税実効税率の引き下げ、今や不可避と考えざるを得ない消費税増税の家計や民間消費に与える影響を緩和する復興特別所得税の減税を盛り込みました。

各党がばらばらに組み替え動議を提出する中、両党派間で一致した修正案を共同提出させていただくことができました。全てのやる気のある人にチャンスを与えるという理念に基づいた予算案です。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

はるか離れたソチの空のもと、母国を代表し、チャンスを生かして戦った選手たちの姿を、私たちは忘れることはできません。また、たとえメダルへのチャンスが絶望的になっても、決して諦めず、自分を信じ、最後まで全力を尽くした浅田真央選手の姿に、私たちは心を動かされました。

私たちの周りにも、先が見えない中、みずからの努力によって現状を打破しようとする人たちがいます。政治の役割は、そのような努力する人が報われる社会をつくることであり、特権や既得権

にあぐらをかいた一部の人たちを補助金や規制で守ることでは決してないはずです。

数の論理に圧倒された国会において、おごる内閣と肥大する官に、予算のみならず、権力みずからを縛る憲法すら生殺与奪の権を握られる中でも、この国が抱える課題に愚直に立ち向かい、現実的な対案を示し、その実現に全力を尽くす。

我々結いの党は、国民にお誓いし、予算案への討論を終わります。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　宮本岳志君。

〔宮本岳志君登壇〕

○宮本岳志君　私は、日本共産党を代表して、二〇一四年度予算三案に反対、維新の会、結いの党提出の修正案並びに民主党提出の組み替え動議に反対の討論を行います。（拍手）

本予算案の最大の問題は、国民に消費税大増税を押しつけていることです。

そもそも、消費税は、低所得者ほど負担が重く、経済的弱者を踏みつけにする不公平税制です。

円安によって大企業の利益は急増していますが、労働者の実質賃金は低下し、家計消費が低迷し、物価上昇により、国民の暮らしはますます苦しくなっています。

消費税で八兆円、社会保障の改悪などを含めて十兆円もの負担増を国民に押しつければ、暮らしは落ち込み、雇用の七割を支える中小零細業者の経営は破壊されます。消費税大増税によって、国民の暮らしも、経済も、そして財政も破綻するのであります。

しかも、政府は、消費税大増税の口実として、全額社会保障に使うと言ってきましたが、それが全くのごまかしであることは明らかであります。

消費税増税を直ちに中止し、経済政策を抜本的に転換するべきであります。

大企業を優遇する予算の削減を求めます。復興特別法人税の廃止、研究開発減税や投資減税、交際費非課税などの大企業優遇税制を中止し、大企業と資産家等に応分の負担を求めるべきです。

大幅増の新規大型開発事業の予算を削減し、社会資本の老朽化対策に力を入れるべきです。

第二に、社会保障制度と労働法制の改悪を押しつけていることです。

日本経済を立て直す鍵は、賃金等の国民の所得をふやすことです。そのため、二百七十兆円に上る大企業の内部留保を活用して、ベースアップを含む賃上げの実現が必要です。

また、最低賃金を抜本的に引き上げるための、中小企業に対する財政支援に踏み切るべきです。

派遣労働の利用は臨時的、一時的としてきた原則を骨抜きにする労働者派遣法改悪を初め、非正規労働者を一層拡大する労働法制の改悪を許すことはできません。

年金給付削減一兆円、年金保険料引き上げ〇・七兆円、老人医療費負担増と生活保護水準切り下げなど、国民が必要とする手当と給付を削減し、国民負担を押しつけることは、憲法が保障する国民の生存権を脅かすものであり、容認できません。

また、ＴＰＰは、日本農業に壊滅的打撃を与え、地域の雇用と経済を破壊するものであり、交渉から直ちに撤退すべきであります。

第三に、憲法九条をなきものにする、戦争する国づくりを認めるわけにはいきません。

憲法解釈の最高責任者は私だなどと述べ、立憲主義を否定する安倍総理の発言は、断じて容認できません。

そもそも、憲法九条のもとで、他国の戦争に加担する集団的自衛権の行使が認められる余地はありません。解釈の検討を直ちに中止すべきです。

アメリカ海兵隊のような強襲揚陸能力を持つ水陸機動団をつくり、敵基地攻撃能力の保有を検討するとしていますが、周辺諸国との軍事緊張を高め、東アジアの平和環境づくりに逆行するものにほかなりません。

国家安全保障戦略と新防衛大綱、中期防は、撤回すべきです。

新型ステルス戦闘機Ｆ35やオスプレイ、無人機、ミサイル防衛などの軍備拡大の中止を求めます。

名護市長選挙で示された民意を無視し、辺野古への米軍新基地建設をあくまで推し進めようとする政府の態度は、断じて許されません。新基地建設を撤回し、普天間基地の即時閉鎖、無条件撤去、返還を強く要求します。

最後に、東日本大震災から三年、住宅となりわい、地域社会の復興に国が最後まで責任を負うことを基本に据え、被災者支援を抜本的に強化することを求めます。

原発を重要なベースロード電源と位置づけ、原発再稼働を推進するエネルギー基本計画は、撤回すべきです。

原発即時ゼロの政治決断を行うことを強く求めて、私の討論といたします。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　それでは、畑浩治君。

〔畑浩治君登壇〕

○畑浩治君　生活の党の畑浩治でございます。

私は、生活の党を代表しまして、ただいま議題となりました政府提出の平成二十六年度予算三案に対しまして、反対の立場から討論を行います。（拍手）

私たちは、公共投資を含めて、公需を支えるための財政支出は、否定するものではありません。本格的な景気回復と国民生活の向上に資する適切な内容、規模の財政支出の必要性は認めるものの、平成二十六年度政府予算案には、不要不急の支出が随所に見られるなど、問題点が多いと考えます。

平成二十六年度政府予算案においては、行政改革推進会議の秋のレビューで指摘がなされた五十二事業について、削減額四千八百億円のうち、二十五年度補正予算で三千六百億円が復活した上に、そもそも、二十五年度当初予算と比べれば、二十六年度予算案においても三千四百億円増額しております。

また、二十五年度補正予算と二十六年度予算案で、概算要求額を上回るものが二兆二千億円に上っています。

基金については、二十五年度補正予算で四十九事業に対して一兆二千億円が投入され、二十六年度当初予算では、四十九事業に一兆四千億円が投入されました。補正、当初の双方で重複して投入されたものは、二十事業八千億円にも上り、中には、これまでの執行状況から、増額に疑問のあるものも多くなっています。

経済対策としては、ＧＤＰの約六割を占める個人消費をふやす必要があり、生活者が安心してお金を使えるような環境をつくることが必要であります。しかしながら、社会保障、教育関係、農業戸別所得補償関係等個人消費の悪影響に適切に対応する支出や、国民の実質可処分所得の向上のための措置が、十分とは言えません。

賃上げの環境整備のためには、中小企業予算、正規雇用化関係の助成金、奨励金等の拡充も必要であると考えます。

さらに、エネルギー政策を抜本的に転換して、原発依存度をゼロにする政策を進めるべきと考えますが、平成二十六年度政府予算案には、その方向性が見えません。脱原発こそ最大の成長戦略であるという観点から、新エネルギー、再生可能エネルギーを中心とした代替エネルギーの普及や省エネに寄与する投資に重点化すべきであります。

なお、現時点での消費税増税には反対であります。税率引き上げ以上の負の経済効果をもたらす消費税増税は、デフレを脱却し日本経済を持続的成長軌道に乗せるに当たって矛盾した政策であり、行うべきではないからであります。

なお、高齢化社会の到来を踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を目指す必要があると考えておりますが、平成二十六年度政府予算案では、最大の支出項目である社会保障費が、初めて三十兆円の大台を超えています。高齢化の進展に伴い、社会保障費は今後も毎年一兆円ずつ膨らむ見通しであり、持続可能な社会保障制度を実現していくための改革を急がなければなりません。本来、消費税増税は、この改革が前提でなければならないと考えます。

さらに、復興特別法人税の廃止には、断固反対であります。

そもそも、黒字法人だけを支援することになり、不公平、不適正な支援措置であるとともに、復興特別法人税廃止と賃上げのリンク、担保が明確ではないからであります。

被災地の復興には予算措置も必要でありますが、復興事業に関する用地取得の特例など、規制や事業制度のあり方を見直すことも必要であります。

公共投資は必要なものでありますが、無原則に積み上げられているように見える公共事業の執行が、人件費、資材費の高騰を招き、中長期的な事業量の見通しの不透明さと相まって、その信頼性を失わせていることは、残念なことであります。

公共投資については、国土政策的に中長期的観点から、変動のない、持続的な一定の必要な水準を確保して行っていくという方針を明確にすべきです。

以上の諸点を指摘して、政府提出の平成二十六年度予算三案に対して反対いたします。

なお、民主党提出の予算編成組み替え動議、日本維新の会及び結いの党提出の予算修正案に対しましては、見解を異にする点があり、反対といたします。

以上で私の反対討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　以上をもって討論は終結といたします。

○議長（伊吹文明君）　これより採決を行います。

まず、長妻昭君外一名提出、平成二十六年度一般会計予算外二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決をいたします。

長妻昭君外一名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君）　起立少数。したがって、動議は否決されました。

次に、桜内文城君外六名提出、平成二十六年度一般会計予算外二案に対する修正案につき採決をいたします。

桜内文城君外六名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君）　起立少数。したがって、修正案は否決されました。

次に、委員長より報告のありました平成二十六年度一般会計予算外二案を一括して採決をいたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんは白票、反対の皆さんは青票を持参してください。

議場を閉鎖いたします。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（伊吹文明君）　投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。御苦労さまでした。

それでは、投票箱を閉鎖させます。開票いたします。

議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（伊吹文明君）　それでは、投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百六十五

可とする者（白票）　三百二十五

否とする者（青票）　百四十

○議長（伊吹文明君）　以上の結果、平成二十六年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決をいたしました。（拍手）

平成二十六年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君　あべ　俊子君
安倍　晋三君　逢沢　一郎君
青山　周平君　赤枝　恒雄君
赤澤　亮正君　秋元　　司君
秋本　真利君　麻生　太郎君
穴見　陽一君　甘利　　明君
安藤　　裕君　井野　俊郎君
井林　辰憲君　井上　信治君
井上　貴博君　伊東　良孝君
伊藤信太郎君　伊藤　忠彦君
伊藤　達也君　池田　道孝君
池田　佳隆君　石川　昭政君
石崎　　徹君　石田　真敏君
石破　　茂君　石原　伸晃君
石原　宏高君　泉原　保二君
稲田　朋美君　今枝宗一郎君
今津　　寛君　今村　雅弘君
岩田　和親君　岩屋　　毅君
うえの賢一郎君　上杉　光弘君
江崎　鐵磨君　江渡　聡徳君
江藤　　拓君　衛藤征士郎君
遠藤　利明君　小倉　將信君
小此木八郎君　小里　泰弘君
小田原　潔君　小野寺五典君
小渕　優子君　越智　隆雄君
大岡　敏孝君　大久保三代君
大串　正樹君　大島　理森君
大塚　高司君　大塚　　拓君
大西　英男君　大野敬太郎君
大見　　正君　奥野　信亮君
鬼木　　誠君　加藤　勝信君
加藤　寛治君　梶山　弘志君

勝沼　栄明君　勝俣　孝明君　菅　義偉君　菅原　一秀君　根本　幸典君　野田　聖子君　築　和生君　山際大志郎君
門　博文君　門山　宏哲君　助田　重義君　鈴木　馨祐君　野田　毅君　野中　厚君　山口　俊一君　山口　泰明君
金子　一義君　金子　恵美君　鈴木　俊一君　鈴木　淳司君　葉梨　康弘君　萩生田光一君　山下　貴司君　山田　賢司君
金子　恭之君　金田　勝年君　鈴木　憲和君　瀬戸　隆一君　橋本　岳君　橋本　英教君　山田　美樹君　山本　公一君
上川　陽子君　神山　佐市君　関　芳弘君　薗浦健太郎君　馳　浩君　鳩山　邦夫君　山本　幸三君　山本　拓君
亀岡　偉民君　鴨下　一郎君　田所　嘉徳君　田中　和徳君　浜田　靖一君　林　幹雄君　山本ともひろ君　山本　有二君
川崎　二郎君　川田　隆君　田中　英之君　田中　良生君　林田　彪君　原田　憲治君　湯川　一行君　吉川　貴盛君
河井　克行君　河村　建夫君　田野瀬太道君　田畑　裕明君　比嘉奈津美君　平井たくや君　吉川　赳君　吉野　正芳君
神田　憲次君　菅家　一郎君　田村　憲久君　平　将明君　平口　洋君　平沢　勝栄君　義家　弘介君　若宮　健嗣君
菅野さちこ君　木内　均君　高市　早苗君　髙木　毅君　福井　照君　渡辺　孝一君　渡辺　博道君
木原　誠二君　木原　稔君　高木　宏壽君　髙鳥　修一君　福田　達夫君　赤羽　一嘉君　井上　義久君
木村　太郎君　城内　実君　高橋ひなこ君　竹下　亘君　藤井比早之君　伊佐　進一君　伊藤　渉君
黄川田仁志君　岸　信夫君　竹本　直一君　武井　俊輔君　藤原　崇君　船田　元君　石井　啓一君　石田　祝稔君
岸田　文雄君　北川　知克君　武田　良太君　武部　新君　船橋　利実君　古川　禎久君　稲津　久君　上田　勇君
北村　茂男君　北村　誠吾君　武村　展英君　橘　慶一郎君　古屋　圭司君　保利　耕輔君　漆原　良夫君
工藤　彰三君　熊田　裕通君　棚橋　泰文君　谷　公一君　星野　剛士君　細田　健一君　浮島　智子君　江田　康幸君
小泉進次郎君　小島　敏文君　谷垣　禎一君　谷川　弥一君　細田　博之君　堀井　学君　古屋　範子君　大口　善徳君
小林　茂樹君　小林　鷹之君　津島　淳君　辻　清人君　堀内　詔子君　前田　一男君　阿部　寿一君　太田　昭宏君
小林　史明君　小松　裕君　土屋　品子君　土屋　正忠君　牧島かれん君　牧原　秀樹君　小泉　龍司君　岡本　三成君
古賀　篤君　後藤　茂之君　寺田　稔君　とかしきなおみ君　町村　信孝君　松島みどり君　北側　一雄君　興水　恵一君　中村喜四郎君
後藤田正純君　河野　太郎君　土井　亨君　冨樫　博之君　松野　博一君　松本　純君　佐藤　英道君　西村　眞悟君
高村　正彦君　國場幸之助君　渡海紀三朗君　東郷　哲也君　松本　文明君　松本　洋平君　高木美智代君
今野　智博君　左藤　章君　冨岡　勉君　豊田真由子君　三ッ林裕巳君　三ッ矢憲生君　竹内　譲君　遠山　清彦君
佐々木　紀君　佐田玄一郎君　中川　俊直君　中川　郁子君　三原　朝彦君　御法川信英君　富田　茂之君　中野　洋昌君
佐藤　勉君　齋藤　健君　中谷　元君　中谷　真一君　宮内　秀樹君　宮川　典子君　濵地　雅一君　井上　義久君
斎藤　洋明君　坂井　学君　中根　一幸君　中村　裕之君　宮腰　光寛君　宮崎　謙介君　樋口　尚也君　伊藤　渉君
坂本　剛二君　桜井　宏君　中山　展宏君　中山　泰秀君　宮崎　政久君　宮澤　博行君　古屋　範子君　小川　淳也君
櫻田　義孝君　笹川　博義君　永岡　桂子君　永山　文雄君　宮路　和明君　宮下　一郎君　桝屋　敬悟君　若宮　健嗣君
清水　誠一君　塩崎　恭久君　長坂　康正君　長島　忠美君　武藤　貴也君　武藤　容治君　小泉　龍司君　石田　祝稔君
塩谷　立君　柴山　昌彦君　二階　俊博君　丹羽　秀樹君　務台　俊介君　村井　英樹君　中村喜四郎君　渡辺　博道君
島田　佳和君　下村　博文君　丹羽　雄哉君　西川　京子君　村上誠一郎君　望月　義夫君　野間　健君　井上　義久君
白石　徹君　白須賀貴樹君　西川　公也君　西村　明宏君　茂木　敏充君　盛山　正仁君　大串　博志君　伊藤　渉君
新開　裕司君　新谷　正義君　西村　康稔君　西銘恒三郎君　森　英介君　森山　裕君　枝野　幸男君　石田　祝稔君
新藤　義孝君　末吉　光徳君　額賀福志郎君　根本　匠君　八木　哲也君　保岡　興治君　大島　敦君　稲津　久君

否とする議員の氏名

安住　淳君　荒井　聰君

泉　健太君　生方　幸夫君

枝野　幸男君　小川　淳也君

大串　博志君　大島　敦君

大西　健介君　大畠　章宏君
岡田　克也君　奥野総一郎君
海江田万里君　菅　直人君
黄川田　徹君　菊田真紀子君
岸本　周平君　玄葉光一郎君
後藤　祐一君　郡　和子君
近藤　昭一君　近藤　洋介君
階　猛君　篠原　孝君
田嶋　要君　高木　義明君
武正　公一君　玉木雄一郎君
津村　啓介君　辻元　清美君
寺島　義幸君　中川　正春君
中根　康浩君　長島　昭久君
長妻　昭君　野田　佳彦君
原口　一博君　福田　昭夫君
古川　元久君　古本伸一郎君
細野　豪志君　前原　誠司君
松原　仁君　松本　剛明君
三日月大造君　山井　和則君
柚木　道義君　横路　孝弘君
吉田　泉君　笠　浩史君
若井　康彦君　鷲尾英一郎君
渡辺　周君　足立　康史君
井上　英孝君　伊東　信久君
石関　貴史君　石原慎太郎君
今井　雅人君　岩永　裕貴君
上西小百合君　上野ひろし君
浦野　靖人君　遠藤　敬君
小熊　慎司君　小沢　鋭仁君
河野　正美君　坂元　大輔君
坂本祐之輔君　阪口　直人君
桜内　文城君　清水鴻一郎君
椎木　保君　重徳　和彦君
新原　秀人君　杉田　水脈君
鈴木　望君　鈴木　義弘君
園田　博之君　田沼　隆志君
高橋　みほ君　谷畑　孝君
中田　宏君　中丸　啓君
中山　成彬君　西岡　新君
西田　譲君　西野　弘一君
馬場　伸幸君　平沼　赳夫君
藤井　孝男君　松田　学君
松野　頼久君　丸山　穂高君
三木　圭恵君　三宅　博君
宮沢　隆仁君　村岡　敏英君
村上　政俊君　百瀬　智之君
山田　宏君　山之内　毅君
浅尾慶一郎君　大熊　利昭君
柏倉　祐司君　佐藤　正夫君
杉本かずみ君　中島　克仁君
三谷　英弘君　山内　康一君
渡辺　喜美君　青柳陽一郎君
井坂　信彦君　井出　庸生君
江田　憲司君　柿沢　未途君
小池　政就君　椎名　毅君
畠中　光成君　林　宙紀君
赤嶺　政賢君　笠井　亮君
穀田　恵二君　佐々木憲昭君
志位　和夫君　塩川　鉄也君
高橋千鶴子君　宮本　岳志君
青木　愛君　小沢　一郎君
小宮山泰子君　鈴木　克昌君
玉城デニー君　畑　浩治君
村上　史好君　照屋　寛徳君
吉川　元君　阿部　知子君
赤松　広隆君　亀井　静香君

○あべ俊子君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（伊吹文明君）　あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君）　地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長高木陽介君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔高木陽介君登壇〕

○高木陽介君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法等の一部を改正する法律案は、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割の税率の引き下げ、地方法人特別税の税率の引き上げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引き下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引き上げ等、震災からの復興を支援するための津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等並びに国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講ずることとしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の算定に係る単位費用等の改正、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の総額の確保、地方法人税の地方交付税対象税目への追加等の措置を講ずることとしております。

また、第三セクター等改革推進債に係る経過措置を講ずるとともに、公共施設等の除却に係る地方債の特例措置を創設するほか、地方交付税総額における特別交付税の割合に関する現行の経過措置の延長等の措置を講ずることとしております。

両案は、去る二月十八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十五日新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

昨二十七日、質疑に入りましたところ、地方税

法等改正案に対し、原口一博君外一名から修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、両案及び修正案を一括して質疑を行い、本日これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　委員長より報告のありました両案につき討論の通告がありますので、これを許します。近藤昭一君。

〔近藤昭一君登壇〕

○近藤昭一君　民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました、政府提出の地方税法等改正案、地方交付税法等改正案について、反対の立場から討論を行います。（拍手）

安倍政権が発足して、一年二カ月余りがたちました。

今でも、総理は、事あるごとに、民主党政権下と変わったとおっしゃいます。大規模な金融緩和で株価は上昇し、都市の一部では活況を呈しています。確かに、一部の人にとって、プラスに変わったのは間違いないでしょう。

しかし、庶民の暮らし、地方の経済はどうでしょうか。賃金が上昇しない、売り上げが伸びない中、物の値段だけが上がる。マイナスに変わって苦しんでいる方々がたくさんいらっしゃいます。

地方がこれだけ苦しんでいる。その原因は、もとを正せば、かつての自民党政権による、政官業の鉄のトライアングルにあります。

国土の均衡ある発展の旗印のもと、地域の実情を無視した画一的な計画を組み、ひもつき補助金で金をばらまき、地方に不要不急の公共事業を行わせてきました。

その結果、金太郎あめのような箱物ばかりが全国津々浦々にでき上がり、地域の特色が失われてしまいました。身の丈に合わない行政運営がなされ、積み上がる借金に地方は身動きがとれなくなってしまいました。

そこで、民主党政権では、特色と魅力にあふれた地域づくり、地域の特性に合わせた行政を行えるようにする地域主権改革を推進してまいりました。その大きな成果の一つが、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる一括交付金の創設であります。

これは、画期的なことでありました。霞が関支配、政官業の癒着の温床と指摘されてきたひもつき補助金を抜本的に改めたのです。

ところが、自民党は、政権復帰するや否や、一括交付金を廃止し、従前のひもつき補助金を復活させました。また、国土強靱化の名のもと、補正予算でも本予算でも、多額の公共事業関係費を計上しました。加えて、地方交付税の別枠加算を約四千億円削るといいます。

自由な財源をどんどん削り、かつてのように地方を不要不急の事業に駆り立て、さらに疲弊させるのでしょうか。

経済の好循環を実現し、景気回復の実感を全国津々浦々に届けると言いながら、実際には正反対の政策を実行する総理の姿勢は、非常に理解に苦しみます。

消費税引き上げに際しての姿勢も、理解に苦しみます。

四月から、いよいよ、消費税が五％から八％に引き上げられます。社会保障と税の一体改革を推進していくためには、社会保障を維持し安定化するしか道はありません。

民主党は、責任政党として、野党になってからも、自民党、公明党と真摯に協議を行い、積み残し課題を解決し、改革を前進させようと努力してまいりました。

協議の中で民主党が強力に主張したのは、増税による経済、国民生活への影響を緩和する対策です。特に経済については、総理も選挙中に繰り返し触れられてきたはずであります。

その意味で、当然、今次の税制改正法案は、逆進性対策、車体課税の抜本的見直し、医療、介護等の控除対象外消費税のあり方の見直しなど、影響緩和対策が中心になるものだと思っておりました。

しかし、ふたをあけてみれば、逆進性対策も控除対象外消費税も先送り、車体課税に至っては、地方の生活の足である軽自動車税を逆に引き上げるといいます。なぜ、影響緩和どころか、国民にさらなる負担を強い、経済の足を引っ張る内容になってしまったのか、本当に理解に苦しみます。

民主党は、国民生活、経済に鑑み、軽自動車税の引き上げを取りやめる修正案を提出しましたが、自民党、公明党などの反対により、否決されてしまいました。

以上のように、あべこべで政策の体をなしていない両案に、賛成はできません。

最後に、民主党は、生活者、勤労者、中小零細企業、地方に焦点を当て、雇用と社会保障と財政の安心を実現する政策をもって自民党政権と対峙していくことを国民の皆さんにお約束をし、私の討論を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　以上で討論は終局といたします。

○議長（伊吹文明君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君）　起立多数。したがって、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

○あべ俊子君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案、地方法人税法案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（伊吹文明君）　あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君）　御異議なしと認めます。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方法人税法案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君）　所得税法等の一部を改正する法律案、地方法人税法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長林田彪君。

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方法人税法案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔林田彪君登壇〕

○林田彪君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案は、デフレ不況からの脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるものであります。

次に、地方法人税法案は、地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引き下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するものであります。

両案は、去る二月十四日当委員会に付託され、二十五日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十六日には、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、古本伸一郎君外一名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

本日、質疑を終局し、修正案について内閣の意見を聴取した後、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　委員長の報告のありました両案につき討論の通告がありますので、順次これを許します。まず、古本伸一郎君。

〔古本伸一郎君登壇〕

○古本伸一郎君　民主党・無所属クラブを代表し、議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論します。（拍手）

討論に先立ち、委員会において、全野党が一致して充実した審議を求めたところ、打ち切られたことに、遺憾の意を強く申し上げ、討論に入りたいと思います。

二〇〇九年、私たちは、初めて予算を組みました。七転八倒した結果、無責任な予算は組まない道を選びました。

当時、藤井財務大臣に、本当に予算は組めないのかとお尋ねしたところ、輪転機を回せば簡単にできるよとおっしゃいました。でも、その輪転機を回し続け、借金を重ねたのは自由民主党、改めるのが俺たちじゃないかとおっしゃいました。

少ない負担で手厚い給付を続ける、まるで手品のような政治を改めようと取り組んだのが、社会保障と税の一体改革でありました。

国会の知恵により結論を出した。合意形成のありようを世に示したと思っています。

合意の第一は、消費税により確保された財源は、年金、医療、介護、子ども・子育ての四分野に限定して使うことであったはずです。合意は守られているでしょうか。

政府・与党は、消費税のおかげで財政に余力ができた分を、建設国債を発行し、国土を強靱化する予算へと突き進みます。余力ができれば、借金を返すべきではないでしょうか。

東名・名神高速は、その借金で建設されました。返済が終われば無料開放すると法律に書いてあります。それなのに、これまで続けた料金プール方式を十五年延長し、維持修繕のためとはいえ、五十一年先まで続ける再延長の法案が出されます。

立法者が見届けることができない遠い時代まで法律で縛ることは、子供たちの世代のお金の使い方の可能性を私たちが制約することにはならないでしょうか。

自民党政権で凍結された海峡大橋の計画も、復活するやに巷間伺っております。何兆円も借金し、仮につくるとすれば、一体、何のための消費税だったんでしょうか。

第二の合意は、特例公債の時限立法による特別対応でした。

本来、国債発行は、国会で毎年議論すべきものであります。与野党の駆け引きの材料にはもうしない、そういう思いで、政府に発行を認めるかわりに、使い道や国民負担のありようを、税制を通じ、より真剣な議論をすることにあったはずです。

審議時間を協議した際には、短縮ばかり提案されました。これでは、一体、何のための合意だったんでしょうか。

第三の合意は、議員定数の削減です。

野田前総理の提案に、安倍自民党当時総裁は、約束しますよとテレビの前でお答えになりました。国民は息をのみました。

解散は、いわば、定数削減と引きかえだったはずです。あのときから、定数削減をやり遂げる使命を現在の政府・与党は背負っているのではないでしょうか。

定数削減の約束も守らず、国民に負担増をお願いすることに、断固反対いたします。

第四の合意は、消費税の影響緩和のための対策であります。逆進性の対策、住宅、車体課税、そして医療などでありました。

住宅は、私ども民主党の主張が多く反映され、多としたいと思います。

一方、逆進性の対策は、法案に入っておらず、導入時期、莫大な財源をどうするかなど、示されておりません。必要な世帯に絞り税を戻す給付つき税額控除の方がすぐれており、選択肢として国民に示すべきであります。

また、自動車は、国民生活に広く普及しております。地方では複数保有されており、このため、関係諸税が家計を重く圧迫いたします。また、基幹産業であり、経済への影響も甚大であります。

民主党は、消費税引き上げの際に、自動車取得税の廃止、重量税の当分の間税率の廃止など、車体課税の抜本見直しを求めてまいりました。

今回の政府原案には、消費税の影響緩和どころか、軽自動車や原付などの二輪を逆に増税する、消費税の影響増幅法案となっております。断じて賛成できません。

復興特別法人税の前倒し廃止もあります。

頑張ろう東日本の思いから、国民全体で支え合う、復興特別所得税の増税も始まりました。法人減税をするお金があるならば、被災地の皆様に届けるべきではないでしょうか。

所得税も、給与所得者の実額控除の機会を確保せず、給与所得控除の上限の引き下げだけを行い、特定のサラリーマンを狙い撃ちする増税に、反対です。

一方、原案には、所得拡大促進税制の拡充、中小・小規模事業者に資する交際費課税の緩和、税

理士法改正など、民主党の主張によるものも含まれております。

以上を踏まえると、私どもとして、復興特別法人税の前倒し廃止の規定及び給与所得控除引き下げの規定の削除と、附則に、車体課税の抜本見直し、逆進性対策の実施、医療、介護等の控除対象外消費税の解決などの規定を設けるなど、修正案を財務金融委員会に提出いたしました。

残念ながら、自民党、公明党などの反対により、否決されてしまいました。

以上、社会保障と税の一体改革を通じつくり上げた国会の合意と改革の精神が色あせた法案となっている点、東日本大震災のきずなと連帯の精神に反する点、加えて、政治は過去に二回、消費税の判断をいたしました。その際、所得税や法人税を減税し、国民の負担は平準化された歴史があります。

政治が消費税を純増税として国民の皆様に御負担をお願いする決断をしたのは、今回が初めてです。だからこそ、徹底した影響緩和対策が求められているのではないでしょうか。

それなのに、影響がむしろ増幅する法案となっている点を指摘申し上げ、政府原案に反対討論といたします。

以上です。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　次に、佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君　日本共産党を代表し、国税二法案に反対の討論を行います。（拍手）

所得税法等改正案に反対する理由は、研究開発減税などの民間投資活性化税制が、労働者の賃金や消費拡大につながらず、大企業優遇税制を一層拡大させ、法人税収を空洞化させるからであります。

バブル崩壊後に三七・五％であった法人税率は、現在の二八・〇五％にまで軽減されたにもかかわらず、民間平均給与は、一九九七年の四百六十七万円をピークに、二〇一二年の四百八万円まで、五十九万円も減少しております。ふえたのは内部留保であります。

賃金の引き上げを名目に法人税減税を拡大する政策に根拠がないことは、今や明白であります。

復興特別法人税の前倒し廃止や大企業の交際費非課税化などの一兆円を超える企業減税も、本末転倒であります。

来年度予算の歳入案は、税目の中で消費税収入が最大となりました。

国民を苦しめ、中小零細業者を破綻に追い込む消費税増税は中止し、大企業優遇税制のこれ以上の拡大はやめるべきであります。

本法案には、中小企業向け減税なども一部含まれてはいますが、総合的に判断し、反対をいたします。

次に、地方法人税法案に反対する理由を述べます。

本法案は、消費税増税に伴う地方消費税の増収によって拡大する地方自治体間の税収格差を、法人住民税等の見直しで是正するために、地方法人税を新たに創設するものとなっております。

これは、消費税の増税と一体のものであり、消費税を地方財政の主要財源として整備、定着させるものであり、反対であります。

また、法人住民税の法人税割を、地方間の税収の水平調整のために一部国税化し、地方交付税として配分するとしていますが、地方公共団体間の財政力格差の是正は、本来、国、地方間の税源配分を是正し、地方税の財源を拡充していく中で行われるべきものであります。

以上で反対討論といたします。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　以上をもって討論は終局といたします。

○議長（伊吹文明君）　これより採決を行います。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

次に、地方法人税法案につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長（伊吹文明君）　本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	安倍　晋三君
財務大臣	麻生　太郎君
総務大臣	新藤　義孝君
法務大臣	谷垣　禎一君
外務大臣	岸田　文雄君
文部科学大臣	下村　博文君
厚生労働大臣	田村　憲久君
農林水産大臣	林　芳正君
経済産業大臣	茂木　敏充君
国土交通大臣	太田　昭宏君
環境大臣	石原　伸晃君
防衛大臣	小野寺五典君
国務大臣	甘利　明君
国務大臣	稲田　朋美君
国務大臣	菅　義偉君
国務大臣	根本　匠君
国務大臣	古屋　圭司君
国務大臣	森　まさこ君
国務大臣	山本　一太君

○議長の報告

（報告書受領）

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成二十四年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十四年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第二十五条第七項の規定に基づく平成二十六年（二千十四年）豪雪非常災害現地対策本部の設置の報告

（応召議員）

一、去る二十一日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

東　北　　大久保三代君

（理事補欠選任）

一、去る十九日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　渡辺　周君（理事松本剛明君去る十九日理事辞任につきその補欠）

一、去る二十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　松本　純君（理事森山裕君去る二十四日委員辞任につきその補欠）

一、昨二十七日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　森山　裕君（理事松本純君昨二十七日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠

田所　嘉徳君　　桜井　宏君

浅尾慶一郎君　　三谷　英弘君

桜井　宏君　　田所　嘉徳君

三谷　英弘君　　浅尾慶一郎君

法務委員

辞任　　補欠

橋本　岳君　　八木　哲也君

八木　哲也君　　橋本　岳君

環境委員

辞任　　補欠

大久保三代君　　田畑　裕明君

田畑　裕明君　　大久保三代君

予算委員

辞任　　補欠

秋元　司君　　渡辺　孝一君

伊藤　達也君　　井上　貴博君

岩屋　毅君　　工藤　彰三君

うえの賢一郎君　　秋本　真利君

越智　隆雄君　　菅家　一郎君

大島　理森君　　熊田　裕通君

金子　一義君　　佐々木　紀君

小池百合子君　　あべ　俊子君

佐田玄一郎君　　中谷　真一君

菅原　一秀君　　細田　健一君

関　　芳弘君　　高橋ひなこ君

薗浦健太郎君　　大岡　敏孝君

中山　泰秀君　　牧島かれん君

西川　公也君　　船橋　利実君

野田　毅君　　松本　純君

原田　義昭君　　白石　徹君

船田　元君　　青山　周平君

山本　有二君　　小松　裕君

岡田　克也君　　階　　猛君

玉木雄一郎君　　大西　健介君

重徳　和彦君　　木下　智彦君

中野　洋昌君　　岡本　三成君

佐藤　正夫君　　中島　克仁君

柿沢　未途君　　青柳陽一郎君

宮本　岳志君　　塩川　鉄也君

井上　貴博君　　永岡　桂子君

菅家　一郎君　　古賀　篤君

熊田　裕通君　　長島　忠美君

小松　裕君　　井林　辰憲君

船橋　利実君　　武藤　貴也君

細田　健一君　　穴見　陽一君

牧島かれん君　　山田　美樹君

渡辺　孝一君　　池田　道孝君

大西　健介君　　寺島　義幸君

穴見　陽一君　　赤枝　恒雄君

武藤　貴也君　　安藤　裕君

山田　美樹君　　井野　俊郎君

あべ　俊子君　　小池百合子君

青山　周平君　　船田　元君

赤枝　恒雄君　　菅原　一秀君

秋本　真利君　　うえの賢一郎君

安藤　裕君　　西川　公也君

井野　俊郎君　　中山　泰秀君

井林　辰憲君　　山本　有二君

池田　道孝君　　秋元　司君

大岡　敏孝君　　薗浦健太郎君

工藤　彰三君　　岩屋　毅君

古賀　篤君　　越智　隆雄君

佐々木　紀君　　金子　一義君

白石　徹君　　原田　義昭君

高橋ひなこ君　　関　　芳弘君

中谷　真一君　　佐田玄一郎君

永岡　桂子君　　伊藤　達也君

長島　忠美君　　大島　理森君

松本　純君　　野田　毅君

階　　猛君　　岡田　克也君

寺島　義幸君　　玉木雄一郎君

木下　智彦君　　重徳　和彦君

岡本　三成君　　中野　洋昌君

中島　克仁君　　佐藤　正夫君

内閣委員

辞任　　補欠

秋葉　賢也君　　寺田　稔君

田所　嘉徳君　　小田原　潔君

豊田真由子君　　小林　鷹之君

志位　和夫君　　赤嶺　政賢君

村上　史好君　　小宮山泰子君

小田原　潔君　　田所　嘉徳君

小林　鷹之君　　豊田真由子君

寺田　稔君　　秋葉　賢也君

赤嶺　政賢君　　志位　和夫君

小宮山泰子君　　村上　史好君

外務委員

辞任　　補欠

黄川田仁志君　　村井　英樹君

村井　英樹君　　黄川田仁志君

文部科学委員

辞任　　補欠

青山　周平君　　笹川　博義君

桜井　宏君　　藤原　崇君

細野　豪志君　　津村　啓介君

笹川　博義君　　青山　周平君

藤原　崇君　　桜井　宏君

津村　啓介君　　細野　豪志君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

今枝宗一郎君
大久保三代君
豊田真由子君
堀内　詔子君
高橋千鶴子君
小林　鷹之君
山田　賢司君
佐々木憲昭君

補欠

門山　宏哲君
神田　憲次君
小林　鷹之君
今枝宗一郎君
大久保三代君
豊田真由子君
堀内　詔子君
高橋千鶴子君

農林水産委員

辞任

清水　誠一君
中村　裕之君

補欠

中村　裕之君
清水　誠一君

国土交通委員

辞任

桜井　宏君
林　幹雄君
ふくだ峰之君
小林　史明君
島田　佳和君
福井　照君

補欠

島田　佳和君
福井　照君
小林　史明君
ふくだ峰之君
桜井　宏君
林　幹雄君

予算委員

辞任

あかま二郎君
秋元　司君
伊藤　達也君
今村　雅弘君
岩屋　毅君
うえの賢一郎君
大島　理森君

補欠

白須賀貴樹君
小倉　將信君
穴見　陽一君
宮崎　謙介君
船橋　利実君
菅家　一郎君
熊田　裕通君

関　芳弘君
中山　泰秀君
西川　公也君
船田　元君
大串　博志君
岡田　克也君
玉木雄一郎君
坂本祐之輔君
重徳　和彦君
中山　成彬君
西野　弘一君
中野　洋昌君
佐藤　正夫君
柿沢　未途君
宮本　岳志君
畑　浩治君
穴見　陽一君
今枝宗一郎君
小倉　將信君
大串　正樹君
門　博文君
菅家　一郎君
熊田　裕通君
岡本　三成君
勝俣　孝明君
金子　恵美君
木内　均君
小松　裕君
小林　史明君
國場幸之助君
大岡　敏孝君
神田　憲次君
工藤　彰三君

大岡　敏孝君
今枝宗一郎君
門　博文君
大串　正樹君
小池　政就君
穀田　恵二君
玉城デニー君
星野　剛士君
勝俣　孝明君
金子　恵美君
神田　憲次君
木内　均君
小松　裕君
高橋ひなこ君
斎藤　洋明君
白石　徹君
白須賀貴樹君
末吉　光徳君
高橋ひなこ君
船橋　利実君
泉　健太君
小川　淳也君
鈴木　望君
柚木　道義君
宮崎　謙介君
岡田　克也君
大串　博志君
遠藤　敬君
玉木雄一郎君
重徳　和彦君
西野　弘一君
坂本祐之輔君
中山　成彬君
中野　洋昌君
佐藤　正夫君
山内　康一君
柿沢　未途君
宮本　岳志君
畑　浩治君
中山　泰秀君
秋元　司君
あかま二郎君
西川　公也君
大島　理森君
岩屋　毅君
伊藤　達也君
今村　雅弘君
うえの賢一郎君
岡田　克也君
越智　隆雄君
細田　健一君
熊田　裕通君
瀬戸　隆一君
武村　展英君
高橋ひなこ君
福田　達夫君
冨樫　博之君
原口　一博君
奥野総一郎君
椎木　保君
石関　貴史君
遠山　清彦君
三谷　英弘君
赤嶺　政賢君
村上　史好君
武井　俊輔君
星野　剛士君
中谷　真一君
辻　清人君
青山　周平君
宮崎　謙介君
桜井　宏君
山田　美樹君
後藤　祐一君
國場幸之助君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

清水　誠一君
武井　俊輔君
稲津　久君
畑　浩治君
桜井　宏君
岩田　和親君
勝沼　栄明君
伊佐　進一君
小宮山泰子君

補欠

桜井　宏君
岩田　和親君
伊佐　進一君
小宮山泰子君
畑　浩治君
稲津　久君
清水　誠一君
武井　俊輔君
勝沼　栄明君

予算委員

辞任

あかま二郎君
秋元　司君
今村　雅弘君
岩屋　毅君
うえの賢一郎君
衛藤征士郎君
越智　隆雄君
大島　理森君
薗浦健太郎君
瀬戸　隆一君
中山　泰秀君
西川　公也君
船田　元君
福田　達夫君
冨樫　博之君
篠原　孝君
古川　元久君
重徳　和彦君
西野　弘一君
中野　洋昌君
佐藤　正夫君
宮本　岳志君
畑　浩治君
岩田　和親君
熊田　裕通君
瀬戸　隆一君
高橋ひなこ君
武村　展英君
福田　達夫君
藤原　崇君
細田　健一君
奥野総一郎君
武井　俊輔君

補欠

湯川　一行君
藤原　崇君
山下　貴司君
岩田　和親君
武藤　容治君
前田　一男君
大西　英男君
細田　健一君
熊田　裕通君
瀬戸　隆一君
武村　展英君
高橋ひなこ君
福田　達夫君
冨樫　博之君
原口　一博君
奥野総一郎君
椎木　保君
石関　貴史君
遠山　清彦君
三谷　英弘君
赤嶺　政賢君
村上　史好君
武井　俊輔君
星野　剛士君
中谷　真一君
辻　清人君
青山　周平君
宮崎　謙介君
桜井　宏君
山田　美樹君
後藤　祐一君
國場幸之助君

辻　清人君　　野中　厚君
星野　剛士君　　宮内　秀樹君
野中　厚君　　比嘉奈津美君
比嘉奈津美君　　堀内　詔子君
堀内　詔子君　　堀井　学君
青山　周平君　　中山　泰秀君
大西　英男君　　衛藤征士郎君
國場幸之助君　　今村　雅弘君
桜井　宏君　　秋元　司君
冨樫　博之君　　山本　有二君
中谷　真一君　　薗浦健太郎君
堀井　学君　　西川　公也君
前田　一男君　　うえの賢一郎君
宮内　秀樹君　　大島　理森君
宮崎　謙介君　　船田　元君
武藤　容治君　　岩屋　毅君
山下　貴司君　　伊藤　達也君
山田　美樹君　　越智　隆雄君
湯川　一行君　　あかま二郎君
後藤　祐一君　　古川　元久君
原口　一博君　　篠原　孝君
石関　貴史君　　西野　弘一君
椎木　保君　　重徳　和彦君
遠山　清彦君　　中野　洋昌君
三谷　英弘君　　佐藤　正夫君
赤嶺　政賢君　　宮本　岳志君
村上　史好君　　畑　浩治君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大岡　敏孝君　　簗　和生君
田所　嘉徳君　　小田原　潔君
中谷　真一君　　野中　厚君

杉田　水脈君　　百瀬　智之君
志位　和夫君　　赤嶺　政賢君
簗　和生君　　中川　郁子君
小田原　潔君　　大岡　敏孝君
中川　郁子君　　中谷　真一君
野中　厚君　　杉田　水脈君
百瀬　智之君　　志位　和夫君

総務委員

辞任

湯川　一行君　　藤井比早之君
浅尾慶一郎君　　佐藤　正夫君
藤井比早之君　　湯川　一行君
佐藤　正夫君　　浅尾慶一郎君

法務委員

辞任

安藤　裕君　　橋本　英教君
門　博文君　　勝沼　栄明君
菅家　一郎君　　加藤　寛治君
加藤　寛治君　　菅家　一郎君
勝沼　栄明君　　門　博文君
橋本　英教君　　安藤　裕君

外務委員

辞任

石原　宏高君　　村井　英樹君
小林　鷹之君　　武部　新君
武部　新君　　山田　賢司君
山田　賢司君　　鈴木　憲和君
鈴木　憲和君　　小林　鷹之君
村井　英樹君　　石原　宏高君

財務金融委員

辞任

小倉　將信君　　大野敬太郎君
小林　鷹之君　　鈴木　憲和君

田畑　毅君　　桜井　宏君
竹本　直一君　　村井　英樹君
山田　賢司君　　池田　佳隆君
大野敬太郎君　　宮崎　謙介君
鈴木　憲和君　　津島　淳君
山田　賢司君　　池田　佳隆君
桜井　宏君　　田畑　毅君
津島　淳君　　小林　鷹之君
宮崎　謙介君　　小倉　將信君
村井　英樹君　　竹本　直一君

文部科学委員

辞任

神山　佐市君　　辻　清人君
馳　浩君　　佐々木　紀君
三宅　博君　　重徳　和彦君
宮本　岳志君　　佐々木憲昭君
辻　清人君　　大野敬太郎君
大野敬太郎君　　神山　佐市君
佐々木　紀君　　馳　浩君
重徳　和彦君　　三宅　博君
佐々木憲昭君　　宮本　岳志君

厚生労働委員

辞任

田畑　裕明君　　簗　和生君
高橋ひなこ君　　津島　淳君
浦野　靖人君　　宮沢　隆仁君
中島　克仁君　　三谷　英弘君
津島　淳君　　橋本　英教君
簗　和生君　　宮崎　謙介君
宮崎　謙介君　　末吉　光徳君
末吉　光徳君　　今野　智博君
今野　智博君　　佐々木　紀君
佐々木　紀君　　瀬戸　隆一君
瀬戸　隆一君　　田畑　裕明君

橋本　英教君　　高橋ひなこ君
宮沢　隆仁君　　浦野　靖人君
三谷　英弘君　　中島　克仁君

経済産業委員

辞任

穴見　陽一君　　安藤　裕君
白石　徹君　　橋本　英教君
冨樫　博之君　　福山　守君
安藤　裕君　　穴見　陽一君
橋本　英教君　　白石　徹君
福山　守君　　冨樫　博之君

国土交通委員

辞任

秋本　真利君　　勝俣　孝明君
白須賀貴樹君　　神田　憲次君
林　幹雄君　　赤枝　恒雄君
原田　憲治君　　津島　淳君
津島　淳君　　河野　正美君
牧島かれん君　　林　幹雄君
赤枝　恒雄君　　白須賀貴樹君
神田　憲次君　　原田　憲治君
勝俣　孝明君　　秋本　真利君
河野　正美君　　坂元　大輔君

環境委員

辞任

穴見　陽一君　　大野敬太郎君
井上　貴博君　　牧島かれん君
中島　克仁君　　山内　康一君
大野敬太郎君　　笹川　博義君
笹川　博義君　　穴見　陽一君
牧島かれん君　　井上　貴博君
山内　康一君　　中島　克仁君

補欠

大岡　敏孝君　　簗　和生君
田所　嘉徳君　　小田原　潔君
中谷　真一君　　野中　厚君

安全保障委員

辞任

岩屋　毅君
門山　宏哲君
木原　稔君
井林　辰憲君
中谷　真一君
赤嶺　政賢君
小田原　潔君
津島　淳君
穀田　恵二君

補欠

井林　辰憲君
小田原　潔君
津島　淳君
木原　稔君
赤嶺　政賢君
門山　宏哲君
池田　道孝君
中谷　真一君
穀田　恵二君
岩屋　毅君

予算委員

辞任

秋元　司君
うえの賢一郎君
越智　隆雄君
関　芳弘君
高橋ひなこ君
大岡　敏孝君
菅家　一郎君
高橋ひなこ君
中谷　真一君
湯川　一行君
中島　克仁君

補欠

中谷　真一君
湯川　一行君
菅家　一郎君
高橋ひなこ君
中島　克仁君
薗浦健太郎君
越智　隆雄君
関　芳弘君
秋元　司君
うえの賢一郎君
佐藤　正夫君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

岩屋　毅君
大島　理森君
金子　一義君
小池百合子君

補欠

白石　徹君
熊田　裕通君
石川　昭政君
山田　美樹君
菅原　一秀君
関　芳弘君
薗浦健太郎君
佐藤　正夫君
中島　克仁君
大岡　敏孝君
菅家　一郎君
高橋ひなこ君
中谷　真一君
秋元　司君
うえの賢一郎君
佐藤　正夫君

宮崎　謙介君
勝沼　栄明君
福井　照君
務台　俊介君
簗　和生君
西川　公也君
野田　毅君
船田　元君
宮路　和明君
赤枝　恒雄君
松本　純君
末吉　光徳君
福山　守君
山井　和則君
柚木　道義君
黄川田　徹君
小熊　慎司君
遠藤　敬君
小沢　鋭仁君
宮沢　隆仁君
三木　圭恵君
伊佐　進一君
柏倉　祐司君
椎名　毅君
高橋千鶴子君
大見　正君
鬼木　誠君
勝沼　栄明君
門山　宏哲君
金子　恵美君
高橋ひなこ君
福井　照君
福山　守君
宮崎　謙介君
菅原　一秀君
船田　元君
中山　泰秀君
関　芳弘君
西川　公也君
山本　幸三君
宮路　和明君
大島　理森君
薗浦健太郎君
山本　有二君
斎藤　洋明君
福山　守君
近藤　昭一君
濱村　進君
佐藤　正夫君

菅原　一秀君
関　芳弘君
薗浦健太郎君
越智　隆雄君
篠原　孝君
玉木雄一郎君
坂本祐之輔君
重徳　和彦君
杉田　水脈君
中山　成彬君
中野　洋昌君
佐藤　正夫君
柿沢　未途君
宮本　岳志君
畑　浩治君
菅家　一郎君
黄川田仁志君
熊田　裕通君
白石　徹君
末吉　光徳君
務台　俊介君
簗　和生君
山田　美樹君
黄川田　徹君
小熊　慎司君

宮崎　謙介君
勝沼　栄明君
福井　照君
務台　俊介君
簗　和生君
西川　公也君
野田　毅君
船田　元君
宮路　和明君
赤枝　恒雄君
松本　純君
末吉　光徳君
福山　守君
山井　和則君
柚木　道義君
黄川田　徹君
小熊　慎司君
遠藤　敬君
小沢　鋭仁君
宮沢　隆仁君
三木　圭恵君
伊佐　進一君
柏倉　祐司君
椎名　毅君
高橋千鶴子君
大見　正君
鬼木　誠君
勝沼　栄明君
門山　宏哲君
金子　恵美君
高橋ひなこ君
福井　照君
福山　守君
宮崎　謙介君
菅原　一秀君
船田　元君
中山　泰秀君
関　芳弘君
西川　公也君
山本　幸三君
宮路　和明君
大島　理森君
薗浦健太郎君
山本　有二君
斎藤　洋明君
福山　守君
近藤　昭一君
濱村　進君
佐藤　正夫君

宮沢　隆仁君
伊佐　進一君
安藤　裕君
井野　俊郎君
井林　辰憲君
大西　英男君
武藤　貴也君
岩田　和親君
小田原　潔君
金子　恵美君
大見　正君
鬼木　誠君
勝俣　孝明君
八木　哲也君
赤枝　恒雄君
野田　毅君
小池百合子君
浅尾慶一郎君
斎藤　洋明君
船橋　利実君
福山　守君
長坂　康正君
井上　貴博君
中根　康浩君
近藤　昭一君
濱村　進君
興水　恵一君
佐藤　正夫君

谷畑　孝君
高木美智代君
大野敬太郎君
岩田　和親君
小田原　潔君
金子　恵美君
大見　正君
岩田　和親君
武藤　貴也君
大西　英男君
赤枝　恒雄君
末吉　光徳君
山井　和則君
柚木　道義君
石川　昭政君
大見　正君
秋本　真利君
小池百合子君
斎藤　洋明君
船橋　利実君
福山　守君
長坂　康正君
井上　貴博君
中根　康浩君
近藤　昭一君
濱村　進君
興水　恵一君
佐藤　正夫君

椎名　毅君
高橋千鶴子君
小宮山泰子君
畑　浩治君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

井上　貴博君
長坂　康正君
近藤　昭一君
濱村　進君
興水　恵一君
佐藤　正夫君

補欠

斎藤　洋明君
福山　守君
中根　康浩君
興水　恵一君
佐藤　正夫君
浅尾慶一郎君

財務金融委員

辞任

安藤　裕君
前原　誠司君
穴見　陽一君
小川　淳也君
橋本　英教君
安藤　裕君
前原　誠司君

補欠

穴見　陽一君
小川　淳也君
橋本　英教君
大西　健介君
安藤　裕君
前原　誠司君

予算委員

辞任

秋元　司君
うえの賢一郎君
越智　隆雄君
大島　理森君
菅原　一秀君
関　芳弘君

補欠

辻　清人君
武藤　貴也君
池田　佳隆君
熊田　裕通君
穴見　陽一君
宮澤　博行君

西川　公也君　　宮崎　謙介君
船田　元君　　新谷　正義君
宮路　和明君　　加藤　寛治君
佐藤　正夫君　　大熊　利昭君
柿沢　未途君　　林　宙紀君
畑　浩治君　　青木　愛君
新谷　正義君　　斎藤　洋明君
辻　清人君　　前田　一男君
前田　一男君　　中川　郁子君
中川　郁子君　　高木　宏壽君
高木　宏壽君　　津島　淳君
穴見　陽一君　　菅原　一秀君
池田　佳隆君　　越智　隆雄君
加藤　寛治君　　宮路　和明君
熊田　裕通君　　大島　理森君
斎藤　洋明君　　船田　元君
津島　淳君　　秋元　司君
宮崎　謙介君　　西川　公也君
宮澤　博行君　　関　芳弘君
武藤　貴也君　　うえの賢一郎君
大熊　利昭君　　佐藤　正夫君
林　宙紀君　　柿沢　未途君
青木　愛君　　畑　浩治君

決算行政監視委員

辞任

階　猛君

補欠

村上　史好君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

田畑　毅君　　湯川　一行君
竹下　亘君　　新谷　正義君

山田　賢司君　　中村　裕之君
鷲尾英一郎君　　松本　剛明君
新谷　正義君　　竹下　亘君
中村　裕之君　　山田　賢司君
大島　理森君　　田畑　毅君
秋元　司君　　鷲尾英一郎君

予算委員

辞任

金子　一義君　　菅家　一郎君
佐田玄一郎君　　田所　嘉徳君
菅原　一秀君　　清水　誠一君
山本　幸三君　　鈴木　憲和君
濵地　雅一君　　遠山　清彦君
佐藤　正夫君　　大熊　利昭君
小池百合子君　　渡辺　孝一君
西川　公也君　　中村　裕之君
船田　元君　　勝沼　栄明君
大串　博志君　　後藤　斎君
岡田　克也君　　階　猛君
中山　成彬君　　田沼　隆志君
伊佐　進一君　　國重　徹君
大熊　利昭君　　佐藤　正夫君
菅家　一郎君　　務台　俊介君
後藤　斎君　　田嶋　要君
階　猛君　　武正　公一君
篠原　孝君　　鷲尾英一郎君
玉木雄一郎君　　細野　豪志君
杉田　水脈君　　木下　智彦君
遠山　清彦君　　伊藤　渉君
田嶋　要君　　後藤　斎君
古川　元久君　　福田　昭夫君
細野　豪志君　　山井　和則君
鷲尾英一郎君　　中根　康浩君
坂本祐之輔君　　今村　洋史君

田沼　隆志君　　宮沢　隆仁君
伊藤　渉君　　遠山　清彦君
大島　理森君　　小林　史明君
今村　洋史君　　中丸　啓君
木下　智彦君　　中田　宏君
重徳　和彦君　　松田　学君
宮沢　隆仁君　　河野　正美君
薗浦健太郎君　　小松　裕君
中根　康浩君　　鷲尾英一郎君
中田　宏君　　鈴木　義弘君
西野　弘一君　　伊東　信久君
松田　学君　　坂元　大輔君
遠山　清彦君　　樋口　尚也君
柿沢　未途君　　林　宙紀君
宮本　岳志君　　高橋千鶴子君
清水　誠一君　　大岡　敏孝君
野田　毅君　　東郷　哲也君
原田　義昭君　　田中　英之君
務台　俊介君　　吉川　赳君
後藤　斎君　　津村　啓介君
武正　公一君　　吉田　泉君
福田　昭夫君　　小川　淳也君
山井　和則君　　玉木雄一郎君
鷲尾英一郎君　　菅　直人君
河野　正美君　　阪口　直人君
鈴木　義弘君　　杉田　水脈君
中丸　啓君　　丸山　穂高君
國重　徹君　　大口　善徳君
樋口　尚也君　　稲津　久君
佐藤　正夫君　　杉本かずみ君
畑　浩治君　　玉城デニー君
田所　嘉徳君　　武井　俊輔君
東郷　哲也君　　牧島かれん君
小川　淳也君　　大西　健介君

吉田　泉君　　近藤　洋介君
伊東　信久君　　村岡　敏英君
坂元　大輔君　　石関　貴史君
阪口　直人君　　三宅　博君
杉田　水脈君　　足立　康史君
丸山　穂高君　　上野ひろし君
稲津　久君　　興水　恵一君
大口　善徳君　　中野　洋昌君
杉本かずみ君　　中島　克仁君
林　宙紀君　　小池　政就君
玉城デニー君　　笠井　亮君
高橋千鶴子君　　畑　浩治君
大岡　敏孝君　　瀬戸　隆一君
勝沼　栄明君　　宮川　典子君
保岡　興治君　　鬼木　誠君
玉木雄一郎君　　中川　正春君
三宅　博君　　椎木　保君
村岡　敏英君　　鈴木　望君
井出　庸生君　　小池　政就君
武井　俊輔君　　大西　英男君
牧島かれん君　　武藤　貴也君
宮川　典子君　　船田　元君
菅　直人君　　黄川田　徹君
津村　啓介君　　高木　義明君
石関　貴史君　　岩永　裕貴君
上野ひろし君　　上西小百合君
中野　洋昌君　　佐藤　英道君
井出　庸生君　　柿沢　未途君
衛藤征士郎君　　白石　徹君
小林　史明君　　堀井　学君
黄川田　徹君　　大島　敦君
近藤　洋介君　　三日月大造君
中島　克仁君　　柏倉　祐司君
柿沢　未途君　　井坂　信彦君

笠井　亮君　塩川　鉄也君　大野敬太郎君　前田　一男君　高木　宏壽君　菅原　一秀君　浅尾慶一郎君　佐藤　正夫君
畑　浩治君　小宮山泰子君　武藤　貴也君　山田　賢司君　武部　新君　野田　毅君　末吉　光徳君　新谷　正義君
大西　英男君　石崎　徹君　鈴木　望君　百瀬　智之君　中谷　真一君　小池百合子君　あべ　俊子君　上杉　光弘君
小松　裕君　船橋　利実君　中野　洋昌君　岡本　三成君　藤井比早之君　西川　公也君　川田　隆君　小林　史明君
上西小百合君　山之内　毅君　山内　康一君　三谷　英弘君　藤原　崇君　保岡　興治君　工藤　彰三君　山口　俊一君
奥水　恵一君　上田　勇君　椎名　毅君　井出　庸生君　船橋　利実君　蘭浦健太郎君　新谷　正義君　田所　嘉徳君
佐藤　英道君　古屋　範子君　鬼木　誠君　藤原　崇君　前田　一男君　衛藤征士郎君　田畑　裕明君　大西　英男君
柏倉　祐司君　三谷　英弘君　加藤　寛治君　中谷　真一君　八木　哲也君　大島　理森君　武藤　貴也君　中村　裕之君
塩川　鉄也君　高橋千鶴子君　斎藤　洋明君　池田　道孝君　築　和生君　佐田玄一郎君　中野　洋昌君　濱村　進君
瀬戸　隆一君　白須賀貴樹君　高木　宏壽君　大島　敦君　篠原　孝君　佐藤　正夫君　浅尾慶一郎君
渡辺　孝一君　岩田　和親君　田畑　裕明君　藤丸　敏君　大西　健介君　予算委員
中川　正春君　渡辺　周君　永山　文雄君　佐々木　紀君　後藤　祐一君　辞任　補欠
足立　康史君　浦野　靖人君　堀井　学君　八木　哲也君　辻元　清美君　秋元　司君　白石　徹君
古屋　範子君　佐藤　英道君　山田　賢司君　武部　新君　渡辺　周君　越智　隆雄君　赤澤　亮正君
三谷　英弘君　山内　康一君　山田　美樹君　井上　貴博君　小熊　慎司君　大島　理森君　熊田　裕通君
高橋千鶴子君　穀田　恵二君　吉川　赳君　中川　俊直君　高橋　みほ君　杉田　水脈君　小田原　潔君
白石　徹君　宮崎　謙介君　高木　義明君　辻元　清美君　西田　譲君　中山　成彬君　森山　裕君
田中　英之君　永山　文雄君　三日月大造君　後藤　祐一君　百瀬　智之君　西野　弘一君　菅原　一秀君
中村　裕之君　斎藤　洋明君　今井　雅人君　高橋　みほ君　三谷　英弘君　佐藤　正夫君　蘭浦健太郎君
山本　有二君　田畑　裕明君　岡本　三成君　伊佐　進一君　畠中　光成君　柿沢　未途君　小松　裕君
浦野　靖人君　今井　雅人君　樋口　尚也君　稲津　久君　佐々木憲昭君　宮本　岳志君　船田　元君
椎木　保君　西田　譲君　赤嶺　政賢君　佐々木憲昭君　小宮山泰子君　畑　浩治君　松本　純君
佐藤　英道君　岡本　三成君　井上　貴博君　大串　正樹君　畠中　光成君　坂本祐之輔君
鈴木　憲和君　山田　美樹君　池田　道孝君　藤井比早之君　宮本　岳志君　村岡　敏英君
宮崎　謙介君　大野敬太郎君　門　博文君　築　和生君　畑　浩治君　上西小百合君
岩永　裕貴君　小熊　慎司君　中川　俊直君　秋本　真利君　重徳　和彦君
山之内　毅君　坂本祐之輔君　藤丸　敏君　今枝宗一郎君　杉田　水脈君
上田　勇君　樋口　尚也君　稲津　久君　濵地　雅一君　柿沢　未途君
岡本　三成君　中野　洋昌君　井出　庸生君　畠中　光成君　林　宙紀君
井坂　信彦君　椎名　毅君　秋本　真利君　金子　一義君　笠井　亮君
穀田　恵二君　赤嶺　政賢君　今枝宗一郎君　山本　有二君　新谷　正義君
佐藤　英道君　門　博文君　大串　正樹君　山本　幸三君　高橋ひなこ君
石崎　徹君　加藤　寛治君　佐々木　紀君　原田　義昭君　島田　佳和君
岩田　和親君　今井　雅人君
　　一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
　　総務委員
　　辞任　補欠
　　上杉　光弘君　あべ　俊子君
　　大西　英男君　田畑　裕明君
　　小林　史明君　川田　隆君
　　田所　嘉徳君　末吉　光徳君
　　中村　裕之君　武藤　貴也君
　　山口　俊一君　工藤　彰三君
　　濱村　進君　中野　洋昌君

木下　智彦君　　足立　康史君
田畑　裕明君　　武井　俊輔君
足立　康史君　　百瀬　智之君
坂元　大輔君　　藤井　孝男君
小田原　潔君　　菅原　一秀君
笹川　博義君　　船田　元君
白石　徹君　　秋元　司君
新谷　正義君　　越智　隆雄君
高橋ひなこ君　　大島　理森君
武井　俊輔君　　西川　公也君
藤井　孝男君　　重徳　和彦君
百瀬　智之君　　坂本祐之輔君
笠井　亮君　　宮本　岳志君

決算行政監視委員
　辞任　　補欠
青柳陽一郎君　　柿沢　未途君

議院運営委員
　辞任　　補欠
佐々木憲昭君　　穀田　恵二君
穀田　恵二君　　佐々木憲昭君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員
　辞任　　補欠
宮﨑　政久君　　宮内　秀樹君
前原　誠司君　　田嶋　要君
宮内　秀樹君　　宮﨑　政久君
田嶋　要君　　前原　誠司君
橋本　岳君　　赤嶺　政賢君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員
　辞任　　補欠
菅家　一郎君　　青山　周平君
菅野さちこ君　　神田　憲次君
高橋ひなこ君　　熊田　裕通君
小熊　慎司君　　上西小百合君
濱村　進君　　石田　祝稔君
三谷　英弘君　　中島　克仁君
小宮山泰子君　　畑　浩治君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員
　辞任　　補欠
杉本かずみ君　　三谷　英弘君
三谷　英弘君　　杉本かずみ君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
　辞任　　補欠
木内　均君　　武部　新君
工藤　彰三君　　池田　佳隆君
長島　忠美君　　堀内　詔子君
湯川　一行君　　助田　重義君
吉田　泉君　　後藤　斎君
杉本かずみ君　　中島　克仁君
椎名　毅君　　井出　庸生君

池田　佳隆君　　工藤　彰三君
助田　重義君　　湯川　一行君
武部　新君　　木内　均君
堀内　詔子君　　長島　忠美君
後藤　斎君　　吉田　泉君
中島　克仁君　　杉本かずみ君
井出　庸生君　　椎名　毅君

沖縄及び北方問題に関する特別委員
　辞任　　補欠
國場幸之助君　　武井　俊輔君
比嘉奈津美君　　堀内　詔子君
武井　俊輔君　　岩田　和親君
堀内　詔子君　　福山　守君
岩田　和親君　　國場幸之助君
福山　守君　　比嘉奈津美君

東日本大震災復興特別委員
　辞任　　補欠
小田原　潔君　　穴見　陽一君
大久保三代君　　岩田　和親君
黄川田仁志君　　田畑　毅君
今野　智博君　　白須賀貴樹君
中島　克仁君　　杉本かずみ君
林　宙紀君　　椎名　毅君
穴見　陽一君　　池田　道孝君
岩田　和親君　　神山　佐市君
田畑　毅君　　星野　剛士君
神山　佐市君　　大串　正樹君
池田　道孝君　　小田原　潔君
大串　正樹君　　大久保三代君
白須賀貴樹君　　今野　智博君
星野　剛士君　　黄川田仁志君
杉本かずみ君　　中島　克仁君
椎名　毅君　　林　宙紀君

（公聴会開会承認）

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
平成二十六年度一般会計予算
平成二十六年度特別会計予算
平成二十六年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題
平成二十六年度総予算について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成二十六年二月十八日

予算委員長　二階　俊博

衆議院議長　伊吹　文明殿

（議案提出）

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
武器貿易条約の締結について承認を求めるの件
核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外四名提出）

（議案付託）

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一号）

以上二件　総務委員会　付託

（議案撤回申し出）

一、昨二十七日、議員から次の議案を撤回する旨の申し出があった。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外三名提出、第百八十五回国会衆法第一〇号）

（議案撤回）

一、去る十九日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外四名提出、第百八十三回国会衆法第二九号）

（議案撤回通知）

一、去る十九日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外四名提出、第百八十三回国会衆法第二九号）

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十八日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
　一、裁判所の司法行政に関する事項
　二、法務行政及び検察行政に関する事項
　三、国内治安に関する事項
　四、人権擁護に関する事項
二、調査の目的
　裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
三、調査の方法
　小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
　本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十六年二月十八日

法務委員長　江崎　鐵磨

衆議院議長　伊吹　文明殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
　一、財政に関する事項
　二、税制に関する事項
　三、関税に関する事項
　四、外国為替に関する事項
　五、国有財産に関する事項
　六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
　七、印刷事業に関する事項
　八、造幣事業に関する事項
　九、金融に関する事項
　十、証券取引に関する事項
二、調査の目的
　右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
　小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
　本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十六年二月十八日

財務金融委員長　林田　彪

衆議院議長　伊吹　文明殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
　一、環境の基本施策に関する事項
　二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項
　三、循環型社会の形成に関する事項
　四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項
　五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項
　六、原子力の規制に関する事項
　七、公害紛争の処理に関する事項
二、調査の目的
　右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
　関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
　本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十六年二月十八日

環境委員長　伊藤信太郎

衆議院議長　伊吹　文明殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
　一、内閣の重要政策に関する事項
　二、栄典及び公式制度に関する事項
　三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
　四、国民生活の安定及び向上に関する事項
　五、警察に関する事項
二、調査の目的
　右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため
三、調査の方法
　小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十六年二月十九日
内閣委員長　柴山　昌彦
衆議院議長　伊吹　文明殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
国際情勢に関する事項
二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十六年二月十九日
外務委員長　鈴木　俊一
衆議院議長　伊吹　文明殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十六年二月十九日
厚生労働委員長　後藤　茂之
衆議院議長　伊吹　文明殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、農林水産関係の基本施策に関する事項
二、食料の安定供給に関する事項
三、農林水産業の発展に関する事項
四、農林漁業者の福祉に関する事項
五、農山漁村の振興に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十六年二月十九日
農林水産委員長　坂本　哲志
衆議院議長　伊吹　文明殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、経済産業の基本施策に関する事項
二、資源エネルギーに関する事項
三、特許に関する事項
四、中小企業に関する事項
五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項
二、調査の目的
経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十六年二月十九日
経済産業委員長　富田　茂之
衆議院議長　伊吹　文明殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、国土交通行政の基本施策に関する事項
二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項
四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
六、北海道開発に関する事項
七、気象及び海上保安に関する事項
二、調査の目的
国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十六年二月十九日
国土交通委員長　梶山　弘志
衆議院議長　伊吹　文明殿

一、安全保障委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十一日これを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十六年二月二十一日
安全保障委員長　江渡　聡徳
衆議院議長　伊吹　文明殿

（質問書提出）

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する第三回質問主意書（鈴木貴子君提出）

有事の際の我が国への核持ち込みに対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「普天間飛行場の五年以内運用停止」等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

「未妥結減算」にかかる赤石厚生労働大臣政務官の発言に関する質問主意書（柚木道義君提出）

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省の褒賞制度である川口賞に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

外務省在外公館が保有する不動産等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

瀬戸石ダム水利権更新に関する質問主意書（吉川元君提出）

在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する第三回質問主意書（鈴木貴子君提出）

米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省が保管するワインに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

NHK会長が理事に辞表提出を求めた件等に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

いわゆる「証人テスト」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

国の自殺対策や精神保健医療福祉施策を方向づける検討会の構成員の利益相反に関する質問主意書（小池政就君提出）

介護保険の要支援サービスの費用抑制に関する質問主意書（山井和則君提出）

（答弁書受領）

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長島昭久君提出領海における無害通航でない航行および領土侵入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義君提出病院における院内調剤と患者の利便性をはかるとされる病院敷地内門前薬局の整合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省が保管するワインに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問に対する答弁書

平成二十六年二月七日提出

質問第二五号

領海における無害通航でない航行および領土侵入に関する質問主意書

提出者　長島　昭久

領海における無害通航でない航行および領土侵入に関する質問主意書

日本を取り巻く厳しい安全保障環境をふまえ、国会でも領域警備のための法制度について議論が活発化している。領域保全は国家の最も重要な責務のひとつであり、今後も与野党を問わず積極的な議論が行われることを期待するものであるが、議論の前提として、関連する国際法に関する政府の解釈や現行の国内法制度について、正確な認識が国民の間で広く共有されているとは必ずしも言えない。これを明らかにすることは、制度的な隙間を僅かなりとも残さないためにも重要であり、その観点から質問する。

一　軍艦その他の公船を含め、外国船舶が日本の領海で国際法上認められた無害通航に当たらない航行をすることは、日本の国内法上すべからく違法と評価されるのか、そうした航行を違法とする国内法の規定とともにお示し願いたい。

二　軍艦その他の公船が他国の領海で無害通航に当たらない航行をしているが、沿岸国が自衛権行使をもってこれを排除することが正当化されない事態において、仮に、沿岸国が領海からの退去を要求し、また要求に従わない場合に退去強制のため実力を行使することが認められないことがあるとすれば、沿岸国の保護法益の観点から著しく不合理である。そこで、

1　国際法上こうした退去要求および実力行使が認められない場合はあるか、あるとすればいかなる場合か、政府の見解をお示し願いたい。

2　海上保安庁はこうした退去要求および実力行使をいかなる場合に行うことができるか、国内法上の根拠とともにお示し願いたい。

三　軍隊その他の国家機関の船舶や航空機が他国の領域にその許可なく侵入することに関し、

1　こうした侵入がなされても、その態様などによっては領域国が自衛権行使をもってこれを排除することが国際法上正当化されない場合もあるのか否か、政府の見解をお示し願いたい。

2　外国の軍隊その他の国家機関の船舶や航空機が日本の領域に許可なく侵入しても、その態様などによっては日米安保条約第5条に基づく米国の日本防衛義務が生じない場合もあるのか否か、政府の見解をお示し願いたい。

3　外国の軍隊その他の国家機関の船舶や航空機が日本の領域に許可なく侵入することは、日本の国内法上すべからく違法と評価されるのか、そうした侵入を違法とする国内法の規定とともにお示し願いたい。

4　日本が自衛権を行使することが国際法上正当化されない事態において、外国の軍隊その他の国家機関の船舶や航空機が日本の領域に許可なく侵入することを阻止・防止するため警察および海上保安庁はいかなる場合に実力を行使することができるか、国内法上の根拠とともにお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第二五号
平成二十六年二月十八日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員長島昭久君提出領海における無害通航でない航行および領土侵入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長島昭久君提出領海における無害通航でない航行および領土侵入に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの外国船舶による「国際法上認められた無害通航に当たらない航行」が我が国の国内法令に抵触するか否かについては、その航行の目的や態様等を踏まえ、関係法令の規定に従って、個別に判断することとなる。

二について

一般に、国際法上、沿岸国は、自国の領海内において、他国の軍艦又は非商業的目的のために運航するその他の政府船舶が無害通航に当たらない航行をしている場合、そのような航行を防止するため、自国の領海内において必要な措置をとることができるとされているが、実際にいかなる措置をとることが認められるかについては、個別具体的な状況に応じて判断する必要があり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三の1について

お尋ねの「軍隊その他の国家機関の船舶や航空機が他国の領域にその許可なく侵入する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般国際法上、ある国が自衛権を行使する要件は、国家又は国民に対する外部からの急迫不正の侵害があること、これを排除するのに他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の実力の行使であることと一般的に考えられており、自衛権の行使が国際法上認められるか否かについては、当該要件に照らし、個別具体的に判断されるものと考えられる。

三の2について

お尋ねの「外国の軍隊その他の国家機関の船舶や航空機が日本の領域に許可なく侵入」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国及びアメリカ合衆国は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第五条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が発生した場合に、自国の憲法上の規定及び手続に従って、共通の危険に対処することとなるところ、同条の規定の適用については、事態に応じ、個別具体的に判断することとなる。

三の3について

お尋ねの「外国の軍隊その他の国家機関の船舶や航空機が日本の領域に許可なく侵入する」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三の4について

お尋ねの「外国の軍隊その他の国家機関の船舶や航空機が日本の領域に許可なく侵入することを阻止・防止する」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十六年二月七日提出
質問第一一六号

病院における院内調剤と患者の利便性をはかるとされる病院敷地内門前薬局の整合性に関する質問主意書

提出者　柚木　道義

病院における院内調剤と患者の利便性をはかるとされる病院敷地内門前薬局の整合性に関する質問主意書

これまでも病院等医療機関の設置者たる自治体等が、「患者の利便性向上」という名目で門前薬局を誘致し、その土地売買や賃貸借契約等を通じて巨額の利益を得ることについて自治体等の品位やその倫理的な問題について衆議院厚生労働委員会等にて政府の見解を質してきた。また、平成二十五年十一月一日の衆議院厚生労働委員会でも、国立大学法人新潟大学医学部附属病院が誘致した病院敷地内ショッピングモール内の薬局について、地域医療の模範たる国立大学附属病院の在り方並びに健全な医薬分業の在り方という視点から質したところである。とくに、新潟大学医学部附属病院の事例では、医療機関である大学附属病院が処方せんを発行し、この際、処方せん料が一義的に計上される。さらに敷地内併設薬局と指摘されても仕方がないショッピングモール内併設薬局で調剤基本料等の処方せん調剤にかかる調剤報酬が計上されることになる。つまり、患者は、ほぼ同じ敷地内にあるにも関わらず処方せん料と調剤基本料を計上されることになり、たとえば、病院内で調剤をした場合と比較するならば、患者の費用負担は増えることになる。つまり、費用負担という観点から考察した場合には、患者の利便性はむしろ悪化したといえなくもない。新潟大学医学部附属病院の事例では、敷地内に設置されるショッピングモールの運営者は大学と密接に関係する団体であることを鑑みれば、薬局が患者より得た調剤報酬より賃料を大学と密接に関係する団体に支払っている構図となる。衆議院厚生労働委員会でも指摘した通り、この団体は新潟大学に対して大学敷地賃貸料として賃料を納め、また、同時に研究助成金などの寄付金をねん出しており、こうした資金サイクルは、調剤料・処方せん料を患者に二重に負担させ、その果実を第三者を介して迂回して回収する狡猾な手段にみえなくもない。地域医療の模範たる国立大学病院として利益を狡猾に還流させる姿勢には疑問を呈さざるを得ない。そもそもあえて、敷地内に調剤薬局を設置させるくらいならば、病院自らが調剤する院内調剤に戻した方が、物理的条件並びに費用的な側面の両面から患者の利便性が向上するはずである。敷地内の薬局で指摘される「利便性」の本質は、医薬品調剤へのアクセスの利便性である。アクセスをよくするために門内並びに門前薬局が推奨されるのであれば、あえて無理に医薬分業を強いる必要性はない。平成二十六年診療報酬改定につき平成二十六年一月二十九日の中央社会保険医療協議会（以下「中医協」と略す）に政府側から示された「個別改定項目について」という資料によれば、主治医機能の評価（その一）において、服薬管理の要件として「原則として院内処方を行うこと」と求めていたことをみても、政府が院内調剤の有用性を認めていることは明らかである。この「院内処方」要件については、平成二十六年二月五日に開催された中医協に提出された資料では、患者の同意がある場合には院外処方を認めるとの要件に変更された。この場合に求められる薬局の要件は、その配付資料によれば、二十四時間開局している薬局であり、

当該患者がかかっている医療機関をすべて把握した上で薬剤服用歴を一元的かつ継続的に管理し、投薬期間中の服薬状況等を確認及び適切な指導を行い、当該患者の服薬に関する情報を医療機関に提供していることが求められている。二十四時間開局していることは別にして、後段の薬局に求められる業務基準は、医薬分業の推進に際して国が国民に示した薬局像であり、いわゆる「かかりつけ薬局」機能を示したものと考えられる。しかしながら現状においては、病院など医療機関の前に薬局を開設し、近隣医療機関から処方された医薬品を効率的に給付し、漫然と医薬品を調剤するだけの薬局が増えているのも事実である。特定の医療機関の前に設置された門前薬局では、医療機関へのアクセスが自由である我が国において、門前薬局を利用する国民の多くがその物理的並びに時間的利便性を追求していることを鑑みれば、「かかりつけ機能」を期待することは難しいと思われる。このような実態を考えるならば、国が国民に医薬分業の利点として約束してきた、かかりつけ薬局機能を主治医機能として病院並びに診療所に付加せしむことは一定程度理解を示すところである。

こうした国家政策の動向を鑑みるに、医療機関に服薬管理を含めた主治医機能を期待しているのであるから、新潟大学医学部附属病院等のように「門前薬局」や「門内薬局」のようなものを主体的に誘致するような医療機関に対しては、むしろ院内調剤に転換し、費用面も含めて患者の利便性を向上させるべきではないかと考えるが政府の見解如何。

院内調剤を行う医療機関については、主治医機能を担う担わないにかかわらず適切な服薬管理を貫徹させる意味において薬剤部の増強は重要な課題となる。政府として当該医療機関の薬剤部の人員増加や質の向上についてどのようなご所見をお持ちなのかお示し願いたい。

また、主治医機能を担うことが期待される医療機関においては、当然に、チーム医療を担う薬剤師の積極的な活用が期待されるところである。一部の医療機関などでは、医薬品の投薬などを合理化の一環として無資格の事務員等が担っている医療機関もあると聞く。主治医機能を活用させるにおいては、患者個々の状態を把握することも重要であるから投薬も含めて専門職たる薬剤師が五感を用いて状態を把握する必要性が高いと考えられる。となれば、主治医機能を担う医療機関では、薬剤師の増員並びに質の向上は必要不可欠な問題である。主治医機能の評価の対象となりうる医療機関における薬剤師並びに薬剤部の要件について政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八六第二六号
平成二十六年二月十八日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員柚木道義君提出病院における院内調剤と患者の利便性をはかるとされる病院敷地内門前薬局の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出病院における院内調剤と患者の利便性をはかるとされる病院敷地内門前薬局の整合性に関する質問に対する答弁書

御指摘のような医療機関が院内処方又は院外処方のいずれを選択するかについては、当該医療機関を受診する患者の希望や傷病の状態等を踏まえて、当該医療機関が判断すべきものと考えている。

また、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第二項第一号及び第二十二条の二第一項第三号において、入院患者の数、外来患者に係る取扱処方箋の数又は調剤数を基に、医療機関に置くべき薬剤師の員数の最低基準を定めているところであるが、お尋ねの「医療機関の薬剤部の人員増加や質の向上」については、医療機関の判断によるところであると考えている。

平成二十六年度診療報酬改定において検討中の主治医機能の評価については、外来診療における医療機関の機能分化の更なる推進の観点から、中小病院及び診療所の医師が複数の慢性疾患を有する患者に対し、医療の提供を含めた総合的な健康管理を継続的に行う場合に評価を行うものであり、お尋ねの薬剤師又は薬剤部に関する要件を定めることは考えていない。

平成二十六年二月七日提出
質問第二一七号

外務省が保管するワインに関する質問主意書

提出者　鈴木　貴子

外務省が保管するワインに関する質問主意書

平成二十三年十二月九日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七九第八五号）では、同年十一月三十日の時点で、外務本省用として飯倉別館において約五千本、在外公館においては約四万四千本のワインを保管していることが明らかにされている。また同年度に新たに購入されたワインは、同省本省で二十四本、在外公館用として約二万四千本であり、同期間に廃棄されたワインは、外務本省用ではなく、在外公館用では二本であることが明らかにされている。右を踏まえ、質問する。

一　現時点で外務省が保管しているワインはいくつか明らかにされたい。

二　平成二十四年度、二十五年度において、外務省が新たに購入したワインは、本省、在外公館分それぞれ何本か明らかにされたい。

三　平成二十四年度、二十五年度において、外務省において廃棄されたワインは、本省、在外公館においてそれぞれ何本か明らかにされたい。

四　平成二十四年度、二十五年度において、外務省におけるワインの管理は適切なものであったか。

五　東日本大震災の発生により、我が国に未曾有の被害が生じ、数多くの尊い命が失われ、今尚多くの方々が不便な生活を強いられている。その中、本年四月以降、平成二十六年度より、消費税が現行の五％から八％へと上げられることが決定されている。被災者を含め、幅広い国民の日常生活における負担が増すことが予想される。そのような中、外務省が保管するワインについても、必要最低限の分を保管し、廃棄する分を減らす等、抜本的な見直しが求められると考えるが、安倍晋三内閣の見解を述べられたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第二七号
平成二十六年二月十八日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省が保管するワインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省が保管するワインに関する質問に対する答弁書

一について

外務省は、本年一月三十一日現在、外務本省用として飯倉別館において約三千本のワインを保管している。また、在外公館においては約三万四千本のワインを保管している。

二について

平成二十四年度において、外務本省用として三百三十六本、在外公館用として約四万二千本、平成二十五年度のうち本年一月三十一日までの間において、外務本省用として二百五十六本、在外公館用として約三万八千本のワインを購入した。

三について

平成二十四年度において、外務本省用のワインのうち廃棄したものはなく、在外公館用のワインのうち廃棄したものは八十六本であり、平成二十五年度のうち本年一月三十一日までの間において、外務本省用のワインのうち廃棄したものはなく、在外公館用のワインのうち廃棄したものは六本である。

四及び五について

外務省が保管するワインについては適切に管理してきており、厳しい財政状況も踏まえて、引き続き適正に対応していく考えである。

平成二十六年二月七日提出

質問第二一八号

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書

提出者　鈴木　貴子

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書

外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館（以下、「大使館」という。）に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関し、これまでの答弁書でその消息を調べるべく調査が行われており、また「大使館」として、「潮の舞」の消息についてウズベキスタン当局にも協力を要請していることが明らかにされている。右と平成二十三年十二月九日に閣議決定された「政府答弁書」（内閣衆質一七九第八七号）を踏まえ、質問する。

一　「政府答弁書」においても、「潮の舞」について「ウズベキスタン当局への要請等の方法により、引き続き調査を行っているところであり、お尋ねの歴代の外務大臣の下でもこの方針に変わりはないが、『潮の舞』の所在に関する新たな情報は得られていない。」との答弁がなされている。現時点で、「潮の舞」の消息についてどのような情報が得られているのか説明されたい。

二　「潮の舞」の所在に関する調査について、「政府答弁書」で平成二十二年七月三十日に、「大使館」から外務省に対し、公電で報告がなされていることが明らかにされているが、それ以降、「大使館」より公電での報告はなされているか。

三　二で、届けられているのなら、その本数並びに届けられた日時をそれぞれ明らかにされたい。

四　安倍晋三内閣発足後、岸田外務大臣の下、外務省において同大臣よりどのような指示が下され、「潮の舞」の消息に関してどのような調査が行われているのか説明されたい。

五　岸田大臣として、「潮の舞」の消息を明らかにすることを諦めているのか。

六　岸田大臣として、国民に対し「潮の舞」に関してきちんとした説明をし、税金で購入したものの消息が分からなくなったことについて謝罪をする考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一八六第二八号

平成二十六年二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねについては、ウズベキスタン当局への要請等の方法により、引き続き調査を行っているところであり、岸田外務大臣の下、現時点でもこの方針に変わりはなく、御指摘の公電での報告が行われた平成二十二年七月三十日以降では、平成二十六年二月七日に、在ウズベキスタン日本国大使館から外務省に対し、公電で報告がなされているが、「潮の舞」の所在に関する新たな情報は得られていない。

六について

「潮の舞」の所在については調査がいまだ終了していないことから、現時点では、その結果について対外的な説明を行っていないが、いずれにしても、外務省としては、在外公館における美術品管理を一層徹底していく考えである。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柚木道義君提出中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小池政就君提出医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共闘に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員菅直人君提出原発の再稼働と地域防災計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日ロ首脳会談の実現に関する質問に対する答弁書

平成二十六年二月十二日提出

質問第二九号

中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問主意書

提出者　柚木　道義

中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問主意書

平成二十六年一月二十九日に開催された中央社会保険医療協議会に政府より提示された「個別改定項目について」という資料によれば、「妥結率が低い保険薬局等の適正化について」という項目が示され、医薬品の購入に際して、保険薬局並びに

医療機関（以下、保険薬局等）が医薬品卸企業との売買契約の成立可否によって診療報酬上の評価を行うとしている。保険薬局等は、健康保険法の制約を受ける対象であるからこうした評価の対象とするというのが政府の考え方であると理解するところであるが、医薬品卸企業は、健康保険法の適用を受ける対象ではなく、また、保険薬局等と医薬品卸企業の売買契約は、健康保険法の委任する商取引の範囲にあるとはいえないものと考える。こうした民と民との売買取引に対して国家が何らかの評価尺度を用いて介入することは、日本国憲法の保障する営業の自由を侵害せしむと危惧するところであり、公正な商取引を所管される公正取引委員会の「売買契約の未妥結を理由とした国家査定」に対する見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第二九号
平成二十六年二月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員柚木道義君提出中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「売買契約の未妥結を理由とした国家査定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）は、公正かつ自由な競争を促進することを目的として、事業者を対象に、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法を行うこと等を禁止する法律であるところ、独占禁止法を所管し、執行する公正取引委員会としては、厚生労働大臣が行う健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基づく中央社会保険医療協議会への諮問及び診療報酬の改定は、事業者としての行為に当たらないことから、独占禁止法上の問題とはならないと考えている。

平成二十六年二月十二日提出
質問第三一〇号

医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する質問主意書

提出者　小池　政就

医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する質問主意書

平成二十五年十二月二十四日、労働政策審議会にて、ストレスチェックの義務化が提言された。

ストレスチェックの義務化とは、事業者に対し、通常の健康診断とは別に、医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査を義務付けるものである。

労働者のストレスに関連する症状・不調を確認するための項目としては、厚生労働省から「ひどく疲れた」「ゆううつだ」等の9項目が提示されている（第四十六回労働政策審議会安全衛生分科会平成二十二年十一月四日資料、第七十五回労働政策審議会安全衛生分科会平成二十五年九月二十五日議事録）。

前記の提言に基づき、平成二十六年一月二十三日、厚生労働大臣は、ストレスチェック義務化等を内容とする「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」につき、労働政策審議会に諮問を行った。

平成二十六年二月四日に、労働政策審議会は法案の要綱につきおおむね妥当と認めるとの答申を行った。

これらの事情を踏まえて、以下の点について、明確に回答いただきたい。

一　日本産業衛生学会のワーキンググループ（「政策法制度委員会メンタルヘルスワーキンググループ」）において、大部分のワーキンググループメンバーが、ストレスチェック制度に関する科学的根拠の不足と運用上の不安を指摘した。

政府として、ストレスチェック制度の科学的根拠を示すデータ等があれば、示されたい。

二　ストレスチェックが精神疾患の有無の振り分けに用いられるのではないか、との危惧が生じうる。

また、仮にワーキンググループの指摘通り、科学的根拠の存在が疑われるとすると、検査結果にて「高ストレス」との判断が出された場合に、科学的根拠のない検査結果により労働者に不要な不安・動揺や思い込みを与え、心身の不調を誘発するおそれがある。

このような危惧・おそれについて、政府の意見を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第三〇号
平成二十六年二月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員小池政就君提出医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小池政就君提出医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ストレスチェック制度の科学的根拠を示すデータ等」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」（以下「要綱」という。）については、労働政策審議会安全衛生分科会において、公益社団法人日本産業衛生学会等の関係学会等の意見を踏まえて取りまとめられたものである。

二について

要綱においては、「医師又は保健師による心理的な負担の程度を把握するための検査」については、検査を行った医師又は保健師は、検査を受けた労働者の同意を得ないで、検査の結果を事業者に提供してはならないこととされており、政府としては、今後、御指摘の「危惧・おそれ」が生じないよう、検討してまいりたい。

平成二十六年二月十二日提出
質問第三一一号

ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する再質問主意書

提出者　鈴木　貴子

ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する再質問主意書

本年一月二十五日、日本放送協会（ＮＨＫ）の会長に就任した籾井勝人氏が記者会見を行った。そ

の会見場において籾井会長は、いわゆる従軍慰安婦問題について「戦争地域にはどこにもあったと思う」、尖閣諸島、竹島について「国際放送で尖閣、竹島など領土問題について明確に日本の立場を主張するのは当然だ」等、我が国の歴史、領土問題等に関連する発言（以下、「発言」とする。）をしていると承知する。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第七号）を踏まえ、再質問する。

一　ＮＨＫの会長は、公の場で政治的問題に関する自身の意見を述べることは許されるかとの問いに対し、「前回答弁書」では「協会の会長の地位にある者が、一個人としての立場から公の場で意見を述べることは当然にあり得る」としつつも、「その際には、協会の会長の地位にあることも踏まえた適切な言動が求められる」と答弁している。ＮＨＫ会長の言動としてあるべき姿を示しつつも、「前回答弁書」において、政府として「放送機関の代表者が行った個別の発言について、政府として見解を述べることは差し控えたい。」と、「発言」に関する見解を拒んでいるのはなぜか。

二　「発言」は、右「協会の会長の地位にあることも踏まえた適切な言動」に該当するか。政府の見解を明確に述べられたい。

三　「前回答弁書」で「協会の会長は、経営委員会が任命することとされている。また、法第五十五条第一項において、経営委員会は、会長が職務の執行の任に堪えないと認めるとき等は、これを罷免することができると定められている。」とされている。「発言」を就任記者会見の場で行った籾井会長は、「職務の執行の任に堪えない」状態にあるのではないのか。政府の見解如何。

四　ＮＨＫ経営委員会について、その権限、職責、また委員会を構成する委員の選ばれ方、果たすべき職責、年間支払われる報酬の額等、詳細を説明されたい。

五　ＮＨＫ経営委員会委員の中に、たとえば一九九三年の朝日新聞襲撃事件の実行犯を礼賛したり、東京都知事選挙において応援演説をし、他の候補を「人間のクズ」等と罵る等の言動を行う者がいるが、政府として、右を把握しているか。

六　籾井会長だけでなく、その会長を任命し、罷免する権限を持つ委員の中にもその任に堪えないと思われる問題発言をした者がいるが、政府の見解如何。

七　会長人事、そして経営委員会委員の人事を、政府として再考する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一八六第三一号
平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）は、放送事業者の自主自律を基本としており、その趣旨を踏まえて、放送機関の代表者が行った個別の発言について、政府として見解を述べることは差し控えたものである。

二について

先の答弁書（平成二十六年二月七日内閣衆質一八六第七号。以下「前回答弁書」という。）三から七までについてでお答えしたとおり、放送機関の代表者が行った個別の発言について、政府として見解を述べることは差し控えたい。

三について

前回答弁書八についてでお答えしたとおり、日本放送協会（以下「協会」という。）の会長の任命及び罷免については、経営委員会の権限とされており、政府として見解を述べることは差し控えたい。

四について

協会の経営委員会は、法の規定に基づき、協会の経営に関する基本方針等の議決、役員の職務の執行の監督及び協会の会長の任免等を行うこととされており、その委員は、このような権限を有する合議体としての経営委員会を組織し、協会の経営の一翼を担うことを職責としている。

委員の選任については、法第三十一条第一項の規定により、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされ、この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならないとされている。

委員の年間報酬については、協会の「経営委員会委員報酬支給基準」によれば、非常勤の委員は、その役職に応じ、委員長は六百十九万二千円、委員長職務代行者は五百五十七万二千八百円、委員は四百九十五万三千六百円であり、常勤の委員は、その役職に応じ、委員長は三千九十二万円、委員長職務代行者は二千六百九十万円、委員は二千二百六万円となっている。

五について

御指摘のような言動に関する報道があったことは承知している。

六について

御指摘の「問題発言」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、いずれにしても、協会の経営委員会の委員が個人的に行った発言等について、政府として見解を述べることは差し控えたい。

七について

お尋ねの「会長人事」については、三についてでお答えしたとおりである。

また、「経営委員会委員の人事」については、現在の委員は、四についてでお答えした手続に従って選任されているものと認識しており、委員相互の真摯な議論を通じて、経営委員会全体として、法の規定に従い、その役割を果たしていただくことを期待している。

平成二十六年二月十二日提出
質問第三一一号

外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問主意書

提出者　鈴木　貴子

外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問主意書

外務省在外公館が行っている便宜供与について、「政府答弁書」（内閣衆質一六三第一八号）では「在外公館が行っている便宜供与とは、一般に、

公共性を有する用務で海外に渡航する者に対して行う送迎、宿舎の手配等の支援を指す。」との定義付けがなされている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第八号）を踏まえ、再質問する。

一　便宜供与の格付け、取扱い基準について、「前回答弁書」ではＡＡ、ＢＢ、ＣＣ、ＣＣ―ＧＧ、ＣＣ―ＨＨ、ＤＤ、ＴＴ―ＸＸ及びＴＴの八つの分類があることが明らかにされている。では、右の基準の対象となる者の官職、役職をそれぞれ明らかにされたい。

二　過去十年の間に便宜供与の対象となった者のうち、国会議員の人数、国会議員以外の人数について、「前回答弁書」では、それぞれ二万千八百三十九名、百三十四万二千八百十七名であることが明らかにされている。右人数を、一の八つの分類ごとに示されたい。

三　「前回答弁書」では、便宜供与の必要性並び国益への貢献度につき、「公共性を有する用務で海外に渡航する者に対して、かかる用務との関係で、在外公館が便宜供与を行うことは有意義であると考えている。」との答弁がなされている。右答弁にある「公共性を有する用務」とは具体的にどのようなものか、詳細に説明されたい。

四　二の便宜供与を受けた者のうち、「公共性を有する用務」とは言えない目的で海外に渡航した者に、便宜供与がなされた事例はないか。

五　「前回答弁書」では、その経費のみを特定することはできないとの理由で、便宜供与にかかった金額が明らかにされていない。金額は明確でないにしても、その原資はすべて国民の税金であることは間違いないと考えるが、確認を求める。

六　政府として、国民の税金を用いて便宜供与を行っている以上、それにかかった金額を明らかにする、またはそれができないのなら、便宜供与の在り方を見直すことが必要であると考えるが、いかがか。

右質問する。

内閣衆質一八六第三二号
平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問に対する答弁書

一について

平成二十五年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、ＡＡ、ＢＢ、ＣＣ、ＣＣ―ＧＧ、ＣＣ―ＨＨ、ＤＤ、ＴＴ―ＸＸ及びＴＴの分類を設けており、次のとおり、それぞれの分類に該当する者を例示している。

㈠　ＡＡ

皇族、総理、国務大臣、衆・参両院議長、最高裁判所長官、特派大使及び前・元総理

㈡　ＢＢ

衆・参両院副議長、衆・参両院正式派遣議員団、党公式派遣議員団、各府省副大臣・大臣政務官、前・元衆・参両院議長、衆・参両院常任委員会委員長、前・元国務大臣、最高裁判所判事、都道府県知事、政令指定都市市長及び民間経済四団体の長

㈢　ＣＣ

衆・参両院議員、各府省事務次官、各府省局部長・外局の長等指定職の者、特別職給与法別表第一に掲げる者でＡＡ又はＢＢの指定を受けない者、都道府県議会議長、政令指定都市議会議長、特殊法人の長、独立行政法人の長及び審議会等の長

㈣　ＣＣ―ＧＧ

各府省庁課長級（七級以上）、都道府県副知事・出納長及び都道府県議会副議長

㈤　ＣＣ―ＨＨ

その他の国家公務員（六級以下）

㈥　ＤＤ

地方公務員、地方議会議員及び公益を目的とする法人・団体等の職員

㈦　ＴＴ―ＸＸ

㈠から㈥までのいずれかに該当する者であって、取りあえず通報のみを行うにとどめるが、追って本人から要請がある場合には、しかるべく便宜供与を行うもの

㈧　ＴＴ

㈠から㈥までのいずれかに該当する者であって、参考までに通報のみを行うもの

二について

お尋ねのような分類ごとの統計については、集計に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「公共性を有する用務」の具体的内容については、多岐にわたるため、一概にお答えすることは困難である。

四について

便宜供与は、一般に、公共性を有する用務に対し行うものであると認識しているが、例えば劣悪な治安情勢や通信事情を理由として渡航者による単独での行動に支障がある場合に、在外公館が支援することもある。

五について

便宜供与に係る経費は、一般会計から支出されている。

六について

先の答弁書（平成二十六年二月七日内閣衆質一八六第八号）三及び四についてでお答えしたとおり、便宜供与に係る経費のみを特定することはできないため、その具体的な金額をお示しすることは困難であるが、いずれにしても、在外公館は便宜供与を適切に行っている。

平成二十六年二月十二日提出
質問第三三号

北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共闘に対する政府の認識に関する質問主意書

提出者　鈴木　貴子

北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共闘に対する政府の認識に関する質問主意書

一　我が国固有の領土である北方領土の帰属につき、過去に中国が我が国に対して、更には我が国以外の国に対してどのような見解を公式に述べてきているのか説明されたい。

二　我が国固有の領土であり、現に我が国が実効支配しており、そもそも領土問題が存在していない尖閣諸島につき、過去にロシアが我が国に対して、更には我が国以外の国に対して何らかの意見を公式に伝えてきたことはあるか。

三　本年二月七日付毎日新聞報道によると、二〇一〇年より、中国がロシアに対し、中国が従来

日本領としてきた北方領土をロシアの領土として承認する代わりに、尖閣諸島を中国領としてロシアが認めることを打診し、それは現在も続いているとみられるとのことである。右報道を政府、特に外務省は承知し、その内容を把握しているか。

四　三の報道にあるようなやりとりが、中ロ間でなされているのか否か、政府、特に外務省として詳細を把握しているか。

五　三の報道によると、ロシアとしては、「北方領土は日ロ間で協議する」とし、中国側の打診に乗っていないとのことであるが、政府、特に外務省として右の状況を正確に把握しているか。

六　中国側の打診に乗っていないロシアの対応に対する政府、特に外務省の評価如何。

右質問する。

内閣衆質一八六第三三号
平成二十六年二月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共闘に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共闘に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

外交上の個別のやり取りについては相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。また、第三国間の外交上のやり取りについては、政府としてお答えする立場にない。その上で申し上げれば、北方領土問題に関して中国政府が自らの見解を公式に示した最近の例としては、平成二十四年三月二十二日（現地時間）の中国外交部定例記者会見において、洪磊報道官が、北方領土問題は日露二国間の問題であり、日露双方が協議を通じて妥当に解決することを望む旨述べた発言があると承知している。

二について

外交上の個別のやり取りについては相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。また、第三国間の外交上のやり取りについては、政府としてお答えする立場にない。その上で申し上げれば、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。こうした立場は他国の見解によって影響を受けるものではない。

三から六までについて

御指摘の報道は承知しているが、個々の新聞記事の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控えたい。

平成二十六年二月十三日提出
質問第三四号

原発の再稼働と地域防災計画に関する質問主意書

提出者　菅　直人

原発の再稼働と地域防災計画に関する質問主意書

安倍総理は原発の再稼働に関し、本年一月二十四日の衆議院本会議での施政方針演説で「原子力規制委員会が定めた世界で最も厳しい水準の安全規制を満たさない限り、原発の再稼働はありません。」と述べている。しかし、ここで安倍総理の述べた「安全規制」とは具体的に何を示すのか明確でない。「原子炉等規制法に基づく原子力発電所の技術的な面での安全の規制基準」と「原子力災害対策指針が30キロ圏の自治体に策定を義務付けた原発事故発生時の住民の避難ができるかどうかといった地域防災計画における安全確保」とは性格が異なる。総理は両方の「安全」に関して原子力規制委員会が判断することになっていると言っているのか。この点を明確にするため次の事項について質問する。

一　停止している原発を再稼働させる場合、原子力規制委員会は平成二十四年に改正された原子炉等規制法に基づき、新規制基準に適合するときにのみ再稼働を認可することができると承知しているがそれで正しいか。

二　原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針では30キロ圏の自治体に「地域防災計画」を策定するように義務付けている。新規制基準には原発事故など原子力災害時の地域防災計画は入っているのか。

三　新規制基準に地域防災計画が入っている場合、地域防災計画で示される原発事故発生時の避難が可能かどうかについても原子力規制委員会が判断するということか。

四　新規制基準に地域防災計画が入っていない場合、地域防災計画で示される原発事故発生時の避難が可能かどうかは誰が判断するのか。

五　地域防災計画を策定する30キロ圏の自治体が福島原発事故のような原発事故が起きた時には安全に避難することは困難と判断した時には再稼働の是非は誰が判断するのか。

右質問する。

内閣衆質一八六第三四号
平成二十六年二月二十一日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員菅直人君提出原発の再稼働と地域防災計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員菅直人君提出原発の再稼働と地域防災計画に関する質問に対する答弁書

一について

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）により発電用原子炉（同法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の規制を行っているが、同法において、発電用原子炉の再稼働を認可する規定はない。

なお、同委員会は、現在、発電用原子炉設置者から提出された原子炉設置変更許可申請書等に関し、同法第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき定められている実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）等（以下「新規制基準」という。）への適合性について審査を行っている。

二から五までについて

御指摘の意味するところが必ずしも明らかではないが、新規制基準には、地域防災計画に係る事項は含まれておらず、同計画については、原子力発電所が再稼働するか否かにかかわらず、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき、都道

府県及び市町村において作成等がなされるものである。政府としては、原子力防災会議の下、関係府省庁による同計画の作成の支援等を行っている。

平成二十六年二月十三日提出
質問第三五号

北方領土における日口首脳会談の実現に関する質問主意書

提出者　鈴木　貴子

北方領土における日口首脳会談の実現に関する質問主意書

本年二月八日、前日のソチオリンピック開会式に出席した安倍晋三内閣総理大臣は、ロシアのプーチン大統領と首脳会談を行った。安倍総理とプーチン大統領との会談は、第二次安倍内閣発足後すでに五度目になり、両者の間には確固たる信頼関係が築かれつつあり、日口間の未解決の問題である北方領土問題の解決に向け、確かな基盤ができつつあると考える。右を踏まえ、質問する。

一　今後の北方領土交渉にさらに弾みをつけ、北方領土問題を解決し、日口関係を飛躍的に発展させ、極東アジアはじめ世界に貢献する二国間関係をつくるため、未解決の地域、係争地域であると日口両国が認めている北方領土、国後島か択捉島においてプーチン大統領と首脳会談を行うべきと考えるが、安倍総理の見解如何。

二　ビザなし交流の枠組みは国務大臣にもあてはまるか。

三　北方領土において日口首脳会談を行うことに関し、たとえば平成二十二年十一月十二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七六第一二三号）では「四島交流は現島民との相互理解の増進を目的とした枠組みであり、首脳会談のための訪問をこの枠組みの下で行うことは想定されていない。」との消極的な答弁がなされている。安倍内閣としても、右と同様の認識を有しているか。

四　三の答弁には「想定されていない」とあるが、四島交流の枠組みの下で日口首脳会談を行うことは禁じられているか。またはそのような取り決めが存在するのか。

五　四島交流の枠組みにとらわれることなく、日口首脳の決断があれば、北方領土で日口首脳会談を行うことは可能であると考えるが安倍総理として、国後島、または択捉島で首脳会談を行うことをプーチン大統領に提唱する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一八六第三五号
平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日口首脳会談の実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土における日口首脳会談の実現に関する質問に対する答弁書

一及び五について

安倍晋三内閣総理大臣が北方領土を訪問する予定は、現時点ではない。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「我が国国民の北方領土への訪問について」（平成三年十月二十九日閣議了解及び平成十年四月十七日閣議了解）に従えば、国務大臣は、四島交流の枠組みにより北方領土を訪問することができる。

三及び四について

お尋ねの「禁じられている」及び「そのような取り決めが存在する」の意味するところが必ずしも明らかでないが、四島交流は現島民との相互理解の増進を目的とした枠組みであり、首脳会談のための訪問をこの枠組みの下で行うことは想定されていない。

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小池政就君提出精神科・心療内科・メンタルクリニックの質の維持と多剤処方についての診療報酬改定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出若者の雇用不安を増大させかねない労働者派遣制度の改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出難病患者の方の治療の選択の幅を狭めるような特定疾患治療研究事業の運用に関する質問に対する答弁書

平成二十六年二月十四日提出
質問第三六号

精神科・心療内科・メンタルクリニックの質の維持と多剤処方についての診療報酬改定に関する質問主意書

提出者　小池　政就

精神科・心療内科・メンタルクリニックの質の維持と多剤処方についての診療報酬改定に関する質問主意書

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（ＮＣＮＰ）による発表（平成二十五年十月四日）によると、統合失調症患者に対する抗精神病薬の処方については、三剤以上併用の効果に関するエビデンスがないという状況にもかかわらず、入院患者では三剤以上を併用するケースが４２．１％あり、四剤以上についても２０％見られる等の実情が明らかとなった。

また、年代別にみると、二十代から五十代までの患者の半数以上について、抗精神病薬につき三剤以上の処方がなされている。

さらに、今月、抗不安薬や睡眠薬などが過剰に投与され、患者が命を落としたり、重症に陥ったりしていることを指摘し、安易に薬を処方する精神科医療の在り方を問う報道がなされている（平成二十六年二月十一日読売新聞東京朝刊三面）。

その他、不適切な投薬が引き起こす深刻な問題を取り上げた報道（朝日新聞平成二十五年八月二十日「統合失調症　薬出しすぎ」、読売新聞平成二十五年八月二十三日「過剰服用　死亡の患者も」）がなされている。

これらの事情を踏まえて、以下の点について、明確に回答いただきたい。

一　ストレスチェック義務化（事業者に対し、通

常の健康診断とは別に、医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査を義務付けるもの）を導入した場合に、チェックの結果が思わしくなかった者らにとっては、精神科・心療内科・メンタルクリニックなどがその受け皿となると考えられる。

政府として、精神科・心療内科・メンタルクリニックは、現状において、ストレスチェックの結果が思わしくなかった者らにとっての「受け皿」として、十分信頼に足りる環境を整えているものと考えるか。（なお、平成二十五年六月十二日に開かれた厚生労働委員会においても、メンタルクリニックの質の問題が議論となっているが、答弁者は明確な回答を避けている。）

二　政府として、ストレスチェック義務化の導入前又は導入後に、精神科・心療内科・メンタルクリニックの質の維持のために、何らかの対策を講じる予定はあるのか。

三　平成二十六年二月十二日、中央社会保険医療協議会は、平成二十六年度の診療報酬改定案をまとめ、田村憲久厚労相に答申した。

「抗不安薬・睡眠薬、抗うつ薬、抗精神病薬の適切な投薬を推進する観点から、精神科継続外来支援・指導料、処方料、処方せん料及び薬剤料について、多剤処方した場合の減算規定を新設する。」とし、「一回の処方において、三種類以上の抗不安薬、三種類以上の睡眠薬、四種類以上の抗うつ薬又は四種類以上の抗精神病薬を投与した場合」指導料や処方料の減算措置が取られることになった。

先述の通り、三種類以上の投薬についてはエビデンスがないとされているにもかかわらず、今回は抗うつ薬と抗精神病薬については、「四種類以上」の場合に指導料や処方料の減算措置が取られることになっている。

なぜ、「三種類以上」と定めなかったのか、その理由を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第三六号
平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員小池政就君提出精神科・心療内科・メンタルクリニックの質の維持と多剤処方についての診療報酬改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小池政就君提出精神科・心療内科・メンタルクリニックの質の維持と多剤処方についての診療報酬改定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

労働政策審議会安全衛生分科会において取りまとめられた「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」においては、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は保健師による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないものとすること」とされているが、当該検査は、精神疾患の診断を目的としたものではなく、直ちに精神科等への受診につながるものではないと考えている。

また、精神科医療の質については、その向上のために、医師又は薬剤師等に対する向精神薬の処方に関する研修及び診療ガイドラインの作成等の取組を行っているところである。

三について

御指摘の診療報酬の減算措置については、現在、平成二十六年度の診療報酬改定において、関係学会の見解等を受けて出された中央社会保険医療協議会の答申を踏まえて、御指摘の抗うつ薬及び抗精神病薬については、一回の処方において四種類以上の薬剤を投与した場合に行うことを検討している。

平成二十六年二月十四日提出
質問第三七号

在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する再質問主意書

提出者　鈴木　貴子

在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する再質問主意書

昨年六月二十一日、在コンゴ民主共和国日本国大使館において出火騒ぎがあり、その約半年後の十二月二日、同大使館に勤務していた山田真也三等書記官が、建造物等放火罪と、更には業務上横領罪の疑いで逮捕されている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第一四号）を踏まえ、再質問する。

一　山田容疑者による公金横領の額はいくらか。

二　外務省として、冨永駐コンゴ民主共和国大使を厳重訓戒とし、帰朝を命じたと報じられているが、冨永大使に今後退職金、大使手当は支払われるか。

三　二で、支払われるのなら、それは適切か。

四　本事件に関連し、山田容疑者、冨永大使の二人の他に処分対象者はいるか。いるならば、その者の官職氏名を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第三七号
平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する再質問に対する答弁書

一について

平成二十五年六月二十日夜（現地時間）に在コンゴ民主共和国日本国大使館事務所で発生した火災（以下「本件火災」という。）に関し現住建造物等放火罪で起訴されていた被告人は、同大使館の現金を業務上預かり保管中、合計二十五万八千六百三十七ドル及び二十一万六百コンゴフランを横領したとの事実により、平成二十六年二月十三日に起訴された。

二及び三について

冨永純正コンゴ民主共和国駐箚（さつ）特命全権大使（以下「冨永大使」という。）に対する退職金は、冨永大使が退職する時点において、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づき適切に判断することとなる。また、お尋ねの「大使手当」の意味が必ずしも明らかではないが、冨永大使には、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十二号）に基づき、帰国を命ぜられて在勤地を出発する日の前日まで、在勤基本手当が支給される。

四について

外務省として、一についてで述べた横領事件

に関し、本件火災当時に在コンゴ民主共和国日本国大使館において出納官吏であり、かつ、次席館員であった二木孝同省大臣官房文化交流・海外広報課人物交流室課長補佐に対して国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第一項の規定による懲戒戒告の処分を行った。また、同省として、同大使館において一定の職責を有する複数の職員を同省の内規に基づき厳正に処分したが、これらの者の官職及び氏名については、個人のプライバシーに関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

平成二十六年二月十四日提出
質問第三八号

米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する質問主意書

提出者　鈴木　貴子

米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する質問主意書

ケネディ駐日米国全権大使が、本年一月十八日、我が国の和歌山県で行われているイルカ漁について、「非人道性を懸念している」との批判をツイッター上でしたと承知する。

右を踏まえ、質問する。

一　我が国のイルカ漁に関し、その歴史的経緯等、政府が把握している詳細を説明されたい。

二　我が国のイルカ漁を規制する国際条約等の取り決めはあるか。

三　ケネディ大使の発言に対する政府の認識如何。我が国のイルカ漁は非人道的であると、政府は認識しているか。

四　ケネディ大使の発言に対し、政府としてどのような反論、抗議をしているか。

五　ケネディ大使の発言を受け、政府としてイルカ漁を行っている地元地域に何らかの協議を行っているか。

右質問する。

内閣衆質一八六第三八号
平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

政府としては、イルカを含む鯨類は重要な水産資源であり科学的根拠に基づき持続的に利用すべきと考えており、また、イルカ漁業は我が国の伝統的な漁業の一つであって法令に基づき適切に実施されていると認識している。このような我が国の立場については、米国政府に対するものを含め、これまで内外に説明してきており、引き続きイルカ漁業に対する国際的理解を得られるように努力していく所存である。

二について

我が国のイルカ漁業を規制する条約その他の国際約束はない。

五について

従来から、政府としては、イルカ漁業に対する国際的理解を得られるように努力しているところであり、その一環として、地元関係者とも意見交換を行ってきている。

平成二十六年二月十四日提出
質問第三九号

内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する質問主意書

提出者　鈴木　貴子

内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する質問主意書

本年二月十三日の東京新聞三面に、「首相発言を削除　日米密約『自民、過去の対応反省』　公開議事録から判明」との見出し記事（以下、「東京記事」とする。）が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一　二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点に関し、いわゆる密約があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」（以下、「委員会」という。）を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。

①　一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約

②　同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約

③　一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約

④　同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委員会」の調査結果をまとめた報告書を公表し、密約の存在を認めた。安倍晋三内閣総理大臣としても、密約があったと認識しているか。

二　「東京記事」の内容を政府は承知し、その内容を正確に把握しているか。

三　「東京記事」の内容は事実か。

四　「東京記事」によると、安倍晋三内閣総理大臣は、本年一月十七日の特定秘密保護法に関する有識者会議「情報保全諮問会議」において、いわゆる日米の密約問題に関し、「自分は（二〇〇五年に）官房長官、（二〇〇六年に）首相となるのだが、（密約）文書を一回も見せられたことはない。説明もされていない」、「ずっと何年も何年もそのままだったことはおかしい」、「何回かこれをどうするべきかと議論されなければならなかった」との発言をしたとのことであるが、右は事実か。

五　「東京記事」によると、四の安倍総理の発言が、政府がすでに掲載しているホームページにおいては削除されているとのことであるが、右は事実か。

六　安倍総理として、四の自身の発言がホームページ上で削除されることを事前に知っていたか。事前に知らなかったのなら、そのことを初めて知ったのはいつか明らかにされたい。

七　五のホームページの記載に関連し、政府部内で決裁書は作成されているか。されているのなら、その最終責任者の官職氏名を明らかにされたい。

八　五で、事実なら、誰の責任の下、四の安倍総理の発言が削除されたのか説明されたい。

九　安倍総理として、四の自身の発言がホームページ上に掲載されず、国民に正確な情報が伝わらなかったことに対し、どのような認識を有しているか。

右質問する。

内閣衆質一八六第三九号
平成二十六年二月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十五年十一月五日内閣衆質一八五第三三号）二についてでお答えしたとおりである。

二から四までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「記事」及び「その内容」については承知しており、また、当該「記事」において報じられている「議事録」の中には、「自分は官房長官、総理となるのだが、そのいわば文書というのは一回も見せられたことはないわけである。説明もされていない」、「ずっと何年も何年もそのままだったことはおかしい」、「何回かこれをどうするべきかということを議論されなければならなかった」との記述がある。

五から九までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、内閣官房のホームページにおいて公表している平成二十六年一月十七日に開催された第一回情報保全諮問会議の議事要旨は、同会議の開催年月日及び場所、出席者の氏名等のほか、簡潔かつ的確に議論の要旨等を記したものである。

平成二十六年二月十七日提出
質問第四〇号

若者の雇用不安を増大させかねない労働者派遣制度の改正に関する質問主意書

提出者　山井　和則

若者の雇用不安を増大させかねない労働者派遣制度の改正に関する質問主意書

政府では、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会の「労働者派遣制度の改正について（報告書）」に基づく労働政策審議会の建議を踏まえ、労働者派遣制度の改正を進めようとしています。

そこで、以下のとおり質問します。

一　今回の労働者派遣法改正によって、有期雇用の派遣労働者が増えると予想していますか、減ると予想していますか。

二　無期雇用の派遣労働者が増えると予想していますか、減ると予想していますか。

三　無期雇用、有期雇用を合わせた派遣労働者が増えると予想していますか、減ると予想していますか。

四　今回の労働者派遣法改正によって、正社員は増えると予想していますか、減ると予想していますか。

五　職業安定分科会労働力需給制度部会における、労働者派遣制度の在り方についての検討の際の、各部会ごと、そしてトータルの、各委員の発言回数をお示しください。また、労働者代表、労働者代表オブザーバー、使用者代表、使用者代表オブザーバーと分類した場合のそれぞれの発言回数とその全体に占める割合もお示しください。

右質問する。

内閣衆質一八六第四〇号
平成二十六年二月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員山井和則君提出若者の雇用不安を増大させかねない労働者派遣制度の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出若者の雇用不安を増大させかねない労働者派遣制度の改正に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

現在検討中の労働者派遣制度の見直しについては、「労働者派遣制度の改正について」（平成二十六年一月二十九日労働政策審議会建議）を踏まえ、有期雇用の派遣労働者については、個人単位及び派遣先単位の二つの期間制限という他の雇用形態にはない規制を設けることとしている一方、無期雇用の派遣労働者については、期間制限の対象から除外することとしている。あわせて、派遣先単位の期間制限に係る派遣先事業所の過半数労働組合等からの意見聴取の手続、派遣元事業主による派遣労働者のキャリアアップのための措置、派遣労働者の派遣先での正社員化の推進のための措置等を講ずることとしている。こうした措置が個々の企業における労働者の構成にどのように影響するかを予想することは困難であることに加え、派遣労働者数及び正社員数は、景気、雇用失業情勢、労働者の希望等に影響を受けるため、有期雇用及び無期雇用の派遣労働者数並びに正社員数の増減を予想することはいずれも困難であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

平成二十五年八月三十日から平成二十六年一月二十九日までに開催された労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会（以下「部会」という。）における、労働者派遣制度の在り方に係る検討の際の部会ごとの各委員の発言回数は、部会の速記録によると次のとおりである。

第百九十二回部会においては、公益を代表する委員及び専門委員（以下「公益委員」という。）のうち、委員Ａは十九回、委員Ｂは零回、委員Ｃは零回、委員Ｄは零回、委員Ｅは零回であり、労働者を代表する委員及びオブザーバー（以下「労側委員等」という。）のうち、委員Ｆは八回、委員Ｇは二回、委員Ｈは零回、オブザーバーＡは一回、オブザーバーＢは零回であり、使用者を代表する委員及びオブザーバー（以下「使側委員等」という。）のうち、委員Ｉは一回、委員Ｊは一回、委員Ｋは二回、オブザーバーＣは三回、オブザーバーＤは三回である。

第百九十三回部会においては、公益委員のうち、委員Ａは三十八回、委員Ｂは二回、委員Ｃは零回、委員Ｄは一回、委員Ｅは零回であり、労側委員等のうち、委員Ｆは十四回、委員Ｇは三回、委員Ｈは零回、オブザーバーＡは零回、オブザーバーＢは二回であり、使側委員等のうち、委員Ｉは七回、委員Ｊは一回、委員Ｋは三回、オブザーバーＣは三回、オブザーバーＤは三回である。

第百九十四回部会においては、公益委員のうち、委員Ａは三十九回、委員Ｂは五回、委員Ｃは零回、委員Ｄは三回、委員Ｅは零回であり、労側委員等のうち、委員Ｆは二十回、委員Ｇは三回、委員Ｈは二回、オブザーバーＡは五回、

オブザーバーBは一回であり、使側委員等のうち、委員Iは七回、委員Jは二回、委員Kは二回、オブザーバーCは七回、オブザーバーDは四回である。

第百九十五回部会においては、公益委員のうち、委員Aは十四回、委員Bは零回、委員Cは零回、委員Dは二回、委員Eは一回であり、労側委員等のうち、委員Fは十七回、委員Gは三回、委員Hは一回、オブザーバーAは零回、オブザーバーBは零回であり、使側委員等のうち、委員Iは三回、委員Jは二回、委員Kは零回、オブザーバーCは八回、オブザーバーDは五回である。

第百九十六回部会においては、公益委員のうち、委員Aは二十八回、委員Bは零回、委員Cは零回、委員Dは零回、委員Eは一回であり、労側委員等のうち、委員Fは二十一回、委員Gは三回、委員Hは一回、オブザーバーAは十三回、オブザーバーBは一回であり、使側委員等のうち、委員Iは八回、委員Jは五回、委員Kは一回、オブザーバーCは十回、オブザーバーDは十四回である。

第百九十七回部会においては、公益委員のうち、委員Aは二十九回、委員Bは零回、委員Cは零回、委員Dは一回、委員Eは零回であり、労側委員等のうち、委員Fは十五回、委員Gは二回、委員Hは一回、オブザーバーAは一回、オブザーバーBは一回であり、使側委員等のうち、委員Iは八回、委員Jは四回、委員Kは一回、オブザーバーCは八回、オブザーバーDは五回である。

第百九十八回部会においては、公益委員のうち、委員Aは二十一回、委員Bは零回、委員Cは零回、委員Dは零回、委員Eは零回であり、労側委員等のうち、委員Fは九回、委員Gは二回、委員Hは三回、オブザーバーAは一回、オブザーバーBは一回であり、使側委員等のうち、委員Iは九回、委員Jは四回、委員Kは一回、オブザーバーCは七回、オブザーバーDは二回である。

第百九十九回部会においては、公益委員のうち、委員Aは三十三回、委員Bは零回、委員Cは零回、委員Dは零回、委員Eは一回であり、労側委員等のうち、委員Fは二十八回、委員Gは二回、委員Hは一回、オブザーバーAは一回、オブザーバーBは零回であり、使側委員等のうち、委員Iは九回、委員Jは五回、委員Kは一回、オブザーバーCは四回、オブザーバーDは二回である。

第二百回部会においては、公益委員のうち、委員Aは三十六回、委員Bは零回、委員Cは一回、委員Dは二回、委員Eは零回であり、労側委員等のうち、委員Fは三十回、委員Gは四回、委員Hは零回、オブザーバーAは一回、オブザーバーBは五回であり、使側委員等のうち、委員Iは五回、委員Jは五回、委員Kは二回、オブザーバーCは五回、オブザーバーDは四回である。

第二百一回部会においては、公益委員のうち、委員Aは三十四回、委員Bは零回、委員Cは零回、委員Dは零回、委員Eは五回であり、労側委員等のうち、委員Fは十一回、委員Gは七回、委員Hは四回、オブザーバーAは二回、オブザーバーBは三回であり、使側委員等のうち、委員Iは七回、委員Jは零回、委員Kは二回、オブザーバーCは二回、オブザーバーDは六回である。

第二百二回部会においては、公益委員のうち、委員Aは三回、委員Bは零回、委員Cは零回、委員Dは零回、委員Eは零回であり、労側委員等のうち、委員Fは一回、委員Gは零回、委員Hは零回、オブザーバーAは零回、オブザーバーBは零回であり、使側委員等のうち、委員Iは一回、委員Jは零回、委員Kは零回、オブザーバーCは零回、オブザーバーDは零回である。

第二百三回部会においては、公益委員のうち、委員Aは二十三回、委員Bは零回、委員Cは零回、委員Dは一回、委員Eは一回であり、労側委員等のうち、委員Fは五回、委員Gは一回、委員Hは二回、オブザーバーAは一回、オブザーバーBは零回であり、使側委員等のうち、委員Iは一回、委員Jは三回、委員Kは一回、オブザーバーCは二回、オブザーバーDは零回である。

第二百四回部会においては、公益委員のうち、委員Aは十二回、委員Bは零回、委員Cは零回、委員Dは零回、委員Eは零回であり、労側委員等のうち、委員Fは一回、委員Gは零回、委員Hは零回、オブザーバーAは零回、オブザーバーBは零回であり、使側委員等のうち、委員Iは零回、委員Jは零回、委員Kは零回、オブザーバーCは零回、オブザーバーDは零回である。

また、第百九十二回部会から第二百四回部会までの全ての部会における各委員の発言回数の合計は、次のとおりである。

公益委員のうち、委員Aは三百二十九回、委員Bは七回、委員Cは一回、委員Dは十回、委員Eは九回であり、労側委員等のうち、委員Fは百八十回、委員Gは三十二回、委員Hは十五回、オブザーバーAは二十六回、オブザーバーBは十四回であり、使側委員等のうち、委員Iは六十六回、委員Jは三十二回、委員Kは十六回、オブザーバーCは五十九回、オブザーバーDは四十八回である。

また、労働者を代表する委員及びオブザーバー、使用者を代表する委員及びオブザーバーと分類した場合のそれぞれの発言回数とその委員及びオブザーバー全員の発言回数に占める割合は、次のとおりである。

労働者を代表する委員の発言回数は合計二百二十七回であり、その発言回数の委員及びオブザーバー全員の発言回数に占める割合は約二十六・九パーセントである。

労働者側のオブザーバーの発言回数は合計四十回であり、その発言回数の委員及びオブザーバー全員の発言回数に占める割合は約四・七パーセントである。

使用者を代表する委員の発言回数は合計百四回であり、その発言回数の委員及びオブザーバー全員の発言回数に占める割合は約十三・五パーセントである。

使用者側のオブザーバーの発言回数は合計百七回であり、その発言回数の委員及びオブザーバー全員の発言回数に占める割合は約十二・七パーセントである。

―――――――――

平成二十六年二月十七日提出
質問第四一号

難病患者の方の治療の選択の幅を狭めるような特定疾患治療研究事業の運用に関する質問主意書

提出者　山井　和則

難病患者の方の治療の選択の幅を狭めるような特定疾患治療研究事業の運用に関する質問主意書

難病患者の方の医療費の助成制度として、特定疾患治療研究事業が運用されており、都道府県は、対象患者の方またはその保護者等の方の申請により、内容を審査した上で、対象患者であると決定した場合に、特定疾患医療受給者証を交付することとなっています。

そこで、以下のとおり質問します。

一　特定疾患医療受給者証の交付にあたり、受療医療機関を特定の医療機関に限定しているかどうかについて、四十七都道府県それぞれの状況を提示してください。

二　都道府県の中には、治療を行う医療機関があらかじめ限定されているとともに、受診できる医療機関数に制限がある、すなわち、交付される特定疾患医療受給者証の枚数に制限があるところがあると聞いています。そのような運用は、対象患者の方の治療の選択の幅を狭めることになりかねず、適切ではないのではないですか。

右質問する。

内閣衆質一八六第四一号
平成二十六年二月二十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員山井和則君提出難病患者の方の治療の選択の幅を狭めるような特定疾患治療研究事業の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員山井和則君提出難病患者の方の治療の選択の幅を狭めるような特定疾患治療研究事業の運用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

なお、特定疾患治療研究事業の実施については、「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、都道府県が、対象疾患の治療研究を行うに適当な医療機関に対し、治療研究に必要な費用を交付することにより行うものとしており、当該医療機関については、都道府県において適切に定めているものと考えている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第明治三十五種郵便物認可

官報　号外　平成二十六年一月二十八日

衆議院会議録　第七号（一）

第百八十六回国会

〔本号（一）参照〕

平成二十六年度一般会計予算

右

国会に提出する。

平成二十六年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成26年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　平成26年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ95,882,302,829千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成26年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第5条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（公債発行の限度額）

第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成26年度において公債を発行することができる限度額は、6,002,000,000千円とする。

2　「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第2条第1項の規定により平成26年度において公債を発行することができる限度額は、35,248,000,000千円とする。

3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成25年1月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4　第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、独立行政法人国立公文書館施設整備費、地域再生推進費、沖縄政策費（沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。）、沖縄振興交付金事業推進費（沖縄振興公共投資交付金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入

	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費
	公正取引委員会	公正取引委員会施設費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、船舶建造費、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、独立行政法人情報通信研究機構施設整備費
	消防庁	消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費（施設施工旅費、施設施工庁費及び特定施設整備費に限る。）
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、研究振興費（特定先端大型研究施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造費、独立行政法人科学技術振興機構施設整備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費、独立行政法人理化学研究所施設整備費、公立文教施設整備費、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	独立行政法人国立美術館施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存事業費（史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立文化財機構施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、独立行政法人国立がん研究センター施設整備費、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費、独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費、独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、児童福祉施設整備費、社会福祉諸費（施設施工旅費、施設施工庁費及び社会事業学校施設整備費に限る。）、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、水道施設整備事業調査諸費、水道施設災害復旧事業費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、食の安全・消費者の信頼確保対策費（食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金に限る。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、国産農畜産物・食農連携強化対策費（国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、農業・食品産業強化対策費、農業経営対策費（農業経営対策地方公共団体整備費補助金に限

		行政法人水産総合研究センター施設整備費、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省施設費、工業用水道事業費
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策事業費、住宅対策諸費（住宅建設事業調査費に限る。）、港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、水資源開発事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、河川管理施設整備費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、災害対策等緊急事業推進費、海岸事業費、独立行政法人航空大学校施設整備費、鉄道安全対策事業費（鉄道防災事業費補助及び鉄道施設総合安全対策事業費補助に限る。）、道路交通安全対策事業費（道路更新防災対策事業費、道路維持管理費、道路整備営繕宿舎費、交通連携道路事業費、道路交通安全施設等整備事業費、交通事故重点対策道路事業費、道路環境営繕宿舎費及び雪寒地域道路事業費補助に限る。）、総合的物流体系整備推進費（港湾機能高度化施設整備費補助金に限る。）、港湾事業費（港湾改修費、貸付国有港湾施設整備事業費、港湾作業船整備費、特定離島港湾施設整備事業費、営繕宿舎費、港湾事業調査費、港湾改修費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費（地域連携道路事業費、営繕宿舎費、道路調査費、地域連携道路事業費補助、高速道路連結部整備事業費補助、道路調査費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、都市・地域づくり推進費（集落活性化推進事業費補助金に限る。）、都市再生・地域再生整備事業費（都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助及び都市機能立地支援事業費補助に限る。）、鉄
		る。）、農業生産基盤保全管理・整備事業費、農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農山漁村６次産業化対策費（農山漁村６次産業化対策整備費補助金及び農山漁村６次産業化対策整備交付金に限る。）、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、都市農村交流等対策費（都市農村交流等対策整備交付金に限る。）、農村地域資源等保全推進費（特殊自然災害対策整備費補助金及び農村地域資源等保全整備交付金に限る。）、海岸事業費、農地等保全事業費、農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農業競争力強化基盤整備事業費、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、農山漁村地域整備事業費、海岸事業調査諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、治山事業費、森林整備事業費（森林環境保全整備事業費、森林居住環境整備事業費、森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、水源林造成事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興整備交付金に限る。）、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、治山事業工事諸費、森林整備事業工事諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費、山林施設災害復旧事業等工事諸費
	水産庁	水産庁施設費、船舶建造費、独立行政法人水産大学校施設整備費、海岸事業費、水産基盤整備費、水産業強化対策費（水産業強化対策整備交付金に限る。）、独立

		道網整備事業費、都市・地域交通整備事業費、道路交通円滑化事業費（道路交通円滑化事業費、営繕宿舎費、道路交通円滑化事業費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、独立行政法人航海訓練所施設整備費、社会資本総合整備事業費、官民連携基盤整備推進調査費、離島振興費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、独立行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費、独立行政法人電子航法研究所施設整備費、官庁営繕費、電気事業者等工事費負担金還付金、治水海岸事業調査諸費、水資源開発事業調査諸費、道路整備事業調査諸費、港湾事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、都市水環境整備事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費、治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園事業工事諸費、河川等災害復旧事業等工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費（環境保全施設整備費補助金に限る。）、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費（水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。）、環境調査研修所施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費、廃棄物処理施設災害復旧事業費
	原子力規制委員会	放射能調査研究費（船舶建造費に限る。）

（一時借入金等の最高額）

第8条　「財政法」第7条第3項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第9条　「財政法」第15条第2項の規定により平成26年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第10条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第4項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
財務省	政府資産整理収入	国有財産処分収入	東日本大震災復興国有財産売払収入
	雑収入	納付金	東日本大震災復興雑納付金
		諸収入	東日本大震災復興外国為替資金特別会計受入金
			東日本大震災復興財政投融資特別会計受入金
厚生労働省	雑収入	納付金	東日本大震災復興雑納付金
農林水産省	雑収入	納付金	東日本大震災復興雑納付金
		諸収入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金
			東日本大震災復興公共事業費負担金
経済産業省	雑収入	納付金	東日本大震災復興雑納付金

		諸　収　入	東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金

2　前項に規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第9条第3項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく人件費の削減に準じて行われた独立行政法人等における給与減額支給措置に係る納付金又は平成23年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（損失補償契約等の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成26年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区　分	限　度　額
	千円
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　2,168,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　29,040
「農業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	平成26年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　31,506
「農業改良資金融通法」第9条第3項の規定による金額の限度	平成26年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額　383,244
「農業経営基盤強化促進法」第14条の9第3項の規定による金額の限度	平成26年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額　944,687
「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	平成26年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額　3,365,635
「漁業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	平成26年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000
「地域再生法」第14条第2項の規定による金額の限度	平成26年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額　322,000
「地域再生法」第15条第2項の規定による金額の限度	平成26年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額　14,000
「総合特別区域法」第28条第2項の規定による金額の限度	平成26年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額　725,200
「総合特別区域法」第56条第2項の規定による金額の限度	平成26年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額　308,000
「国家戦略特別区域法」第28条第2項の規定による金額の限度	平成26年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額　1,173,200
「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」第5条の規定による金額の限度	約定評価額総額の合計額　432,900,000
「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」第7条の規定による金額の限度	特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額　11,453,404,410

2　「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の3の規定により平成26年度において国際復興開発銀行に設けられる地球環境の保全を支援するための基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、62,918,191千円とする。

3　「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第2条第3項の規定により平成26年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限度は、43,287,744千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第12条　次の表の左欄に掲げる法人が平成26年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律」の施行により原子力損害賠償支援機構が原子力損害賠償・廃炉等支援機構（仮称）となった場合には、第8号左欄の「原子力損害賠償支援機構」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構（仮称）」と、「原子力損害賠償支援機構債」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構債（仮称）」と、中欄の「「原子力損害賠償支援機構法」」とあるのは「「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（仮称）」とそれぞれ読み替えるものとする。

債　務	根　拠　規　定	金　額　の　限　度
1　株式会社日本政策金融公庫 次に掲げる社債に係る債務		
(1)　国民一般向け業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額110,000,000千円及び(3)に掲げる社債にあっては額面総額200,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　中小企業者向け業務に関するもの	同　項	
(3)　危機対応円滑化業務に関するもの	同　項	

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門国際協力機構債券のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項 「独立行政法人国際協力機構法」第34条第１項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が60,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
3　株式会社国際協力銀行社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項 「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が500,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
4　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの	「預金保険法」第42条の２	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額35,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能強化業務に関するもの	「預金保険法」第126条第２項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第５条第２項 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	
5　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
6　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」第７条の32	元本金額580,000,000千円及びその利息に相当する金額
7　株式会社地域経済活性化支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」	額面総額及び元本金額の合計額1,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
8　原子力損害賠償支援機構 原子力損害賠償支援機構債及び借入金に係る債務	「原子力損害賠償支援機構法」	額面総額及び元本金額の合計額4,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
9　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額500,000,000千円並びにその利息に相当する金額

10　株式会社農林漁業成長産業化支援機構 借入金に係る債務	「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」第33条	元本金額35,000,000千円及びその利息に相当する金額
11　株式会社民間資金等活用事業推進機構 社債及び借入金に係る債務	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第61条	額面総額及び元本金額の合計額364,000,000千円並びにその利息に相当する金額
12　株式会社海外需要開拓支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外需要開拓支援機構法」第32条	額面総額及び元本金額の合計額11,500,000千円並びにその利息に相当する金額
13　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社債に係る債務	「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」（仮称）	額面総額51,000,000千円及びその利息に相当する金額
14　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項	元本金額85,298,957千円及びその利息に相当する金額
15　独立行政法人農林漁業信用基金 林業等資金寄託業務に関する借入金に係る債務	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条	元本金額125,000千円及びその利息に相当する金額
16　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額43,855,000千円並びにその利息に相当する金額
17　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額2,648,300,000千円並びにその利息に相当する金額
18　独立行政法人環境再生保全機構 借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」附則第９条	元本金額3,500,000千円及びその利息に相当する金額
19　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」	額面総額及び元本金額の合計額1,940,000,000千円並びにその利息に相当する金額
20　「保険業法」の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
21　新関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」第19条第１項	額面総額30,000,000千円及びその利息に相当する金額
22　日本環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「日本環境安全事業株式会社法」	元本金額30,000,000千円及びその利息に相当する金額
23　株式会社日本政策投資銀行 イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第１項	額面総額200,000,000千円及びその利息に相当する金額（ロに係る債務からイに係る債務に振り替えたときは、当該振り替えた金額を加算した

ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	同　項	金額を額面総額とみなす。） (1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が150,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額（ただし、ロに係る債務150,000,000千円については、150,000,000千円の範囲内で減額し、当該減額した金額をイに係る債務に振り替えることができる。）
24　株式会社産業革新機構社債及び借入金に係る債務	「産業競争力強化法」第106条	額面総額及び元本金額の合計額1,800,000,000千円並びにその利息に相当する金額
25　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」	額面総額及び元本金額の合計額52,000,000千円並びにその利息に相当する金額
26　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額33,000,000千円及びその利息に相当する金額
27　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務 (1)　退職者医療関係業務に関するもの (2)　介護保険関係業務に関するもの (3)　高齢者医療制度関係業務((4)に掲げるものを除く。)に関するもの (4)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの (5)　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関するもの	「国民健康保険法」附則第19条 「介護保険法」第169条 「高齢者の医療の確保に関する法律」第148条 同　条 「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」附則第４条第３項	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額86,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額230,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額290,000,000千円、(4)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額510,000,000千円並びに(5)に掲げる借入金にあっては元本金額96,500,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
28　地方公共団体金融機構地方公共団体金融機構債券に係る債務	「地方公共団体金融機構法」附則第16条第１項	額面総額630,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号から第３号までの各号、第17号から第19号までの各号、第21号から第23号までの各号、第25号、第26号若しくは第28号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第１項第１号から第５号までの各号、第７号から第９号までの各号、第11号から第13号までの各号、第16号、第17号、第19号、第21号、第23号から第28号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項

の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第13条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第14条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	総合特区推進調整費、地域再生推進費、科学技術イノベーション創造推進費、沖縄振興交付金事業推進費、沖縄北部連携促進特別振興事業費、沖縄振興推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費
財務省	財務本省	特定国有財産整備費（「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	科学技術・学術政策推進費、南極地域観測事業費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、災害対策等緊急事業推進費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費
環境省	環境本省 原子力規制委員会	環境研究総合推進費、地球環境保全等試験研究費 放射能調査研究費
防衛省	防衛本省	防衛施設安定運用関連諸費

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
1　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費）
2　農林水産省	農林水産本省（農業生産基盤保全管理・整備事業費、海岸事業費、農地等保全事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費）
3　国土交通省	イ　国土交通本省（港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、海岸事業費、道路交通安全対策事業費、港湾事業費、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費、空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、道路交通円滑化事業費）と国土技術政策総合研究所（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費）及び地方整備局（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園事業工事諸費） ロ　国土交通本省（北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道開発事業費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第2表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
1　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費の各項の間
2　農林水産省	農林水産本省 地方農政局	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 海岸事業工事諸費と農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費
	林野庁	イ　治山事業費と治山事業工事諸費 ロ　森林整備事業費と森林整備事業工事諸費 ハ　山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3　国土交通省	国土交通本省	河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	国土技術政策総合研究所	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費及び港湾空港整備事業工事諸費の各項の間
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園事業工事諸費及び河川等災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
4　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費
5　防衛省	防衛本省	施設整備費と防衛施設安定運用関連諸費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（俸給予算等の制限）

第16条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第17条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、共生社会政策費（保育緊急確保事業費補助金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

	金融庁	金融庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国債費（年金特例公債償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金等国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金等日本郵政共済組合等負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金等日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、感染症対策費（結核医療費補助金、結核医療費負担金、感染症医療費負担金に限る。）、特定疾患等対策費（難病医療費等負担金に限る。）、原爆被爆者等援護対策費（原爆被爆者医療費に限る。）、医療提供体制基盤整備費（医療介護提供体制改革推進交付金に限る。）、医療保険給付諸費（全国健康保険協会保険給付費等補助金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合療養給付費補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険療養給付費等負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金に限る。）、麻薬・覚せい剤等対策費（麻薬中毒者措置入院費負担金に限る。）、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入（育児休業給付金労働保険特別会計へ繰入に限る。）、保育所運営費（児童保護費負担金に限る。）、子どものための金銭の給付年金特別会計へ繰入（児童手当年金特別会計へ繰入に限る。）、児童虐待等防止対策費（児童保護費負担金及び児童保護医療費負担金に限る。）、母子保健衛生対策費（小児慢性特定疾病医療費等負担金及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金に限る。）、生活保護費（医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金に限る。）、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費、精神障害者医療保護入院費補助金、障害児入所医療費等負担金、精神障害者措置入院費負担金、障害者医療費負担金に限る。）、特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入、企業年金等適正運営費（国民年金基金等給付費負担金に限る。）、高齢者日常生活支援等推進費（地域支援事業交付金に限る。）、介護保険制度運営推進費（全国健康保険協会介護納付金補助金、国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金に限る。）
	国立更生援護機関	国立児童自立支援施設運営費（児童保護指導等旅費、入所児童見学等旅費、児童自立支援庁費、入所児童食糧費に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

	林野庁	林野庁共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
		に限る。)
環境省	環境本省	環境本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			1,510,559	
		国有財産利用収入		1,480,036	
			国有財産貸付収入	1,477,275	
			国有財産使用収入	2,725	
			利子収入	36	
		諸収入		30,523	
			弁償及返納金	19,357	
			物品売払収入	3,225	
			雑入	7,941	
裁判所	雑収入			35,539,567	
		国有財産利用収入		855,120	
			国有財産貸付収入	848,703	
			国有財産使用収入	6,417	
		納付金		58,250	
			法科大学院設置者納付金	58,250	
		諸収入		34,626,197	
			許可及手数料	1,942,315	
			懲罰及没収金	118,233	
			弁償及返納金	127,444	
			物品売払収入	107,225	
			雑入	32,330,980	

官報(号外)

会計検査院	雑収入			19,808
		国有財産利用収入		16,092
			国有財産貸付収入	16,042
			国有財産使用収入	50
		諸収入		3,716
			弁償及返納金	2,111
			物品売払収入	169
			雑入	1,436
内閣	雑収入			2,033,860
		国有財産利用収入		27,255
			国有財産貸付収入	26,153
			国有財産使用収入	1,102
		諸収入		2,006,605
			弁償及返納金	2,004,054
			物品売払収入	128
			雑入	2,423
内閣府	官業益金及官業収入			42,130
		官業収入		42,130
			病院収入	42,130
	政府資産整理収入			5,343,567
		国有財産処分収入		1,431,822
			国有財産売払収入	1,431,822
		回収金等収入		3,911,745
			貸付金等回収金収入	3,911,745
	雑収入			101,833,793
		国有財産利用収入		878,336
			国有財産貸付収入	854,416
			国有財産使用収入	23,785
			利子収入	135
		納付金		30,337,860
			雑納付金	30,337,860
		諸収入		70,617,597
			特別会計受入金	130,711
			許可及手数料	152
			懲罰及没収金	69,838,797
			弁償及返納金	330,372
			物品売払収入	241,912

官報（号外）

総務省	雑収入		雑入	75,653
			計	107,219,490
		国有財産利用収入		74,200,953
				140,710
			国有財産貸付収入	140,680
			利子収入	30
		諸収入		74,060,243
			許可及手数料	1,412,466
			弁償及返納金	2,528,052
			物品売払収入	14,360
			電波利用料収入	69,500,000
			雑入	605,365
法務省	雑収入			102,364,626
		国有財産利用収入		687,405
			国有財産貸付収入	687,164
			利子収入	241
		諸収入		101,677,221
			許可及手数料	41,370,131
			懲罰及没収金	53,905,534
			弁償及返納金	1,087,141
			物品売払収入	283,719
			矯正官署作業収入	4,528,629
			雑入	502,067
外務省	雑収入			11,920,945
		国有財産利用収入		486,401
			国有財産貸付収入	477,233
			利子収入	9,168
		諸収入		11,434,544
			許可及手数料	5,002,252
			弁償及返納金	6,306,609
			物品売払収入	32,562
			雑入	93,121
財務省	租税及印紙収入			50,001,000,000
		租税		48,945,000,000
			所得税	14,790,000,000
			法人税	10,018,000,000
			相続税	1,545,000,000

			消費税	15,339,000,000
			酒税	1,341,000,000
			たばこ税	922,000,000
			揮発油税	2,545,000,000
			石油ガス税	10,000,000
			航空機燃料税	53,000,000
			石油石炭税	613,000,000
			電源開発促進税	327,000,000
			自動車重量税	387,000,000
			関税	1,045,000,000
			とん税	10,000,000
		印紙収入		1,056,000,000
			印紙収入	1,056,000,000
	政府資産整理収入			184,706,565
		国有財産処分収入		92,823,115
			国有財産売払収入	88,914,415
			特定国有財産売払収入	308,700
			東日本大震災復興国有財産売払収入	3,600,000
		回収金等収入		91,883,450
			特別会計整理収入	84,438,655
			貸付金等回収金収入	6,500,000
			政府出資回収金収入	944,795
	雑収入			2,364,582,632
		国有財産利用収入		46,777,369
			国有財産貸付収入	33,104,169
			国有財産使用収入	907
			利子収入	338,627
			配当金収入	13,333,666
		納付金		653,673,363
			日本銀行納付金	638,200,000
			独立行政法人造幣局納付金	3,338,324
			雑納付金	11,952,788
			東日本大震災復興雑納付金	182,251
		諸収入		1,664,131,900
			特別会計受入金	1,587,852,042
			東日本大震災復興外国為替資金特別会計受入金	28,734

			東日本大震災復興財政投融資特別会計受入金	11,667
			許可及手数料	2,402,198
			受託調査試験及役務収入	11,660,947
			懲罰及没収金	129,584
			弁償及返納金	2,306,032
			物品売払収入	46,540
			文官恩給費特別会計等負担金	1,412,151
			雑入	58,282,005
	公債金			41,250,000,000
		公債金		41,250,000,000
			公債金	6,002,000,000
			特例公債金	35,248,000,000
	前年度剰余金受入			5,360,149
		前年度剰余金受入		5,360,149
			前年度剰余金受入	5,360,149
			計	93,805,649,346
文部科学省	雑収入			32,567,087
		国有財産利用収入		567,215
			国有財産貸付収入	545,404
			国有財産使用収入	21,811
		納付金		14,540,474
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	10,000,667
			雑納付金	4,539,807
		諸収入		17,459,398
			許可及手数料	19,174
			弁償及返納金	9,819,400
			物品売払収入	12,417
			雑入	7,608,407
厚生労働省	官業益金及官業収入			1,107,662
		官業収入		1,107,662
			病院収入	1,103,902
			診療所収入	3,760
	政府資産整理収入			1,619,382
		国有財産処分収入		1,055
			国有財産売払収入	1,055
		回収金等収入		1,618,327

	雑収入			283,287,609
		国有財産利用収入		452,256
			国有財産貸付収入	451,741
			国有財産使用収入	365
			利子収入	150
		納付金		644,223
			東日本大震災復興雑納付金	644,223
		諸収入		282,191,130
			特別会計受入金	10,771
			授業料及入学検定料	193,396
			許可及手数料	53,888
			受託調査試験及役務収入	186,690
			弁償及返納金	277,289,188
			物品売払収入	2,612,900
			雑入	1,844,297
			計	286,014,653
農林水産省	官業益金及官業収入			27,716,864
		官業収入		27,716,864
			国有林野事業収入	27,716,864
	政府資産整理収入			7,686,772
		国有財産処分収入		885,455
			国有財産売払収入	885,455
		回収金等収入		6,801,317
			貸付金等回収金収入	6,801,317
	雑収入			501,227,600
		国有財産利用収入		1,473,455
			国有財産貸付収入	1,463,632
			国有財産使用収入	1,567
			利子収入	8,256
		納付金		310,964,371
			日本中央競馬会納付金	240,859,000
			雑納付金	1,084,789
			東日本大震災復興雑納付金	69,020,582
		諸収入		188,789,774
			特別会計受入金	35,618,376
			東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	32,832,330

官報（号外）

			公共事業費負担金	81,060,881	
			東日本大震災復興公共事業費負担金	137,050	
			許可及手数料	2,111	
			受託調査試験及役務収入	2,253,513	
			懲罰及没収金	22,004	
			弁償及返納金	34,897,078	
			物品売払収入	173,975	
			雑入	1,792,456	
			計	536,631,236	
経済産業省	政府資産整理収入			4,232,319	
		回収金等収入		4,232,319	
			特別会計整理収入	148	
			貸付金等回収金収入	4,232,171	
	雑収入			64,694,720	
		国有財産利用収入		220,036	
			国有財産貸付収入	219,595	
			国有財産使用収入	441	
		納付金		18,764,142	
			特定アルコール譲渡者納付金	9,822,650	
			雑納付金	8,761,332	
			東日本大震災復興雑納付金	180,160	
		諸収入		45,710,542	
			特別会計受入金	34,911,150	
			東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金	26,034	
			許可及手数料	6,107	
			弁償及返納金	9,145,686	
			物品売払収入	165,938	
			雑入	1,455,627	
			計	68,927,039	
国土交通省	政府資産整理収入			128,609,637	
		国有財産処分収入		133,921	
			国有財産売払収入	133,921	
		回収金等収入		128,475,716	
			特別会計整理収入	84,034,943	
			貸付金等回収金収入	44,440,773	

	雑収入		637,710,688
		国有財産利用収入	6,612,841
		国有財産貸付収入	4,228,751
		国有財産使用収入	2,236,826
		利子収入	147,264
		納付金	166,941
		特定タンカー所有者納付金	166,941
		諸収入	630,930,906
		特別会計受入金	3,933
		公共事業費負担金	509,804,022
		許可及手数料	6,466,277
		受託調査試験及役務収入	69,557,381
		懲罰及没収金	24,490
		弁償及返納金	12,019,413
		物品売払収入	2,426,802
		附帯工事費負担金	19,943,611
		雑入	10,684,977
		計	766,320,325
環境省	雑収入		6,031,237
		国有財産利用収入	752,432
		国有財産貸付収入	550,715
		国有財産使用収入	201,717
		納付金	1,625,927
		雑納付金	1,625,927
		諸収入	3,652,878
		許可及手数料	133
		弁償及返納金	3,635,974
		物品売払収入	1,179
		雑入	15,592
防衛省	官業益金及官業収入		16,530,323
		官業収入	16,530,323
		病院収入	16,530,323
	政府資産整理収入		625,682
		国有財産処分収入	145,595
		国有財産売払収入	145,595
		回収金等収入	480,087
		貸付金等回収金収入	393,876

	雑収入		事故補償費返還金	86,211	
				28,196,093	
		国有財産利用収入		9,502,048	
			国有財産貸付収入	9,496,753	
			国有財産使用収入	3,408	
			利子収入	1,887	
		諸収入		18,694,045	
			授業料及入学検定料	3,700	
			許可及手数料	577	
			受託調査試験及役務収入	16,106	
			弁償及返納金	11,735,321	
			物品売払収入	2,911,574	
			雑入	4,026,767	
			計	45,352,098	
歳入総計				95,882,302,829	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)	
皇室費		内廷費	324,000	
		宮廷費	5,563,037	
		皇族費	262,809	
		計	6,149,846	
国会	衆議院	衆議院	64,816,657	
		衆議院施設費	9,136,837	
		衆議院予備経費	7,000	
		計	73,960,494	
	参議院	参議院	38,412,219	
		参議院施設費	5,427,066	
		参議院予備経費	5,000	
		計	43,844,285	
	国立国会図書館	国立国会図書館	17,918,913	
		国立国会図書館施設費	1,590,823	
		計	19,509,736	

	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	123,412
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	107,394
	国会所管合計		137,545,321
裁判所	裁判所	最高裁判所	75,227,757
		下級裁判所	201,756,024
		検察審査費	332,823
		裁判費	19,694,506
		裁判所施設費	14,039,106
		裁判所予備経費	8,000
		計	311,058,216
会計検査院	会計検査院	会計検査院	16,977,167
		会計検査院施設費	69,626
		計	17,046,793
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	39,939,491
		内閣官房施設費	498,026
		情報収集衛星業務費	60,472,805
		情報収集衛星施設費	478,267
		計	101,388,589
	内閣法制局	内閣法制局	1,073,993
	人事院	人事院	11,688,915
	内閣所管合計		114,151,497
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	27,570,301
		内閣本府施設費	224,590
		公文書等管理政策費	49,089
		独立行政法人国立公文書館運営費	1,960,021
		独立行政法人国立公文書館施設整備費	35,674
		政府広報費	6,497,943
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	26,700,049
		電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	10,544,000
		経済財政政策費	919,269

官　報（号外）

		地域活性化政策費	1,335,408	
		総合特区推進調整費	9,500,000	
		地域再生推進費	45,118,000	
		科学技術政策費	395,699	
		科学技術イノベーション創造推進費	50,000,000	
		宇宙開発利用政策費	12,948,293	
		防災政策費	4,885,278	
		沖縄政策費	23,779,128	
		沖縄振興交付金事業推進費	175,880,917	
		沖縄北部連携促進特別振興事業費	2,572,000	
		沖縄振興推進調査費	61,714	
		沖縄教育振興事業費	8,545,466	
		沖縄保健衛生諸費	4,020	
		沖縄開発事業費	91,448,180	
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,572,000	
		共生社会政策費	106,670,298	
		栄典行政費	2,685,039	
		男女共同参画社会形成促進費	321,442	
		食品安全政策費	330,583	
		公益法人制度適正運営推進費	93,837	
		経済社会総合研究所	2,099,866	
		迎賓施設運営費	851,832	
		沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	55,187	
		沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	18,439,034	
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	14,864,000	
		計	649,958,157	
	北方対策本部	北方対策本部	391,229	
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,214,535	
		計	1,605,764	

	国際平和協力本部	国際平和協力本部	612,984
	日本学術会議	日本学術会議	1,048,178
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	262,787
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,367,869
		沖縄海岸事業調査諸費	3,500
		沖縄治水事業工事諸費	1,866,119
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,497,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	971,833
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	147,000
		沖縄国営公園事業工事諸費	201,382
		沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	769,882
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,883
		計	10,828,468
	宮内庁	宮内庁	10,689,971
	公正取引委員会	公正取引委員会	11,292,235
		公正取引委員会施設費	29,147
		計	11,321,382
	警察庁	警察庁共通費	88,820,155
		警察庁施設費	10,104,404
		生活安全警察費	134,915
		刑事警察費	1,083,963
		組織犯罪対策費	71,806
		交通警察費	18,637,680
		交通反則者納金財源交通安全対策特別交付金等交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	69,838,797
		警備警察費	11,941,240
		皇宮警察本部	7,915,666
		船舶建造費	136,080
		犯罪被害給付費	1,742,391
		情報技術犯罪対策費	220,474
		科学警察研究所	2,062,253
		警察活動基盤整備費	108,587,855
		計	321,297,679

	特定個人情報保護委員会	特定個人情報保護委員会	614,931
	金融庁	金融庁共通費	21,061,465
		金融政策費	1,959,069
		計	23,020,534
	消費者庁	消費者庁共通費	4,346,019
		消費者政策費	4,421,778
		独立行政法人国民生活センター運営費	2,716,540
		計	11,484,337
	内閣府所管合計		1,042,745,172
総務省	総務本省	総務本省共通費	40,538,081
		総務本省施設費	73,073
		行政管理実施費	157,439
		行政評価等実施費	144,666
		地方行政制度整備費	2,678,555
		地域振興費	2,972,855
		地方財政制度整備費	55,536
		地方交付税交付金	16,023,244,850
		地方特例交付金	119,188,000
		地方税制度整備費	34,823
		選挙制度等整備費	99,166
		電子政府・電子自治体推進費	49,896,412
		情報通信技術研究開発推進費	6,753,192
		独立行政法人情報通信研究機構運営費	28,070,997
		独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	59,577
		情報通信技術高度利活用推進費	4,072,056
		情報通信技術利用環境整備費	4,850,223
		電波利用料財源電波監視等実施費	65,813,817
		情報通信国際戦略推進費	2,148,632
		郵政行政推進費	388,613
		一般戦災死没者追悼等事業費	678,078
		恩給費	423,161,446

		統計調査費	26,040,159
		独立行政法人統計センター運営費	8,631,231
		政党助成費	32,037,885
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	27,540,000
		施設等所在市町村調整交付金	7,000,000
		計	16,876,329,362
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	10,218,283
		行政評価等実施費	816,657
		計	11,034,940
	総合通信局	総合通信局共通費	8,338,633
		情報通信技術高度利活用等推進費	67,110
		電波利用料財源電波監視等実施費	3,686,183
		計	12,091,926
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	580,572
	消防庁	消防庁共通費	2,215,112
		消防防災体制等整備費	10,464,021
		計	12,679,133
	総務省所管合計		16,912,715,933
法務省	法務本省	法務本省共通費	124,693,462
		基本法制整備費	138,590
		司法制度改革推進費	17,088,294
		日本司法支援センター運営費	14,607,275
		検察企画調整費	41,828
		矯正企画調整費	107,943
		更生保護企画調整推進費	281,750
		債権管理回収業審査監督費	9,665
		人権擁護推進費	1,588,758
		訟務費	1,825,936
		出入国管理企画調整推進費	1,085,250
		法務省施設費	19,246,510
		法務行政情報化推進費	1,128,600
		計	181,843,861

官　報（号外）

	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,661,869
		法務調査研究費	34,097
		国際協力推進費	204,614
		計	1,900,580
	検察庁	検察官署共通費	98,046,071
		検察費	5,055,572
		検察運営費	3,508,135
		計	106,609,778
	矯正官署	矯正官署共通費	159,874,317
		矯正管理業務費	5,236,409
		矯正収容費	48,202,360
		矯正施設民間開放推進費	16,082,480
		計	229,395,566
	更生保護官署	更生保護官署共通費	12,462,984
		更生保護活動費	11,801,867
		計	24,264,851
	法務局	法務局共通費	72,805,434
		登記事務処理費	51,215,002
		国籍等事務処理費	1,834,091
		人権擁護活動費	1,707,151
		計	127,561,678
	地方入国管理官署	地方入国管理官署共通費	25,531,945
		出入国管理業務費	18,574,530
		計	44,106,475
	公安審査委員会	公安審査委員会	66,531
	公安調査庁	公安調査庁共通費	11,874,670
		破壊的団体等調査費	2,238,278
		計	14,112,948
	法務省所管合計		729,862,268
外務省	外務本省	外務本省共通費	48,895,837
		外務本省施設費	382,244
		地域別外交費	3,438,140
		分野別外交費	2,813,316
		広報文化交流及報道対策費	2,250,843

		独立行政法人国際交流基金運営費	12,440,949
		領事政策費	11,481,816
		経済協力費	168,422,144
		独立行政法人国際協力機構運営費	150,274,231
		国際分担金其他諸費	140,615,798
		計	541,015,318
	在外公館	在外公館共通費	115,189,465
		在外公館施設費	4,387,478
		地域別外交費	472,832
		分野別外交費	129,928
		広報文化交流及報道対策費	710,879
		領事政策費	3,179,752
		経済協力費	997,147
		計	125,067,481
	外務省所管合計		666,082,799
財務省	財務本省	財務本省共通費	150,870,845
		財務本省施設費	224,090
		財政健全化推進費	7,903,633
		税制企画立案費	167,409
		資産債務管理費	2,698,928
		国債費	23,270,154,867
		公務員宿舎施設費	6,567,611
		特定国有財産整備費	2,177,873
		特定国有財産整備諸費	944
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	14,856,055
		関税制度等企画立案費	1,240,756
		経済協力費	79,364,420
		政策金融費	71,467,744
		国家公務員共済組合連合会等助成費	70,397,559
		復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	703,021,484
		予備費	350,000,000
		計	24,731,114,218

官報（号外）

	財務局	財務局共通費	45,804,986
		財務局施設費	72,885
		財務局業務費	13,658,932
		計	59,536,803
	税関	税関共通費	65,918,172
		税関施設費	361,491
		税関業務費	27,374,167
		船舶建造費	471,397
		計	94,125,227
	国税庁	国税庁共通費	575,893,381
		国税庁施設費	2,755,190
		税務業務費	124,166,475
		国税不服審判所	4,847,355
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	956,474
		計	708,618,875
	財務省所管合計		25,593,395,123
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	112,962,979
		文部科学本省施設費	26,677
		生涯学習振興費	16,033,570
		独立行政法人国立科学博物館運営費	2,783,174
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	521,641
		初等中等教育等振興費	537,023,152
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	9,161,638
		独立行政法人教員研修センター運営費	962,923
		独立行政法人教員研修センター施設整備費	276,191
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	980,880
		義務教育費国庫負担金	1,532,183,000
		高等教育振興費	59,855,718
		独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	1,250,145

		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,134,180	
		独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	306,424	
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	879,837	
		育英事業費	93,687,510	
		私立学校振興費	550,332,669	
		科学技術・学術政策推進費	38,804,464	
		研究振興費	289,979,296	
		国立大学法人施設整備費	56,238,963	
		国立大学法人船舶建造費	3,153,623	
		国立大学法人運営費	1,112,267,599	
		独立行政法人日本学術振興会運営費	28,005,668	
		研究開発推進費	100,474,916	
		独立行政法人科学技術振興機構運営費	119,895,794	
		独立行政法人科学技術振興機構施設整備費	44,253	
		独立行政法人物質・材料研究機構運営費	12,329,191	
		独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	9,324,477	
		独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	262,000	
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	109,590,000	
		独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	46,916,707	
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	2,939,093	
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	112,132,984	
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	790,940	
		南極地域観測事業費	4,582,923	
		独立行政法人海洋研究開発機構運営費	33,512,223	
		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	60,000	

官報（号外）

		独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	663,000
		独立行政法人理化学研究所運営費	53,118,591
		独立行政法人理化学研究所施設整備費	227,000
		独立行政法人防災科学技術研究所運営費	7,020,474
		スポーツ振興費	13,881,040
		公立文教施設整備費	64,798,550
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	5,274,804
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	682,875
		文化振興費	819,000
		国際交流・協力推進費	30,993,222
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	14,029,475
		計	5,254,175,453
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	3,518,699
		科学技術・学術政策研究所	819,739
		日本学士院	601,949
		文部科学本省所轄研究所施設費	7,655
		計	4,948,042
	文化庁	文化庁共通費	2,646,022
		文化振興費	18,683,905
		日本芸術院	506,508
		独立行政法人国立美術館運営費	7,459,899
		独立行政法人国立美術館施設整備費	3,595,950
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	9,434,113
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	1,135,308
		文化財保存事業費	44,911,602
		文化財保存施設整備費	1,006,908
		独立行政法人国立文化財機構運営費	8,238,870

		独立行政法人国立文化財機構施設整備費	2,990,365
		国際文化交流推進費	2,121,914
		文化振興基盤整備費	861,064
		計	103,592,428
	文部科学省所管合計		5,362,715,923
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	93,626,482
		厚生労働本省施設費	302,555
		医療提供体制確保対策費	4,335,535
		医療従事者等確保対策費	1,101,620
		医療従事者資質向上対策費	12,661,497
		医療情報化等推進費	814,642
		医療安全確保推進費	529,709
		独立行政法人国立病院機構運営費	19,787,590
		独立行政法人国立がん研究センター運営費	6,686,664
		独立行政法人国立がん研究センター施設整備費	52,469
		独立行政法人国立循環器病研究センター運営費	4,316,340
		独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,291,557
		独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	136,983
		独立行政法人国立国際医療研究センター運営費	6,316,640
		独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費	674,195
		独立行政法人国立成育医療研究センター運営費	3,587,243
		独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費	3,057,588
		独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費	136,853
		感染症対策費	78,455,250
		特定疾患等対策費	66,117,262
		移植医療推進費	2,628,512
		原爆被爆者等援護対策費	144,911,471

官　報（号外）

			医薬品承認審査等推進費	1,854,332	
			医薬品安全対策等推進費	1,897,534	
			医薬品適正使用推進費	321,563	
			血液製剤対策費	614,785	
			医薬品等研究開発推進費	4,842,184	
			医療提供体制基盤整備費	79,353,676	
			独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	1,280,986	
			医療保険給付諸費	9,478,865,011	
			健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	11,877,289	
			医療費適正化推進費	22,908,621	
			地域保健対策費	1,870,445	
			保健衛生施設整備費	883,000	
			健康増進対策費	12,171,308	
			健康危機管理推進費	126,369	
			食品等安全確保対策費	1,538,572	
			水道安全対策費	126,343	
			水道施設整備費	14,598,000	
			麻薬・覚せい剤等対策費	1,198,154	
			化学物質安全対策費	427,115	
			生活衛生対策費	2,907,715	
			労働条件確保・改善対策費	175,085	
			中小企業最低賃金引上げ支援対策費	2,751,217	
			独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	133,809	
			労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	205,215	
			職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	5,599	
			独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	415,251	
			独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	50,702	
			高齢者等雇用安定・促進費	11,362,622	
			失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	153,564,500	
			就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	12,365,892	

		職業能力開発強化費	3,359,365
		若年者等職業能力開発支援費	207,487
		障害者等職業能力開発支援費	4,496,168
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	855,286
		男女均等雇用対策費	90,421
		保育所運営費	458,132,423
		子どものための金銭の給付年金特別会計へ繰入	1,239,564,688
		児童虐待等防止対策費	101,831,083
		母子保健衛生対策費	18,767,958
		母子家庭等対策費	187,828,315
		子ども・子育て支援対策費	130,106,540
		児童福祉施設整備費	3,500,000
		生活保護費	2,922,167,034
		地域福祉推進費	15,542,016
		社会福祉諸費	37,038,404
		遺族及留守家族等援護費	18,816,173
		戦没者慰霊事業費	2,266,709
		中国残留邦人等支援事業費	1,437,423
		恩給進達等実施費	348,121
		障害保健福祉費	1,482,694,726
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,909,032
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	100,000
		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	7,043,652
		社会福祉施設整備費	3,745,030
		独立行政法人福祉医療機構運営費	3,470,128
		公的年金制度運営諸費	4,237,814
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	10,707,445,798
		企業年金等健全育成費	26,677
		企業年金等適正運営費	2,102,430
		高齢者日常生活支援等推進費	68,870,688

		介護保険制度運営推進費	2,638,384,379
		業務取扱費年金特別会計へ繰入	120,122,849
		国際機関活動推進費	10,683,754
		国際協力費	509,056
		厚生労働科学研究費	48,104,229
		独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	640,627
		独立行政法人医薬基盤研究所運営費	7,542,542
		社会保障・税番号活用推進費	35,099,051
		水道施設整備事業調査諸費	3,000
		水道施設災害復旧事業費	350,000
		計	30,564,662,627
	検疫所	検疫所共通費	6,728,322
		検疫業務等実施費	677,161
		輸入食品検査業務実施費	1,563,020
		計	8,968,503
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	18,134,851
		国立ハンセン病療養所施設費	3,956,850
		国立ハンセン病療養所運営費	10,630,391
		計	32,722,092
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	7,524,462
		厚生労働本省試験研究所施設費	953,970
		血清等製造及検定費	508,088
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	2,908,884
		計	11,895,404
	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	6,126,122
		国立更生援護機関施設費	381,267
		国立児童自立支援施設運営費	152,650
		国立更生援護所運営費	2,495,926
		計	9,155,965
	地方厚生局	地方厚生局共通費	14,746,220
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,105,656

		医師等国家試験実施費	401,360
		麻薬・覚せい剤等対策費	502,522
		医療観察等実施費	92,159
		計	16,847,917
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	87,247,402
		都道府県労働局施設費	201,562
		労働条件確保・改善対策費	662,200
		個別労働紛争対策費	75,813
		職業紹介事業等実施費	74,193
		高齢者等雇用安定・促進費	8,762,680
		男女均等雇用対策費	104,815
		計	97,128,665
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,267,645
		労使関係等安定形成促進費	378,264
		計	1,645,909
	厚生労働省所管合計		30,743,027,082
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	90,418,580
		農林水産本省施設費	316,737
		食の安全・消費者の信頼確保対策費	10,066,654
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,616,169
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	74,885
		国産農畜産物・食農連携強化対策費	68,394,451
		牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費	60,034,748
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	1,965,430
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,577,240
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	103,101
		独立行政法人家畜改良センター運営費	7,237,135
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	148,468
		農業・食品産業強化対策費	23,384,773

			食料安全保障確立対策費	12,037,856	
			食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	96,300,000	
			農業経営対策費	623,429,589	
			独立行政法人農業者年金基金運営費	3,467,340	
			農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	57,869,403	
			共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	51,587,412	
			優良農地確保・有効利用対策費	50,509,333	
			農業生産基盤保全管理等推進費	9,142,170	
			農業生産基盤保全管理・整備事業費	61,220,682	
			農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	9,072,000	
			環境保全型農業生産対策費	3,009,453	
			農山漁村6次産業化対策費	11,883,312	
			独立行政法人種苗管理センター運営費	2,719,969	
			独立行政法人種苗管理センター施設整備費	198,666	
			都市農村交流等対策費	2,725,484	
			農村地域資源等保全推進費	77,954,616	
			海岸事業費	2,964,630	
			農地等保全事業費	37,468,473	
			農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	2,500,000	
			農業競争力強化基盤整備事業費	41,835,583	
			農山漁村活性化対策費	16,040,083	
			農山漁村地域整備事業費	91,706,000	
			農林水産政策研究所	929,777	
			農林水産業地球環境対策費	111,123	
			農林水産統計調査費	8,894,905	
			風水害等対策費	27,200	
			受託工事等実施費	2,161,669	

	海岸事業調査諸費	3,700	
	農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	1,144,950	
	農業施設災害復旧事業費	7,888,124	
	農業施設災害関連事業費	271,584	
	計	1,557,413,457	
農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	14,570,591	
	農林水産本省検査指導所施設費	438,510	
	計	15,009,101	
農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,492,465	
	農林水産技術会議施設費	106,368	
	農林水産業研究開発費	13,726,565	
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	37,486,024	
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	298,121	
	独立行政法人農業生物資源研究所運営費	6,616,665	
	独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	112,717	
	独立行政法人農業環境技術研究所運営費	2,930,476	
	独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	124,200	
	独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,433,061	
	独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	41,632	
	計	67,368,294	
地方農政局	地方農政局	70,568,959	
	地方農政局施設費	303,422	
	海岸事業工事諸費	319,670	
	農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	19,163,312	
	農業施設災害復旧事業等工事諸費	1,844	
	計	90,357,207	

	北海道農政事務所	北海道農政事務所	4,612,574
	林野庁	林野庁共通費	31,987,150
		林野庁施設費	1,113,927
		森林整備・保全費	8,118,049
		独立行政法人農林漁業信用基金出資	320,000
		国有林野産物等売払及管理処分業務費	20,074,676
		治山事業費	48,524,509
		森林整備事業費	104,045,821
		借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	9,882,501
		国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	7,642,188
		林業振興対策費	7,153,806
		林産物供給等振興対策費	2,219,016
		森林整備・林業等振興対策費	2,200,000
		独立行政法人森林総合研究所運営費	9,535,454
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	80,748
		治山事業工事諸費	5,907,491
		森林整備事業工事諸費	9,427,179
		山林施設災害復旧事業費	5,059,248
		山林施設災害関連事業費	4,856,866
		山林施設災害復旧事業等工事諸費	57,886
		計	278,206,515
	水産庁	水産庁共通費	7,653,629
		水産庁施設費	39,288
		食料安全保障確立対策費	567,893
		水産資源回復対策費	22,107,578
		船舶建造費	1,577,699
		漁業経営安定対策費	33,228,403
		保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	17,056,554
		独立行政法人水産大学校運営費	1,760,114

		独立行政法人水産大学校施設整備費	220,000
		漁村振興対策費	5,831,332
		海岸事業費	698,800
		水産基盤整備費	31,268,231
		水産業強化対策費	4,500,000
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	14,676,665
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	171,261
		海岸事業調査諸費	5,200
		水産基盤整備事業工事諸費	55,769
		漁港施設災害復旧事業費	1,107,448
		漁港施設災害関連事業費	4,000
		計	142,529,864
	農林水産省所管合計		2,155,497,012
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	43,753,341
		経済産業本省施設費	688,179
		産業人材育成費	286,438
		技術革新促進・環境整備費	3,347,647
		独立行政法人産業技術総合研究所運営費	60,832,599
		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	17,149
		工業標準・知的基盤整備費	2,499,852
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	6,755,878
		新事業創出促進対策費	100,748
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,442,534
		情報技術利活用促進費	5,681,739
		経済産業統計調査費	5,316,337
		ものづくり産業振興費	16,288,817
		サービス産業強化費	4,893,256
		地域経済活性化対策費	1,288,201
		工業用水道事業費	1,604,000
		通商政策推進費	4,385,590
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	21,860,138

官報（号外）

		貿易投資促進費	3,646,610
		再保険費貿易再保険特別会計へ繰入	1,600,000
		経済協力費	6,434,626
		貿易管理費	445,434
		温暖化対策費	652,468
		資源循環推進費	47,878
		環境経営・競争力強化費	183,815
		情報セキュリティ対策推進費	1,741,075
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	3,742,834
		まちづくり推進費	6,378
		化学物質管理推進費	698,200
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	12,685,348
		消費者行政推進費	483,879
		産業保安費	3,118,796
		計	216,529,784
	経済産業局	経済産業局共通費	14,378,246
		経済産業統計調査費	112,407
		計	14,490,653
	産業保安監督官署	産業保安監督官署共通費	2,791,062
		産業保安費	70,998
		計	2,862,060
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	4,154,337
		原子力損害賠償支援対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	22,500,000
		鉱物資源安定供給確保費	1,963,542
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,581,356
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	474,600,000
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	116,843,536
		電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	29,806,464
		計	653,449,235

	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,291,470
		経営革新・創業促進費	37,945,119
		中小企業事業環境整備費	28,012,699
		経営安定・取引適正化費	6,141,798
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	19,018,676
		計	93,409,762
	経済産業省所管合計		980,741,494
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	122,599,019
		国土交通本省施設費	29,071
		住宅対策事業費	1,500,000
		住宅対策諸費	39,639,407
		住宅市場整備推進費	6,410,935
		総合的バリアフリー推進費	22,494
		海洋環境対策費	143,538
		港湾環境整備事業費	5,489,144
		道路環境等対策費	1,074,177
		道路環境改善事業費	137,743,000
		水資源対策費	182,560
		水資源開発事業費	11,426,506
		緑地環境対策費	158,334
		国営公園等事業費	18,738,314
		水環境対策費	132,703
		都市水環境整備事業費	21,436,322
		下水道事業費	5,224,567
		地球温暖化防止等対策費	18,284,374
		災害情報整備推進費	30,971
		住宅・市街地防災対策費	534,481
		市街地防災事業費	800,000
		住宅防災事業費	113,049,000
		都市公園防災事業費	2,936,000
		水害・土砂災害対策費	264,259
		河川管理施設整備費	104,707
		河川整備事業費	430,488,664
		多目的ダム建設事業費	46,238,670
		総合流域防災事業費	6,346,000
		砂防事業費	83,554,434

急傾斜地崩壊対策等事業費	16,000
災害対策等緊急事業推進費	17,811,000
海岸事業費	19,242,702
公共交通等安全対策費	3,882,038
独立行政法人航空大学校運営費	2,027,569
独立行政法人航空大学校施設整備費	72,453
鉄道安全対策事業費	4,503,000
道路交通安全対策費	410,483
道路交通安全対策事業費	380,578,000
総合的物流体系整備推進費	4,046,886
港湾事業費	169,320,868
エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	1,906,020
景観形成推進費	413,958
地域連携道路事業費	580,624,000
整備新幹線建設推進高度化等事業費	2,385,000
整備新幹線整備事業費	71,950,000
空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	11,226,851
北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	234,000
離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	138,000
航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	34,933,149
航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	7,012,000
航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	1,551,000
都市・地域づくり推進費	1,560,847
都市再生・地域再生整備事業費	32,339,366
鉄道網整備推進費	475,230
鉄道網整備事業費	19,584,000
地域公共交通維持・活性化推進費	30,736,740

		都市・地域交通整備事業費	60,000
		道路交通円滑化推進費	154,261
		道路交通円滑化事業費	217,481,000
		社会資本整備・管理効率化推進費	1,365,761
		不動産市場整備等推進費	4,928,955
		建設市場整備推進費	818,840
		国土交通統計調査費	604,214
		国土調査費	11,867,985
		自動車運送業市場環境整備推進費	3,119
		海事産業市場整備等推進費	1,897,579
		独立行政法人航海訓練所運営費	5,350,959
		独立行政法人航海訓練所施設整備費	46,286
		独立行政法人海技教育機構運営費	2,384,974
		国土形成推進費	1,079,635
		社会資本総合整備事業費	1,877,489,000
		官民連携基盤整備推進調査費	397,000
		地理空間情報整備・活用推進費	1,450,697
		離島振興費	4,453,298
		離島振興事業費	64,380,392
		北海道総合開発推進費	378,151
		北海道開発事業費	462,750,383
		北海道特定特別総合開発事業推進費	4,723,000
		技術研究開発推進費	1,520,013
		独立行政法人土木研究所運営費	8,465,471
		独立行政法人土木研究所施設整備費	435,005
		独立行政法人建築研究所運営費	1,744,505
		独立行政法人建築研究所施設整備費	82,051
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	233,634

官　報（号外）

			独立行政法人交通安全環境研究所運営費	770,680	
			独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	44,000	
			独立行政法人海上技術安全研究所運営費	2,622,826	
			独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	211,060	
			独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,218,464	
			独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	159,690	
			独立行政法人電子航法研究所運営費	1,530,174	
			独立行政法人電子航法研究所施設整備費	74,057	
			情報化推進費	2,159,514	
			国際協力費	1,184,246	
			官庁施設保全等推進費	103,103	
			官庁営繕費	17,632,738	
			附帯工事費	19,168,000	
			受託工事費	67,729,349	
			電気事業者等工事費負担金還付金	604,734	
			治水海岸事業調査諸費	152,755	
			水資源開発事業調査諸費	1,494	
			道路整備事業調査諸費	67,155	
			港湾事業調査諸費	97,911	
			都市開発事業調査諸費	26,634	
			都市水環境整備事業調査諸費	6,923	
			住宅建設事業調査諸費	107,593	
			国営公園等事業調査諸費	34,025	
			下水道事業調査諸費	99,433	
			北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	16,361	
			河川等災害復旧事業費	37,404,250	
			住宅施設災害復旧事業費	100,000	
			河川等災害関連事業費	15,650,439	
			自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	319,954	

		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	3,855,342
		離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	1,524,000
		計	5,324,785,883
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	3,001,964
		国土技術政策総合研究所施設費	69,465
		技術研究開発推進費	560,044
		治水海岸事業工事諸費	617,450
		道路整備事業工事諸費	529,121
		港湾空港整備事業工事諸費	239,503
		計	5,017,547
	国土地理院	国土地理院共通費	5,485,607
		国土地理院施設費	124,454
		災害情報整備推進費	538,890
		地理空間情報整備・活用等推進費	2,530,721
		技術研究開発推進費	105,173
		計	8,784,845
	海難審判所	海難審判所共通費	866,646
		海難審判費	32,002
		計	898,648
	地方整備局	地方整備局共通費	32,209,920
		地方整備推進費	894,622
		治水海岸事業工事諸費	95,309,591
		道路整備事業工事諸費	84,642,724
		港湾空港整備事業工事諸費	20,092,162
		都市環境整備事業工事諸費	13,296,755
		国営公園事業工事諸費	1,785,661
		河川等災害復旧事業等工事諸費	283,985
		計	248,515,420
	北海道開発局	北海道開発局共通費	8,926,084
		北海道開発局施設費	233,389
		北海道開発行政推進費	238,833

官報（号外）

		北海道治水海岸事業工事諸費	10,531,000
		北海道道路整備事業工事諸費	19,352,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	3,907,000
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,683,000
		北海道国営公園事業工事諸費	82,061
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	10,303,853
		北海道災害復旧事業等工事諸費	13,326
		計	55,270,546
	地方運輸局	地方運輸局共通費	20,495,618
		地方運輸行政推進費	1,062,810
		計	21,558,428
	地方航空局	地方航空局共通費	2,023,688
		地方航空行政推進費	42,056
		計	2,065,744
	観光庁	観光庁共通費	1,054,303
		観光振興費	7,707,810
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,912,373
		計	10,674,486
	気象庁	気象官署共通費	35,393,037
		気象官署施設費	391,974
		観測予報等業務費	20,145,489
		気象研究所	2,552,353
		計	58,482,853
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,057,835
	海上保安庁	海上保安官署共通費	98,998,936
		海上保安官署施設費	600,823
		船舶交通安全及海上治安対策費	57,824,300
		船舶建造費	22,181,505
		航路標識整備事業費	3,283,808
		航路標識整備事業工事諸費	504,192
		計	183,393,564
	国土交通省所管合計		5,921,505,799

環境省	環境本省	環境本省共通費	12,589,488
		地球温暖化対策推進費	758,702
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	100,800,000
		地球環境保全費	2,149,653
		大気・水・土壌環境等保全費	5,020,438
		廃棄物・リサイクル対策推進費	6,252,810
		廃棄物処理施設整備費	47,844,166
		生物多様性保全等推進費	4,337,582
		環境保全施設整備費	171,895
		自然公園等事業費	7,948,994
		化学物質対策推進費	1,521,322
		環境保健対策推進費	17,284,179
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	8,347,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	1,014,487
		環境政策基盤整備費	7,535,095
		環境調査研修所	1,123,296
		環境調査研修所施設費	156,264
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	1,688,691
		独立行政法人国立環境研究所運営費	10,828,427
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	363,440
		環境研究総合推進費	5,386,860
		地球環境保全等試験研究費	278,097
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	85,091
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	4,834
		自然公園等事業工事諸費	509,006
		廃棄物処理施設災害復旧事業費	30,000
		計	244,029,817
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	3,708,300
		地方環境対策費	1,880,208
		計	5,588,508

	原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	3,980,180
		原子力安全確保費	3,729,112
		放射能調査研究費	1,591,294
		電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	45,385,000
		計	54,685,586
	環境省所管合計		304,303,911
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	987,951,988
		自衛官給与費	1,352,699,009
		武器車両等整備費	928,880,676
		航空機整備費	511,720,247
		艦船整備費	98,813,544
		平成22年度甲Ⅲ型警備艦建造費	33,541,073
		平成22年度潜水艦建造費	14,333,034
		平成23年度潜水艦建造費	8,103,117
		平成24年度甲Ⅲ型警備艦建造費	12,024,190
		平成24年度潜水艦建造費	18,862,222
		平成25年度甲型警備艦建造費	4,738,075
		平成25年度潜水艦建造費	5,652,968
		平成26年度甲型警備艦建造費	1,128,411
		平成26年度潜水艦建造費	101,492
		研究開発費	147,720,203
		人材確保育成費	102,369,262
		施設整備費	93,875,882
		防衛施設安定運用関連諸費	266,681,118
		在日米軍等駐留関連諸費	272,721,854
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,289,746
		計	4,865,208,111
	地方防衛局	地方防衛局	18,550,529
	防衛省所管合計		4,883,758,640
歳出総計			95,882,302,829

乙号　継　続　費

（既定分の総額及び年割額は、今次の国会に提出中の平成25年度補正予算の改定額を掲げてある。）

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	平成25年度（千円）	平成26年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	平成22年度甲Ⅲ型警備艦建造費							
		既定	120,032,120	336,706	2,744,971	26,528,014	56,914,681	33,507,748	
		改定	120,065,445	336,706	2,744,971	26,528,014	56,914,681	33,541,073	平成22年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、平成26年４月の消費税率の引上げ等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成22年度潜水艦建造費							
		既定	53,297,207	66,161	2,575,235	23,286,197	13,078,567	14,291,047	
		改定	53,339,194	66,161	2,575,235	23,286,197	13,078,567	14,333,034	平成22年度潜水艦建造費については、平成26年４月の消費税率の引上げ及び外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	平成25年度（千円）	平成26年度（千円）	平成27年度（千円）	平成28年度（千円）	事由
		平成23年度潜水艦建造費								
		既定	57,617,410	83,147	5,211,858	29,448,006	8,102,113	14,772,286	—	
		改定	57,669,933	83,147	5,211,858	29,448,006	8,103,117	14,823,805	—	平成23年度潜水艦建造費については、平成26年４月の消費税率の引上げ及び外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成24年度甲Ⅲ型警備艦建造費								
		既定	116,734,393	—	281,427	22,509,761	11,724,328	50,188,267	32,030,610	
		改定	117,556,959	—	281,427	22,509,761	12,024,190	50,643,734	32,097,847	平成24年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

官　報（号外）

		平成24年度潜水艦建造費							
		既　定	55,887,392	—	67,297	8,248,048	18,777,304	14,070,387	14,724,356
		改　定	55,999,252	—	67,297	8,248,048	18,862,222	14,074,315	14,747,370

平成24年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額						事由
				平成25年度（千円）	平成26年度（千円）	平成27年度（千円）	平成28年度（千円）	平成29年度（千円）	平成30年度（千円）	
		平成25年度甲型警備艦建造費								
		既　定	75,899,428	234,905	4,611,816	15,026,370	37,719,764	18,306,573	—	
		改　定	77,637,574	234,905	4,738,075	15,374,027	38,770,740	18,519,827	—	平成25年度甲型警備艦建造費については、平成26年４月の消費税率の引上げ等に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成25年度潜水艦建造費								
		既　定	53,136,209	93,839	5,576,622	21,623,970	12,691,420	13,150,358	—	
		改　定	53,743,221	93,839	5,652,968	22,118,516	12,700,515	13,177,383	—	平成25年度潜水艦建造費については、平成26年４月の消費税率の引上げ及び外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成26年度甲型警備艦建造費	74,255,431	—	1,128,411	3,640,620	16,297,779	36,233,351	16,955,270	甲型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額					事由
				平成26年度（千円）	平成27年度（千円）	平成28年度（千円）	平成29年度（千円）	平成30年度（千円）	
		平成26年度潜水艦建造費	51,996,801	101,492	5,325,462	20,421,455	13,126,638	13,021,754	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室費		(項) 宮廷費のうち
		施設整備費
国会	衆議院	(項) 衆議院施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
	参議院	(項) 参議院施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院のうち
		会計検査情報処理業務庁費（決算確認システム開発経費に限る。）
		会計検査院施設費
内閣	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち
		社会保障・税番号制度システム開発等委託費
		内閣官房施設費
		情報収集衛星業務費のうち
		情報収集衛星システム開発等委託費
		情報収集衛星施設費
	人事院	(項) 人事院のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費に限る。）
内閣府	内閣本府	(項) 内閣本府共通費のうち
		移転費
		内閣本府施設費
		独立行政法人国立公文書館施設整備費
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（資機材調達庁費に限る。）
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費
		地域活性化政策費のうち
		特定地域再生事業費補助金
		総合特区推進調整費
		地域再生推進費
		科学技術イノベーション創造推進費
		宇宙開発利用政策費のうち
		実用準天頂衛星システム開発等委託費
		防災政策費のうち
		災害関係調査費（総合防災情報システム開発経費に限る。）
		被災者生活再建支援金補助金
		沖縄政策費のうち
		沖縄科学技術大学院大学学園補助金（最先端研究・研究支援経費、知的・産業クラスター形成研究開発推進経費並びに知的・産業クラスター形成基盤等整備推進経費のうちＩＴインフラ等整備費、研究棟内装・実験台等整備費、研究機器設置関連整備費、研究室用基本実験基盤整備費、最先端研究・研究支援機器整備費、最先端共通研究設備整備費、透過型電子顕微鏡等設置費及び次世代統合業務システム構築費に限る。）
		沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金

			沖縄道路環境整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費 沖縄国営公園事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費 沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費　のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費
		警察庁	(項) 警察庁施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 警察庁施設費 通信施設整備費 交通警察費のうち 都道府県警察施設整備費補助金 船舶建造費 警察活動基盤整備費のうち 警察通信機器整備費（広域犯罪対策通信機器整備経費、無線多重等通信機器整備経費及び移動無線通信機器整備経費に限る。） 都道府県警察施設整備費補助金
		金融庁	(項) 金融庁共通費のうち 情報処理業務庁費（金融庁業務支援統合システム開発経費に限る。） 金融政策費のうち 諸謝金（金融機能の強化のための特別措置に係る調査経費に限る。）
			不発弾等処理交付金（広域探査発掘加速化事業経費及び住宅等開発磁気探査支援事業経費に限る。） 沖縄振興交付金事業推進費 沖縄北部連携促進特別振興事業費 沖縄教育振興事業費 沖縄開発事業費 沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費 食品安全政策費のうち 食品健康影響評価技術研究委託費 沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入 航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
		国際平和協力本部	(項) 国際平和協力本部のうち 国際平和協力業務庁費（人道救援物資調達費に限る。）
		官民人材交流センター	(項) 官民人材交流センターのうち 庁費（再就職支援業務経費に限る。）
		沖縄総合事務局	(項) 沖縄治水事業工事諸費のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費 沖縄道路整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費 沖縄港湾空港整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費

			情報通信技術研究開発推進委託費（戦略的情報通信研究開発推進制度事業費に限る。）
			情報通信技術研究開発推進委託費（準天頂衛星時刻管理系設備の運用経費に限る。）
			情報通信技術研究開発推進委託費（ＩＣＴ環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業費に限る。）
			先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金
			情報通信技術高度利活用推進費　のうち
			電気通信技術研究開発調査費（地理空間情報共通基盤構築事業費及び情報流通連携基盤構築事業費に限る。）
			情報通信技術利用環境整備費　のうち
			電気通信技術研究開発調査費（電気通信サービス苦情・相談受付システム更改等経費に限る。）
			情報通信利用環境整備推進交付金
			電波利用料財源電波監視等実施費　のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			電波利用技術研究開発等委託費（電波資源拡大のための研究開発事業費並びに電波の安全性に関する調査及び評価技術事業費に限る。）
			無線システム普及支援事業費等補助金
			恩給費のうち
			国会議員互助年金
			文官等恩給費
			旧軍人遺族等恩給費
		（項）	管区行政評価局共通費のうち
			移転費
	消費者庁	（項）	消費者庁共通費のうち
			移転費（中央合同庁舎第４号館移転関係経費に限る。）
総務省	総務本省	（項）	総務本省施設費
			地方行政制度整備費のうち
			市町村合併体制整備費補助金
			地域振興費のうち
			地域経済循環創造事業交付金
			過疎地域等自立活性化推進交付金
			電子政府・電子自治体推進費　のうち
			情報処理業務庁費（政府情報システム基盤整備経費に限る。）
			社会保障・税番号制度システム開発等委託費（社会保障・税番号制度システム関係経費に限る。）
			社会保障・税番号制度システム整備費補助金
			情報通信技術研究開発推進費　のうち
			情報通信技術研究開発推進業務庁費（ＩＣＴ環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業費に限る。）
			電気通信技術研究開発調査費（先進的情報通信技術実用化支援事業費及び国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発事業費に限る。）
			情報通信技術研究開発委託費（先進的情報通信技術実用化支援事業費、ＩＣＴを活用したインフラ維持管理基盤確立事業費、海洋資源調査次世代衛星通信技術研究開発事業費及び国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発事業費に限る。）

官報（号外）

							公務員宿舎施設費
							特定国有財産整備費
					財務局	（項）	財務局施設費
							財務局業務費のうち
							国有財産管理処分庁費（未利用国有地土壌改良等経費に限る。）
							普通財産維持費（崖地補修経費に限る。）
					税関	（項）	税関施設費
							船舶建造費
					国税庁	（項）	国税庁施設費のうち
							施設施工旅費
							施設施工庁費
							施設整備費
							税務業務費のうち
							税務特別庁費（国税総合管理システム開発経費、国税総合管理システムオープンシステム化開発経費及び社会保障・税番号制度関係システム開発経費に限る。）
							成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費（国税電子申告・納税システム開発経費に限る。）
					文部科学省	文部科学本省	（項） 文部科学本省施設費
							初等中等教育等振興費のうち
							学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育施設整備に係る設備整備費に限る。）
							公立文教施設整備等都道府県事務費交付金（公立文教施設災害復旧事務費交付金に限る。）
							高等教育振興費のうち
							研究拠点形成費等補助金（リーディング大学院構築事業費に限る。）
							国立大学改革強化推進補助金
							独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費
		公害等調整委員会		（項）	公害等調整委員会のうち		
							移転費
		消防庁		（項）	消防防災体制等整備費のうち		
							消防防災等業務庁費（緊急消防援助隊即応体制強化事業費に限る。）
							消防防災等業務庁費（エネルギー・産業基盤災害即応部隊強化事業費に限る。）
							消防防災技術研究開発委託費
							緊急消防援助隊設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費、救助消防ヘリコプター付属設備整備費及び消防救急デジタル無線設備整備費に限る。）
							消防防災施設整備費補助金
	法務省	法務本省		（項）	更生保護企画調整推進費のうち		
							更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業費に限る。）
							法務省施設費のうち
							施設施工旅費
							施設施工庁費
							施設整備費
	外務省	外務本省		（項）	外務本省施設費		
					地域別外交費のうち		
					遺棄化学兵器調査事業等委託費		
					経済協力費のうち		
					政府開発援助海外経済協力事業委託費（本邦技術活用等途上国支援推進事業費に限る。）		
					政府開発援助経済開発等援助費		
		在外公館		（項）	在外公館施設費		
	財務省	財務本省		（項）	財務本省施設費		
					財政健全化推進費のうち		
					歳入歳出関係事務機械化庁費（官庁会計システム機能改善等経費に限る。）		

地球観測技術等調査研究委託費
原子力基礎基盤研究委託費
次世代医療研究開発拠点形成事業費補助金
核セキュリティ強化等推進事業費補助金（核不拡散・核セキュリティ強化のための技術開発経費に限る。）
国際熱核融合実験炉研究開発費補助金
地球観測システム研究開発費補助金
環境技術等研究開発推進事業費補助金
先進的核融合研究開発費補助金
国際宇宙ステーション開発費補助金
核変換技術研究開発費補助金
独立行政法人科学技術振興機構施設整備費
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費
独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費
独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費
独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費
独立行政法人理化学研究所施設整備費
公立文教施設整備費のうち
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
公立学校施設整備費負担金
学校施設環境改善交付金

私立学校振興費のうち
私立学校施設整備費補助金
私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金
科学技術・学術政策推進費　のうち
先導的創造科学技術開発費補助金
戦略的国際研究交流推進事業費補助金
政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金
科学技術人材育成費補助金（ポストドクター・キャリア開発事業費に限る。）
科学技術人材育成費補助金（テニュアトラック普及・定着事業費に限る。）
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金
国際研究拠点形成促進事業費補助金
研究振興費のうち
科学技術試験研究委託費
特定先端大型研究施設運営費等補助金（特定中性子線施設設備整備費及び次世代超高速電子計算機システム研究開発経費に限る。）
特定先端大型研究施設整備費補助金
共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金
科学研究費補助金
研究大学強化促進費補助金
高性能汎用計算機高度利用事業費補助金
国立大学法人施設整備費
国立大学法人船舶建造費
研究開発推進費のうち
科学技術試験研究委託費

			独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費		
	文化庁	（項）	独立行政法人国立美術館施設整備費　のうち		
			独立行政法人国立美術館施設整備費補助金（東京国立近代美術館施設整備費、京都国立近代美術館施設整備費及び国立西洋美術館施設整備費に限る。）		
			独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費		
			文化財保存事業費のうち		
			国有文化財保存整備費		
			国宝重要文化財等保存整備費補助金		
			史跡等購入費補助金		
			文化財保存施設整備費		
			独立行政法人国立文化財機構施設整備費		
厚生労働省	厚生労働本省	（項）	厚生労働本省施設費		
			医療提供体制確保対策費　のうち		
			医療施設運営費等補助金（医療保険者等レセプト電算処理システム改修事業費に限る。）		
			独立行政法人国立がん研究センター施設整備費		
			独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費		
			独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費		
			独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費		
			感染症対策費のうち		
			医薬品買上費		
			特定疾患等対策費のうち		
			社会保障関係情報化業務庁費（ハンセン病歴史的建造物保存計画策定経費に限る。）		
			医薬品安全対策等推進費　のうち		
			医薬品副作用等被害救済事務費等補助金（副作用情報等管理システム改修費に限る。）		
			医療提供体制基盤整備費　のうち		
			医療施設等施設整備費補助金		
			医療提供体制施設整備交付金		
			保健衛生施設整備費		
			食品等安全確保対策費のうち		
			食品等試験検査費（添加物等安全性確認費及び食品添加物指定費に限る。）		
			水道施設整備費		
			化学物質安全対策費のうち		
			家庭用品等試験検査費（優先評価化学物質に関する毒性等調査費に限る。）		
			児童福祉施設整備費		
			社会福祉諸費のうち		
			施設施工旅費		
			施設施工庁費		
			社会事業学校施設整備費		
			遺族及留守家族等援護費　のうち		
			遺族等年金		
			戦没者慰霊事業費のうち		
			遺骨収集帰還等旅費（硫黄島遺骨収集帰還事業費に限る。）		
			遺骨収集帰還等庁費（硫黄島遺骨収集帰還事業費に限る。）		
			戦没者慰霊碑建設費		
			中国残留邦人等支援事業費　のうち		
			引揚者給与費（中国残留邦人等一時金に限る。）		

		障害保健福祉費のうち	
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金	
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	
		社会福祉施設整備費	
		介護保険制度運営推進費　のうち	
		介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修費に限る。）	
		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	
		厚生労働科学研究費のうち	
		厚生労働科学研究委託費	
		厚生労働科学研究費補助金	
		社会保障・税番号活用推進費	
		水道施設災害復旧事業費	
	国立ハンセン病療養所	（項）国立ハンセン病療養所施設費	
	厚生労働本省試験研究機関	（項）厚生労働本省試験研究所施設費	
	国立更生援護機関	（項）国立更生援護機関施設費	
		国立更生援護所運営費のうち	
		更生援護庁費（塩原視力障害センター庁舎等解体撤去経費に限る。）	
	地方厚生局	（項）地方厚生局共通費のうち	
		移転費	
	都道府県労働局	（項）都道府県労働局共通費のうち	
		移転費	
		都道府県労働局施設費	
農林水産省	農林水産本省	（項）農林水産本省施設費	
		食の安全・消費者の信頼確保対策費　のうち	
		食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金	

	独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費
	国産農畜産物・食農連携強化対策費　のうち
	国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体事業費補助金
	国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
	独立行政法人家畜改良センター施設整備費
	農業・食品産業強化対策費
	農業経営対策費のうち
	農業経営対策地方公共団体事業費補助金（人・農地問題解決加速化支援事業費に限る。）
	農業経営対策地方公共団体事業費補助金（経営体育成支援事業費に限る。）
	農業経営対策地方公共団体整備費補助金
	農業生産基盤保全管理等推進費　のうち
	農業生産基盤保全管理等推進環境調査費
	農業生産基盤保全管理等推進整備費
	農業生産基盤保全管理等推進補償費
	農業生産基盤保全管理・整備事業費
	農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
	農山漁村６次産業化対策費　のうち
	農山漁村６次産業化対策調査等委託費（ミラノ国際博覧会政府出展委託事業のうち出展施設整備費、展示等企画設計費及び展示製作等経費に限る。）

			農林水産本省検査指導機関	（項）	農林水産本省検査指導所施設費
			農林水産技術会議	（項）	農林水産技術会議施設費
					農林水産業研究開発費のうち
					試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費のうち農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業費に限る。）
					独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
					独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費
					独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費
					独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
			地方農政局	（項）	地方農政局のうち
					移転費
					地方農政局施設費
					海岸事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					農業施設災害復旧事業等工事諸費
			林野庁	（項）	林野庁施設費
					森林整備・保全費のうち
					森林整備・保全地方公共団体事業費補助金（苗木安定供給推進事業費のうちミニチュア採種園等の整備事業費及び種苗生産施設の体制整備事業費に限る。）
					治山事業費
		農山漁村６次産業化対策事業費補助金（バイオ燃料生産拠点確立推進事業費に限る。）			
		農山漁村６次産業化対策事業費補助金（小水力等再生可能エネルギー導入推進事業費に限る。）			
		農山漁村６次産業化対策整備費補助金			
		農山漁村６次産業化対策整備交付金			
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費			
		都市農村交流等対策費のうち			
		都市農村交流等対策推進交付金			
		都市農村交流等対策整備交付金			
		農村地域資源等保全推進費のうち			
		特殊自然災害対策整備費補助金			
		農村地域資源等保全推進交付金			
		農村地域資源等保全整備交付金			
		海岸事業費			
		農地等保全事業費			
		農地等保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入			
		農業競争力強化基盤整備事業費			
		農山漁村活性化対策費のうち			
		農山漁村活性化対策整備交付金			
		農山漁村地域整備事業費			
		風水害等対策費			
		受託工事等実施費のうち			
		受託工事費			
		農業施設災害復旧事業費			
		農業施設災害関連事業費			

			経済産業省	経済産業本省	（項）経済産業本省施設費 技術革新促進・環境整備費　のうち 産業技術研究開発委託費（微細気泡基盤技術研究開発経費、次世代３次元内外計測の評価基盤技術開発経費及び土壌汚染対策のための技術開発経費に限る。） 産業技術実用化開発事業費補助金（土壌汚染対策のための技術開発経費及び資源循環実証事業費に限る。） 工業標準・知的基盤整備費　のうち 工業標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業費のうち戦略的国際標準化推進事業費に限る。） アジア基準認証推進事業費補助金 情報技術利活用促進費のうち 情報処理業務庁費（旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。） 成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費 ものづくり産業振興費のうち 産業技術研究開発委託費（ナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価技術の開発経費、有害化学物質代替技術開発経費及び再生医療産業化基盤開発経費に限る。） 産業技術研究開発委託費（次世代治療・診断実現創薬基盤技術開発経費、革新的バイオマテリアル実現のための高機能化ゲノムデザイン技術開発経費、ロボット介護機器開発・導入促進事業費、次世代高度運転支援システム研究開発・実証プロジェクト経費、次世代地球観測衛星利用基盤技術の研究開発経費、航空機用先進システム基盤技術開発経費及び宇宙産業技術情報基盤整備研究開発経費に限る。）

			温暖化対策費のうち 認証排出削減量等取得委託費
			産業保安費のうち 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
	経済産業局	（項）	経済産業局共通費のうち 施設整備費
	資源エネルギー庁	（項）	鉱物資源安定供給確保費のうち 希少金属資源開発推進基盤整備委託費
	中小企業庁	（項）	経営革新・創業促進費のうち 中小企業経営支援等対策委託費（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策委託費（ものづくり中小企業・小規模事業者等新事業創造促進事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル農商工連携推進事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（中心市街地再興戦略事業費及び地域商業自立促進事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（中小企業・小規模事業者連携促進支援事業費及び地域産業資源活用支援事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（ものづくり中小企業・小規模事業者等新事業創造促進事業費に限る。）
			中小企業事業環境整備費のうち 中小企業海外展開等支援事業費補助金
			経営安定・取引適正化費のうち 下請事業者支援対策費補助金（下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に限る。）
			産業技術実用化開発事業費補助金（代替フロン等排出削減先導技術実証支援事業費及び次世代治療・診断実現創薬基盤技術開発経費に限る。）
			産業技術実用化開発事業費補助金（ロボット介護機器開発・導入促進事業費及び先進空力設計等研究開発経費に限る。）
			サービス産業強化費のうち 産業技術研究開発委託費（未来医療実現医療機器・システム研究開発経費のうち高温超電導コイル基盤技術開発経費に限る。）
			産業技術研究開発委託費（未来医療実現医療機器・システム研究開発経費のうち医療機器等開発・実用化促進ガイドライン策定経費に限る。）
			サービス産業強化事業委託費（医工連携事業化推進事業費に限る。）
			工業用水道事業費
			通商政策推進費のうち 海外経済情報調査等委託費（内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査費のうち経済連携促進のための産業高度化推進事業費に限る。）
			新興国市場開拓等事業委託費（インフラシステム輸出促進調査等事業費に限る。）
			貿易投資促進費のうち 国際博覧会出展事業委託費（出展施設整備費、展示等企画設計費及び展示製作等経費に限る。）
			対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金
			経済協力費のうち 政府開発援助海外開発計画調査委託費（海外開発計画調査等委託費及び共同資源開発基礎調査事業委託費に限る。）

国土交通省	国土交通本省	(項) 国土交通本省施設費
		住宅対策事業費
		住宅市場整備推進費のうち
		住宅市場整備推進等事業費補助金（住宅ストック活用・リフォーム推進事業費に限る。）
		港湾環境整備事業費
		道路環境改善事業費
		水資源開発事業費
		国営公園等事業費
		都市水環境整備事業費
		下水道事業費
		地球温暖化防止等対策費のうち
		地球温暖化防止等対策調査費（都市環境形成促進調査経費に限る。）
		先導的都市環境形成促進事業費補助金（モデル事業実施経費に限る。）
		先導的都市環境形成促進事業費補助金（先進緑化技術開発助成事業費に限る。）
		住宅・建築物環境対策事業費補助金
		住宅・市街地防災対策費のうち
		都市安全確保促進事業費補助金
		市街地緑化防災対策推進事業費補助金
		市街地防災事業費
		住宅防災事業費
		都市公園防災事業費
		河川整備事業費
		多目的ダム建設事業費
		総合流域防災事業費
		砂防事業費
		急傾斜地崩壊対策等事業費
		災害対策等緊急事業推進費

		海岸事業費
		公共交通等安全対策費のうち
		鉄道施設安全対策事業費等補助金
		独立行政法人航空大学校施設整備費
		鉄道安全対策事業費のうち
		鉄道防災事業費補助
		鉄道施設総合安全対策事業費補助
		道路交通安全対策事業費
		総合的物流体系整備推進費のうち
		老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費
		老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費
		総合的物流体系整備推進調査費（大規模災害時に利用可能な船舶を特定するためのプログラム開発経費に限る。）
		国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金
		港湾機能高度化施設整備費補助金
		港湾事業費のうち
		港湾改修費
		貸付国有港湾施設整備事業費
		港湾作業船整備費
		特定離島港湾施設整備事業費
		営繕宿舎費
		港湾事業調査費
		港湾改修費補助
		埠頭整備等資金貸付金
		港湾開発資金貸付金
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費
		景観形成推進費のうち
		集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金

官　報（号外）

		地域連携道路事業費のうち	都市再生推進事業費補助
		地域連携道路事業費	都市機能立地支援事業費補助
		営繕宿舎費	都市開発資金貸付金
		道路調査費	鉄道網整備推進費のうち
		地域連携道路事業費補助	新線調査費等補助金（都心直結線調査経費に限る。）
		高速道路連結部整備事業費補助	鉄道網整備事業費
		道路調査費補助	地域公共交通維持・活性化推進費のうち
		整備新幹線建設推進高度化等事業費	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（施設及び旅客船の整備費に限る。）
		整備新幹線整備事業費	都市・地域交通整備事業費
		空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	道路交通円滑化事業費
		北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	国土調査費のうち
		離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	測量庁費（都市部官民境界基本調査経費及び山村境界基本調査経費に限る。）
		航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	地籍整備推進調査費補助金
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	地籍調査費負担金
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	海事産業市場整備等推進費のうち
		都市・地域づくり推進費のうち	技術研究開発調査費（浮体式海洋構造物の安全性に関する調査研究経費に限る。）
		防災集団移転促進事業費補助金	海事産業市場整備等推進調査費（新たなエネルギー需要に対応した船舶の技術的課題の検討及び安全基準の策定のための調査経費に限る。）
		集落活性化推進事業費補助金	技術研究開発委託費
		民間まちづくり活動促進事業費補助金（社会実験・実証事業等実施経費に限る。）	海事産業関連技術研究開発費補助金
		集約都市形成支援事業費補助金	独立行政法人航海訓練所施設整備費
		国際競争力強化促進事業費補助金	国土形成推進費のうち
		都市再生・地域再生整備事業費のうち	地域づくり活動支援体制整備事業費補助金
		市街地再開発事業費補助	社会資本総合整備事業費

			河川等災害関連事業費
			北海道農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
			離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		国土技術政策総合研究所	（項）国土技術政策総合研究所施設費
			治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
		国土地理院	（項）国土地理院施設費
			地理空間情報整備・活用等推進費のうち
			測量庁費（空中写真撮影・正射画像作成経費に限る。）
		地方整備局	（項）治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			都市環境整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当

			地理空間情報整備・活用推進費のうち
			地理空間情報整備・活用推進調査費（空中写真撮影・正射画像作成経費に限る。）
			離島振興費のうち
			離島活性化交付金
			奄美群島振興交付金
			小笠原諸島振興開発事業費補助
			離島振興事業費
			北海道総合開発推進費のうち
			北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）
			北海道開発事業費
			北海道特定特別総合開発事業推進費
			技術研究開発推進費のうち
			技術研究開発費補助金
			鉄道技術開発費補助金
			独立行政法人土木研究所施設整備費
			独立行政法人建築研究所施設整備費
			独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費
			独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費
			独立行政法人電子航法研究所施設整備費
			官庁営繕費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			附帯工事費のうち
			附帯工事費
			道路附属物等復旧費
			受託工事費のうち
			受託工事費
			河川等災害復旧事業費
			住宅施設災害復旧事業費

							日額旅費
							工事雑費
							国営公園事業工事諸費のうち
							超過勤務手当
							日額旅費
							工事雑費
							河川等災害復旧事業等工事諸費
		北海道開発局	（項）	北海道開発局施設費			
				北海道治水海岸事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道道路整備事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道都市環境整備事業工事諸費のうち	環境省	環境本省	（項）
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道国営公園事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			

			北海道災害復旧事業等工事諸費
観光庁	（項）	観光振興費のうち	
			観光圏整備事業費補助金（施設整備費に限る。）
気象庁	（項）	気象官署施設費	
			観測予報等業務費のうち
			観測予報庁費（地上気象観測装置整備経費に限る。）
			静止気象衛星製作費
海上保安庁	（項）	海上保安官署施設費のうち	
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			船舶交通安全及海上治安対策費のうち
			移転費
			航空機購入費
			船舶建造費
			航路標識整備事業費
			航路標識整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事施行旅費
			工事雑費
環境本省	（項）	地球温暖化対策推進費のうち	
			認証排出削減量等取得委託費
			大気・水・土壌環境等保全費のうち
			不発弾廃棄処理業務庁費
			土壌汚染対策事業補助金（土壌汚染対策事業費補助金に限る。）
			廃棄物・リサイクル対策推進費のうち
			産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金に限る。）
			災害等廃棄物処理事業費補助金

		廃棄物処理施設整備費のうち 廃棄物処理施設整備事業調査費 廃棄物処理施設整備費補助 循環型社会形成推進交付金 生物多様性保全等推進費のうち 環境保全施設整備費補助金 環境保全施設整備費 自然公園等事業費 化学物質対策推進費のうち 老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費 老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費 環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策事業経費に限る。） 環境保健対策推進費のうち 水俣病総合対策施設整備費補助金 環境政策基盤整備費のうち 公害調査費（いぶき観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備費に限る。） 公害調査等委託費（子どもの健康と環境に関する全国調査経費に限る。） 環境調査研修所施設費 独立行政法人国立環境研究所施設整備費 環境研究総合推進費 地球環境保全等試験研究費 自然公園等事業工事諸費のうち 超過勤務手当 工事施行旅費 工事雑費 廃棄物処理施設災害復旧事業費	防衛省	地方環境事務所	（項）地方環境事務所共通費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費
				原子力規制委員会	（項）放射能調査研究費のうち 放射能測定費（原子力艦放射能測定調査モニタリングシステム経費に限る。） 放射能測定調査委託費
				防衛本省	（項）防衛本省共通費のうち 油購入費 武器車両等整備費のうち 武器購入費 通信機器購入費 車両購入費 弾薬購入費 諸器材購入費 航空機整備費 艦船整備費のうち 艦船建造旅費 艦船建造庁費 艦船修理費 艦艇建造費 研究開発費のうち 試作品費 研究用機械器具費 施設整備費 防衛施設安定運用関連諸費 在日米軍等駐留関連諸費のうち 特別給付金 職員旅費（提供施設整備業務旅費に限る。） 提供施設整備業務庁費 提供施設等整備費 提供施設移設整備費 在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		医療機器借入れ	17,357	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う医療機器借入れに係る限度額の増額	88	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「医療機器借入れ」に基づいて実行した医療機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		皇室施設整備	265,572	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	皇室施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う皇室施設整備に係る限度額の増額	4,374	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「皇室施設整備」に基づいて実行した皇室施設の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
国会	衆議院	電子計算機等借入れ	649,116	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成23年度)に係る限度額の増額	5,900	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	9,263	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れに係る限度額の増額	2,192	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げ等に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業(平成14年度)に係る限度額の増額	287,521	平成26年度	平成26年度以降18箇年度以内	平成14年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した赤坂議員宿舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げ等に伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げ等に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業（平成17年度）に係る限度額の増額	366,038	平成26年度	平成26年度以降6箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げ等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		衆議院職員採用試験問題作成等業務	18,047	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		衆議院施設整備	723,653	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	衆議院第二別館空調機設備ほか4件の整備には、多くの日数を要するため
	参議院	消費税率の引上げに伴う会議録速成システム開発等に係る限度額の増額	2,565	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「会議録速成システム開発等」に基づいて実行した会議録速成システムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	2,939,125	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	6,995	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	2,856	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う審議中継映像アーカイブシステム保守等に係る限度額の増額	336	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「審議中継映像アーカイブシステム保守等」に基づいて実行した審議中継映像アーカイブシステムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用参議院施設整備等事業に係る限度額の増額	144,852	平成26年度	平成26年度以降6箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用参議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		参議院施設整備	401,760	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	参議院第二別館空調設備の整備には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館ネットワークシステム運用	660,960	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	国立国会図書館ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報　(号　外)

		消費税率の引上げに伴う国立国会図書館統合システム運用に係る限度額の増額	32,132	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「国立国会図書館統合システム運用」に基づいて実行した国立国会図書館統合システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う国会レファレンス総合システム保守に係る限度額の増額	3,576	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「国会レファレンス総合システム保守」に基づいて実行した国会レファレンス総合システムの保守に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	1,516,061	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成23年度)に係る限度額の増額	27,281	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	17,730	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		国立国会図書館施設整備	273,600	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	国立国会図書館本館の施設の整備には、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れに係る限度額の増額	7,263	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		庁舎管理運営業務	479,609	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用裁判所施設整備等事業(平成16年度)に係る限度額の増額	4,860	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用裁判所施設整備等事業」に基づいて実行した東京簡易裁判所墨田分室庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げ等に伴う民間資金等活用裁判所施設整備等事業(平成18年度)に係る限度額の増額	27,375	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	平成18年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用裁判所施設整備等事業」に基づいて実行した東京地方・家庭裁判所立川支部立川簡易裁判所合同庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げ等に伴いその限度額を増額する必要があるため

		裁判所施設整備	23,996,163	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	福岡高等・地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎ほか8件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
会計検査院	会計検査院	事務機器借入れ等	46,200	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げ等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	107,186	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げ等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う会計検査院ネットワークシステム運用に係る限度額の増額	3,675	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「会計検査院ネットワークシステム運用」に基づいて実行した会計検査院ネットワークシステムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	94,012	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れに係る限度額の増額	8,866	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
内閣	内閣官房	事務機器借入れ	9,504	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	110	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	2,582,197	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	19,645	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	622	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　（号　外）

		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	37,668	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う政府機関情報セキュリティ問題緊急対応システム開発等に係る限度額の増額	16,905	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「政府機関情報セキュリティ問題緊急対応システム開発等」に基づいて実行した政府機関情報セキュリティ問題緊急対応システムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		社会保障・税番号制度システム開発等	5,456,760	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	社会保障・税番号制度の導入による情報連携等のためのシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う社会保障・税番号制度システム開発等に係る限度額の増額	287,296	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「社会保障・税番号制度システム開発等」に基づいて実行した社会保障・税番号制度の導入による情報連携等のためのシステム開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		社会保障・税番号制度システム開発等に係る契約の一部変更	—	平成26年度	平成28年度まで1箇年度延長	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「社会保障・税番号制度システム開発等」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成26年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成28年度まで1箇年度延長する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス情報収集衛星画像分析官教育訓練業務に係る限度額の増額	3,510	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス情報収集衛星画像分析官教育訓練業務」に基づいて実行した情報収集衛星画像分析官の教育訓練業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う情報収集衛星画像判読支援システム用地図データ借入れに係る限度額の増額	2,016	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「情報収集衛星画像判読支援システム用地図データ借入れ」に基づいて実行した情報収集衛星画像判読支援システム用の地図データの借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		情報収集衛星システム用電子計算機等借入れ	2,288,661	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う情報収集衛星システム用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	103,281	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「情報収集衛星システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した情報収集衛星システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		情報収集衛星システム開発等	28,241,206	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	内閣法制局	消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れに係る限度額の増額	820	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う法令審査支援システム用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	3,688	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「法令審査支援システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した法令審査支援システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	人事院	人事・給与関係業務情報システム保守等	1,803,248	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	5,062	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等（国有林野事業特別会計）に係る限度額の増額	93	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」（国有林野事業特別会計）に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等（社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	331	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	44,299	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	133,600	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	37	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	99	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		国家公務員採用試験電子計算機処理業務	57,713	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	国家公務員採用試験の電子計算機処理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
内閣府	内閣本府	事務機器借入れ等	182,765	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	585	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	726	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	720	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	49,192	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保障・税番号制度コールセンター運営事業	1,509,942	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	社会保障・税番号制度コールセンター運営事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	6,285,358	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	744	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	7,899	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		競争導入公共サービス内閣府ＬＡＮ運用管理業務	410,409	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う内閣府ＬＡＮの運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		内閣府大臣官房等移転事務室改修	507,304	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	内閣府大臣官房等の移転に伴う事務室の改修には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	264,199	平成26年度	平成26年度以降10箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		内閣本府施設整備	150,221	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	迎賓館本館の施設の整備には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う内閣本府施設整備に係る限度額の増額	3,167	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「内閣本府施設整備」に基づいて実行した迎賓館本館の施設の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		政府広報放送番組制作・放送業務	112,497	平成26年度	平成27年度	政府広報放送番組制作・放送業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う遺棄化学兵器廃棄処理設備整備に係る限度額の増額	18,899	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「遺棄化学兵器廃棄処理設備整備」に基づいて実行した遺棄化学兵器廃棄処理設備の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		景気ウォッチャー調査事業	106,820	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	景気ウォッチャー調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用実用準天頂衛星施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,466,584	平成26年度	平成30年度以降15箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用実用準天頂衛星施設維持管理運営」に基づいて実行した実用準天頂衛星施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		総合防災情報システム保守等	188,630	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	総合防災情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う中央防災無線網専用通信回線等利用に係る限度額の増額	4,620	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「中央防災無線網専用通信回線等利用」に基づいて実行した中央防災無線網の専用通信回線等の利用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		沖縄公立学校施設整備費負担	805,702	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号外）

		沖縄堰堤維持	551,880	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	福地川福地ダムほか6ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄治水事業発注者支援業務	97,120	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄堰堤公物管理補助業務	495,600	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う堰堤公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄地域連携道路事業	3,070,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	一般国道329号金武高架橋（その4）及び331号糸満高架橋（その4）の地域連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄道路整備事業発注者支援業務	735,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄道路交通円滑化事業	6,540,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	一般国道58号恩納南高架橋（その4）ほか2箇所の交通円滑化工事及び一般国道506号の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄道路維持	1,114,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	一般国道58号ほか4箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	110,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄道路修繕事業	616,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	一般国道58号修繕ほか3箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄港湾改修事業	700,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	那覇港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業発注者支援業務	393,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄国営公園整備	843,429	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	国営沖縄記念公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄国営公園維持管理業務	7,112,570	平成26年度	平成27年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国営沖縄記念公園の維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		叙勲者名簿等作成業務	3,931	平成26年度	平成27年度	叙勲者名簿等作成業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス消費動向調査事業に係る限度額の増額	5,656	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス消費動向調査事業」に基づいて実行した消費動向調査事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

	日本学術会議	消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	官民人材交流センター	競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,894	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		再就職支援業務	129,600	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	再就職支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	沖縄総合事務局	事務機器借入れ等	263,329	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	299	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	3,357	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	20,070	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		車両借入れ	10,889	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れに係る限度額の増額	229	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス普通財産管理処分等業務	48,864	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う普通財産の管理処分等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス未利用国有地管理等業務	21,594	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う未利用国有地の管理等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う情報通信設備利用に係る限度額の増額	280	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「情報通信設備利用」に基づいて実行した情報通信設備の利用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		宿舎維持管理	29,277	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う宿舎維持管理に係る限度額の増額	468	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「宿舎維持管理」に基づいて実行した宿舎の維持管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	51,429	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宮内庁	事務機器借入れ等	378,513	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	4,727	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	4,002	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	公正取引委員会	庁舎管理運営業務	659,933	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	30,570	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	2,520	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		情報通信設備利用	2,430	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	情報通信設備の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う情報通信設備利用に係る限度額の増額	1,254	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「情報通信設備利用」に基づいて実行した情報通信設備の利用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	99,290	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	705	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴うテレビ会議システム借入れ等に係る限度額の増額	237	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「テレビ会議システム借入れ等」に基づいて実行したテレビ会議に関するシステムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	191	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	1,516	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	警察庁	事務機器借入れ	40,329	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	17	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	34,155	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	369,092	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	11,329	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		庁舎管理運営業務	9,948	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察庁施設整備	3,379,806	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	近畿管区警察学校ほか7件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

		警察通信施設整備	129,555	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	警察通信施設の整備には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用警察庁施設整備等事業（平成16年度）に係る限度額の増額	2,310	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用警察庁施設整備等事業」に基づいて実行した富山県警察学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用警察庁施設整備等事業（平成18年度）に係る限度額の増額	10,763	平成26年度	平成26年度以降7箇年度以内	平成18年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用警察庁施設整備等事業」に基づいて実行した鹿児島県警察学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用警察庁施設整備等事業（平成21年度）に係る限度額の増額	33,292	平成26年度	平成26年度以降11箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用警察庁施設整備等事業」に基づいて実行した大阪府警察学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		警察用船舶建造	340,200	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	警察用船舶の建造には、多くの日数を要するため
		違法・有害情報通報受理等業務	278,154	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	違法・有害情報の通報受理等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空機購入	4,861,905	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	警察用ヘリコプター4機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		警察通信機器借入れ	2,425,512	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う警察通信機器借入れに係る限度額の増額	5,906	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「警察通信機器借入れ」に基づいて実行した警察通信機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う警察通信機器借入れ等に係る限度額の増額	46,062	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「警察通信機器借入れ等」に基づいて実行した警察通信機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		警察通信機器購入	3,899,223～	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	警察通信機器の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス警察通信関係業務に係る限度額の増額	4,308	平成26年度	平成26年度以降7箇年度以内	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス警察通信関係業務」に基づいて実行した広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	1,592	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	3,867	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		電子計算機借入れ等	13,442,419	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	251,945	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
	特定個人情報保護委員会	消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	82	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	143,326	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	金融庁	消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	535,934	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	27,921	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	31,084	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

官　報（号外）

		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等(平成25年度)に係る限度額の増額	9,807	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		人事・給与関係業務情報システムデータ移行等業務	29,261	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	人事・給与関係業務情報システムデータ移行等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う金融庁ネットワークシステム借入れ等に係る限度額の増額	29,063	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「金融庁ネットワークシステム借入れ等」に基づいて実行した金融庁ネットワークシステムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス金融庁ネットワークシステム運用管理業務に係る限度額の増額	11,061	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス金融庁ネットワークシステム運用管理業務」に基づいて実行した金融庁ネットワークシステムの運用管理業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げ等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	121,849	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げ等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う有価証券報告書等電子開示システム開発等に係る限度額の増額	20,109	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「有価証券報告書等電子開示システム開発等」に基づいて実行した有価証券報告書等電子開示システムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		金融商品取引情報インターネット巡回監視システム利用	15,151	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	金融商品取引情報インターネット巡回監視システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス国際会計基準調査分析等業務に係る限度額の増額	3,029	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス国際会計基準調査分析等業務」に基づいて実行した国際会計基準の調査分析等業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	消費者庁	消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス消費者庁ネットワークシステム運用支援業務に係る限度額の増額	46,020	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス消費者庁ネットワークシステム運用支援業務」に基づいて実行した消費者庁ネットワークシステムの運用支援業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費者庁移転事務室改修等	533,191	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	消費者庁の移転に伴う事務室の改修等には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス電子商取引モニタリング事業に係る限度額の増額	4,268	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス電子商取引モニタリング事業」に基づいて実行した電子商取引モニタリング事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
総務省	総務本省	電子計算機等借入れ	4,145	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	384	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	184	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	9,688	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		庁舎等管理運営業務	104,444	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	庁舎等の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	5,990	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	489	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	556	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴うヘリポート維持管理に係る限度額の増額	898	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「ヘリポート維持管理」に基づいて実行したヘリポートの維持管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報（号　外）

		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務(平成23年度)に係る限度額の増額	20,136	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務(平成25年度)に係る限度額の増額	9,462	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ	16,462	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	168	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ(平成25年度)に係る限度額の増額	80	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		自治大学校情報システム運用	23,084	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	自治大学校情報システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う総務省施設整備に係る限度額の増額	3,926	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「総務省施設整備」に基づいて実行した総務省第二庁舎自動火災報知器設備の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース運用	15,764	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		総務省情報ネットワーク用電子計算機借入れ等	2,526,091	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	総務省情報ネットワーク用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う総務省情報ネットワーク用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	2,845	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「総務省情報ネットワーク用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した総務省情報ネットワーク用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う総務省情報ネットワーク開発等（平成24年度）に係る限度額の増額	127,318	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「総務省情報ネットワーク開発等」に基づいて実行した総務省情報ネットワークの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う総務省情報ネットワーク開発等（平成25年度）に係る限度額の増額	14,208	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「総務省情報ネットワーク開発等」に基づいて実行した総務省情報ネットワークの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う総務省ホームページ運用に係る限度額の増額	2,596	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「総務省ホームページ運用」に基づいて実行した総務省ホームページの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		共通情報検索システム運用	142,508	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	共通情報検索システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	9,391,785	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	34,334	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度国有林野事業特別会計）に係る限度額の増額	1,893	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（国有林野事業特別会計）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	2,621	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	144,893	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	6,068	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		政府共通ネットワークシステム運用	348,843	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	政府共通ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う政府共通ネットワークシステム運用（平成24年度）に係る限度額の増額	107,775	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「政府共通ネットワークシステム運用」に基づいて実行した政府共通ネットワークシステムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府共通ネットワークシステム運用（平成25年度）に係る限度額の増額	7,236	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「政府共通ネットワークシステム運用」に基づいて実行した政府共通ネットワークシステムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府認証基盤ブリッジ認証局システム運用に係る限度額の増額	78,224	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「政府認証基盤ブリッジ認証局システム運用」に基づいて実行した政府認証基盤ブリッジ認証局システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府認証基盤政府共用認証局システム運用に係る限度額の増額	29,345	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「政府認証基盤政府共用認証局システム運用」に基づいて実行した政府認証基盤政府共用認証局システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		国家公務員身分証府省間データ交換サーバシステム運用	64,047	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	国家公務員身分証府省間データ交換サーバシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子政府総合窓口システム等運用	2,190,174	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子政府総合窓口システム等の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴うオンライン研修用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	3,546	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「オンライン研修用電子計算機等借入れ」に基づいて実行したオンライン研修用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		政府情報システム管理データベース運用	54,432	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	政府情報システム管理データベースの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム管理データベース運用に係る限度額の増額	1,158	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム管理データベース運用」に基づいて実行した政府情報システム管理データベースの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	1,090,847	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用に係る限度額の増額	4,568	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用（社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	240	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム開発等	642,388	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムの開発等には、多くの日数を要するため
		地方財政情報管理システム運用	209,090	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	地方財政情報管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等に係る限度額の増額	8,271	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等（国有林野事業特別会計）に係る限度額の増額	168	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」（国有林野事業特別会計）に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等（社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	1,359	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	20,121	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用（社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	2,750	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　(号　外)

		消費税率の引上げに伴う情報システム統一研修用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	529	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「情報システム統一研修用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した情報システム統一研修用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う社会保障・税番号制度システム開発等に係る限度額の増額	127,064	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「社会保障・税番号制度システム開発等」に基づいて実行した社会保障・税番号制度の導入による個人番号付番等のためのシステム開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電気通信行政情報システム整備	210,240	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電気通信行政情報システムの整備には、多くの日数を要するものがあるため
		電気通信行政情報システム用電子計算機等借入れ	85,377	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電気通信行政情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電気通信行政情報システム用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	698	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電気通信行政情報システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電気通信行政情報システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電波監視用車両借入れ	41,382	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電波監視用の車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電波監視用車両借入れ(平成23年度)に係る限度額の増額	958	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電波監視用車両借入れ」に基づいて実行した電波監視用の車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電波監視用車両借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	411	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電波監視用車両借入れ」に基づいて実行した電波監視用の車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電波監視用車両借入れ(平成25年度)に係る限度額の増額	864	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電波監視用車両借入れ」に基づいて実行した電波監視用の車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		総合無線局監理システム運用管理支援業務	543,241	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	総合無線局監理システムの運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		消費税率の引上げに伴う総合無線局監理システム運用（平成24年度）に係る限度額の増額	400,680	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「総合無線局監理システム運用」に基づいて実行した総合無線局監理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う総合無線局監理システム運用（平成25年度）に係る限度額の増額	38,229	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「総合無線局監理システム運用」に基づいて実行した総合無線局監理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電波監視用機器借入れに係る限度額の増額	1,017	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電波監視用機器借入れ」に基づいて実行した電波監視用の機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電波監視用機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	3,159	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電波監視用機器借入れ等」に基づいて実行した電波監視用の機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電波監視用機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	5,922	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電波監視用機器借入れ等」に基づいて実行した電波監視用の機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務所借入れ	528,184	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等を設置するための事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務所借入れに係る限度額の増額	7,818	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務所借入れ」に基づいて実行した電子計算機等を設置するための事務所の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電波監視施設整備	4,024,789	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	電波監視施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		地上デジタル放送推進総合対策事業費補助	19,283,085	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	地上デジタル放送推進総合対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		外国人恩給	年額　989	平成26年度	平成26年度以降	退職した4名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて平成26年3月以降の年金につき年額989千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
		恩給相談電話受付システム用電子計算機借入れ等	25,301	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	恩給相談電話受付システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号外）

			恩給事務総合システム運用	145,606	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	恩給事務総合システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	194	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
			消費税率の引上げに伴う統計業務基盤システム運用に係る限度額の増額	6,975	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「統計業務基盤システム運用」に基づいて実行した統計業務基盤システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			政府統計共同利用システム整備	81,200	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	政府統計共同利用システムの整備には、多くの日数を要するため
			国勢調査調査票等作成業務	1,083,038	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	国勢調査調査票等作成業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			国勢調査オンライン調査システム整備	898,548	平成26年度	平成27年度	国勢調査オンライン調査システムの整備には、多くの日数を要するものがあるため
			消費税率の引上げに伴う国勢調査オンライン調査システム整備に係る限度額の増額	10,512	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国勢調査オンライン調査システム整備」に基づいて実行した国勢調査オンライン調査システムの整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			消費税率の引上げに伴う統計地理情報システム用機器等借入れに係る限度額の増額	1,167	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「統計地理情報システム用機器等借入れ」に基づいて実行した統計地理情報システム用の機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			競争導入公共サービス科学技術研究調査事業	77,979	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う科学技術研究調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			競争導入公共サービスサービス産業動向調査事業	1,318,976	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行うサービス産業動向調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			家計消費状況調査事業	1,161,265	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	家計消費状況調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			消費税率の引上げに伴う家計消費状況調査事業に係る限度額の増額	12,510	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「家計消費状況調査事業」に基づいて実行した家計消費状況調査事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		小売物価統計調査システム運用支援業務	54,588	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	小売物価統計調査システムの運用支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う小売物価統計調査用機器借入れに係る限度額の増額	4,393	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「小売物価統計調査用機器借入れ」に基づいて実行した小売物価統計調査用の機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子情報処理システム用電子計算機等借入れ	11,997	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子情報処理システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国連アジア太平洋統計研修所情報ネットワーク用電子計算機等借入れ	54,953	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	国連アジア太平洋統計研修所情報ネットワーク用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	管区行政評価局	車両借入れ	37,855	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	422	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	450	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	304	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	165,007	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	2,124	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	3,956	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	総合通信局	消費税率の引上げに伴う車両借入れに係る限度額の増額	54	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官報（号外）

		消費税率の引上げに伴う事務所借入れに係る限度額の増額	3,723	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務所借入れ」に基づいて実行した事務所の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成15年度）に係る限度額の増額	8,411	平成26年度	平成26年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	8,262	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	公害等調整委員会	公害等調整委員会移転事務室改修	22,381	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	公害等調整委員会の移転に伴う事務室の改修には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	11,314	平成26年度	平成26年度以降10箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	消防庁	庁舎管理運営業務	7,624	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	98	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務（平成23年度）に係る限度額の増額	1,324	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務（平成25年度）に係る限度額の増額	3,403	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消防庁情報システム用電子計算機等借入れ	37,338	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	消防庁情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		消防庁情報システム開発	156,406	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	消防庁情報システムの開発には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う緊急消防援助隊動態情報システム運用に係る限度額の増額	1,580	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「緊急消防援助隊動態情報システム運用」に基づいて実行した緊急消防援助隊動態情報システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
法務省	法務本省	電話交換業務	107,530	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	電話交換業務を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		図書館等運営業務	134,723	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	国立国会図書館支部法務図書館及び法務史料展示室の運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	1,271,851	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う身分証明書発行管理用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	93	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		準備書面作成支援システム用機器借入れ	83,581	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	準備書面作成支援システム用の機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う準備書面データベース用機器借入れに係る限度額の増額	338	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「準備書面データベース用機器借入れ」に基づいて実行した準備書面データベース用の機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ	594	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	法務局通信ネットワークシステム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	98	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した法務局通信ネットワークシステム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	1,868	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した法務局通信ネットワークシステム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　（号　外）

			競争導入公共サービス法務局通信ネットワークシステム運用管理業務	20,223	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			電子計算機借入れ等	1,568,192	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	18,560	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			消費税率の引上げに伴う出入国管理システム用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	756	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「出入国管理システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した出入国管理システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			法務省施設整備	15,815,617	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	国際法務総合センター（仮称）ほか13件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
			消費税率の引上げに伴う法務省施設整備に係る限度額の増額	118,066	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「法務省施設整備」に基づいて実行した山形法務総合庁舎ほか2件の建設に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			電子計算機等借入れ	41,975	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	1,094	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	989	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			法務省ホームページ検索システム借入れ	7,532	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	法務省ホームページ検索システムの借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			司法試験総合管理システム開発	103,827	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	司法試験総合管理システムの開発には、多くの日数を要するため

	法務総合研究所	庁舎機械警備	6,164	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	213,164	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	11,880	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	132	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	検察庁	庁舎機械警備	54,645	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	1,838,787	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う身分証明書発行管理用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	270	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成16年度）に係る限度額の増額	2,467	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	8,488	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う検察総合情報管理システム用機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	15,375	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「検察総合情報管理システム用機器借入れ等」に基づいて実行した検察総合情報管理システム用の機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

官　報（号外）

		消費税率の引上げに伴う検察総合情報管理システム用機器借入れ等(平成24年度)に係る限度額の増額	23,061	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「検察総合情報管理システム用機器借入れ等」に基づいて実行した検察総合情報管理システム用の機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		検察総合情報管理システム改修	204,340	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	検察総合情報管理システムの改修には、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ等	29,298	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	12,200	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	矯正官署	競争導入公共サービス施設管理運営業務	11,295,690	平成26年度	平成26年度以降10箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う矯正施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	129,402	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成22年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う身分証明書発行管理用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う保安用機器借入れに係る限度額の増額	664	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「保安用機器借入れ」に基づいて実行した保安用機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		テレビ遠隔通信システム保守管理	43,221	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	テレビ遠隔通信システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	678,866	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成23年度)に係る限度額の増額	4,214	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	2,472	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		被収容者データ管理システム改修	399,677	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	被収容者データ管理システムの改修には、多くの日数を要するため
		矯正総合情報通信ネットワークシステム再構築管理支援業務	149,688	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	矯正総合情報通信ネットワークシステム再構築管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	7,572	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		矯正施設医療業務	263,622	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	矯正施設の医療業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		刑務所作業事務処理システム機器借入れ	42,836	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	刑務所作業事務処理システム機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営（平成17年度）に係る限度額の増額	793,980	平成26年度	平成26年度以降11箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した美祢社会復帰促進センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営（平成18年度）に係る限度額の増額	1,076,592	平成26年度	平成26年度以降12箇年度以内	平成18年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した島根あさひ社会復帰促進センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営（平成19年度）に係る限度額の増額	947,120	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	更生保護官署	庁舎機械警備	7,756	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	93,938	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号外）

		競争導入公共サービス施設管理運営業務	191,986	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う身分証明書発行管理用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	27 -	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,624	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	96,490	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事件管理システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	648	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事件管理システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した事件管理システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	11,042	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	1,252	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	法務局	事務機器借入れ	975	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	2,980	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	26,220	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	60,105	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う身分証明書発行管理用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	27	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ	500,886	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	法務局通信ネットワークシステム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ(平成23年度)に係る限度額の増額	4,802	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した法務局通信ネットワークシステム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	1,221	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した法務局通信ネットワークシステム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ(平成25年度)に係る限度額の増額	15,292	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「法務局通信ネットワークシステム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した法務局通信ネットワークシステム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス法務局通信ネットワークシステム運用管理業務	335,156	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	94,464	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	16,904	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成16年度)に係る限度額の増額	470	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成20年度)に係る限度額の増額	9,768	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

			消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度登記特別会計）に係る限度額の増額	25,016	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」（登記特別会計）に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設整備等事業に係る限度額の増額	1,205	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	平成16年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設整備等事業」に基づいて実行した苫小牧法務総合庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			消費税率の引上げに伴う登記情報システム用電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	560,993	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「登記情報システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した登記情報システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			消費税率の引上げに伴う登記情報システム用電子計算機等借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	335,264	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「登記情報システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した登記情報システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			消費税率の引上げに伴う登記情報システム用附帯設備借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	42,779	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「登記情報システム用附帯設備借入れ」に基づいて実行した登記情報システム用の附帯設備の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			消費税率の引上げに伴う登記情報システム用附帯設備借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	4,980	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「登記情報システム用附帯設備借入れ」に基づいて実行した登記情報システム用の附帯設備の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			登記情報システム運用管理支援業務	288,022	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	登記情報システムの運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			社会保障・税番号制度関係システム機器借入れ等	881,339	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	社会保障・税番号制度関係システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			消費税率の引上げに伴う社会保障・税番号制度関係システム開発に係る限度額の増額	4,584	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「社会保障・税番号制度関係システム開発」に基づいて実行した社会保障・税番号制度に関係するシステムの開発に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴うオンライン登記申請システム機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	37,754	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「オンライン登記申請システム機器借入れ等」に基づいて実行したオンライン登記申請システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴うオンライン登記申請システム機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	13,005	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「オンライン登記申請システム機器借入れ等」に基づいて実行したオンライン登記申請システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		オンライン登記申請システム運用等	202,108	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	オンライン登記申請システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴うオンライン登記申請システム運用等に係る限度額の増額	13,768	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「オンライン登記申請システム運用等」に基づいて実行したオンライン登記申請システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		オンライン登記申請システム開発	1,893,222	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	オンライン登記申請システムの開発には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う地図情報センターシステム用電子計算機等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	5,944	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地図情報センターシステム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した地図情報センターシステム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う地図情報センターシステム用電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	13,524	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地図情報センターシステム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した地図情報センターシステム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う業務代行システム機器借入れに係る限度額の増額	4,792	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「業務代行システム機器借入れ」に基づいて実行した業務代行システム機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う登記所地図情報システム用電子計算機等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	71,672	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「登記所地図情報システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した登記所地図情報システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報（号　外）

		消費税率の引上げに伴う登記所地図情報システム用電子計算機等借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	28,428	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「登記所地図情報システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した登記所地図情報システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う地図情報システム運用等に係る限度額の増額	49,694	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「地図情報システム運用等」に基づいて実行した地図情報システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		地図情報システム開発等	5,148,819	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	地図情報システムの開発等には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う登記情報提供システム用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	25,726	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「登記情報提供システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した登記情報提供システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		登記事項証明書等発行請求機借入れ	7,974	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	登記事項証明書等発行請求機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う登記事項証明書等発行請求機借入れに係る限度額の増額	231	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「登記事項証明書等発行請求機借入れ」に基づいて実行した登記事項証明書等発行請求機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		後見登記等システム機器借入れ等	912,671	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	後見登記等システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		後見登記等システム運用管理支援業務	64,378	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	後見登記等システムの運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		債権譲渡登記事項証明書交付等業務	287,529	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	債権譲渡登記事項証明書交付等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		動産譲渡登記システム機器借入れ等	104,835	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	動産譲渡登記システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う債権譲渡登記システム機器借入れ等に係る限度額の増額	18,216	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「債権譲渡登記システム機器借入れ等」に基づいて実行した債権譲渡登記システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		電子認証システム機器借入れ等	425,836	平成26年度	平成27年度以降4箇年度以内	電子認証システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子認証システム運用等	709,313	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子認証システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所備付地図作成業務	1,867,164	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	登記所備付地図作成業務の実施には、多くの日数を要するため
		車両借入れ	142,332	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	596	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	516	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業に係る限度額の増額	419,673	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業」に基づいて実行した登記事項証明書交付等事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		戸籍副本管理システム機器借入れ	16,260	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	戸籍副本管理システム機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う戸籍副本管理システム機器借入れに係る限度額の増額	27,240	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「戸籍副本管理システム機器借入れ」に基づいて実行した戸籍副本管理システム機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		供託事務処理システム機器借入れ等	506,678	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	供託事務処理システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う供託事務処理システム機器借入れ等に係る限度額の増額	45,020	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「供託事務処理システム機器借入れ等」に基づいて実行した供託事務処理システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う人権擁護委員情報管理等統合システム用機器借入れ等に係る限度額の増額	670	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「人権擁護委員情報管理等統合システム用機器借入れ等」に基づいて実行した人権擁護委員情報管理等統合システム用の機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

	地方入国管理官署	庁舎機械警備	1,132	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	7,015	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	100	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う身分証明書発行管理用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	15	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,776	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	1,692	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	2,964	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		在留カード購入	434,005	平成26年度	平成27年度	在留カードの購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う出入国管理システム用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	144,474	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「出入国管理システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した出入国管理システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		出入国管理システム用電子計算機借入れ等	5,000,284	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	出入国管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う出入国管理システム用電子計算機借入れ等(平成24年度)に係る限度額の増額	69,138	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「出入国管理システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した出入国管理システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う出入国管理システム用電子計算機借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	313,891	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「出入国管理システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した出入国管理システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス在留手続窓口業務	313,609	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う在留手続窓口業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れに係る限度額の増額	264	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス外国人在留総合インフォメーションセンター運営業務	394,908	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う外国人在留総合インフォメーションセンター運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	公安審査委員会	庁舎管理運営業務	18,355	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	公安調査庁	庁舎機械警備	3,220	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎管理運営業務	263,482	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う身分証明書発行管理用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	114	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「身分証明書発行管理用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した身分証明書発行管理用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	22	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	780	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	117,076	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	3,705	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成25年度)に係る限度額の増額	2,692	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れに係る限度額の増額	880	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	2,462,049	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等(平成23年度)に係る限度額の増額	1,514	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等(平成24年度)に係る限度額の増額	115,598	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等(平成25年度)に係る限度額の増額	120,009	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,362,540	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		日米行政官交流事業	2,466	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	日米行政官交流事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人材育成留学援助	389,728	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	中華人民共和国における人材育成留学資金に充てるための国の援助については、その留学に多くの日数を要するので、あらかじめその留学費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		車両借入れ	3,825	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

			外交政策啓発宣伝事業	6,156	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	外交政策啓発宣伝事業には、多くの日数を要するものがあるため
			平和構築人材育成事業	90,412	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平和構築人材育成事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			領事業務情報システム設置	83,421	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	領事業務情報システムの設置には、多くの日数を要するため
			看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	227,490	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			経済開発等援助	44,183,000	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助には、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 2,465,334	平成26年度	平成26年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
			物価の変動等に伴う民間資金等活用在外公館施設整備等事業に係る限度額の増額	109,461	平成26年度	平成26年度以降11箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用在外公館施設整備等事業」に基づいて実行した在外公館施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
			在外公館施設整備	3,629,619	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	在パプアニューギニア大使館公邸及び宿舎の施設の整備には、多くの日数を要するため
	財務省	財務本省	宿舎維持管理	10,368	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			事務機器借入れ等	977,156	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	198,306	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
			消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	72,520	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
			消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	14,579	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

官　報（号外）

		庁舎機械警備	38,920	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	8,361	平成26年度	平成26年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	32,572	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理（国有林野事業特別会計）に係る限度額の増額	2,762	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」（国有林野事業特別会計）に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理（社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	15,253	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う歳入金電子納付システム用電子計算機借入れに係る限度額の増額	19,286	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「歳入金電子納付システム用電子計算機借入れ」に基づいて実行した歳入金電子納付システム用の電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務所等借入れに係る限度額の増額	5,584	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務所等借入れ」に基づいて実行した事務所等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営（平成18年度）に係る限度額の増額	928	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成18年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営」に基づいて実行した公務員宿舎の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営（平成19年度）に係る限度額の増額	17,372	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営」に基づいて実行した公務員宿舎の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	12,742	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営」に基づいて実行した公務員宿舎の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営（平成21年度）に係る限度額の増額	4,610	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営」に基づいて実行した公務員宿舎の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営（平成25年度）に係る限度額の増額	3,241	平成26年度	平成27年度以降8箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営」に基づいて実行した公務員宿舎の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		公務員宿舎建設等	237,439	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	公務員宿舎の建設等には、多くの日数を要するため
		特定施設整備	2,073,724	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス未利用国有地管理等業務	2,643	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う未利用国有地の管理等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	財　務　局	事務機器借入れ等	1,310,626	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	1,415	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	62,663	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	8,015	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	947,933	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報　(号　外)

		庁舎機械警備	44,071	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備(平成23年度)に係る限度額の増額	5,150	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備(平成24年度)に係る限度額の増額	165	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	17,183	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス公認会計士試験事業	352,193	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う公認会計士試験事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス未利用国有地管理等業務	6,532,832	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う未利用国有地の管理等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス普通財産管理処分等業務	2,501,682	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う普通財産の管理処分等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		宿舎維持管理	46,042	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う宿舎維持管理(平成23年度)に係る限度額の増額	42,112	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「宿舎維持管理」に基づいて実行した宿舎の維持管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う宿舎維持管理(平成24年度)に係る限度額の増額	176	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「宿舎維持管理」に基づいて実行した宿舎の維持管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	税　関	事務機器借入れ等	2,483,012	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等(平成23年度)に係る限度額の増額	692	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	142,922	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	15,391	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	13,727	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	8,300	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		庁舎管理運営業務	822	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎等機械警備に係る限度額の増額	12	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「庁舎等機械警備」に基づいて実行した庁舎等の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		庁舎機械警備	43,360	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備（平成24年度）に係る限度額の増額	27	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備（平成25年度）に係る限度額の増額	312	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		監視取締用機器借入れ等	4,275,979	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う監視取締用機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	13,042	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「監視取締用機器借入れ等」に基づいて実行した監視取締用の機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

官報（号外）

		消費税率の引上げに伴う監視取締用機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	39,934	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「監視取締用機器借入れ等」に基づいて実行した監視取締用の機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う監視取締用機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	119,419	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「監視取締用機器借入れ等」に基づいて実行した監視取締用の機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成19年度）に係る限度額の増額	2,043	平成26年度	平成26年度以降7箇年度以内	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	2,247	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		税関監視艇建造	458,947	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	税関監視艇の建造には、多くの日数を要するものがあるため
	国税庁	事務機器借入れ等	159,374,093	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	76,019	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	63,517	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	313	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	72,256	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成21年度）に係る限度額の増額	116,161	平成26年度	平成27年度以降10箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		国税庁施設整備	2,010,393	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	国税庁施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		庁舎機械警備	101,597	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備（平成23年度）に係る限度額の増額	98	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備（平成24年度）に係る限度額の増額	3,975	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	5,507,793	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス民間給与実態統計調査業務	171,104	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う民間給与実態統計調査業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所借入れ	70,930	平成26年度	平成27年度	事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	2,465,201	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う国税総合管理システム開発等（平成23年度）に係る限度額の増額	5,956	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国税総合管理システム開発等」に基づいて実行した国税総合管理システムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う国税総合管理システム開発等（平成24年度）に係る限度額の増額	2,524	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国税総合管理システム開発等」に基づいて実行した国税総合管理システムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う国税総合管理システムオープンシステム化開発等に係る限度額の増額	52,522	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国税総合管理システムオープンシステム化開発等」に基づいて実行した国税総合管理システムの一部をオープンシステム化するための開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

官　報（号外）

		国税電子申告・納税システム開発等	6,759,103	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	国税電子申告・納税システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う国税電子申告・納税システム開発等に係る限度額の増額	29,189	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国税電子申告・納税システム開発等」に基づいて実行した国税電子申告・納税システムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務所等借入れに係る限度額の増額	994	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務所等借入れ」に基づいて実行した事務所等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
文部科学省	文部科学本省	電子入札システム整備	290,952	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	電子入札システムの整備には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	7,308	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	196	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	9,889	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げ等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	141,877	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げ等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		義務教育教科書購入	32,710,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成27年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成27年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		全国学力・学習状況調査事業	6,230,415	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	全国学力・学習状況調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う研究開発管理システム用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	17,865	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「研究開発管理システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した研究開発管理システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		科学研究費補助	7,580,490	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国立大学法人施設整備費補助	30,125,540	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国立大学法人船舶建造費補助	6,301,813	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	国立大学法人が行う実習船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地域地震情報センターデータ処理システム開発	300,798	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	地域地震情報センターデータ処理システムの開発には、多くの日数を要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助	6,206,141	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		消費税率の引上げに伴う国際熱核融合実験炉研究開発費補助に係る限度額の増額	1,168,037	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際熱核融合実験炉研究開発費補助」に基づいて実行した独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		地球観測システム研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	平成26年度	平成27年度まで1箇年度延長	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地球観測システム研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成26年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成27年度まで1箇年度延長する必要があるため
		先進的核融合研究開発費補助	176,852	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う先進的核融合研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際宇宙ステーション開発費補助	18,128,812	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助	2,087,204	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う核融合研究開発施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		消費税率の引上げに伴う独立行政法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助に係る限度額の増額	15,308	平成26年度	平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助」に基づいて実行した独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う核融合研究開発施設整備事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	1,807,406	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		南極地域観測用航空機整備	1,700,000	平成26年度	平成27年度及び平成28年度	南極地域観測用航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		南極地域観測用通信機器整備	23,085	平成26年度	平成27年度	南極地域観測用通信機器の整備には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		公立学校施設整備費負担	32,035,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	文部科学本省所轄機関	消費税率の引上げ等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	23,456	平成26年度	平成26年度以降８箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げ等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	14,130	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	文化庁	消費税率の引上げ等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	21,476	平成26年度	平成26年度以降８箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げ等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		特別史跡キトラ古墳壁画管理施設整備	375,348	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	特別史跡キトラ古墳の壁画管理施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う独立行政法人国立文化財機構施設整備費補助に係る限度額の増額	118,522	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人国立文化財機構施設整備費補助」に基づいて実行した独立行政法人国立文化財機構が行う施設整備事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	35,751	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	304,235	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	390,076	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	1,954	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	1,953	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		国民の声コールセンター等業務	287,068	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	国民の声コールセンター等業務を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,478,141	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		厚生労働本省施設整備	525,124	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	中央合同庁舎第5号館及びあへん倉庫の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う薬剤師名簿登録管理・資格確認検索システム保守等に係る限度額の増額	471	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「薬剤師名簿登録管理・資格確認検索システム保守等」に基づいて実行した薬剤師名簿登録管理・資格確認検索システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う診療ガイドライン整備等事業に係る限度額の増額	5,744	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「診療ガイドライン整備等事業」に基づいて実行した診療ガイドライン整備等事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う医療知識基盤データベース開発等に係る限度額の増額	4,768	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「医療知識基盤データベース開発等」に基づいて実行した医療知識基盤データベースの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		特定接種管理システム運用	102,060	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	特定接種管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		難病患者登録システム運用等	277,119	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	難病患者登録システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		希少疾病用医薬品等実用化促進システム開発費補助	193,460	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う希少疾病用医薬品等実用化促進システム開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		医薬品等輸出入手続オンラインシステム運用等	63,928	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	医薬品等輸出入手続オンラインシステムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴うヒト幹細胞情報データベース運用等に係る限度額の増額	5,139	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「ヒト幹細胞情報データベース運用等」に基づいて実行したヒト幹細胞情報データベースの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム運用等	421,878	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		非肥満高血圧者対策事業	40,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	非肥満高血圧者対策事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う給水装置データベース開発等に係る限度額の増額	1,104	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「給水装置データベース開発等」に基づいて実行した給水装置データベースの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		障害者職業訓練委託事業	12,232	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	障害者職業訓練委託事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		生活保護業務データシステム運用支援業務	84,368	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	生活保護業務データシステムの運用支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う遺族等年金支払システム借入れ等に係る限度額の増額	80	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「遺族等年金支払システム借入れ等」に基づいて実行した遺族等年金支払システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		戦没者遺族等援護業務システム借入れ	38,040	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	戦没者遺族等援護業務システムの借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア利用	634,117	平成26年度	平成27年度以降4箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェアの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		介護サービス業務管理体制データ管理システム運用等	35,261	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	介護サービス業務管理体制データ管理システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		介護・医療関連情報見える化推進事業	1,199,491	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	介護・医療関連情報見える化推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		開発途上国在職職業訓練指導員能力向上事業	40,334	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保障・税番号制度システム開発等	5,716,825	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	社会保障・税番号制度の導入による情報連携のためのシステム開発等には、多くの日数を要するため
	検疫所	消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	452	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	180,982	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	3,924	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	426	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
	国立ハンセン病療養所	消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	586	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	厚生労働本省試験研究機関	研究情報ネットワークシステム保守	38,230	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	研究情報ネットワークシステムの保守には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		厚生労働本省試験研究所施設整備	5,522,632	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	国立医薬品食品衛生研究所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	299,212	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	322	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

官　報　（号　外）

		消費税率の引上げに伴う厚生労働科学研究成果データベースシステム開発等に係る限度額の増額	133	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「厚生労働科学研究成果データベースシステム開発等」に基づいて実行した厚生労働科学研究成果データベースシステムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
	国立更生援護機関	事務機器借入れ	3,105	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	494	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		庁舎等解体撤去	522,093	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	庁舎等の解体撤去には、多くの日数を要するため
	地方厚生局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	154,807	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	232,003	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	2,766	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等に係る限度額の増額	52,455	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等」に基づいて実行した厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	29,504	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	3,460	平成26年度	平成26年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス診療放射線技師国家試験事業等	580,628	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う診療放射線技師の国家試験事業等の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	都道府県労働局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	62,200	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	10,896	平成26年度	平成26年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	中央労働委員会	事務機器借入れ	2,967	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	農林水産本省	電子計算機等借入れ	533,045	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れに係る限度額の増額	22,165	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	5,276	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	24,536	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,730,253	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	534	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス農林水産省行政情報システム運用管理業務に係る限度額の増額	8,592	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス農林水産省行政情報システム運用管理業務」に基づいて実行した農林水産省行政情報システムの運用管理業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		農林水産本省施設整備	220,904	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	中央合同庁舎第1号館の昇降機改修工事には、多くの日数を要するため

官　報　(号　外)

		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	60,045,799	平成26年度	平成27年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成26年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		かんがい排水事業	7,123,690	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	米沢平野二期地区水窪ダム小水力発電設備建設工事ほか12件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う環境保全型農業直接支払電算システム運用に係る限度額の増額	356	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「環境保全型農業直接支払電算システム運用」に基づいて実行した環境保全型農業直接支払電算システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		地すべり対策事業	30,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	庄内あさひ地区動態観測(その4)業務の実施には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス農林水産統計調査業務	1,055,197	平成26年度	平成26年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う農林水産統計調査業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス農林水産統計調査業務に係る限度額の増額	2,872	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス農林水産統計調査業務」に基づいて実行した農林水産統計調査業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		土地改良事業関連受託工事	207,950	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	地方公共団体等からの委託に係る米沢平野二期かんがい排水事業水窪ダム小水力発電設備建設工事ほか2件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
	農林水産本省検査指導機関	消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	454	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れに係る限度額の増額	58	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ	66,500	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		動植物探知犬調教・探知業務	52,350	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	動植物探知犬の調教・探知業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う動植物探知犬調教・探知業務に係る限度額の増額	2,160	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「動植物探知犬調教・探知業務」に基づいて実行した動植物探知犬の調教・探知業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

	農林水産技術会議	消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成23年度)に係る限度額の増額	660	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	38,888	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ	11,364	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	2	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス研究成果普及状況把握・分析調査等業務	369,990	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う研究成果の普及状況把握・分析調査等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方農政局	消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れに係る限度額の増額	3,090	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		事務機器等借入れ	1,425,213	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	8,509	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ(平成25年度)に係る限度額の増額	28,854	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	463,653	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成20年度)に係る限度額の増額	33,999	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　（号　外）

		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成21年度）に係る限度額の増額	9,792	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	北海道農政事務所	消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	132	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	133	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	3,081	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	56,361	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	林野庁	電子計算機等借入れ	459,003	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れに係る限度額の増額	322	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス一般定期健康診断等業務	43,340	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う一般定期健康診断等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う国有林野情報管理システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	12,925	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「国有林野情報管理システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した国有林野情報管理システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		国有林ネットワークシステム用電子計算機借入れ	109,716	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	国有林ネットワークシステム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所借入れ	213,918	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	電子計算機等を設置するための事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		競争導入公共サービス施設管理運営業務	36,900	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		林野庁施設整備	216,574	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	上松宿舎の整備には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス森林生態系多様性基礎調査事業	2,035,238	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う森林生態系多様性基礎調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		治山事業	1,700,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	銅山川地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス国有林間伐事業	1,999,023	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国有林の間伐事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス国有林間伐事業に係る限度額の増額	8,512	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス国有林間伐事業」に基づいて実行した国有林の間伐事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
	水産庁	消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		電子計算機等借入れ	20,348	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	163	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	208	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	1,833	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	16	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報（号外）

		消費税率の引上げに伴う車両借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	60	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		水産物供給基盤整備事業費補助	1,252,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	水産物供給基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	2,412	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	2	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ(平成25年度)に係る限度額の増額	46	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	6,173	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	2,643,225	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済産業本省施設整備	773,271	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	経済産業本省施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス計量士国家試験事業	113,706	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う計量士国家試験事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	1,569,481	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ(平成23年度)に係る限度額の増額	2,032	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	169,567	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	10,548	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務	149,196	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス調査統計システム運用管理支援業務	285,951	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う調査統計システム運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う工業標準策定システム利用に係る限度額の増額	5,736	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「工業標準策定システム利用」に基づいて実行した工業標準策定システムの利用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	486,154	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う旅費等内部管理業務共通システム運用等に係る限度額の増額	2,460	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「旅費等内部管理業務共通システム運用等」に基づいて実行した旅費等内部管理業務共通システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う旅費等内部管理業務共通システム運用等（社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	147	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「旅費等内部管理業務共通システム運用等」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した旅費等内部管理業務共通システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴うものづくり産業研究開発に係る限度額の増額	3,771	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「ものづくり産業研究開発」に基づいて実行したものづくり産業研究開発のうちナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価技術開発に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	227,490	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う商品先物市場監視強化システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	238	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「商品先物市場監視強化システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した商品先物市場監視強化システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

	経済産業局	事務機器借入れ	18,479	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	294,752	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	産業保安監督官署	競争導入公共サービス施設管理運営業務	43,184	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	中小企業庁	事務機器等借入れ	60,154	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	806	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	194	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		下請取引情報システム運用	188,159	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	下請取引情報システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税転嫁状況実態調査システム運用	163,050	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	消費税転嫁状況実態調査システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税転嫁拒否等申告システム運用	127,702	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	消費税転嫁拒否等申告システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官公需情報ポータルサイト利用	58,437	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	官公需情報ポータルサイトの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国土交通省	国土交通本省	競争導入公共サービス施設管理運営業務	905,480	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	9,980	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		庁舎管理運営業務	9,311	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁営繕に係る限度額の増額	6,165	平成26年度	平成26年度以降8箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁営繕」に基づいて実行した官庁施設の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		港湾廃棄物処理施設整備事業費補助	2,770,080	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		沿道環境改善事業	3,900,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	一般国道京都24号城陽沿道環境改善及び京都24号寺田沿道環境改善の沿道環境改善工事並びに一般国道愛知23号の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路整備事業等発注者支援業務	24,976,190	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業等発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		無電柱化推進事業	8,918,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	一般国道神奈川1号電線共同溝ほか24箇所の無電柱化推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用直轄道路営繕に係る限度額の増額	931	平成26年度	平成26年度以降7箇年度以内	平成15年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用直轄道路営繕」に基づいて実行した九段第3合同庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		国営公園整備	1,524,960	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス国営公園事業発注者支援業務	157,372	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う国営公園事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス国営公園維持管理業務	12,008,571	平成26年度	平成27年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国営昭和記念公園ほか3箇所の維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス治水事業等発注者支援業務	9,981,445	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業等発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		河川改修事業	20,296,100	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	鳴瀬川ほか20河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに利根川ほか2河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用河川関連施設整備等事業に係る限度額の増額	12,521	平成26年度	平成26年度以降11箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用河川関連施設整備等事業」に基づいて実行した佐原広域交流拠点の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス治水事業用地補償総合技術業務	318,600	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業用地補償総合技術業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		河川維持修繕	6,990,100	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	馬淵川ほか12河川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		競争導入公共サービス河川等公物管理補助業務	14,213,662	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		堰堤維持	4,623,150	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	信濃川大町ダムほか7ダムのダム管理用制御装置の製作及び北上川田瀬ダムほか14ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業	23,533,700	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	鳴瀬川鳴瀬川総合開発事業ほか5ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事並びに九頭竜川足羽川ダムの建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		河川激甚災害対策特別緊急事業	250,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	筑後川の激甚災害対策特別緊急事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		河川工作物関連応急対策事業	3,356,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	利根川ほか6河川の河川工作物関連応急対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		堰堤改良事業	583,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	利根川川俣ダム及び天竜川小渋ダムの改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		多目的ダム建設事業				
		利根川八ッ場ダム建設工事	48,370,200	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		渡川中筋川総合開発建設工事	521,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	渡川中筋川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		木曾川新丸山ダム建設工事	995,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	木曾川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		淀川天ケ瀬ダム再開発建設工事	700,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	淀川天ケ瀬ダム再開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川津軽ダム建設工事	3,197,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		庄川利賀ダム建設工事	5,870,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		雄物川成瀬ダム建設工事	44,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		豊川設楽ダム建設工事	517,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業	7,532,800	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	最上川水系ほか16水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり対策事業	1,185,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	天竜川入谷地区ほか3地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		特定緊急砂防事業	2,553,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	奈半利川水系ほか2水系の特定緊急砂防工事には、多くの日数を要するものがあるため

		海岸保全施設整備事業	1,097,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	福井港海岸及び皆生海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス海岸事業発注者支援業務	572,700	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路更新防災対策事業	9,102,000	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	一般国道愛知1号熱田伝馬橋ほか8箇所の道路更新防災対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路維持	23,403,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	高速自動車国道新潟日本海沿岸東北自動車道ほか6箇所及び一般国道東京1号ほか158箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路除雪	4,303,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	高速自動車国道新潟日本海沿岸東北自動車道ほか4箇所及び一般国道愛知1号ほか75箇所の除雪には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	6,129,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路修繕事業	31,582,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	高速自動車国道秋田日本海沿岸東北自動車道修繕ほか7箇所及び一般国道東京1号修繕ほか205箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路整備事業用地補償総合技術業務	347,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業用地補償総合技術業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路交通安全施設等整備事業	1,131,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	一般国道広島2号瀬戸自転車歩行者道（その2）ほか6箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通事故重点対策道路事業	2,673,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	一般国道滋賀1号大路三丁目交差点改良ほか4箇所の交通事故重点対策工事並びに一般国道兵庫2号及び奈良24号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾改修事業	39,438,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	川崎港ほか6港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス港湾整備事業等発注者支援業務	4,200,900	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業等発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		特定離島港湾施設整備事業	6,850,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	沖ノ鳥島及び南鳥島の特定離島港湾施設の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾改修事業費補助	527,300	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事				

官　報（号外）

			和歌山下津港整備工事	860,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	和歌山下津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
			地域連携道路事業	257,769,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	高速自動車国道福島東北中央自動車道相馬尾花沢線大笹生地区橋ほか34箇所及び一般国道新潟7号紫竹山ランプ橋ほか86箇所の地域連携推進工事並びに高速自動車国道茨城東関東自動車道水戸線及び徳島四国横断自動車道阿南四万十線並びに一般国道岡山2号ほか20箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
			地域連携道路事業費補助	13,412,950	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			道路交通円滑化事業	161,735,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	一般国道茨城6号土浦バイパス高架橋ほか50箇所の交通円滑化工事及び一般国道静岡1号ほか15箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
			道路交通円滑化事業費補助	123,750	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備に係る限度額の増額	128	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
			独立行政法人航海訓練所施設整備費補助	77,143	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	独立行政法人航海訓練所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
			競争導入公共サービス離島港湾整備事業発注者支援業務	85,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			離島かんがい排水事業	3,107,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	沖永良部地区地下ダム止水壁（7工区）建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			競争導入公共サービス北海道海岸事業発注者支援業務	7,600	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			北海道河川改修事業	4,100,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	石狩川の改修工事及びこれに附帯する工事並びに改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
			競争導入公共サービス北海道治水事業発注者支援業務	1,590,700	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		競争導入公共サービス北海道河川等公物管理補助業務	1,205,200	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道堰堤維持	1,046,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	石狩川漁川ダムのダム管理用制御装置の製作並びに常呂川鹿ノ子ダム及び留萌川留萌ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沙流川沙流川総合開発建設工事	14,565,800	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	沙流川沙流川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		石狩川幾春別川総合開発建設工事	764,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		天塩川サンルダム建設工事	13,011,300	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	天塩川サンルダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道道路更新防災対策事業	750,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	一般国道40号天塩大橋及び227号渡島中山道路の道路更新防災対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道道路整備事業発注者支援業務	2,464,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道地域連携道路事業	22,635,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	一般国道40号琴平3号橋ほか12箇所の地域連携推進工事及び一般国道278号の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道道路維持	1,769,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	一般国道5号ほか24箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道道路除雪	2,430,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	一般国道5号ほか24箇所の除雪には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道道路修繕事業	1,006,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	一般国道5号修繕ほか25箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道港湾改修事業	561,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	函館港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道港湾整備事業発注者支援業務	290,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道かんがい排水事業	2,882,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	道央用水（三期）地区千歳川第2揚水機場樋門建設工事ほか2件の工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道総合農地防災事業	510,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	空知川地区空知川頭首工第四期建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	3,399,446	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号　外）

		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	769	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	2,510	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		官庁営繕	10,917,661	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	官庁施設の営繕工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修附帯工事	794,700	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	道路管理者の負担に係る鳴瀬川ほか4河川の改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築附帯工事	5,396,177	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道京都9号共同溝ほか24箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道鳥取9号如来橋（その2）ほか6箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路維持附帯事業	4,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	民間事業者の負担に係る一般国道東京6号の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		河川改修受託工事	3,452,800	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	茨城県等からの委託に係る渡良瀬川御所沼排水樋管ほか9箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業受託工事	1,436,000	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	滋賀県等からの委託に係る淀川大戸川ダムほか5ダムの県道大津信楽線改良工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業受託工事	73,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	高山市からの委託に係る市道村上田頃家線の道路の改良工事には、多くの日数を要するため
		道路改築受託工事	3,857,786	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道茨城468号坂東常総高架橋ほか13箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路維持受託事業	985,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道埼玉298号ほか9箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	572,350	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	横浜市等からの委託に係る横浜港等の臨港交通施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	国土技術政策総合研究所	消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	6,150	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務（社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	763	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	38,361	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	82	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	92	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
	国土地理院	競争導入公共サービス施設管理運営業務	16,369	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	3,878	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		国土地理院施設整備	311,134	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	国土地理院施設の整備には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う測量機器借入れに係る限度額の増額	1,404	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「測量機器借入れ」に基づいて実行した測量機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	583,372	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	205	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う情報通信設備利用に係る限度額の増額	313	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「情報通信設備利用」に基づいて実行した情報通信設備の利用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　(号　外)

	海難審判所	事務機器借入れ等	5,149	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方整備局	庁舎機械警備	713,334	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備(平成23年度)に係る限度額の増額	64	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備(平成23年度社会資本整備事業特別会計)に係る限度額の増額	1,617	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎機械警備」(社会資本整備事業特別会計)に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備(平成24年度)に係る限度額の増額	80	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎機械警備」に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う庁舎機械警備(平成24年度社会資本整備事業特別会計)に係る限度額の増額	3,278	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「庁舎機械警備」(社会資本整備事業特別会計)に基づいて実行した庁舎の機械警備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	807,918	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成15年度)に係る限度額の増額	224	平成26年度	平成26年度以降7箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成20年度)に係る限度額の増額	945	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営(平成21年度)に係る限度額の増額	1,593	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	12,364,596	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	3,598	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	47,899	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	5,786	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度社会資本整備事業特別会計）に係る限度額の増額	75,753	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」（社会資本整備事業特別会計）に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	2,041,700	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用直轄道路営繕に係る限度額の増額	5,769	平成26年度	平成26年度以降７箇年度以内	平成15年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用直轄道路営繕」に基づいて実行した九段第３合同庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	北海道開発局	事務機器借入れ等	2,286,815	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	11,208	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	23,384	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		庁舎機械警備	54,705	平成26年度	平成26年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号外）

	地方運輸局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	153,926	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	224	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	464,081	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方航空局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	14,396	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	332	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	気象庁	競争導入公共サービス施設管理運営業務	150,969	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	3,033	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成21年度）に係る限度額の増額	78,539	平成26年度	平成28年度以降9箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	4,146,621	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	3,259	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	20,850	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		予報作業支援システム開発	301,057	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	予報作業支援システムの開発には、多くの日数を要するため

		地震津波監視システム開発等	1,118,120	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	地震津波監視システムの開発等には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用静止気象衛星施設維持管理運営に係る限度額の増額	762,942	平成26年度	平成27年度以降15箇年度以内	平成22年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用静止気象衛星施設維持管理運営」に基づいて実行した静止気象衛星施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		静止気象衛星製作等	4,409,843	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	静止気象衛星の製作等には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う静止気象衛星打上げに係る限度額の増額	10,523	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「静止気象衛星打上げ」に基づいて実行した静止気象衛星の打上げに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	運輸安全委員会	事務機器借入れ等	5,097	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	海上保安庁	教育訓練用器材借入れ等	193,261	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		車両借入れ	19,440	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う車両借入れに係る限度額の増額	516	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「車両借入れ」に基づいて実行した車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		公務員宿舎建設等	1,058,029	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	公務員宿舎の建設等には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	255	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	1,791,740	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	5,256	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　（号　外）

		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	1,272	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	92,228	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		大型巡視船整備	4,235,031	平成26年度	平成27年度	ヘリコプター搭載型巡視船2隻の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		航空機用監視装置用部品購入	73,288	平成26年度	平成27年度	航空機用監視装置用部品の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		分析機器借入れ等	96,395	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	分析機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う分析機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	780	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「分析機器借入れ等」に基づいて実行した分析機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う分析機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	1,041	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「分析機器借入れ等」に基づいて実行した分析機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		海上保安庁海洋情報部移転事務室改修	899,831	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	海上保安庁海洋情報部の移転に伴う事務室の改修には、多くの日数を要するため
		弾薬購入	134,439	平成26年度	平成27年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う航空機購入に係る限度額の増額	42,561	平成26年度	平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した警備救難用ヘリコプター4機の購入に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う大型巡視船建造に係る限度額の増額	202,117	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「大型巡視船建造」に基づいて実行した1,000トン型巡視船6隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		中型巡視船代船建造	14,732,617	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	500トン型巡視船4隻の代船建造には、多くの日数を要するため
環境省	環境本省	競争導入公共サービス施設管理運営業務	373,049	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	20,880	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れに係る限度額の増額	168	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		不発弾陸上処理	1,219,602	平成26年度	平成28年度及び平成29年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う不発弾陸上処理に係る限度額の増額	34,626	平成26年度	平成27年度及び平成28年度	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「不発弾陸上処理」に基づいて実行した「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴うオゾン計測機器借入れ等に係る限度額の増額	438	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「オゾン計測機器借入れ等」に基づいて実行したオゾン計測機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う大気汚染物質広域監視システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	437	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「大気汚染物質広域監視システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した大気汚染物質広域監視システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う花粉観測システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	289	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「花粉観測システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した花粉観測システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う酸性雨測定網監視システム借入れ等に係る限度額の増額	376	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「酸性雨測定網監視システム借入れ等」に基づいて実行した酸性雨測定網監視システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システム借入れ等(平成23年度)に係る限度額の増額	26	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システム借入れ等」に基づいて実行した特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システム借入れ等(平成24年度)に係る限度額の増額	236	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システム借入れ等」に基づいて実行した特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う水質関連システム借入れ等に係る限度額の増額	968	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「水質関連システム借入れ等」に基づいて実行した水質関連システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス水質汚濁物質排出実態等総合調査事業に係る限度額の増額	746	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「競争導入公共サービス水質汚濁物質排出実態等総合調査事業」に基づいて実行した水質汚濁物質排出実態等総合調査事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス土壌汚染調査技術管理者試験監督等業務	184,665	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う土壌汚染調査技術管理者試験監督等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う産業廃棄物行政情報システム借入れ等に係る限度額の増額	140	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「産業廃棄物行政情報システム借入れ等」に基づいて実行した産業廃棄物行政情報システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う放射能濃度確認済廃棄物管理システム借入れ等に係る限度額の増額	59	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「放射能濃度確認済廃棄物管理システム借入れ等」に基づいて実行した放射能濃度確認済廃棄物管理システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う廃棄物等輸出入管理システム借入れ等に係る限度額の増額	452	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「廃棄物等輸出入管理システム借入れ等」に基づいて実行した廃棄物等輸出入管理システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う生物多様性情報システム借入れ等に係る限度額の増額	2,640	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「生物多様性情報システム借入れ等」に基づいて実行した生物多様性情報システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う国立公園業務管理システム借入れ等に係る限度額の増額	332	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国立公園業務管理システム借入れ等」に基づいて実行した国立公園業務管理システムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス国立公園運営管理業務	186,945	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う日光国立公園の那須平成の森の運営管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う外来生物飼養等情報データベースシステム借入れ等に係る限度額の増額	669	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「外来生物飼養等情報データベースシステム借入れ等」に基づいて実行した外来生物飼養等情報データベースシステムの借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		環境本省施設整備	113,321	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	中央合同庁舎第４号館及び第５号館の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	380,160	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	7,298	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	31,532	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	10,122	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子申請システム開発等に係る限度額の増額	3,069	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子申請システム開発等」に基づいて実行した電子申請システムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		競争導入公共サービス環境保全普及推進事業	39,011	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う環境保全普及推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方環境事務所	事務機器等借入れ	88,085	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れに係る限度額の増額	132	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,721	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	原子力規制委員会	消費税率の引上げに伴う原子力安全情報基盤システム運用等に係る限度額の増額	13,108	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「原子力安全情報基盤システム運用等」に基づいて実行した原子力安全情報基盤システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	99,419	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	2,879	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		放射能調査研究機器整備	40,798	平成26年度	平成27年度及び平成28年度	放射能調査研究機器の整備には、多くの日数を要するため
		放射能調査艇代船建造	448,924	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	放射能調査艇の代船建造には、多くの日数を要するため
防衛省	防衛本省	庁舎管理運営業務	9,021	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	9,775,551	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	11,279,107	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	182,649	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	166,350	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス硫黄島航空基地給食業務	216,864	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う硫黄島航空基地の給食業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	4,933	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		武器購入	167,759,754	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	武器のうち装甲車、地対艦誘導弾、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		通信機器購入	99,069,560	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		車両購入	15,014,107	平成26年度	平成27年度及び平成28年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産に多くの日数を要するため
		弾薬購入	126,161,454	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸器材購入	64,465,066	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	諸器材のうち早期警戒管制機E―767用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		武器車両等整備	354,045,131	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う武器車両等整備（平成23年度）に係る限度額の増額	248,554	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器車両等整備」に基づいて実行した武器、車両等の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う武器車両等整備（平成24年度）に係る限度額の増額	433,953	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器車両等整備」に基づいて実行した武器、車両等の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用通信衛星整備等事業に係る限度額の増額	825,671	平成26年度	平成27年度以降16箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用通信衛星整備等事業」に基づいて実行した通信衛星の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官報（号外）

		航空機購入	398,952,946	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	戦闘機Ｆ―35Ａ等20機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機整備	314,945,639	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う航空機整備（平成23年度）に係る限度額の増額	608	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機整備」に基づいて実行した航空機の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う航空機整備（平成24年度）に係る限度額の増額	52,237	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機整備」に基づいて実行した航空機の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		艦船建造	75,152,735	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	掃海艦等10隻の建造には、多くの日数を要するため
		艦船整備	62,969,139	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	艦船の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		研究開発	105,805,951	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	研究開発のうち将来戦闘機用エンジン構成品等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス退職予定自衛官進路相談等業務	304,878	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う退職予定自衛官の進路相談等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う教育訓練用器材購入等（平成23年度）に係る限度額の増額	12,149	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「教育訓練用器材購入等」に基づいて実行した指揮所訓練統裁支援システム等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う教育訓練用器材購入等（平成24年度）に係る限度額の増額	2,468	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「教育訓練用器材購入等」に基づいて実行した航空教育用支援システム等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		教育訓練用器材購入	36,174,433	平成26年度	平成27年度以降4箇年度以内	教育訓練用器材のうち交戦訓練装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		教育訓練用器材借入れ等	19,979,151	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち海上防衛図上演習器材等の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		施設整備	92,191,927	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	姫路弾薬庫ほか97箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公務員宿舎建設等	5,491,035	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	公務員宿舎の建設等には、多くの日数を要するものがあるため

		競争導入公共サービス住宅防音事業関連事務手続補助業務	485,790	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う住宅防音事業関連事務手続補助業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		障害防止対策施設整備	2,660,870	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	東富士演習場ほか4箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策事業費補助	5,129,279	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	4,522,335	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	11,513,309	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	3,854,660	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		提供施設整備	115,232,860	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	岩国飛行場ほか22箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		提供施設移設整備	3,524,865	平成26年度	平成27年度及び平成28年度	根岸住宅地区ほか9箇所の施設の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	地方防衛局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	477,664	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,047,039	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	10,682	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	10,602	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

平成二十六年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図るため編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して三・二パーセント増の七十二兆六千百二十一億円であり、また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を一兆六千十億円下回る四十一兆二千五百億円で、公債依存度は四十三・〇パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	五〇、〇〇一、〇〇〇百万円
	生産性向上設備投資促進税制の創設、中小企業投資促進税制の拡充、研究開発税制の拡充、所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の一年前倒し廃止、交際費課税の緩和、給与所得控除の見直し、地方法人課税の偏在是正のための取組、車体課税の見直しなど、所要の措置を講ずることとしている。	
2	官業益金及官業収入	四五、三九七百万円
3	政府資産整理収入	三三二、八二四百万円
4	雑収入	四、二四七、七二二百万円
5	公債金	四一、二五〇、〇〇〇百万円
(1)	公債金	六、〇〇二、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	三五、二四八、〇〇〇百万円
6	前年度剰余金受入	五、三六〇百万円
	計	九五、八八二、三〇三百万円

歳出

1	社会保障関係費	三〇、五一七、五一五百万円
(1)	年金医療介護保険給付費	二二、五五五、六五七百万円
(2)	生活保護費	二、九二二、一六七百万円
(3)	社会福祉費	四、四四八、〇一八百万円
(4)	保健衛生対策費	四〇九、二七七百万円
(5)	雇用労災対策費	一八二、三九六百万円

高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保する。その際、消費税増収分を活用した社会保障の充実・安定化を図ることとしている。具体的には、国分の消費税収の使途が高齢者三経費（基礎年金、老人医療、介護）から社会保障四経費（年金、医療、介護、少子化対策）に拡大されることにあわせ、「待機児童解消加速化プラン」による保有の受け皿の拡大や病床機能の分化・連携等のための新たな財政支援制度の創設、難病の対象疾患の拡充などを実施することとしている。あわせて、基礎年金国庫負担割合の二分の一への引上げを恒久化するとともに、消費税率引上げに伴って生じる社会保障四経費の増加について、医療機関、介護事業者等への課税仕入れにかかるコスト増への対応を適切に行うこととしている。これらの結果、前年度当初予算額に対して一兆三千九百五十一億円増となっている。

2	文教及び科学振興費	五、四四二、一二七百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	一、五三二、一八三百万円
(2)	科学技術振興費	一、三三七、二二三百万円
(3)	文教施設費	七三、三四四百万円
(4)	教育振興助成費	二、三九一、六六〇百万円
(5)	育英事業費	一〇七、七一七百万円

基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、省庁間の連携強化のための取組や、国際競争力強化のための研究開発等に重点化を図ることとしている。

3	国債費	二三、二七〇、一五五百万円
4	恩給関係費	四四四、二八八百万円
(1)	文官等恩給費	一四、一九三百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	四〇八、三一八百万円
(3)	恩給支給事務費	一、四七〇百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	二〇、三〇八百万円
5	地方交付税交付金	一六、〇二三、二四五百万円

所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額十二兆二千百九十一億円から、平成十九年度及び二十年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）に基づき平成二十六年度分の交付税の総額から減額することとされている額三千百四十五億円を控除し、特例加算額等四兆千百八十六億円を加えた額を計上している。

6　地方特例交付金　一一九、一八八百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第十七号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7　防衛関係費　四、八八四、七九四百万円

平成二十五年十二月十七日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）について」等を踏まえ、警戒監視能力の強化、島嶼部攻撃への対応の強化等を図る観点から、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底することとしている。

8　公共事業関係費　五、九六八、四九五百万円

(1)　治山治水対策事業費　八四二、一六二百万円
(2)　道路整備事業費　一、三二二、八一八百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　四二〇、七四九百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　五四八、五五八百万円
(5)　公園水道廃棄物処理等施設整備費　一二一、〇七八百万円
(6)　農林水産基盤整備事業費　五七三、〇一一百万円
(7)　社会資本総合整備事業費　一、九九六、四一九百万円
(8)　推進費等　七〇、六二一百万円
(9)　災害復旧等事業費　七三、〇七九百万円

東日本大震災からの復興加速を図るため、復興のための施策を着実に推進するほか、引き続き、投資の重点化・効率化を図りつつ、国民の命と暮らしを守るインフラ老朽化対策や南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策などの課題に対応するため、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしている。

なお、社会資本整備事業特別会計の廃止・一般会計への統合に伴う影響額は六千百六十七億円となっている。

9　経済協力費　五〇九、七八〇百万円

ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10　中小企業対策費　一八五、二八四百万円

ものづくり技術の研究開発等への支援を充実させるほか、中小企業の資金繰り対策や消費税転嫁対策等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　九六四、二〇五百万円

平成二十六年四月からの「地球温暖化対策のための税」の税率引上げ分を活用して、再生可能エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策等に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12　食料安定供給関係費　一、〇五〇、六六六百万円

農林水産業の競争力強化を推進する観点から、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成二十五年十二月十日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を着実に実施するため、経営所得安定対策を見直すとともに、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約の加速化、六次産業化や輸出拡大の推進等を図ることとしている。

13　その他の事項経費　六、一五二、五六一百万円
14　予備費　三五〇、〇〇〇百万円
計　九五、八八二、三〇三百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、みんなの党、日本共産党及び生活の党から、それぞれ、「平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算及び平成二十六年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出され、また、日本維新の会及び結いの党の共同提案により、平成二十六年度一般会計予算に対する修正案が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十六年二月二十八日

予算委員長　二階　俊博

衆議院議長　伊吹　文明殿

平成二十六年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成二十六年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成26年度特別会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成26年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	森林保険
	国有林野事業債務管理
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成26年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成26年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　自動車安全特別会計空港整備勘定において、「財政法」第15条第2項の規定により平成26年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、2,000,000千円とする。

（借入金等の限度額）

第7条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第2項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額
交付税及び譲与税配付金	33,117,295,408千円
財政投融資	特定国有財産整備勘定　22,780,000
食料安定供給	国営土地改良事業勘定　2,900,000
国有林野事業債務管理	297,900,000

2　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」の規定による借入金及び証券の限度額は、1,601,900,000千円とする。

3　エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」の規定による借入金及び証券の限度額は、8,822,700,000千円とする。

4　食料安定供給特別会計食糧管理勘定における「特別会計に関する法律」第136条第1項の規定による証券の限度額は、420,260,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第8条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第2項及び第83条第2項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額	
交付税及び譲与税配付金		33,117,295,408千円
国債整理基金		10,000,000,000
外国為替資金		195,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	1,585,800,000
	原子力損害賠償支援勘定	890,400,000
年金	健康勘定	1,491,105,502
食料安定供給	食糧管理勘定	420,260,000

国有林野事業債務管理		98,600,000
貿易再保険		3,700,000
自動車安全	空港整備勘定	10,000,000
東日本大震災復興		3,000,000,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第９条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条第１項の規定により平成26年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、25,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第10条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定により平成26年度において公債を発行することができる限度額は、16,000,000,000千円とする。ただし、第20条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるものがある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成25年１月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第11条　「特別会計に関する法律」の規定により、電源立地対策に充てるため平成26年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の138を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る平成25年度の決算上の剰余金見込額（平成24年度の決算上の剰余金から、平成25年度への繰越金及び平成25年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）、周辺地域整備資金からの受入額及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」の規定により、電源利用対策に充てるため平成26年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の169を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る平成25年度の決算上の剰余金見込額（平成24年度の決算上の剰余金から、平成25年度への繰越金並びに平成25年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額及び平成25年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

3　「特別会計に関する法律」の規定により、原子力安全規制対策に充てるため平成26年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の68を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の原子力安全規制対策に要する費用と原子力安全規制対策に係る平成25年度の決算上の剰余金見込額（平成24年度の決算上の剰余金から、平成25年度への繰越金及び平成25年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第12条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により平成26年度において当該各特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	繰入	額
外国為替資金		1,585,193,815千円
財政投融資	投資勘定	11,667
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	34,937,184

2　「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第34条第２項の規定により平成26年度において食料安定供給特別会計漁船再保険勘定から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、32,828,971千円とする。

（東日本大震災復興特別会計における公債発行の限度額）

第13条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第４項の規定により平成26年度において公債を発行することができる限度額は、2,139,300,000千円とする。

2　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第14条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
国債整理基金	配当金収入	東日本大震災復興配当金収入
	運用収入	東日本大震災復興運用収入
	雑収入	東日本大震災復興雑収入
東日本大震災復興	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
	災害等廃棄物処理事業費負担金収入	災害等廃棄物処理事業費負担金収入
	附帯工事費負担金収入	附帯工事費負担金収入
	雑収入	特別会計整理収入
		貸付金等回収金収入
		雑納付金
		雑収入

２　前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（復興費用の範囲）

第15条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第５項の規定による復興費用の範囲は、「甲号歳入歳出予算」における東日本大震災復興特別会計の歳出（復興債費（復興債償還費用に限る。）を除く。）に掲げるとおりとする。

（日本電信電話株式会社の株式の処分限度数）

第16条　「日本電信電話株式会社等に関する法律」第７条の規定により、財政投融資特別会計投資勘定において平成26年度に処分することができる日本電信電話株式会社の株式の限度数を平成25年度中に日本電信電話株式会社の株式を処分した数が平成25年度特別会計補正予算（特第１号）の予算総則第８条に定める限度数に達しなかった場合のその残余の株式の数とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（特別資金援助に係る国債発行の限度額）

第17条　「原子力損害賠償支援機構法」の規定により原子力損害賠償支援機構が特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いるために発行することができる国債の金額の限度は、4,000,000,000千円とする。ただし、「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律」の施行により原子力損害賠償支援機構が原子力損害賠償・廃炉等支援機構（仮称）となった場合には、「「原子力損害賠償支援機構法」」とあるのは「「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（仮称）」と、「原子力損害賠償支援機構」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構（仮称）」とそれぞれ読み替えるものとする。

（利子補給契約の限度額）

第18条　次の表の左欄に掲げる特別会計の中欄に掲げる利子補給契約の金額の限度は、平成26年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	区分	限度額
東日本大震災復興	「農業経営基盤強化促進法」附則第14項の規定により読み替えられた同法第14条の９第３項の規定による金額の限度	平成26年度以降18箇年度間を通ずる利子補給金の総額　21,697千円
	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第117条第２項の規定により読み替えられた「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	平成26年度以降30箇年度間を通ずる利子補給金の総額　247,958
	「東日本大震災復興特別区域法」第44条第２項の規定による金額の限度	平成26年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　6,929,000

（再保険契約の限度額）

第19条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成26年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額	
地震再保険	「地震保険に関する法律」第３条第３項	１回の地震等により支払うべき再保険金の総額	6,738,600,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額	
		普通輸出保険	21,410,000,000千円
		輸出代金保険	21,140,000,000
		普通貿易保険	42,500,000,000
		出資外国法人等貿易保険	850,000,000

		貿易代金貸付保険	2,000,000,000
		為替変動保険	60,000,000
		輸出手形保険	1,770,000,000
		輸出保証保険	170,000,000
		前払輸入保険	100,000,000
		仲介貿易保険	1,950,000,000
		海外投資保険	2,340,000,000
		海外事業資金貸付保険	11,630,000,000
		独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額	1,310,000,000

（財政融資資金の長期運用予定額）

第20条　平成26年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1　エネルギー対策特別会計	16,100,000千円
2　食料安定供給特別会計	2,900,000
（政府関係機関）	
3　沖縄振興開発金融公庫	82,500,000
4　株式会社日本政策金融公庫	4,906,000,000
5　株式会社国際協力銀行	300,000,000
6　独立行政法人国際協力機構	422,000,000
（独立行政法人等）	
7　日本私立学校振興・共済事業団	36,700,000
8　独立行政法人森林総合研究所	6,400,000
9　独立行政法人福祉医療機構	398,600,000
10　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	55,700,000
11　独立行政法人水資源機構	7,900,000
12　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,400,000
13　独立行政法人日本学生支援機構	859,600,000
14　独立行政法人国立大学財務・経営センター	56,100,000
15　独立行政法人国立病院機構	33,600,000
16　独立行政法人都市再生機構	556,100,000
17　独立行政法人地域医療機能推進機構	31,900,000
18　独立行政法人住宅金融支援機構	228,000,000
19　独立行政法人国立がん研究センター	1,900,000
20　独立行政法人国立国際医療研究センター	3,200,000
21　株式会社日本政策投資銀行	300,000,000
（地方公共団体）	
22　地方公共団体	3,453,000,000

2　前項第６号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第３号から第22号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第21条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1　交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入の増加
2　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加
3　国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加

	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	17,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
	株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
４　財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第20条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第10条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第20条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、第10条第１項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）の発行に係る本邦通貨による収入額が第10条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第10条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第10条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
	投資勘定における株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
	特定国有財産整備勘定における借入金の繰上償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	国有財産処分収入の増加
５　労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
６　年金	国民年金勘定における特別障害給付金給付又は福祉年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
	国民年金勘定における国民年金給付又は厚生年金勘定における保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
７　食料安定供給	食糧管理勘定における2,778千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による食糧買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による食糧売払代の収入の増加
	農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における再保険金又は保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
８　国有林野事業債務管理	借入金の利子に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	借入金の利子に充てるための一般会計からの受入金の増加

9　特　　許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
10　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加
	空港整備勘定における事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加
	空港整備勘定における「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第２条第１項第１号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金の繰上償還に伴う償還金に相当する金額の一般会計への繰入れに必要な経費の不足	当該貸付金の繰上償還による償還金収入の増加

2　第２条の規定によるもののほか、前項第７号及び第10号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が災害対策等緊急事業推進費及び北海道特定特別総合開発事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等）

第22条　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における所管及び組織の区分によることができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第23条　東日本大震災復興特別会計において、次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所　　管	組　　織	項
内　閣　府	内　閣　本　府	沖縄教育振興事業費
復　興　庁	復　興　庁	東日本大震災復興推進費、原子力災害復興再生支援事業費、東日本大震災復興推進調整費、内閣共通費、総務省共通費、法務省共通費、文部科学省共通費、厚生労働省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、治安復興政策費、治安復興事業費、金融機能安定・円滑化復興政策費、消費生活復興政策費、生活基盤行政復興政策費、生活基盤行政復興事業費、法務行政復興政策費、法務行政復興事業費、東日本大震災復興日本司法支援センター運営費、財務行政復興事業費、教育・科学技術等復興政策費、教育・科学技術等復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人国立高等専門学校機構運営費、東日本大震災復興国立大学法人施設整備費、東日本大震災復興国立大学法人運営費、東日本大震災復興独立行政法人科学技術振興機構運営費、東日本大震災復興独立行政法人放射線医学総合研究所運営費、東日本大震災復興独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、農林水産業復興政策費、農林水産業復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人水産総合研究センター運営費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人産業技術総合研究所運営費、東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費、住宅・地域公共交通等復興政策費、環境保全復興政策費、環境保全復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人国立環境研究所運営費、防衛復興政策費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興附帯工事費、東日本大震

		災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費、東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費、東日本大震災災害復旧等事業費、東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費、東日本大震災復興山林施設災害復旧事業工事諸費、東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費
国土交通省	国土交通本省	離島振興事業費、北海道開発事業費

（予算の移用）

第24条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表から第４表までに掲げる各特別会計の各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
外国為替資金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、原子力安全規制対策費、事務取扱費、諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、就職支援法事業費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入、諸支出金の各項
年金	基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子どものための金銭の給付	各項
	業務	業務取扱費、社会保険オンラインシステム費、日本年金機構運営費の各項
食料安定供給	食糧管理	食糧買入費と食糧管理費
	国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
自動車安全	保障	保障費、再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	空港整備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
特許	事務取扱費と施設整備費

第４表　東日本大震災復興特別会計における一部の項の間の移用

特別会計	所管	組織	移用することができる項
東日本大震災復興	復興庁	復興庁	イ　東日本大震災復興事業費と東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費及び東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費の各項
			ロ　東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費及び東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費の各項

（俸給予算等の制限）

第25条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予算計算書に掲げる各特別会計の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	他会計より受入		16,784,603,862	地方交付税交付金	16,322,990,497
			一般会計より受入	16,212,271,647	地方特例交付金	119,188,000
			東日本大震災復興特別会計より受入	572,332,215	交通安全対策特別交付金	64,475,208
		租税		2,763,900,000	地方譲与税譲与金	2,756,403,348
			地方法人税	300,000	事務取扱費	248,229
			地方揮発油税	272,400,000	諸支出金	509,941
			石油ガス税	10,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	33,490,195,408
			自動車重量税	265,600,000	予備費	2,600,000
			航空機燃料税	15,000,000		
			特別とん税	12,500,000		
			地方法人特別税	2,188,100,000		
		借入金		33,117,295,408		
			借入金	33,117,295,408		
		雑収入		8,421		
			雑収入	8,421		
		前年度剰余金受入		1,444,148,296		
			前年度剰余金受入	1,444,148,296		
		合計		54,109,955,987	合計	52,756,610,631

官　報（号外）

財務省	地震再保険	再保険料収入		108,180,215	再保険費	129,379,943
			再保険料収入	108,180,215	事務取扱費	66,918
		雑収入		21,267,146	予備費	500
			雑収入	21,267,146		
		合計		129,447,361	合計	129,447,361
	国債整理基金	他会計より受入		91,345,458,565	国債整理支出	212,328,810,590
			他会計より受入	91,253,390,032	復興債整理支出	1,757,277,609
			東日本大震災復興他会計より受入	92,068,533		
		租税		142,600,000		
			たばこ特別税	142,600,000		
		公債金		94,149,520,381		
			公債金	92,636,654,152		
			復興借換公債金	1,512,866,229		
		資産処分収入		130,738,493		
			東日本大震災復興株式売払収入	130,738,493		
		配当金収入		29,102,863		
			配当金収入	22,896,000		
			東日本大震災復興配当金収入	6,206,863		
		運用収入		169,259,151		
			運用収入	154,430,066		
			東日本大震災復興運用収入	14,829,085		
		雑収入		119,408,746		
			雑収入	118,840,340		
			東日本大震災復興雑収入	568,406		
		前年度剰余金受入		28,000,000,000		
			前年度剰余金受入	28,000,000,000		
		合計		214,086,088,199	合計	214,086,088,199
	外国為替資金	外国為替等売買差益		130,000,000	事務取扱費	1,126,740
			外国為替等売買差益	130,000,000	諸支出金	71,677,430
		運用収入		2,293,909,311	融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1,165
			運用収入	2,293,909,311	国債整理基金特別会計へ繰入	1,262,435,972
		雑収入		1,050,110	予備費	300,000,000
			雑収入	1,050,110		
		合計		2,424,959,421	合計	1,635,241,307

財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入		2,301,803,965	財政融資資金へ繰入	16,600,000,000
			運用利殖金収入	2,301,803,965	事務取扱費	5,509,629
		公債金		16,000,000,000	諸支出金	598,342,933
			公債金	16,000,000,000	公債等事務取扱費一般会計へ繰入	69,248
		財政融資資金より受入		19,705,379,640	国債整理基金特別会計へ繰入	20,742,852,343
			財政融資資金より受入	19,705,379,640	予備費	60,000
		信託受益権等譲渡収入		200,000,000		
			信託受益権等譲渡収入	200,000,000		
		雑収入		26,235,033		
			雑収入	26,235,033		
		合計		38,233,418,638	合計	37,946,834,153
	投資勘定	運用収入		126,900,035	産業投資支出	317,200,000
			償還金収入	122,260	事務取扱費	122,460
			利子収入	63,701	国債整理基金特別会計へ繰入	102
			納付金	8,985,936	予備費	100,000
			配当金収入	117,566,904		
			出資回収金収入	161,234		
		資産処分収入		102,172,297		
			株式売払収入	102,172,297		
		雑収入		295,990		
			雑収入	295,990		
		前年度剰余金受入		88,054,240		
			前年度剰余金受入	88,054,240		
		合計		317,422,562	合計	317,422,562
	特定国有財産整備勘定	国有財産処分収入		11,213,686	特定国有財産整備費	45,456,787
			国有財産売払収入	11,213,686	事務取扱費	4,501,371
		借入金		22,780,000	国債整理基金特別会計へ繰入	182,240
			借入金	22,780,000	予備費	10,000
		雑収入		175,431		
			雑収入	175,431		
		前年度剰余金受入		15,981,281		
			前年度剰余金受入	15,981,281		
		合計		50,150,398	合計	50,150,398

官　報（号外）

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		575,400,000	燃料安定供給対策費	329,916,945
			一般会計より受入	575,400,000	エネルギー需給構造高度化対策費	346,729,563
		石油証券及借入金収入		1,601,900,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	47,190,000
			石油証券及借入金収入	1,601,900,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	16,475,968
		備蓄石油売払代		60,117,593	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	135,238,579
			備蓄石油売払代	60,117,593	事務取扱費	1,939,554
		雑収入		3,740,363	諸支出金	200
			雑収入	3,740,363	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	11
		前年度剰余金受入		188,673,997	国債整理基金特別会計へ繰入	1,551,331,133
			前年度剰余金受入	188,673,997	予備費	1,010,000
		合計		2,429,831,953	合計	2,429,831,953
	電源開発促進勘定	他会計より受入		312,169,000	電源立地対策費	185,710,562
			電源立地対策財源一般会計より受入	149,156,000	電源利用対策費	20,219,119
			電源利用対策財源一般会計より受入	107,743,178	原子力安全規制対策費	35,866,652
			原子力安全規制対策財源一般会計より受入	55,269,822	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	92,022,278
		周辺地域整備資金より受入		20,074,877	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	3,531,430
			周辺地域整備資金より受入	20,074,877	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	314,857
		雑収入		1,898,086	事務取扱費	25,285,434
			雑収入	1,898,086	諸支出金	517
		前年度剰余金受入		29,418,886	予備費	610,000
			前年度剰余金受入	29,418,886		
		合計		363,560,849	合計	363,560,849
	原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償支援資金より受入		6,791,158	事務取扱費	1,782
			原子力損害賠償支援資金より受入	6,791,158	原子力損害賠償支援資金へ繰入	22,500,000

		他会計より受入		22,500,000	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	1
			一般会計より受入	22,500,000	国債整理基金特別会計へ繰入	8,829,734,114
		原子力損害賠償支援証券及借入金収入		8,822,700,000		
			原子力損害賠償支援証券及借入金収入	8,822,700,000		
		原子力損害賠償支援機構納付金収入		10		
			原子力損害賠償支援機構納付金収入	10		
		雑収入		20,010		
			雑収入	20,010		
		前年度剰余金受入		348,916,524		
			前年度剰余金受入	348,916,524		
		合計		9,200,927,702	合計	8,852,235,897
厚生労働省	労働保険 労災勘定	保険収入		1,061,996,165	労働安全衛生対策費	17,357,193
			他勘定より受入	867,441,076	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,836,915
			一般会計より受入	205,215	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	121,060
			未経過保険料受入	17,828,764	保険給付費	776,065,678
			支払備金受入	176,521,110	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	9,246,616
		運用収入		132,013,246	職務上年金給付費等交付金	6,067,770
			運用収入	132,013,246	社会復帰促進等事業費	149,672,904
		独立行政法人納付金		23,922	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	7,111,072
			独立行政法人労働者健康福祉機構納付金	23,922	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	2,640,064
		雑収入		19,436,232	仕事生活調和推進費	1,798,453
			雑収入	19,436,232	中小企業退職金共済等事業費	1,947,030
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	111,224
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	66,985
					個別労働紛争対策費	993,413
					業務取扱費	48,796,148

官報（号外）

					施設整備費	808,017
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	36,260,026
					予備費	6,800,000
		合計		1,213,469,565	合計	1,067,700,568
	雇用勘定	保険収入		2,437,772,068	中小企業退職金共済等事業費	6,620,380
			他勘定より受入	2,271,841,676	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	33,350
			一般会計より受入	165,930,392	労使関係安定形成促進費	408,576
		積立金より受入		145,143,315	個別労働紛争対策費	993,405
			積立金より受入	145,143,315	職業紹介事業等実施費	62,717,833
		運用収入		9,741,606	地域雇用機会創出等対策費	170,272,992
			運用収入	9,741,606	高齢者等雇用安定・促進費	165,330,811
		独立行政法人納付金		154,580	失業等給付費	1,756,178,131
			独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	154,580	就職支援法事業費	48,363,135
		雑収入		29,018,782	職業能力開発強化費	51,239,039
			雑収入	29,018,782	若年者等職業能力開発支援費	186,964
		前年度繰越資金受入		145,719	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	71,425,086
			東日本大震災復興前年度国庫負担金受入超過額受入	145,719	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	2,892,148
					障害者職業能力開発支援費	1,617,902
					技能継承・振興推進費	4,122,755
					男女均等雇用対策費	10,152,161
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,940,362
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	170,263
					業務取扱費	96,144,929
					施設整備費	2,910,599
					雇用安定資金へ繰入	69,936,824
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	27,172,706

					復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	145,719
					予備費	71,000,000
		合計		2,621,976,070	合計	2,621,976,070
	徴収勘定	保険収入		3,053,978,557	業務取扱費	30,623,362
			保険料収入	3,053,501,780	保険給付費等財源労災勘定へ繰入	867,441,076
			印紙収入	476,777	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	2,271,841,676
		他会計より受入		85,091	諸支出金	52,827,057
			一般会計より受入	85,091	予備費	100,000
		一般拠出金収入		3,445,153		
			一般拠出金収入	3,445,153		
		他勘定より受入		63,432,732		
			他勘定より受入	63,432,732		
		雑収入		1,391,227		
			雑収入	1,391,227		
		前年度剰余金受入		100,500,411		
			前年度剰余金受入	100,500,411		
		合計		3,222,833,171	合計	3,222,833,171
	年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		21,856,709,335	基礎年金給付費	20,703,792,130
			拠出金等収入	21,847,621,910	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	1,647,700,719
			運用収入	9,087,425	諸支出金	834,718
		積立金より受入		571,917,067	予備費	83,000,000
			積立金より受入	571,917,067		
		雑収入		6,701,165		
			雑収入	6,701,165		
		合計		22,435,327,567	合計	22,435,327,567
	国民年金勘定	保険収入		4,116,579,680	特別障害給付金給付費	7,040,132
			保険料収入	1,458,637,432	福祉年金給付費	445,149
			一般会計より受入	1,937,455,620	国民年金給付費	880,231,908
			基礎年金勘定より受入	720,412,090	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,502,260,673
			運用収入	74,538	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	94,535,500
		積立金より受入		365,866,635	諸支出金	47,851,409
			積立金より受入	365,866,635	予備費	3,600,000

官報（号外）

		独立行政法人納付金		52,130,568		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	41,701,530		
			独立行政法人地域医療機能推進機構納付金	222,911		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	10,206,127		
		雑収入		1,382,067		
			雑収入	1,382,067		
		前年度剰余金受入		5,821		
			前年度剰余金受入	5,821		
		合計		4,535,964,771	合計	4,535,964,771
	厚生年金勘定	保険収入		35,807,557,099	保険給付費	24,727,588,303
			保険料収入	25,613,004,004	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	16,143,046,393
			一般会計より受入	8,777,039,429	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	112,191,110
			労働保険特別会計より受入	9,246,616	諸支出金	7,790,755
			基礎年金勘定より受入	675,582,053	予備費	98,000,000
			存続厚生年金基金等徴収金	4,452,028		
			解散厚生年金基金等徴収金	533,164,939		
			拠出金収入	54,935,415		
			存続組合等納付金	139,333,988		
			運用収入	798,627		
		積立金より受入		4,501,807,253		
			積立金より受入	4,501,807,253		
		独立行政法人納付金		769,302,885		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	584,396,689		
			独立行政法人地域医療機能推進機構納付金	200,660		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	184,705,536		
		雑収入		9,949,324		
			雑収入	9,949,324		
		合計		41,088,616,561	合計	41,088,616,561

	健康勘定	保険収入		8,229,361,767	保険料等交付金	8,314,384,711
			保険料収入	8,217,484,478	業務取扱費等業務勘定へ繰入	17,425,363
			一般会計より受入	11,877,289	諸支出金	3,135,553
		運用収入		10	国債整理基金特別会計へ繰入	1,491,105,502
			運用収入	10		
		独立行政法人納付金		1,947,145		
			独立行政法人地域医療機能推進機構納付金	1,660,903		
			業務勘定より受入	286,242		
		借入金		1,479,228,213		
			借入金	1,479,228,213		
		雑収入		376,307		
			雑収入	376,307		
		前年度剰余金受入		115,137,687		
			前年度剰余金受入	115,137,687		
		合計		9,826,051,129	合計	9,826,051,129
	子どものための金銭の給付勘定	拠出金収入		244,389,092	児童育成事業費	66,015,316
			事業主拠出金収入	244,389,092	子どものための金銭の給付交付金	1,417,775,800
		他会計より受入		1,239,564,688	業務取扱費	1,952,685
			一般会計より受入	1,239,564,688	諸支出金	23,720
		積立金より受入		2,451,081	予備費	3,000,000
			積立金より受入	2,451,081		
		雑収入		2,362,660		
			雑収入	2,362,660		
		合計		1,488,767,521	合計	1,488,767,521
	業務勘定	他会計より受入		120,122,849	業務取扱費	42,904,150
			一般会計より受入	120,122,849	社会保険オンラインシステム費	58,929,549
		他勘定より受入		225,777,048	日本年金機構運営費	282,599,150
			他勘定より受入	225,777,048	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	662,509
		特別保健福祉事業資金より受入		9,771	一般会計へ繰入	9,771
			特別保健福祉事業資金より受入	9,771	予備費	12,000
		独立行政法人納付金		234,175		

官報（号外）

			独立行政法人福祉医療機構納付金	234,175		
		雑収入		8,169,707		
			雑収入	8,169,707		
		前年度剰余金受入		30,803,579		
			前年度剰余金受入	30,803,579		
		合計		385,117,129	合計	385,117,129
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		77,529,667	農業経営安定事業費	268,736,011
			食糧管理勘定より受入	77,529,667	事務取扱費業務勘定へ繰入	108,238
		他会計より受入		57,869,403	予備費	100,000
			一般会計より受入	57,869,403		
		独立行政法人納付金		22,848,416		
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	22,848,416		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		前年度剰余金受入		110,696,743		
			前年度剰余金受入	110,696,743		
		合計		268,944,249	合計	268,944,249
	食糧管理勘定	食糧売払代		519,956,815	食糧買入費	610,152,622
			食糧売払代	519,956,815	食糧管理費	38,254,300
		輸入食糧納付金		369,057	交付金等他勘定へ繰入	87,816,569
			輸入食糧納付金	369,057	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	2
		他会計より受入		96,300,000	国債整理基金特別会計へ繰入	225,601,191
			一般会計より受入	96,300,000	予備費	90,000,000
		食糧証券収入		420,260,000		
			食糧証券収入	420,260,000		
		雑収入		14,938,812		
			雑収入	14,938,812		
		合計		1,051,824,684	合計	1,051,824,684
	農業共済再保険勘定	農業共済再保険収入		72,211,425	農業共済再保険費及交付金	62,857,342
			再保険料	7,444,980	事務取扱費業務勘定へ繰入	976,767
			一般会計より受入	51,587,412	予備費	21,400,000
			前年度繰越資金受入	13,179,033		

		積立金より受入		21,317,256		
			積立金より受入	21,317,256		
		雑収入		82,744		
			雑収入	82,744		
		合計		93,611,425	合計	85,234,109
	漁船再保険勘定	漁船再保険収入		11,384,497	漁船再保険費及交付金	7,709,905
			再保険料	14,709	事務取扱費業務勘定へ繰入	623,665
			一般会計より受入	8,091,287	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	3,278,501		
		積立金より受入		177,044		
			積立金より受入	177,044		
		雑収入		10,798		
			雑収入	10,798		
		合計		11,572,339	合計	8,433,570
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		16,343,187	漁業共済保険費及交付金	8,802,314
			保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	133,758
			一般会計より受入	8,965,267	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	7,377,910		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		16,343,207	合計	9,036,072
	業務勘定	他勘定より受入		12,129,330	事務取扱費	12,034,329
			他勘定より受入	12,129,330	予備費	200,000
		雑収入		104,999		
			雑収入	104,999		
		合計		12,234,329	合計	12,234,329
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		18,968,342	土地改良事業費	10,249,816
			一般会計より受入	16,951,342	東日本大震災復興土地改良事業費	2,639,800
			東日本大震災復興特別会計より受入	2,017,000	北海道土地改良事業費	4,710,342
		土地改良事業費負担金等収入		11,323,367	離島土地改良事業費	1,353,853
			土地改良事業費負担金収入	11,323,367	土地改良事業工事諸費	3,202,971
		借入金		2,900,000	受託工事費及換地清算金	176,770

官報（号外）

			借入金	2,900,000	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	6,247,898
		受託工事費等受入		179,175	東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	3,359
			受託工事費等受入	179,175	国債整理基金特別会計へ繰入	4,779,533
		雑収入		175,133	予備費	300,000
			雑収入	175,133		
		前年度剰余金受入		118,325		
			前年度剰余金受入	118,325		
		合計		33,664,342	合計	33,664,342
	森林保険	森林保険収入		8,651,537	森林保険費	1,539,895
			保険料	2,342,500	事務取扱費	1,132,324
			前年度繰越資金受入	6,309,037	予備費	1,500,000
		雑収入		104,025		
			雑収入	104,025		
		合計		8,755,562	合計	4,172,219
	国有林野事業債務管理	他会計より受入		17,524,689	国債整理基金特別会計へ繰入	315,424,689
			一般会計より受入	17,524,689		
		借入金		297,900,000		
			借入金	297,900,000		
		合計		315,424,689	合計	315,424,689
経済産業省	貿易再保険	再保険収入		37,831,374	再保険費	194,547,483
			再保険料収入	35,472,670	事務取扱費	578,373
			回収金	2,358,704	国債整理基金特別会計へ繰入	2,433
		他会計より受入		1,600,000	予備費	9,000,000
			一般会計より受入	1,600,000		
		積立金より受入		152,966,726		
			積立金より受入	152,966,726		
		雑収入		11,730,189		
			雑収入	11,730,189		
		合計		204,128,289	合計	204,128,289
	特許	特許料等収入		106,900,362	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	9,484,527
			特許印紙収入	85,731,409	事務取扱費	116,052,440
			特許料等収入	21,168,953	施設整備費	326,635

		他会計より受入		17,149	予備費	200,000
			一般会計より受入	17,149		
		雑収入		1,798,815		
			雑収入	1,798,815		
		前年度剰余金受入		204,391,283		
			前年度剰余金受入	204,391,283		
		合計		313,107,609	合計	126,063,602
国土交通省	自動車安全保障勘定	保障事業収入		2,047,527	保障費	3,750,423
			賦課金収入	2,047,527	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	858,605
		積立金より受入		1,301,298	再保険及保険費	1,096,188
			積立金より受入	1,301,298	予備費	200,000
		雑収入		853,256		
			雑収入	853,256		
		前年度剰余金受入		56,250,634		
			前年度剰余金受入	56,250,634		
		合計		60,452,715	合計	5,905,216
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		33,931,654	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	928,454
			検査登録印紙収入	32,489,733	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	297,301
			検査登録手数料収入	1,441,921	自動車検査独立行政法人運営費	828,378
		他会計より受入		319,954	自動車検査独立行政法人施設整備費	2,428,578
			一般会計より受入	319,954	業務取扱費	28,543,942
		他勘定より受入		1,116,795	施設整備費	1,197,050
			他勘定より受入	1,116,795	予備費	300,000
		雑収入		181,607		
			雑収入	181,607		
		前年度剰余金受入		11,882,969		
			前年度剰余金受入	11,882,969		
		合計		47,432,979	合計	34,523,703
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		8,747,048	自動車事故対策費	5,515,040
			積立金より受入	8,747,048	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	6,892,911
		償還金収入		1,280,000	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	403,996

			償還金収入	1,280,000	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	258,190
		雑収入		3,043,089		
			雑収入	3,043,089		
		合計		13,070,137	合計	13,070,137
	空港整備勘定	空港使用料収入		201,768,221	空港等維持運営費	146,927,509
			空港使用料収入	201,768,221	空港整備事業費	71,272,580
		他会計より受入		88,398,034	北海道空港整備事業費	7,859,653
			一般会計より受入	88,398,034	離島空港整備事業費	1,672,174
		地方公共団体工事費負担金収入		6,421,523	沖縄空港整備事業費	34,963,524
			地方公共団体工事費負担金収入	6,421,523	航空路整備事業費	25,478,887
		償還金収入		18,070,166	新関西国際空港株式会社補給金	2,000,000
			償還金収入	18,070,166	地域公共交通維持・活性化推進費	1,475,014
		配当金収入		4,073,983	空港等整備事業工事諸費	1,841,166
			配当金収入	4,073,983	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,616,534
		空港等財産処分収入		587,714	国債整理基金特別会計へ繰入	70,489,337
			空港等財産処分収入	587,714	予備費	330,000
		雑収入		23,960,542		
			雑収入	23,960,542		
		前年度剰余金受入		23,646,195		
			前年度剰余金受入	23,646,195		
		合計		366,926,378	合計	366,926,378

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	所管・組織・項	金額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	租税		738,100,000	国会	191,154
			復興特別所得税	308,300,000	国立国会図書館	191,154
			復興特別法人税	429,800,000	国立国会図書館	191,154
		他会計より受入		703,167,203	内閣府	941,678
			一般会計より受入	703,021,484	内閣本府	941,678
			特別会計より受入	145,719	沖縄教育振興事業費	941,678
		公債金		2,139,300,000	復興庁	2,244,105,905

			復興公債金	2,139,300,000	復興庁	2,244,105,905
		公共事業費負担金収入		62,510,593	復興庁共通費	5,752,352
			公共事業費負担金収入	62,510,593	東日本大震災復興支援対策費	1,250,000
		災害等廃棄物処理事業費負担金収入		312,978	東日本大震災復興推進費	363,793,888
			災害等廃棄物処理事業費負担金収入	312,978	原子力災害復興再生支援事業費	118,599,173
		附帯工事費負担金収入		338,000	新しい東北施策推進費	1,585,762
			附帯工事費負担金収入	338,000	東日本大震災復興推進調整費	5,000,000
		雑収入		2,679,451	内閣共通費	42,120
			特別会計整理収入	1,308,674	総務省共通費	43,355
			貸付金等回収金収入	38,587	法務省共通費	519,550
			雑納付金	10,931	文部科学省共通費	282,983
			雑収入	1,321,259	厚生労働省共通費	213,750
					農林水産省共通費	198,946
					環境省共通費	5,606,731
					地域活性化等復興政策費	64,453,873
					治安復興政策費	1,015,088
					治安復興事業費	134,912
					金融機能安定・円滑化復興政策費	305,863
					消費生活復興政策費	717,049
					生活基盤行政復興政策費	4,116,771
					生活基盤行政復興事業費	3,648,473
					法務行政復興政策費	1,700,706
					法務行政復興事業費	756,113
					東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	899,819
					財務行政復興事業費	5,200,000
					教育・科学技術等復興政策費	35,454,530
					教育・科学技術等復興事業費	26,292,429

官　報（号外）

東日本大震災復興独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	33,354
東日本大震災復興国立大学法人施設整備費	2,905,716
東日本大震災復興国立大学法人運営費	705,146
東日本大震災復興独立行政法人科学技術振興機構運営費	2,298,767
東日本大震災復興独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	468,858
東日本大震災復興独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	5,193,343
社会保障等復興政策費	26,616,708
社会保障等復興事業費	4,240,107
農林水産業復興政策費	40,948,896
農林水産業復興事業費	14,752,123
東日本大震災復興独立行政法人水産総合研究センター運営費	189,822
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	44,675,061
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	27,366,000
東日本大震災復興独立行政法人産業技術総合研究所運営費	1,608,155
東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	2,064,734
住宅・地域公共交通等復興政策費	8,207,065
環境保全復興政策費	400,937,345
環境保全復興事業費	127,296,598

東日本大震災復興独立行政法人国立環境研究所運営費	953,136
防衛復興政策費	20,774,735
東日本大震災復興事業費	347,948,786
東日本大震災復興附帯工事費	318,000
東日本大震災復興治水事業工事諸費	119,111
東日本大震災復興道路整備事業工事諸費	713,000
東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費	178,334
東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	20,769
東日本大震災災害復旧等事業費	512,205,362
東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費	35,933
東日本大震災復興山林施設災害復旧事業工事諸費	98,807
東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費	630,898
農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	2,017,000
総務省	572,332,215
総務本省	572,332,215
地方交付税交付金	572,332,215
財務省	692,083,695
財務本省	692,083,695
復興債費	92,083,695
復興加速化・福島再生予備費	600,000,000
文部科学省	71,362,492
文部科学本省	71,362,492
私立学校振興費	4,956,573

					国立大学法人施設整備費	3,389,460
					研究開発推進費	12,954
					独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	388,505
					公立文教施設整備費	62,615,000
					厚生労働省	2,424,266
					国立更生援護機関	2,424,266
					国立更生援護機関施設費	2,424,266
					農林水産省	1,935,000
					農林水産本省	495,000
					農山漁村地域整備事業費	495,000
					水産庁	1,440,000
					海岸事業費	145,000
					水産基盤整備費	1,295,000
					国土交通省	44,715,582
					国土交通本省	42,083,000
					河川整備事業費	17,509,000
					海岸事業費	8,480,000
					道路交通安全対策事業費	81,000
					港湾事業費	7,431,000
					社会資本総合整備事業費	7,729,000
					離島振興事業費	216,000
					北海道開発事業費	637,000
					海上保安庁	2,632,582
					船舶建造費	2,632,582
					防衛省	16,316,238
					防衛本省	16,316,238
					武器車両等整備費	6,664,673
					航空機整備費	4,289,740
					研究開発費	2,794,050
					人材確保育成費	2,567,775
		合計		3,646,408,225	合計	3,646,408,225

官報（号外）

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
財務省	地震再保険	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
	外国為替資金	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	財政融資資金勘定	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
	投資勘定	（項）産業投資支出のうち 貸付金（株式会社農林漁業成長産業化支援機構貸付金に限る。） 出資金（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金、株式会社農林漁業成長産業化支援機構出資金、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（仮称）出資金、株式会社産業革新機構出資金及び株式会社海外需要開拓支援機構出資金に限る。） 出資金（株式会社民間資金等活用事業推進機構出資金に限る。） 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）

所管	特別会計	事項
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	特定国有財産整備勘定	（項）特定国有財産整備費
	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	（項）燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油天然ガス基礎調査等委託費（国内石油天然ガス基礎調査委託費及びメタンハイドレート開発促進事業委託費に限る。） 石油天然ガス基礎調査等委託費（石油天然ガス資産評価調査等委託費に限る。） 石油資源開発技術等研究調査等委託費（石油資源遠隔探知技術研究開発委託費に限る。） 石油資源開発技術等研究調査等委託費（国内資源開発基礎情報取得等事業委託費に限る。） 国家備蓄石油管理等委託費（施設等整備費に限る。） 石油製品需給適正化調査等委託費（石油産業体制等調査研究委託費のうち内外石油安定供給対策調査事業費に限る。） 石油製品需給適正化調査等委託費（石油精製物質適正評価調査委託費及び重質油等高度対応処理技術開発委託費に限る。） 産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産油国等石油交流人材育成事業費、産油国等石油関連産業基盤整備・国際共同研究事業費、国際石油交流連携促進事業費及び産油・産ガス国開発支援等事業費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化技術開発等委託費のうち未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化希少金属資源開発推進基盤整備委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（国際エネルギー使用合理化等対策事業委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業委託費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化国際標準化推進事業委託費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（地球温暖化対策技術普及等推進事業委託費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素削減技術実証試験事業費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素回収技術高度化事業費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業費に限る。）

産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業費に限る。）

石油資源採掘対策事業費等補助金（石炭生産技術振興費補助金に限る。）

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油精製等高度化技術開発費補助金、石油供給構造高度化事業費補助金及び石油製品出荷機能強化事業費補助金に限る。）

石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち給油所次世代化対応支援事業費及び石油製品流通網維持強化事業費並びに石油製品販売業環境保全対策事業費補助金のうち地域エネルギー供給拠点整備事業費並びに石油ガス等利用設備導入促進対策事業費補助金に限る。）

石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち離島ガソリン流通コスト支援事業費に限る。）

石油製品貯蔵供給機能強化補助金

石油貯蔵施設立地対策等交付金

エネルギー需給構造高度化対策費　のうち

非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（新エネルギー等共通基盤整備促進事業委託費に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（太陽光発電無線送受電技術高効率化研究開発委託費に限る。）

温暖化対策調査等委託費実証総合推進事業委託費のうち海洋油ガス田における二酸化炭素回収・貯蔵による石油増進回収技術国際共同実証事業費に限る。）

温暖化対策調査等委託費実証総合推進事業委託費のうち二酸化炭素回収・貯蔵のテーシャル調査事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち洋上風力発電実証事業費、二酸化炭素排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業費、低炭素社会・ライフスタイル創造技術イノベーション事業費及び潮流発電技術実用化推進事業費並びに二酸化炭素排出抑制技術開発委託費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵のうち自然環境保全再生可能エネルギー推進事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち地域循環型バイオガスシステム構築地域づくり集中支援モデル事業費及びエネルギー起源二酸化炭素排出削減技術評価・検証事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち環境配慮型都市構築モデル事業費及び先導的低炭素・循環・自然共生地域創出事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち木質バイオマスエネルギーモデル地域づくり推進事業費及びバイオ燃料利用体制確立促進事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちニ国間オフセット・クレジット制度推進事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち二酸化炭素回収・貯留型脱炭素電力導入促進事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち途上国型低炭素技術イノベーション創出事業費に限る。）

認証排出削減量等取得委託費

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（中小水力・地熱発電開発費等補助金、再生可能エネルギー利用加速化支援対策費補助金、バイオ燃料導入加速化型支援対策費補助金、一般電気事業者等対策費補助金、小水力発電導入促進モデル事業費補助金、地熱資源開発可能性調査事業費補助金、再生可能エネルギー熱利用高度化システム実証事業のための送電網整備実証設備整備事業費補助金及び地熱開発理解促進関連事業支援補助金に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金に限る。） 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業費補助金に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金、省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業費補助金、ディクス等革新的な省エネルギー型海上輸送システムの実証事業費、導入補助金、大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金及び中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（次世代物流システム構築事業費補助金及び戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業のうち廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業費、低炭素型静脈物流促進事業費、先導的低炭素循環環境・自立離島低炭素化推進事業費及び地熱等利用低炭素社会推進事業費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業のうち低炭素化促進事業費に限る。）					

非化石エネルギー等技術開発費補助金（地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金に限る。）					電源立地等推進対策交付金（広報・調査等交付金、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル関係推進調整等交付金及び福島原子力事故影響対策特別交付金に限る。）
エネルギー使用合理化技術開発費補助金（エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金のうち炭素繊維複合材成形技術開発費及びエネルギー型リサイクルプロセス実証支援事業費補助金に限る。）					電源利用対策費のうち
エネルギー使用合理化技術開発費補助金（エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金のうち高効率ガスタービン技術実証事業費に限る。）					軽水炉等改良技術確証試験等委託費（大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究委託費、原子力システム措置等基盤研究・人材育成プログラム委託費に限る。）
エネルギー使用合理化技術開発費補助金（エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金のうち先端省エネルギー等部素材開発費及びクリーンディーゼルエンジン技術高度化研究開発事業費に限る。）					軽水炉等改良技術確証試験等委託費（発電用原子炉等利用環境調査委託費に限る。）
事務取扱費のうち					軽水炉等改良技術確証試験等委託費及び高速炉等技術開発委託費に限る。）
情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システムプログラム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及びシステム運営等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）					軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力権外建設人材育成委託費に限る。）
（項）	電源立地対策費のうち				放射性廃棄物処分基準調査等委託費（管理型処分技術調査等委託費に限る。）
電源開発促進勘定					放射性廃棄物処分基準調査等委託費（地層処分技術調査等委託費に限る。）
	電源立地地域対策交付金				放射性廃棄物処分基準調査等委託費（放射性廃棄物共通技術調査等委託費に限る。） ウラン探鉱支援事業費等補助金（海外ウラン探鉱支援事業補助金に限る。）

原子力施設等防災対策等交付金（原子力発電施設等緊急時安全対策交付金に限る。）

原子力施設等防災対策等交付金（放射線監視等交付金に限る。）

独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費

事務取扱費のうち

情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）

原子力安全業務庁費（発電炉システム安全設計審査規制高度化研究事業費、発電炉耐震安全設計審査規制高度化研究事業費及び発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業費に限る。）

厚生労働省　労働保険労災勘定　（項）労働安全衛生対策費のうち

施設施工旅費

施設施工庁費

施設整備費

社会復帰促進等事業費のうち

施設施工旅費

施設施工庁費

施設整備費

独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費のうち

独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金（労働者健康福祉機構本部事務所施設整備費、大阪労災看護専門学校施設整備費及び総合せき損センター施設整備費に限る。）

全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金

原子力発電関連技術開発費等補助金

原子力安全規制対策費のうち

原子力施設等防災対策等委託費（原子力発電施設等安全性実証解析等委託費、高経年化技術評価高度化事業委託費及び原子力発電施設等安全調査研究委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（燃料等安全高度化対策委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（環境放射能水準調査等委託費のうち環境放射能水準調査委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境放射能総合評価委託費及び火山影響評価知見整備委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（原子力施設の地質構造等調査・研究委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（発電炉システム安全設計審査規制高度化研究事業委託費、発電炉耐震安全設計審査規制高度化研究事業委託費及び発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業委託費に限る。）

原子力発電施設等安全技術対策委託費（中間貯蔵設備長期健全性等試験委託費に限る。）

原子力災害影響調査等委託費（個人被ばく線量把握事業委託費に限る。）

		業務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費、旅費等内部管理業務共通システム開発経費及び労災行政情報管理システム改修費に限る。）		年金 子どものための金銭の給付勘定	（項）児童育成事業費のうち 児童育成事業費補助金（放課後児童クラブ整備費に限る。）
		施設整備費			業務取扱費のうち 庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費に限る。）
	雇用勘定	（項）高齢者等雇用安定・促進費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費			情報処理業務庁費（旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		就職支援法事業費のうち 情報処理業務庁費（社会保障・税番号制度システム関係経費に限る。）		業務勘定	（項）業務取扱費のうち 庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費に限る。）
		職業能力開発強化費のうち 職業能力開発校設備整備費等補助金（公共職業能力開発施設等整備費及び東日本大震災対応認定職業訓練助成事業費に限る。）			情報処理業務庁費（旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費 業務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費、旅費等内部管理業務共通システム開発経費及び社会保障・税番号制度システム関係経費に限る。）			社会保険オンラインシステム費のうち 社会保険オンラインシステム業務庁費（年金給付システム開発経費、オープンシステム化経費及び社会保障・税番号管理システム開発経費に限る。）
		施設整備費	農林水産省	食料安定供給 食糧管理勘定	（項）食糧買入費のうち 食糧買入費（輸入米買入費、輸入小麦買入費、輸入大麦買入費及び輸入飼料買入費に限る。）
	徴収勘定	（項）業務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）		業務勘定	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）

官報（号外）

	国営土地改良事業勘定	(項) 土地改良事業費			中小企業知的財産活動支援事業費補助金
		東日本大震災復興土地改良事業費			施設整備費
		北海道土地改良事業費	国土交通省	自動車安全	
		離島土地改良事業費		自動車検査登録勘定	(項) 独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費
		土地改良事業工事諸費のうち			自動車検査独立行政法人施設整備費
		超過勤務手当			業務取扱費のうち
		日額旅費			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）			施設整備費
		工事雑費		自動車事故対策勘定	(項) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
		受託工事費及換地清算金のうち		空港整備勘定	(項) 空港等維持運営費のうち
		受託工事費			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
	森林保険	(項) 事務取扱費のうち			空港整備事業費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）			北海道空港整備事業費
経済産業省	貿易再保険	(項) 事務取扱費のうち			離島空港整備事業費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）			沖縄空港整備事業費
					航空路整備事業費
	特許	(項) 事務取扱費のうち			空港等整備事業工事諸費のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）			超過勤務手当
		成果重視事業特許事務機械化庁費（共通システム管理経費及び特許事務総合機械化開発経費に限る。）			日額旅費
					情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
					工事雑費

所管	特別会計	所管・組織・事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	内閣府 内閣本府 （項）沖縄教育振興事業費 復興庁 復興庁 （項）復興庁共通費のうち 移転費 東日本大震災復興推進費 原子力災害復興再生支援事業費　のうち 福島避難解除等区域生活環境整備事業委託費 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託費 福島再生加速化交付金 東日本大震災復興推進調整費 地域活性化等復興政策費　のうち 被災者生活再建支援金補助金 原子力施設等防災対策等交付金 治安復興事業費 金融機能安定・円滑化復興政策費　のうち 諸謝金 生活基盤行政復興政策費　のうち 情報通信技術利活用事業費補助金 情報通信基盤災害復旧事業費補助金 緊急消防援助隊活動費負担金

所管	特別会計	所管・組織・事項
		生活基盤行政復興事業費　のうち 消防防災設備災害復旧費補助金 消防防災施設災害復旧費補助金 法務行政復興政策費　のうち 登記業務庁費（登記所備付地図修正経費に限る。） 法務行政復興事業費 教育・科学技術等復興政策費　のうち 科学技術試験研究委託費 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金 次世代医療研究開発拠点形成事業費補助金 素材技術研究開発拠点形成事業費補助金 地球観測システム研究開発費補助金 海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金 環境技術等研究開発推進事業費補助金 国宝重要文化財等保存整備費補助金 公立文教施設整備等都道府県事務費交付金 公立社会教育施設災害復旧都道府県事務費交付金 私立学校施設災害復旧都道府県事務費交付金 教育・科学技術等復興事業費　のうち 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金

漁業経営安定対策事業費補助金(漁業経営体質強化機器設備導入支援事業費に限る。)

水産業共同利用施設設備復旧支援整備費補助金

共同利用漁船等復旧支援対策費補助金

共同利用小型漁船建造費補助金

水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金(放流種苗の棲息環境整備支援事業費に限る。)

養殖施設災害復旧事業費補助金

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

農地・水保全管理支払交付金

農林水産業復興事業費

経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費　のうち

産業技術研究開発委託費

地域経済産業活性化対策費補助金(福島医療・福祉機器開発・事業化支援事業費に限る。)

電力安定供給対策事業費補助金(福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業費補助金及び再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金に限る。)

電力安定供給対策事業費補助金(福島県再生可能エネルギー次世代技術開発事業費補助金に限る。)

福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金

公立社会教育施設災害復旧費補助金

私立学校建物其他災害復旧費補助金

公立諸学校建物其他災害復旧費負担金

東日本大震災復興国立大学法人施設整備費

社会保障等復興政策費　のうち

厚生労働科学研究費補助金

生活衛生関係営業対策事業費補助金

社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金

社会保障等復興事業費

農林水産業復興政策費　のうち

土地利用調整等調査費

国有林野森林整備・保全管理費

森林整備・保全調査等委託費(森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業費及び森林における除染等実証事業費に限る。)

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金

農業生産基盤保全管理等推進地方公共団体事業費補助金

森林整備・保全地方公共団体事業費補助金

水源林復興促進対策費補助金

放射性物質汚染廃棄物処理業務補償金
放射線量低減処理業務補償金
環境保全復興事業費　のうち
施設施工旅費
施設施工庁費
施設整備費
放射性物質除去土壌等管理施設施工庁費
放射性物質除去土壌等管理施設整備費
放射性物質除去土壌等管理施設不動産購入費
放射性物質除去土壌等管理施設立地補償金
防衛復興政策費のうち
武器購入費
車両購入費
諸器材購入費
施設整備費
航空機購入費
東日本大震災復興事業費　のうち
治山事業費
国有林野内治山事業費
河川改修費
砂防事業費
地すべり対策事業費
治水営繕宿舎費
地域連携道路事業費
道路維持管理費
道路整備営繕宿舎費
港湾改修費
相馬港整備費
国立公園等整備費
国立公園等維持管理費
かんがい排水事業費
除塩事業費

天然ガス安定供給対策事業費補助金
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費　のうち
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
住宅・地域公共交通等復興政策費　のうち
測量庁費
航空機購入費
地籍調査費負担金
環境保全復興政策費　のうち
放射線量低減処理業務庁費
環境保全調査費（放射性物質汚染廃棄物処理事業経費に限る。）
災害等廃棄物処理事業費
放射性物質汚染廃棄物処理事業費
放射性物質除去土壌等管理調査費
試験研究調査委託費
放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費
放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費
放射線量低減処理業務地方公共団体委託費
放射性物質測定調査委託費
災害等廃棄物処理事業費補助金
循環型社会形成推進科学研究費補助金
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業費に限る。）
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金

東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費のうち
超過勤務手当
東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費のうち
工事施行旅費
工事雑費
東日本大震災災害復旧等事業費
東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費
東日本大震災復興山林施設災害復旧事業工事諸費
東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費
農業生産基盤保全管理・整備事業費
食料安定供給特別会計へ繰入
文部科学省
文部科学本省
（項）私立学校振興費
国立大学法人施設整備費
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費
公立文教施設整備費
厚生労働省
国立更生援護機関
（項）国立更生援護機関施設費
農林水産省
農林水産本省
（項）農山漁村地域整備事業費
水産庁
（項）海岸事業費
農業農村整備営繕宿舎費
森林環境保全整備事業費
特定漁港漁場整備費
農業生産基盤保全管理・整備事業調査費
治山事業費補助
地域連携道路事業費補助
港湾改修費補助
港湾廃棄物処理施設整備事業費補助
除塩事業費補助
農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
森林環境保全整備事業費補助
水源林造成事業費補助
水産物供給基盤整備事業費補助
水産資源環境整備事業費補助
水産基盤整備事業費補助
農業生産基盤保全管理・整備事業調査費補助
循環型社会形成推進交付金
農山漁村地域整備交付金
社会資本整備総合交付金
東日本大震災復興附帯工事費
東日本大震災復興治水事業工事諸費のうち
超過勤務手当
東日本大震災復興道路整備事業工事諸費のうち
超過勤務手当

		水産基盤整備費 国土交通省 国土交通本省 （項）河川整備事業費 海岸事業費 道路交通安全対策事業費 港湾事業費 社会資本総合整備事業費 離島振興事業費 北海道開発事業費 海上保安庁 （項）船舶建造費			防衛省 防衛本省 （項）武器車両等整備費のうち 防災対策推進武器購入費 防災対策推進通信機器購入費 防災対策推進諸器材購入費 航空機整備費のうち 防災対策推進航空機購入費 研究開発費

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
財務省	地震再保険	人事・給与関係業務情報システム保守等	37	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	97	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用に係る限度額の増額	4	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	17	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	11	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	134	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

官　報　（号　外）

	外国為替資金	人事・給与関係業務情報システム保守等	301	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	897	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	16	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	174	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	79	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	754	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	7,105	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	22	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	2,336	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	7	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		政府情報システム基盤運用	6,814	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	53	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	122	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	1,363	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用に係る限度額の増額	4	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等に係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	12	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	614	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	67,607	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	160	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	58,259	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

官　報（号外）

		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（平成25年度）に係る限度額の増額	18,300	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
	投資勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	58	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	171	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用に係る限度額の増額	4	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	34	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	15	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	381	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
	特定国有財産整備勘定	特定施設整備	51,166,984	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う特定施設整備に係る限度額の増額	213,990	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「特定施設整備」に基づいて実行した特定国有財産整備計画による庁舎等の整備に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用特定施設整備等に係る限度額の増額	213,152	平成26年度	平成27年度以降8箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用特定施設整備等」に基づいて実行した特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス未利用国有地管理等業務	690,716	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う未利用国有地の管理等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	海上基礎試錐業務	9,107,430	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	海上基礎試錐業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		ガス防災支援システム運用	15,048	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	ガス防災支援システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービスアセアン諸国等エネルギー連携強化事業	105,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行うアセアン諸国等エネルギー連携強化事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス石油製品需給動態調査等事業	324,673	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う石油製品需給動態調査等事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス石油ガス流通合理化調査事業	135,237	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う石油ガス流通合理化調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地域エネルギー供給拠点整備事業費補助	2,265,292	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	地域エネルギー供給拠点整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		エネルギー消費統計調査事業	505,667	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	エネルギー消費統計調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		二国間オフセット・クレジット管理システム運用等	500,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	二国間オフセット・クレジット管理システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		エネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助	5,000,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	エネルギー使用合理化等事業者支援事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入事業費補助	3,600,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	二国間オフセット・クレジット制度を活用した設備導入事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	335	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	2,125	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　(号　外)

		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用(平成25年度)に係る限度額の増額	17	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	189	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	235	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	89	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	37,299	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	1,626	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ(平成25年度)に係る限度額の増額	76	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	電源開発促進勘定	競争導入公共サービス放射線利用技術等国際交流業務	253,455	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う放射線利用技術等国際交流業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス放射性廃棄物重要基礎技術研究調査事業	241,196	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う放射性廃棄物重要基礎技術研究調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る限度額の増額	120,000	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため

		仕様の変更等に伴う独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る限度額の増額	686,911	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成26年度	平成27年度まで1箇年度及び平成29年度まで1箇年度延長	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部及び平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成26年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に係るものについては平成27年度まで1箇年度、平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約のうち平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約のうち平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に係るものについては平成29年度まで1箇年度それぞれ延長する必要があるため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	2,080	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	7	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		政府情報システム基盤運用	13,045	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	54	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	118	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	1,213	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用に係る限度額の増額	4	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	23	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	411	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	548	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う原子力安全情報基盤システム運用等に係る限度額の増額	31,764	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「原子力安全情報基盤システム運用等」に基づいて実行した原子力安全情報基盤システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	520,394	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	8,887	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ等」に基づいて実行した電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		統合原子力防災ネットワークシステム運用等	9,000,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	統合原子力防災ネットワークシステムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

厚生労働省	労働保険 労災勘定	事務機器借入れ	1,380	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	726	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う労働局総務情報システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	10,580	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働局総務情報システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した労働局総務情報システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス就労条件総合調査事業	81,627	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う就労条件総合調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う雇用均等行政情報システム運用等に係る限度額の増額	716	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「雇用均等行政情報システム運用等」に基づいて実行した雇用均等行政情報システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		安全衛生施設整備	824,032	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	安全衛生総合会館の整備には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス労災ケアサポート事業	1,568,884	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う労災ケアサポート事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス労災特別介護援護事業	5,801,627	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う労災特別介護援護事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		障害者職業能力開発校施設整備	2,479,572	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	東京障害者職業能力開発校の施設の整備には、多くの日数を要するため
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助	4,415,467	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	独立行政法人労働者健康福祉機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	20,326	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	65	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		政府情報システム基盤運用	57,747	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	523	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	1,156	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	11,892	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等に係る限度額の増額	135	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	253	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	3,136	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	5,351	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う旅費等内部管理業務共通システム運用等に係る限度額の増額	31	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「旅費等内部管理業務共通システム運用等」に基づいて実行した旅費等内部管理業務共通システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		庁舎管理運営業務	12,717	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	126,201	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		庁舎機械警備	360	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う都道府県労働局ホームページ集約化業務に係る限度額の増額	2,115	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「都道府県労働局ホームページ集約化業務」に基づいて実行した都道府県労働局ホームページ集約化業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う労働基準行政情報システム用電子計算機借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	34,120	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働基準行政情報システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した労働基準行政情報システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う労働基準行政情報システム用電子計算機借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	61,485	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働基準行政情報システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した労働基準行政情報システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う労災レセプト電算処理システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	2,722	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労災レセプト電算処理システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した労災レセプト電算処理システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		労災行政情報管理システム改修等	4,856,100	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	労災行政情報管理システムの改修等には、多くの日数を要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う労災行政情報管理システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	70,780	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労災行政情報管理システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した労災行政情報管理システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う労災行政情報管理システム運用等に係る限度額の増額	34,803	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労災行政情報管理システム運用等」に基づいて実行した労災行政情報管理システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	8,457	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報（号外）

		施設整備	706,760	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	向島労働基準監督署及び銚子労働基準監督署の建設には、多くの日数を要するため
	雇用勘定	ハローワークシステム用電子計算機借入れ等	12,099,561	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴うハローワークシステム用電子計算機借入れ等（平成23年度）に係る限度額の増額	92,861	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「ハローワークシステム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行したハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴うハローワークシステム用電子計算機借入れ等（平成24年度）に係る限度額の増額	2,152,079	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「ハローワークシステム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行したハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴うハローワークシステムデータ移行業務等に係る限度額の増額	1,838,816	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「ハローワークシステムデータ移行業務等」に基づいて実行したハローワークシステムのデータ移行業務等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		長期失業者等総合支援事業	1,800,000	平成26年度	平成27年度	長期失業者等総合支援事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		実践型地域雇用創造事業	7,424,680	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	実践型地域雇用創造事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う求職者支援システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	82,872	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「求職者支援システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した求職者支援システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		社会保障・税番号制度関係システム開発	10,257,121	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	社会保障・税番号制度に関係するシステムの開発には、多くの日数を要するため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業	11,517,580	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	総合的職業能力開発プログラム推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		業界検定スタートアップ支援事業	283,600	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	業界検定スタートアップ支援事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		総合的職業能力開発プログラム推進事業費補助	360,389	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	総合的職業能力開発プログラム推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助	706,575	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助に係る限度額の増額	49,391	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助」に基づいて実行した独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う施設整備事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		障害者職業訓練委託事業	81,952	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	障害者職業訓練委託事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う雇用均等行政情報システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	156	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「雇用均等行政情報システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した雇用均等行政情報システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う労働局総務情報システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	15,255	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働局総務情報システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した労働局総務情報システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う雇用均等行政情報システム運用等に係る限度額の増額	716	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「雇用均等行政情報システム運用等」に基づいて実行した雇用均等行政情報システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	34,932	平成26年度	平成26年度以降４箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	115	平成26年度	平成26年度以降３箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年４月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		政府情報システム基盤運用	99,247	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	937	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	2,238	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	20,444	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用に係る限度額の増額	80	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等に係る限度額の増額	303	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	731	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	26,123	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	9,196	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う旅費等内部管理業務共通システム運用等に係る限度額の増額	25	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「旅費等内部管理業務共通システム運用等」に基づいて実行した旅費等内部管理業務共通システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		競争導入公共サービス施設管理運営業務	27,442	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	1,295	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	36	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う労働局総務情報システム利用に係る限度額の増額	570	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働局総務情報システム利用」に基づいて実行した労働局総務情報システムの利用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う都道府県労働局ホームページ集約化業務に係る限度額の増額	2,115	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「都道府県労働局ホームページ集約化業務」に基づいて実行した都道府県労働局ホームページ集約化業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う教育訓練給付制度情報管理システム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	1,112	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「教育訓練給付制度情報管理システム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した教育訓練給付制度情報管理システム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	11,433	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴うハローワーク・コールセンター運営事業（平成23年度）に係る限度額の増額	4,700	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「ハローワーク・コールセンター運営事業」に基づいて実行したハローワーク・コールセンター運営事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴うハローワーク・コールセンター運営事業（平成24年度）に係る限度額の増額	4,123	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「ハローワーク・コールセンター運営事業」に基づいて実行したハローワーク・コールセンター運営事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス労働保険加入促進業務	511,578	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う労働保険加入促進業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	1,504,690	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	品川公共職業安定所及び銚子公共職業安定所の建設には、多くの日数を要するため

官　報（号外）

	徴収勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	4,304	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	14	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		政府情報システム基盤運用	12,226	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	123	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	266	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	2,517	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等に係る限度額の増額	45	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	70	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	118	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	1,133	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	7,946	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		事務機器借入れ	831	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	10,716	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う労働保険適用徴収システム運用に係る限度額の増額	28,468	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働保険適用徴収システム運用」に基づいて実行した労働保険適用徴収システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う労働保険適用徴収システム口座振替データ連携業務に係る限度額の増額	825	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働保険適用徴収システム口座振替データ連携業務」に基づいて実行した労働保険適用徴収システムの口座振替データ連携業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う労働保険適用徴収システム構築管理等業務に係る限度額の増額	27,359	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働保険適用徴収システム構築管理等業務」に基づいて実行した労働保険適用徴収システムの構築管理等業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		労働保険適用徴収システム管理業務等	1,094,996	平成26年度	平成27年度以降4箇年度以内	労働保険適用徴収システムの管理業務等の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う労働保険適用徴収システム用電子計算機等借入れに係る限度額の増額	33,319	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働保険適用徴収システム用電子計算機等借入れ」に基づいて実行した労働保険適用徴収システム用の電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	3,553	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス労働保険加入促進業務	1,169,488	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う労働保険加入促進業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	年金					
	子どものための金銭の給付勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	161	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		政府情報システム基盤運用	436	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	13	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	96	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	1,926	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	43	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	12,412	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	1,805	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	7	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		政府情報システム基盤運用	4,936	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	48	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	109	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		文書管理システム運用	1,050	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	35	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	11,768	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	473	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		数理統計システム改修	255,064	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	数理統計システムの改修には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	37,029	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	80,016	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等	619,604	平成26年度	平成27年度及び平成28年度	競争を導入した公共サービスとして行う厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等に係る限度額の増額	3,725	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス厚生労働省ネットワークシステム運用管理業務等」に基づいて実行した厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	28,362,637	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用に係る限度額の増額	80,047	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用」に基づいて実行した社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	38,868,533	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するため

官　報　（号　外）

農林水産省	食料安定供給					
	食糧管理勘定	輸入主要食糧買入れ	149,300,000	平成26年度	平成27年度	外国からの主要食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		輸入飼料買入れ	32,100,000	平成26年度	平成27年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス米穀販売・管理業務	36,620,354	平成26年度	平成26年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う米穀販売・管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	986	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等（農業共済再保険特別会計）に係る限度額の増額	2	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」（農業共済再保険特別会計）に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）に係る限度額の増額	2	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		政府情報システム基盤運用	4,594	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度農業共済再保険特別会計）に係る限度額の増額	15	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（農業共済再保険特別会計）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）に係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	17	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度農業共済再保険特別会計）に係る限度額の増額	38	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（農業共済再保険特別会計）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）に係る限度額の増額	9	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	565	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等に係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	36	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用（農業共済再保険特別会計）に係る限度額の増額	15	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」（農業共済再保険特別会計）に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	1,296	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理（農業共済再保険特別会計）に係る限度額の増額	23	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」（農業共済再保険特別会計）に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）に係る限度額の増額	11	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	261	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	8,364	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	3,606	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れに係る限度額の増額	2	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ	35,257	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	2	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	15	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		柏崎周辺（二期）農業水利事業	350,000	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	柏崎周辺（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		総合農地防災事業				
		吉野川下流域農地防災事業	1,700,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	吉野川下流域農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため

		東日本大震災復興かんがい排水事業				
		那珂川沿岸（一期）農業水利事業	1,332,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	那珂川沿岸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道かんがい排水事業				
		篠津中央二期農業水利事業	4,983,000	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	2,235	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	9	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		政府情報システム基盤運用	17,922	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	66	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	147	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	1,303	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用に係る限度額の増額	8	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等に係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	9	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	28	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	588	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う旅費等内部管理業務共通システム運用等に係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「旅費等内部管理業務共通システム運用等」に基づいて実行した旅費等内部管理業務共通システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器等借入れ	17,406	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	18	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	105	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	105	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	森林保険	人事・給与関係業務情報システム保守等	32	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		政府情報システム基盤運用	247	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	4	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	15	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	14	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	10	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	255	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	貿易再保険	人事・給与関係業務情報システム保守等	187	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	2	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		政府情報システム基盤運用	473	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	3	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	9	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	102	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用に係る限度額の増額	4	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	19	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	48	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	19,761	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ（平成24年度）に係る限度額の増額	988	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機借入れ（平成25年度）に係る限度額の増額	46	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機借入れ」に基づいて実行した電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
	特許	人事・給与関係業務情報システム保守等	18,391	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	58	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		政府情報システム基盤運用	54,672	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	430	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	991	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

		文書管理システム運用	10,755	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用に係る限度額の増額	44	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等に係る限度額の増額	63	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	112	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	460	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う歳入金電子納付システム用電子計算機借入れに係る限度額の増額	918	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「歳入金電子納付システム用電子計算機借入れ」に基づいて実行した歳入金電子納付システム用の電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	4,842	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う旅費等内部管理業務共通システム運用等に係る限度額の増額	24	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「旅費等内部管理業務共通システム運用等」に基づいて実行した旅費等内部管理業務共通システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器等借入れ	101,048	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ（平成23年度）に係る限度額の増額	18	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　（号　外）

		消費税率の引上げに伴う事務機器等借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	2,349	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器等借入れ」に基づいて実行した事務機器等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,956,999	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		審査資料インターネット有料情報利用	35,588	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	審査資料インターネット有料情報の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		ＬＡＮケーブル敷設及び撤去	1,185,909	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	ＬＡＮケーブルの敷設及び撤去には、多くの日数を要するものがあるため
		共通システム管理	9,630,370	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	共通システムの管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	22,420,912	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成23年度)に係る限度額の増額	138,719	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う電子計算機等借入れ(平成24年度)に係る限度額の増額	207,343	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		インターネット公報システム利用	882,516	平成26年度	平成27年度以降4箇年度以内	インターネット公報システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス産業財産権研究推進事業	237,235	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う産業財産権研究推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		知的財産管理人材育成プログラム開発等	149,499	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	知的財産管理人材育成プログラムの開発等には、多くの日数を要するため
		施　設　整　備	943,981	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	特許庁庁舎の整備には、多くの日数を要するものがあるため
国土交通省	自動車安全自動車検査登録勘定	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費補助	1,108,694	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	独立行政法人交通安全環境研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム保守等	10,374	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等に係る限度額の増額	33	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		政府情報システム基盤運用	31,501	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度）に係る限度額の増額	264	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度）に係る限度額の増額	607	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	6,065	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用に係る限度額の増額	24	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等に係る限度額の増額	48	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用に係る限度額の増額	137	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理に係る限度額の増額	986	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報　(号　外)

		消費税率の引上げに伴う歳入金電子納付システム用電子計算機借入れに係る限度額の増額	109	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「歳入金電子納付システム用電子計算機借入れ」に基づいて実行した歳入金電子納付システム用の電子計算機の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	2,731	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う旅費等内部管理業務共通システム運用等に係る限度額の増額	15	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「旅費等内部管理業務共通システム運用等」に基づいて実行した旅費等内部管理業務共通システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		事務機器借入れ等	276,168	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等(平成24年度)に係る限度額の増額	637	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等(平成25年度)に係る限度額の増額	4,549	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム開発等	1,923,692	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの開発等には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム用電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	24,558	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム用電子計算機借入れ等」に基づいて実行した自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム用の電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等に係る限度額の増額	7,016	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等」に基づいて実行した自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため

	空港整備勘定	人事・給与関係業務情報システム保守等	43,720	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	人事・給与関係業務情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に係る限度額の増額	137	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う人事・給与関係業務情報システム保守等（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「人事・給与関係業務情報システム保守等」（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に基づいて実行した人事・給与関係業務情報システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		政府情報システム基盤運用	159,214	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に係る限度額の増額	1,079	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成24年度社会資本整備事業特別会計業務勘定）に係る限度額の増額	30	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に係る限度額の増額	2,504	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う政府情報システム基盤運用（平成25年度社会資本整備事業特別会計業務勘定）に係る限度額の増額	59	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「政府情報システム基盤運用」（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に基づいて実行した政府情報システム基盤の運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		文書管理システム運用	25,527	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報　（号　外）

		消費税率の引上げに伴う文書管理システム運用に係る限度額の増額	36	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「文書管理システム運用」に基づいて実行した文書管理システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に係る限度額の増額	21	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム機器借入れ等（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に係る限度額の増額	6	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム機器借入れ等」（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に基づいて実行した電子調達システム機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に係る限度額の増額	445	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う電子調達システム運用（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に係る限度額の増額	15	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子調達システム運用」（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に基づいて実行した電子調達システムの運用に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に係る限度額の増額	1,654	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う官庁会計システム等保守管理（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に係る限度額の増額	139	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「官庁会計システム等保守管理」（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に基づいて実行した官庁会計システム等の保守管理に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		旅費等内部管理業務共通システム運用等	11,483	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	旅費等内部管理業務共通システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		消費税率の引上げに伴う旅費等内部管理業務共通システム運用等に係る限度額の増額	63	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「旅費等内部管理業務共通システム運用等」に基づいて実行した旅費等内部管理業務共通システムの運用等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	129,566	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		大型化学消防車購入	383,518	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス空港等維持管理業務	10,164,657	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う空港等維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	824,808	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に係る限度額の増額	3,844	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		消費税率の引上げに伴う事務機器借入れ等（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に係る限度額の増額	140	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」（社会資本整備事業特別会計業務勘定）に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		気象資料伝送網システム保守等	246,062	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	気象資料伝送網システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費税率の引上げに伴う気象資料伝送網システム保守等（平成24年度）に係る限度額の増額	2,472	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	平成24年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「気象資料伝送網システム保守等」に基づいて実行した気象資料伝送網システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う気象資料伝送網システム保守等（平成25年度）に係る限度額の増額	72	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「気象資料伝送網システム保守等」に基づいて実行した気象資料伝送網システムの保守等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動等に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額	906,335	平成26年度	平成26年度以降21箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用空港整備等事業」に基づいて実行した東京国際空港の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため

		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用航空路整備等事業(平成17年度)に係る限度額の増額	31,815	平成26年度	平成26年度以降9箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した航空保安大学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う民間資金等活用航空路整備等事業(平成18年度)に係る限度額の増額	33,060	平成26年度	平成26年度以降10箇年度以内	平成18年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した那覇航空交通管制部の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		空港整備	5,435,820	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか5空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務	648,123	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道空港整備	534,900	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	函館空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道空港整備事業発注者支援業務	53,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		沖縄空港整備	13,622,300	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス沖縄空港整備事業発注者支援業務	2,715,460	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		航空路整備	6,577,500	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	航空交通管制施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

所管	特別会計	所管・組織・事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	国会				
		国立国会図書館				
		消費税率の引上げに伴う東日本大震災復旧・復興電子計算機等借入れに係る限度額の増額	9,293	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成23年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「東日本大震災復旧・復興電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		内閣府				
		内閣本府				

		防災対策推進沖縄公立学校施設整備費負担	409,351	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するため
		復興庁				
		復興庁				
		電子計算機借入れ等	1,066,285	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		復旧・復興支援制度データベース運用等	61,894	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	復旧・復興支援制度データベースの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		復興庁地理情報システム運用等	14,343	平成26年度	平成26年度以降3箇年度以内	復興庁地理情報システムの運用等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		復興庁移転事務室改修	573,077	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	復興庁の移転に伴う事務室の改修には、多くの日数を要するため
		消費税率の引上げに伴う法務行政電子計算機借入れ等に係る限度額の増額	99	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「法務行政電子計算機借入れ等」に基づいて実行した法務行政電子計算機の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		消費税率の引上げに伴う法務行政車両借入れに係る限度額の増額	152	平成26年度	平成26年度以降4箇年度以内	平成25年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「法務行政車両借入れ」に基づいて実行した法務行政車両の借入れに係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		法務省施設整備	885,430	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	水戸法務総合庁舎の建設には、多くの日数を要するため
		防衛諸器材購入	1,693,652	平成26年度	平成28年度	戦闘機Ｆ―２用整備器材の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		防衛航空機整備	3,746,306	平成26年度	平成28年度及び平成29年度	航空機の整備には、その部品の生産又は輸入に多くの日数を要するため
		防衛教育訓練用器材購入	1,560,606	平成26年度	平成28年度及び平成29年度	戦闘機Ｆ―２用飛行訓練装置の購入には、その生産に多くの日数を要するため
		防衛施設整備	1,126,850	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	松島飛行場の施設の整備には、多くの日数を要するため
		河川改修事業	1,820,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	北上川の改修工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

		現場事務所等営繕	332,249	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	河川事務所等の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携道路事業	201,681,000	平成26年度	平成26年度以降5箇年度以内	一般国道岩手106号築川トンネルほか40箇所の地域連携推進工事及び一般国道岩手45号の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス道路整備事業発注者支援業務	2,848,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務	200,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		かんがい排水事業	5,195,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	和賀中部地区用水管理設備建設工事ほか2件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携道路事業費補助	375,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		水産物供給基盤整備事業費補助	1,140,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	水産物供給基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路災害復旧事業	5,150,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	一般国道宮城45号天王橋ほか2箇所の災害復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
		文部科学省				
		文部科学本省				
		消費税率の引上げに伴う国際熱核融合実験炉計画関連研究開発費補助に係る限度額の増額	720	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	平成24年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「国際熱核融合実験炉計画関連研究開発費補助」に基づいて実行した独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉計画関連研究開発事業に係る国庫の負担となる契約について、平成26年4月の消費税率の引上げに伴いその限度額を増額する必要があるため
		防災対策推進公立学校施設整備費負担	1,408,000	平成26年度	平成26年度及び平成27年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため

平成二十六年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十五特別会計（平成二十六年度においては、社会資本整備事業特別会計を廃止し、食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合することとしている。）に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、四百十一兆四千二百五十七億七千二百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、百九十五兆二千四十九億四千七百万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
五四、一〇九、九五六		五二、七五六、六一一	

「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成二十五年法律第七十六号）に基づき、平成二十六年度より、交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、本会計における勘定区分を廃止するとともに、交通安全対策特別交付金に関する経理を本会計において行うこととしている。

歳入では、一般会計から十六兆二千百二十二億七千二百万円を受け入れ、法人住民税の税率引き下げ分に相当する地方法人税（仮称）の税収の全額三億円を受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として五千七百二十三億三千二百万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から三十三兆千百七十二億九千五百万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として十六兆三千二百二十九億九千万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税五千七百二十三億三千二百万円）、国債整理基金特別会計への繰入として三十三兆四千九百一億九千五百万円を計上している。

2　国債整理基金特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
二一四、〇八六、〇八八		二一四、〇八六、〇八八	

一般会計から二十三兆二千六百九十二億五千六百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から六十七兆九千八百四十一億三千四百万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から九百二十億六千九百万円、租税千四百二十六億円、公債金九十二兆六千三百六十六億五千四百万円、復興借換公債金一兆五千百二十八億六千六百万円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社の株式の売払収入千三百七億三千九百万円、日本郵政株式会社の配当金収入二百二十八億九千六百万円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社の配当金収入六十二億七百万円、運用収入千五百四十四億三千万円、東日本大震災復興運用収入百四十八億二千九百万円、雑収入千百八十八億四千万円、東日本大震災復興雑収入五億六千八百万円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第四十七条の規定により平成二十五年度において発行予定の公債に係る公債金収入二十八兆円をそれぞれ受け入れることとしている。

3　外国為替資金特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
二、四二四、九五九		一、六三五、二四一	

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成二十五年度の実績見込等を勘案して百九十五兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第八条第二項の規定により、平成二十五年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆五千八百五十一億九千四百万円を平成二十六年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4　財政投融資特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
(1)　財政融資資金勘定	三八、二三三、四一九	三七、九四六、八三四	
(2)　投資勘定	三一七、四二三	三一七、四二三	
(3)　特定国有財産整備勘定	五〇、一五〇	五〇、一五〇	

財政融資資金勘定において、本勘定の負担において発行する公債の限度額を十六兆円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

投資勘定において、長期リスクマネーを呼び水として供給し、民間投資を活性化させるとともに、日本企業の海外展開やインフラ輸出・資源確保等を積極的に支援することとし、三千百七十二億円（平成二十五年度当初予算額二千六百三十八億円）の産業投資支出を行うこととしている。

5　エネルギー対策特別会計

	歳　入(百万円)	歳　出(百万円)
(1) エネルギー需給勘定	二、四二九、八三二	二、四二九、八三二
(2) 電源開発促進勘定	三六三、五六一	三六三、五六一
(3) 原子力損害賠償支援勘定	九、二〇〇、九二八	八、八五二、二三六

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償支援機構法」（平成二十三年法律第九十四号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。また、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成二十五年十二月二十日閣議決定）を踏まえ、本勘定から原子力損害賠償支援機構に交付する交付国債の発行限度額を、四兆円引き上げることとしている。

6　年金特別会計

	歳　入(百万円)	歳　出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	二二、四三五、三二八	二二、四三五、三二八
(2) 国民年金勘定	四、五三五、九六五	四、五三五、九六五
(3) 厚生年金勘定	四一、〇八八、六一七	四一、〇八八、六一七
(4) 健康勘定	九、八二六、〇五一	九、八二六、〇五一
(5) 子どものための金銭の給付勘定	一、四八八、七六八	一、四八八、七六八
(6) 業務勘定	三八五、一一七	三八五、一一七

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、一兆九千三百七十四億五千六百万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成二十五年法律第七十六号）に基づき、平成二十六年度より、福祉年金勘定を国民年金勘定に統合することに伴い、福祉年金勘定で経理していた福祉年金及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を国民年金勘定に計上している。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、八兆七千七百七十億三千九百万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、百十八億七千七百万円を受け入れることとしている。

7　東日本大震災復興特別会計

歳　入(百万円)	歳　出(百万円)
三、六四六、四〇八	三、六四六、四〇八

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成二十四年度に設けられたものである。歳入では、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第二百二十七条の規定による一般会計からの受入額七千三十億二千百万円、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第四項の規定により発行する公債に係る公債金収入二兆千三百九十三億円を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、森林保険、国有林野事業債務管理、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、みんなの党、日本共産党及び生活の党から、それぞれ、「平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算及び平成二十六年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出され、また、日本維新の会及び結いの党の共同提案により、平成二十六年度特別会計予算に対する修正案が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十六年二月二十八日

予算委員長　二階　俊博

衆議院議長　伊吹　文明殿

平成二十六年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成二十六年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成26年度政府関係機関予算

予算総則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成26年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額、株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条、「産業競争力強化法」第39条第2項及び同法附則第13条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第4条の規定による廃止前の「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第24条の3第2項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限度	額
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額	82,500,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額	3,500,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額	10,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額	564,000
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務　借入金の総額	2,135,000,000
	社債の額面総額	265,000,000
	農林水産業者向け業務　借入金の総額	174,000,000
	社債の額面総額	20,000,000
	中小企業者向け業務　借入金の総額	1,470,000,000
	社債の額面総額	220,000,000
	危機対応円滑化業務　借入金の総額	1,032,000,000
	社債の額面総額	200,000,000
	特定事業等促進円滑化業務　借入金の総額	100,000,000

2　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3　第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第3条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成26年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額
	中小企業者向け業務　13,000,000千円
	貸付金の総額　24,000,000
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第1号、第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額
	農林水産業者向け業務　1,680,000
	中小企業者向け業務　20,000,000
	保証金額の総額　121,000,000
	保険価額の総額　27,170,000,000
	補塡の額の総額　1,586,100,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	保険価額の総額　86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第4条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要件	経費
1　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務を除く。）	第2条第2項及び第3項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、次の表の左欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

保険金	限度額
「中小企業信用保険法」、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（流用の制限）

第5条　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第1項、「株式会社国際協力銀行法」第24条第1項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（2）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第6条　第1条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　則）

第7条　第1条に掲げる政府関係機関が平成26年度において発行する債券若しくは社債又は債務の保証で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額又は保証金額の総額は、外貨による額面総額又は保証金額の総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成25年1月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		17,853,296	事業損金	15,360,150
		事業益金	17,853,296	予備費	150,000
	雑収入		1,065,938		
		一般会計より受入	1,008,604		
		エネルギー対策特別会計より受入	9,704		
		労働保険特別会計より受入	291		
		住宅資金貸付手数料等収入	14,807		

官報（号外）

		運用収入	7,010		
		雑収入	25,522		
	合計		18,919,234	合計	15,510,150
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		165,063,317	事業損金	107,024,377
		事業益金	165,063,317	予備費	1,447,000
	雑収入		20,817,998		
		一般会計より受入	19,512,322		
		エネルギー対策特別会計より受入	405		
		労働保険特別会計より受入	4,497		
		運用収入	11,252		
		雑収入	1,289,522		
	合計		185,881,315	合計	108,471,377
農林水産業者向け業務	事業益金		41,531,050	事業損金	56,612,084
		事業益金	41,531,050	予備費	550,000
	雑収入		20,570,656		
		一般会計より受入	18,609,822		
		東日本大震災復興特別会計より受入	40,050		
		運用収入	17,831		
		雑収入	1,902,953		
	合計		62,101,706	合計	57,162,084
中小企業者向け業務	事業益金		119,107,734	事業損金	75,557,448
		事業益金	119,107,734	補償金	441,000
	補償料収入		250,000	予備費	640,000
		補償料収入	250,000		
	雑収入		17,673,800		
		一般会計より受入	13,424,970		
		エネルギー対策特別会計より受入	6,802		
		労働保険特別会計より受入	5,663		
		運用収入	361,415		
		雑収入	3,874,950		
	合計		137,031,534	合計	76,638,448
信用保険等業務	事業益金		440	事業損金	5,441,309
		事業益金	440	保険費	946,478,643
	保険料収入		199,872,174	予備費	260,000

		保険料収入	199,872,174		
	回収金		113,949,357		
		回収金	113,949,357		
	雑収入		1,893,868		
		運用収入	1,376,675		
		雑収入	517,193		
	合計		315,715,839	合計	952,179,952
危機対応円滑化業務	事業益金		78,361,787	事業損金	79,535,927
		事業益金	78,361,787	補償金	107,724,361
	補償料収入		4,785,033	利子補給金	19,572,427
		補償料収入	4,785,033	予備費	9,000
	雑収入		1,765,648		
		一般会計より受入	1,293,788		
		運用収入	470,762		
		雑収入	1,098		
	合計		84,912,468	合計	206,841,715
特定事業等促進円滑化業務	事業益金		2,602,550	事業損金	2,698,548
		事業益金	2,602,550	予備費	5,000
	雑収入		101,178		
		一般会計より受入	100,748		
		運用収入	180		
		雑収入	250		
	合計		2,703,728	合計	2,703,548
株式会社国際協力銀行	事業益金		662,542,687	事業損金	805,323,255
		事業益金	662,542,687	予備費	229,400
	雑収入		158,939,031		
		運用収入	4,524,800		
		雑収入	154,414,231		
	合計		821,481,718	合計	805,552,655
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		167,477,452	事業損金	111,759,952
		事業益金	167,477,452	予備費	140,600
	雑収入		2,879,795		
		運用収入	11,978		
		雑収入	2,867,817		
	合計		170,357,247	合計	111,900,552

平成二十六年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一八、九一九	一五、五一〇

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組の推進に加え、セーフティネット機能の発揮に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として千四百二十億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資十八億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国民一般向け業務	一八五、八八一	一〇八、四七一
(2)	農林水産業者向け業務	六二、一〇二	五七、一六二
(3)	中小企業者向け業務	一三七、〇三二	七六、六三八
(4)	信用保険等業務	三一五、七一六	九五二、一八〇
(5)	危機対応円滑化業務	八四、九一二	二〇六、八四二
(6)	特定事業等促進円滑化業務	二、七〇四	二、七〇四

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で二十兆九千億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金五百八十七億円を予定している。

危機対応円滑化業務においては、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともにデフレ及び原油・原材料価格高騰等に伴う経済環境変化への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として一兆二千三百二十億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ一兆三百二十億円及び社債の発行による収入二千億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金三百万円を予定している。さらに、利子補給事業における利子補給金の原資及び損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から六千八百万円及び東日本大震災復興特別会計から八億円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等十二億九千万円を交付することとしている。

3　株式会社国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
八二一、四八二	八〇五、五五三

安定的かつ安価な資源・エネルギーの確保への取組並びに我が国企業の海外投資及びインフラ需要の旺盛な地域への海外展開の支援に重点を置き、二兆二千五百億円の事業を行うこととしている。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金三百十億円、外国為替資金からの借入金一兆二千五百億円、財政融資資金からの借入金三千億円、社債の発行による収入五千二百億円、貸付回収金等千四百九十億円を予定している。

4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一七〇、三五七	一一一、九〇一

開発途上地域の政府等に対して、九千八百八十五億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金四百八十五億円、財政融資資金からの借入金四千二百二十億円、国際協力機構債券の発行による収入千四百億円及び貸付回収金等三千七百八十億円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、みんなの党、日本共産党及び生活の党から、それぞれ、「平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算及び平成二十六年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出され、また、日本維新の会及び結いの党の共同提案により、平成二十六年度政府関係機関予算に対する修正案が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十六年二月二十八日

予算委員長　二階　俊博

衆議院議長　伊吹　文明殿

平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算及び平成二十六年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算及び平成二十六年度政府関係機関予算について、政府はこれを撤回し、左記の要領により速やかに組替えを行い、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

平成二十六年二月二十八日

提出者　長妻　昭　玉木雄一郎

賛成者　安住　淳　外五十一名

記

第一　平成二十六年度予算の組み替えを求める理由

安倍内閣は「経済再生」「震災復興」を看板に掲げるものの、いずれも国民の期待に十分に応える成果を挙げているとは言えない。経済については、日銀の大幅な金融緩和と公共事業の大盤振る舞いをはじめとする大規模な財政出動などに取り組んでいるが、これらが国民生活の改善に結びついていないばかりか、中長期的に見れば経済、財政のリスクをますます高める懸念がある。また消費税増税による増収の内、社会保障の機能強化に充当する割合が低く、消費税引き上げに対する国民の不信を募らせる可能性が高い。

復興についても、未だに約二十七万人が避難生活から脱却できず、災害公営住宅の進捗率も一〇％程度にとどまり、目に見えて復興が進んでいるとは言えない。このような状況の中で安倍内閣がとりまとめた平成二十六年度予算は、これらの問題に適切に対応しておらず、将来への不安をますます高め、また速やかな復興の足かせになりかねない内容となっていることから、組替動議を提出するものである。以下に組替を求める理由を具体的に説明する。

第一に、水膨れした予算が我が国経済の再生や財政健全化への歩みを遅らせることである。安倍内閣は「アベノミクス」と称して、金融緩和、財政出動、成長戦略に取り組むとしているが、安倍内閣の看板である「国家戦略特区」の指定が遅れに遅れていることに代表されるように成長戦略は遅々として進まず、実際には日銀の金融緩和と財政支出の拡大に過度に依存している。「秋のレビュー」で見直しを指摘された四六〇〇億円のうち三六〇〇億円が平成二十五年度補正予算で復活したことが明らかになったが、平成二十六年度予算でも同様に、不要不急と思われる予算が数多く計上されている。例えば、農業土木事業は、昨夏の概算要求額三二〇〇億円に対して、二十五年度補正予算に八〇〇億円、二十六年度当初予算に二七〇〇億円の予算配分が行われ、その合計額は三五〇〇億円と、概算要求を超える予算配分が行われている。この例と同様、補正予算と当初予算の合計で昨夏の概算要求を超える予算配分が行われている事業は六十九事業にのぼり、概算要求を超えた部分の合計額は二兆円を超えている。

また、基金への拠出も同様である。基金に対しては二十五年度補正予算で四十九事業に対して一兆二〇〇〇億円が投入され、二十六年度当初では四十九事業に一兆四〇〇〇億円が投入された。補正、当初の双方で重複して投入されたものは二十事業、八〇〇〇億円にも上る。中には、これまでの執行状況から現段階での増額に疑問があるものも多数ある。

現下の厳しい財政状況の中で、このように不要不急と思われる事業に過度な予算配分を行うことは不適当であり、精査の上、是正を図る必要がある。また、この是正によって確保した財源は、財政に対する不安を軽減するための国債発行額の減額若しくは国民生活の安心感を高めるための社会保障の強化に充当すべきである。

第二に、第一と関連するものであるが、公共事業予算についての見直しが必要である。安倍内閣の発足以降、公共事業は大盤振る舞いされている。その結果、公共事業関連の人件費、資材費は高騰し、また岩手県、宮城県などの被災地を中心に入札不調が頻発している。安倍内閣は二十五年度補正予算で公共事業を一兆円追加し、さらに二十六年度予算においても前年度を上回る公共事業予算を計上しているが、このような状況の中でさらに公共事業を追加することは更なるコストの高騰を招きかねないどころか、被災地の復興の足かせにもなりかねない。公共事業予算について多額の年度繰越が発生している状況も踏まえた適切な見直しを行い、その結果に応じて建設国債の発行額を減じるべきである。

第三に復興特別法人税の前倒し廃止は行うべきではない。復興に係る所得税、法人税の特別税は復興を国・国民全体で支える絆、連帯の精神の表れであり、「被災地の復興なくして、日本の再生なし」を具体化したものである。法人税の前倒し廃止の恩恵は、大企業を中心とするごく一部の黒字企業にしか及ばず、またこれらの企業でさえ本当に賃金を引き上げるかどうか、定かではない。また、個人に対する特別所得税は存置され、国民の間に不公平感を生み出しかねない。未だ多くの被災者が困難な生活を余儀なくされる中で、これを国民全体で支えていくためには、復興特別法人税の前倒し廃止を撤回すべきである。

第四に、原発依存度を引き下げる方向性が予算上見えないことである。三年前の福島第一原発の事故によって「安全神話」は崩壊し、多くの国民ができる限り原発に頼らないことを望んでいる。この国民意識の変化を正面から受け止め、核燃サイクルを含む原発を推進するための予算を可能な限り圧縮し、これによって得た財源を、日本経済の再生の観点も含めて、再生可能エネルギー、省エネルギーに重点的に投資するべきである。

以上のような問題点を是正するため、平成二十六年度政府予算を撤回し、以下の方針に沿って編成替えを行うよう要求する。

第二　編成替えの概要

一、公共事業予算の縮減（削減額一兆円）

公共事業予算を一兆円程度削減し、見合い額を建設公債発行総額の減額に充当する。

二、水膨れ予算の適正化（削減額一兆円）

二十五年度補正予算及び二十六年度予算の合計額で概算要求を上回る予算配分を受けた事業について当該予算配分額の必要性・執行可能性等を精査の上、その結果に応じて減額すること。また基金への拠出についても、特に二十五年度補正予算及び二十六年度予算の双方で拠出を行っている基金について、当該拠出の必要性・執行可能性等を精査の上、その結果に応じて減額すること。

三、復興特別法人税の前倒し廃止の撤回（増収額／復興債発行減額六四〇〇億円）

復興特別法人税を平成二十六年度も引き続き課税することとし、当該課税による増収額に相当する復興債の発行を減額すること。

四、人への投資の拡充（追加額六〇〇〇億円）

介護労働者の処遇改善その他医療・介護提供体制の充実、子育て支援の充実、小児慢性病・難病対策の拡充、高校無償化の所得制限導入の撤回、給付型奨学金の拡充、農業戸別所得補償（米の直接支払交付金）の交付水準の維持など人への投資に係わる予算の拡充を図る。

五、エネルギー関連予算の組替

エネルギー特別会計のエネルギー需給勘定における燃料安定供給対策費、電源開発促進勘定における電源立地対策費などに近年多額の不用を生じている状況を踏まえ、両勘定の予算を実態に即した水準に減額すると共に、これによって確保された財源を再生可能エネルギー、省エネルギーに係わる技術開発・普及の促進に活用する。

平成二十六年度一般会計予算、平成二十六年度特別会計予算及び平成二十六年度政府関係機関予算に対する修正案

右の修正案を提出する。

平成二十六年二月二十八日

提出者

桜内　文城　　藤井　孝男
松野　頼久　　小沢　鋭仁
中田　宏　　柿沢　未途
小池　政就

賛成者

足立　康史外五十四名

平成26年度一般会計予算　を下記により修正する。

1. 予算総則　を下記により修正する。
第1 条中、「95,882,302,829 千円」を「87,740,018,849 千円」に修正する。

2. 甲号　歳入歳出予算　を下記により修正する。

歳入

主管	部・款・項					平成26年度予算額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
財務省						93,805,649,346	△ 8,142,283,980	85,663,365,366
	1	0	00	00	租税及印紙収入	50,001,000,000	△ 2,963,000,000	47,038,000,000
	1	1	00	00	租税	48,945,000,000	△ 2,963,000,000	45,982,000,000
	1	1	02	00	法人税	10,018,000,000	△ 2,963,000,000	7,055,000,000
	5	0	00	00	雑収入	2,364,582,632	414,805,020	2,779,387,652
	5	3	00	00	諸収入	1,664,131,900	414,805,020	2,078,936,920
	5	3	03	00	特別会計受入金	1,587,852,042	414,833,754	2,002,685,796
	5	3	26	00	東日本大震災復興外国為替資金特別会計受入金	28,734	△ 28,734	0
	6	0	00	00	公債金	41,250,000,000	△ 5,594,089,000	35,655,911,000
	6	1	00	00	公債金	41,250,000,000	△ 5,594,089,000	35,655,911,000
	6	1	02	00	特例公債金	35,248,000,000	△ 5,594,089,000	29,653,911,000

官報（号外）

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
皇室費	皇室費			6,149,846	166,892	6,316,738
		002	宮廷費	5,563,037	166,892	5,729,929
国会	衆議院			73,960,494	△ 5,337,274	68,623,220
		001	衆議院	64,816,657	△ 5,330,570	59,486,087
		002	衆議院施設費	9,136,837	△ 6,704	9,130,133
	参議院			43,844,285	△ 3,432,690	40,411,595
		011	参議院	38,412,219	△ 3,426,605	34,985,614
		012	参議院施設費	5,427,066	△ 6,085	5,420,981
	国立国会図書館			19,509,736	△ 1,839,892	17,669,844
		021	国立国会図書館	17,918,913	△ 1,818,663	16,100,250
		022	国立国会図書館施設費	1,590,823	△ 21,229	1,569,594
	裁判官訴追委員会			123,412	△ 12,559	110,853
		031	裁判官訴追委員会	123,412	△ 12,559	110,853
	裁判官弾劾裁判所			107,394	△ 11,063	96,331
		041	裁判官弾劾裁判所	107,394	△ 11,063	96,331
裁判所	裁判所			311,058,216	△ 30,037,732	281,020,484
		001	最高裁判所	75,227,757	△ 6,804,962	68,422,795
		002	下級裁判所	201,756,024	△ 20,460,638	181,295,386
		003	検察審査費	332,823	△ 11,502	321,321
		004	裁判費	19,694,506	△ 2,647,490	17,047,016
		005	裁判所施設費	14,039,106	△ 113,140	13,925,966
会計検査院	会計検査院			17,046,793	△ 1,651,117	15,395,676
		001	会計検査院	16,977,167	△ 1,645,329	15,331,838
		002	会計検査院施設費	69,626	△ 5,788	63,838
内閣	内閣官房			101,388,589	35,759,731	137,148,320
		001	内閣官房共通費	39,939,491	△ 10,129,858	29,809,633
		002	内閣官房施設費	498,026	△ 2,336	495,690
		003	情報収集衛星業務費	60,472,805	45,895,842	106,368,647
		004	情報収集衛星施設費	478,267	△ 3,917	474,350
	内閣法制局			1,073,993	△ 132,680	941,313
		011	内閣法制局	1,073,993	△ 132,680	941,313
	人事院			11,688,915	△ 1,449,098	10,239,817
		021	人事院	11,688,915	△ 1,449,098	10,239,817
内閣府	内閣本府			649,958,157	△ 145,287,455	504,670,702
		001	内閣本府共通費	27,570,301	△ 2,968,632	24,601,669
		002	内閣本府施設費	224,590	△ 3,878	220,712
		003	公文書等管理政策費	49,089	△ 409	48,680
		004	独立行政法人国立公文書館運営費	1,960,021	△ 196,002	1,764,019
		059	独立行政法人国立公文書館施設整備費	35,674	△ 7,135	28,539
		005	政府広報費	6,497,943	△ 23,546	6,474,397
		006	遺棄化学兵器廃棄処理事業費	26,700,049	△ 13,209,119	13,490,930
		007	経済財政政策費	919,269	912,143	1,831,412
		009	地域活性化政策費	1,335,408	△ 132,386	1,203,022
		011	地域再生推進費	45,118,000	△ 45,118,000	0
		012	科学技術政策費	395,699	△ 82,579	313,120
		186	宇宙開発利用政策費	12,948,293	△ 6,337,252	6,611,041

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		013	防災政策費	4,885,278	△ 173,092	4,712,186
		015	沖縄政策費	23,779,128	△ 4,411,512	19,367,616
		187	沖縄振興交付金事業推進費	175,880,917	△ 17,588,091	158,292,826
		188	沖縄北部連携促進特別振興事業費	2,572,000	△ 513,965	2,058,035
		022	沖縄教育振興事業費	8,545,466	△ 609,696	7,935,770
		028	沖縄開発事業費	91,448,180	△ 2,064,799	89,383,381
		032	共生社会政策費	106,670,298	△ 52,236,839	54,433,459
		033	栄典行政費	2,685,039	△ 5,833	2,679,206
		034	男女共同参画社会形成促進費	321,442	△ 14,879	306,563
		038	食品安全政策費	330,583	△ 103,970	226,613
		040	公益法人制度適正運営推進費	93,837	△ 15,592	78,245
		041	経済社会総合研究所	2,099,866	△ 211,968	1,887,898
		042	迎賓施設運営費	851,832	△ 164,818	687,014
		054	沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	55,187	△ 5,606	49,581
	北方対策本部			1,605,764	△ 179,600	1,426,164
		061	北方対策本部	391,229	△ 58,148	333,081
		062	独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,214,535	△ 121,452	1,093,083
	国際平和協力本部			612,984	△ 84,381	528,603
		071	国際平和協力本部	612,984	△ 84,381	528,603
	日本学術会議			1,048,178	△ 93,310	954,868
		081	日本学術会議	1,048,178	△ 93,310	954,868
	官民人材交流センター			262,787	△ 33,770	229,017
		091	官民人材交流センター	262,787	△ 33,770	229,017
	沖縄総合事務局			10,828,468	△ 979,341	9,849,127
		101	沖縄総合事務局	5,367,869	△ 602,985	4,764,884
		102	沖縄治水事業工事諸費	1,866,119	△ 65,890	1,800,229
		109	沖縄道路整備事業工事諸費	1,497,000	△ 131,046	1,365,954
		104	沖縄港湾空港整備事業工事諸費	971,833	△ 85,101	886,732
		110	沖縄道路環境整備事業工事諸費	147,000	△ 14,262	132,738
		106	沖縄国営公園事業工事諸費	201,382	△ 15,921	185,461
		107	沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	769,882	△ 63,743	706,139
		115	沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,883	△ 393	3,490
	宮内庁			10,689,971	△ 1,107,449	9,582,522
		111	宮内庁	10,689,971	△ 1,107,449	9,582,522
	公正取引委員会			11,321,382	△ 1,627,135	9,694,247
		121	公正取引委員会	11,292,235	△ 1,627,135	9,665,100
	警察庁			321,297,679	△ 23,860,509	297,437,170
		131	警察庁共通費	88,820,155	△ 9,064,042	79,756,113
		132	警察庁施設費	10,104,404	△ 186,870	9,917,534
		136	交通警察費	18,637,680	△ 3,678,956	14,958,724
		137	警備警察費	11,941,240	△ 2,272,874	9,668,366
		138	皇宮警察本部	7,915,666	△ 726,284	7,189,382
		142	科学警察研究所	2,062,253	△ 143,405	1,918,848
		143	警察活動基盤整備費	108,587,855	△ 7,788,078	100,799,777

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
	特定個人情報保護委員会			614,931	△ 70,381	544,550
		201	特定個人情報保護委員会	614,931	△ 70,381	544,550
	金融庁			23,020,534	△ 2,498,125	20,522,409
		151	金融庁共通費	21,061,465	△ 2,278,365	18,783,100
		152	金融政策費	1,959,069	△ 219,760	1,739,309
	消費者庁			11,484,337	△ 1,124,759	10,359,578
		161	消費者庁共通費	4,346,019	△ 452,001	3,894,018
		162	消費者政策費	4,421,778	△ 401,105	4,020,673
		163	独立行政法人国民生活センター運営費	2,716,540	△ 271,653	2,444,887
総務省	総務本省			16,876,329,362	△ 47,816,132	16,828,513,230
		001	総務本省共通費	40,538,081	△ 4,234,530	36,303,551
		002	総務本省施設費	73,073	△ 177	72,896
		004	行政管理実施費	157,439	△ 28,766	128,673
		005	行政評価等実施費	144,666	△ 20,478	124,188
		006	地方行政制度整備費	2,678,555	△ 507,845	2,170,710
		007	地域振興費	2,972,855	△ 248,329	2,724,526
		008	地方財政制度整備費	55,536	△ 7,834	47,702
		011	地方税制度整備費	34,823	△ 5,537	29,286
		012	選挙制度等整備費	99,166	△ 24,847	74,319
		013	電子政府・電子自治体推進費	49,896,412	△ 10,920,228	38,976,184
		014	情報通信技術研究開発推進費	6,753,192	△ 2,908,039	3,845,153
		015	独立行政法人情報通信研究機構運営費	28,070,997	△ 2,807,098	25,263,899
		016	独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	59,577	△ 11,913	47,664
		017	情報通信技術高度利活用推進費	4,072,056	△ 183,295	3,888,761
		020	情報通信技術利用環境整備費	4,850,223	△ 120,783	4,729,440
		021	電波利用料財源電波監視等実施費	65,813,817	△ 13,812,658	52,001,159
		022	情報通信国際戦略推進費	2,148,632	△ 41,272	2,107,360
		023	郵政行政推進費	388,613	△ 17,773	370,840
		024	一般戦災死没者追悼等事業費	678,078	△ 236,174	441,904
		026	恩給費	423,161,446	△ 185,826	422,975,620
		027	統計調査費	26,040,159	△ 9,917,840	16,122,319
		028	独立行政法人統計センター運営費	8,631,231	△ 863,121	7,768,110
		029	政党助成費	32,037,885	△ 11,771	32,026,114
		031	施設等所在市町村調整交付金	7,000,000	△ 699,998	6,300,002
	管区行政評価局			11,034,940	△ 1,177,074	9,857,866
		041	管区行政評価局共通費	10,218,283	△ 1,103,440	9,114,843
		042	行政評価等実施費	816,657	△ 73,634	743,023
	総合通信局			12,091,926	△ 1,258,979	10,832,947
		051	総合通信局共通費	8,338,633	△ 858,593	7,480,040
		052	情報通信技術高度利活用等推進費	67,110	△ 5,299	61,811
		053	電波利用料財源電波監視等実施費	3,686,183	△ 395,087	3,291,096
	公害等調整委員会			580,572	△ 50,017	530,555
		061	公害等調整委員会	580,572	△ 50,017	530,555
	消防庁			12,679,133	△ 2,222,381	10,456,752
		071	消防庁共通費	2,215,112	△ 169,036	2,046,076

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		072	消防防災体制等整備費	10,464,021	△ 2,053,345	8,410,676
法務省	法務本省			181,843,861	△ 23,781,976	158,061,885
		001	法務本省共通費	124,693,462	△ 12,370,948	112,322,514
		002	基本法制整備費	138,590	△ 22,954	115,636
		003	司法制度改革推進費	17,088,294	△ 8,307,647	8,780,647
		004	日本司法支援センター運営費	14,607,275	△ 1,460,725	13,146,550
		005	検察企画調整費	41,828	△ 6,063	35,765
		006	矯正企画調整費	107,943	△ 4,443	103,500
		007	更生保護企画調整推進費	281,750	△ 54,150	227,600
		008	債権管理回収業審査監督費	9,665	△ 1,213	8,452
		009	人権擁護推進費	1,588,758	△ 781,776	806,982
		010	訟務費	1,825,936	△ 136,402	1,689,534
		011	出入国管理企画調整推進費	1,085,250	△ 385,802	699,448
		012	法務省施設費	19,246,510	△ 24,135	19,222,375
		013	法務行政情報化推進費	1,128,600	△ 225,718	902,882
	法務総合研究所			1,900,580	△ 199,729	1,700,851
		021	法務総合研究所共通費	1,661,869	△ 188,445	1,473,424
		023	国際協力推進費	204,614	△ 11,284	193,330
	検察庁			106,609,778	△ 11,583,470	95,026,308
		031	検察官署共通費	98,046,071	△ 10,255,700	87,790,371
		032	検察費	5,055,572	△ 665,113	4,390,459
		033	検察運営費	3,508,135	△ 662,657	2,845,478
	矯正官署			229,395,566	△ 17,711,595	211,683,971
		041	矯正官署共通費	159,874,317	△ 16,156,836	143,717,481
		042	矯正管理業務費	5,236,409	△ 872,921	4,363,488
		044	矯正施設民間開放推進費	16,082,480	△ 681,838	15,400,642
	更生保護官署			24,264,851	△ 4,050,099	20,214,752
		051	更生保護官署共通費	12,462,984	△ 1,303,568	11,159,416
		052	更生保護活動費	11,801,867	△ 2,746,531	9,055,336
	法務局			127,561,678	△ 20,397,568	107,164,110
		061	法務局共通費	72,805,434	△ 7,688,985	65,116,449
		064	登記事務処理費	51,215,002	△ 12,267,324	38,947,678
		062	国籍等事務処理費	1,834,091	△ 337,682	1,496,409
		063	人権擁護活動費	1,707,151	△ 103,577	1,603,574
	地方入国管理官署			44,106,475	△ 5,695,880	38,410,595
		071	地方入国管理官署共通費	25,531,945	△ 2,680,988	22,850,957
		072	出入国管理業務費	18,574,530	△ 3,014,892	15,559,638
	公安審査委員会			66,531	△ 7,452	59,079
		081	公安審査委員会	66,531	△ 7,452	59,079
	公安調査庁			14,112,948	△ 1,334,431	12,778,517
		091	公安調査庁共通費	11,874,670	△ 1,230,636	10,644,034
		092	破壊的団体等調査費	2,238,278	△ 103,795	2,134,483
外務省	外務本省			541,015,318	△ 26,119,757	514,895,561
		001	外務本省共通費	48,895,837	△ 5,437,487	43,458,350
		002	外務本省施設費	382,244	△ 4,194	378,050
		003	地域別外交費	3,438,140	△ 649,934	2,788,206

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		004	分野別外交費	2,813,316	△ 718,804	2,094,512
		005	広報文化交流及報道対策費	2,250,843	△ 396,688	1,854,155
		006	独立行政法人国際交流基金運営費	12,440,949	△ 1,244,095	11,196,854
		007	領事政策費	11,481,816	△ 2,267,172	9,214,644
		008	経済協力費	168,422,144	△ 373,960	168,048,184
		009	独立行政法人国際協力機構運営費	150,274,231	△ 15,027,423	135,246,808
	在外公館			125,067,481	△ 9,269,608	115,797,873
		021	在外公館共通費	115,189,465	△ 8,967,039	106,222,426
		022	在外公館施設費	4,387,478	△ 70,237	4,317,241
		023	地域別外交費	472,832	△ 193,528	279,304
		024	分野別外交費	129,928	△ 4,398	125,530
		025	広報文化交流及報道対策費	710,879	△ 5,453	705,426
		026	領事政策費	3,179,752	△ 26,066	3,153,686
		027	経済協力費	997,147	△ 2,887	994,260
財務省	財務本省			24,731,114,218	△ 621,243,874	24,109,870,344
		001	財務本省共通費	150,870,845	△ 5,740,596	145,130,249
		002	財務本省施設費	224,090	△ 50	224,040
		003	財政健全化推進費	7,903,633	△ 678,953	7,224,680
		004	税制企画立案費	167,409	△ 30,642	136,767
		005	資産債務管理費	2,698,928	△ 195,199	2,503,729
		008	国債費	23,270,154,867	△ 613,538,360	22,656,616,507
		007	公務員宿舎施設費	6,567,611	△ 132,551	6,435,060
		014	特定国有財産整備費	2,177,873	△ 7,493	2,170,380
		016	特定国有財産整備諸費	944	△ 189	755
		009	貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	14,856,055	△ 3,968	14,852,087
		010	関税制度等企画立案費	1,240,756	△ 94,505	1,146,251
		011	経済協力費	79,364,420	△ 41,478	79,322,942
		012	政策金融費	71,467,744	△ 20,709	71,447,035
		013	国家公務員共済組合連合会等助成費	70,397,559	△ 759,181	69,638,378
	財務局			59,536,803	△ 5,501,091	54,035,712
		021	財務局共通費	45,804,986	△ 4,067,953	41,737,033
		022	財務局施設費	72,885	△ 1,315	71,570
		023	財務局業務費	13,658,932	△ 1,431,823	12,227,109
	税関			94,125,227	△ 10,215,676	83,909,551
		031	税関共通費	65,918,172	△ 6,772,521	59,145,651
		032	税関施設費	361,491	△ 6,853	354,638
		033	税関業務費	27,374,167	△ 3,434,543	23,939,624
		034	船舶建造費	471,397	△ 1,759	469,638
	国税庁			708,618,875	△ 75,022,756	633,596,119
		041	国税庁共通費	575,893,381	△ 57,968,676	517,924,705
		042	国税庁施設費	2,755,190	△ 57,845	2,697,345
		043	税務業務費	124,166,475	△ 16,394,529	107,771,946
		044	国税不服審判所	4,847,355	△ 506,059	4,341,296
		045	独立行政法人酒類総合研究所運営費	956,474	△ 95,647	860,827
文部科学省	文部科学本省			5,254,175,453	△ 360,829,180	4,893,346,273
		001	文部科学本省共通費	112,962,979	△ 11,439,567	101,523,412

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		002	文部科学本省施設費	26,677	△ 2	26,675
		003	生涯学習振興費	16,033,570	△ 3,946,506	12,087,064
		004	独立行政法人国立科学博物館運営費	2,783,174	834,953	3,618,127
		005	独立行政法人国立女性教育会館運営費	521,641	△ 52,163	469,478
		006	初等中等教育等振興費	537,023,152	△ 215,118,172	321,904,980
		007	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	9,161,638	△ 916,163	8,245,475
		009	独立行政法人教員研修センター運営費	962,923	△ 96,291	866,632
		010	独立行政法人教員研修センター施設整備費	276,191	△ 55,237	220,954
		011	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	980,880	294,265	1,275,145
		013	義務教育費国庫負担金	1,532,183,000	△ 153,218,299	1,378,964,701
		014	高等教育振興費	59,855,718	△ 780,729	59,074,989
		015	独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	1,250,145	△ 125,013	1,125,132
		017	独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,134,180	△ 6,213,417	55,920,763
		019	独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	306,424	△ 30,641	275,783
		020	独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	879,837	△ 175,966	703,871
		021	育英事業費	93,687,510	24,874,711	118,562,221
		022	私立学校振興費	550,332,669	△ 107,627,442	442,705,227
		023	科学技術・学術政策推進費	38,804,464	9,524,998	48,329,462
		027	研究振興費	289,979,296	85,811,785	375,791,081
		028	国立大学法人施設整備費	56,238,963	△ 8,971,686	47,267,277
		029	国立大学法人船舶建造費	3,153,623	△ 630,724	2,522,899
		030	国立大学法人運営費	1,112,267,599	△ 111,226,759	1,001,040,840
		031	独立行政法人日本学術振興会運営費	28,005,668	△ 2,800,566	25,205,102
		032	研究開発推進費	100,474,916	12,605,890	113,080,806
		033	独立行政法人科学技術振興機構運営費	119,895,794	35,968,739	155,864,533
		064	独立行政法人科学技術振興機構施設整備費	44,253	13,277	57,530
		039	独立行政法人物質・材料研究機構運営費	12,329,191	3,698,758	16,027,949
		042	独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	9,324,477	2,797,344	12,121,821
		043	独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	262,000	78,601	340,601
		045	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	46,916,707	14,075,013	60,991,720
		046	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	2,939,093	881,729	3,820,822
		047	独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	112,132,984	33,639,896	145,772,880
		048	独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	790,940	237,283	1,028,223
		034	南極地域観測事業費	4,582,923	△ 86,360	4,496,563
		036	独立行政法人海洋研究開発機構運営費	33,512,223	10,053,668	43,565,891
		037	独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	60,000	18,001	78,001
		038	独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	663,000	198,901	861,901
		049	独立行政法人理化学研究所運営費	53,118,591	15,935,578	69,054,169
		050	独立行政法人理化学研究所施設整備費	227,000	68,101	295,101
		051	独立行政法人防災科学技術研究所運営費	7,020,474	2,106,143	9,126,617
		053	スポーツ振興費	13,881,040	△ 5,371,805	8,509,235
		054	公立文教施設整備費	64,798,550	△ 5,142	64,793,408
		055	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	5,274,804	△ 527,479	4,747,325
		056	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	682,875	204,864	887,739
		058	国際交流・協力推進費	30,993,222	16,067,397	47,060,619
		059	独立行政法人日本学生支援機構運営費	14,029,475	△ 1,402,946	12,626,529

官　報　（号外）

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
	文部科学本省所轄機関			4,948,042	157,217	5,105,259
		071	国立教育政策研究所	3,518,699	190,129	3,708,828
		076	科学技術・学術政策研究所	819,739	19,190	838,929
		073	日本学士院	601,949	△ 52,102	549,847
	文化庁			103,592,428	△ 19,803,598	83,788,830
		081	文化庁共通費	2,646,022	△ 289,755	2,356,267
		082	文化振興費	18,683,905	△ 5,914,121	12,769,784
		083	日本芸術院	506,508	△ 47,041	459,467
		084	独立行政法人国立美術館運営費	7,459,899	△ 745,989	6,713,910
		085	独立行政法人国立美術館施設整備費	3,595,950	△ 719,189	2,876,761
		086	独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	9,434,113	△ 943,410	8,490,703
		087	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	1,135,308	△ 227,061	908,247
		088	文化財保存事業費	44,911,602	△ 8,620,709	36,290,893
		089	文化財保存施設整備費	1,006,908	△ 4,076	1,002,832
		090	独立行政法人国立文化財機構運営費	8,238,870	△ 823,886	7,414,984
		091	独立行政法人国立文化財機構施設整備費	2,990,365	△ 598,072	2,392,293
		092	国際文化交流推進費	2,121,914	△ 591,022	1,530,892
		093	文化振興基盤整備費	861,064	△ 279,267	581,797
厚生労働省	厚生労働本省			30,564,662,627	△ 6,418,764,917	24,145,897,710
		001	厚生労働本省共通費	93,626,482	△ 10,452,238	83,174,244
		002	厚生労働本省施設費	302,555	△ 847	301,708
		003	医療提供体制確保対策費	4,335,535	△ 957,366	3,378,169
		004	医療従事者等確保対策費	1,101,620	△ 170,141	931,479
		005	医療従事者資質向上対策費	12,661,497	△ 2,660,071	10,001,426
		006	医療情報化等推進費	814,642	△ 283,088	531,554
		007	医療安全確保推進費	529,709	△ 126,332	403,377
		010	独立行政法人国立病院機構運営費	19,787,590	△ 1,978,758	17,808,832
		171	独立行政法人国立がん研究センター運営費	6,686,664	△ 668,665	6,017,999
		172	独立行政法人国立がん研究センター施設整備費	52,469	△ 10,493	41,976
		173	独立行政法人国立循環器病研究センター運営費	4,316,340	△ 431,633	3,884,707
		174	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,291,557	△ 429,155	3,862,402
		175	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	136,983	△ 27,396	109,587
		176	独立行政法人国立国際医療研究センター運営費	6,316,640	△ 631,663	5,684,977
		177	独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費	674,195	△ 134,838	539,357
		178	独立行政法人国立成育医療研究センター運営費	3,587,243	△ 358,723	3,228,520
		179	独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費	3,057,588	△ 305,758	2,751,830
		183	独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費	136,853	△ 27,370	109,483
		012	感染症対策費	78,455,250	△ 2,945,799	75,509,451
		013	特定疾患等対策費	66,117,262	△ 9,541,747	56,575,515
		014	移植医療推進費	2,628,512	△ 523,710	2,104,802
		015	原爆被爆者等援護対策費	144,911,471	△ 3,393,344	141,518,127
		016	医薬品承認審査等推進費	1,854,332	△ 384,051	1,470,281
		017	医薬品安全対策等推進費	1,897,534	△ 344,129	1,553,405
		018	医薬品適正使用推進費	321,563	△ 138,140	183,423
		019	血液製剤対策費	614,785	△ 136,573	478,212

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		021	医薬品等研究開発推進費	4,842,184	△ 1,160,206	3,681,978
		022	医療提供体制基盤整備費	79,353,676	20,477,374	99,831,050
		023	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	1,280,986	△ 128,098	1,152,888
		024	医療保険給付諸費	9,478,865,011	△ 2,469,294,823	7,009,570,188
		026	医療費適正化推進費	22,908,621	△ 3,490,647	19,417,974
		029	地域保健対策費	1,870,445	△ 381,226	1,489,219
		030	保健衛生施設整備費	883,000	△ 176,599	706,401
		031	健康増進対策費	12,171,308	△ 2,745,191	9,426,117
		032	健康危機管理推進費	126,369	△ 23,533	102,836
		033	食品等安全確保対策費	1,538,572	△ 234,604	1,303,968
		034	水道安全対策費	126,343	△ 3,607	122,736
		036	麻薬・覚せい剤等対策費	1,198,154	△ 83,966	1,114,188
		037	化学物質安全対策費	427,115	△ 34,730	392,385
		038	生活衛生対策費	2,907,715	△ 205,342	2,702,373
		039	労働条件確保・改善対策費	175,085	△ 67,204	107,881
		096	中小企業最低賃金引上げ支援対策費	2,751,217	△ 655,253	2,095,964
		040	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	133,809	△ 13,380	120,429
		045	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	415,251	△ 41,524	373,727
		046	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	50,702	△ 10,139	40,563
		048	高齢者等雇用安定・促進費	11,362,622	△ 519,098	10,843,524
		049	失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	153,564,500	△ 4,291,164	149,273,336
		052	職業能力開発強化費	3,359,365	△ 26,707	3,332,658
		053	若年者等職業能力開発支援費	207,487	△ 102,639	104,848
		054	障害者等職業能力開発支援費	4,496,168	△ 1,430,780	3,065,388
		055	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	855,286	△ 85,528	769,758
		056	男女均等雇用対策費	90,421	△ 22,334	68,087
		058	保育所運営費	458,132,423	△ 2,565	458,129,858
		060	児童虐待等防止対策費	101,831,083	△ 2,509,766	99,321,317
		061	母子保健衛生対策費	18,767,958	△ 2,882,158	15,885,800
		062	母子家庭等対策費	187,828,315	△ 4,614,416	183,213,899
		094	子ども・子育て支援対策費	130,106,540	△ 13,017,857	117,088,683
		063	児童福祉施設整備費	3,500,000	△ 349,999	3,150,001
		064	生活保護費	2,922,167,034	△ 134,086,589	2,788,080,445
		065	地域福祉推進費	15,542,016	△ 7,622,472	7,919,544
		067	社会福祉諸費	37,038,404	△ 15,659,445	21,378,959
		068	遺族及留守家族等援護費	18,816,173	△ 547,785	18,268,388
		069	戦没者慰霊事業費	2,266,709	△ 450,725	1,815,984
		070	中国残留邦人等支援事業費	1,437,423	△ 617,335	820,088
		071	恩給進達等実施費	348,121	△ 77,223	270,898
		072	障害保健福祉費	1,482,694,726	△ 29,655,703	1,453,039,023
		073	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,909,032	△ 190,902	1,718,130
		074	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	100,000	△ 49,999	50,001
		076	社会福祉施設整備費	3,745,030	△ 1,863,448	1,881,582
		077	独立行政法人福祉医療機構運営費	3,470,128	△ 347,012	3,123,116
		078	公的年金制度運営諸費	4,237,814	△ 155,141	4,082,673
		079	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	10,707,445,798	△ 3,634,618,257	7,072,827,541

官　報　(号　外)

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		080	企業年金等健全育成費	26,677	△ 4,623	22,054
		098	企業年金等適正運営費	2,102,430	△ 420,485	1,681,945
		081	高齢者日常生活支援等推進費	68,870,688	△ 2,197,831	66,672,857
		082	介護保険制度運営推進費	2,638,384,379	△ 41,194,229	2,597,190,150
		086	国際協力費	509,056	△ 237,709	271,347
		087	厚生労働科学研究費	48,104,229	△ 14,704,433	33,399,796
		088	独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	640,627	△ 64,062	576,565
		089	独立行政法人医薬基盤研究所運営費	7,542,542	△ 754,253	6,788,289
		194	社会保障・税番号活用推進費	35,099,051	△ 8,055,480	27,043,571
		091	水道施設整備事業調査諸費	3,000	△ 39	2,961
	検疫所			8,968,503	△ 881,794	8,086,709
		101	検疫所共通費	6,728,322	△ 735,501	5,992,821
		103	検疫業務等実施費	677,161	△ 89,722	587,439
		104	輸入食品検査業務実施費	1,563,020	△ 56,571	1,506,449
	国立ハンセン病療養所			32,722,092	△ 1,891,259	30,830,833
		111	国立ハンセン病療養所共通費	18,134,851	△ 1,828,222	16,306,629
		112	国立ハンセン病療養所施設費	3,956,850	△ 60,685	3,896,165
		113	国立ハンセン病療養所運営費	10,630,391	△ 2,352	10,628,039
	厚生労働本省試験研究機関			11,895,404	△ 803,347	11,092,057
		121	厚生労働本省試験研究所共通費	7,524,462	△ 763,171	6,761,291
		122	厚生労働本省試験研究所施設費	953,970	△ 728	953,242
		123	血清等製造及検定費	508,088	△ 2,989	505,099
		124	厚生労働本省試験研究所試験研究費	2,908,884	△ 36,459	2,872,425
	国立更生援護機関			9,155,965	△ 1,025,766	8,130,199
		131	国立更生援護機関共通費	6,126,122	△ 698,271	5,427,851
		132	国立更生援護機関施設費	381,267	△ 2,354	378,913
		133	国立児童自立支援施設運営費	152,650	△ 18,489	134,161
		134	国立更生援護所運営費	2,495,926	△ 306,652	2,189,274
	地方厚生局			16,847,917	△ 1,681,050	15,166,867
		141	地方厚生局共通費	14,746,220	△ 1,493,769	13,252,451
		142	保険医療機関等指導監督等実施費	1,105,656	△ 110,210	995,446
		144	麻薬・覚せい剤等対策費	502,522	△ 77,007	425,515
		145	医療観察等実施費	92,159	△ 64	92,095
	都道府県労働局			97,128,665	△ 9,173,060	87,955,605
		151	都道府県労働局共通費	87,247,402	△ 8,789,519	78,457,883
		152	都道府県労働局施設費	201,562	△ 4,530	197,032
		153	労働条件確保・改善対策費	662,200	△ 44,798	617,402
		155	個別労働紛争対策費	75,813	△ 7,090	68,723
		156	職業紹介事業等実施費	74,193	△ 6,642	67,551
		157	高齢者等雇用安定・促進費	8,762,680	△ 309,250	8,453,430
		158	男女均等雇用対策費	104,815	△ 11,231	93,584
	中央労働委員会			1,645,909	△ 178,296	1,467,613
		161	中央労働委員会共通費	1,267,645	△ 136,819	1,130,826
		162	労使関係等安定形成促進費	378,264	△ 41,477	336,787

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
農林水産省	農林水産本省			1,557,413,457	△ 78,280,279	1,479,133,178
		001	農林水産本省共通費	90,418,580	△ 9,319,672	81,098,908
		002	農林水産本省施設費	316,737	△ 3,260	313,477
		003	食の安全・消費者の信頼確保対策費	10,066,654	△ 1,181,800	8,884,854
		004	独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,616,169	△ 661,616	5,954,553
		005	独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	74,885	△ 14,976	59,909
		006	国産農畜産物・食農連携強化対策費	68,394,451	△ 6,953,046	61,441,405
		007	牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費	60,034,748	△ 531,661	59,503,087
		008	独立行政法人農畜産業振興機構運営費	1,965,430	△ 196,542	1,768,888
		009	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,577,240	△ 157,723	1,419,517
		010	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	103,101	△ 20,619	82,482
		011	独立行政法人家畜改良センター運営費	7,237,135	△ 723,711	6,513,424
		012	独立行政法人家畜改良センター施設整備費	148,468	△ 29,693	118,775
		013	食料安全保障確立対策費	12,037,856	△ 1,961,011	10,076,845
		015	農業経営対策費	623,429,589	△ 49,882,598	573,546,991
		016	独立行政法人農業者年金基金運営費	3,467,340	△ 346,733	3,120,607
		020	優良農地確保・有効利用対策費	50,509,333	△ 9,450,079	41,059,254
		021	農業生産基盤保全管理等推進費	9,142,170	△ 239,803	8,902,367
		024	環境保全型農業生産対策費	3,009,453	△ 375,741	2,633,712
		025	農山漁村6次産業化対策費	11,883,312	△ 2,949,658	8,933,654
		026	独立行政法人種苗管理センター運営費	2,719,969	△ 271,996	2,447,973
		027	独立行政法人種苗管理センター施設整備費	198,666	△ 39,732	158,934
		028	都市農村交流等対策費	2,725,484	△ 270,765	2,454,719
		029	農村地域資源等保全推進費	77,954,616	△ 7,809,168	70,145,448
		035	農山漁村地域整備事業費	91,706,000	18,341,201	110,047,201
		036	農林水産政策研究所	929,777	△ 122,339	807,438
		037	農林水産業地球環境対策費	111,123	△ 47,310	63,813
		038	農林水産統計調査費	8,894,905	△ 2,921,927	5,972,978
		039	風水害等対策費	27,200	△ 5,439	21,761
		041	海岸事業調査諸費	3,700	△ 397	3,303
		042	農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	1,144,950	△ 132,465	1,012,485
	農林水産本省検査指導機関			15,009,101	△ 1,712,930	13,296,171
		051	農林水産本省検査指導所	14,570,591	△ 1,700,086	12,870,505
		052	農林水産本省検査指導所施設費	438,510	△ 12,844	425,666
	農林水産技術会議			67,368,294	△ 11,418,930	55,949,364
		061	農林水産技術会議共通費	2,492,465	△ 293,907	2,198,558
		062	農林水産技術会議施設費	106,368	△ 1,816	104,552
		063	農林水産業研究開発費	13,726,565	△ 5,961,252	7,765,313
		064	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	37,486,024	△ 3,748,602	33,737,422
		065	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	298,121	△ 59,624	238,497
		066	独立行政法人農業生物資源研究所運営費	6,616,665	△ 661,666	5,954,999
		067	独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	112,717	△ 22,543	90,174
		068	独立行政法人農業環境技術研究所運営費	2,930,476	△ 293,048	2,637,428
		069	独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	124,200	△ 24,840	99,360
		070	独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,433,061	△ 343,306	3,089,755

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		071	独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	41,632	△ 8,326	33,306
	地方農政局			90,357,207	△ 9,070,614	81,286,593
		081	地方農政局	70,568,959	△ 7,325,666	63,243,293
		082	地方農政局施設費	303,422	△ 13,802	289,620
		083	海岸事業工事諸費	319,670	△ 26,807	292,863
		084	農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	19,163,312	△ 1,704,274	17,459,038
		085	農業施設災害復旧事業等工事諸費	1,844	△ 65	1,779
	北海道農政事務所			4,612,574	△ 485,148	4,127,426
		091	北海道農政事務所	4,612,574	△ 485,148	4,127,426
	林野庁			278,206,515	△ 11,743,802	266,462,713
		101	林野庁共通費	31,987,150	△ 3,003,491	28,983,659
		102	林野庁施設費	1,113,927	△ 31,676	1,082,251
		103	森林整備・保全費	8,118,049	△ 1,385,655	6,732,394
		104	独立行政法人農林漁業信用基金出資	320,000	△ 64,000	256,000
		184	国有林野産物等売払及管理処分業務費	20,074,676	△ 2,635,969	17,438,707
		110	林業振興対策費	7,153,806	△ 1,451,763	5,702,043
		111	林産物供給等振興対策費	2,219,016	△ 523,062	1,695,954
		112	森林整備・林業等振興対策費	2,200,000	△ 220,000	1,980,000
		113	独立行政法人森林総合研究所運営費	9,535,454	△ 953,545	8,581,909
		114	独立行政法人森林総合研究所施設整備費	80,748	△ 16,150	64,598
		115	治山事業工事諸費	5,907,491	△ 571,056	5,336,435
		116	森林整備事業工事諸費	9,427,179	△ 887,435	8,539,744
	水産庁			142,529,864	△ 13,376,709	129,153,155
		131	水産庁共通費	7,653,629	△ 768,830	6,884,799
		132	水産庁施設費	39,288	△ 561	38,727
		133	食料安全保障確立対策費	567,893	△ 115,636	452,257
		134	水産資源回復対策費	22,107,578	△ 3,054,133	19,053,445
		135	船舶建造費	1,577,699	△ 209	1,577,490
		136	漁業経営安定対策費	33,228,403	△ 6,537,285	26,691,118
		138	独立行政法人水産大学校運営費	1,760,114	△ 176,011	1,584,103
		139	独立行政法人水産大学校施設整備費	220,000	△ 44,000	176,000
		140	漁村振興対策費	5,831,332	△ 724,159	5,107,173
		143	水産業強化対策費	4,500,000	△ 450,000	4,050,000
		144	独立行政法人水産総合研究センター運営費	14,676,665	△ 1,467,666	13,208,999
		145	独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	171,261	△ 34,252	137,009
		146	海岸事業調査諸費	5,200	△ 615	4,585
		147	水産基盤整備事業工事諸費	55,769	△ 3,352	52,417
経済産業省	経済産業本省			216,529,784	△ 37,514,305	179,015,479
		001	経済産業本省共通費	43,753,341	△ 4,692,984	39,060,357
		002	経済産業本省施設費	688,179	△ 3,676	684,503
		003	産業人材育成費	286,438	△ 143,219	143,219
		004	技術革新促進・環境整備費	3,347,647	△ 1,244,095	2,103,552
		005	独立行政法人産業技術総合研究所運営費	60,832,599	△ 6,083,260	54,749,339
		009	工業標準・知的基盤整備費	2,499,852	△ 939,249	1,560,603
		010	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	6,755,878	△ 675,588	6,080,290
		011	新事業創出促進対策費	100,748	△ 20,150	80,598

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		012	独立行政法人経済産業研究所運営費	1,442,534	△ 144,253	1,298,281
		013	情報技術利活用促進費	5,681,739	△ 1,303,864	4,377,875
		017	経済産業統計調査費	5,316,337	△ 1,733,672	3,582,665
		024	ものづくり産業振興費	16,288,817	△ 6,405,824	9,882,993
		027	サービス産業強化費	4,893,256	△ 2,446,628	2,446,628
		032	地域経済活性化対策費	1,288,201	△ 502,581	785,620
		018	通商政策推進費	4,385,590	△ 991,959	3,393,631
		019	独立行政法人日本貿易振興機構運営費	21,860,138	△ 2,186,014	19,674,124
		020	貿易投資促進費	3,646,610	△ 1,538,062	2,108,548
		022	経済協力費	6,434,626	△ 2,626,329	3,808,297
		023	貿易管理費	445,434	△ 142,802	302,632
		034	温暖化対策費	652,468	△ 289,411	363,057
		015	情報セキュリティ対策推進費	1,741,075	△ 756,263	984,812
		026	独立行政法人情報処理推進機構運営費	3,742,834	△ 374,283	3,368,551
		031	まちづくり推進費	6,378	△ 815	5,563
		029	化学物質管理推進費	698,200	△ 285,798	412,402
		037	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	12,685,348	△ 1,268,535	11,416,813
		016	消費者行政推進費	483,879	△ 237,896	245,983
		104	産業保安費	3,118,796	△ 477,095	2,641,701
	経済産業局			14,490,653	△ 1,539,118	12,951,535
		041	経済産業局共通費	14,378,246	△ 1,538,745	12,839,501
		043	経済産業統計調査費	112,407	△ 373	112,034
	産業保安監督官署			2,862,060	△ 299,543	2,562,517
		121	産業保安監督官署共通費	2,791,062	△ 299,543	2,491,519
	資源エネルギー庁			653,449,235	△ 1,658,365	651,790,870
		051	資源エネルギー庁共通費	4,154,337	△ 445,557	3,708,780
		052	鉱物資源安定供給確保費	1,963,542	△ 854,672	1,108,870
		053	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,581,356	△ 358,136	3,223,220
	中小企業庁			93,409,762	△ 6,835,163	86,574,599
		071	中小企業庁共通費	2,291,470	△ 255,319	2,036,151
		073	中小企業事業環境整備費	28,012,699	△ 3,034,367	24,978,332
		075	経営安定・取引適正化費	6,141,798	△ 1,643,609	4,498,189
		077	独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	19,018,676	△ 1,901,868	17,116,808
国土交通省	国土交通本省			5,324,785,883	△ 44,890,406	5,279,895,477
		001	国土交通本省共通費	122,599,019	△ 12,265,603	110,333,416
		005	住宅市場整備推進費	6,410,935	△ 1,235,455	5,175,480
		008	海洋環境対策費	143,538	△ 3,000	140,538
		010	道路環境等対策費	1,074,177	△ 205,600	868,577
		011	水資源対策費	182,560	△ 13,906	168,654
		013	緑地環境対策費	158,334	△ 15,000	143,334
		018	地球温暖化防止等対策費	18,284,374	△ 3,618,416	14,665,958
		020	住宅・市街地防災対策費	534,481	△ 83,650	450,831
		025	水害・土砂災害対策費	264,259	△ 5,857	258,402
		028	災害対策等緊急事業推進費	17,811,000	△ 17,811,000	0
		033	公共交通等安全対策費	3,882,038	△ 472,920	3,409,118
		034	独立行政法人航空大学校運営費	2,027,569	△ 202,757	1,824,812

官報（号外）

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		035	独立行政法人航空大学校施設整備費	72,453	△ 14,491	57,962
		038	総合的物流体系整備推進費	4,046,886	△ 683,077	3,363,809
		046	景観形成推進費	413,958	△ 97,500	316,458
		048	整備新幹線建設推進高度化等事業費	2,385,000	△ 477,000	1,908,000
		056	都市・地域づくり推進費	1,560,847	△ 274,968	1,285,879
		058	鉄道網整備推進費	475,230	△ 81,627	393,603
		060	地域公共交通維持・活性化推進費	30,736,740	△ 6,064,844	24,671,896
		066	社会資本整備・管理効率化推進費	1,365,761	△ 105,861	1,259,900
		067	不動産市場整備等推進費	4,928,955	△ 819	4,928,136
		068	建設市場整備推進費	818,840	△ 5,961	812,879
		069	国土交通統計調査費	604,214	△ 113,563	490,651
		070	国土調査費	11,867,985	△ 243,824	11,624,161
		071	海事産業市場整備等推進費	1,897,579	△ 245,328	1,652,251
		072	独立行政法人航海訓練所運営費	5,350,959	△ 535,096	4,815,863
		073	独立行政法人航海訓練所施設整備費	46,286	△ 9,257	37,029
		074	独立行政法人海技教育機構運営費	2,384,974	△ 238,497	2,146,477
		076	国土形成推進費	1,079,635	△ 9,370	1,070,265
		282	官民連携基盤整備推進調査費	397,000	△ 397,000	0
		081	離島振興費	4,453,298	△ 28,912	4,424,386
		083	離島振興事業費	64,380,392	1,358,000	65,738,392
		085	北海道総合開発推進費	378,151	△ 42,857	335,294
		086	北海道開発事業費	462,750,383	2,587,000	465,337,383
		091	技術研究開発推進費	1,520,013	△ 259,696	1,260,317
		092	独立行政法人土木研究所運営費	8,465,471	△ 846,547	7,618,924
		093	独立行政法人土木研究所施設整備費	435,005	△ 87,001	348,004
		094	独立行政法人建築研究所運営費	1,744,505	△ 174,450	1,570,055
		095	独立行政法人建築研究所施設整備費	82,051	△ 16,410	65,641
		096	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	233,634	△ 23,363	210,271
		097	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	770,680	△ 77,068	693,612
		098	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	44,000	△ 8,800	35,200
		099	独立行政法人海上技術安全研究所運営費	2,622,826	△ 262,283	2,360,543
		100	独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	211,060	△ 42,212	168,848
		101	独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,218,464	△ 121,846	1,096,618
		102	独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	159,690	△ 31,938	127,752
		103	独立行政法人電子航法研究所運営費	1,530,174	△ 153,017	1,377,157
		104	独立行政法人電子航法研究所施設整備費	74,057	△ 14,811	59,246
		105	情報化推進費	2,159,514	△ 359,248	1,800,266
		106	国際協力費	1,184,246	△ 436,487	747,759
		108	官庁営繕費	17,632,738	△ 239,443	17,393,295
		273	治水海岸事業調査諸費	152,755	△ 14,819	137,936
		364	道路整備事業調査諸費	67,155	△ 9,500	57,655
		365	港湾事業調査諸費	97,911	△ 17,009	80,902
		275	都市開発事業調査諸費	26,634	△ 2,869	23,765
		366	都市水環境整備事業調査諸費	6,923	△ 975	5,948
		276	住宅建設事業調査諸費	107,593	△ 15,108	92,485
		277	国営公園等事業調査諸費	34,025	△ 1,703	32,322

歳出

所管	組織		項	政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		278	下水道事業調査諸費	99,433	△ 14,069	85,364
		279	北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	16,361	△ 1,718	14,643
	国土技術政策総合研究所			5,017,547	△ 437,473	4,580,074
		131	国土技術政策総合研究所共通費	3,001,964	△ 329,047	2,672,917
		132	国土技術政策総合研究所施設費	69,465	△ 7	69,458
		136	治水海岸事業工事諸費	617,450	△ 53,621	563,829
		137	道路整備事業工事諸費	529,121	△ 38,940	490,181
		138	港湾空港整備事業工事諸費	239,503	△ 15,858	223,645
	国土地理院			8,784,845	△ 1,147,946	7,636,899
		141	国土地理院共通費	5,485,607	△ 584,401	4,901,206
		143	災害情報整備推進費	538,890	△ 103,187	435,703
		144	地理空間情報整備・活用等推進費	2,530,721	△ 460,358	2,070,363
	海難審判所			898,648	△ 95,503	803,145
		151	海難審判所共通費	866,646	△ 91,236	775,410
		152	海難審判費	32,002	△ 4,267	27,735
	地方整備局			248,515,420	△ 21,308,596	227,206,824
		161	地方整備局共通費	32,209,920	△ 3,374,476	28,835,444
		163	地方整備推進費	894,622	△ 109,621	785,001
		167	治水海岸事業工事諸費	95,309,591	△ 7,429,999	87,879,592
		168	道路整備事業工事諸費	84,642,724	△ 7,486,217	77,156,507
		169	港湾空港整備事業工事諸費	20,092,162	△ 1,778,138	18,314,024
		170	都市環境整備事業工事諸費	13,296,755	△ 965,710	12,331,045
		164	国営公園事業工事諸費	1,785,661	△ 154,398	1,631,263
		165	河川等災害復旧事業等工事諸費	283,985	△ 10,037	273,948
	北海道開発局			55,270,546	△ 4,739,748	50,530,798
		171	北海道開発局共通費	8,926,084	△ 918,470	8,007,614
		173	北海道開発行政推進費	238,833	△ 26,879	211,954
		174	北海道治水海岸事業工事諸費	10,531,000	△ 802,051	9,728,949
		183	北海道道路整備事業工事諸費	19,352,000	△ 1,619,480	17,732,520
		176	北海道港湾空港整備事業工事諸費	3,907,000	△ 338,927	3,568,073
		177	北海道都市環境整備事業工事諸費	1,683,000	△ 134,108	1,548,892
		179	北海道国営公園事業工事諸費	82,061	△ 6,146	75,915
		180	北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	10,303,853	△ 893,237	9,410,616
		182	北海道災害復旧事業等工事諸費	13,326	△ 450	12,876
	地方運輸局			21,558,428	△ 2,202,296	19,356,132
		191	地方運輸局共通費	20,495,618	△ 2,165,098	18,330,520
		192	地方運輸行政推進費	1,062,810	△ 37,198	1,025,612
	地方航空局			2,065,744	△ 204,367	1,861,377
		201	地方航空局共通費	2,023,688	△ 204,367	1,819,321
	観光庁			10,674,486	△ 1,610,364	9,064,122
		221	観光庁共通費	1,054,303	△ 115,623	938,680
		222	観光振興費	7,707,810	△ 1,303,504	6,404,306
		223	独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,912,373	△ 191,237	1,721,136
	気象庁			58,482,853	△ 5,492,886	52,989,967
		231	気象官署共通費	35,393,037	△ 3,604,027	31,789,010

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		232	気象官署施設費	391,974	△ 1,993	389,981
		233	観測予報等業務費	20,145,489	△ 1,688,400	18,457,089
		234	気象研究所	2,552,353	△ 198,466	2,353,887
	運輸安全委員会			2,057,835	△ 196,926	1,860,909
		241	運輸安全委員会	2,057,835	△ 196,926	1,860,909
	海上保安庁			183,393,564	△ 11,346,056	172,047,508
		251	海上保安官署共通費	98,998,936	△ 9,842,528	89,156,408
		252	海上保安官署施設費	600,823	△ 4,364	596,459
		253	船舶交通安全及海上治安対策費	57,824,300	△ 1,449,881	56,374,419
		254	船舶建造費	22,181,505	△ 6,554	22,174,951
		256	航路標識整備事業工事諸費	504,192	△ 42,729	461,463
環境省	環境本省			244,029,817	△ 14,059,844	229,969,973
		001	環境本省共通費	12,589,488	△ 1,317,919	11,271,569
		002	地球温暖化対策推進費	758,702	△ 162,798	595,904
		004	地球環境保全費	2,149,653	△ 61,089	2,088,564
		005	大気・水・土壌環境等保全費	5,020,438	△ 481,736	4,538,702
		006	廃棄物・リサイクル対策推進費	6,252,810	△ 295,519	5,957,291
		007	廃棄物処理施設整備費	47,844,166	△ 4,273,600	43,570,566
		008	生物多様性保全等推進費	4,337,582	△ 380,295	3,957,287
		009	環境保全施設整備費	171,895	△ 10,348	161,547
		010	自然公園等事業費	7,948,994	△ 78,503	7,870,491
		011	化学物質対策推進費	1,521,322	△ 100,320	1,421,002
		012	環境保健対策推進費	17,284,179	△ 3,224,201	14,059,978
		014	環境・経済・社会の統合的向上費	1,014,487	△ 33,655	980,832
		015	環境政策基盤整備費	7,535,095	△ 2,059,255	5,475,840
		016	環境調査研修所	1,123,296	△ 90,334	1,032,962
		017	環境調査研修所施設費	156,264	△ 167	156,097
		018	独立行政法人環境再生保全機構運営費	1,688,691	△ 168,869	1,519,822
		019	独立行政法人国立環境研究所運営費	10,828,427	△ 1,082,843	9,745,584
		020	独立行政法人国立環境研究所施設整備費	363,440	△ 72,688	290,752
		021	地球環境保全等試験研究費	278,097	△ 126,339	151,758
		024	自然公園等事業工事諸費	509,006	△ 39,366	469,640
	地方環境事務所			5,588,508	△ 400,379	5,188,129
		031	地方環境事務所共通費	3,708,300	△ 398,303	3,309,997
		033	地方環境対策費	1,880,208	△ 2,076	1,878,132
	原子力規制委員会			54,685,586	△ 1,032,596	53,652,990
		051	原子力規制委員会共通費	3,980,180	△ 431,790	3,548,390
		052	原子力安全確保費	3,729,112	△ 363,470	3,365,642
		054	放射能調査研究費	1,591,294	△ 237,336	1,353,958
防衛省	防衛本省			4,865,208,111	27,132,299	4,892,340,410
		001	防衛本省共通費	987,951,988	△ 52,534,068	935,417,920
		002	自衛官給与費	1,352,699,009	△ 135,269,901	1,217,429,108
		003	武器車両等整備費	928,880,676	9,999,712	938,880,388
		004	航空機整備費	511,720,247	160,681,225	672,401,472
		005	艦船整備費	98,813,544	△ 76,013	98,737,531
		021	研究開発費	147,720,203	72,655,801	220,376,004

歳出

所管	組織	項		政府案金額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
		022	人材確保育成費	102,369,262	△ 1,215,946	101,153,316
		020	施設整備費	93,875,882	△ 417,666	93,458,216
		023	防衛施設安定運用関連諸費	266,681,118	△ 14,498,035	252,183,083
		024	在日米軍等駐留関連諸費	272,721,854	△ 11,863,835	260,858,019
		025	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,289,746	△ 328,975	2,960,771
	地方防衛局			18,550,529	△ 1,857,695	16,692,834
		031	地方防衛局	18,550,529	△ 1,857,695	16,692,834

平成26年度特別会計予算　を下記により修正する。

1. 予算総則　を下記により修正する。
第12 条中、表の特別会計「外国為替資金」を削り、これに対応する繰入額「1,585,193,815 千円」を削る。

2. 甲号　歳入歳出予算　を下記により修正する。

歳入

所管	特別会計	勘定	款・項				平成26年度予定額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
	国債整理基金						214,086,088,199	△ 613,365,035	213,472,723,164
			01	00	00	他会計より受入	91,345,458,565	△ 613,365,035	90,732,093,530
			01	01	00	他会計より受入	91,253,390,032	△ 613,365,035	90,640,024,997
		雇用勘定					2,621,976,070	2,000,000,000	4,621,976,070
			05	00	00	積立金より受入	145,143,315	2,000,000,000	2,145,143,315
			05	01	00	積立金より受入	145,143,315	2,000,000,000	2,145,143,315
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興						3,646,408,225	△ 308,300,000	3,338,108,225
			01	00	00	租税	738,100,000	△ 308,300,000	429,800,000
			01	01	00	復興特別所得税	308,300,000	△ 308,300,000	0

歳出

所管	特別会計	勘定	項		平成26年度予定額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金				52,756,610,631	△ 107,920	52,756,502,711
			05	事務取扱費	248,229	△ 107,920	140,309
財務省	地震再保険				129,447,361	△ 6,886	129,440,475
			02	事務取扱費	66,918	△ 6,886	60,032
	外国為替資金				1,635,241,307	△ 150,938	1,635,090,369
			01	事務取扱費	1,126,740	△ 150,938	975,802
財務省及び国土交通省	財政投融資	財政融資資金勘定			37,946,834,153	△ 541,247	37,946,292,906
			02	事務取扱費	5,509,629	△ 541,247	4,968,382
		投資勘定			317,422,562	△ 12,575	317,409,987
			02	事務取扱費	122,460	△ 12,575	109,885
		特定国有財産整備勘定			50,150,398	△ 175,666	49,974,732
			01	特定国有財産整備費	45,456,787	△ 66,536	45,390,251
			02	事務取扱費	4,501,371	△ 109,130	4,392,241
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	エネルギー需給勘定			2,429,831,953	△ 164,771,690	2,265,060,263
			01	燃料安定供給対策費	329,916,945	△ 59,628,127	270,288,818
			02	エネルギー需給構造高度化対策費	346,729,563	△ 89,828,245	256,901,318
			04	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	16,475,968	△ 1,647,597	14,828,371
			05	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発	135,238,579	△ 13,523,858	121,714,721
			06	事務取扱費	1,939,554	△ 143,863	1,795,691
		電源開発促進勘定			363,560,849	△ 38,755,359	324,805,490
			01	電源立地対策費	185,710,562	△ 6,312,802	179,397,760
			02	電源利用対策費	20,219,119	△ 9,076,831	11,142,288
			10	原子力安全規制対策費	35,866,652	△ 9,829,956	26,036,696
			03	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	92,022,278	△ 9,202,228	82,820,050
			04	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整	3,531,430	△ 706,286	2,825,144
			05	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発	314,857	△ 31,486	283,371
			07	事務取扱費	25,285,434	△ 3,595,770	21,689,664
		原子力損害賠償支援勘定			8,852,235,897	△ 356	8,852,235,541
			05	事務取扱費	1,782	△ 356	1,426
厚生労働省	労働保険	労災勘定			1,067,700,568	△ 19,804,632	1,047,895,936
			01	労働安全衛生対策費	17,357,193	△ 4,479,553	12,877,640
			02	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,836,915	△ 183,692	1,653,223
			03	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整	121,060	△ 24,212	96,848
			05	社会復帰促進等事業費	149,672,904	△ 7,362,430	142,310,474
			06	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	7,111,072	△ 711,107	6,399,965
			07	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	2,640,064	△ 528,013	2,112,051
			08	仕事生活調和推進費	1,798,453	△ 351,224	1,447,229
			09	中小企業退職金共済等事業費	1,947,030	△ 389,406	1,557,624
			10	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	111,224	△ 11,122	100,102
			11	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備	66,985	△ 13,397	53,588

歳出

所管	特別会計	勘定		項	平成26年度予定額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
			12	個別労働紛争対策費	993,413	△ 141,084	852,329
			13	業務取扱費	48,796,148	△ 5,590,384	43,205,764
			14	施設整備費	808,017	△ 19,008	789,009
		雇用勘定			2,621,976,070	1,620,856,477	4,242,832,547
			01	中小企業退職金共済等事業費	6,620,380	△ 1,324,076	5,296,304
			23	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	33,350	△ 3,335	30,015
			02	労使関係安定形成促進費	408,576	△ 204,245	204,331
			03	個別労働紛争対策費	993,405	△ 141,084	852,321
			04	職業紹介事業等実施費	62,717,833	△ 6,586,954	56,130,879
			05	地域雇用機会創出等対策費	170,272,992	△ 147,823,681	22,449,311
			06	高齢者等雇用安定・促進費	165,330,811	△ 132,650,183	32,680,628
			09	失業等給付費	1,756,178,131	△ 41,600,131	1,714,578,000
			24	就職支援法事業費	48,363,135	△ 375,232	47,987,903
			10	職業能力開発強化費	51,239,039	△ 18,921,996	32,317,043
			11	若年者等職業能力開発支援費	186,964	△ 93,482	93,482
			07	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	71,425,086	△ 7,142,509	64,282,577
			08	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	2,892,148	△ 578,430	2,313,718
			14	障害者職業能力開発支援費	1,617,902	△ 807,842	810,060
			15	技能継承・振興推進費	4,122,755	△ 2,047,994	2,074,761
			16	男女均等雇用対策費	10,152,161	△ 8,107,819	2,044,342
			17	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,940,362	△ 194,036	1,746,326
			18	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備	170,263	△ 34,053	136,210
			19	業務取扱費	96,144,929	1,989,533,521	2,085,678,450
			20	施設整備費	2,910,599	△ 39,962	2,870,637
		徴収勘定			3,222,833,171	△ 2,386,223	3,220,446,948
			01	業務取扱費	30,623,362	△ 2,386,223	28,237,139
	年金	基礎年金勘定			22,435,327,567	△ 25,170,658	22,410,156,909
			02	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	1,647,700,719	△ 25,170,658	1,622,530,061
		厚生年金勘定			41,088,616,561	△ 42,967,815	41,045,648,746
			01	保険給付費	24,727,588,303	△ 42,967,815	24,684,620,488
		子どものための金銭の給付勘定			1,488,767,521	△ 13,236,981	1,475,530,540
			01	児童育成事業費	66,015,316	△ 13,197,665	52,817,651
			03	業務取扱費	1,952,685	△ 39,316	1,913,369
		業務勘定			385,117,129	△ 36,420,644	348,696,485
			01	業務取扱費	42,904,150	△ 1,292,945	41,611,205
			03	社会保険オンラインシステム費	58,929,549	△ 6,867,784	52,061,765
			11	日本年金機構運営費	282,599,150	△ 28,259,915	254,339,235
農林水産省	食料安定供給	農業経営安定勘定			268,944,249	△ 54,515	268,889,734
			01	農業経営安定事業費	268,736,011	△ 54,515	268,681,496
		食糧管理勘定			1,051,824,684	△ 17,577,155	1,034,247,529
			02	食糧管理費	38,254,300	△ 17,577,155	20,677,145
		業務勘定			12,234,329	△ 408,286	11,826,043
			01	事務取扱費	12,034,329	△ 408,286	11,626,043
		国営土地改良事業勘定			33,664,342	△ 271,777	33,392,565

歳出

所管	特別会計	勘定		項	平成26年度予定額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
			05	土地改良事業工事諸費	3,202,971	△ 271,777	2,931,194
	森林保険				4,172,219	△ 35,189	4,137,030
			02	事務取扱費	1,132,324	△ 35,189	1,097,135
経済産業省	貿易再保険				204,128,289	△ 80,869	204,047,420
			02	事務取扱費	578,373	△ 80,869	497,504
	特許				126,063,602	△ 21,556,458	104,507,144
			01	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	9,484,527	△ 948,453	8,536,074
			02	事務取扱費	116,052,440	△ 20,602,631	95,449,809
			03	施設整備費	326,635	△ 5,374	321,261
国土交通省	自動車安全	保障勘定			5,905,216	△ 337,746	5,567,470
			01	保障費	3,750,423	△ 337,746	3,412,677
		自動車検査登録勘			34,523,703	△ 3,890,573	30,633,130
			01	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	928,454	△ 92,845	835,609
			02	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	297,301	△ 59,460	237,841
			03	自動車検査独立行政法人運営費	828,378	△ 82,838	745,540
			04	自動車検査独立行政法人施設整備費	2,428,578	△ 485,716	1,942,862
			05	業務取扱費	28,543,942	△ 3,169,005	25,374,937
			06	施設整備費	1,197,050	△ 709	1,196,341
		自動車事故対策勘			13,070,137	△ 1,890,497	11,179,640
			01	自動車事故対策費	5,515,040	△ 1,120,407	4,394,633
			02	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	6,892,911	△ 689,291	6,203,620
			03	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	403,996	△ 80,799	323,197
		空港整備勘定			366,926,378	△ 15,943,083	350,983,295
			01	空港等維持運営費	146,927,509	△ 15,489,667	131,437,842
			10	地域公共交通維持・活性化推進費	1,475,014	△ 295,003	1,180,011
			26	空港等整備事業工事諸費	1,841,166	△ 158,413	1,682,753
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興				3,646,408,225	△ 135,965,677	3,510,442,548
				国会	191,154	△ 38,231	152,923
				国立国会図書館	191,154	△ 38,231	152,923
			21	国立国会図書館	191,154	△ 38,231	152,923
				復興庁	2,244,105,905	△ 134,166,595	2,109,939,310
			01	復興庁共通費	5,752,352	△ 699,566	5,052,786
			05	原子力災害復興再生支援事業費	118,599,173	△ 4,918,967	113,680,206
			47	内閣共通費	42,120	△ 4,214	37,906
			48	総務省共通費	43,355	△ 4,342	39,013
			49	法務省共通費	519,550	△ 52,010	467,540
			50	文部科学省共通費	282,983	△ 28,350	254,633
			51	厚生労働省共通費	213,750	△ 21,403	192,347
			52	農林水産省共通費	198,946	△ 19,925	179,021
			53	環境省共通費	5,606,731	△ 601,119	5,005,612
			06	地域活性化等復興政策費	64,453,873	△ 4,490,414	59,963,459
			08	治安復興政策費	1,015,088	△ 33,764	981,324
			09	治安復興事業費	134,912	△ 26,982	107,930
			10	金融機能安定・円滑化復興政策費	305,863	△ 52,761	253,102
			11	消費生活復興政策費	717,049	△ 69,881	647,168
			12	生活基盤行政復興政策費	4,116,771	△ 771,452	3,345,319

歳出

所管	特別会計	勘定		項	平成26年度予定額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
			13	生活基盤行政復興事業費	3,648,473	△ 729,695	2,918,778
			54	法務行政復興政策費	1,700,706	△ 311,931	1,388,775
			55	法務行政復興事業費	756,113	△ 307	755,806
			56	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	899,819	△ 89,982	809,837
			15	教育・科学技術等復興政策費	35,454,530	△ 8,222,142	27,232,388
			16	教育・科学技術等復興事業費	26,292,429	△ 1,113,495	25,178,934
			17	東日本大震災復興独立行政法人国立高等専門	33,354	△ 3,335	30,019
			71	東日本大震災復興国立大学法人施設整備費	2,905,716	△ 581,143	2,324,573
			18	東日本大震災復興国立大学法人運営費	705,146	△ 70,515	634,631
			19	東日本大震災復興独立行政法人科学技術振興	2,298,767	△ 229,877	2,068,890
			58	東日本大震災復興独立行政法人放射線医学総	468,858	△ 46,886	421,972
			59	東日本大震災復興独立行政法人日本原子力研	5,193,343	△ 519,334	4,674,009
			20	社会保障等復興政策費	26,616,708	△ 11,210,726	15,405,982
			21	社会保障等復興事業費	4,240,107	△ 848,021	3,392,086
			23	農林水産業復興政策費	40,948,896	△ 7,466,783	33,482,113
			24	農林水産業復興事業費	14,752,123	△ 2,683,985	12,068,138
			60	東日本大震災復興独立行政法人水産総合研究セ	189,822	△ 18,982	170,840
			25	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政	44,675,061	△ 8,281,130	36,393,931
			26	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事	27,366,000	△ 4,413,200	22,952,800
			61	東日本大震災復興独立行政法人産業技術総合	1,608,155	△ 160,816	1,447,339
			28	東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤	2,064,734	△ 206,473	1,858,261
			29	住宅・地域公共交通等復興政策費	8,207,065	△ 768,354	7,438,711
			30	環境保全復興政策費	400,937,345	△ 71,791,729	329,145,616
			63	環境保全復興事業費	127,296,598	△ 1,258,416	126,038,182
			64	東日本大震災復興独立行政法人国立環境研究	953,136	△ 95,314	857,822
			31	東日本大震災復興事業費	347,948,786	△ 1,023,100	346,925,686
			73	東日本大震災復興治水事業工事諸費	119,111	△ 11,921	107,190
			74	東日本大震災復興道路整備事業工事諸費	713,000	△ 168,924	544,076
			75	東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費	178,334	△ 17,864	160,470
			35	東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	20,769	△ 5	20,764
			66	東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工	35,933	△ 1,270	34,663
			67	東日本大震災復興山林施設災害復旧事業工事	98,807	△ 3,492	95,315
			76	東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸	630,898	△ 22,298	608,600
				財務省	692,083,695	△ 2,913	692,080,782
				財務本省	692,083,695	△ 2,913	692,080,782
			01	復興債費	92,083,695	△ 2,913	92,080,782
				文部科学省	71,362,492	△ 1,749,499	69,612,993
				文部科学本省	71,362,492	△ 1,749,499	69,612,993
			04	私立学校振興費	4,956,573	△ 991,315	3,965,258
			06	国立大学法人施設整備費	3,389,460	△ 677,892	2,711,568
			07	研究開発推進費	12,954	△ 2,591	10,363
			11	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整	388,505	△ 77,701	310,804
				厚生労働省	2,424,266	△ 7,419	2,416,847
				国立更生援護機関	2,424,266	△ 7,419	2,416,847
			41	国立更生援護機関施設費	2,424,266	△ 7,419	2,416,847
				国土交通省	44,715,582	△ 1,020	44,714,562

歳出

所管	特別会計	勘定	項		平成26年度予定額(千円)	修正増減額(千円)	修正後金額(千円)
				海上保安庁	2,632,582	△ 1,020	2,631,562
			43	船舶建造費	2,632,582	△ 1,020	2,631,562

平成26年度政府関係機関予算を下記により修正する。

1．甲号　収入支出予算　を下記により修正する。

収入

政府関係機関	業務	款・項				平成26年度予定額(千円)	修正増減額	修正後金額
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務					187,047,255	△ 4,547	187,042,708
		02	00	00	雑収入	18,926,568	△ 4,547	18,922,021
		02	01	00	一般会計より受入	17,629,190	△ 4,547	17,624,643
	農林水産業者向け業務					64,174,315	△ 10,774	64,163,541
		02	00	00	雑収入	20,037,991	△ 10,774	20,027,217
		02	01	00	一般会計より受入	18,050,520	△ 10,774	18,039,746
	中小企業者向け業務					150,137,357	△ 16,162	150,121,195
		06	00	00	雑収入	17,577,615	△ 16,162	17,561,453
		06	01	00	一般会計より受入	13,592,823	△ 16,162	13,576,661
	特定事業等促進円滑化業務					2,695,181	△ 20,150	2,675,031
		02	00	00	雑収入	97,775	△ 20,150	77,625
		02	01	00	一般会計より受入	97,378	△ 20,150	77,228

地方税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」の下に「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」を加え、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を、「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改め、「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加え、「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に、「及び第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の九及び」を「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」に、「第六十八条の十五から」を「第六十八条の十四から」に、「及び第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改める。

第二十四条第五項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第二十五条第一項第一号中「すべて」を「全て」に、「非課税地方独立行政法人（地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うものとして総務省令で定めるもののうちその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものをいう。以下同じ。）、公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

第三十七条の二第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

四千万円を超える金額	百分の四十五

第五十一条第一項中「百分の五」を「百分の三・二」に改め、同項ただし書中「百分の六」を「百分の四・二」に改める。

第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、同条第二十四項中「課される法人税」の下に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額」の下に「及び地方法人税法（平成二十六年法律第　号）第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額」を加える。

第七十二条の五第一項第八号中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第七十二条の二十三第二項に次の一号を加える。

六　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第　号）の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療費等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第七十二条の四十九の六第一項中「この項、第七十二条の四十九の八第三項、第七十二条の六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第三項」を「この款及び次款」に改め、同条に次の一項を加える。

4　納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十二条の六十三の二に次の一項を加える。

4　納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十三条の三第一項中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「教育の用に供する不動産」の下に「（第四号の四に該当するものを除く。）」を、「保育の用に供する不動産」の下に「（同号に該当するものを除く。）」を加え、同項第四号中「第四号の四まで」を「第四号の八まで」に改め、同項第四号の七」を「第四号の八まで」に改め、同項第四号の五及び第四号の六を削り、同項第四号の四中「第五条第十一項」を「第五条第十一項」に改め、同号を同項第四号の六とし、同項第四号の三を同項第四号の五とし、同項第四号の二中「定めるもの」の下に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第四号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

四の四　学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産

第七十三条の四第一項中第四号の九を削り、第四号の八を第四号の九とし、同項第四号の七中「第四号の四」を「前号」に改め、同号を同項第四号の八とし、同号の前に次の一号を加える。

四の七　社会福祉法人その他政令で定める者が介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第五号中「第四号の四まで」に改め、第四号の七及び前号」を「第四号の八まで」に改め、同項第二十一号中「第三十八条第一項第二号に規定する」を「第三十九条第一項の」に改め、同項第二十九号を次のように改める。

二十九　削除

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

三十八　特定建設線（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。）の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の十四第三項中「供する」の下に「耐震基準適合既存住宅（を、「をいう」の下に「。第七十三条の二十七の二第一項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同項において「耐震基準」という。）に適合するものとして政令で定めるものをいう」を、「第七十三条の二十四第二項」の下に「及び第七十三条の二十七の二第一項」を加え、同条第六項中「第七十三条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改め、同条第八項中「、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十四条の規定による清算金」を削り、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第七十三条の二十四第二項中「既存住宅等（既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第七十三条の二十七の六第二項中「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に改め、同条を第七十三条の二十七の七とする。

第七十三条の二十七の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「（同条第一項」を「又は同法第七条第一号に掲げる事業（それぞれ同法第四条第一項」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改め、同条を第七十三条の二十七の六とする。

第七十三条の二十七の四を第七十三条の二十七の五とし、第七十三条の二十七の三を第七十三条の二十七の四とする。

第七十三条の二十七の二第一項中「本条」を「この項」に改め、同条第三項中「及び前二条」を「、第七十三条の二十六及び第七十三条の二十七」に改め、同条を第七十三条の二十七の三とする。

第七十三条の二十七の次に次の一条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第七十三条の二十七の二　道府県は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2　道府県は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3　第七十三条の二十五第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第百十五条第一項中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第百四十四条の三十八の二第一項中「この項及び第百四十四条の三十八の四第三項」を「この款」に改め、同条に次の一項を加える。

4　元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該元売業者等への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第百四十六条第一項中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第百七十八条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

第百七十九条中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「（租税特別措置法」の下に「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」を加え、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を、「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二の二第七項」に改め、「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加え、「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に、「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の九及び」を「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」に、「第六十八条の十四から」を「第六十八条の十四から」に、「及び第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改める。

第二百九十四条第七項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第二百九十六条第一項第一号中「非課税地方独立行政法人、公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

第三百十四条の八中「定めるもの」の下に「の合計額」を加える。

第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、同条第二十四項中「課される法人税」の下に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額及び」の下に「地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに」を、「定めるもの」の下に「の合計額」を加える。

第三百四十八条第二項第二号の五中「（昭和六十一年法律第九十二号）」を削り、同項第九号中「教育の用に供する固定資産」の下に「（第十号の四に該当するものを除く。）」を、「保育の用に供する固定資産」の下に「（同号に該当するものを除く。）」を加え、同項第十号中「第十号の六」を「第十号の八」に改め、同項中第十号の七を第十号の九とし、第十号の六を第十号の八とし、第十号の五を第十号の七とし、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号を同項第十号の六とし、同項第十号の三を同項第十号の五とし、同項第十号の二中「定めるもの」の下に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第十号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十の四　学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する固定資産

第三百四十八条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産

第三百四十八条第二項第十一号中「第十号の六」を「第十号の八」に改め、同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とし、同条第八項中「、非課税地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下この項において同じ。）」に、「所有する非課税地方独立行政法人」を「所有する地方独立行政法人」に改める。

第三百四十九条の三第十三項中「（昭和四十五年法律第七十一号）」を削る。

第三百九十六条の二第一項中「この項及び第三百九十六条の四第六項」を「この款」に改め、同条に次の一項を加える。

4　納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第三百十四条の四第一項中「百分の十二・三」を「百分の九・七」に改め、同項ただし書中「百分の十四・七」を「百分の十二・一」に改める。

第三百十四条の七第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

四千万円を超える金額	百分の四十五

第四百四十三条第一項中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第四百四十四条第一項第一号イ中「千円」を「二千円」に改め、同号ハ中「千六百円」を「二千四百円」に改め、同号ロ中「千二百円」を「二千円」に改め、同号二中「二千五百円」を「三千七百円」に改め、同項第二号イ中「二千四百円」を「三千六百円」に改め、同号ロ中「三千百円」を「三千九百円」に改め、同号ハ中「五千五百円」を「六千九百円」に、「七千二百円」を「一万八百円」に、「三千円」を「三千八百円」に、「四千円」を「五千円」に改め、同項第三号中「四千円」を「六千円」に改める。

第五百八十六条第一項中「非課税地方独立行政法人」の下に「（地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うものとして総務省令で定めるもののうちその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものをいう。）」を加え、同条第二項第四号の五中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

第六百三条第一項及び第二項中「第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四まで」を「第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の五まで」に改める。

第七百一条の三十四第一項中「、非課税独立行政法人」を「及び非課税独立行政法人」に改め、「及び非課税地方独立行政法人」を削り、同条第二項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加え、同条第三項第三号中「教育文化施設」の下に「（第十号の四に該当するものを除く。）」を加え、同項第十号の五及び第十号の六を削り、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号を同項第十号の六とし、同項第十号の三を同項第十号の五とし、同項第十号の二中「定めるもの」の下に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第十号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十の四　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園

第七百一条の三十四第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設

第七百一条の三十四第三項第十号の七中「第十号の四」を「前号」に改める。

第七百二条の二第一項及び第七百四条中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百十四条の四第一項の項及び第三百二十一条の八第二十四項の項を次のように改める。

第三百十四条の四第一項	百分の九・七	百分の十二・九
	百分の十二・一	百分の十六・三
第三百二十一条の八第二十四項	並びに第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額	の合計額を超える額

附則第三条の二の四第一項中「第四十条第三項後段(同条第六項から第十項まで」の下に「及び第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「以下この条」を「次項」に、「同法第四十条第三項」を「同条第三項」に、「公益法人等(同条第六項から第十項まで」を「公益法人等(同条第六項から第十一項まで」に、「財産(同条第六項から第十項まで」を「財産(同条第六項から第十一項まで」に改める。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の四第一項第二号八及び第六項第二号八中「第十条の五の四」を「第十条の五の五」に改める。

附則第五条の六を次のように改める。

第五条の六　平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項(これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2　平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項(これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第三百十四条の七第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第六条第一項及び第四項中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第八条第五項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改め、同条第六項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「とあるのは、「」の下に「、第六十八条の十五」を加え、同条第七項中「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四」に改め、同条第九項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四」に、「及び第四十二条の十二の二」を「、第四十二条の十二の二」に改め、同条第十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第六十八条の十五」とあるのは「及び第六十八条の十五」と、「まで及び第六十八条の十五の五」とあるのは「まで」を「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」とあるのは、「及び第六十八条の十五の六」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五(第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。)」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四」とする。

12　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」とあるのは、「及び第六十八条の十五の五」とする。

附則第九条第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二中「又は前項」と」の下に「、「同項」とあるのは「第一項」と」を加え、「と、「とする」とあるのは「とし」を削り、「金額」とする」を「金額」と」に改める。

附則第十条第四項を削り、同条第五項中「第八号」を「第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　道府県は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第二条第一項第五号に規定する施行者又は同法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合が、同項第四号に規定するマンション建替事業又は同項第九号に規定するマンション敷地売却事業により、同法第百三条に規定する要除却認定マンション及びその敷地を取得した場合には、当該取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二並びに第十一条第二項及び第十項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第二項中「第七十三条の二十七の二第一項」の下に「、第七十三条の二十七の三第一項」を加える。

附則第十一条の五第三項及び第十一条の六中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改める。

附則第十二条第一項中「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」を「、第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項」に、「第十八項から第二十項まで」を「第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項まで」に改め、同条第二項中「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」に改め、同条第三項中「第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号」を「第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号」に、「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十条の四第三十項若しくは第三十一項」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の三第一項中「自家用の自動車で」を「営業用の自動車（に、」以外のもの」を「以下この項において同じ。）及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同条第三項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附則第十二条の三第一項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール」に、「、メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール」に、「及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。）及びガソリン」に、「第三項に」を「次項及び第四項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第百四十七条第一項第一号イ	
七千五百円	八千六百円
八千五百円	九千七百円
九千五百円	一万九百円
一万三千八百円	一万五千八百円
一万五千七百円	一万八千円
一万七千九百円	二万五百円
二万五百円	二万三千五百円
二万三千六百円	二万七千百円
第百四十七条第一項第一号ロ	
二万七千二百円	三万千二百円
四万七百円	四万六千八百円
二万九千五百円	三万三千九百円
三万四千五百円	三万九千六百円
三万九千五百円	四万五千四百円
四万五千円	五万千七百円
五万千円	五万八千六百円
五万八千円	六万六千七百円
六万六千五百円	七万六千四百円
七万六千五百円	八万七千九百円
八万八千円	十万千二百円
十一万千円	十二万七千六百円
第百四十七条第一項第二号イ	
六千五百円	七千百円
九千円	九千九百円
一万二千円	一万三千二百円
一万五千円	一万六千五百円
一万八千五百円	二万三百円
二万二千円	二万四千二百円
二万五千五百円	二万八千円
二万九千五百円	三万二千四百円
四千七百円	五千百円
第百四十七条第一項第二号ロ	
八千円	八千八百円
一万千五百円	一万二千六百円
一万六千円	一万七千六百円
二万五百円	二万二千五百円
二万五千五百円	二万八千円
三万円	三万三千円
三万五千円	三万八千五百円

	四万五百円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百円
第百四十七条第一項第二号八(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千百円	一万六千六百円
第百四十七条第一項第二号八(2)	一万二百円	一万千二百円
	二万六百円	二万二千六百円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
第百四十七条第一項第三号ロ	六万四千円	七万四百円
	三万三千円	三万六千三百円
	四万千円	四万五千百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万千四百円
	八万三千円	九万千三百円
第百四十七条第一項第四号	四千五百円	五千百円
	六千円	六千九百円
第百四十七条第二項第一号	三千七百円	四千百円
	四千七百円	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
第百四十七条第二項第二号	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

附則第十二条の三第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「附則第十二条の三第一項の規定」を「附則第十二条の三第一項又は第二項の規定」に、「前三項」を「第一項及び第二項（これらの規定が」に、「」と、同条第五項」を「並びに前項」と、同条第五項」に、「前各項」を「同項及び第二項（これらの規定が」に、「含む。）」とする」を「含む。）並びに前二項」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年度分の自動車税に係る第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二　軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第百四十七条第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四百円
	一万三千八百円	一万五千百円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千二百円	二万九千九百円
	四万七百円	四万四千七百円
第百四十七条第一項第一号ロ	二万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百円
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万千円	五万六千百円
	五万八千円	六万三千八百円
	六万六千五百円	七万三千百円

	七万六千五百円	八万四千百円
	八万八千円	九万六千八百円
	十一万千円	十二万二千百円
第百四十七条第一項第二号イ	六千五百円	七千百円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千百円
第百四十七条第一項第二号ロ	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五百円	四万四千五百円
第百四十七条第一項第二号八(1)	六千三百円	六千九百円
	七千五百円	八千二百円
	一万五千百円	一万六千六百円
第百四十七条第一項第二号八(2)	一万二百円	一万千二百円
	二万六百円	二万二千六百円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万千八百円

	四万四千円	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
第百四十七条第一項第三号ロ	六万四千円	七万四百円
	三万三千円	三万六千三百円
	四万千円	四万五千百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万千四百円
	八万三千円	九万千三百円
第百四十七条第一項第四号	四千五百円	四千九百円
	六千円	六千六百円
第百四十七条第二項第一号	三千七百円	四千百円
	四千七百円	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

附則第十二条の三第四項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年十月一日（」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第六項第五号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「この号」の下に「及び第六項第二号」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。第六項第三号において同じ。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費

効率（第六項第四号及び第八項において「基準エネルギー消費効率」という。）に、「次項及び第六項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第百四十七条第一項第一号イ	七千五百円	四千円	
	八千五百円	四千五百円	
	九千五百円	五千円	
	一万三千八百円	七千円	
	一万五千七百円	八千円	
	一万七千九百円	九千円	
	二万五百円	一万五百円	
	二万三千六百円	一万二千円	
	二万七千二百円	一万四千円	
	四万七百円	二万五百円	
第百四十七条第一項第一号ロ	二万九千五百円	一万五千円	
	三万四千五百円	一万七千五百円	
	三万九千五百円	二万円	
	四万五千円	二万二千五百円	
	五万千円	二万五千五百円	
	五万八千円	二万九千円	
	六万六千五百円	三万三千五百円	
	七万六千五百円	三万八千五百円	
	八万八千円	四万四千円	
	十一万千円	五万五千五百円	
第百四十七条第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円	
	九千円	四千五百円	
	一万二千円	六千円	
第百四十七条第一項第二号ロ	一万五千円	七千五百円	
	一万八千五百円	九千五百円	
	二万二千円	一万千円	
	二万五千五百円	一万三千円	
	二万九千五百円	一万五千円	
	三万五千円	一万七千五百円	
	四万千五百円	二千四百円	
	八千円	四千円	
	一万千五百円	六千円	
	一万六千円	八千円	
	二万五百円	一万五百円	
	二万五千五百円	一万三千円	
	三万円	一万五千円	
	三万五千円	一万七千五百円	
	四万五百円	二万五百円	
	六千三百円	三千二百円	
第百四十七条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	四千円	
	一万五千百円	八千円	
第百四十七条第一項第二号ハ(2)	一万二百円	五千五百円	
	二万六百円	一万五百円	
第百四十七条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円	
	一万四千五百円	七千五百円	
	一万七千五百円	九千円	
	二万円	一万円	
	二万二千五百円	一万千五百円	
	二万五千五百円	一万三千円	
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万九千円	一万四千五百円	
	二万六千五百円	一万三千五百円	
	三万二千円	一万六千円	

第百四十七条第一項第三号ロ	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千円
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
第百四十七条第一項第四号	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万千五百円
	四千五百円	二千五百円
第百四十七条第二項第一号	六千円	三千円
	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則第十二条の三第五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第七項中「第三項、第四項（」を「第四項及び第五項（これらの規定を」に、「又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「並びに第六項及び第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の」を「第五項の」に改め、「、平成二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度以降」と、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「に、「前項中」を「第五項中」に改め、「第三項第四号に規定する」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　電気自動車

二　天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三　充電機能付電力併用自動車

四　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

五　軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

第百四十七条第一項第一号イ

七千五百円	八千五百円	九千五百円
一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円
二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円
四万七百円	八千円	九千円
一万千円	一万二千円	一万三千円
一万五千円	一万七千円	一万九千円
二万千円	二万三千円	二万五千円
四千円	四千五百円	五千円
五千五百円	六千円	六千五百円
七千円	七千五百円	八千円
一万千円	一万二千円	一万三千円

二万九千五百円	七千五百円	第百四十七条第一項第一号ロ	
三万四千五百円	九千円		
三万九千五百円	一万円		
四万五千円	一万千五百円		
五万千円	一万三千円		
五万八千円	一万四千五百円		
六万六千五百円	一万七千円		
七万六千五百円	一万九千五百円		
八万八千円	二万二千円		
十一万千円	二万八千円		
六千五百円	二千円	第百四十七条第一項第二号イ	
九千円	二千五百円		
一万二千円	三千円		
一万五千円	四千円		
一万八千五百円	五千円		
二万二千円	五千五百円		
二万五千五百円	六千五百円		
二万九千五百円	七千五百円		
四千七百円	千二百円		
八千円	二千円	第百四十七条第一項第二号ロ	
一万千五百円	三千円		
一万六千円	四千円		
二万五百円	五千五百円		
二万五千五百円	六千五百円		
三万円	七千五百円		
三万五千円	九千円		
四万五百円	一万五百円		
六千三百円	千六百円		

七千五百円	二千円	第百四十七条第一項第二号八(1)	
一万五千百円	四千円		
一万二百円	三千円		
二万六百円	五千五百円		
一万二千円	三千円	第百四十七条第一項第三号イ(1)	
一万四千五百円	四千円		
一万七千五百円	四千五百円		
二万円	五千円		
二万二千五百円	六千円		
二万五千五百円	六千五百円		
二万九千円	七千五百円		
二万六千五百円	七千円	第百四十七条第一項第三号イ(2)	
三万二千円	八千円		
三万八千円	九千五百円		
四万四千円	一万千円		
五万五百円	一万三千円		
五万七千円	一万四千五百円		
六万四千円	一万六千円		
三万三千円	八千五百円	第百四十七条第一項第三号ロ	
四万千円	一万五百円		
四万九千円	一万二千五百円		
五万七千円	一万四千五百円		
六万五千五百円	一万六千五百円		
七万四千円	一万八千五百円		
八万三千円	二万千円		
四千五百円	千五百円	第百四十七条第一項第四号	
六千円	千五百円		

第百四十七条第二項第一号	三千七百円	千円	
	四千七百円	千二百円	
	六千三百円	千六百円	
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	千三百円	
	六千三百円	千六百円	
	八千円	二千円	

7　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十四条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「又は前項」を削り、同項を同条第三項とする。

附則第十五条第二項中「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「三分の一」の下に「を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の一）」を加え、同項第二号及び第三号中「二分の一」の下に「を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）」を加え、同条第三項中「平成二十二年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十六年度又は平成二十七年度」に、「当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該航空機のうち地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものについては、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二）の額とする」を「次の各号に掲げる航空機の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるもの（次号において「地方航空運送用航空機」という。）（同号に掲げるものを除く。）　当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二の額とする。

二　地方航空運送用航空機のうち特に地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるもの　次に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

イ　総務省令で定める小型の航空機　当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

ロ　イに掲げる航空機以外の航空機　当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の三の額とし、その後四年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二の額とする。

三　前二号に掲げる航空機以外の航空機　当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第六項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「第十五項」を「第十四項」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項を第十九項とし、同条第十六項を第二十項とし、同条第十五項を第二十一項とし、同条第十四項を第二十二項とし、同条第十三項を第二十三項とし、同条第十二項を第二十四項とし、同条第十一項を第二十五項とし、同条第十項を第二十六項とし、同条第九項を第二十七項とし、同条第八項を第二十八項とし、同条第七項を第二十九項とし、同条第六項を第三十項とし、同条第五項から第二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四項を第一項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を第十二項とし、同条第九項を第十一項とし、同条第八項を第十項とし、同条第七項を第九項とし、同条第六項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十八項中「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「平成二十六年度分及び平成二十七年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十八項を第二十項とし、第十七項を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十五項を第二十五項とし、同条第十四項を第二十四項とし、同条第十三項を第二十三項とし、同条第十二項を第二十二項とし、同条第十一項を第二十一項とし、同条第十項を削り、第九項を第八項とし、第八項を削り、同条中第七項を第六項とし、第六項を第五項とし、第五項を第四項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とし、第二項を第一項とし、同条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第二項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第四項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第五項とし、同条第五項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第六項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第七項とし、同条第七項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第八項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第九項とし、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十二項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十四項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十五項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十六項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十七項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十八項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十七項を第十八項とし、第十六項を削り、同条第十五項を第十六項とし、同条第十四項を第十五項とし、同条第十三項を第十四項とし、同条第十二項を第十三項とし、同条第十一項を第十二項とし、同条第十項を第十一項とし、同条第九項を第十項とし、同条第八項を第九項とし、同条第七項を第八項とし、同条第六項を第七項とし、同条第五項を第六項とし、同条第四項を第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項を第三項とし、同条第一項を第二項とし、同条中第一項を第二

く。）」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条中第三十項を第二十七項とし、第三十一項を第二十八項とし、第三十二項を第二十九項とし、同条第三十三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条中第三十四項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第三十五項を第三十二項とし、第三十六項を第三十三項とし、第三十七項を第三十四項とし、同条第三十八項中「（第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条に次の五項を加える。

36　放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得した同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

37　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第三号イに規定する地下街等の所有者又は管理者が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるもの（同法第十五条の二第一項の規定により当該所有者又は管理者が作成する計画に記載されたものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の二）を乗じて得た額とする。

38　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十二年法律第六十四号）第二条第三項第二号に掲げる機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を除き、同項に規定する業務用の機器に限る。）であつて冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもので総務省令で定めるもののうち、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機器に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該機器が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、四分の三）を乗じて得た額とする。

39　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十一条第一項に規定する認定区域計画（以下この項において「認定区域計画」という。）に同法第二条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事業（医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において「特定研究開発事業」という。）の実施主体（同法第八条第二項第二号に規定する実施主体をいう。）として定められた者が、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域の区域内において平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画として総務省令で定める計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する機械その他の設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

40　都市再生特別措置法第九十七条に規定する認定誘導事業者が同法第九十九条に規定する認定誘導事業（当該認定誘導事業に係る同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）により都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得した都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十五項」を「前条第十四項」に改め、同条第二項中「前条第十五項若しくは第三十六項」を「前条第十四項若しくは第三十三項」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「次項」の下に「並びに次条第一項及び第二項」を加え、「政令で定める基準」を「地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同条第一項において「耐震基準」という。）」に改め、「（平成七年法律第百二十三号）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額）

第十五条の十　市町村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第七条又は同項の規定による報告があつたものに限り、同法第八条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第十二条第二項（同法附則第三条第三項において

準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となつたものを除く。）のうち平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額）の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額）とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　前項の規定は、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該耐震基準適合家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合家屋につき第一項の規定を適用することができる。

附則第十七条第六号イの表(2)中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が平成二十五年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十六年改正前の地方税法」という。）」に改め、同号ロの表(2)中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成二十五年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表及び同条第六項の表中「附則第十五条第十二項、第十八項、第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第二十七項」を「附則第十五条第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第二号イ中「について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十五年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十五条第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項」に改める。

附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第二号イ中「について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十五年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の二第一項第二号イ中「について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十五年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十三条第二項中「第二十八条第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地域」を「第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域」に改め、同条第四項中「の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第五項中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「平成二十六年分」を「平成二十八年分」に改める。

附則第三十三条の三第四項及び第八項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第三十五条の三の二第二項中「取得をしたものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した道府県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第四十一条第一項中「第五項まで及び第九項」を「第六項まで」に改め、同条第二項中「以下この条」を「第五項及び第八項」に改め、同条第三項中「（第十一項及び第十三項において「特定一般社団法人」という。）」及び「（第十一項及び第十三項において「特定一般財団法人」という。）」を削り、「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第四項中「（第十一項において「設立登記」という。）」を削り、「第十一項及び第十四項」を「第八項」に改め、同条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、第十一項から第十三項までを削り、第十四項を第八項とし、第十五項を第九項とし、同条第十六項中「附則第四十一条第十五項」を「附則第四十一条第九項」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第四十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　道府県民税の所得割の納税義務者又は第三十四条第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが

困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出(以下この項において「震災関連原状回復支出」という。)について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。)は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二　当該資産の原状回復のための支出(当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。)

三　当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

附則第四十二条に次の一項を加える。

6　市町村民税の所得割の納税義務者又は第三百十四条の二第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出(以下この項において「震災関連原状回復支出」という。)について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。)は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二　当該資産の原状回復のための支出(当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。)

三　当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

附則第四十四条第一項中「。第四項」を「。第五項」に改め、同条第六項中「附則第四十四条第六項」を「附則第四十四条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第四十四条第五項」を「附則第四十四条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第四十四条第四項」を「附則第四十四条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　その有する事業用資産(震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。)が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用(以下この項において「震災関連原状回復費用」という。)について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第三十二条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二　当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三　当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

附則第四十四条に次の一項を加える。

8　その有する事業用資産(震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。)が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用(以下この項において「震災関連原状回復費用」という。)について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第三百十三条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二　当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三　当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

附則第五十一条の二第一項及び第五十二条第一項から第三項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五十四条第一項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に限り」を削り、「いう。)を」の下に「次の各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同項に次の各号を加える。

一　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間　平成二十六年度分

二　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間　平成二十六年度分及び平成二十七年度分

三　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間　平成二十七年度分及び平成二十八年度分

附則第五十四条第二項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に限り」及び「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十六年三月三十一日までの間に」を削り、「いう。）を」の下に「前項各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第三項中「同項に」を「第一項各号に掲げる期間に取得された同条第三項に」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改める。

附則第五十五条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第四項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に、「この項、第六項及び第七項並びに」を「この条及び」に改め、同条第七項に次の二号を加える。

五　平成二十六年度課税土地等　第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、次に掲げるものをいう。

イ　平成二十五年度課税土地等であつたもの

ロ　平成二十五年度課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十六年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十六年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十一項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に改め、同条第十二項中「第三十項」を「第二十七項」に改め、同条第十四項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に改め、同条第十五項中「第三十項」を「第二十七項」に改める。

附則第五十六条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五十七条第一項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り」を削り、「同じ。）を」の下に「次の各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同項に次の各号を加える。

一　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間　平成二十六年度分

二　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間　平成二十六年度分及び平成二十七年度分

三　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間　平成二十七年度分及び平成二十八年度分

附則第五十七条第二項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り」を削り、「二輪自動車等を」の下に「前項各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第三項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り」を削り、「小型特殊自動車を」の下に「第一項各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第四項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に、「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第五項中「同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第六項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第七項中「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に、「の取得を」を「を取得した後」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改め、同条第八項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第三項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り」を削り、「小型特殊自動車を」の下に「第一項各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第四項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第五項中「同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第六項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第七項中「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に、「の取得を」を「を取得した後」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改め、同条第八項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加える。

8　市町村は、平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成二十六年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十六年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十一項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に改め、同条第十二項中「第三十項」を「第二十七項」に改め、同条第十四項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に改め、同条第十五項中「第三十項」を「第二十七項」に改める。

附則第五十六条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五十七条第一項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り」を削り、「同じ。）を」の下に「次の各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第五項中「同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第六項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第七項中「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に、「の取得を」を「を取得した後」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改め、同条第八項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加える。

附則第五十四条第二項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に限り」及び「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十六年三月三十一日までの間に」を削り、「いう。）を」の下に「前項各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第三項中「同項に」を「第一項各号に掲げる期間に取得された同条第三項に」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改める。

附則第五十五条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第四項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に、「この項、第六項及び第七項並びに」を「この条及び」に改め、同条第七項に次の二号を加える。

五　平成二十六年度課税土地等　第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、次に掲げるものをいう。

イ　平成二十五年度課税土地等であつたもの

ロ　平成二十五年度課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十六年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したもの

附則第五十五条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7　市町村は、第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十六年度課税土地等及び平成二十六年度二分の一減額課税土地等を除く。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

8　市町村は、平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成二十六年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十六年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十一項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に改め、同条第十二項中「第三十項」を「第二十七項」に改め、同条第十四項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に改め、同条第十五項中「第三十項」を「第二十七項」に改める。

附則第五十六条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五十七条第一項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り」を削り、「同じ。）を」の下に「次の各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第五項中「同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第六項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第七項中「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に、「の取得を」を「を取得した後」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改め、同条第八項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第三項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り」を削り、「小型特殊自動車を」の下に「第一項各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第四項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第五項中「同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第六項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第七項中「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に、「の取得を」を「を取得した後」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改め、同条第八項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に改め、「かかわら

ず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第九項中「同日から平成二十五年四月一日までの間に」を削り、「の取得をした」を「を第一項各号に掲げる期間に取得した」に、「の取得をした後」を「を取得した後」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項第一号中「第七十二条の十八」を「第七十二条の十八第一項」に改める。

第二十条の九の三第六項中「第五十三条第十二項若しくは第三百二十一条の八第十二項に規定する」を「第五十三条第十二項第一号若しくは第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、第五十三条第十二項第二号若しくは第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、第五十三条第十二項第三号若しくは第三百二十一条の八第十二項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」に、「第七十二条の二十三第三項」を「第七十二条の二十三第四項」に改める。

第二十三条第一項第三号を次のように改める。

三　法人税割　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める道府県民税をいう。

イ　この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）　法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税

ロ　この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）　次に掲げる法人税額の区分ごとに、当該法人税額を課税標準として課する道府県民税

(1)　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

(2)　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

第二十三条第一項第四号を次のように改める。

四　法人税額　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ　内国法人　法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第六十八条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

ロ　外国法人　次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第百四十四条の二並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。）、第四十二条の十二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(1)　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2)　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

第二十四条第三項中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」を「外国法人」に、「その事業が行われる場所で政令で定めるもの」を「恒久的施設（法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）」に改める。

第三十二条第十一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額」に改め、同項各号を削る。

第三十七条の三中「相当する税（」の下に「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「及び同法第百六十五条の六第一項の控除限度額の合計額」を加える。

第五十二条第四項中「除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第五十三条第一項中「及び同法第百四十五条においてこれらの規定を準用する場合」及び「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下第五項、第九項、第十五項及び第二十五項から第二十七項までを除き、この節において同じ。）」を削り、「又は第八十九条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）」を「、第八十九条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）、第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）又は第百四十四条の六第一項に、「又は第

八十八条の規定」を「、第八十八条又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定」に、「又は第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項又は第百四十四条の六第一項」に、「又は第八十八条の申告書」を「、第八十八条又は第百四十四条の三第一項の申告書」に改め、「において、同法第七十一条第一項」の下に「又は第百四十四条の三第一項」を加え、同条第十二項中「若しくは第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第百四十四条の六第一項」に、「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の十三」に、「これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度

一　法人税法第八十条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人　第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

二　法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人　第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度

三　法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人　第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度

人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に、「当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る内国法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」を「次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　内国法人　当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

人の控除対象還付法人税額とみなす。

二　外国法人　当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第百四十四条の十三第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

第五十三条第十四項中「法人が」の下に「内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」を加え、「当該法人の」を「当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」に改め、同条第二十項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を、「第七十一条第一項」の下に「又は第百四十四条の三第一項」を加え、同条第二十四項中「この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）」を「内国法人」に改め、「相当する税（」の下に「外国法人にあつては、法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項の控除限度額」を、「法人税割額」の下に「（外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）」を加え、同条第二十六項中「第七十四条第一項」の下に「若しくは第百四十四条の六第一項」を加え、同条第三十七項中「第七十一条第一項」の下に「若しくは第百四十四条の三第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第七十一条第一項又は第百四十四条の三第一項」に改め、同条第三十八項及び第四十二項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加え、「第百四十五条」を「第百四十四条の八」に改める。

第五十四条第一項中「限る。）」の下に「又は同法第百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）」を加える。

第五十五条の二第一項中「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に改め、「第六十六条の四第一項」の下に「又は第六十七条の十八第一項」を加え、「。以下この項において同じ」を削り、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の下に「（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を、「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第一項」の下に「又は第六十八条の百七の二第一項」を、「第六十八条の八十八第十八項第一号」の下に「（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第六十二条第一項中「限る。）」の下に「又は同法第百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）」を加える。

第六十五条第一項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加える。

第七十二条に次の一号を加える。

五　恒久的施設　次に掲げるものをいう。

イ　この法律の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ　外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある建設作業場（外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ　外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第七十二条の二第六項中「その事業が行われる場所で政令で定めるもの」を「恒久的施設」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第七十二条の十三第五項を次のように改める。

5　恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなつた場合においては、この節の適用については、その有することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間を一事業年度とみなし、恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなつた場合においては、この節の適用については、その事業年度開始の日からその有しないこととなつた日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の十七第二項中「本項」を「この項」に改め、「金額」の下に「（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」を加え、同条第三項中「金額」の下に「（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」を加える。

第七十二条の十八を次のように改める。

（単年度損益の算定の方法）

第七十二条の十八　第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の内国法人　各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

二　連結申告法人　各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。第七十二条の二十三において同じ。）から個別帰属損金額（同項に規定する個別帰属損金額をいう。同条において同じ。）を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額（同項に規定する個別所得金額をいう。以下この節において同じ。）の計算の例によつて算定する。

三　外国法人　各事業年度の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この号及び第七十二条の二十三第四項において同じ。）及び同法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

2　前項の規定によつて第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益を算定する場合においては、法人税法第五十七条、第五十七条の二、第五十八条、第八十一条の九及び第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第五十九条の二、第六十六条の五の三（第二項に係る部分を除く。）、第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第六十八条の六十二の二及び第六十八条の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）の規定の例によらないものとする。

第七十二条の十九中「本節」を「この節」に改める。

第七十二条の二十三第一項を次のように改める。

第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　連結申告法人以外の内国法人　各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

二　連結申告法人　各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額の計算の例によつて算定する。

三　外国法人　各事業年度の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の合算額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各連結事業年度の法人税の課税標準である同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

第七十二条の二十三第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項第二号」に改め、「（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定によつて第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第八項及び第九項、第五十七条の二第四項、第五十八条第四項、第六十二条の五第五項、第八十一条の九並びに第八十一条の十並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）及び第六十八条の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）の規定の例によらないものとし、医療法人又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が社会保険診療につき支払を受けた金額は、益金の額又は個別帰属益金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、損金の額又は個別帰属損金額に算入しない。

第七十二条の二十六第一項中「法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当すること」を「恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合のその有すること」に改め、「から第七十二条の二十二まで、第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四」を削り、同条第七項中「第七十一条第一項ただし書」の下に「若しくは第百四十四条の三第一項ただし書」を加え、「同項第一号」を「同法第七十一条第一項第一号」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四」を「第七十二条の二十三」に改め、同条第三項中「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項中「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に改め、「第六十六条の四第一項」の下に「又は第六十七条の十八第一項」を加え、「。以下この項において同じ」を削り、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の下に「（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を、「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第一項」の下に「又は第六十八条の百七の二第一項」を、「第六十八条の八十八第十八

項第一号」の下に「(同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)」を加える。

第七十二条の四十第一項第二号中「第七十四条(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)」を「第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第七十二条の四十九の十二第一項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同項ただし書中「第七十二条の二十三第二項」を「第七十二条の二十三第三項」に改める。

第七十二条の五十第二項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める。

第二百九十二条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　法人税割　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める市町村民税をいう。

イ　この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この節において「内国法人」という。)　法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する市町村民税

ロ　この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)　次に掲げる法人税額の区分ごとに、当該法人税額を課税標準として課する市町村民税

(1)　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

(2)　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

四　法人税額　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ　内国法人　法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額(法人税法第八十一条の十九第一項(同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。)及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)で、法人税法第六十八条(租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十九条及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十(第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。)、第四十二条の十一(第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。)、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五(第一項から第六項まで、第十項から第十六項を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

ロ　外国法人　次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で、法人税法第百四十四条(租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する法人税法第六十八条(租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第百四十四条の二並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十(第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。)、第四十二条の十一(第一項、第六項から第八項まで及び第十三項を除く。)、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五(第一項から第六項まで、第十項から第十六項を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(1)　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2)　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

第二百九十四条第五項中「その事業が行われる場所で政令で定めるもの」を「恒久的施設(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。)」に改める。

第三百十二条第五項中「除く。)」の下に「又は第百四十四条の三第一項(同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)」を加える。

第三百十三条第十一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額」に改め、同項各号を削る。

第三百十四条の八中「相当する税(この下に「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額及び」の下に「同法第百六十五条の六第一項の控除限度額並びに」を加える。

第三百二十一条の八第一項中「及び同法第百四十五条においてこれらの規定を準用する場合」及び「(同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下第五項、第九項、第十五項及び第二十五項から第二十七項までを除き、この節において同じ。)」を削り、「又は第八十九条(同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。)」を、「第八十九条(同法第百四十四条の四第一項(同法第百四十四条の三第一項(同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。)又は第百四十四条の六第一項」に、「又は第八十八条の規定」を「、第八十八条又は第百四十四条の三第一項(同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)の規定」に、「又は第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項又は第百四十四条の六第一項」に、「又は第八十八条の申告書」を「、第八十八条又は第百四十四条の三第一項の申告書」に改め、「において、同法第七十一条第一項」の下に「又は第百四十四条の三第一項」を加え、同条第十二項中「若しくは第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項(同法第百四十四条の四第一項

の規定が適用される場合に限る。）若しくは第百四十四条の六第一項」に、「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の十三」に、「これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除するものとする」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

一　法人税法第八十条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人　第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

二　法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人　第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

三　法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人　第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第三百二十一条の八第十三項中「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「又は第百四十四条の十三」に改め、「同法第八十条」の下に「又は第百四十四条の十三」を加え、「の控除対象還付法人税額」を「の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に、「当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それ

ぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度（当該法人の事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第百四十四条の十三第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

第三百二十一条の八第十四項中「法人が」の下に「内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」を加え、「当該法人の」を「当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」に改め、同条第二十項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を、「第七十一条第一項」の下に「又は第百四十四条の三第一項」を加え、同条第二十四項中「この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）」を「内国法人」に改め、「相当する税（この下に「外国法人にあつては、法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項の控除限度額」を、「法人税割額」の下に「（外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）」を加え、同条第二十六項中「第七十四条第一項」の下に「若しくは第百四十四条の六第一項」を加え、同条第三十七項中「第七十一条第一項」の下に「若しくは第百四十四条の三第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第七十一条第一項又は第百四十四条の三第一項」に改め、同条第三十八項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加え、「第百四十五条」を「第百四十四条の八」に改める。

第三百二十一条の九第一項中「限る。）」の下に「又は同法第百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）」を加える。

第三百二十一条の十一の二第一項中「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に改め、「第六十六条の四第一項」の下に「又は第六十七条の十八第一項」を加え、「以下この項において同じ。）をした場合」を「）をした場合」に改め、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の下に「（租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を、「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「（同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三百二十一条の十一の三第一項中「第六十八条の八十八第一項」の下に「又は第六十八条の百七の二第一項」を加え、「同条第十八項第一号」を「同法第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三百二十四条第一項中「限る。）」の下に「又は同法第百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）」を加える。

第三百二十七条第一項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加える。

第五百二十三条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「外国法人」の下に「（この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。）」を加える。

第七百一条の四十六第一項中「外国法人」の下に「（この法律の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。）」を加える。

附則第五条の四の二第一項第二号及び第六項第二号中「第九十五条」の下に「若しくは第百六十五条の六」を加える。

附則第十七条中「附則第三十条」を「附則第二十九条の八」に改める。

附則第三十条を附則第二十九条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第三十条　三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第四百四十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十四条第一項第二号ロ	三千九百円	四千六百円
第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2　前項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項」とする。

附則第四十八条中「第五十三条第十二項から第十七項まで及び第三百二十一条の八第十二項」を「第五十三条第十二項（第三号を除く。）及び第十三項から第十七項まで並びに第三百二十一条の八第十二項（第三号を除く。）及び第十三項」に、「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「同条」と、「又は第百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、第五十三条第十二項第一号及び第三百二十一条の八第十二項第一号中「法人税法第八十条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」と、第五十三条第十二項第二号及び第三百二十一条の八第十二項第二号中「法人税法第百四十四条の十三」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」と、「同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人税法第百四十一条第一号イ」に、「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「又は第百四十四条の十三」に、「第八十条」とあるのは「同条」を「第八十条又は第百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」と、第五十三条第十三項第二号及び第三百二十一条の八第十三項第二号中「金額）のうち、法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたもの」とあるのは「金額）」と、「とみなし、同法第百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前九年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人額にあっては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「とみなす」に改める。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第三条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「あん分した」を「按分した」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項第一号中「あん分した」を「按分した」に、「次条まで」を「この条及び次条」に改め、同条第二項中「三分の一」及び「三分の二」を「二分の一」に、「あん分する」を「按分する」に改める。

第二条の二第一項中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「三分の一」及び「三分の二」を「二分の一」に、「あん分する」を「按分する」に改める。

附則第二項中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第四条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・一」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の四・六」を「百分の五・一」に、「百分の四・二」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

第九条第一号中「百分の百四十八」を「百分の六十七・四」に改め、同条第二号及び第三号中「百分の八十一」を「百分の四十三・二」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の百四十八」を「百分の六十七・四」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の八十一」を「百分の四十三・二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十二条の四十九の六、第七十二条の六十三の二、第百四十四条の三十八の二及び第三百九十六条の二の改正規定並びに次条の規定　平成二十六年七月一日

二　第一条中地方税法第五十一条第一項、第五十三条第二十四項、第三百十四条の四第一項、第三百二十一条の八第二十四項及び第七百三十四条第三項の表の改正規定、第四条の規定並びに附則第三条第十項、第五条第三項、第十条第十項及び第十九条の規定　平成二十六年十月一日

三　第一条中地方税法第七十二条の二十三第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二の四第一項、第五条の四、第三十五条の三の二、第四十二条及び第四十四条の改正規定並びに附則第三条第三項から第六項まで、第五条第二項及び第十条第三項から第六項までの規定　平成二十七年一月一日

四　第一条中地方税法第四百四十四条第一項の改正規定並びに附則第十三条第二項並びに第十五条第一項（第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）附則第三十条第一項に係る部分を除く。）及び第二項（二十八年新法附則第三十条第二項に係る部分を除く。）の規定　平成二十七年四月一日

五　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「（昭和三十二年法律第二十六号）」の下に「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十一第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」を加える部分（第四十一条の十二の二第七項に係る部分に限る。）及び「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改める部分に限る。）、第三十七条の二第二項第一号の表の改正規定、第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「（租税特別措置法）」の下に「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十一第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」を加える部分（第四十一条の十二の二第七項に係る部分に限る。）及び「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改める部分に限る。）及び第三百十四条の七第二項第一号の表の改正規定並びに同法附則第五条の六の改正規定並びに附則第三条第二項及び第十条第二項の規定　平成二十八年一月一日

六　第二条（次号及び第八号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条第三項、第六条、

第十一条第三項、第十四条並びに第十五条第一項（二十八年新法附則第三十条第一項に係る部分に限る。）及び第二項（二十八年新法附則第三十条第二項に係る部分に限る。）の規定　平成二十八年四月一日

七　第二条中地方税法第三十二条第十一項及び第三百十三条第十一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第十一条第一項の規定　平成二十九年一月一日

八　第二条中地方税法第三十七条の三及び第三百十四条の八の改正規定並びに同法附則第五条の四の二の改正規定並びに附則第四条第二項及び第十一条第二項の規定　平成三十年一月一日

九　第一条中地方税法第七十三条の二十七の五の見出し及び同条第一項の改正規定並びに附則第七条第二項及び第三項の規定　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日

十　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加える部分及び「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定（「第六十八条の九及び」を「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」に、「第六十八条の十五から」を「第六十八条の十四から」に改める部分に限る。）、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加える部分及び「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第六十八条の九及び」を「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」に、「第六十八条の十五から」を「第六十八条の十四から」に改める部分に限る。）並びに同法附則第八条第五項の改正規定（「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「とあるのは、「の下に「、第六十八条の十五」を加える部分に限る。）及び同法附則第十五条に五項を加える改正規定（同条第三十九項に係る部分に限る。）並びに附則第三条第八項及び第十条第八項の規定　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

十一　第一条中地方税法附則第三十三条第五項の改正規定　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十二　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定　中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十三　第一条中地方税法附則第十条第五項及び第十四条第一項の改正規定　道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十四　第一条中地方税法附則第十五条に五項を加える改正規定（同条第四十項に係る部分に限る。）　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十五　第一条中地方税法附則第十五条第二十九項の改正規定（「同法第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改める部分に限る。）　港湾法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十六　第一条中地方税法第二十四条第五項、第七十二条の五第一項第八号、第二百九十四条第七項及び第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに同法附則第十条に一項を加える改正規定並びに附則第七条第四項及び第十六条第二項の規定　マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十七　第一条中地方税法附則第十五条第二十四項の改正規定（平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十八　第一条中地方税法第七十三条の四第一項の改正規定（同項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分、同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部分を除く。）、同法第三百四十八条第二項の改正規定（同項第二号の五に係る部分、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分及び同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とする部分を除く。）及び同法第七百一条の三十四第三項の改正規定（同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第十二条第二項及び第十六条第三項の規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（調査の事前通知に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条の四十九の六第四項、第七十二条の六十三の二第四項、第百四十四条の三十八の二第四項及び第三百九十六条の二第四項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第七十二条の四十九の六第一項、第七十二条の六十三の二第一項、第百四十四条の三十八の二第一項又は第三百九十六条の二第一項の規定による通知について適用する。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第三十七条の二第二項第一号及び附則第五条の六第一項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法附則第三条の二の四第一項及び第五条の四第一項第二号ハの規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第三十五条の三の二第二項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

5　新法附則第四十二条第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

6　新法附則第四十四条第四項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

7　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民

税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8　新法第二十三条第一項第四号（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

9　新法第二十三条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十二の五の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八条第十一項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第十二項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

10　新法第五十一条第一項及び第五十三条第二十四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十一条第二項において「三十年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　二十八年新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の二十三第二項第六号の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用する。

3　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての新法第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「七・五倍」とする。

第六条　次項に定めるものを除き、二十八年新法の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　二十八年新法第七十二条の十三第五項の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、同日前に同号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二条の十三第五項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　新法第七十三条の二十七の六第一項の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3　第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三条の二十七の五第一項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。）」と、「の実施により政令」とあるのは「に限る。）の実施により政令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

4　新法附則第十条第五項の規定は、附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（自動車取得税に関する経過措置）

第八条　新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第九条　新法の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

3　施行日がエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号。以下この項及び次項において「合理化法改正法」という。）の施行の日前である場合には、合理化法改正法の施行の日の前日までの間における新法附則第十二条の三第四項第

四号の規定の適用については、同号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イ」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号」と、「エネルギー消費機器等製造事業者等」とあるのは「製造事業者等」とする。

4　前項に規定する場合において、合理化法改正法附則第七条のうち地方税法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)及び第十二条の三第三項第四号の改正規定中「附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)及び第十二条の三第三項第四号」とあるのは、「附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)」とする。

（市町村民税に関する経過措置）

第十条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第三百十四条の七第二項第一号及び附則第五条の六第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法附則第三条の二の四第二項及び第五条の四第六項第二号ハの規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第三十五条の三の二第五項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

5　新法附則第四十二条第六項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

6　新法附則第四十四条第八項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

7　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8　新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

9　新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十二の五の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八条第十一項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第十二項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

10　新法第三百十四条の四第一項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　三十年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　二十八年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十一条　二十九年新法第三百十三条第十一項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十二条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十八条第二項第十号の二及び第十号の四の規定は、附則第一条第十八号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3　平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成二十二年度から平成二十五年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五条第三項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号。附則第十七条第二項において「港湾法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条

第二十八項に規定する基準適合表示車に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日の前日までの間における新法附則第十五条第三十八項の規定の適用については、同項中「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」とあるのは「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」と、「第二条第三項第二号」とあるのは「第二条第二項第二号」とする。

11　市町村長は、この法律の施行後速やかに（新法第四百十条第一項ただし書の規定により平成二十六年四月一日以後に土地及び家屋の平成二十六年度の価格等を決定する場合には、その価格等を決定する日までに）新法附則第五十五条第九項第五号ロ又は第六号ロに掲げる土地及び家屋を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十五年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2　新法第四百四十四条第一項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十六年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3　第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十七条第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十四条　二十八年新法附則第三十条の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2　平成十五年十月十四日前に初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る二十八年新法附則第三十条の規定の適用については、同条第一項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の十二月」とする。

第十五条　平成二十七年三月三十一日以前に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新法第四百四十四条第一項及び二十八年新法附則第三十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新法第四百四十四条第一項第二号ロ	三千九百円	三千百円
新法第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	五千五百円
〃	一万八百円	七千二百円
〃	三千八百円	三千円
〃	五千円	四千円

二十八年新法附則第三十条第一項の表以外の部分	第四百四十四条第一項	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。）附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百四十四条第一項
二十八年新法附則第三十条第一項の表第四百四十四条第一項第二号ロの項	第四百四十四条第一項第二号ロ	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百四十四条第一項第二号ロ
〃	三千九百円	三千百円
二十八年新法附則第三十条第一項の表第四百四十四条第一項第二号ハの項	第四百四十四条第一項第二号ハ	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百四十四条第一項第二号ハ
〃	六千九百円	五千五百円
〃	一万八百円	七千二百円
〃	三千八百円	三千円
〃	五千円	四千円

2　前項の規定の適用がある場合における新法第四百四十四条第二項及び第三項並びに二十八年新法附則第三十条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新法第四百四十四条第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項
新法第四百四十四条第三項	前二項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第一項及び前項
二十八年新法附則第三十条第二項	前項の	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の

附則第三十条第一項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される附則第三十条第一項	
前項各号	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される前項各号	
前二項	第一項及び前項	

（事業所税に関する経過措置）

第十六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十六年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十六年前の年分の個人の事業及び平成二十六年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2　新法第七百一条の三十四第二項の規定は、附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

3　新法第七百一条の三十四第三項第十号の二及び第十号の四の規定は、附則第一条第十八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同日の属する年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用する。

4　施行日の前日において沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。次項において「旧沖縄振興特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定により指定されている情報通信産業振興地域は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律による改正後の沖縄振興特別措置法（次項において「新沖縄振興特別措置法」という。）第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第二項に規定する情報通信産業振興地域とみなして、同項の規定を適用する。

5　施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定されている国際物流拠点産業集積地域は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第四項に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなして、同項の規定を適用する。

6　旧法附則第四十一条第八項に規定する外国公益法人等の平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　第三条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法（以下この条において「新譲与税法」という。）の規定は、平成二十六年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十五年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

2　新譲与税法第二条第二項及び第二条の二第二項の規定の適用については、平成二十六年度分の航空機燃料譲与税に限り、新譲与税法第二条第二項及び第二条の二第二項中「額の二分の一」とあるのは「額の十八分の七」と、「他の二分の一」とあるのは「他の十八分の十一」とする。

3　新譲与税法第二条第二項及び第二条の二第二項の規定の適用については、平成二十七年度分の航空機燃料譲与税に限り、新譲与税法第二条第二項及び第二条の二第二項中「額の二分の一」とあるのは「額の九分の四」と、「他の二分の一」とあるのは「他の九分の五」とする。

4　新譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成二十九年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月から八月までの間の」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額と同年の四月から八月までの間の」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

5　平成二十六年度から平成二十八年度までの間における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

6　平成二十九年度及び平成三十年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「当該年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第四条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下この条において「新暫定措置法」という。）第九条及び第十三条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る法人の事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

2　地方法人特別税の納税義務者が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る地方法人特別税について新暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる新法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合における地方法人特別税の額（次項において「中間申告納付額」という。）は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の地方法人特別税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の四倍の額に相当する額とする。

3　都道府県は、前項に規定する場合において、当該中間申告納付額に係る新暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる新法第七十二条の二十八若しくは第七十二条の三十三の規定による申告書に記載された地方法人特別税の額又は当該中間申告納付額に係る新暫定措置法第十条の規定によりその例によることとされる新法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定に係る地方法人特別税の額が、当該中間申告納付額に満たないとき、又はないときであって、当該中間申告納付額と併せて新法第七十二条の二十六の規定により納付された法人の事業税の全部又は一部に相当する金額を還付するときは、新暫定措置法第十三条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該都道府県の法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の還付の例により、当該満たない金額に相当する中間申告納付額又は当該中間申告納付額の全額を還付するものとする。

4　新暫定措置法第十三条第三項及び第十四条の規定の適用については、前項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付は、新暫定措置法第十三条第一項又は第二項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「

政令で定めるもの	政

」を削る。

令で定めるものの合計額

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法第七十一条の二十九の改正規定中「第八条の三第四項第二号」に」の下に「、「又は同法」を「、同法」に改め、「国外株式の配当等」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加える。

第二条中地方税法附則第四十一条の改正規定を次のように改める。

附則第四十一条第一項中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、同条第二項中「第五項及び第八項」を「第四項及び第七項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「（移行一般社団法人等」を「（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記をしたもの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第四十一条第九項」を「附則第四十一条第八項」に改め、同項を同条第九項とする。

理　由

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割の税率の引下げ、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等、震災からの復興を支援するための津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等並びに国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割の税率の引下げ、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等、震災からの復興を支援するための津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等並びに国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げを行うこと。

2　自動車取得税において、税率を引き下げる

とともに、環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の軽減等の特例措置の拡充を行うこと。

3　自動車税において、環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする税率の特例措置について、軽減対象及び軽減割合並びに重課対象及び重課割合の見直しを行うこと。

4　軽自動車税において、税率を引き上げるとともに、初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車に係る税率を重くする特例措置を講ずること。

5　固定資産税において、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされた一定の家屋について、改修工事が完了した年の翌年度分から二年度間、当該家屋に係る税額の二分の一に相当する額を減額する措置を講ずること。

6　東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び家屋について平成二十六年度分の固定資産税及び都市計画税の減免措置を講ずること。

7　国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うこと。

8　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

9　この法律は、一部の規定を除き、平成二十六年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、平成二十六年度において九百二億円の減収、平年度において千百五十六億円の増収が見込まれる。

二　議案の可決理由

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割の税率の引下げ、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等、震災からの復興を支援するための津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等並びに国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

右報告する。

平成二十六年二月二十八日

総務委員長　高木　陽介

衆議院議長　伊吹　文明殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第九号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度及び」を削り、同項第十一号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十六号中「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「東日本大震災全国緊急防災施策」を「東日本大震災全国緊急防災施策等」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十一号中「平成四年度及び」を削り、同項第十二号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十七号中「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「東日本大震災全国緊急防災施策」を「東日本大震災全国緊急防災施策等」に改め、同表第三項の表第四十号(1)中「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に改め、同号(2)中「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に改め、同表第四十二号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十四号中「平成四年度」を「平成五年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十五号中「平成四年度及び」を削り、同表第四十六号中「平成四年度から」を「平成五年度から」に改め、同表第四十七号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十八号(1)中「以下」の下に「この号において」を加え、同表第五十号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度及び平成二十四年度」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度に」に改める。

		千円
五十一　平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1)　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額	

(2)　全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額(1)に掲げるものを除く。）

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第九号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度及び」を削り、同項第十一号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十六号中「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」を「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「東日本大震災全国緊急防災施策」を「東日本大震災全国緊急防災施策等」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第九号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度及び」を削り、同項第十一号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十六号中「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「東日本大震災全国緊急防災施策」を「東日本大震災全国緊急防災施策等」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第一項中「平成二十五年度に限り」を「平成二十六年度に限り」に、「第五号」を「第六号」に、「一兆八千九百億円」を「九千百億円」に、「第六号」を「第七号」に改め、「第九号及び」を削り、「六千六百二十七億二千九百五十七万七千円」を「五千七百二十三億三千二百二十一万五千円」に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「千七百四十六億円」を「千七百二十九億円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「前三号」を「前各号」に、「三兆六千四十五億三千百七十五万円」を「二兆六千四百三十八億三千百七十五万円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に、「平成二十五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額　五千五百八十一億円」を「平成二十七年度分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち千五百三十六億円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に、「二千百五十億円」を「五千百十二億円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　平成二十六年度の地方法人税の収入見込額として交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入予算に計上された金額に相当する額

附則第四条第二項中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に、「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に、「二千九百七十七億八千七百四十万円」を「二千三百十七億八千七百四十万円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二項中「平成二十六年度から平成四十年度まで」を「平成二十七年度から平成四十一年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十七年度	三千九百二十六億円
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十億円
平成三十四年度	千六百五十三億円
平成三十五年度	千二百十四億円
平成三十六年度	八百三十一億円
平成三十七年度	五百二十一億円
平成三十八年度	二百八十億円
平成三十九年度	百二十八億円
平成四十年度	三十五億円
平成四十一年度	八億円

附則第四条の二第三項中「平成二十六年度及び平成二十七年度の各年度分」を「平成二十七年度分」に、「千九百九十七億七千四百八十万円」を「九百九十八億八千七百四十万円」に、「千九百七十九億六百六十九万八千円」を「六百六十億六百六十九万八千円」に改め、「、平成二十六年度に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を」を削り、「平成二十七年度に当該年度分」を「平成二十七年度分」に改め、「それぞれ」を削り、同条第四項中「平成二十六年度から」を「平成二十七年度から」に改め、「平成二十六年度及び」を削り、「及び平成四十年度」を「から平成四十一年度までの各年度」に改める。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度及び平成二十八年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三　平成二十七年度及び平成二十八年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2　前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　第十二条第三項の表第五十号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二　その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第五条の次に次の一条を加える。

（地域の元気創造事業費の基準財政需要額への算入）

第五条の二　当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域の元気創造事業費	人口	一人につき　八六〇円
市町村	地域の元気創造事業費	人口	一人につき　二、二七〇円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第六条第一項中「平成二十五年度及び」を削る。

附則第六条の二第一項中「平成二十五年度及び」を削り、同項の表道府県の項中「二、六三〇」を「二、三三〇」に改め、同表市町村の項中「二、三四〇」を「二、七〇〇」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分」に改め、同条第一項中「平成二十五年度分の地方交付税」を「平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税」に改め、「基準財政需要額は、」の下に「平成二十六年度にあつては」を加え、「額とする」を「額とし、平成二十七年度及び平成二十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項第一号中「三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円」を「三兆四千百一億千七百二十九万八千円」に改め、同項第二号中「二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円」を「二兆千八百五十億五千九十五万二千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の四を削る。

附則第七条の三の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第一号イ中「平成二十三年法律第三十号」という。）」の下に「、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）」を加え、「平成二十四年地方税法等改正法」という。）及び」を「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）」に改め、「震災特例法改正法」という。）」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）」を「、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ロ中「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）」を「、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ハ中「震災特例法」を「平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ニ中「及び平成二十五年所得税法等改正法」を「、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ホ中「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）」を「平成二十三年法律第百二十号」に、「及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」と

いう。）」を「、平成二十五年地方税法改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号へ及びト中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号チ中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号リ中「及び平成二十五年所得税法等改正法」を「、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二号イ中「平成二十三年法律第三十号」の下に「、平成二十三年法律第百二十号」を加え、「及び震災特例法改正法」を「、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ロ中「及び平成二十五年所得税法等改正法」を「、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ハ中「及び平成二十五年地方税法改正法」を「、平成二十五年地方税法改正法及び平成二十六年地方税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ニ及びホ中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条を附則第七条の四とし、附則第七条の二の次に次の一条を加える。

（地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の三　当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2　当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

附則第九条の二中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条中「平成二十五年度に限り」を「平成二十六年度に限り」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項」を「及び附則第四条第一項」に、「六千六百二十七億二千九百五十七万七千円」を「五千七百二十三億三千二百二十一万五千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十七年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度内」を「平成二十六年度内」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第二項中「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「百分の九十五」を「百分の九十四」に、「百分の五」を「百分の六」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十五年度及び平成二十六年度」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同条第二項中「平成二十五年度にあつては」を「平成二十六年度にあつては」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年度震災復興特別交付税額」を「平成二十七年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十五年度及び平成二十六年度」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に、「平成二十六年度にあつては」を「平成二十七年度にあつては」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十四年度において」を「平成二十五年度において」に、「平成二十六年度にあつては」を「平成二十七年度にあつては」に、「平成二十五年度において」を「平成二十六年度において」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、五二六、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一五二、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　一、九二二、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一六二、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二七、七〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、〇六〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、九〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、八六〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、四七〇

三　教育費				
1　小学校費	教職員数	一人につき	六、二二七、〇〇〇	
	教職員数	一人につき	六、二七一、〇〇〇	
2　中学校費	教職員数	一人につき	六、七一二、〇〇〇	
3　高等学校費	生徒数	一人につき	六〇、五〇〇	
	教職員数	一人につき	六、一二六、〇〇〇	
4　特別支援学校費	学級数	一学級につき	二、一三二、〇〇〇	
	人口	一人につき	一、七〇〇	
5　その他の教育費	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二二〇、〇〇〇	
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二七六、一〇〇	
四　厚生労働費				
1　生活保護費	町村部人口	一人につき	九、一四〇	
2　社会福祉費	人口	一人につき	一二、八〇〇	
3　衛生費	人口	一人につき	一四、六〇〇	
4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	五二、〇〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	一〇一、〇〇〇	
5　労働費	人口	一人につき	四八二	
五　産業経済費				
1　農業行政費	農家数	一戸につき	一一二、〇〇〇	
2　林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、八四〇	
3　水産行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、四〇〇	
	水産業者数	一人につき	三一三、〇〇〇	
4　商工行政費	人口	一人につき	二、〇九〇	
六　総務費				
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	六、一七〇	
2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、一二四、〇〇〇	
3　地域振興費	人口	一人につき	六二八	
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	

八　補正予算債償還費	昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金	千円につき	八〇〇	
九　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成五年度から平成二十五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二四	
十　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三七	
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成五年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三三	
十二　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債の当該各年度の元利償還金	千円につき	五四	

十三　減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六五	港湾における外郭施設の延長　一メートルにつき　六、〇六〇
十四　臨時税収補塡債償還費	臨時税収補塡のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一九	漁港における係留施設の延長　一メートルにつき　一一、〇〇〇
十五　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六五	漁港における外郭施設の延長　一メートルにつき　四、二九〇
十六　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三	都市計画費　都市計画区域における人口　一人につき　九六一
				公園費　人口　一人につき　五一七
市町村				下水道費　都市公園の面積　千平方メートルにつき　三四、九〇〇
一　消防費	人口	一人につき	一一、二〇〇円	その他の土木費　人口　一人につき　九四
二　土木費				教育費
1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	七七、五〇〇	小学校費　児童数　一人につき　四四、四〇〇
	道路の延長	一キロメートルにつき	一八九、〇〇〇	学級数　一学級につき　八三五、〇〇〇
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二六、三〇〇	学校数　一校につき　九、一七七、〇〇〇
				生徒数　一人につき　四二、〇〇〇
				中学校費　学級数　一学級につき　一、〇二八、〇〇〇
				学校数　一校につき　九、二二七、〇〇〇
				教職員数　一人につき　六、八〇五、〇〇〇
				生徒数　一人につき　七五、一〇〇
				高等学校費　人口　一人につき　四、九一〇
				その他の教育費　幼稚園の幼児数　一人につき　三五二、〇〇〇
				厚生費
				生活保護費　市部人口　一人につき　九、三〇〇
				社会福祉費　人口　一人につき　二〇、五〇〇
				保健衛生費　人口　一人につき　七、五八〇
				高齢者保健福祉費　六十五歳以上人口　一人につき　六九、三〇〇
				清掃費　七十五歳以上人口　一人につき　八八、三〇〇
				産業経済費
				農業行政費　農家数　一戸につき　八〇、四〇〇
				林野水産行政費　林業及び水産業の従業者数　一人につき　二五四、〇〇〇
				商工行政費　人口　一人につき　一、三三〇

六　総務費				
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	四、六五〇	千円につき
2　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、三〇〇	千円につき
3　地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、二〇〇	千円につき
	人口	一人につき	一、八九〇	千円につき
	面積	一平方キロメートルにつき	一、〇九〇、〇〇〇	千円につき
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を得た地方債に係る元利償還金	同意又は許可について	九五〇	千円につき
八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を得た地方債に係る元利償還金	同意又は許可について	八〇〇	千円につき
九　補正予算債償還費	昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金		八〇〇	千円につき
十　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成五年度から平成二十五年度までの各年度において特別に発行を得た地方債の額	同意又は許可について	二四	千円につき
十一　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額		三六	千円につき
十二　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成十五年度から平成二十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額		三三	千円につき
十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		五三	千円につき
十四　減税補塡債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額		三四	千円につき
十五　臨時税収補塡債償還費	臨時税収補塡のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額		五三	千円につき
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額		六五	千円につき

十七　東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三

別表第二道府県の項中「一一、六二〇」を「一〇、八六〇」に、「一、三〇七、〇〇〇」を「一、二七七、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二一、三二〇」を「一九、九八〇」に、「二、五八五、〇〇〇」を「二、四八九、〇〇〇」に改める。

第二条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一定割合の額」の下に「並びに地方法人税の額」を加える。

第六条第一項中「並びにたばこ税」を「、たばこ税」に改め、「百分の二十五」の下に「並びに地方法人税の収入額」を加え、同条第二項中「並びにたばこ税」を「、たばこ税」に改め、「百分の二十五」の下に「並びに地方法人税の収入見込額」を加える。

附則第四条第一項中「第六号」を「第五号」に、「第七号から第九号まで」を「第六号から第八号まで」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十六年度から」を「平成二十七年度から」に改め、同項の表中「

二千億円	平成二十六年度

」を削る。

附則第五条の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改める。

附則第九条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「附則第四条第一項第二号から第四号まで」を「附則第四条第一項第三号から第五号まで」に、「一兆四百億円」を「八千百億円」に、「同項第八号」を「同項第九号」に、「額とし、平成二十六年度及び」を「額とし、」に、「及び平成四十年度」を「から平成四十一年度までの各年度」に改め、「平成四十一年度及び」を削り、同条第一号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十七年度	三千九百二十六億円
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十億円
平成三十四年度	千六百五十三億円
平成三十五年度	千二百十四億円
平成三十六年度	八百三十一億円
平成三十七年度	二百八十億円
平成三十八年度	五百二十一億円
平成三十九年度	百二十八億円
平成四十年度	三十五億円
平成四十一年度	八億円

附則第九条第二号中「平成二十六年度及び平成二十七年度の各年度分」を「平成二十七年度分」に改める。

附則第十条第三項、第十一条第三項及び第十二条の三を削る。

第四条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中ホをヘとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　地方法人税の収入

附則第九条中「附則第四条第一項第三号から第五号まで」を「附則第四条第一項第二号から第四号まで」に、「同項第九号」を「同項第八号」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「第十条の三第五号」を「第十条の三第六号」に改める。

第三十三条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度まで」を「平成二十六年度から平成二十八年度まで」に改める。

第三十三条の五の七第一項中「平成二十五年度まで」の下に「（総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画を平成二十六年五月三十一日までに総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年度まで）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八　地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総

務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

第三十三条の八第一項中「及び次条第一項」を削る。

第三十三条の八の二第一項中「特例期間」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「若しくは第三十三条の八第一項」を「、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」に、「第五項まで又は」を「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は」に、「第五項まで並びに」を「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに」に改め、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十八年度」に、「、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」を「若しくは第三十三条の五の七第二項」に、「、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」を「又は第三十三条の五の七第二項」に、「、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」を「並びに第三十三条の五の七第二項」に改める。

（地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第三項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（第一条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用し、平成二十五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成二十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　平成二十六年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

（第二条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用する。

（第三条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

（第四条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項第二号中「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改める。

（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第八条　経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の三　外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3　外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

（地方公共団体金融機構法の一部改正）

第九条　地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項中「平成二十一年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同条第四項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「第三十三条の八第一項」を「第三十三条の五の七第二項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「平成二十一年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同条第二項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「第三十三条の八第一項」を「第三十三条の五の七第二項」に改める。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度

改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公共施設等の除却に要する経費に充てるための地方債を起こすことができることとし、あわせて、地域間の税源の偏在性の是正等のため新たに地方法人税を地方交付税の対象税目とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公共施設等の除却に要する経費に充てるための地方債を発行することができることとし、あわせて、地域間の税源の偏在性の是正等のため新たに地方法人税を地方交付税の対象税目とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例等

平成二十六年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う等の加算額九千百億円、平成二十六年度における法定加算額等六千六百四十八億円及び臨時財政対策のための特例加算額二兆六千四百三十八億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金償還額二千億円、交付税特別会計借入金利子支払額千七百二十九億円等を控除した額十六兆八千八百五十五億円とすること。

㈡　基準財政需要額の算定方法の改正

地域経済活性化に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」を設けるほか、平成二十六年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

㈢　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成二十六年度分の地方交付税の総額に五千七百二十三億円を加算するほか、平成二十六年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

㈣　地方交付税の総額及び交付税特別会計の歳入規定の改正

地方法人税を地方交付税の対象税目に加えるとともに、地方法人税の収入を交付税特別会計の歳入規定に追加すること。

2　地方財政法の一部改正

㈠　平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができること。

㈡　平成二十一年度から平成二十五年度までの間に発行することができることとされている第三セクター等改革推進債について、第三セクター等の抜本的改革に着手している地方公共団体にあっては、その期間を平成二十八年度までとすること。

㈢　当分の間の措置として、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、地方債を発行することができること。

3　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）の一部改正

地方交付税総額における特別交付税の割合について、平成二十七年度までは百分の六、平成二十八年度においては百分の五とする等、現行の経過措置を延長すること。

4　施行期日

この法律は、平成二十六年四月一日から施行すること。ただし、1の㈣は、平成二十六年十月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十六年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成二十六年度特別会計予算の交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出において、地方交付税交付金十六兆三千二百二十九億九千四十九万七千円が計上されている。

右報告する。

平成二十六年二月二十八日

総務委員長　高木　陽介

衆議院議長　伊吹　文明殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に、「第百六十五条」を「第百六十五条―第百六十五条の六」に、「第百六十六条」を「第百六十六条・第百六十六条の二」に、「第百六十八条」を「第百六十八条・第百六十八条の二」に改める。

第二条第一項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四　恒久的施設　次に掲げるものをいう。

イ　非居住者又は外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ　非居住者又は外国法人の国内にある建設作業場（非居住者又は外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該非居住者又は外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ　非居住者又は外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第二条第一項第十一号中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同項第四十二号中「第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなる」を「恒久的施設を有しないこととなる」に、「同項第四号に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有しない」に、「第百六十一条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第百六十一条第一項第六号（国内源泉所得）」に改める。

第五条第二項第一号中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改め、同項第二号中「給付

補てん金」を「給付補塡金」に、「第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号まで」を「第百六十一条第一項第四号から第十一号まで又は第十三号から第十六号まで」に改める。

第七条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「第百六十一条（国内源泉所得）」を「第九十五条第一項（外国税額控除）」に、「国内源泉所得（」を「国外源泉所得（」に、「この条」を「この号」に、「国内源泉所得」を「国外源泉所得」に、「及びこれ以外の所得」を「以外の所得及び国外源泉所得」に改め、同項第三号中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に改め、同項第四号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　外国法人　第百六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得のうち同項第四号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げるもの

第十五条中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第三号中「第百六十四条第一項第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する非居住者）に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有する非居住者である」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「第百六十一条第三号（不動産の貸付け等の対価）」を「第百六十一条第一項第七号（国内源泉所得）」に改める。

第二十八条第三項第五号中「千五百万円」を「千二百万円」に改め、同項第六号中「千五百万円」を「千二百万円」に、「二百四十五万円」を「二百三十万円」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）

第四十一条の二　居住者が株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利として政令で定める権利を発行法人から与えられた場合において、当該居住者又は当該居住者の相続人その他の政令で定める者が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、その発行法人が支払をする事業所得に係る収入金額、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の収入金額、第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等の収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得（第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等に係るものを除く。）に係る収入金額とみなして、この法律（第二百二十四条の三（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）、第二百二十五条（支払調書及び支払通知書）及び第二百二十八条（名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定を適用する。

第二編第二章第二節第三款中第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

（免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入）

第四十四条の二　居住者が、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項（免責許可の決定の要件等）に規定する免責許可の決定又は再生計画認可の決定があつた場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

2　前項の場合において、同項の債務の免除により受ける経済的な利益の価額のうち同項の居住者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（第一号から第四号までに定める金額にあつては当該経済的な利益の価額がないものとして計算した金額とし、第五号に定める金額にあつては同項の規定の適用がないものとして総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算した場合における金額とする。）の合計額に相当する部分については、同項の規定は、適用しない。

一　不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合　当該免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額

二　事業所得を生ずべき事業に係る債務の免除を受けた場合　当該免除を受けた日の属する年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額

三　山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合　当該免除を受けた日の属する年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額

四　雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合　当該免除を受けた日の属する年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額

五　第七十条第一項又は第二項（純損失の繰越控除）の規定により、当該債務の免除を受けた日の属する年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額がある場合　当該控除する純損失の金額

3　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨、同項の規定により総収入金額に算入されない金額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第五十七条の二第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額」に、「第二十八条第二項（給与所得）」を「同項」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「その者に係る」の下に「第二十八条第一項に規定する」を加える。

第九十五条第一項中「第四項」を「第十項」に、「所得でその源泉が国外にあるもの」を「国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべき金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）」に改め、同条第八項を同条第十七項とし、同条第七項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条第六項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13　第一項から第三項までの規定の適用を受ける居住者は、当該居住者が他の者との間で行つた取引のうち、当該居住者のその年の第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該居住者の国外事業所等に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

14　第一項から第三項までの規定の適用を受ける居住者は、当該居住者の事業場等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が第四項第一号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第九十五条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「つき前三項」を「つき第一項から第三項まで」に、「の前三項」を「のこれら」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項の次に次の六項を加える。

4　第一項に規定する国外源泉所得とは、次に掲げるものをいう。

一　居住者が国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するものその他の政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を通じて事業を行う場合において、当該国外事業所等が当該居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該国外事業所等が果たす機能、当該国外事業所等において使用する資産、当該国外事業所等と当該居住者の事業場等（当該居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該国外事業所等以外のものをいう。以下この条において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該国外事業所等に帰せられるべき所得（当該国外事業所等の譲渡により生ずる所得を含み、第十五号に該当するものを除く。）

二　国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得

三　国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四　国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価

五　国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

六　第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ　外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子

ロ　国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」という。）に預け入れられた預金又は貯金（第二条第一項第十号（定義）に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子

ハ　国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託若しくはこれに相当する信託の収益の分配

七　第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ　外国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

ロ　国外にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配

八　国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

九　国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価

ロ　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価

ハ　機械、装置その他政令で定める用具の使用料

十　次に掲げる給与、報酬又は年金

イ　俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他人的役務の提供に対する報酬のうち、国外において行う勤務その他の人的役務の提供（内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を除く。）に基因するもの

ロ　外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で第三十一条第一号及び第二号（退職手当等とみなす一時金）に規定する法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類するものに基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）

ハ　第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等のうちその支払を受ける者が非居住者であつた期間に行つた勤務その他の人的役務の提供（内国法人の役員として非居住者であつた期間に行つた勤務その他の政令で定める人的役務の提供を除く。）に基因するもの

十一　国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

十二　国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十三　次に掲げる給付補塡金、利息、利益又は差益

イ　第百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補塡金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ　第百七十四条第四号に掲げる給付補塡金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの

ハ　第百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

ニ　第百七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

ホ　第百七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預金又は貯金に係るもの

ヘ　第百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十四　国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配

十五　国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるもの

十六　第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第七項から第九項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第八項及び第九項において「相手国等」という。）において租税を課することができることとされる所得のうち政令で定めるもの

十七　前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

5　前項第二号から第十四号まで及び第十七号に掲げる所得には、同項第一号に掲げる所得に該当するものは、含まれないものとする。

6　第四項第一号に規定する内部取引とは、居住者の国外事業所等と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

7　租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前三項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける居住者については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

8　居住者の第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該居住者の国外事業所等が、同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の相手国等に所在するときは、同号に規定する内部取引には、当該居住者の国外事業所等と事業場等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の支払に相当する事実その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

9　居住者の国外事業所等が、租税条約（居住者の国外事業所等が事業場等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合に、その棚卸資産を購入する業務から生ずる所得が、その国外事業所等に帰せられるべき所得に含まれないとする定めのあるものに限る。）の相手国等に所在し、かつ、当該居住者の国外事業所等が事業場等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には、当該国外事業所等のその棚卸資産を購入する業務から生ずる第四項第一号に掲げる所得は、ないものとする。

第百四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による納付に関する期限の延長（以下この項において「期限延長」という。）により、前項に規定する居住者が同項の規定により第一期又は第二期において納付すべき予定納税額の納期限がその年十二月三十一日後となる場合は、当該期限延長に係る予定納税額は、ないものとする。

第百五条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百六条第一項中「六月十五日」の下に「（同日において当該居住者が第一期において納付すべき予定納税額の納期限が国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長され、又は延長される見込みである場合には、その年七月三十一日（同条の規定により当該納期限が延長された場合には、その延長された当該納期限）の一月前の日）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項に規定する税務署長は、第一項の居住者が第百四条第一項の規定により第一期において納付すべき予定納税額について同条第二項の規定の適用がある場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を要しない。

第百七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による納付に関する期限の延長（以下この項において「期限延長」という。）により、前項に規定する居住者が同項の規定により第一期又は第二期において納付すべき予定納税額の納期限がその年十二月三十一日後となる場合は、当該期限延長に係る予定納税額は、ないものとする。

第百九条第一項中「十月十五日」の下に「（同日において当該居住者が第二期において納付すべき予定納税額の納期限が国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長され、又は延長される見込みである場合には、その年十一月三十日（同条の規定により当該納期限が延長された場合には、その延長された当該納期限）の一月前の日）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項に規定する税務署長は、第一項の居住者が第百七条第一項の規定により第二期において納付すべき予定納税額について同条第二項の規定の適用がある場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を要しない。

第百二十一条第三項中「ものが」の下に「、その公的年金等の全部について第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において」を加える。

第百三十二条第二項ただし書中「五十万円以下で、かつ、」を「百万円以下で」に改め、「場合」の下に「又は当該期間が三月以下である場合」を加える。

第百六十一条第一号を次のように改める。

一　非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等（当該非居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。）

との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

第百六十一条第十二号を同条第十六号とし、同条第五号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、同条第四号ロ中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号を同条第七号とし、同条第二号を同条第六号とし、同条第一号の三を同条第五号とし、同条第一号の二中「国内において」を削り、「行う」を「恒久的施設を通じて行う」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（第八号から第十六号までに該当するものを除く。）

三　国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

第百六十一条に次の一号及び二項を加える。

十七　前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

2　前項第一号に規定する内部取引とは、非居住者の恒久的施設と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

3　恒久的施設を有する非居住者が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合には、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるものをもつて、第一項第一号に掲げる所得とする。

第百六十二条中「条約において」を「条約（以下この条において「租税条約」という。）において」に、「その条約」を「その租税条約」に、「同条第二号から第十二号まで」を「同条第一項第六号から第十六号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　恒久的施設を有する非居住者の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるときには、同号に規定する内部取引には、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の支払に相当する事実その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

第百六十四条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　恒久的施設を有する非居住者　次に掲げる国内源泉所得

イ　第百六十一条第一項第一号及び第四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得

ロ　第百六十一条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二　恒久的施設を有しない非居住者　第百六十一条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得

第百六十四条第一項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　恒久的施設を有する非居住者　第百六十一条第一項第八号から第十六号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二　恒久的施設を有しない非居住者　第百六十一条第一項第八号から第十六号までに掲げる国内源泉所得

第百六十五条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に、「政令で定めるところにより」を「別段の定めがあるものを除き」に、「第七十三条」を「第四十四条の三（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）、第四十六条（所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入）、第七十三条」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前条第一項第一号に掲げる非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得（以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る各種所得の金額につき前項の規定により前編第二章第二節第一款及び第二款（各種所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次に定めるところによる。

一　第三十七条第一項（必要経費）に規定する販売費、一般管理費その他同項に規定する所得を生ずべき業務について生じた費用（次号において「販売費等」という。）及び同条第二項に規定する山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（同号において「育成費等」という。）のうち、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係るものについては、債務の確定しないものを含むものとする。

二　販売費等及び育成費等並びに支出した金額（第三十四条第二項（一時所得）に規定する支出した金額をいう。以下この号において同じ。）には、非居住者の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通する販売費等及び育成費等並びに支出した金額のうち、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額を含むものとする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編第二章第二節第一款中第百六十五条の次に次の五条を加える。

（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）

第百六十五条の二　非居住者が第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合には、その減額された金額のうちその減額されることとなつた日の属する年分における同項から同条第三項までの規定による控除の適用に係る部分に相当する金額として政令で定める金額は、その者の当該年分の恒久的施設帰属所得につき前条第一項の規定により準じて計算する不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。この場合において、その減額された金額から当該政令で定める金額を控除した金額は、その者の当該年分の同項の規定により準じて計算する雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）

第百六十五条の三　非居住者の各年の恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額が、当該非居住者の純資産の額に相当する額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に満たない場合には、当該非居住者のその年の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の額として政令で定める金額のうち、その満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該非居住者のその年分の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額又は一時所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入）

第百六十五条の四　非居住者が第百六十五条の六第一項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する控除対象外国所得税の額につき同条又は第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、当該控除対象外国所得税の額は、その者の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額又は一時所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。

（配賦経費に関する書類の保存がない場合における配賦経費の必要経費不算入）

第百六十五条の五　非居住者が第百六十五条第二項第二号（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定の適用を受ける場合において、同号に規定する政令で定めるところにより配分した金額（以下この条において「配賦経費」という。）につき、その配分に関する計算の基礎となる書類その他の財務省令で定める書類の保存がないときは、その書類の保存がなかつた配賦経費については、その非居住者の各年分の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項の規定により準じて計算する不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額又は一時所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。

2　税務署長は、配賦経費の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、その書類の保存がなかつた配賦経費につき同項の規定を適用しないことができる。

（非居住者に係る外国税額の控除）

第百六十五条の六　恒久的施設を有する非居住者が各年において外国所得税（第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する外国所得税をいう。以下この項及び第六項において同じ。）を納付することとなる場合には、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定に準じて計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた国外所得金額（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額のうち国外源泉所得に係るものとして政令で定める金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額（第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得につき課される外国所得税の額に限るものとし、非居住者の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国所得税の額その他政令で定める外国所得税の額を除く。以下この条において「控除対象外国所得税の額」という。）をその年分の所得税の額から控除する。

2　恒久的施設を有する非居住者が各年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、その年の前年以前三年内の各年（次項において「前三年以内の各年」という。）の控除限度額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税の額から控除する。

3　恒久的施設を有する非居住者が各年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前三年以内の各年において納付することとなつた控除対象外国所得税の額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除対象外国所得税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額からその年において生じた国外所得金額（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額のうち国外源泉所得に係るものとして政令で定める金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その繰越控除対象外国所得税額をその年分の所得税の額から控除する。

4　第一項に規定する国外源泉所得とは、第百六十一条第一項第一号に掲げる所得のうち次のいずれかに該当するものをいう。

一　国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得

二　国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

三　国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価

四　国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

五　第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ　外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子

ロ　国外にある営業所に預け入れられた預金又は貯金（第二条第一項第十号（定義）に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子

ハ　国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公

社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託若しくはこれに相当する信託の収益の分配

六　第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ　外国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

ロ　国外にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配

七　国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

八　国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価

ロ　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価

ハ　機械、装置その他政令で定める用具の使用料

九　国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

十　国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十一　次に掲げる給付補塡金、利息、利益又は差益

イ　第百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補塡金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ　第百七十四条第四号に掲げる給付補塡金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの

ハ　第百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

ニ　第百七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

ホ　第百七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預金又は貯金に係るもの

ヘ　第百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十二　国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配

十三　前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

5　租税条約（第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者については、同項の規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

6　非居住者が納付することとなつた外国所得税の額につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなつた日の属する年のこれらの規定の適用については、政令で定めるところによる。

7　第九十五条第十一項及び第十二項の規定は、非居住者が納付することとなる控除対象外国所得税の額につき、第一項から第三項までの規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項の規定は」とあるのは「第百六十五条の六第一項（非居住者に係る外国税額の控除）の規定は」と、「に第一項」とあるのは「に同条第一項」と、「控除対象外国所得税の額」とあるのは「同項に規定する控除対象外国所得税の額（次項において「控除対象外国所得税の額」という。）」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは「第百六十五条の六第二項及び第三項」と、「、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額」とあるのは「、同条第二項に規定する繰越控除限度額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国所得税額（以下この項において「繰越控除対象外国所得税額」という。）」と、「申告書等に当該各年の控除限度額」とあるのは「申告書等に当該各年の控除限度額（同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

8　第一項から第三項までの規定による控除をすべき金額は、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する課税総所得金額に係る所得税の額、課税山林所得金額に係る所得税の額又は課税退職所得金額に係る所得税の額から順次控除する。

9　前三項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十六条中「第百二十条第三項第三号（確定所得申告）」を「第百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と、第百二十条第一項第三号（確定所得申告）中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（第九十五条（外国税額控除）を除く。）（税額の計算）及び第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同条第三項第三号に、「第百四十三条」を「第百二十二条第二項（還付等を受けるための申告）中「第九十五条第二項又は第三項」とあるのは「第

百六十五条の六第二項又は第三項」と、第百二十三条第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控除）」とあるのは「第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、第百四十三条」に、「及び」を「中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と、第百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）」と、」に改め、第三編第二章第二節第二款中同条の次に次の一条を加える。

（恒久的施設に係る取引に係る文書化）

第百六十六条の二　恒久的施設を有する非居住者は、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該非居住者が他の者との間で行つた取引のうち、当該非居住者のその年の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する各種所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

2　恒久的施設を有する非居住者は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該非居住者の第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

（非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）

第百六十八条の二　税務署長は、第百六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得を有する非居住者の行為又は計算で、これを容認した場合には、当該国内源泉所得に係る各種所得の金額の計算上控除する金額の増加、当該国内源泉所得に係る所得に対する所得税の額から控除する金額の増加、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係る利益の額の減少又は損失の額の増加その他の事由によりその非居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その非居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その非居住者の各年分の第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告）又は第百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号（確定損失申告）に掲げる金額を計算することができる。

第百六十九条第一号中「第百六十一条第四号」を「第百六十一条第一項第八号」に改め、同条第二号中「第百六十一条第五号」を「第百六十一条第一項第九号」に改め、同条第三号中「第百六十一条第一項第十二号ロ」を「第百六十一条第一項第十二号ロ」に改め、同条第四号中「第百六十一条第九号」を「第百六十一条第一項第十三号」に改め、同条第五号中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改める。

第百七十条中「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第四号及び第十一号」を「第百六十一条第一項第八号及び第十五号」に改める。

第百七十一条中「第百六十一条第八号ハ（居住者として行つた勤務に基因する退職手当等）」を「第百六十一条第一項第十二号ハ（国内源泉所得）」に改める。

第百七十二条第一項中「第百六十一条第八号イ又はハ（国内において行う勤務に基因する給与等）」を「第百六十一条第一項第十二号イ又はハ（国内源泉所得）」に改め、同項第一号中「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に改める。

第百七十八条中「第百六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号まで」を「第百六十一条第一項第四号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで」に改め、「その外国法人が法人税法第百四十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、」を削る。

第百七十九条第二号中「第百六十一条第一号の三」を「第百六十一条第一項第五号」に改め、同条第三号中「第百六十一条第四号及び第十一号」を「第百六十一条第一項第八号及び第十五号」に改める。

第百八十条の見出し中「国内に」を削り、同条第一項中「次の各号に掲げる法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に、「当該各号に定める国内源泉所得の」を「第百六十一条第一項第四号から第七号まで、第十号、第十一号、第十三号又は第十四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（同項第五号に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。）でその外国法人の恒久的施設に帰せられるもの（第百六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限る。以下この項において「対象国内源泉所得」という。）の」に、「当該各号に定める国内源泉所得に」を「対象国内源泉所得に」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる法人」を「前項に規定する外国法人」に、「当該各号に規定する外国法人に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に改め、「なつた日」の下に「又は有しないこととなつた日」を加え、同条第三項中「第一項各号に掲げる法人」を「第一項に規定する外国法人」に、「当該各号に規定する外国法人に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に改める。

第百八十条の二第一項中「第百六十一条第四号」を「第百六十一条第一項第八号」に、「又は第五号」を「又は第九号」に改め、同条第二項中「第百六十一条第四号」を「第百六十一条第一項第八号」に、「第五号又は第十二号」を「第九号又は第十六号」に改める。

第二百三条の三中「にあつては」を「の当該残額が十六万二千五百円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額及び第四号に掲げる公的年金等の当該残額については」に改め、同条第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同条第二号中「国家公務員共済組合法第七十二条第一項第一号（長期給付の種類等）に掲げる退職共済年金」を「独立行政法人農業者年金基金法第十八条第一号（給付の種類）に掲げる農業者老齢年金」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　国家公務員共済組合法第七十四条第一号（退職等年金給付の種類）に掲げる退職年金その他の政令で定める公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに対し、その提出の際に経由した公的年金等の支払者が支払う当該公的年金等　第一号に掲げる金額から政令で定める金額を控除した金額

第二百三条の六中「当該公的年金等の区分に応じ」を削り、「前条第一項の」を「同項の」に改める。

第二百十二条第一項中「第百六十一条の二から第十二号まで」を「第百六十一条第一項第四号から第十六号まで」に改め、「その非居住者が第百六十四条第一項第四号（国内に恒久的施設を有しない非居住者）に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第十二号までに掲げるものに限るものとし、」を削り、「同条第一号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号まで」を「同項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号まで」に、「その外国法人が法人税法第百四十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、第百八十条第一項（国内に」を「第百八十条第一項（に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同条第五項中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一項第四号」に改める。

第二百十三条第一項第一号イ中「第百六十一条第八号ロ」を「第百六十一条第一項第十二号ロ」に改め、同号ロ中「第百六十一条第九号」を「第百六十一条第一項第十三号」に改め、同号ハ中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改め、同項第二号中「第百六十一条第一号の三」を「第百六十一条第一項第五号」に改め、同項第三号中「第百六十一条第四号及び第十一号」を「第百六十一条第一項第八号及び第十五号」に改め、同条第二項第一号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第二百十四条第一項中「次の各号に掲げる者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「当該各号に定める国内源泉所得の」を「第百六十一条第一項第四号、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十二号イ（給与に係る部分を除く。）又は第十四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）でその非居住者の恒久的施設に帰せられるもの（同項第四号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限る。以下この項において「対象国内源泉所得」という。）の」に、「当該各号に定める国内源泉所得に」を「対象国内源泉所得に」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる者」を「前項に規定する非居住者」に、「当該各号に規定する非居住者に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に改め、「なつた日」の下に「又は有しないこととなつた日」を加え、同条第三項中「第一項各号に掲げる者」を「第一項に規定する非居住者」に、「当該各号に規定する非居住者に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に改める。

第二百十五条中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に、「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に、「同項」を「第二百十二条第一項」に改める。

第二百二十四条に次の一項を加える。

6　第二項又は第四項の支払を受ける者は、これらの規定に規定する告知書の提出に代えて、当該告知書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。この場合において、当該支払を受ける者は、当該告知書を提出したものとみなす。

第二百二十四条の三第一項中「対価」の下に「（その額の全部又は一部が第四十一条の二（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）の規定により同条に規定する給与等の収入金額又は退職手当等の収入金額とみなされるものを除く。第二百二十五条第一項第十号（支払調書）及び第二百二十八条第二項（名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「、新株予約権」の下に「（同条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第三項及び第四項中「対価」の下に「（その額の全部又は一部が第四十一条の二（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）の規定により同条に規定する給与等の収入金額又は退職手当等の収入金額とみなされるものを除く。第二百二十五条第一項第十号（支払調書）及び第二百二十八条第二項（名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）において同じ。）」を加える。

第二百二十五条第一項中「及び第百六十一条第一号の二」を「及び第百六十一条第一項第四号」に改め、同項第八号中「第百六十一条第一号の二若しくは第二号から第十二号まで」を「第百六十一条第一項第四号若しくは第六号から第十六号まで」に改め、同項第十号中「又は国内に」を「又は」に改め、「（第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第十一号中「第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に改め、同項第十二号から第十四号までの規定中「又は国内に」を「又は」に改める。

第二百二十八条の四第二項中「税務署長」の下に「（次項において「所轄の税務署長」という。）」を加え、同条第三項中「第一項の」を「第一項又は前項の」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

第二百三十一条の二第一項中「取引」の下に「（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」を加える。

第二百三十一条の三中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める。

第二百三十八条第一項中「又は第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）の規定により」に、「同条」を「これら」に改め、同条第三項中「第九十五条」を「第九十五条又は第百六十五条の六」に、「同条」を「これら」に改める。

第二百四十二条第二号中「国内に」を削る。

別表第一高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域的運営推進機関	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

別表第二㈠及び㈡を除く。）を次のように改める。

（三）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	7,870	6,290	4,700	3,120	1,540	0	0	0	49,500
293,000	296,000	7,970	6,390	4,810	3,220	1,640	0	0	0	50,500
296,000	299,000	8,080	6,500	4,910	3,330	1,750	160	0	0	51,200
299,000	302,000	8,250	6,600	5,020	3,440	1,850	270	0	0	51,800
302,000	305,000	8,490	6,720	5,140	3,560	1,970	390	0	0	52,400
305,000	308,000	8,730	6,840	5,260	3,680	2,090	510	0	0	53,100
308,000	311,000	8,970	6,960	5,380	3,800	2,210	630	0	0	53,700
311,000	314,000	9,210	7,080	5,500	3,920	2,330	750	0	0	54,300
314,000	317,000	9,450	7,200	5,620	4,040	2,450	870	0	0	54,900
317,000	320,000	9,690	7,320	5,740	4,160	2,570	990	0	0	55,600
320,000	323,000	9,930	7,440	5,860	4,280	2,690	1,110	0	0	56,500
323,000	326,000	10,170	7,560	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	57,300
326,000	329,000	10,410	7,680	6,100	4,520	2,930	1,350	0	0	58,100
329,000	332,000	10,650	7,800	6,220	4,640	3,050	1,470	0	0	59,000
332,000	335,000	10,890	7,920	6,340	4,760	3,170	1,590	0	0	59,800
335,000	338,000	11,130	8,040	6,460	4,880	3,290	1,710	130	0	60,700
338,000	341,000	11,370	8,200	6,580	5,000	3,410	1,830	250	0	61,600
341,000	344,000	11,610	8,440	6,700	5,120	3,530	1,950	370	0	62,500
344,000	347,000	11,850	8,680	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	63,400
347,000	350,000	12,090	8,920	6,940	5,360	3,770	2,190	610	0	64,400
350,000	353,000	12,330	9,160	7,060	5,480	3,890	2,310	730	0	65,300
353,000	356,000	12,570	9,400	7,180	5,600	4,010	2,430	850	0	66,200
356,000	359,000	12,810	9,640	7,300	5,720	4,130	2,550	970	0	67,100
359,000	362,000	13,050	9,880	7,420	5,840	4,250	2,670	1,090	0	68,000
362,000	365,000	13,290	10,120	7,540	5,960	4,370	2,790	1,210	0	69,000
365,000	368,000	13,530	10,360	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	69,900
368,000	371,000	13,770	10,600	7,780	6,200	4,610	3,030	1,450	0	70,800
371,000	374,000	14,010	10,840	7,900	6,320	4,730	3,150	1,570	0	71,600
374,000	377,000	14,250	11,080	8,020	6,440	4,850	3,270	1,690	100	72,400
377,000	380,000	14,490	11,320	8,150	6,560	4,970	3,390	1,810	220	73,200
380,000	383,000	14,730	11,560	8,390	6,680	5,090	3,510	1,930	340	74,100
383,000	386,000	14,970	11,800	8,630	6,800	5,210	3,630	2,050	460	74,900
386,000	389,000	15,210	12,040	8,870	6,920	5,330	3,750	2,170	580	75,700
389,000	392,000	15,450	12,280	9,110	7,040	5,450	3,870	2,290	700	76,600
392,000	395,000	15,690	12,520	9,350	7,160	5,570	3,990	2,410	820	78,100
395,000	398,000	15,930	12,760	9,590	7,280	5,690	4,110	2,530	940	79,700
398,000	401,000	16,170	13,000	9,830	7,400	5,810	4,230	2,650	1,060	81,200
401,000	404,000	16,410	13,240	10,070	7,520	5,930	4,350	2,770	1,180	82,800
404,000	407,000	16,650	13,480	10,310	7,640	6,050	4,470	2,890	1,300	84,500
407,000	410,000	16,890	13,720	10,550	7,760	6,170	4,590	3,010	1,420	86,100
410,000	413,000	17,130	13,960	10,790	7,880	6,290	4,710	3,130	1,540	87,800
413,000	416,000	17,370	14,200	11,030	8,000	6,410	4,830	3,250	1,660	89,500
416,000	419,000	17,610	14,440	11,270	8,120	6,530	4,950	3,370	1,780	91,100
419,000	422,000	17,850	14,680	11,510	8,350	6,650	5,070	3,490	1,900	92,800
422,000	425,000	18,090	14,920	11,750	8,590	6,770	5,190	3,610	2,020	94,500
425,000	428,000	18,330	15,160	11,990	8,830	6,890	5,310	3,730	2,140	96,100
428,000	431,000	18,570	15,400	12,230	9,070	7,010	5,430	3,850	2,260	97,800
431,000	434,000	18,810	15,640	12,470	9,310	7,130	5,550	3,970	2,380	99,500
434,000	437,000	19,050	15,880	12,710	9,550	7,250	5,670	4,090	2,500	101,100
437,000	440,000	19,290	16,120	12,950	9,790	7,370	5,790	4,210	2,620	102,800

(四)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	104,500
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	106,100
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	107,800
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	109,500
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	111,100
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	112,800
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	114,400
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	116,100
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	117,800
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	119,400
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	121,100
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	122,800
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	124,400
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	126,100
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	127,800
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	129,400
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	131,100
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	132,800
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	134,400
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	136,100
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	137,800
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	139,400
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	141,100
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	142,800
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	144,400
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	146,100
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	147,700
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	149,400
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	151,100
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	152,700
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	154,300
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	155,800
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	157,400
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	158,900
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	160,400
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	162,000
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	163,500
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	165,100
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	166,600
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	168,100
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	169,600
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	171,100
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	172,600
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	174,100
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	175,600
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	177,100
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	178,600
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	180,100
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	181,600
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	183,100

（五）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	184,500
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	186,000
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	187,500
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	189,000
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	190,500
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	192,000
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	193,500
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	195,000
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	196,500
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	198,000
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	199,500
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	201,000
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	202,400
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,860	16,450	13,290	203,900
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	205,400
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	206,900
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	208,400
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	209,900
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	211,400
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	212,900
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	214,100
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	215,200
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	216,200
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	217,300
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	218,300
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	219,400
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	220,400
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	221,400
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	222,400
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	223,400
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	224,400
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	225,400
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	226,400
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	227,400
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	228,800
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	230,300
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	231,900
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	233,400
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	234,900
707,000	710,000	65,570	59,240	52,900	46,570	40,240	33,900	27,570	21,240	236,400
710,000	713,000	66,110	59,780	53,440	47,110	40,780	34,440	28,110	21,780	237,900
713,000	716,000	66,650	60,320	53,980	47,650	41,320	34,980	28,650	22,320	239,400
716,000	719,000	67,190	60,860	54,520	48,190	41,860	35,520	29,190	22,860	240,900
719,000	722,000	67,730	61,400	55,060	48,730	42,400	36,060	29,730	23,400	242,500
722,000	725,000	68,270	61,940	55,600	49,270	42,940	36,600	30,270	23,940	244,000
725,000	728,000	68,810	62,480	56,140	49,810	43,480	37,140	30,810	24,480	245,500
728,000	731,000	69,350	63,020	56,680	50,350	44,020	37,680	31,350	25,020	247,000
731,000	734,000	69,890	63,560	57,220	50,890	44,560	38,220	31,890	25,560	248,500
734,000	737,000	70,430	64,100	57,760	51,430	45,100	38,760	32,430	26,100	250,000
737,000	740,000	70,970	64,640	58,300	51,970	45,640	39,300	32,970	26,640	251,600

（六）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	253,100
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	254,600
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	256,100
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	257,600
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	259,100
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	260,600
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	262,200
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	263,700
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	265,200
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	266,700
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	268,200
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	269,700
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	271,200
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	272,800
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	274,300
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	275,800
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	277,300
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	278,800
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	280,300
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	281,900
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	283,400
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	284,900
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	286,400
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	287,900
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	289,400
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	290,900
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	292,500
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	294,000
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	295,500
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	297,000
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	298,500
833,000	836,000	89,470	82,190	75,600	69,260	62,930	56,600	50,260	43,930	300,000
836,000	839,000	90,130	82,840	76,170	69,830	63,500	57,170	50,830	44,500	301,500
839,000	842,000	90,780	83,500	76,740	70,400	64,070	57,740	51,400	45,070	303,100
842,000	845,000	91,440	84,150	77,310	70,970	64,640	58,310	51,970	45,640	304,600
845,000	848,000	92,090	84,810	77,880	71,540	65,210	58,880	52,540	46,210	306,100
848,000	851,000	92,750	85,470	78,450	72,110	65,780	59,450	53,110	46,780	307,600
851,000	854,000	93,400	86,120	79,020	72,680	66,350	60,020	53,680	47,350	309,100
854,000	857,000	94,060	86,780	79,590	73,250	66,920	60,590	54,250	47,920	310,600
857,000	860,000	94,720	87,430	80,160	73,820	67,490	61,160	54,820	48,490	312,200
860,000	863,000	95,370	88,090	80,800	74,390	68,060	61,730	55,390	49,060	313,700
863,000	866,000	96,030	88,740	81,460	74,960	68,630	62,300	55,960	49,630	315,200
866,000	869,000	96,680	89,400	82,120	75,530	69,200	62,870	56,530	50,200	316,700
869,000	872,000	97,340	90,050	82,770	76,100	69,770	63,440	57,100	50,770	318,200
872,000	875,000	97,990	90,710	83,430	76,670	70,340	64,010	57,670	51,340	319,700
875,000	878,000	98,650	91,370	84,080	77,240	70,910	64,580	58,240	51,910	321,200
878,000	881,000	99,300	92,020	84,740	77,810	71,480	65,150	58,810	52,480	322,800
881,000	884,000	99,960	92,680	85,390	78,380	72,050	65,720	59,380	53,050	324,300
884,000	887,000	100,610	93,330	86,050	78,950	72,620	66,290	59,950	53,620	325,800
887,000	890,000	101,270	93,990	86,700	79,520	73,190	66,860	60,520	54,190	327,300

（七）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
890,000	893,000	101,930	94,640	87,360	80,090	73,760	67,430	61,090	54,760	328,800
893,000	896,000	102,580	95,300	88,010	80,730	74,330	68,000	61,660	55,330	330,300
896,000	899,000	103,240	95,950	88,670	81,390	74,900	68,570	62,230	55,900	331,800
899,000	902,000	103,890	96,610	89,330	82,040	75,470	69,140	62,800	56,470	333,400
902,000	905,000	104,550	97,260	89,980	82,700	76,040	69,710	63,370	57,040	334,900
905,000	908,000	105,200	97,920	90,640	83,350	76,610	70,280	63,940	57,610	336,400
908,000	911,000	105,860	98,580	91,290	84,010	77,180	70,850	64,510	58,180	337,900
911,000	914,000	106,510	99,230	91,950	84,660	77,750	71,420	65,080	58,750	339,400
914,000	917,000	107,170	99,890	92,600	85,320	78,320	71,990	65,650	59,320	340,900
917,000	920,000	107,830	100,540	93,260	85,980	78,890	72,560	66,220	59,890	342,500
920,000	923,000	108,480	101,200	93,910	86,630	79,460	73,130	66,790	60,460	344,000
923,000	926,000	109,140	101,850	94,570	87,290	80,030	73,700	67,360	61,030	345,500
926,000	929,000	109,790	102,510	95,230	87,940	80,660	74,270	67,930	61,600	347,000
929,000	932,000	110,450	103,160	95,880	88,600	81,310	74,840	68,500	62,170	348,500
932,000	935,000	111,100	103,820	96,540	89,250	81,970	75,410	69,070	62,740	350,000
935,000	938,000	111,760	104,480	97,190	89,910	82,620	75,980	69,640	63,310	351,500
938,000	941,000	112,410	105,130	97,850	90,560	83,280	76,550	70,210	63,880	353,100
941,000	944,000	113,070	105,790	98,500	91,220	83,940	77,120	70,780	64,450	354,600
944,000	947,000	113,720	106,440	99,160	91,870	84,590	77,690	71,350	65,020	356,100
947,000	950,000	114,380	107,100	99,810	92,530	85,250	78,260	71,920	65,590	357,600
950,000	953,000	115,040	107,750	100,470	93,190	85,900	78,830	72,490	66,160	359,100
953,000	956,000	115,690	108,410	101,120	93,840	86,560	79,400	73,060	66,730	360,600
956,000	959,000	116,350	109,060	101,780	94,500	87,210	79,970	73,630	67,300	362,100
959,000	962,000	117,000	109,720	102,440	95,150	87,870	80,590	74,200	67,870	363,700
962,000	965,000	117,660	110,370	103,090	95,810	88,520	81,240	74,770	68,440	365,200
965,000	968,000	118,310	111,030	103,750	96,460	89,180	81,900	75,340	69,010	366,700
968,000	971,000	118,970	111,690	104,400	97,120	89,840	82,550	75,910	69,580	368,200
971,000	974,000	119,680	112,340	105,060	97,770	90,490	83,210	76,480	70,150	369,700
974,000	977,000	120,620	113,000	105,710	98,430	91,150	83,860	77,050	70,720	371,200
977,000	980,000	121,560	113,650	106,370	99,090	91,800	84,520	77,620	71,290	372,800
980,000	983,000	122,500	114,310	107,020	99,740	92,460	85,170	78,190	71,860	374,300
983,000	986,000	123,440	114,960	107,680	100,400	93,110	85,830	78,760	72,430	375,800
986,000	989,000	124,380	115,620	108,340	101,050	93,770	86,480	79,330	73,000	377,300
989,000	992,000	125,320	116,270	108,990	101,710	94,420	87,140	79,900	73,570	378,800
992,000	995,000	126,260	116,930	109,650	102,360	95,080	87,800	80,510	74,140	380,300
995,000	998,000	127,200	117,590	110,300	103,020	95,730	88,450	81,170	74,710	381,800
998,000	1,001,000	128,140	118,240	110,960	103,670	96,390	89,110	81,820	75,280	383,400
1,001,000	1,004,000	129,120	118,920	111,640	104,360	97,070	89,790	82,510	75,870	384,900
1,004,000	1,007,000	130,110	119,660	112,330	105,050	97,760	90,480	83,200	76,470	386,400
1,007,000	1,010,000	131,100	120,650	113,020	105,740	98,450	91,170	83,890	77,070	387,900
1,010,000円		131,600	121,150	113,370	106,080	98,800	91,520	84,230	77,370	389,400
1,010,000円を超え1,720,000円に満たない金額		1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								389,400円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

（八）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
1,720,000円		円 365,900	円 355,450	円 347,670	円 340,380	円 333,100	円 325,820	円 318,530	円 311,670	円 673,400
1,720,000円を超え3,560,000円に満たない金額		1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								673,400円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額
3,560,000円		円 1,101,900	円 1,091,450	円 1,083,670	円 1,076,380	円 1,069,100	円 1,061,820	円 1,054,530	円 1,047,670	
3,560,000円を超える金額		3,560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,560,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を、よつて求めた税額の各欄に応じて求めた税額から控除した金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三(一)及び(二)を除く。)を次のように改める。

(三)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,280	97
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,310	101
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,340	104
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,370	108
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,400	111
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,420	115
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,450	118
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,480	122
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,510	125
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,530	129
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,570	132
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,620	136
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,670	139
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,720	143
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	2,780	146
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	2,830	150
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	2,890	153
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	2,950	157
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	3,000	161
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,060	165
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,110	169
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,170	173
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,220	177
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,280	181
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,330	185
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,390	189
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,440	193
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,500	197
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,560	201
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,610	205
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,670	209
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,720	213
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	3,780	217
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	3,830	221
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	3,890	225
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	3,940	229
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	4,000	233
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	4,060	237
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,110	241
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,170	245
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,220	249
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,280	253
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,330	257
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,390	261
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,440	265
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,500	269
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,550	273
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,610	277
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,670	281
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,720	285

(四)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,780	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	4,830	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	4,890	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	4,940	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	5,000	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	5,050	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	5,110	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	5,160	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,210	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,260	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,310	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,370	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,420	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,470	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,520	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,570	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,620	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,670	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,720	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,770	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,820	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,870	377
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	5,920	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	5,970	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	6,020	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	6,070	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	6,120	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	6,170	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	6,220	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,270	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,320	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,370	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,420	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,470	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,520	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,570	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,620	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,670	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,710	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,770	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,810	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,860	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	6,910	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	6,960	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	7,010	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	7,060	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	7,110	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	7,150	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	7,180	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	7,220	601

（五）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	535	7,250	609
22,100	22,200	1,920	1,710	1,500	1,285	1,075	865	655	545	7,290	617
22,200	22,300	1,940	1,725	1,515	1,305	1,095	885	670	555	7,330	625
22,300	22,400	1,955	1,745	1,535	1,325	1,110	900	690	560	7,360	633
22,400	22,500	1,975	1,765	1,550	1,340	1,130	920	705	570	7,390	641
22,500	22,600	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	935	725	580	7,430	649
22,600	22,700	2,010	1,800	1,590	1,375	1,165	955	745	590	7,460	657
22,700	22,800	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185	975	760	600	7,490	665
22,800	22,900	2,045	1,835	1,625	1,415	1,200	990	780	605	7,520	673
22,900	23,000	2,065	1,855	1,640	1,430	1,220	1,010	795	615	7,560	681
23,000	23,100	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,025	815	625	7,590	689
23,100	23,200	2,100	1,890	1,680	1,465	1,255	1,045	835	635	7,640	697
23,200	23,300	2,120	1,905	1,695	1,485	1,275	1,065	850	645	7,700	705
23,300	23,400	2,135	1,925	1,715	1,505	1,290	1,080	870	660	7,750	713
23,400	23,500	2,155	1,945	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	7,800	721
23,500	23,600	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,115	905	695	7,850	729
23,600	23,700	2,190	1,980	1,770	1,555	1,345	1,135	925	710	7,900	737
23,700	23,800	2,210	1,995	1,785	1,575	1,365	1,155	940	730	7,950	745
23,800	23,900	2,225	2,015	1,805	1,595	1,380	1,170	960	750	8,000	753
23,900	24,000	2,245	2,035	1,820	1,610	1,400	1,190	975	765	8,050	761
24,000	24,100	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,205	995	785	8,100	769
24,100	24,200	2,280	2,070	1,860	1,645	1,435	1,225	1,015	800	8,150	777
24,200	24,300	2,300	2,085	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	820	8,200	785
24,300	24,400	2,315	2,105	1,895	1,685	1,470	1,260	1,050	840	8,250	793
24,400	24,500	2,335	2,125	1,910	1,700	1,490	1,280	1,065	855	8,300	801
24,500	24,600	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,295	1,085	875	8,350	809
24,600	24,700	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	1,315	1,105	890	8,400	817
24,700	24,800	2,390	2,175	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	910	8,450	825
24,800	24,900	2,405	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	8,500	833
24,900	25,000	2,425	2,215	2,000	1,790	1,580	1,370	1,155	945	8,550	841
25,000	25,100	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,385	1,175	965	8,600	849
25,100	25,200	2,460	2,250	2,040	1,825	1,615	1,405	1,195	980	8,650	858
25,200	25,300	2,480	2,265	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	8,710	867
25,300	25,400	2,495	2,285	2,075	1,865	1,650	1,440	1,230	1,020	8,760	876
25,400	25,500	2,515	2,305	2,090	1,880	1,670	1,460	1,245	1,035	8,810	890
25,500	25,600	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,475	1,265	1,055	8,860	908
25,600	25,700	2,550	2,340	2,130	1,915	1,705	1,495	1,285	1,070	8,910	926
25,700	25,800	2,570	2,355	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	8,960	944
25,800	25,900	2,585	2,375	2,165	1,955	1,740	1,530	1,320	1,110	9,010	962
25,900	26,000	2,605	2,395	2,180	1,970	1,760	1,550	1,335	1,125	9,060	980
26,000	26,100	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,565	1,355	1,145	9,110	998
26,100	26,200	2,640	2,430	2,220	2,005	1,795	1,585	1,375	1,160	9,160	1,016
26,200	26,300	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	9,210	1,034
26,300	26,400	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	1,410	1,200	9,260	1,052
26,400	26,500	2,700	2,485	2,270	2,060	1,850	1,640	1,425	1,215	9,310	1,070
26,500	26,600	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	1,655	1,445	1,235	9,360	1,088
26,600	26,700	2,740	2,520	2,310	2,095	1,885	1,675	1,465	1,250	9,410	1,106
26,700	26,800	2,760	2,535	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	9,460	1,124
26,800	26,900	2,780	2,555	2,345	2,135	1,920	1,710	1,500	1,290	9,510	1,142
26,900	27,000	2,800	2,575	2,360	2,150	1,940	1,730	1,515	1,305	9,560	1,160

（六）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,820	2,590	2,380	2,170	1,960	1,745	1,535	1,325	9,610	1,178
27,100	27,200	2,845	2,610	2,400	2,185	1,975	1,765	1,555	1,340	9,660	1,196
27,200	27,300	2,865	2,625	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	9,720	1,214
27,300	27,400	2,885	2,645	2,435	2,225	2,010	1,800	1,590	1,380	9,770	1,232
27,400	27,500	2,905	2,665	2,450	2,240	2,030	1,820	1,605	1,395	9,820	1,250
27,500	27,600	2,925	2,685	2,470	2,260	2,050	1,835	1,625	1,415	9,870	1,268
27,600	27,700	2,945	2,705	2,490	2,275	2,065	1,855	1,645	1,430	9,920	1,286
27,700	27,800	2,965	2,725	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	9,970	1,304
27,800	27,900	2,990	2,745	2,525	2,315	2,100	1,890	1,680	1,470	10,020	1,322
27,900	28,000	3,010	2,765	2,545	2,335	2,120	1,910	1,700	1,490	10,070	1,340
28,000	28,100	3,030	2,790	2,565	2,350	2,140	1,930	1,720	1,505	10,120	1,358
28,100	28,200	3,055	2,810	2,580	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	10,170	1,376
28,200	28,300	3,075	2,835	2,600	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	10,220	1,394
28,300	28,400	3,100	2,855	2,620	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	10,270	1,412
28,400	28,500	3,120	2,875	2,640	2,430	2,215	2,005	1,795	1,585	10,320	1,430
28,500	28,600	3,140	2,900	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,600	10,370	1,448
28,600	28,700	3,165	2,920	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	10,420	1,466
28,700	28,800	3,185	2,940	2,700	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	10,470	1,484
28,800	28,900	3,205	2,965	2,720	2,505	2,290	2,080	1,870	1,660	10,520	1,502
28,900	29,000	3,230	2,985	2,745	2,525	2,310	2,100	1,890	1,680	10,570	1,520
29,000	29,100	3,250	3,010	2,765	2,540	2,330	2,120	1,910	1,695	10,620	1,538
29,100	29,200	3,270	3,030	2,785	2,560	2,350	2,140	1,925	1,715	10,670	1,556
29,200	29,300	3,295	3,050	2,810	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	10,730	1,574
29,300	29,400	3,315	3,075	2,830	2,600	2,385	2,175	1,965	1,755	10,780	1,592
29,400	29,500	3,340	3,095	2,850	2,620	2,405	2,195	1,985	1,775	10,830	1,610
29,500	29,600	3,360	3,115	2,875	2,635	2,425	2,215	2,005	1,790	10,880	1,628
29,600	29,700	3,380	3,140	2,895	2,655	2,445	2,235	2,020	1,810	10,930	1,646
29,700	29,800	3,405	3,160	2,920	2,675	2,465	2,250	2,040	1,830	10,980	1,664
29,800	29,900	3,425	3,185	2,940	2,695	2,480	2,270	2,060	1,850	11,030	1,682
29,900	30,000	3,445	3,205	2,960	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	11,080	1,700
30,000	30,100	3,470	3,225	2,985	2,740	2,520	2,310	2,100	1,885	11,130	1,718
30,100	30,200	3,490	3,250	3,005	2,760	2,540	2,330	2,115	1,905	11,180	1,736
30,200	30,300	3,515	3,270	3,025	2,785	2,560	2,345	2,135	1,925	11,230	1,754
30,300	30,400	3,535	3,290	3,050	2,805	2,575	2,365	2,155	1,945	11,280	1,772
30,400	30,500	3,555	3,315	3,070	2,830	2,595	2,385	2,175	1,965	11,330	1,790
30,500	30,600	3,580	3,335	3,095	2,850	2,615	2,405	2,195	1,980	11,380	1,808
30,600	30,700	3,600	3,355	3,115	2,870	2,635	2,425	2,210	2,000	11,430	1,826
30,700	30,800	3,620	3,380	3,135	2,895	2,655	2,440	2,230	2,020	11,480	1,844
30,800	30,900	3,645	3,400	3,160	2,915	2,670	2,460	2,250	2,040	11,530	1,862
30,900	31,000	3,665	3,425	3,180	2,935	2,695	2,480	2,270	2,060	11,580	1,880
31,000	31,100	3,690	3,445	3,200	2,960	2,715	2,500	2,290	2,075	11,630	1,898
31,100	31,200	3,710	3,465	3,225	2,980	2,740	2,520	2,305	2,095	11,680	1,916
31,200	31,300	3,730	3,490	3,245	3,005	2,760	2,535	2,325	2,115	11,740	1,934
31,300	31,400	3,755	3,510	3,265	3,025	2,780	2,555	2,345	2,135	11,790	1,952
31,400	31,500	3,775	3,530	3,290	3,045	2,805	2,575	2,365	2,155	11,840	1,970
31,500	31,600	3,795	3,555	3,310	3,070	2,825	2,595	2,385	2,170	11,890	1,988
31,600	31,700	3,820	3,575	3,335	3,090	2,845	2,615	2,400	2,190	11,940	2,006
31,700	31,800	3,840	3,600	3,355	3,110	2,870	2,630	2,420	2,210	11,990	2,024
31,800	31,900	3,860	3,620	3,375	3,135	2,890	2,650	2,440	2,230	12,040	2,042
31,900	32,000	3,885	3,640	3,400	3,155	2,915	2,670	2,460	2,250	12,090	2,060

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,140	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,190	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,240	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,290	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,340	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,390	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,440	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,490	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,540	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,590	2,240
33,000	33,100	4,185	3,880	3,640	3,395	3,155	2,910	2,670	2,455	12,640	2,258
33,100	33,200	4,220	3,905	3,660	3,420	3,175	2,930	2,690	2,475	12,690	2,276
33,200	33,300	4,250	3,925	3,685	3,440	3,195	2,955	2,710	2,495	12,750	2,294
33,300	33,400	4,280	3,950	3,705	3,460	3,220	2,975	2,735	2,515	12,800	2,312
33,400	33,500	4,315	3,970	3,730	3,485	3,240	3,000	2,755	2,535	12,850	2,330
33,500円		4,330	3,980	3,740	3,495	3,255	3,010	2,770	2,545	12,900	2,348
33,500円を超え57,500円に満たない金額		33,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								12,900円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額	2,348円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,500円を超える金額の25％に相当する金額を加算した金額
57,500円		円 12,250	円 11,900	円 11,660	円 11,415	円 11,175	円 10,930	円 10,690	円 10,465	円 22,500	円 8,348
57,500円を超え118,500円に満たない金額		57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								22,500円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額	8,348円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額
118,500円		円 36,650	円 36,300	円 36,060	円 35,815	円 35,575	円 35,330	円 35,090	円 34,865		円 28,478
118,500円を超える金額		118,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額									28,478円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

（八）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに50円を控除した金額										与の等提いに申載養数扶等に上よた控額給て除がてに記扶の合該にめ控書さ場当たる控書さ族等し、族ごとを、欄求から金各て額しつ税除従に扶申出るは、親に養１人50円のつ	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	241千円未満	
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	604	588	632		
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	739	622	754	652	769	683	784		
739	797	754	818	769	840	784	862	241	301
797	833	818	856	840	879	862	902		
833	874	856	898	879	922	902	947		
874	919	898	945	922	970	947	996		
919	979	945	1,005	970	1,034	996	1,062		
979	1,056	1,005	1,086	1,034	1,116	1,062	1,147	301	531
1,056	1,425	1,086	1,450	1,116	1,474	1,147	1,498		
1,425	1,653	1,450	1,681	1,474	1,709	1,498	1,738		
1,653	2,762	1,681	2,786	1,709	2,810	1,738	2,833	531	1,138
2,762	3,683	2,786	3,715	2,810	3,746	2,833	3,778		
3,683千円以上		3,715千円以上		3,746千円以上		3,778千円以上		1,138千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	668	550	689	550	708	557	724
20	668	713	689	734	708	755	724	776
22	713	745	734	767	755	789	776	811
24	745	779	767	802	789	825	811	849
26	779	823	802	846	825	870	849	894
28	823	877	846	903	870	928	894	954
30	877	940	903	968	928	995	954	1,025
32	940	1,328	968	1,352	995	1,376	1,025	1,401
35	1,328	1,540	1,352	1,568	1,376	1,596	1,401	1,624
38	1,540	2,667	1,568	2,691	1,596	2,715	1,624	2,738
41	2,667	3,556	2,691	3,588	2,715	3,620	2,738	3,651
45	3,556千円以上		3,588千円以上		3,620千円以上		3,651千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五(九)を次のように改める。

（九）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に90％を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	12,000,000	給与等の金額に95％を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	12,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,300,000円を控除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000円		17,700,000円
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

第二条　所得税法の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項第五号を削り、同項第六号中「千二百万円」を「千万円」に、「二百三十万円」を「二百二十万円」に改め、同号を同項第五号とする。

別表第二(一)及び(二)を除く。)を次のように改める。

(三)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	7,870	6,290	4,700	3,120	1,540	0	0	0	49,500
293,000	296,000	7,970	6,390	4,810	3,220	1,640	0	0	0	50,500
296,000	299,000	8,080	6,500	4,910	3,330	1,750	160	0	0	51,200
299,000	302,000	8,250	6,600	5,020	3,440	1,850	270	0	0	51,800
302,000	305,000	8,490	6,720	5,140	3,560	1,970	390	0	0	52,400
305,000	308,000	8,730	6,840	5,260	3,680	2,090	510	0	0	53,100
308,000	311,000	8,970	6,960	5,380	3,800	2,210	630	0	0	53,700
311,000	314,000	9,210	7,080	5,500	3,920	2,330	750	0	0	54,300
314,000	317,000	9,450	7,200	5,620	4,040	2,450	870	0	0	54,900
317,000	320,000	9,690	7,320	5,740	4,160	2,570	990	0	0	55,600
320,000	323,000	9,930	7,440	5,860	4,280	2,690	1,110	0	0	56,500
323,000	326,000	10,170	7,560	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	57,300
326,000	329,000	10,410	7,680	6,100	4,520	2,930	1,350	0	0	58,100
329,000	332,000	10,650	7,800	6,220	4,640	3,050	1,470	0	0	59,000
332,000	335,000	10,890	7,920	6,340	4,760	3,170	1,590	0	0	59,800
335,000	338,000	11,130	8,040	6,460	4,880	3,290	1,710	130	0	60,700
338,000	341,000	11,370	8,200	6,580	5,000	3,410	1,830	250	0	61,700
341,000	344,000	11,610	8,440	6,700	5,120	3,530	1,950	370	0	62,700
344,000	347,000	11,850	8,680	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	63,700
347,000	350,000	12,090	8,920	6,940	5,360	3,770	2,190	610	0	64,800
350,000	353,000	12,330	9,160	7,060	5,480	3,890	2,310	730	0	65,800
353,000	356,000	12,570	9,400	7,180	5,600	4,010	2,430	850	0	66,800
356,000	359,000	12,810	9,640	7,300	5,720	4,130	2,550	970	0	67,800
359,000	362,000	13,050	9,880	7,420	5,840	4,250	2,670	1,090	0	68,800
362,000	365,000	13,290	10,120	7,540	5,960	4,370	2,790	1,210	0	69,800
365,000	368,000	13,530	10,360	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	70,800
368,000	371,000	13,770	10,600	7,780	6,200	4,610	3,030	1,450	0	71,700
371,000	374,000	14,010	10,840	7,900	6,320	4,730	3,150	1,570	0	72,700
374,000	377,000	14,250	11,080	8,020	6,440	4,850	3,270	1,690	100	73,600
377,000	380,000	14,490	11,320	8,150	6,560	4,970	3,390	1,810	220	74,500
380,000	383,000	14,730	11,560	8,390	6,680	5,090	3,510	1,930	340	75,400
383,000	386,000	14,970	11,800	8,630	6,800	5,210	3,630	2,050	460	76,300
386,000	389,000	15,210	12,040	8,870	6,920	5,330	3,750	2,170	580	77,200
389,000	392,000	15,450	12,280	9,110	7,040	5,450	3,870	2,290	700	78,900
392,000	395,000	15,690	12,520	9,350	7,160	5,570	3,990	2,410	820	80,600
395,000	398,000	15,930	12,760	9,590	7,280	5,690	4,110	2,530	940	82,200
398,000	401,000	16,170	13,000	9,830	7,400	5,810	4,230	2,650	1,060	83,900
401,000	404,000	16,410	13,240	10,070	7,520	5,930	4,350	2,770	1,180	85,600
404,000	407,000	16,650	13,480	10,310	7,640	6,050	4,470	2,890	1,300	87,200
407,000	410,000	16,890	13,720	10,550	7,760	6,170	4,590	3,010	1,420	88,900
410,000	413,000	17,130	13,960	10,790	7,880	6,290	4,710	3,130	1,540	90,600
413,000	416,000	17,370	14,200	11,030	8,000	6,410	4,830	3,250	1,660	92,200
416,000	419,000	17,610	14,440	11,270	8,120	6,530	4,950	3,370	1,780	93,900
419,000	422,000	17,850	14,680	11,510	8,350	6,650	5,070	3,490	1,900	95,600
422,000	425,000	18,090	14,920	11,750	8,590	6,770	5,190	3,610	2,020	97,200
425,000	428,000	18,330	15,160	11,990	8,830	6,890	5,310	3,730	2,140	98,900
428,000	431,000	18,570	15,400	12,230	9,070	7,010	5,430	3,850	2,260	100,500
431,000	434,000	18,810	15,640	12,470	9,310	7,130	5,550	3,970	2,380	102,200
434,000	437,000	19,050	15,880	12,710	9,550	7,250	5,670	4,090	2,500	103,900
437,000	440,000	19,290	16,120	12,950	9,790	7,370	5,790	4,210	2,620	105,500

(四)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	107,200
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	108,900
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	110,500
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	112,200
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	113,900
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	115,500
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	117,200
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	118,900
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	120,500
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	122,200
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	123,900
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	125,500
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	127,200
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	128,900
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	130,500
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	132,200
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	133,800
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	135,500
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	137,200
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	138,800
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	140,500
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	142,200
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	143,800
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	145,500
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	147,200
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	148,800
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	150,500
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	152,200
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	153,800
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	155,500
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	157,000
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	158,600
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	160,100
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	161,600
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	163,200
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	164,700
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	166,300
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	167,800
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	169,400
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	170,900
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	172,300
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	173,700
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	175,200
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	176,600
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	178,100
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	179,500
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	180,900
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	182,400
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	183,800
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	185,300

（五）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	186,700
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	188,100
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	189,600
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	191,000
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	192,500
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	193,900
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	195,300
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	196,800
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	198,200
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	199,700
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	201,100
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	202,500
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	204,000
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,860	16,450	13,290	205,400
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	206,900
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	208,300
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	209,700
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	211,200
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	212,500
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	213,500
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	214,500
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	215,500
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	216,500
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	217,500
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	218,500
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	219,500
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	220,400
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	221,400
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	222,400
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	223,400
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	224,400
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	225,400
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	226,400
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	227,900
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	229,400
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	230,900
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	232,400
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	234,000
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	235,500
707,000	710,000	65,570	59,240	52,900	46,570	40,240	33,900	27,570	21,240	237,000
710,000	713,000	66,110	59,780	53,440	47,110	40,780	34,440	28,110	21,780	238,500
713,000	716,000	66,650	60,320	53,980	47,650	41,320	34,980	28,650	22,320	240,000
716,000	719,000	67,190	60,860	54,520	48,190	41,860	35,520	29,190	22,860	241,500
719,000	722,000	67,730	61,400	55,060	48,730	42,400	36,060	29,730	23,400	243,000
722,000	725,000	68,270	61,940	55,600	49,270	42,940	36,600	30,270	23,940	244,600
725,000	728,000	68,810	62,480	56,140	49,810	43,480	37,140	30,810	24,480	246,100
728,000	731,000	69,350	63,020	56,680	50,350	44,020	37,680	31,350	25,020	247,600
731,000	734,000	69,890	63,560	57,220	50,890	44,560	38,220	31,890	25,560	249,100
734,000	737,000	70,430	64,100	57,760	51,430	45,100	38,760	32,430	26,100	250,600
737,000	740,000	70,970	64,640	58,300	51,970	45,640	39,300	32,970	26,640	252,100

（六）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	253,700
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	255,200
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	256,700
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	258,200
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	259,700
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	261,200
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	262,700
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	264,300
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	265,800
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	267,300
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	268,800
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	270,300
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	271,800
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	273,300
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	274,900
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	276,400
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	277,900
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	279,400
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	280,900
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	282,400
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	284,000
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	285,500
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	287,000
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	288,500
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	290,000
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	291,500
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	293,000
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	294,600
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	296,100
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	297,600
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	299,100
833,000	836,000	89,480	82,200	75,610	69,270	62,940	56,610	50,270	43,940	300,600
836,000	839,000	90,170	82,890	76,210	69,870	63,540	57,210	50,870	44,540	302,100
839,000	842,000	90,860	83,580	76,810	70,470	64,140	57,810	51,470	45,140	303,600
842,000	845,000	91,550	84,270	77,410	71,070	64,740	58,410	52,070	45,740	305,200
845,000	848,000	92,240	84,960	78,010	71,670	65,340	59,010	52,670	46,340	306,700
848,000	851,000	92,930	85,650	78,610	72,270	65,940	59,610	53,270	46,940	308,200
851,000	854,000	93,620	86,340	79,210	72,870	66,540	60,210	53,870	47,540	309,700
854,000	857,000	94,310	87,030	79,810	73,470	67,140	60,810	54,470	48,140	311,200
857,000	860,000	95,000	87,720	80,440	74,070	67,740	61,410	55,070	48,740	312,700
860,000円		95,350	88,070	80,780	74,370	68,040	61,710	55,370	49,040	314,300
860,000円を超え970,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の23％に相当する金額を加算した金額								314,300円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

（七）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
970,000円		円 120,650	円 113,370	円 106,080	円 99,670	円 93,340	円 87,010	円 80,670	円 74,340	
970,000円を超え1,720,000円に満たない金額		970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち970,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								
1,720,000円		円 368,150	円 360,870	円 353,580	円 347,170	円 340,840	円 334,510	円 328,170	円 321,840	円 658,300
1,720,000円を超え3,550,000円に満たない金額		1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								658,300円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額
3,550,000円		円 1,100,150	円 1,092,870	円 1,085,580	円 1,079,170	円 1,072,840	円 1,066,510	円 1,060,170	円 1,053,840	
3,550,000円を超える金額		3,550,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,550,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

(一)　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二)　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

(一)　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二)　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三(一)を除く。）を次のように改める。

(二)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	170	115	65	10	0	0	0	0	790	0
7,100	7,200	170	120	65	15	0	0	0	0	820	0
7,200	7,300	175	125	70	15	0	0	0	0	840	0
7,300	7,400	180	125	75	20	0	0	0	0	870	0
7,400	7,500	180	130	75	25	0	0	0	0	900	0
7,500	7,600	185	135	80	30	0	0	0	0	940	0
7,600	7,700	190	135	85	30	0	0	0	0	970	0
7,700	7,800	195	140	85	35	0	0	0	0	1,000	0
7,800	7,900	195	145	90	40	0	0	0	0	1,040	0
7,900	8,000	200	145	95	40	0	0	0	0	1,070	0
8,000	8,100	205	150	100	45	0	0	0	0	1,100	0
8,100	8,200	205	155	100	50	0	0	0	0	1,130	0
8,200	8,300	210	160	105	50	0	0	0	0	1,170	0
8,300	8,400	215	160	110	55	5	0	0	0	1,200	0
8,400	8,500	215	165	110	60	5	0	0	0	1,230	0
8,500	8,600	220	170	115	65	10	0	0	0	1,270	0
8,600	8,700	225	170	120	65	15	0	0	0	1,300	0
8,700	8,800	230	175	120	70	15	0	0	0	1,330	0
8,800	8,900	230	180	125	75	20	0	0	0	1,370	0
8,900	9,000	235	180	130	75	25	0	0	0	1,400	0
9,000	9,100	240	185	135	80	25	0	0	0	1,430	0
9,100	9,200	240	190	135	85	30	0	0	0	1,460	0
9,200	9,300	245	195	140	85	35	0	0	0	1,500	0
9,300	9,400	250	195	145	90	40	0	0	0	1,530	3
9,400	9,500	250	200	145	95	40	0	0	0	1,560	6
9,500	9,600	255	205	150	100	45	0	0	0	1,600	10
9,600	9,700	260	205	155	100	50	0	0	0	1,630	13
9,700	9,800	265	210	155	105	50	0	0	0	1,660	17
9,800	9,900	265	215	160	110	55	0	0	0	1,690	20
9,900	10,000	270	215	165	110	60	5	0	0	1,710	24
10,000	10,100	275	220	170	115	65	10	0	0	1,730	27
10,100	10,200	285	225	170	120	65	15	0	0	1,760	31
10,200	10,300	295	230	175	125	70	20	0	0	1,780	34
10,300	10,400	300	235	180	125	75	20	0	0	1,800	38
10,400	10,500	310	235	185	130	80	25	0	0	1,820	41
10,500	10,600	315	240	190	135	85	30	0	0	1,840	45
10,600	10,700	325	245	190	140	85	35	0	0	1,860	48
10,700	10,800	335	250	195	145	90	40	0	0	1,890	52
10,800	10,900	340	255	200	145	95	40	0	0	1,920	55
10,900	11,000	350	255	205	150	100	45	0	0	1,950	59
11,000	11,100	355	260	210	155	105	50	0	0	1,980	62
11,100	11,200	365	265	210	160	105	55	0	0	2,000	66
11,200	11,300	375	270	215	165	110	60	5	0	2,040	69
11,300	11,400	380	275	220	165	115	60	10	0	2,070	73
11,400	11,500	390	285	225	170	120	65	15	0	2,100	76
11,500	11,600	395	290	230	175	125	70	15	0	2,140	80
11,600	11,700	405	300	230	180	125	75	20	0	2,170	83
11,700	11,800	415	305	235	185	130	80	25	0	2,200	87
11,800	11,900	420	315	240	185	135	80	30	0	2,240	90
11,900	12,000	430	325	245	190	140	85	35	0	2,270	94

(三)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,300	97
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,340	101
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,370	104
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,400	108
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,430	111
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,460	115
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,490	118
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,520	122
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,550	125
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,590	129
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,650	132
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,700	136
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,760	139
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,820	143
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	2,870	146
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	2,930	150
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	2,980	153
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	3,040	157
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	3,090	161
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,150	165
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,200	169
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,260	173
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,310	177
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,370	181
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,430	185
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,480	189
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,540	193
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,590	197
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,650	201
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,700	205
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,760	209
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,810	213
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	3,870	217
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	3,930	221
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	3,980	225
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	4,040	229
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	4,090	233
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	4,150	237
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,200	241
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,260	245
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,310	249
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,370	253
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,420	257
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,480	261
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,540	265
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,590	269
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,650	273
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,700	277
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,760	281
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,810	285

(四)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,870	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	4,920	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	4,980	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	5,040	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	5,090	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	5,150	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	5,200	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	5,250	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,300	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,350	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,410	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,460	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,510	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,560	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,610	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,660	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,710	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,760	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,810	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,860	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,900	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,950	377
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	6,000	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	6,050	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	6,100	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	6,140	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	6,190	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	6,240	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	6,290	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,340	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,380	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,430	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,480	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,530	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,580	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,620	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,670	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,720	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,770	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,820	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,860	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,910	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	6,960	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	7,010	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	7,060	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	7,100	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	7,130	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	7,160	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	7,190	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	7,230	601

（五）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	535	7,260	609
22,100	22,200	1,920	1,710	1,500	1,285	1,075	865	655	545	7,290	617
22,200	22,300	1,940	1,725	1,515	1,305	1,095	885	670	555	7,330	625
22,300	22,400	1,955	1,745	1,535	1,325	1,110	900	690	560	7,360	633
22,400	22,500	1,975	1,765	1,550	1,340	1,130	920	705	570	7,390	641
22,500	22,600	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	935	725	580	7,430	649
22,600	22,700	2,010	1,800	1,590	1,375	1,165	955	745	590	7,460	657
22,700	22,800	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185	975	760	600	7,490	665
22,800	22,900	2,045	1,835	1,625	1,415	1,200	990	780	605	7,520	673
22,900	23,000	2,065	1,855	1,640	1,430	1,220	1,010	795	615	7,560	681
23,000	23,100	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,025	815	625	7,610	689
23,100	23,200	2,100	1,890	1,680	1,465	1,255	1,045	835	635	7,660	697
23,200	23,300	2,120	1,905	1,695	1,485	1,275	1,065	850	645	7,710	705
23,300	23,400	2,135	1,925	1,715	1,505	1,290	1,080	870	660	7,760	713
23,400	23,500	2,155	1,945	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	7,820	721
23,500	23,600	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,115	905	695	7,870	729
23,600	23,700	2,190	1,980	1,770	1,555	1,345	1,135	925	710	7,920	737
23,700	23,800	2,210	1,995	1,785	1,575	1,365	1,155	940	730	7,970	745
23,800	23,900	2,225	2,015	1,805	1,595	1,380	1,170	960	750	8,020	753
23,900	24,000	2,245	2,035	1,820	1,610	1,400	1,190	975	765	8,070	761
24,000	24,100	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,205	995	785	8,120	769
24,100	24,200	2,280	2,070	1,860	1,645	1,435	1,225	1,015	800	8,170	777
24,200	24,300	2,300	2,085	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	820	8,220	785
24,300	24,400	2,315	2,105	1,895	1,685	1,470	1,260	1,050	840	8,270	793
24,400	24,500	2,335	2,125	1,910	1,700	1,490	1,280	1,065	855	8,320	801
24,500	24,600	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,295	1,085	875	8,370	809
24,600	24,700	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	1,315	1,105	890	8,420	817
24,700	24,800	2,390	2,175	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	910	8,470	825
24,800	24,900	2,405	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	8,520	833
24,900	25,000	2,425	2,215	2,000	1,790	1,580	1,370	1,155	945	8,570	841
25,000	25,100	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,385	1,175	965	8,620	849
25,100	25,200	2,460	2,250	2,040	1,825	1,615	1,405	1,195	980	8,670	858
25,200	25,300	2,480	2,265	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	8,720	867
25,300	25,400	2,495	2,285	2,075	1,865	1,650	1,440	1,230	1,020	8,770	876
25,400	25,500	2,515	2,305	2,090	1,880	1,670	1,460	1,245	1,035	8,830	890
25,500	25,600	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,475	1,265	1,055	8,880	908
25,600	25,700	2,550	2,340	2,130	1,915	1,705	1,495	1,285	1,070	8,930	926
25,700	25,800	2,570	2,355	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	8,980	944
25,800	25,900	2,585	2,375	2,165	1,955	1,740	1,530	1,320	1,110	9,030	962
25,900	26,000	2,605	2,395	2,180	1,970	1,760	1,550	1,335	1,125	9,080	980
26,000	26,100	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,565	1,355	1,145	9,130	998
26,100	26,200	2,640	2,430	2,220	2,005	1,795	1,585	1,375	1,160	9,180	1,016
26,200	26,300	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	9,230	1,034
26,300	26,400	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	1,410	1,200	9,280	1,052
26,400	26,500	2,700	2,485	2,270	2,060	1,850	1,640	1,425	1,215	9,330	1,070
26,500	26,600	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	1,655	1,445	1,235	9,380	1,088
26,600	26,700	2,740	2,520	2,310	2,095	1,885	1,675	1,465	1,250	9,430	1,106
26,700	26,800	2,760	2,535	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	9,480	1,124
26,800	26,900	2,780	2,555	2,345	2,135	1,920	1,710	1,500	1,290	9,530	1,142
26,900	27,000	2,800	2,575	2,360	2,150	1,940	1,730	1,515	1,305	9,580	1,160

（六）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,820	2,590	2,380	2,170	1,960	1,745	1,535	1,325	9,630	1,178
27,100	27,200	2,845	2,610	2,400	2,185	1,975	1,765	1,555	1,340	9,680	1,196
27,200	27,300	2,865	2,625	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	9,730	1,214
27,300	27,400	2,885	2,645	2,435	2,225	2,010	1,800	1,590	1,380	9,780	1,232
27,400	27,500	2,905	2,665	2,450	2,240	2,030	1,820	1,605	1,395	9,840	1,250
27,500	27,600	2,925	2,685	2,470	2,260	2,050	1,835	1,625	1,415	9,890	1,268
27,600	27,700	2,945	2,705	2,490	2,275	2,065	1,855	1,645	1,430	9,940	1,286
27,700	27,800	2,965	2,725	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	9,990	1,304
27,800	27,900	2,990	2,745	2,525	2,315	2,105	1,890	1,680	1,470	10,040	1,322
27,900	28,000	3,010	2,770	2,545	2,335	2,125	1,910	1,700	1,490	10,090	1,340
28,000円		3,025	2,780	2,555	2,345	2,135	1,920	1,710	1,500	10,140	1,358
28,000円を超え32,000円に満たない金額		28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の23％に相当する金額を加算した金額								10,140円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額	1,358円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の20％に相当する金額を加算した金額
32,000円		円 3,945	円 3,700	円 3,475	円 3,265	円 3,055	円 2,840	円 2,630	円 2,420		円 2,158
32,000円を超え57,000円に満たない金額		32,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額									2,158円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,000円を超える金額の24％に相当する金額を加算した金額
57,000円		円 12,195	円 11,950	円 11,725	円 11,515	円 11,305	円 11,090	円 10,880	円 10,670	円 21,740	円 8,158
57,000円を超え118,500円に満たない金額		57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								21,740円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額	8,158円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額
118,500円		円 36,795	円 36,550	円 36,325	円 36,115	円 35,905	円 35,690	円 35,480	円 35,270		円 28,453
118,500円を超える金額		118,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額									28,453円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに50円を控除した金額										与の等提いに申載養数扶等に上よた控額従に扶申出るは、告さ親に養１人50円のつて額し除	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	239千円未満	
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	602	588	627		
543	591	574	618	602	645	627	671		
591	708	618	723	645	739	671	754		
708	783	723	804	739	825	754	848	239	296
783	818	804	841	825	865	848	890		
818	859	841	885	865	911	890	937		
859	906	885	934	911	961	937	988		
906	970	934	998	961	1,026	988	1,054		
970	1,048	998	1,078	1,026	1,108	1,054	1,139	296	528
1,048	1,419	1,078	1,443	1,108	1,468	1,139	1,492		
1,419	1,645	1,443	1,674	1,468	1,702	1,492	1,730		
1,645	2,756	1,674	2,780	1,702	2,803	1,730	2,827	528	1,135
2,756	3,675	2,780	3,706	2,803	3,738	2,827	3,770		
3,675千円以上		3,706千円以上		3,738千円以上		3,770千円以上		1,135千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	647	550	663	550	678	557	693
20	647	699	663	720	678	741	693	762
22	699	730	720	752	741	774	762	796
24	730	764	752	787	774	810	796	833
26	764	804	787	826	810	852	833	879
28	804	857	826	885	852	914	879	942
30	857	926	885	956	914	987	942	1,017
32	926	1,321	956	1,346	987	1,370	1,017	1,394
35	1,321	1,532	1,346	1,560	1,370	1,589	1,394	1,617
38	1,532	2,661	1,560	2,685	1,589	2,708	1,617	2,732
41	2,661	3,548	2,685	3,580	2,708	3,611	2,732	3,643
45	3,548千円以上		3,580千円以上		3,611千円以上		3,643千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

⑵　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

⑴　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　⑴により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五㈨を次のように改める。

（九）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に90％を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,200,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	20,000,000円		17,800,000円
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600			
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

（法人税法の一部改正）

第三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　課税標準及びその計算（第百四十一条・第百四十二条）」を「第一節　課税標準及びその計算（第百四十一条）　第二款　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第百四十二条―第百四十四条）　第三款　その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第百四十二条の二―第百四十二条の八）」に、「第百四十二条の九」を「第百四十三条―第百四十四条の二」に、「第三節　申告、納付及び還付（第百四十五条）」を「第三節　申告、納付及び還付　第一款　中間申告（第百四十五条）　第二款　確定申告（第百四十五条の二―第百四十五条の六）　第三款　納付（第百四十六条）　第四款　還付（第百四十六条の二―第百四十六条の四）　第五款　更正の請求の特例（第百四十七条）」を「第五章　更正及び決定（第百四十七条）」を「第六章　恒久的施設に係る取引に係る文書化（第百四十七条）　第七章　更正及び決定（第百四十七条の二―第百四十七条の四）」に改める。

第二条第十二号の十七の次に次の一号を加える。

十二の十八　恒久的施設　次に掲げるものをいう。

イ　外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ　外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ　外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第二条第二十六号中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同条第三十号中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の三第一項若しくは第二項（中間申告）」に改め、同条第三十一号中「（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）」に改め、同条第三十八号中「納付）（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は」を「納付）」に、「）の規定」を「又は第百四十四条の九（中間申告による納付）の規定」に改め、同条第四十号中「並びに第百三十五条第三項第三号」を「、第百三十五条第三項第三号」に改め、「特例）」の下に「、第百四十七条の三（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）並びに第百四十七条の四（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）」を加える。

第四条第三項中「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に改める。

第九条第一項中「各事業年度の所得のうち」を削り、「（外国法人に係る法人税の課税標準）」を「（課税標準）」に、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改める。

第十条の三第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第百四十四条の十三第九項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定その他政令で定める規定を適用する。

4　恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日の属する事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一　第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定

二　第百四十二条第二項の規定により第五十八条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定

三　第百四十二条第二項の規定により第五十九条の規定に準じて計算する場合における同条の規定

四　第百四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）の規定

五　第百四十四条の二第二項、第三項及び第八項（外国法人に係る外国税額の控除）の規定

六　第百四十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限り、同条第九項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十一項の規定

第十三条第二項第二号中「第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合（当該外国法人に該当しないで第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）を「恒久的施設を有しないで第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に、「第百四十一条第四号に掲げる」を「第百四十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第百三十八条第二号に」を「同項第四号に」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第十四条第一項第二十三号及び第二十四号を次のように改める。

二十三　恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなつた場合　その事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間及びその有することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

二十四　恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなつた場合　その事業年度開始の日からその有しないこととなつた日までの期間及びその有しないこととなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

第十四条第一項第二十五号中「第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「恒久的施設を有しない外国法人」に、「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に改める。

第十七条中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第一号中「第百四十一条第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「前号に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に、「第百三十八条第三号（不動産の貸付け等の対価）」を「第百三十八条第一項第五号（国内源泉所得）」に改める。

第二十六条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は地方法人税法（平成二十六年法律第　号）第二十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定」に改め、同条第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に、「被合併法人等から」を「被合併法人等である他の内国法人から」に改め、同条第四項中「又は」を「若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は」に改める。

第三十四条第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ(2)中「（委員会」を「（指名委員会等」に改め、同条第三項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第三十八条第一項中「の額」の下に「及び地方法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。以下この項において同じ。）の額」を加え、「次に」を「第一号から第三号までに」に改め、「法人税の額」の下に「及び第四号から第六号までに掲げる地方法人税の額」を加え、同項に次の三号を加える。

四　第一号に掲げる法人税に係る地方法人税

五　国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ又は第二十八条第二項第三号ハに掲げる金額に相当する地方法人税

六　地方法人税法第十九条第五項（確定申告）において準用する第七十五条第七項（第七十五条の二第六項若しくは第八項、第八十一条の二十三第二項又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する場合を含む。）の規定による利子税

第三十八条第三項中「又は」を「若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は」に改め、同条第四項中「又は」を「若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は」に改める。

第六十二条の七第七項中「第二項第一号」を「第一項の支配関係法人が特定適格組織再編成等前に同項の内国法人との間に支配関係がある他の法人から移転を受けた資産について政令で定めるところにより第二項第一号の特定引継資産とみなすほか、同号」に改める。

第六十七条第三項中「金額）並びに」を「金額）及び当該事業年度の地方法人税法第九条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額（同法第六条第一号（基準法人税額）に定める基準法人税額に係るものに限る。）につき同法第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）を除く。）の規定により計算した地方法人税の額並びに」に改め、同項第五号中「法人税の額並びに」を「法人税の額及び地方法人税の額並びに」に改める。

第六十九条第一項中「第八項」を「第十四項」に、「所得でその源泉が国外にあるもの」を「国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）」に改め、同条第二項中「の控除限度額と」を「の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び」に、「との合計額」を「の合計額」に、「第十一項」を「第十七項」に改め、同条第三項中「第十一項」を「第十七項」に改め、同条第十三項中「第六項及び第八項」を「第十四項」に、「第五項まで及び第七項」を「第十三項まで」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十二項を同条第十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

19　第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該内国法人の各事業年度の第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該内国法人の国外事業所等に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

20　第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人の本店等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が第四項第一号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第六十九条第十一項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「被合併法人等から」を「被合併法人等である他の内国法人から」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「が第五項」を「が第十一項」に、「、第五項」を「、第十一項」に、「並びに第五項」を「並びに第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「分割法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第八項」を「第十四項」に、「から」を「で」である他の内国法人から」に改め、同項第二号中「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項の次に次の六項を加える。

4　第一項に規定する国外源泉所得とは、次に掲げるものをいう。

一　内国法人が国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するものその他の政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を通じて事業を行う場合において、当該国外事業所等が当該内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該国外事業所等が果たす機能、当該国外事業所等において使用する資産、当該国外事業所等と当該内国法人の本店等（当該内国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該国外事業所等以外のものをいう。以下この条において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該国外事業所等に帰せられるべき所得（当該国外事業所等の譲渡により生ずる所得を含み、第十四号に該当するものを除く。）

二　国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得

三　国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四　国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う法人が受ける当該人的役務の提供に係る対価

五　国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は所得税法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

六　所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ　外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子

ロ　国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」という。）に預け入れられた預貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子

ハ　国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。）若しくはこれに相当する信託の収益の分配

七　所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ　外国法人から受ける所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

ロ　国外にある営業所に信託された所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配

八　国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

九　国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価

ロ　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価

ハ　機械、装置その他政令で定める用具の使用料

十　国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

十一　国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十二　次に掲げる給付補塡金、利息、利益又は差益

イ　所得税法第百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補塡金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ　所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補塡金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの

ハ　所得税法第百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

ニ　所得税法第百七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

ホ　所得税法第百七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預貯金に係るもの

ヘ　所得税法第百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十三　国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配

十四　国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるもの

十五　第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第七項から第九項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第八項及び第九項において「相手国等」という。）において租税を課することができることとされる所得のうち政令で定めるもの

十六　前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

5　前項第二号から第十三号まで及び第十六号に掲げる所得には、同項第一号に掲げる所得に該当するものは、含まれないものとする。

6　第四項第一号に規定する内部取引とは、内国法人の国外事業所等と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

7　租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前三項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける内国法人については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

8　内国法人の第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該内国法人の国外事業所等が、同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の相手国等に所在するときは、同号に規定する内部取引には、当該内国法人の国外事業所等と本店等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の支払に相当する事実（政令で定める金融機関に該当する内国法人の国外事業所等と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。）その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

9　内国法人の国外事業所等が、租税条約（内国法人の国外事業所等が本店等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合に、その棚卸資産を購入する業務から生ずる所得が、その国外事業所等に帰せられるべき所得に含まれないとする定めのあるものに限る。）の相手国等に所在し、かつ、当該内国法人の国外事業所等が本店等のために棚

卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には、当該国外事業所等のその棚卸資産を購入する業務から生ずる第四項第一号に掲げる所得は、ないものとする。

第七十二条第三項中「第六十九条第十項」を「第六十九条第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十七項」に改める。

第八十条の二中「掲げる金額又は」を「掲げる金額若しくは」に、「掲げる金額につき」を「掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき」に改める。

第八十一条の五中「被合併法人等から」を「被合併法人等である内国法人から」に改める。

第八十一条の十三第二項中「金額）並びに」を「金額）及び当該連結事業年度の地方法人税法第九条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額（同法第六条第三号（基準法人税額）に定める基準法人税額に係るものに限る。）につき同法第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）及び第十五条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）を除く。）の規定により計算した地方法人税の額並びに」に改め、同項第四号中「法人税の額並びに」を「法人税の額及び地方法人税の額並びに」に改める。

第八十一条の十五第一項中「連結所得でその源泉が国外にあるもの」を「連結国外所得金額（国外源泉所得（第六十九条第一項に規定する国外源泉所得をいう。）に係る所得のみについて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）」に改め、同条第二項中「の連結控除限度個別帰属額と」を「の連結控除限度個別帰属額、地方法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額及び」に、「との合計額」を「の合計額」に改め、同条第五項中「から」を「である内国法人から」に改め、同条第六項中「分割法人等」の下に「である内国法人」を加え、同条第七項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に、「同条第五項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項中「被合併法人等から」を「被合併法人等である内国法人から」に改め、同条第十二項中「第六項及び」を削り、「第五項まで及び第七項」を「第七項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結法人は、当該連結法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該連結法人の各連結事業年度の第一項に規定する連結国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該連結法人の国外事業所等（第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

13　第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結法人は、当該連結法人の第六十九条第四項第一号に規定する本店等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第八十一条の二十五第一項中「金額、その」を「金額、地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の」に改める。

第八十二条中「掲げる金額又は」を「掲げる金額若しくは」に、「掲げる金額につき」を「掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき」に改める。

第百三十八条第一項を次のように改める。

一　外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該外国法人の本店等（当該外国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

第百三十八条第四号及び第五号を削り、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで（国内源泉所得）に該当するものを除く。）

三　国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

第百三十八条第六号を次のように改める。

六　前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

第百三十八条第七号から第十一号までを削り、同条に次の二項を加える。

2　前項第一号に規定する内部取引とは、外国法人の恒久的施設と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

3　恒久的施設を有する外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合には、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるものをもつて、第一項第一号に掲げる所得とする。

第百三十九条中「条約において」を「条約（以下この条において「租税条約」という。）において」に、「その条約」を「その租税条約」に、「法人」を「外国法人」に、「同条第二号から第十一号まで」を「同条第二号又は第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　恒久的施設を有する外国法人の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるときには、同号に規定する内部取引には、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の支払に相当する事実（政令で定める金融機関に該当する外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。）その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

第三編第二章第一節中第百四十一条の前に次の款名を付する。

第一款　課税標準

第百四十一条を次のように改める。

第百四十一条　外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得の金額とする。

一　恒久的施設を有する外国法人　各事業年度の次に掲げる国内源泉所得

イ　第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得

ロ　第百三十八条第一項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二　恒久的施設を有しない外国法人　各事業年度の第百三十八条第一項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得

第百四十一条の次に次の款名を付する。

第二款　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

第百四十二条を次のように改める。

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第百四十二条　外国法人の各事業年度の前条第一号イに掲げる国内源泉所得（以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額は、外国法人の当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額から当該事業年度の当該事業に係る損金の額を控除した金額とする。

2　外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業につき、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第二十五条の二（受贈益の益金不算入）、第二十六条（還付金等の益金不算入）、第三十三条第五項（資産の評価損の損金不算入等）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）、第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第五十七条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）及び第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とする。

3　外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき、前項の規定により第二十二条（各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次に定めるところによる。

一　第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用のうち第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係るものについては、債務の確定しないものを含むものとする。

二　第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用には、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するこれらの費用のうち、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額を含むものとする。

三　第二十二条第五項に規定する資本等取引には、恒久的施設を開設するための外国法人の本店等（第百三十八条第一項第一号に規定する本店等をいう。以下この号において同じ。）から恒久的施設への資金の供与又は恒久的施設から本店等への剰余金の送金その他これらに類する事実を含むものとする。

4　前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編第二章第一節中第百四十二条の次に次の七条及び一款を加える。

（還付金等の益金不算入）

第百四十二条の二　外国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一　前条第二項の規定により第三十八条第一項又は第二項（法人税額等の損金不算入）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

二　前条第二項の規定により第五十五条第三項（不正行為等に係る費用等の損金不算入）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

三　第百四十四条の十一（所得税額等の還付）又は第百四十七条の三（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金（第百四十四条の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）に相当するものに限る。）

四　第百四十四条の十三（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による還付金（同条第一項第一号に定める金額に相当するものに限る。）又は地方法人税法第二十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定による還付金（同号に定める金額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当するものに限る。）

2　外国法人が納付することとなつた外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額につき第百四十四条の二第一項から第三項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合（当該外国法人が同条第六項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）には、その減額された金額の

うち同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

3　外国法人が前条第二項の規定により第五十五条第四項の規定に準じて計算する場合において各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないものの還付を受けるときは、その還付を受けるる金額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

（保険会社の投資資産及び投資収益）

第百四十二条の三　外国法人（保険業法第二条第七項（定義）に規定する外国保険会社等に限る。以下この項において同じ。）の各事業年度の恒久的施設に係る投資資産（保険料として収受した金銭その他の資産を保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために運用する場合のその運用資産として財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。）の額が、当該外国法人の投資資産の額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該恒久的施設を通じて行う事業に係る収益の額として、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2　前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　前項に規定する満たない部分に相当する金額が同項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十以下であるとき。

二　前項に規定する満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額が千万円以下であるとき。

三　当該事業年度の恒久的施設に係る総資産の額が当該事業年度の当該恒久的施設に係る負債の額及び純資産の額の合計額を上回る場合として政令で定める場合に該当するとき。

3　前項の規定は、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨を記載した書類及びその計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の書類を保存していなかつた場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

5　投資資産の額の算定の時期その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）

第百四十二条の四　外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額（当該恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）が、当該外国法人の資本に相当する額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に満たない場合には、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の額として政令で定める金額のうち、その満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　外国法人の資本に相当する額が著しく低い場合の恒久的施設に帰せられるべき資本に相当する額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）

第百四十二条の五　銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店に係る同法第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）である外国法人の各事業年度において、その有する資本に相当するものに係る負債につき支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）がある場合には、当該利子の額のうち当該外国法人の前条第一項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定により損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

3　税務署長は、第一項の規定により損金の額に算入されることとなる金額の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、当該書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、当該書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

4　第一項に規定する資本に相当するものに係る負債の範囲その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）

第百四十二条の六　外国法人が第百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）に規定する控除対象外国法人税の額につき同条又は第百四十四条の十一第一項（所得税額等の還付）若しくは第百四十七条の三第一項（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、当該控除対象外国法人税の額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

（本店配賦経費に関する書類の保存がない場合における本店配賦経費の損金不算入）

第百四十二条の七　外国法人が第百四十二条第三項第二号（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定の適用を受ける場合において、同号に規定する政令で定めるところにより配分した金額（以下この条において「本店配賦経費」という。）につき、その配分に関する計算の基礎となる書類その他の財務省令で定める書類の保存がないときは、その書類の保存がなかつた本店配賦経費については、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　税務署長は、本店配賦経費の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、その保存がなかつたことについてやむを

得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、その書類の保存がなかつた本店配賦経費につき同項の規定を適用しないことができる。

（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益）

第百四十二条の八　恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなつた場合（恒久的施設の他の者への譲渡その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなつた場合を除く。）には、恒久的施設閉鎖事業年度（恒久的施設を有しない外国法人になつた日の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の時に恒久的施設に帰せられる資産（第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券その他の政令で定める資産を除く。）の評価益（当該終了の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該終了の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該外国法人の当該恒久的施設閉鎖事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2　前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款　その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第百四十二条の九　外国法人の各事業年度の第百四十一条第一号ロ及び第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額は、これらの規定に規定する国内源泉所得につき政令で定めるところにより第百四十二条（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）及び第百四十二条の二（還付金等の益金不算入）の規定に準じて計算した金額とする。

第百四十三条第一項中「第百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する」を「次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得

二　第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

三　第百四十一条第二号に定める国内源泉所得

第百四十三条第二項中「第百四十一条に規定する」を「同項各号に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの」に改める。

第百四十四条の見出しを「（外国法人に係る所得税額の控除）」に改め、同条中「（外国法人に係る法人税の課税標準）」を「（課税標準）」に改め、「区分」の下に「（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）」を加え、「各号に掲げる国内源泉所得」を「各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）」に改め、「（同法第百六十一条第五号（内国法人から受ける配当等）に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）」を削り、「所得税法第百六十一条第二号」を「同法第百六十一条第一項第六号」に、「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第一項第十二号」に、「当該国内源泉所得」を「第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）に規定する国内源泉所得」に改め、第三編第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（外国法人に係る外国税額の控除）

第百四十四条の二　恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を納付することとなる場合には、当該事業年度の第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得（以下第三項までにおいて「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額につき第百四十三条第一項又は第二項（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち当該事業年度の国外所得金額（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額のうち国外源泉所得に係るものとして政令で定める金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国法人税の額（第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得につき課される外国法人税の額に限るものとし、その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める外国法人税の額、外国法人の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額その他政令で定める外国法人税の額を除く。以下この条において「控除対象外国法人税の額」という。）を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

2　恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び地方税控除限度額として政令で定める金額の合計額を超える場合において、前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいう。以下この条において同じ。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

3　恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除対象外国法人税額を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

4　第一項に規定する国外源泉所得とは、第百三十八条第一項第一号に掲げる所得のうち次のいずれかに該当するものをいう。

一　国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得

二　国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

三　国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う法人が受ける当該人的役務の提供に係る対価

四　国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含

む。）、国外における租鉱権の設定又は所得税法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

五　所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ　外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子

ロ　国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」という。）に預け入れられた預貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子

ハ　国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。）若しくはこれに相当する信託の収益の分配

六　所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ　外国法人から受ける所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

ロ　国外にある営業所に信託された所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配

七　国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

八　国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価

ロ　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価

ハ　機械、装置その他政令で定める用具の使用料

九　国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

十　国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十一　次に掲げる給付補塡金、利息、利益又は差益

イ　所得税法第百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補塡金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ　所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補塡金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの

ハ　所得税法第百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

ニ　所得税法第百七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

ホ　所得税法第百七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預貯金に係るもの

ヘ　所得税法第百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十二　国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配

十三　前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

5　租税条約（第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人については、同項の規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

6　第六十九条第十一項及び第十二項の規定は、外国法人が他の外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第八項において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（第八項において「適格合併等」という。）により当該他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは「第百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「前三年内事業年度の控除限度額」とあるのは「同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項及び次項において「前三年内事業年度」という。）の同条第一項に規定する控除限度額（以下この項及び次項において「控除限度額」という。）」と、「控除対象外国法人税の額と」とあるのは「同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。）と」と、同条第十二項中「前項」とあるのは「第百四十四条の二第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

7　第六十九条第十三項の規定は、適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人である外国法人が前項において準用する同条第十一項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第二項及び第三項」とあるのは「第百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「控除限度額及び控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除限度額（以下この項において「控除限度額」という。）及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項において「控除対象外国法人税の額」という。）」と、「、第十一項」とあるのは「、同条第六項において準用する第十一項」と、「の前三年内事業年度」とあるのは「の同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項において「前三年内事業年度」という。）」と、「及び同条第五項」とあるのは「及び第八十一条の十

五第五項」と、「並びに第十一項」とあるのは「並びに第百四十四条の二第六項において準用する第十一項」と読み替えるものとする。

8　外国法人が納付することとなつた外国法人税の額につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合（当該外国法人が適格合併等により被合併法人等である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）における第一項から第三項までの規定の適用については、政令で定めるところによる。

9　第一項から第五項までの規定、第六項において準用する第六十九条第十一項及び第十二項の規定並びに第七項において準用する同条第十三項の規定並びに前項の規定は、外国法人である人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得について納付する控除対象外国法人税の額については、適用しない。

10　第六十九条第十六項から第十八項までの規定は、外国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額につき、第一項から第三項までの規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第一項」とあるのは「第百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「控除対象外国法人税の額の」とあるのは「同項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。）の」と、「、同項」とあるのは「、同条第一項」と、同条第十七項中「第二項及び第三項」とあるのは「第百四十四条の二第二項及び第三項」と、「、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額」とあるのは「、同条第二項に規定する繰越控除限度額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額（以下この項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）」と、「に当該各事業年度の控除限度額」とあるのは「に当該各事業年度の控除限度額（同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。）」と、同条第十八項中「、第一項から第三項まで」とあるのは「、第百四十四条の二第一項から第三項まで」と、「つき第一項から第三項まで」とあるのは「つき同条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

11　前三項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編第二章第三節を次のように改める。

第三節　申告、納付及び還付等

第一款　中間申告

（中間申告）

第百四十四条の三　恒久的施設を有する外国法人である普通法人は、その事業年度（恒久的施設を有する外国法人になつた日の属する事業年度を除く。次条第一項において同じ。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有しない外国法人が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一　当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第一項第七号（確定申告）に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　恒久的施設を有しない外国法人である普通法人は、その事業年度が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一　当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第二項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

3　第七十一条第二項から第四項まで（中間申告）の規定は、第一項の普通法人を合併法人とし、他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同表の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二項	前項第一号	第百四十四条の三第一項第一号（中間申告）
第二項第一号	第七十四条第一項第二号	第百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号（確定申告）
第三項	同項第一号	第百四十四条の三第一項第一号

4　第七十一条第二項から第四項までの規定は、第二項の普通法人を合併法人とし、恒久的施設を有しない他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二項	前項第一号	第百四十四条の三第二項第一号（中間申告）
第二項第一号	第七十四条第一項第二号	第百四十四条の六第二項第二号（確定申告）
第三項	同項第一号	第百四十四条の三第二項第一号

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第百四十四条の四　恒久的施設を有する外国法人である普通法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書の規定により中間申告書を提出することを要しない場合又は第七号に掲げる金額が同条の規定により計算した同項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一　当該期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二　当該期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

三　当該期間を一事業年度とみなして第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

四　当該期間を一事業年度とみなして第二号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

五　当該期間を一事業年度とみなして第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定及び第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額

六　当該期間を一事業年度とみなして第百四十四条において準用する第六十八条の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額

七　第三号に掲げる法人税の額（前号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）及び第四号に掲げる法人税の額（第五号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）の合計額

八　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　恒久的施設を有しない外国法人である普通法人（第四条の七に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、前条第二項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書の規定により中間申告書を提出することを要しない場合又は第二号に掲げる金額が同条の規定により計算した同項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一　当該国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二　当該期間を一事業年度とみなして前号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

3　前二項に規定する事項を記載した中間申告書には、これらの規定に規定する期間の末日における貸借対照表、当該期間の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　第一項に規定する期間に係る課税標準である第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第三号に掲げる法人税の額、同項に規定する期間に係る課税標準である同条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第四号に掲げる法人税の額又は第二項に規定する期間に係る課税標準である同条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、次に定めるところによる。

一　第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項（第百四十四条において準用する場合に限る。）及び第六十九条第十六項（外国税額の控除）（第百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第六十九条第十七項（第百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」と、第百四十二条の五第二項（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。

二　第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により前編第一章第一節第三款（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）を除く。）、第四款（第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）を除く。）及び第七款（課税標準の計算）（第五十七条第二項、第七項及び第十項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件）並びに第五十八条第二項及び第五項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）を除く。）の規定に準じて計算する場合におけるこれらの規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と読み替えるものとする。

5　前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び第一項第七号又は第二項第二号に掲げる法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（中間申告書の提出がない場合の特例）

第百四十四条の五　中間申告書を提出すべき外国法人である普通法人がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その普通法人については、その提出期限において、税務署長に対し、次の各号に掲げる普通法人の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

一　恒久的施設を有する外国法人である普通法人　第百四十四条の三第一項各号（中間申告）に掲げる事項

二　恒久的施設を有しない外国法人である普通法人　第百四十四条の三第二項各号に掲げる事項

第二款　確定申告

（確定申告）

第百四十四条の六　恒久的施設を有する外国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内（当該外国法人が国税通則法第百十七条第

二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその有しないこととなる日とのうちいずれか早い日まで）に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約（第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。次項において同じ。）の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一　当該事業年度の課税標準である第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二　当該事業年度の課税標準である第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

三　第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

四　第二号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用して計算した法人税の額

五　第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定及び第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額で第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六　第百四十四条において準用する第六十八条の規定による控除をされるべき金額で第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

七　第三号に掲げる法人税の額（前号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）及び第四号に掲げる法人税の額（第五号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）の合計額

八　第五号に掲げる金額で前号に掲げる合計額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

九　第六号に掲げる金額で第七号に掲げる合計額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

十　その外国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第七号に掲げる合計額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

十一　前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

十二　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　恒久的施設を有しない外国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内（当該外国法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第百四十一条第二号に定める国内源泉所得を有しない場合又は第一号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約の規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一　当該事業年度の課税標準である第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二　前号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用して計算した法人税の額

三　第百四十四条において準用する第六十八条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

四　その外国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五　前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

3　前二項の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（確定申告書の提出期限の延長）

第百四十四条の七　第七十五条（確定申告書の提出期限の延長）の規定は、外国法人が、災害その他やむを得ない理由（次条に規定する理由を除く。）により決算が確定しないため、前条第一項又は第二項の規定による申告書（恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合において提出すべきものを除く。）をそれぞれ第百四十四条の六第一項又は第二項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合について準用する。

（確定申告書の提出期限の延長の特例）

第百四十四条の八　第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定は、外国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の第百四十四条の六第一項又は第二項（確定申告）の規定による申告書（恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合において提出すべきものを除く。）を前条第一項又は第二項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合について準用する。

（確定申告書の提出期限の延長の特例）

第百四十四条の八　第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定は、外国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の第百四十四条の六第一項又は第二項（確定申告）の規定による申告書（恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合において提出すべきものを除く。）を前条第一項又は第二項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合について準用する。

（中間申告による納付）

第百四十四条の九　中間申告書を提出した外国法人である普通法人は、当該申告書に記載した第百四十四条の三第一項第一号（中間申告）に掲げる金額（第百四十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第七号に掲げる金額）又は第百四十四条の三第二項第一号に掲げる金額（第百四十四条の四第二項各号に掲げる

事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第二号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、これらの金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（確定申告による納付）

第百四十四条の十　第百四十四条の六第一項又は第二項（確定申告）の規定による申告書を提出した外国法人は、同条第一項の規定による申告書に記載した同項第七号に掲げる金額（同項第十号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）又は同条第二項の規定による申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、これらの申告書の提出期限までに、これらの金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

第四款　還付

（所得税額等の還付）

第百四十四条の十一　確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第百四十四条の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）又は同条第二項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した外国法人に対し、これらの金額に相当する税額を還付する。

2　第七十八条第二項（所得税額等の還付）の規定は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第三項の規定は前項の規定による還付金を同項の外国法人の提出した確定申告書に係る事業年度の第百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、それぞれ準用する。

3　第一項の還付の手続、同項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（中間納付額の還付）

第百四十四条の十二　中間申告書を提出した外国法人である普通法人からその中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出があつた場合において、その確定申告書に第百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号（確定申告）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、これらの金額に相当する中間納付額を還付する。

2　第七十九条第二項（中間納付額の還付）の規定は前項の規定による還付金の還付をする場合について、同条第三項の規定は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第四項の規定は前項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の第百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、第七十九条第五項の規定はこの項において準用する同条第二項の規定による還付金について、それぞれ準用する。

3　第一項の還付の手続、同項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠損金の繰戻しによる還付）

第百四十四条の十三　恒久的施設を有する外国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた次の各号に掲げる欠損金額がある場合（第九項又は第十項の規定に該当する場合を除く。）には、その外国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該各号に定める金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

一　当該事業年度において生じた第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額　当該欠損金額に係る事業年度（以下この号において「欠損事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始したいずれかの事業年度の同条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定又は第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下この号において「還付所得事業年度」という。）の第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額のうちに占める欠損事業年度の当該欠損金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額

二　当該事業年度において生じた第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額　当該欠損金額に係る事業年度（以下この号において「欠損事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始したいずれかの事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額

2　恒久的施設を有しない外国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る欠損金額がある場合（第十項の規定に該当する場合を除く。）には、その外国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該欠損金額に係る事業年度（以下この項において「欠損事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始したいずれかの事業年度の同号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下この項において「還付所得事業年度」という。）の同号に定める国内源泉所得に係る所得の金額のうちに占める欠損事業年度の当該欠損金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

3　第一項第一号の場合において、既に同号に規定する還付所得事業年度の第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額とみなして、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4　第一項第二号の場合において、既に同号に規定する還付所得事業年度の第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額とみなして、同項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

5　第二項の場合において、既に同項に規定する還付所得事業年度の第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の同号に定める国内源泉所得に係る所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の同号に定める国内源泉所得に係る所得の金額とみなして、同項の規定を適用する。

6　第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項の外国法人が同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

7　第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同項の外国法人が同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第一項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

8　第二項の規定は、同項の外国法人が同項に規定する還付所得事業年度から同項に規定する欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第二項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

9　第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、第一項の外国法人につき解散（適格合併による解散を除く。）、事業の全部の譲渡、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた同号に規定する欠損金額（第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されたものその他政令で定めるものを除く。）があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「第九項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、第一号に掲げる金額については同号に規定する欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

10　第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項又は第二項及び第五項の規定は、外国法人につき解散（適格合併による解散を除く。）、事業の全部の譲渡、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた同号又は第二項に規定する欠損金額（第百四十二条の九（その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する第百四十二条第二項の規定により第五十七条第一項の規定に準じて計算する場合に各事業年度の第百四十一条第一号ロ又は第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されたものその他政令で定めるものを除く。）があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「同項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、第二号に掲げる金額については同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と、第二項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「同項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、当該還付所得事業年度から当該欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第二項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

11　第一項（前二項において準用する場合を含む。）又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求をしようとする外国法人は、その還付を受けようとする

法人税の額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12　第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定は前項の還付請求書の提出があつた場合について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第六項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。

第五款　更正の請求の特例

第百四十五条　外国法人が、確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは第二項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該外国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一　その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第百四十四条の六第一項第三号、第四号若しくは第十号又は第二項第二号若しくは第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二　その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第百四十六条第二項の表第百二十二条第二項第一号（青色申告の承認の申請）の項中「第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である普通法人の恒久的施設を有する」に、「同条第四号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する外国法人に該当する」に、「人的役務提供事業」を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業（第四号において「人的役務提供事業」という。）」に、「同号に掲げる」を「第百四十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「同項第四号」に、「その該当する」を「その恒久的施設を有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に改め、同表第百二十二条第二項第二号の項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同表第百二十二条第二項第四号の項中「第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日、同条第四号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「同号に掲げる」を「第百四十一条第二号に定める」に、「第百三十八条第二号」を「第百三十八条第一項第四号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同表に次のように加える。

第百二十三条第二号	取引	取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百二十六条第一項及び第百二十七条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）
第百二十七条第一項第四号	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項又は第二項

第百四十七条中「、第百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）及び第百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）」を削り、第三編第五章中同条の次に次の三条を加える。

（外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）

第百四十七条の二　税務署長は、外国法人の各事業年度の第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合において、その外国法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額から控除する金額の増加、当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する金額の増加、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係る利益の額の減少又は損失の額の増加その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その外国法人の当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の課税標準若しくは欠損金額又は恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額を計算することができる。

（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）

第百四十七条の三　外国法人の提出した確定申告書に係る法人税につき更正（当該法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。次条において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第百四十四条の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）又は同条第二項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その外国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2　第百三十三条第二項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第三項の規定は前項の規定による還付金を同項の外国法人の提出した確定申告書に係る事

業年度の第百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、それぞれ準用する。

3　第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）

第百四十七条の四　中間申告書を提出した外国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号（確定申告）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2　中間申告書を提出した外国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき更正（当該法人税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3　第百三十四条第三項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定は前二項の規定による還付金の還付をする場合について、同条第四項の規定は前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第五項の規定は前二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の第百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、第百三十四条第六項の規定はこの項において準用する同条第三項の規定による還付金について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは「第百四十四条の六第一項若しくは第二項」と、同項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは「第百四十四条の六第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

4　第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編第五章を同編第六章とし、第百四十六条の次に次の一章を加える。

第五章　恒久的施設に係る取引に係る文書化

第百四十六条の二　恒久的施設を有する外国法人は、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該外国法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該外国法人の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

2　恒久的施設を有する外国法人は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該外国法人の第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第百四十九条第一項中「第百四十一条第四号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「同条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当する」を「恒久的施設を有する」に、「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に、「第百四十一条第四号に掲げる」を「第百四十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第百三十八条第二号に」を「同項第四号に」に、「その該当する」を「その恒久的施設を有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に改め、同条第二項中「該当する」を「である」に改める。

第百五十条第三項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第百五十条の二第一項中「取引を」を「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）を」に改める。

第百五十九条第一項中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」及び「（第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「若しくは第八十九条第二号」を「、第八十九条第二号」に、「法人税の額につき」を「法人税の額若しくは第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定する法人税の額（第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条の規定又は第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき」に、「又は第百四十五条第一項」を「又は第百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に改め、同条第三項中「（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条（」を「、第八十九条（」に、「この規定」を「又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定」に改め、「（第百四十四条において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条第二号」を「、第八十九条第二号」に、「法人税の額につき」を「法人税の額又は第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定又は第百四十四条の二の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき」に改める。

第百六十条中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条」を「、第八十九条」に、「この規定」を「又は第百四十四条の六第

一項若しくは第二項（確定申告）の規定」に改める。

第百六十二条中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十八条」を「、第八十八条」に、「申告書（」を「申告書又は第百四十四条の三第一項（中間申告）の規定による申告書で第百四十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの若しくは第百四十四条の三第二項の規定による申告書で第百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載したもの（」に改める。

別表第二高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域的運営推進機関	電気事業法

（地方法人税法の一部改正）

第四条　地方法人税法（平成二十六年法律　号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　恒久的施設　法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。

第六条第二号を次のように改める。

二　法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人　次に掲げる外国法人の区分に応じ次に定める金額

イ　恒久的施設を有する外国法人　当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の次に掲げる国内源泉所得（法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得をいう。以下この号において同じ。）に係る所得の金額の区分ごとに、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

(1)　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2)　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

ロ　恒久的施設を有しない外国法人　当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

第十二条第一項中「所得でその源泉が国外にあるもの」を「国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）」に改め、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六十九条第九項」を「第六十九条第十五項」に、「、第一項」を「第一項」に、「ついて準用」を「ついて、同法第百四十四条の二第九項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「連結所得でその源泉が国外にあるもの」を「連結国外所得金額（法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいう。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第百四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属地方法人税額（第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）のうち当該外国法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

第十六条第一項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十九」を「、第八十一条の十九又は第百四十四条の三」に改める。

第十七条第一項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十第一項」を「、第八十一条の二十第一項又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の」に改める。

第二十三条第一項中「又は第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「において準用する場合を含む。）」に、「提出した法人」を「提出した内国法人又は同法第百四十四条の十三第十一項の還付請求書を提出した外国法人」に、「第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下」を「第百四十四条の十三第十二項において準用する場合を含む。以下」に、「還付所得事業年度又は」を「還付所得事業年度、」に改め、「還付所得連結事業年度」の下に「、同法第百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度」を加え、「当該法人」を「当該内国法人又は外国法人」に改め、同項ただし書中「又は同法」を「、同法」に、「欠損連結事業年度に」を「欠損連結事業年度、同法第百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に」に改め、同条第二項中「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の十三第十二項」に改める。

第二十四条第一号中「（同法第百四十五条第一人」に、「同法第百三十八条第二号」を「法人税法第百三十八条第一項第四号」に、「その該当しない」を「その有しない」に改め、同条第五項中「第七十五条若しくは第七十五条の二（これらの規定を同法第百四十五条第一項」を「第七十五条（同法第百四十四条の七において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の二（同法第百四十四条の八」に、「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第八十一条の二十二第一項」を「、第八十一条の二十二第一項又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項」に、「第七十四条第一項の」を「第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の」に改める。

項において準用する場合を含む。）に掲げる金額」を「に掲げる金額若しくは同法第百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは同条第二項第一号から第五号までに掲げる金額」に改める。

（相続税法の一部改正）

第五条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四項ただし書中「五十万円未満」を「百万円以下」に改める。

第五十九条第五項中「所轄税務署長」の下に「（次項において「所轄税務署長」という。）」を加え、同条第六項中「第四項」を「第四項又は前項」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第一項又は第二項の規定及び第四項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項の第三欄の第三号中「）の用」を「）若しくは同法第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の用」に改め、同欄に次のように加える。

四　自己の設置運営する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の一の項の第四欄中「第三号」を「第四号」に改め、同表の五の二の項の第三欄の第二号中「保育所」の下に「若しくは家庭的保育事業等」を加え、同欄に次のように加える。

三　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の五の二の項の第四欄中「又は第二号」を「から第三号までのいずれか」に改め、同表の十の項の第三欄の第一号中「権利の取得登記」の下に「（第三号に掲げる登記を除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

三　自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記

四　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の十の項の第四欄中「又は第二号」を「から第四号までのいずれか」に改め、同表の十二の項の第三欄の第三号中「保育所」の下に「若しくは家庭的保育事業等」を加え、同欄に次のように加える。

四　自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の十二の項の第四欄中「第三号」を「第四号」に改め、同表の二十一の項の第三欄の第二号中「各種学校を」を「各種学校並びに学校法人が設置運営する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園を」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中「法人税　事業年度」を「法人税及び地方法人税　事業年度」に改める。

第十九条第四項第三号ハ中「第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）」を「第百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に、「の規定」を「若しくは地方法人税法（平成二十六年法律第　　号）第二十三条第一項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定」に改める。

第二十一条第二項中「法人税」の下に、「地方法人税」を加える。

第三十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「法人税」の下に、「地方法人税」を加える。

第三十三条第二項中「法人税」の下に、「地方法人税」を加える。

第四十三条第二項中「法人税」の下に、「地方法人税」を加え、同項第一号中「とき。　当該処分」を「とき　当該処分」に改め、同項第二号中「とき。　旧納税地」を「とき　旧納税地」に改める。

第四十六条第三項中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　税務署長等は、前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る国税の納付については、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものとする。

第四十六条第五項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条に次の二項を加える。

8　第四項の規定は、税務署長等が、前項の規定により第二項又は第三項の規定による納税の猶予をした期間を延長する場合について準用する。

9　税務署長等は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりその猶予に係る金額を分割して納付させる場合において、納税者が第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるとき又は第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）の規定により猶予期間を短縮したときは、その分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更することができる。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（納税の猶予の申請手続等）

第四十六条の二　前条第一項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項の災害によりその者がその財産につき相当な損失を受けたことの事実の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該事実を証するに足りる書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

2　前条第二項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づきその国税を一時に納付することができない事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

3　前条第三項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項各号に定める税額に相当する国税を一時に納付することができない事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

4　前条第七項の規定による猶予の期間の延長を申請しようとする者は、猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付することができないやむを得ない理由、猶予期間の延長を受けようとする期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

5　第一項、第二項又は前項の規定により添付すべき書類（政令で定める書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第一項若しくは第二項（第一号、第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による納税の猶予又はその猶予の期間の延長をする場合において、当該申請者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると税務署長等が認めるときは、添付することを要しない。

6　税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、前条の規定による納税の猶予若しくはその猶予の期間の延長をし、又はその納税の猶予若しくはその猶予の延長を認めないものとする。

7　税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき若しくはその提出がないときは、当該申請者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

8　税務署長等は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

9　第七項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた当該申請者は、前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

10　税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者について前条第一項から第三項まで又は第七項の規定に該当していると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による納税の猶予又はその猶予の延長を認めないことができる。

一　第四十九条第一項第一号（納税の猶予の取消し）に掲げる場合に該当するとき。

二　当該申請者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　不当な目的で前条の規定による納税の猶予又はその猶予の期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。

11　税務署長等は、第六項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、当該申請者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

12　前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13　第十一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十七条第一項中「前条」を「第四十六条（納税の猶予の要件等）」に改め、「したとき」の下に「（同条第九項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更したときを含む。）」を、「猶予期間」の下に「、分割して納付させる場合の当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額（同項の規定による変更をした場合には、その変更後の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額）」を加え、同条第二項中「第三項まで又は第七項の申請がされた」を「第四項までの規定による申請書の提出があつた」に改める。

第四十九条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第四十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五　偽りその他不正な手段によりその猶予又はその猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきその猶予をし、又はその猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

第四十九条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六十三条第一項中「（換価の猶予）」を「若しくは第百五十一条の二第一項（換価の猶予の要件等）」に改め、同項ただし書中「第百五十二条（換価の猶予の取消し等）」を「第百五十二条第三項又は第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第

一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第六十五条第三項第二号中「、法人税」の下に「、地方法人税」を加え、同号イ中「(外国税額控除)」の下に「若しくは第百六十五条の六(非居住者に係る外国税額の控除)」を加え、同号ロ中「若しくは第八十一条の十五」を「、第八十一条の十五」に改め、「における外国税額の控除」の下に「若しくは第百四十四条の二(外国法人に係る外国税額の控除)」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　地方法人税法第二条第十九号(定義)に規定する中間納付額、同法第十二条(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額又は同法第二十条第二項(中間申告による納付)の規定により納付すべき地方法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額)

第七十四条の二第一項中「、法人税」の下に「、地方法人税」を加え、同項第二号中「法人税に」を「法人税又は地方法人税に」に改め、同条第四項中「、法人税」の下に「又は地方法人税」を、「連結所得に対する法人税」の下に「若しくは連結親法人の地方法人税」を、「法人に対する法人税」の下に「又は地方法人税」を加える。

第七十四条の九第三項中「前二項」を「この条」に改め、同項第一号中「同項第二号イ、同項第三号イ」を「第二号イ、第三号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

5　納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十五条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又は同法」を「、同法」に、「に係る更正(」を「又は地方法人税法第二十七条第二項(青色申告)に規定する青色申告書に係る更正(」に改める。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

第九十九条の見出しを「(国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決)」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「申し出なければ」を「通知しなければ」に改め、同条第二項中「申出」を「通知」に改め、「、国税不服審判所長に対し指示をするときは」を削り、「国税審議会の議決に基づいてこれをしなければ」を「国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会に諮問しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　国税不服審判所長は、前項の規定により国税庁長官と共同して国税審議会に諮問した場合には、当該国税審議会の議決に基づいて裁決をしなければならない。

(国税徴収法の一部改正)

第八条　国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「延納」の下に「(第百五十一条の二第一項(換価の猶予の要件等)において「延納」という。)」を加える。

第三十六条第三号中「、法人税法」を「若しくは第百六十八条の二(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、法人税法」に、「若しくは第百三十二条の三」を「、第百三十二条の三」に、「、相続税法」を「若しくは第百四十七条の二(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、相続税法」に改める。

第七十九条の見出しを「(差押えの解除の要件)」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「差押を」を「差押えを」に改め、同項第一号中「差押に」を「差押えに」に、「先だつ」を「先立つ」に、「こえる見込」を「超える見込み」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「差押を」を「差押えを」に改め、同項第一号中「差押に」を「差押えに」に、「先だつ」を「先立つ」に改め、同項第二号中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同項に次の一号を加える。

三　差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み(以下「入札等」という。)がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

第八十九条の見出しを「(換価する財産の範囲等)」に改め、同条第一項中「取立」を「取立て」に改め、同条第二項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「取立」を「取立て」に改め、同条に次の一項を加える。

3　税務署長は、相互の利用上差押財産を他の差押財産(滞納者を異にするものを含む。)と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

第九十八条を次のように改める。

(見積価額の決定)

第九十八条　税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない。

2　税務署長は、前項の規定により見積価額を決定する場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。

第百条第一項中「入札又は競り売りに係る買受けの申込み(以下「入札等」という。)」を「入札等」に改める。

第百二十八条第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条第三号中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第八十九条第三項(換価する財産の範囲等)の規定により差押財産(同条第一項に規定する差押財産をいう。以下この項において同じ。)が一括して公売に付され、又は随意契約により売却された場合において、各差押財産ごとに前項第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各差押財産の見積価額に応じて按分して得た額とする。各差押財産ごとの滞納処分費の負担についても、同様とする。

第百二十九条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に、「差押」を「差押え」に改める。

第百五十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(換価の猶予の要件等)」を付し、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「(納税の猶予)」を「(納税の猶予の要件等)又は次条第一項」に改め、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　税務署長は、前項の規定による換価の猶予又は第百五十二条第三項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項の規定によ

る換価の猶予の期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類又は第百五十二条第一項の規定により分割して納付させるために必要となる書類の提出を求めることができる。

第百五十一条の次に次の一条を加える。

第百五十一条の二　税務署長は、前条の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日）から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予の要件等）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2　前項の規定は、当該申請に係る国税以外の国税（次の各号に掲げる国税を除く。）の滞納がある場合には、適用しない。

一　国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予（次号において「納税の猶予」という。）又は前項の規定による換価の猶予の申請中の国税

二　国税通則法第四十六条第一項から第三項まで又は前条第一項若しくは前項の規定の適用を受けている国税（同法第四十九条第一項第四号（納税の猶予の取消し）（次条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）に該当し、納税の猶予又は前条第一項若しくは前項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）

3　第一項の規定による換価の猶予の申請をしようとする者は、同項の国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、その納付を困難とする金額、当該猶予を受けようとする期間、その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない。

第百五十二条中「第四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）」を「第四十六条第五項から第七項まで及び第九項」に、「並びに同法」を「並びに」に改め、「第四十九条第一項」の下に「（第五号に係る部分を除く。）」を加え、「前条第一項」を「第百五十一条第一項」に、「、その期間」と」を「その期間」と、同条第九項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「国税徴収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、それぞれ」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

税務署長は、第百五十一条第一項（換価の猶予の要件等）若しくは前条第一項の規定による換価の猶予又は第三項において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項（納税の猶予の要件等）若しくは第四項において準用する同条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合には、その猶予に係る金額（その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の税務署長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

2　税務署長は、第百五十一条第一項又は前条第一項の規定による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

第百五十二条に次の一項を加える。

4　国税通則法第四十六条第五項から第七項まで及び第九項、第四十六条の二第四項及び第六項から第十項まで（納税の猶予の申請手続等）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六条第九項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「国税徴収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、同法第四十六条の二第四項中「分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）」とあるのは「その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、同法第四十七条第一項中「第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項又は同法第百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項」と、同条第十項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項又は同法第百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項」と、同条第十項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予の要件等）又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する前条第四項」と、それぞれ読み替えるものとする。

第百八十二条第二項中「差し押える」を「差し押さえた」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　税務署長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

第百八十三条第二項及び第三項中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前二項」を「前三項」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　税関長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税関長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

第百八十四条中「第百八十二条第二項」の下に

「若しくは第三項」を加え、「以下」を削る。

第百八十五条中「第百八十三条第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地方税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）及び地方税法」に改める。

第三条第四項中「と、「同項」とあるのは「第二百十二条第一項」」を削る。

第三条の二第一項及び第二項中「、第九条の六第二項から第四項まで」を削り、同条第三項中「、第九条の六第三項若しくは第四項」を削り、同条第四項中「、第九条の六第三項及び第四項」を削り、同条第五項及び第六項中「、第九条の六第二項から第四項まで」を削り、同条第七項及び第八項中「、第九条の六第四項」を削り、同条第十三項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に改め、同項の表第百七十二条第一項第一号の項中「、第九条の六第二項若しくは第三項（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）」を削り、「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同条第十四項中「第百六十四条第一項第一号から第三号まで」を「第百六十四条第一項第一号」に、「当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる」を「同号に定める」に改め、同条第十五項第二号から第四号までの規定中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同条第二十四項中「規定する給付補てん金等」を「規定する給付補塡金等」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改め、同条第二十五項中「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改める。

第四条第一項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に改め、同条第二項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に、「及び第百六十五条から第百六十五条の六まで」に、「第百四十四条まで」を「第百四十四条の二まで」に改め、同条第三項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に、「第百四十二条又は第百四十二条の九」に改め、同条第四項中「第百四十二条」を「第百四十二条又は第百四十二条の九」に、「第百四十四条まで」を「第百四十四条の二まで」に改め、同条第五項中「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」を「第百四十二条」に、「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に、「及び第百六十五条から第百六十五条の六まで」に、「第百四十四条まで」を「第百四十四条の二まで」に改める。

第五条の二第三項中「所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設をいう。第五項及び第六項において同じ。）を有する非居住者である」に、「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第一項第十二号」に、「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「同条の」を「同項の」に改め、同条第五項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有しない非居住者である」に、「同法」を「所得税法」に改め、同条第六項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有しない非居住者である」に、「つき同法」を「つき所得税法」に改める。

第六条の二第一項中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に、「第百六十二条」を「第百六十二条第一項」に、「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に改める。

第七条第一項中「又は税額等」を「次項において同じ。）又は税額等」に、「更正（国税通則法」を「更正（同法」に、「この項において同じ。）又は決定（国税通則法」を「この項及び次項において同じ。）又は決定（同法」に改め、「決定をいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「若しくは各連結事業年度」を「、各連結事業年度」に、「金額又は相手国居住者等」を「金額若しくは各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の基準法人税額（同法第六条に規定する基準法人税額をいう。以下この項において同じ。）又は相手国居住者等」に、「若しくは各事業年度」を「、各事業年度」に、「金額のうちに」を「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうちに」に、「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求（国税通則法第二十三条第一項」に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。）」を加え、「金額又は当該」を「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額又は当該」に、「金額を基礎」を「金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額を基礎」に改め、同条第四項中「又は税額等」を「若しくは税額等又は第二項に規定する課税標準等」に、「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条」を「、第八十二条及び第百四十五条並びに地方法人税法第二十四条」に、「第一項の更正」を「第一項又は第二項の更正」に改め、同項の表中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同表に次のように加える。

法人税法第百四十五条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	租税条約等実施特例法第七条第一項（租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例）の更正
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
	修正申告書又は更正若しくは決定で決定	更正
	第百四十四条の六第一項第十一号又は同条第二項第五号に掲げる金額（当該	第百四十四条の六第一項第一号若しくは第二号に掲げる欠損金額若しくは同項第五号に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる

		金額）若しくは同項第十一号に掲げる金額又は同条第二項第一号に掲げる欠損金額若しくは同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの	
地方法人税法第二十四条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第七条第一項又は第二項の更正	
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正	
	で決定	の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　相手国等の法令に基づき、居住者又は内国法人に係る当該相手国等の租税（当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（当該居住者又は内国法人の所得税法第九十五条第四項第一号又は法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等に係るものに限る。以下この項において同じ。）につき更正又は決定に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の国外所得金額（各年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は内国法人の各事業年度の国外所得金額（各事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額（各連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいい、同法第六十九条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうちに増額されるものがあり、かつ、これらの金額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の地方法人税の額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者又は当該内国法人の更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の国外所得金額又は当該内国法人の各事業年度の国外所得金額若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額を基礎として、更正をすることができる。

第十一条第四項中「及び第四項」を「、第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第九項、第四十六条の二第一項及び第三項」に、「第百五十一条、第百五十二条」を「第百五十一条、第百五十一条の二、第百五十二条（第一項を除く。）」に改め、同項の表国税通則法の項中

第四十七条	第四十六条の二第四十六条の二第六項及び第十第四十七条

を

納税の猶予	徴収の猶予

に、

第二項	納税	徴収
	一時に	相手国等に一時に
第四項	納付する	相手国等に納付する
第五項、第六項	納税	徴収
	納税の猶予	徴収の猶予

を

第四十九条第一項第四十九条第一項	

に、

第一号	完納する	相手国等において完納する
第四号	を滞納した	について租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定がされた

を

項第一号	完納する	相手国等において完納する

に改め、同項の表国税徴収法の項中「が租税条約等実施特例法」を「が相手国等（租税条約等実施特例法」に、「相手国等をいい、」に改め、「我が国」の下に「とする。次条において同じ。」を加え、

第百五十二条

第百五十一条の	第四十六条第四項	第四十六条第五項
第百五十一条の		

」を

二第一項	一時に	相手国等に一時に
	納税に	相手国等における納税に
	の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日）	に係る共助実施決定通知書（租税条約等実施特例法第十一条第二項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定通知書をいう。）を発した日
二第二項	の滞納がある	について所轄国税局長等（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する所轄国税局長等をいう。第百五十九条第一項において同じ。）が徴収をしている場合その他政令で定める
二第三項	一時に	相手国等に一時に

」に、「租税条約等実施

特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する所轄国税局長等が同条第三項」を「所轄国税局長等が租税条約等実施特例法第十一条第三項（相手国等の租税の徴収の共助）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二　居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例」を「第四節の二　内部取引に係る課税の特例等（第四十条の三の三・第四十条の三の四）」に、「第六十六条の四・第六十六条の四の二」を「第六十六条の四―第六十六条の四の三」に改める。

第一条中「法人税」を「法人税、地方法人税」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改める。

第二条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四　削除

第二条第一項第五号中「法人課税信託」の下に「、恒久的施設」を加え、同条第二項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　恒久的施設　法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。

第二条第二項第二十七号中「及び」を「及び同法第百四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載したもの並びに」に改める。

第二章（第三条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「国内に恒久的施設を有する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める。

第三条第二項中「所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中「第二百二十八条第一項」の下に「並びに次条」を加える。

第三条の二の見出し中「内国法人等に対して支払う」を削り、同条中「内国法人又は国内に」を「居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に、「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に改める。

第五条の二第二項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改め、同条第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に、「、同項」を「、第一項」に、「所得税法」を「同法」に改め、同条第六項中「内国法人又は国内に」を「居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に改め、同条第七項第四号中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改める。

第五条の三第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に、「所得税法」を「同法」に改め、同条第四項第四号中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第十項中「若しくは第九条の六第四項」を削る。

第六条第一項及び第二項中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に改め、同条第六項中「その者の国内において行う事業に帰せられ

るものその他の政令で定める」を「、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に、「が、同項」を「が、第四項」に、「所得税法」を「同法」に改め、同条第九項中「若しくは主たる事務所」の下に「の所在地」を加え、「名称及び本店又は主たる事務所」を「名称、本店又は主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号」に改める。

第八条の二第二項中「所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改める。

第八条の四第三項第四号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第九条第一項第一号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改め、同条第三項中「内国法人等に対して支払う」を削る。

第九条の四第四項中「第百六十一条第四号」を「第百六十一条第一項第八号」に、「又は第五号」を「又は第九号」に改める。

第九条の四の二第一項中「収益の分配」の下に「（恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるものにあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）」を加え、同条第二項中「その他の資産（」の下に「恒久的施設を有する外国法人に対し支払われるものにあつては、当該恒久的施設に帰せられるものに限る。」を加える。

第九条の六を次のように改める。

第九条の六　削除

第九条の八中「第三十七条の十四第十五項及び第十六項」を「第三十七条の十四第二十五項及び第二十六項」に改める。

第十条第一項中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、同条第六項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　増加試験研究費の額（当該個人のその年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から当該個人の比較試験研究費の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超え、かつ、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合　当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額

第十条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定の適用を受ける場合の同条第十一項の規定の適用については、同項中「第五項の」とあるのは「第五項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、「第四項」とあるのは「第四項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第十条の二の二第一項第一号ハを削り、同号ニ中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第三項中「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第六項中「及びハ」を削り、同条第七項中「又は」を「及び」に改める。

第十条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「（第三項」の下に「及び第五項」を加え、「。第三項」を「。第五項」に改め、同条第十項中「第三項又は第四項」を「第五項から第七項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「おける」の下に「第五項又は第六項に規定する」を加え、「第三項」を「これら」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「につき」の下に「第五項又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中「同項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第五項」を削り、「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項に規定する個人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項、第三項及び前項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する個人が、指定期間のうち産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（第六項において「特定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第十条の五の五第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項、次項及び第六項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該個人

の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定生産性向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4　第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定生産性向上設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十条の五第一項中「平成二十六年」を「平成二十八年」に改める。

第十条の五の四第一項中「平成二十八年」を「平成三十年」に、「百分の五以上」を「百分の五（平成二十六年又は平成二十七年の各年にあつては百分の二とし、平成二十八年にあつては百分の三とする。）以上」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め、同条第二項第三号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　平均給与等支給額　適用年の継続雇用者（当該適用年及び当該適用年の前年において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　適用年の前年の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を適用年の前年の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

第十条の五の四の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の五　青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（第五項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ。）をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第五項及び第六項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十（建物及び構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定生産性向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定生産性向上設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第六項において「特定期間」という。）内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の取得価額から当該特定生産性向上設備等について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

4　個人の有する特定生産性向上設備等で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び次項」とする。

5　青色申告書を提出する個人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該個人の当該供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　青色申告書を提出する個人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項及び第三項の規定の適用を受けないときは、供用年における前項に規定する税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額とする。

7　第一項及び第三項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定生産性向上設備等については、適用しない。

8　第一項から第四項までの規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定生産性向上設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第五項及び第六項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

10　その年分の所得税について第五項及び第六項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第二章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の五第五項及び第六項（生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

11　第七項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項中「政令で定める金額」の下に「の百分の九十」を加え、同項第五号中「第十条の三第三項又は第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「又は同条第四項」を「、同条第六項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第七項」に改め、同項第九号中「前条第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

十　前条第五項又は同項及び同条第六項の規定　それぞれ同条第五項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第六項の規定により同条第五項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第六項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第二項中「第十条の三第四項」を「第十条の三第七項」に改め、同条第三項中「第十条の三第五項」を「第十条の三第八項」に改める。

第十一条の二の見出しを「（耐震基準適合建物等の特別償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で、その有する耐震改修対象建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第七条又は附則第三条第一項の規定による報告を行つたもの（当該耐震改修対象建築物につき同法第八条第一項又は第十二条第二項（これらの規定を同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は指示を受けたものを除く。）が、平成二十六年四月一日から当該報告を行つた日以後五年を経過する日までの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第二条第二項に規定する耐震改修（当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分（以下この条において「耐震基準適合建物等」という。）のうちその建設の後事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該耐震基準適合建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該耐震基準適合建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該耐震基準適合建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の二第二項中「集積産業用資産」を「耐震基準適合建物等」に改める。

第十一条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項の表の第二号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第三号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

四　沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区	同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）

第十二条第三項の表の第二号の上欄中「及びこれに類する地区として政令で定める区域」を削り、同表に次の一号を加える。

三　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業		当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

第十三条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「並びに」に改め、「並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）」を削る。

第十三条の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第十三条の三第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、「（以下この項において「指定期間」という。）」を削り、「指定期間内」を「平成二十四年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内」に改める。

第十四条の二第一項中「とする。）」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の百三十とする。）」に改め、同条第二項中「並びに第三号」を「、第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号」に改め、同項第二号中「ついては、」を「ついては」に、「を含む」を「及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、ロに掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第十九条第一号中「第十条の五の三」の下に「、第十条の五の五」を加える。

第二十条第一項中「平成二十六年」を「平成二十八年」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については」を削る。

第二十条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該特定災害防止準備金の金額については」を削る。

第二十条の三第六項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該特別修繕準備金の金額について」を削る。

第二十二条第五項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該探鉱準備金の金額については」を削る。

第二十四条の二第一項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該農業経営基盤強化準備金の金額については」を削る。

第二十四条の三第一項中「又は交換」を「、交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第二十五条第一項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改める。

第二十六条第二項に次の一号を加える。

六　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第　号）の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第二十八条の二の二　青色申告書を提出する個人が、当該個人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの（次項において「債務処理計画」という。）に基づきその有する債務の免除を受けた場合（当該免除により受ける経済的な利益の価額について所得税法第四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される減価償却資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの（以下この条において「対象資産」という。）の価額について当該準則に定められた方法により評定が行われているときは、その対象資産の損失の額として政令で定める金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該必要経費に算入する金額は、この項の規定を適用しないで計算した当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とする。

2　前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定による不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算、対象資産の種類その他財務省令で定める事項を記載した明細書及び債務処理計画に関する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　第一項の規定の適用を受けた個人が対象資産について行うべき所得税法第四十九条第一項に規定する償却費の計算、その者が対象資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算その他対象資産に係る同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の四第一項中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を、「他人」の下に「（当該個人が非居住者である場合の同号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「、所得税法」を「、同法」に改め、同条第五項第二号中「所得税法」の下に「第四十四条の二第二項及び」を加え、同項第三号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改め、同条第六項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二

十九年三月三十一日」に改める。

第二十九条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「所得税法第三十三条第一項に規定する」を削り、「他人」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を、「定めるもの」の下に「（第三十三条から第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）」を加え、同条第三項第四号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第二項第九号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第一項の請求に基づく同法第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第百十三条に規定する認定買受計画に、同法第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンション（良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものに限る。）に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。以下この号において同じ。）を実施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション敷地売却事業に係る同法第百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づく当該マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション敷地売却事業の用に供されるもの

第三十一条の二第二項第十号中「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「前号まで」を「第九号まで、前号」に改め、同条第三項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

第三十三条第三項第一号中「所得税法第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（以下第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）」を「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」に改める。

第三十三条の三第一項中「（平成十年法律第九十二号）」を削り、同条第六項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改め、同条第七項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十三条の六第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十四条第二項第四号中「又は独立行政法人国立科学博物館」を「、独立行政法人国立科学博物館又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもののうち政令で定めるものに限る。）」に改める。

第三十四条の二第二項第八号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十号中「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、「規定する都市再生整備計画」の下に「又は同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画」を、「当該都市再生整備計画」の下に「又は立地適正化計画」を加え、同項第十三号ロ中「第四十一条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）に該当する決議要除却認定マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションをいう。以下この号において同じ。）の敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第百十三条に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同項第一号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る同法第百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づき同法第百五十一条の規定による同法第百四十二条第一項第三号の分配金を取得するとき又は当該土地等が同法第百二十四条第一項の請求により買い取られたとき。

第三十四条の二第二項第二十五号中「第十三条の二第二項」を「第十六条第二項」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（」を「農地利用集積円滑化団体等（」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が」を「農地利用集積円滑化団体等が、」に、「又は一般財団法人」を「若しくは一般財団法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構」に改め、同条第三項中「又は第二十二号」を「、第二十二号又は第二十二号の二」に改める。

第三十六条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に、「一億五千万円」を「一億円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「一億五千万円」を「一億円」に改める。

第三十六条の五中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「平成二十六年十二月三十一日（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）に、「又は交換」を「、交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「及び第九号」を「、第三号及び第九号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「取得が」を「取得を」に改め、同号の下欄を次のように改める。

既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては次に掲げる区域（ロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。）内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては同項の市街化区域と定められた区域（以下第三号までにおいて「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。） イ　市街化区域のうち都市計画法第七条第一項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域 ロ　首都圏整備法第二条第五項又は近畿圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域その他これに類するものとして政令で定める区域	都市機能誘導区域内にある特定資産で、当該都市機能誘導区域内における同項に規定する誘導施設等整備事業に係る同法第九十九条に規定する認定誘導事業計画に記載された同項に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるもの

第三十七条第一項の表の第二号の下欄中「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」を「土地等（その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該個人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地等に隣接する土地等に限る。）、建物、構築物又は機械及び装置」に、「当該個人の上欄に規定する事業」を「農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた個人（第七号において「認定農業者」という。）又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けた個人（同号において「認定就農者」という。）の農業」に改め、同表の第三号の上欄を次のように改める。

三　次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等（平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいずれか遅い日以後に取得（相続、遺贈又は贈与による取得を除く。）をされたものを除く。）、建物又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの イ　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区　同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合 ロ　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域　同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合 ハ　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域　同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合	農用地区域内にある土地等で認定農業者又は認定就農者が農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画の定めるところにより取得をするもののうち、その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該認定農業者若しくは認定就農者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するもの

第三十七条第一項の表の第七号を次のように改める。

七　農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号の農用地区域として定められている区域（以下この号において「農用地区域」という。）内にある土地等	農用地区域内にある土地等で認定農業者又は認定就農者が農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画の定めるところにより取得をするもののうち、その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該認定農業者若しくは認定就農者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するもの

第三十七条第一項の表の第八号の上欄中「（以下この号において「防災再開発促進地区」という。）」を「のうち地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として政令で定める地区（以下この号において「危険密集市街地」という。）」に改め、同号の下欄中「当該防災再開発促進地区」を「当該危険密集市街地」に改め、同表の第九号の上欄中「取得が」を「取得を」に改め、同表の第十号の上欄中「同じ。）」の下に「のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの」を加え、同条第三項及び第四項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）」に改め、同条第四項の表の第三十七条第四項の項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）」に改める。

第三十七条の五第二項の表第三十七条第四項の項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）」に改める。

第三十七条の十第一項中「雑所得（」の下に「所政令で定める区域を除く。以下この号において「過疎地域」という。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同号の下欄中「都市開発区域等内にある特定資産（上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。）」を「過疎地域内にある特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号及び第六号において同じ。）」に改め、同号を同表の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　都市再生特別措置法第九十五条第一項に規定する都市機能誘導区域（以下この号において「都市機能誘導区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物	都市機能誘導区域内にある特定資産で、当該都市機能誘導区域内における同項に規定する誘導施設等整備事業に係る同法第九十九条に規定する認定誘導事業計画に記載された同項に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるもの

得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項第一号中「、新株予約権」の下に「（同条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第六項第六号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第三十七条の十一第一項中「雑所得（」の下に「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項第七号中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に改め、同項第九号及び第十一号ロ中「六月以内」を「九月以内（外国法人にあつては、十二月以内）」に改め、同項第十四号中「公社債」の下に「（その発行の時において法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当する会社が発行したものを除く。）」を加える。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「以下この条に」を「以下この条、次条第五項及び第三十七条の十一の六第二項に」に、「を提出して」を「の提出（当該特定口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条、次条第五項及び第三十七条の十一の六第二項において同じ。）をして」に改め、同条第五項中「提出された」を「提出がされた」に改め、同条第六項中「を提出した」を「の提出をした」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「書類をいう」の下に「。第五項において同じ」を加え、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同項の規定による特定口座源泉徴収選択届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしようとする場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出に代えて、当該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。この場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特定口座源泉徴収選択届出書を提出したものとみなす。

第三十七条の十一の六第二項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十七条の十一の四第五項の規定は、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしようとする場合について準用する。

第三十七条の十二第一項中「国内に」及び「（所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「同号イ」を「所得税法第百六十四条第一項第二号に」、「、同条第一項」を「、第三十七条の十第一項」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「国内に」を削り、「第百六十四条第一項第四号イ」を「第百六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十三第一項第四号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

五　内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第五十七条の二第一項に規定する指定会社で平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に同項の規定による指定を受けたもの　当該指定会社により発行される株式

第三十七条の十四第一項中「、非課税口座に」の下に「第五項第二号に規定する」を、「雑所得（」の下に「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、同条第四項中「したものと」の下に「、第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加え、「第十五項」を「第二十五項」に改め、同条第五項第一号中「非課税適用確認書」の下に「、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書」を加え、同項第二号中「設けられるものをいう」の下に「。以下この条において同じ」を、「受けた非課税適用確認書」の下に「、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書」を加え、「、その提出の日」を「その提出の日とし、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。」に改め、同項第三号中「、生年月日」を「及び生年月日」に改め、同項に次の二号を加える。

四　非課税管理勘定廃止通知書　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十四項から第十六項までの規定の定めるところにより第十四項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税管理勘定を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

五　非課税口座廃止通知書　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十七項から第十九項までの規定の定めるところにより第十七項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税口座を廃止した年月日、当該廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

第三十七条の十四第六項中「同じ。）、」を「同じ。）及び」に改め、同条第十二項中「提出された」を「提出がされた」に改め、同条第二十一項中「第十八項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十項中「第十七項及び第十八項」を「第二十七項及び第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十六項を同条第二十六項とし、同条第十五項を同条第二十五項とし、同条第十四項中「前三項」を「第十一項から前項まで」に、「第九条の八及び第一項から第四項までの規定の適用をやめようとする」を「出国をする」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十三項の次に次の十項を加える。

14　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税口座（以下この項及び次項において「変更前非課税口座」という。）に設けられるべき非課税管理勘定を当該変更前非課税口座以外の非課税口座（以下この項

において「他の非課税口座」という。）に設けようとする場合には、その者は、当該変更前非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年十月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、非課税管理勘定を他の非課税口座に設けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「金融商品取引業者等変更届出書」という。）を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等変更届出書を提出する日以前に当該非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができない。

15　前項の規定による金融商品取引業者等変更届出書の提出があつた場合には、次に定めるところによる。

一　当該金融商品取引業者等変更届出書に係る非課税管理勘定が既に設けられているときは、当該非課税管理勘定は、当該提出があつた時に廃止されるものとする。

二　当該金融商品取引業者等変更届出書の提出があつた日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限る。）においては、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該変更前非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができないものとする。ただし、当該金融商品取引業者等の営業所の長が、同日後に第二十項の規定により非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受け、かつ、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長から第二十二項第一号に定める事項の提供を受けた場合は、この限りでない。

16　金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該金融商品取引業者等変更届出書を提出した者の氏名、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた旨、非課税管理勘定を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この項及び第二十二項において「変更届出事項」という。）を第九項第一号に掲げる方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないものとし、当該変更届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等変更届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、非課税管理勘定廃止通知書を交付しなければならない。

17　非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税口座につき第九条の八及び第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、当該非課税口座を廃止する旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座廃止届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

18　非課税口座廃止届出書の提出があつた場合には、その提出があつた時に当該非課税口座廃止届出書に係る非課税口座が廃止されるものとし、当該非課税口座に受け入れていた上場株式等につき当該提出の時後に支払を受けるべき第九条の八に規定する配当等及び当該提出の時後に行う当該上場株式等の譲渡による所得については、同条及び第一項から第三項までの規定は、適用しない。

19　非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該非課税口座廃止届出書を提出した者の氏名、非課税口座廃止届出書の提出を受けた旨、非課税口座を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この項及び第二十二項において「廃止届出事項」という。）を第九項第一号に掲げる方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないものとし、当該廃止届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときに限り、当該非課税口座廃止届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、非課税口座廃止通知書を交付しなければならない。

一　当該非課税口座廃止届出書の提出を一月一日から九月三十日までの間に受けた場合　当該提出を受けた日において当該非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき。

二　当該非課税口座廃止届出書の提出を十月一日から十二月三十一日までの間に受けた場合　当該提出を受けた日において当該非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなつていたとき。

20　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出して当該非課税口座に非課税管理勘定を設けようとする場合には、その者は、その設けようとする非課税管理勘定に係る年分の前年十月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、当該非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。この場合において、当該非課税口座廃止通知書の交付の基因となつた非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の九月三十日までの間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座廃止通知書を受理することができない。

21　第五項第一号又は前項の非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるこれらの書類を含む。以下この項及び次項において「廃止通知書」という。）の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、当該廃止通知書の提出を受けた旨、当該廃止通知書に記載された非課税管理勘定が廃止された年月日又は非課税口座が廃止された年月日（次項において「廃止年月日」と総称する。）その他の財務省令で定める事項（以下この項及び次項において「提出事項」という。）を第九項第一号に掲げる方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該廃止通知書につき帳簿を備え、当該廃止通知書を提出した者の各人別に、提出事項を記載し、又は記録しなければならない。

22　当該提出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該廃止通知書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）に係る第十六項又は第十九項の規定による変更届出事項又は廃止届

出事項（当該提出事項に係る廃止年月日と同一のものに限る。）の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。

一　当該提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項の提供がある場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の非課税口座の開設又は当該営業所に開設された当該提出者の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨その他財務省令で定める事項

二　当該提出者に係る変更届出事項若しくは廃止届出事項の提供がない場合又は当該提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合　当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の非課税口座の開設又は当該営業所に開設された当該提出者の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができない旨及びその理由その他財務省令で定める事項

23　金融商品取引業者等の営業所の長が、政令で定めるところにより第九項、第十三項、第十六項、第十九項又は第二十一項に規定する所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により提供する方法により、これらの規定により提供すべきこととされている事項（以下この項において「提供事項」という。）を財務省令で定める税務署長に提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提供事項を所轄税務署長に提供したものとみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

第三十七条の十四の二第一項中「次条第一項」を「同条第一項」に、「国内において行う事業に係る資産として」を「恒久的施設において」に改め、「として政令で定めるもの」を削り、「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外国合併親法人株式」を「恒久的施設管理合併親法人株式」に改め、同条第二項中「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外国分割承継親法人株式」を「恒久的施設管理分割承継親法人株式」に改め、同条第三項中「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」に、「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同条第四項中「その有する国内事業管理親法人株式」を「恒久的施設管理親法人株式」に、「国内事業管理外国合併親法人株式」を「恒久的施設管理合併親法人株式」に、「国内事業管理外国分割承継親法人株式」を「恒久的施設管理分割承継親法人株式」に、「国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」に、「当該非居住者の国内において行う事業に係る資産として」を「その交付の時に当該恒久的施設において」に、「国内事業管理親法人株式に」を「恒久的施設管理親法人株式に」に、「行為が行われた時に、その時における価額に相当する金額による譲渡があつた」を「交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒久的施設と所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等との間で移転が行われた」に、「第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する」を「同号の規定を適用する」に改め、同条第七項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に、「第百六十四条第一項第四号イ」を「第百六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十四の三第三項中「同法第二条第十二号の六の四」を「同条第十二号の六の四」に、「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同条第五項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に、「第百六十四条第一項第四号イ」を「第百六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十五第一項中「及び貸付信託の受益権」を「、貸付信託の受益権その他政令で定めるもの」に改める。

第三十九条第一項中「この項」の下に「、第六項及び第七項」を、「第七十条の五」の下に「若しくは第七十条の七の三」を、「ものを含む」の下に「。第六項において同じ」を加え、「（同法第十九条の規定の適用がある場合には、政令で定めるところにより同条に規定する贈与税の額を調整して計算した金額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項の規定により控除される金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）」を削り、「申告書」の提出期限」を「申告書。第四項において「相続税申告書」という。）の提出期限（第四項において「相続税申告期限」という。）」に、「（当該相続又は遺贈による移転につき所得税法第五十九条第一項の規定の適用があつたものを除く。）を譲渡した」を「の譲渡（第三十一条第一項に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この項、第四項及び第八項において同じ。）をした」に、「同法第三十三条第三項」を「所得税法第三十三条第三項」に、「のうち政令で定める」を「のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した」に改め、同条第二項及び第三項中「添附」を「添付」に改め、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4　第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続税申告書の提出（第六十九条の三第五項第一号（第七十条第九項において準用する場合を含む。）の規定により第二条第三項第一号に規定する期限内申告書とみなされるものの提出を含む。以下この項において「相続税の期限内申告書の提出」という。）をした者（当該確定申告期限までに既に相続税申告書の提出をした者及び当該相続税の期限内申告書の提出後に確定申告書の提出をした者を除く。）が、当該資産の譲渡について第一項の規定を適用することにより、当該譲渡をした者の確定申告書又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（第九項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）が過大となる場合には、当該相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定により更正の請求をする場合について準用する。この場合において、第二項中「確定申告書」とあるのは「更正請求書」と、第三項中

「、確定申告書」とあるのは「、次項に規定する相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月以内に更正請求書」と、「添付がない確定申告書」とあるのは「添付がない更正請求書」と、「その提出」とあるのは「当該二月以内にその提出」と読み替えるものとする。

6　第一項に規定する相続税法の規定による相続税額は、同一の被相続人（第七十条の六第一項に規定する被相続人をいう。）からの相続又は遺贈による財産の取得をした者のうちに同条第一項の規定の適用を受ける者がある場合には、同条第二項に規定する納付すべき相続税の額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項の規定により控除される金額がある場合には、同法の規定による相続税額又は当該納付すべき相続税の額に当該金額を加算した金額とする。

7　第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産には、相続又は遺贈による当該資産の移転につき所得税法第五十九条第一項の規定の適用を受けた資産を含まないものとし、当該課税価格の計算の基礎に算入された資産につき第三十三条の三の規定の適用を受けた場合における当該資産に係る同条第一項の換地処分又は同条第二項、第四項若しくは第六項の権利変換により取得した資産を含むものとする。

8　第一項の規定を適用する場合において、同項の規定により同項に規定する取得費に加算する金額は、譲渡をした資産ごとに計算するものとする。

第三十九条に次の一項を加える。

10　第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、相続税法第十九条の規定の適用がある場合における第一項に規定する同法の規定による相続税額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条第一項中「及び第三項」を「、第三項及び第十六項」に改め、同条第五項中「この項」の下に「及び第十六項」を加え、同条第六項中「この項から第十項まで」を「この条」に改め、同条第八項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第十六項中「第十四項」を「第十八項」に改め、「関する特例」の下に「、当該公益法人等（合併又は解散（合併による解散を除く。）をするものに限る。）に対する所得税の納税義務の成立時期に関する特例」を加え、「第十三項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16　個人から贈与又は遺贈を受けた資産（当該資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含む。以下この項において「受贈資産」という。）を有する公益法人等が当該受贈資産の移転につき第五項から第十項までの規定の適用を受けようとする場合には、当該公益法人等は、政令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該受贈資産が当該公益法人等に係る特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることの確認を求めることができる。この場合において、当該公益法人等が当該受贈資産のうち平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものについてその確認を求めることができるのは、その確認を求めることにつき災害その他やむを得ない理由がある場合に限るものとする。

17　国税庁長官は、前項の規定により確認を求められたときは、当該確認に係る公益法人等に対し、速やかに回答しなければならない。

第四十条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「前項まで」を「第十一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）まで」に、「及び前項の譲渡法人」を「、第十項の譲渡法人並びに前項の規定を適用する場合における同項の当初法人、特定一般法人及び譲渡法人」に、「同項」を「第十項の譲受法人又は前項の譲受法人について第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　第六項に規定する公益合併法人が、特定贈与等を受けた公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合（当該公益法人等が当該移転につき同項に規定する書類を当該合併の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。）において、当該公益合併法人が、政令で定めるところにより、当該資産が当該特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることを知つた日の翌日から二月を経過した日の前日までに、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、第六項の規定にかかわらず、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

12　前項の規定は、第八項に規定する引継法人が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合（当該当初法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。）、第九項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合（当該特定一般法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。）及び第十項に規定する譲受法人が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合（当該譲渡法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。）について準用する。この場合において、当該引継法人が当該当初法人から当該引継財産の贈与を受けた場合について準用するときは、前項中「資産は」とあるのは、「第八項に規定する公益引継資産は」と読み替えるものとする。

第四十条の二第一項中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもののうち政令で定めるものに限る。）」に改め、同条第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

第四十条の四第八項及び第四十条の七第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第二章第四節の二を同章第四節の三とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二　内部取引に係る課税の特例等

（非居住者の内部取引に係る課税の特例）

第四十条の三の三　恒久的施設を有する非居住者の平成二十九年以後の各年において、当該非居住者の事業場等（所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等をいう。第十六項において同じ。）と恒久的施設との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額（第十二項及び第十三項において「内部取引価格」という。）が独立企業間価格と異なることにより、当該非居住者の各年分の同法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により

準じて計算した各種所得の金額の計算上、収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額が過少となるとき、又は必要経費に算入すべき金額若しくは支出した金額に算入すべき金額が過大となるときは、当該非居住者のその年分の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2　前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該内部取引の内容及び当該内部取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。

一　棚卸資産の販売又は購入　次に掲げる方法

イ　独立価格比準法（特殊の関係として政令で定める関係（ロにおいて「特殊の関係」という。）にない売手と買手が、内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行つた後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ロ　再販売価格基準法（内部取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（ロにおいて「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ハ　原価基準法（内部取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ニ　イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二　前号に掲げる取引以外の取引　同号イからニまでに掲げる方法と同等の方法

3　国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、非居住者に内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該非居住者がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該非居住者のその年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同項第四十四号に規定する決定（第十二項において「決定」という。）をすることができる。

一　当該非居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む個人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした前項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号に定める方法（同項第一号ロ又はハに掲げる方法と同等の方法に限る。）

二　前項第一号ニに規定する政令で定める方法又は同項第二号に定める方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

4　国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、非居住者が前項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該非居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該非居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項、次項及び第八項において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

5　国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、非居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

6　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第四項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

9　法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

10　人格のない社団等について前項の規定の適

用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

11　非居住者の内部取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

12　更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第四十条の三の三第十二項（非居住者の内部取引に係る課税の特例）の規定により」と、「、前二項」とあるのは「、前二項及び同法第四十条の三の三第十二項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第四十条の三の三第十二項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第四十条の三の三第十二項（非居住者の内部取引に係る課税の特例）」と、「、前条」とあるのは「、前条及び同項」とする。

一　非居住者が内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格と異なる額とした事実に基づいてする所得税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき所得税に係る更正決定これらの更正決定に係る所得税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二　前号に規定する事実に基づいてする所得税に係る更正決定若しくは国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき所得税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出に伴いこれらの所得税に係る同法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日

13　非居住者が内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格と異なる額としたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた所得税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該所得税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。）から一年間は、進行しない。

14　前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「一年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

15　第十二項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき所得税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第四十条の三の三第十二項（非居住者の内部取引に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

16　第一項の規定の適用がある場合において、非居住者の恒久的施設と当該非居住者（所得税法第百六十二条第一項に規定する租税条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第一項において「条約相手国等」という。）の居住者とされるものに限る。）の事業場等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該非居住者が同項の規定の適用により納付すべき所得税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

17　第二項第一号イに規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第四十条の三の四　非居住者が租税条約の規定に基づき当該非居住者に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第十二項第一号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）及び当該所得税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2　税務署長等は、前項の規定による納税の猶予（以下この条において「納税の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　国税通則法第四十六条第六項の規定は、前項の規定により担保を徴する場合について準用する。

4　国税通則法第四十七条及び第四十八条の規定は、納税の猶予をする場合又は納税の猶予を認めない場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「第四十六条（納税の猶予の要件等）」とあるのは「租税

特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項中「前条第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた」とあるのは「租税特別措置法第四十条の三の四第一項の申請がされた」と読み替えるものとする。

5　納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消すことができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の申立てを取り下げたとき。

二　第一項の協議に必要な書類の提出につき協力しないとき。

三　国税通則法第三十八条第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

四　その猶予に係る所得税につき提供された担保について税務署長等が国税通則法第五十一条第一項の規定によつてした命令に応じないとき。

五　新たに猶予に係る所得税の額以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

六　前各号に掲げるもののほか、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

6　納税の猶予を受けた所得税についての国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、国税通則法第二条第八号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十二条第一項中「及び納税の猶予」とあるのは「及び納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第五十五条第一項第一号及び第七十三条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」と、国税徴収法第二条第九号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同条第十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第百五十一条第一項中「納税の猶予の要件等）又は」とあるのは「納税の猶予の要件等）、租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）又は」と、同法第百五十一条の二第一項中「納税の猶予の要件等）」とあるのは「納税の猶予の要件等）又は租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項第一号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第四十条の三の四第一項」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「含む。）」とあるのは「含む。）又は租税特別措置法第四十条の三の四第五項第五号」とする。

7　納税の猶予をした場合には、その猶予をした所得税に係る延滞税のうち納税の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第五項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、税務署長等は、その免除をしないことができる。

8　納税の猶予に関する申請の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第一項中「ある家屋」の下に「（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第二十四項において同じ。）又は経過年数基準（家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）」を加え、「において「既存住宅」を「及び第二十四項において「既存住宅」に、「及び第十項」を「、第十項及び第二十四項」に改め、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24　居住者が、建築後使用されたことのある家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅」という。）の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日（当該取得の日から六月以内の日に限る。）までに当該耐震改修（第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅の取得は既存住宅の取得と、当該要耐震改修住宅は既存住宅とそれぞれみなして、第一項及び第二十一項の規定を適用することができる。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八を次のように改める。

（給付金の非課税）

第四十一条の八　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者（政令で定める日において住民基本台帳に記録されている者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）のうち、平成二十六年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条（同法第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において「市町村民税」という。）が課されていないもの又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の同法の規定による扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して市町村又は特別区から給付される給付金で、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号

ハの規定に基づき、同号に規定する消費税率の引上げ（次項において「消費税率の引上げ」という。）に際しての低所得者に配慮する観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

2　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付の支給を受ける者その他の財務省令で定める者（平成二十五年の所得が同法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して市町村又は特別区から給付される給付金で、消費税率の引上げに際しての児童の属する世帯への経済的な影響の緩和等の観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

第四十一条の九第四項中「と、「（同法」とあるのは「（所得税法」を削る。

第四十一条の十の見出し中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同条第一項中「給付補てん金」を「給付補塡金」に、「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同条第二項中「所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改める。

第四十一条の十一（見出しを含む。）中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改める。

第四十一条の十二第四項中「と、「（同法」とあるのは「（所得税法」を削り、同条第七項第三号中「を除く」を「その他政令で定めるものを除く」に改める。

第四十一条の十二の二第六項第一号ニを次のように改める。

ニ　利子が支払われる公社債で、その発行価額として財務省令で定める金額の額面金額に対する割合が財務省令で定める割合以下であるもの

第四十一条の十二の二第六項第三号イ中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に改め、同条第七項中「と、「（同法」とあるのは「（所得税法」を削る。

第四十一条の十三第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改める。

第四十一条の十三の二第一項中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に、「第百六十一条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「第百六十一条第一項第二号に掲げる国内源泉所得」に改め、同条第二項中「特例）」と」の下に「、「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、同法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）に係る差益金額（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。以下この項において同じ。）を含む」と」を加え、「（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）」及び「（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。第一号において同じ。）」を削り、「同条第三項」を「同項」に改め、「と、同項第一号中「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金に係る差益金額を含む」を削る。

第四十一条の十三の三第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第七項第四号中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第十三項中「特定振替割引債の発行者」を「特定振替割引債（第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替地方債に該当するものを除く。）の発行者」に改める。

第四十一条の十四第二項第五号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第四十一条の十五の三第一項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「同項」を「同法第三十五条第四項」に改め、同条第三項中「第百六十一条第八号ロ」を「第百六十一条第一項第十二号ロ」に改める。

第四十一条の十八第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同項第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社　当該指定会社により発行される株式

第四十一条の十九の四の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第四十一条の十九の五　居住者の平成二十九年以後の各年において、当該居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（以下この条において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該居住者の各年分の同法第九十五条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収入すべき金額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第三十七条又は第三十八条に規定する必要経費に算入すべき金額に相当するもの又は資産の取得費に相当するものとして政令で定める金額をいう。）が過少となるときは、当該居住者のその年分の同項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2　前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第四十条の三の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者が第十項において準用する第四十条の三の三第三項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含

む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

8　法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

9　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

10　第四十条の三の三第三項及び第十一項から第十六項まで並びに第四十条の三の四の規定は、国外事業所等を有する居住者の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十条の三の三第三項	第一項に	第四十一条の十九の五第一項に
	所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号	所得税の額から控除する金額につき所得税法第二条第一項第四十三号

第四十条の三の三第十一項	同項の	第四十一条の十九の五第一項の
第四十条の三の三第十二項	及び租税特別措置法	及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
	及び同法	及び同法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法
	又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法
第四十条の三の三第十二項第一号及び第十三項	内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格	第四十一条の十九の五第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格
第四十条の三の三第十五項	租税特別措置法	租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
第四十条の三の三第十六項	非居住者の恒久的施設と当該非居住者	居住者の第四十一条の十九の五第一項に規定する事業場等と当該居住者の同項に規定する国外事業所等
	の居住者とされる	に所在する
	の事業場等との	との
	に係る第一項に規定する	に係る第四十一条の十九の五第一項に規定する
	、当該非居住者	、当該居住者
第四十条の三の四第一項	当該非居住者に係る条約相手国等の権限ある当局	国税庁長官
第四十条の三の四第四項	第四十条の三の四第一項（	第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の四第一項（
	第四十条の三の四第一項の	第四十一条の十九の五第十項において準用する同法第四十条の三の四第一項の

第四十条の三の四第六項	第四十条の三の四第一項（第四十条の三の四第一項の（猶予の要件等）、猶予）又は若しくは租税特別措置法含む。）又は租税特別措置法	第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の四第一項（第四十条の三の四第一項の（猶予の要件等）、猶予）又は若しくは租税特別措置法含む。）又は租税特別措置法
		第四十一条の十九の五第十項において準用する同法第四十条の三の四第一項の（猶予の要件等）の規定、猶予）の規定又は若しくは租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法

11　第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二十一第一項中「行う事業につき国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に該当する」を「恒久的施設を通じて事業を行う」に、「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する者又は法人税法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないもの」に改め、同項第五号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「第百六十四条第一項第四号」を「第百六十一条第一項第一号」に、「非居住者」を「国内源泉所得」に、「第百四十一条第四号」を「第百三十八条第一項第一号」に、「外国法人に該当する」を「国内源泉所得を有しないこととなる」に改め、同条第三項中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一項第四号」に改め、同条第七項中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一項第四号」に、「第百六十一条に」を「第百六十一条第一項に」に改め、同条第九項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改め、「に係る所得の金額」を削る。

第四十二条第一項中「第百六十一条第二号に規定する」を「第百六十一条第一項第六号に規定する」に、「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同項第一号中「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第一項第十二号」に改め、同項第二号中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改め、同条第二項中「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第一項第十号」に改め、同条第三項中「第百六十一条第一項第十二号」に改め、同項第三号中「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第一項第十二号」に改め、同条第三項中「第百六十一条第六号」を「第百六十一条第一項第十号」に、「同条第六号」を「同条第一項第十号」に改め、同条第二項第一号中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられる」を「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第八項中「所在地の」を「所在地その他の財務省令で定める事項の」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、「税務署長」の下に「（次項において「所轄の税務署長」という。）」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項又は前項」に、「前項」を「第二項」に、「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

第四十二条の三第一項中「第九十五条」を「第九十五条又は第百六十五条の六」に、「同条の」を「これらの」に改め、同条第四項第二号中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改める。

第四十二条の四第一項中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に改め、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　増加試験研究費の額（当該法人の当該事業年度（設立事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該法人の比較試験研究費の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超え、かつ、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合　当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増

加試験研究費割合）を乗じて計算した金額

第四十二条の四第十一項中「第六十六条第一項から第三項まで」を「第六十六条第一項及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十二項第八号中「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改め、同条第十七項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」と、「から第三項まで」を「及び第二項」に、「次条第五項」を「次条第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第六項中「及び八」を削り、同条第十三項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「次条第五項」を「次条第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第六項中「及び八」を削り、同条第十三項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに

「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで」とする」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第九項中「第三項の規定は」を「第九項の規定は」に、「第四項」を「第十一項」に、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第九項」に、「、第三項」を「、第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　第十項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額に係る部分についての同項の規定は、前項の規定にかかわらず、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、第九項の規定による控除の対象となる第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第四十二条の六第八項中「第二項」を「第七項及び第八項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第七項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の六第六項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第六十八条の十一第二項又は第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「前項」を「第九項」に改め、「における」の下に「第七項又は第八項に規定する」を加え、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項又は第八項」に、「、第二項」を「、第七項又は第八項」に、「同条第二項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「につき」の下に「第七項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　中小企業者等が、特例対象事業年度等の特定期間内に、特定生産性向上設備等（特定機械装置等のうち生産性向上設備等であつて第四十二条の十二の五第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第三項及び第五項の規定の適用を受けないときは、当該中小企業者等の特例適用事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む事業年度を除く。）における前項の規定の適用については、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額を、同項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算する。

第四十二条の六第二項中「この項に」を「この条に」に、「前項」を「第一項及び第二項」に、「、次項及び第五項」を「から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に、「この項及び次項」を「第九項まで」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　中小企業者等が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項、第二項及び前項の規定の適用を受けないときは、特定供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の特定供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該特定供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の六第一項の次に次の五項を加える。

2　中小企業者等が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第十項までにおいて「特定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第四十二条の十二の五第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたこと

のないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度のうち平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度（第八項において「特定供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　中小企業者等が、特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の特定期間内に、特定機械装置等のうち第四十二条の十二の五第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（次項及び第十項において「生産性向上設備等」という。）であつて同条第三項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該中小企業者等の同日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「特例適用事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において第四十二条の十二の五第三項に規定する他の特別償却等に関する規定（第十項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　中小企業者等が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに限る。）であつて第四十二条の十二の五第四項に規定する政令で定める規模のもののうち当該特定期間内に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小企業者等の特例適用事業年度終了の日までの間に国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該特例適用事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該中小企業者等の特例対象事業年度等において同条第四項に規定する他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額（当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5　前二項の規定の適用を受けることができる中小企業者等が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定の適用を受けた中小企業者等の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該中小企業者等の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

第四十二条の九第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同項の表の第二号の第一欄中「第二十八条第一項の規定により」を「第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第三号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるもののその他の政令」に改め、同表の第四号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第五号の第一欄中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改め、同号の第二欄中「第三条第十四号に規定する金融業務に係る」を「第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する」に改め、同号の第三欄中「政令で定める」を削り、同条第四項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条の十一第五項、」を「次条第

五項、第四十二条の十一第五項及び」に改め、「、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を削り、同条第七項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の九（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の九（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の九（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の九」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の九（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の九」に改め、同条第八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の十を次のように改める。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十　青色申告書を提出する法人で特定事業（国家戦略特別区域法第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条において同じ。）の同法第八条第二項第二号に規定する実施主体として同法第十一条第一項に規定する認定区域計画（以下この項及び次項において「認定区域計画」という。）に定められたもの（以下この条において「実施法人」という。）が、同法附則第一条第一号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域（次項において「国家戦略特別区域」という。）内において、当該認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された次の各号に掲げる減価償却資産（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施法人の特定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その特定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十一項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）との合計額とする。

一　機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資する中核的な特定事業として財務省令で定める事業の用に供されるもので政令で定める規模のもの　その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

ロ　イに掲げるもの以外のもの　その取得価額の百分の五十に相当する金額

二　建物及びその附属設備並びに構築物　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

2　実施法人が、指定期間内に、国家戦略特別区域内において、その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、前条、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該実施法人の供用年度における税額控除限度額が、当該実施法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額と

は、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十四第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額についての規定を含む。）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十四第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項及び第二項の規定、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、前条第四項、次条第五項及び第四十二条の十二の三第五項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十四第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6　実施法人が、第一項第一号イに掲げる減価償却資産のうち同号に規定する開発研究の用に供されるもの（以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。）につき第一項の規定の適用を受ける場合には、当該実施法人の同号に規定する開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、第四十二条の四第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び第四十二条の四の二の規定を適用する。

7　実施法人の第四十二条の四第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額）のうち開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における第四十二条の四第三項又は第七項の規定の適用については、同条第三項及び第七項中「試験研究費の額（当該試験研究費の額が」とあるのは、「試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第四十二条の十第一項の規定の適用を受ける同条第六項の開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）が」とする。

8　第一項の規定は、実施法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

9　第一項の規定は、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10　第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

11　第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十四第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

12　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十第二項若しくは第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等

を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」とする。

13　第五項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十第五項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十一第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「、又は」の下に「当該計画に記載された」を加え、「第九項」を「第十項」に改め、同条第二項中「、特定機械装置等」を「、当該国際戦略総合特別区域に係る前項に規定する財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等」に改め、「、又は」の下に「当該計画に記載された」を加え、「前項」を「同項」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「前条第五項及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項」とする。」に改め、同条第七項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「前条第五項及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十一第三項」とする。」に改め、同条第七項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「前条第五項及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十一第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する

7　第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　前条第一項から第三項までの規定

二　前条第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　前条第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第四十二条の十二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の九」を「第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の四第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の五第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の五第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の六第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の六第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の七第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の七第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の八第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の八第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の九第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の九第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十一第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十二第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十二第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十三第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十四第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十四第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十五第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十五第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十六第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十六第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十七第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十七第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十八第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十八第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の十九第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の十九第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十一第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十二第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十二第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十三第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十四第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十四第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十五第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十五第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十六第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十六第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十七第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十七第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十八第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十八第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の二十九第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の二十九第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十一第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十二第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十二第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十三第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十四第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十四第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十五第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十五第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十六第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十六第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十七第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十七第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十八第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十八第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の三十九第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の三十九第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の四十第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の四十第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の四十一第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の四十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の四十二第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「第四十二条の十二の四十二第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改める。

第四十二条の十二の四十三第一項中「（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「

を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の五以上」を「百分の五（平成二十七年四月一日前に開始する事業年度にあつては百分の二とし、同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては百分の三とする。）以上」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め、同条第二項第三号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　平均給与等支給額　適用年度の継続雇用者（当該適用年度及び当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。次号において「前事業年度等」という。）において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　前事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を前事業年度等の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

第四十二条の十二の四第六項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項」とする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五　青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第九項までにおいて「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（以下この条において「生産性向上設備等」という。）のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ。）をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。第七項及び第八項において「供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十（建物及び構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第八項において「特定期間」という。）内に、特定生産性向上設備等（前項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

3　青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、生産性向上設備等のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、当該法人の同日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「特例適用事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつて

は、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の指定期間内に取得等をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に限る。）のうち政令で定める規模のもので当該指定期間内に国内にある当該被合併法人等の事業の用（貸付けの用を除く。）に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該法人の特例適用事業年度終了の日までの間に国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、当該特例適用事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該法人の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時における帳簿価額（当該特例適用事業年度が当該特定適格合併等の日を含む事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5　前二項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

7　青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項及び次項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに前条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8　青色申告書を提出する法人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項及び第二項の規定の適用を受けないときは、供用年度における前項に規定する税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額とする。

9　青色申告書を提出する法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、特定生産性向上設備等（生産性向上設備等のうち第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項及び第五項の規定の適用を受けないときは、当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）を前二項の特定生産性向上設備等と、当該法人の特例適用事業年度をこれらの規定の供用年度と、それぞれみなして、これらの規定を適用する。

10　第一項から第三項までの規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得したこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等については、適用しない。

11　第一項から第四項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

12　第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

13　第七項及び第八項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる第七項から第九項までに規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第七項及び第八項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載されたこれらの特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

14　法人の有する減価償却資産で、第二項の規

定の適用を受けたもの（当該法人の事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十五の六第二項の規定の適用を受けたもの）又は第二項の規定の適用を受けることができるものに係る第四十二条の十二の二、第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、第四十二条の十二の二第三項第二号イ中「第四十二条の十二の五第一項」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項」と、第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二の五第一項」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項」と、「第六十八条の四十第一項（第六十八条の十五の六第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第六十八条の四十一第一項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。

15　第七項及び第八項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第七項及び第八項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同じ。）に」を「同じ。）の百分の九十に」に改め、同項第五号中「第四十二条の六第二項又は第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額」を「同条第八項に規定する税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」に改め、同項第十一号中「前条第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十二条の十第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに前条」を「、第四十二条の十二の四並びに前条第七項及び第八項」に改め、「第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加え、「同じ。）に」を「同じ。）の百分の九十に」に改め、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項」とする。

16　第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに前条」を「、第四十二条の十二の四並びに前条第七項及び第八項」に改め、「第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加え、「同じ。）に」を「同じ。）の百分の九十に」に改め、同項第五号中「第四十二条の六第二項又は第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額」を「同条第八項に規定する税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」に改め、同項第六号中「前条第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十二条の十第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項に次の一号を加える。

十三　前条第七項又は同項及び同条第八項の規定　それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に改め、「第四十二条の九第二項」の下に「、第四十二条の十第三項」を加え、同条第三項中「第四十二条の六第四項」を「第四十二条の六第十一項」に改め、「第四十二条の九第三項」の下に「、第四十二条の十第四項」を加え、同条第四項中「第六十八条の十五の六第一項の」を「第六十八条の十五の七第一項の」に、「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改める。

第四十四条を削る。

第四十三条の二第二項中「前条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（耐震基準適合建物等の特別償却）

第四十三条の二　青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下この項において同じ。）

につき平成二十七年三月三十一日までに同法第七条又は附則第三条第一項の規定による報告を行つたもの（当該耐震改修対象建築物につき同法第八条第一項又は第十二条第二項（これらの規定を同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は指示を受けたものを除く。）が、平成二十六年四月一日から当該報告を行つた日以後五年を経過する日までの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第二条第二項に規定する耐震改修（当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分（以下この項において「耐震基準適合建物等」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該耐震基準適合建物等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該耐震基準適合建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該耐震基準適合建物等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人で、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域内において有する同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設（非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第五十六条の五第三項の規定による同法第一項に規定する港湾管理者からの求めに対し同法第五十六条の二の二第一項に規定する報告（同法第五十六条の五第三項の規定による報告に適合するかどうかの点検の結果についての報告に限る。）を行つたもの（当該特定技術基準対象施設につき同法第五十六条の二の二十一第一項の規定による勧告を受けたものを除く。）が、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に定める日から当該報告を行つた日以後三年を経過する日までの間に、当該特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該特定技術基準対象施設（港湾法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の部分（以下この項において「技術基準適合施設」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該技術基準適合施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該技術基準適合施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該技術基準適合施設の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　前条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第四十四条の五の見出しを「（特定信頼性向上設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人で放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、災害対策用基幹放送設備等（同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は災害対策用基幹放送設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該災害対策用基幹放送設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該災害対策用基幹放送設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該災害対策用基幹放送設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該災害対策用基幹放送設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十五条第一項中「第四号」を「第五号」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項の表の第二号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第三号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

四　沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区	同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）
三　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業		当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

第四十五条第二項の表の第二号の上欄中「及びこれに類する地区として政令で定める区域」を削り、同表に次の一号を加える。

第四十六条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「並びに」に改め、「並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）」を削る。

第四十六条の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第四十六条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四十七条の二第一項中「とする。）」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の三十とする。）」に改め、同条第三項中「並びに第三号」を「、第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号」に改め、同項第二号中「ついては、」を「ついては」に、「を含む」を「及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、ロに掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第五十二条の二第一項中「第四十二条の六第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十一第一項」に改め、「第四十二条の十二の三第一項」の下に「、第四十二条の十二の五第一項」を加える。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の六」の下に「、第四十二条の十」を、「第四十二条の十二の三」の下に「、第四十二条の十二の五」を加える。

第五十五条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）」を「特定株式等」に改め、「又は貸倒れ」を削り、「の下欄に掲げる」を「に定める」に改め、「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　資源開発事業法人（第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）　百分の三十

二　資源開発投資法人（第四号に掲げる法人に該当するものを除く。）　百分の三十

三　資源探鉱事業法人　百分の九十

四　資源探鉱投資法人　百分の九十

第五十五条第二項第六号中「新増資資源株式等」を「特定株式等」に改め、「又は債権」を削り、同号イ及びロ中「分社型分割」の下に「若しくは現物出資」を加え、同号ハ及び同項第七号を削り、同条第四項中「又は資源特定債権（同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「又は資源特定債権」を削り、同項第五号中「又は資源特定債権」及び「当該特定法人の株式等について」を削り、同条第五項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該海外投資等損失準備金の金額については」を削り、同条第九項中「特定法人の」の下に「第二項第六号の」を加え、「又は貸倒れ」及び「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同条第十一項、第十四項、第十八項及び第二十二項中「又は資源特定債権」を削り、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「前項」を「第八項」に、「特定株式等」を「第二項第六号の特定株式等」に、「同項から第二十五項まで」を「第一項から第七項まで及び第九項から前項まで」に改め、同項を同条第二十六項とする。

第五十五条の二から第五十五条の四までを次のように改める。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第五十五条の二　青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下この項において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び第四項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、当該法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち政令で定めるものに該当する場合には当該投資事業有限責任組合の産業競争力強化法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業（以下この項において「特定新事業開拓投資事業」という。）の実施に資するものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち、当該計画の認定を受けた日から当該計画の認定に係る特定新事業開拓投資事業計画（産業競争力強化法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第四項において「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。）に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間として財務省令で定める期間終了の日までの期間（以下この項及び第四項において「積立期間」という。）内において当該投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたものが、当該認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした当該投資事業有限責任組合の組合財産となる産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者（当該計画の認定を受けた日以後に剰余金の配当をしたものを除く。以下この条において「新事業開拓事業者」という。）の株式（積立期間内における設立（合併及び分割型分割による設立を除く。）又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限る。以下この条において同じ。）を積立期間内に終了する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）において有している場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適用事業年度終了の時において有する当該株式（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合契約に関する法律第八条第一項の事業年度（以下この項及び第四項において「計算期間」という。）終了の時（当該適用事業年度終了の日に終了する当該

投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該適用事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度において前項の規定により当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十三の二第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額）がある場合には、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4　第一項に規定する法人が、認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式の全部を積立期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）の積立期間内において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第八項及び第九項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該適用事業年度終了の時として当該株式の当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割等の日以後二月以内に同項の新事業開拓事業者投資損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　第一項に規定する法人が適格合併により合併法人に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該法人の当該適格合併の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。

7　前項又は第六十八条の四十三の二第七項の場合において、これらの規定の合併法人が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人のその適格合併の日を含む事業年度（連結事業年度に該当するものを除く。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　第四項に規定する法人が適格分割等により分割承継法人等に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該法人の当該適格分割等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等に引き継ぐものとする。

9　前項又は第六十八条の四十三の二第九項の場合において、これらの規定の分割承継法人等が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等のその適格分割等の日を含む事業年度（連結事業年度に該当するものを除く。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10　第一項及び第四項の規定は、前条第一項又は第九項の規定（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定を含む。）の適用を受けた新事業開拓事業者の株式については、適用しない。

11　第三項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項及び第四項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定事業再編投資損失準備金）

第五十五条の三　青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に同法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画（以下この項において「特定事業再編計画」という。）について「計画の認定」という。）を受けたものが、当該計画の認定を受けた日から同日以後十年を経過する日（当該計画の認定に係る特定事業再編計画（同法第二十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第三項及び第四項第一号において「認定特定事業再編計画」という。）に記載された同法第二条第十二項に規定する特定事業再編（以下この項及び第三項において「特定事業再編」という。）に係る同条第十二項第二号に規定する特定会社（以下この条において「特定会社」という。）が当該特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標として政令で定める目標を達成した場合には、その目標を達成した日として政令で定める日）までの期間（第一号において「積立期間」という。）内の日を含む各事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該適用事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（当該適用事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失

準備金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該特定会社の株式若しくは出資（以下この項及び次項において「特定株式」という。）で積立期間内における設立若しくは資本金の額若しくは出資金の額の増加に伴う払込み若しくは合併、分社型分割若しくは現物出資（次項第一号において「設立等に伴う払込み等」という。）により交付されるもの又は当該特定会社に対する貸付金に係る債権（以下この項及び次項において「特定債権」という。）で積立期間内における貸付けに係るもの　当該事業年度において当該特定株式又は特定債権の取得（当該計画の認定を受けた日以後最初に当該特定事業再編が行われた日（次号及び次項第二号において「最初特定事業再編実施日」という。）前の取得を除く。次項第一号において「特定取得」という。）をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二　最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権　当該事業年度が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

2　青色申告書を提出する法人で指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「特定期間」という。）内に計画の認定を受けたものが、平成二十六年四月一日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある事業年度（以下この項において「特例適用事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該特例適用事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「特例対象事業年度等」という。）又は当該特例適用事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該特例対象事業年度等又は当該特例適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該特例適用事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該特例適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　特定株式で特定期間内における設立等に伴う払込み等により交付されるもの又は特定債権で特定期間内における貸付けに係るもの　特例対象事業年度等において当該特定株式又は特定債権の特定取得をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二　最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権　特例対象事業年度等が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

3　第一項又は前項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の認定特定事業再編計画に係る第一項に規定する積立期間内の日を含む各事業年度のうち最後の事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額（当該各事業年度終了の日において同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特定事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「連結特定事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）がある場合には、当該認定特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額については、当該基準事業年度等の終了の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十（当該特定会社が第一項に規定する政令で定める目標を達成した場合には、当該積立期間開始の日から同項に規定する政令で定める日までの期間の月数を勘案して政令で定める数）で除して計算した金額（当該金額が前事業年度等から繰り越された当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額を超える場合には、当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、当該法人のその該当することとなつた日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　産業競争力強化法第二十七条第二項又は

第三項の規定により認定特定事業再編計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における当該認定特定事業再編計画に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

二　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等（第一項及び第二項に規定する株式若しくは出資又は債権をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合を除く。）　その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた特定株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）

三　合併により合併法人に当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合　その合併の直前における特定事業再編投資損失準備金の金額

四　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合　その解散の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

五　当該法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における特定事業再編投資損失準備金の金額

六　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合　その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

七　前項、前各号、次項及び第六項の場合以外の場合において特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定事業再編投資損失準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

6　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項の規定は、適用しない。

7　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8　前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

9　第一項及び第二項の規定は、第五十五条第一項又は第九項の規定（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定を含む。）の適用を受けた特定株式等については、適用しない。

10　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

11　前三項に定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の四　削除

第五十五条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十五条の六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該特定災害防止準備金の金額については」を削り、同条第六項中「前条第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十六条第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十七条の三第四項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度

及び「、当該使用済燃料再処理準備金の金額については」を削り、同条第六項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十七条の四第一項中「控除した金額」の下に「に当該事業年度の月数（当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間（以下この項において「積立期間」という。）の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数（当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、積立期間の月数）で除して計算した金額（当該事業年度が積立期間の末日を含む事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第十一項において「積立限度額」という。）」を加え、同項第一号中「に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　当該事業年度終了の日における前事業年度（法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この条において「前事業年度等」という。）から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（各事業年度終了の日において第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）を「連結原子力発電施設解体準備金の金額」に、「同条第三項又は第五項」を「同条第二項又は第四項」に、「以下この条」を「次項を除き、以下この条」に改め、同条第四項中「金額が」を「金額（連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含む。）が」に改め、同条第五項第三号中「を廃止した日から一年を経過する日まで」を「の廃止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請を行つた場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内」に、「同日」を「当該猶予期間の末日」に改め、同条第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該原子力発電施設解体準備金の金額について」を削り、「第九項」を「第十項」に改め、同条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、「ほか、」の下に「適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた法人の当該特定原子力発電施設に係る当該適格合併の日を含む事業年度における積立限度額の計算その他」を加え、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五十七条の四第四項」を「第五十七条の四第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七条の五第一項中「補てん」を「補塡」に改め、同項第七号中「火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第三号」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第三号」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第三項に規定する火災等共済組合（第四項において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第三号」に改め、同条第四項中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第十一項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十二項中「補てん」を「補塡」に改める。

第五十七条の六第一項中「補てん」を「補塡」に改め、同条第七項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第八項中「補てん」を「補塡」に改める。

第五十七条の七第一項第二号中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの

各事業年度」及び「、当該関西国際空港用地整備準備金の金額については」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十二項中「第八項及び」を削り、「第七項」を「第八項」に改める。

第五十七条の七の二第五項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該中部国際空港整備準備金の金額については」を削り、同条第八項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十一項中「第七項及び」を削り、「第六項」を「第七項」に改める。

第五十七条の八第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該特別修繕準備金の金額について」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十七項中「第八項及び」を削り、「第七項」を「第八項」に改める。

第五十八条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該特別修繕準備金の金額について」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第十七項中「第八項及び」を削り、「第七項」を「第八項」に改める。

第五十九条第一項中「同項の規定により」を「同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第三号を削り、同条第六項中「地区」の下に「又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区」を加え、「同項に」を「第一項に規定する提出の日又は第二項に」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「第四十二条の九」を「第四十二条の九第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日における当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第四項」を「第五項」に改め、「ものとし、第四十二条の十一又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。」を削り、同条第六項中「第二項、第三項」を「第二項から第四項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　第四十二条の十第一項から第三項まで又は第四十二条の十一第一項から第三項までの規定

二　第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十一条第一項中「平成二十六年三月三十

一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該農業経営基盤強化準備金の金額については」を削り、同条第六項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第六十一条の三第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改め、「第七十二条第一項第一号」の下に「又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号」を加え、「同項に」を「同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に」に改める。

第六十一条の四第四項中「前項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二号」を「以下この項」に、「をいう」を「をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう」に改め、同項第二号中「飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）」を「飲食費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項第一号に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十一条の四第二項を同条第三項とし、同条第一項中「法人が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（を「前項の場合において、法人のうち」に、「法人（を「もの（に、）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」を「をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる」に改め、同項各号中「当該交際費等」を「前項の交際費等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法人が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第六十二条第一項中「から平成二十六年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、同条第六項第二号を次のように改める。

二　第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中「並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」とあるのは「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の四第一項中「並びに次条第七項及び第八項」とあるのは「、次条第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の五第七項中「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条第七項及び第八項」とあるのは「、前条第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」とする。

第六十二条第七項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税の申告又は還付に関する地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十二条の三第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、同条第二項第一号イ(2)中「（連結法人」を「（他の連結法人」に、「他の連結法人」を「法人にあつては当該他の連結法人を含み、外国法人にあつては法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」に改め、同条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同項第九号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第一項の請求に基づく同法第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第百十三条に規定する認定買受計画に、同法第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンション（良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものに限る。）に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。以下この号において同じ。）を実施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション敷地売却事業に係る同法第百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づく当該マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション敷地売却事業の用に供されるもの

第六十二条の三第四項第十号中「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「前号まで」を「第九号まで、前号」に改め、同条第五項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、同条第十項中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）」を「確定申告書等」に、

「第五項に」を「同項に」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中「並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二の四第一項中「並びに次条第七項及び第八項」とあるのは、「次条第七項及び第八項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二の五第七項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条第七項及び第八項」とあるのは、「前条第七項及び第八項並びに第六十二条の三」とする。

第六十二条の三第十二項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税の申告又は還付に関する地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加え、同条第十三項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

〜第六十三条第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、同条第二項第一号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第七項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第六号中「マンションの建替え等の円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改める。

第六十五条の三第一項第四号中「又は独立行政法人国立科学博物館」を「、独立行政法人国立科学博物館又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもののうち政令で定めるものに限る。）」に改める。

第六十五条の四第一項第八号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十号中「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、「規定する都市再生整備計画」の下に「又は同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画」を、「当該都市再生整備計画」の下に「又は立地適正化計画」を加え、同項第十三号ロ中「第四十一条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替え等の円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）に該当する決議要除却認定マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションをいう。以下この号において同じ。）の敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第百十三条に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同項第一号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る同法第百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づき同法第百五十一条の規定による同法第百四十二条第一項第三号の分配金を取得するとき又は当該土地等が同法第百二十四条第一項の請求により買い取られたとき。

第六十五条の四第一項第二十五号中「第十三条の二第二項」を「第十六条第二項」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（」を「農地利用集積円滑化団体等（」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が」を「農地利用集積円滑化団体等が、」に、「又は一般財団法人」を「若しくは一般財団法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構」に改め、同条第二項及び第三項中「又は第二十二号」を「、第二十二号又は第二十二号の二」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「取得が」を「取得を」に、「譲渡が」を「譲渡を」に改め、同号の下欄を次のように改める。

既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては次に掲げる区域（ロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。）内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては同項の市街化区域と定められた区域（以下第三号までにおいて「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。） イ　市街化区域のうち都市計画法第七条第一項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域 ロ　首都圏整備法第二条第五項又は近畿圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域その他これに類するものとして政令で定める区域	第六十五条の七第一項の表の第二号の下欄中「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」を「土地等（その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接する土地等に限る。）、建物、構築物又は機械及び装置」に、「当該法人の上欄に規定する事業」を「農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた法人（第七号において「認定農業法人」という。）の農業」に改め、同表の第三号の上欄を次のように改める。

三　次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等（平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいずれか遅い日以後に取得（贈与による取得を除く。）をされたものを除く。）、建物又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの イ　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区　同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合 ロ　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域　同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合 ハ　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域　同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合	
第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中「特定空港」を「土地等、建物、構築物又は機械及び装置」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号の上欄中「次に掲げる区域（以下この号において「都市開発区域等」という。）及び誘致区域」を「過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（同項に規定する過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに同法第二条第一項に規定する過疎地域に該当することとなつた区域その他政令で定める区域を除く。以下この号において「過疎地域」という。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同号の下欄中「都市開発区域等内にある特定資産（上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。）」を「過疎地域内にある特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号及び第六号において同じ。）」に改め、同号を同表の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。	
五　都市再生特別措置法第九十五条第一項に規定する都市機能誘導区域（以下この号において「都市機能誘導区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物	都市機能誘導区域内にある特定資産で、当該都市機能誘導区域内における同項に規定する誘導施設等整備事業に係る同法第九十九条に規定する認定誘導事業計画に記載された同項に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるもの
第六十五条の七第一項の表の第七号を次のように改める。	
七　農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域（以下この号において「農用地区域」という。）内にある土地等（農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（以下この号において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項の特定農業法人（以下この号において「特定農業法人」という。）が譲渡をする場合にあつては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で同法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画（以下この号において「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより譲渡をされるものに限る。）	農用地区域内にある土地等で認定農業法人が農用地利用集積計画の定めるところにより取得をするもの（当該認定農業法人が特定農業法人に該当する場合にあつては、特定農用地利用規程に定められた農業経営基盤強化促進法第二十三条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。）のうち、その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該認定農業法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するもの
第六十五条の七第一項の表の第八号の上欄中「（以下この号において「防災再開発促進地区」という。）」を「のうち地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として政令で定める地区（以下この号において「危険密集市街地」という。）」に改め、同号の下欄中「当該防災再開発促進地区」を「当該危険密集市街地」に改め、同表の第十号の上欄中「同じ。）」の下に「のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの」を加え、同条第十五項第一号ロ中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改め、同項第二号中「第一号」の下に「、第三号」を加え、「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。	
第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。	
第六十六条の三中「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改め、「含む」の下に「。以下この条において同じ」を、「第七十五条第七項」の下に「（地方法人税法第十九条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項」を「法人税法第七十五条の二第六項において準用する同法第七十条第七項の規定」に改める。	
第六十六条の四第一項中「法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ」を「恒久的施設を有する外国法人である場合には」に、「これらの号」を「法人税法第百四十一条第一号イ」に、「のうち」を「として」に改め、同条第三項中「同法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である」に、「国外関連者の各事業年度の所得」を「国外関連者の各事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得」に改め、同条第十六項中「同項（」を「法人税及び地方法人税に係る同項（」に改め、同条第十七項中「の規定の適用については、同法」を「並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法」に、「とする」を「と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十条第三項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「更正の請求（同法」とあるのは	

「更正の請求（国税通則法）と、「及び第二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「国税通則法第七十条第三項」と、同条第三項中「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「又は第一項の規定」とあるのは「、租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定及び第一項の規定」とする」に改め、同項第一号中「課税標準等若しくは税額等」を「課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）若しくは同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）」に改め、同項第二号中「この号」を「この項」に改め、「加算税」の下に「（第四号において「加算税」という。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　第一号に掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定　当該更正決定に係る地方法人税の国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（第一号の法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）

四　第一号に掲げる更正決定又は同号に規定する事実に基づいてする法人税に係る納税申告書の提出若しくは同号に規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその地方法人税に係る加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日

第六十六条の四第十八項及び第二十項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、同条第二十一項中「第百三十九条に規定する条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改め、「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える。

第六十六条の四の二第一項中「法人税の額（」を「法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（に、「及び当該法人税の額」を「並びに当該法人税の額及び地方法人税の額」に改め、同項ただし書中「法人税の額以外」を「法人税の額及び地方法人税の額以外」に改め、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第四項中「第四十七条第二項」を「第四十七条第一項中「第四十六条（納税の猶予の要件等）」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項」に、「第三項まで又は第七項」とあるのは、」を「第四項までの規定による申請書の提出があつた」とあるのは」に、「（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」を「の申請がされた」に改め、同条第五項第三号及び第四号中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　新たに猶予に係る法人税の額及び地方法人税の額以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第六十六条の四の二第六項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、「及び第十号」を削り、「、同法第百五十一条第一項中「納税の猶予」を「、同条第十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の二第一項の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第百五十一条第一項中「納税の猶予」及び」を「納税の猶予」、「納税の猶予」とする」を「納税の猶予）又は」と、同法第百五十一条の二第一項中「納税の猶予の要件等）」とあるのは「納税の猶予の要件等）又は租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項第一号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第六十六条の四の二第一項」と、同項第二号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第六十六条の四の二第一項」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「含む。）」とあるのは「含む。）又は租税特別措置法第六十六条の四の二第五項第五号」とする」に改め、同条第七項中「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加え、第三章第七節の二中同条の次に次の一条を加える。

（外国法人の内部取引に係る課税の特例）

第六十六条の四の三　恒久的施設を有する外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該外国法人の本店等（法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等をいう。第三項において同じ。）と恒久的施設との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該外国法人の当該事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少となるとき、又は損金の額に算入すべき金額が過大となるときは、当該外国法人の当該事業年度の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2　前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該内部取引の内容及び当該内部取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。

一　棚卸資産の販売又は購入　次に掲げる方法

イ　独立価格比準法（特殊の関係（第六十六条の四第一項に規定する特殊の関係をいう。ロにおいて同じ。）にない売手と買手が、内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行つた後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ロ　再販売価格基準法（内部取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（ロにおいて「再販売価格」という。）から

通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ハ　原価基準法（内部取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ニ　イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二　前号に掲げる取引以外の取引　同号イからニまでに掲げる方法と同等の方法

3　外国法人の各事業年度における内部寄附金の額（当該外国法人の当該事業年度の内部取引において当該外国法人の恒久的施設が当該外国法人の本店等に対して支出した額のうち法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額に相当するものをいう。）は、当該外国法人の各事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該外国法人の当該金額につき同法第百四十二条第二項の規定により同法第三十七条の規定に準じて計算するときは、同条第一項中「次項」とあるのは、「次項又は租税特別措置法第六十六条の四の三第三項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）」と読み替えるものとする。

4　国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人が第十一項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該外国法人の各事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

5　国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

6　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第四項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

9　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

10　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

11　第六十六条の四第四項、第六項及び第十五項から第二十一項まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十六条の四第四項	同項	第六十六条の四の三第一項
	寄附金の額	同条第三項に規定する内部寄附金の額
第六十六条の四第六項	第一項	第六十六条の四の三第一項
	所得	法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得
	法人税法	同法
第六十六条の四第六項第一号	第二項第一号ロ	第六十六条の四の三第二項第一号ロ
第六十六条の四第六項第二号	第二項第一号ニ	第六十六条の四の三第二項第一号ニ
第六十六条の四第十五項	当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の	第六十六条の四の三第一項に規定する本店等の名称及びその
第六十六条の四第十六項	同項の	第六十六条の四の三第一項の

第六十六条の四第十七項	租税特別措置法第六十六条の四第十七項（	租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第十七項（
	及び同法	及び同法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
	又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
	並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
第六十六条の四第十七項第一号及び第十八項	当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた	第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした
	、租税特別措置法	、租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
第六十六条の四第二十項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法
第六十六条の四第二十一項	法人と当該法人に係る国外関連者	外国法人の恒久的施設と当該外国法人
	国外関連取引に係る第一項に規定する	第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引に係る同項に規定する
前条第四項	第六十六条の四の二第一項（	第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（

	第六十六条の四の二第一項の	第六十六条の四の三第十一項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
前条第六項	第六十六条の四の二第一項（	第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（
	第六十六条の四の二第一項の	第六十六条の四の三第十一項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
	猶予の要件等）、	猶予の要件等）の規定、
	猶予）又は	猶予）の規定又は
	若しくは租税特別措置法	若しくは租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法
	含む。）又は租税特別措置法	含む。）又は租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項において準用する同法

12　第四項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項から第三項まで、第五項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の五第五項第九号中「第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該非居住者又は外国法人のこれらの規定に定める」を「第百六十四条第一項第一号イ又は法人税法第百四十一条第一号イに掲げる」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「及び前項」を削り、同項を同条第十項とする。

第六十六条の五の二第二項中「及び第四項第二号」を「、第四項第二号及び第九項第一号ロ」に、「同号」を「第四項第二号」に改め、同条第七項中「法人」を「内国法人」に改め、同条第八項中「法人の」を「内国法人の」に、「当該法人に」を「当該内国法人に」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　外国法人に係る第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項及び第四項第二号の関連者支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとし、イに掲げる金額を含み、ロに掲げる金額を除くものとする。

イ　法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において当該外国法人の当該恒久的施設から当該外国法人の同

号に規定する本店等に対する支払利子等に該当することとなる金額

ロ　法人税法第百四十二条の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されるもののうち、当該外国法人の関連者等に対する支払利子等の額に相当するものとして政令で定める金額

二　第一項の控除対象受取利子等合計額、第四項第一号の関連者純支払利子等の額及び同項第二号の支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

三　第一項の調整所得金額は、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に係るものに限るものとする。

第六十六条の五の二第十項中「前三項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以下となる場合には、第一項の規定は、適用しない。

11　外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、同条第一項の規定は、適用しない。

第六十六条の五の三第十項中「第百四十二条に規定する」を「第百四十一条第一号イに掲げる」に、「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第六十六条の六第八項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十六条の七第一項中「第十三項」を「第二十一項」に改め、「除く。」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第十二条第二十四項」に改める。

第六十六条の九の二第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十六条の九の三第一項中「第十三項」を「第二十一項」に改め、「除く。」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第六十九条第十四項」に改める。

第六十六条の十一第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「補てんする」を「補塡する」に改め、同号を同項第五号とする。

第六十六条の十一の二第五項に後段として次のように加える。

この場合における地方法人税法の規定の適用については、同法第二条第十二号中「第十四条」とあるのは、「第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項」とする。

第六十六条の十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五の二の次に次の一条を加える。

（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）

第六十七条の五の三　法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、その設定の日以後に終了する当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、法人税法第六十三条第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第六項第二号中「提供の期日」とあるのは、「提供の期日（租税特別措置法第六十七条の五の三第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

2　前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の六第一項中「内国法人等に対して支払う」を削り、同条第二項中「第百四十二条」を「第百四十二条第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十七条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十七条の八から第六十七条の十一までを次のように改める。

第六十七条の八から第六十七条の十一まで　削除

第六十七条の十四第三項の表第六十一条の四第一項の項中「第六十一条の四第一項」を「第六十一条の四第二項」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　当該事業年度終了の時において有する投資法人法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時において有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

第六十七条の十五第二項中「株式と」の下に「、同条第十七項に規定する新投資口予約権は新株予約権と、それぞれ」を加え、同条第四項の表第六十一条の四第一項の項中「第六十一条の四第一項」を「第六十一条の四第二項」に改め、同条第十項中「第一項」を「第一項第一号ロ(1)に該当するものであることその他の要件を満たす投資法人に係る同項第二号トに掲げる要件の特例その他同項」に、「の適用その他」を「及び」に改める。

第六十七条の十六第一項中「行う事業につき法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を通じて事業を行う」に、「第四十一条の二十一第一項各号」を「同条第一項各号」に、「同法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないもの」に、「同法その他」を「法人税法その他」に改め、同条第二項中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一項第四号」に、「第百六十一条に」を「第百六十一条第一項に」に、「第百三十八条に」を「第百三十八条第一項に」に、「第百四十五条第一項において準用する同法第七十四条第一項」を「第百四十四条の六第一項」に改め、同条第三項中「第百

三十八条」を「第百三十八条第一項」に改め、「に係る所得の金額」を削る。

第六十七条の十七の見出し中「利子等」を「償還差益等」に改め、同条第一項中「利子及び」を削り、同条第二項中「利子等及び」を削り、同条第三項中「利子及び」を削り、同条第四項中「第四十一条の十二第七項に規定する割引債（次項において「割引債」という。）の同条第七項に規定する償還差益（次項において「償還差益」という。）及び」を削り、「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に、「第百三十八条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得」に改め、同条第五項中「法人税法第百四十一条第二号から第四号までに掲げる」を削り、「割引債（第四十一条の十二第三項」を「第四十一条の十二第七項に規定する割引債（同条第三項」に、「以下この項において同じ。）の」を「）の同条第七項に規定する」に、「外国法人の発行する割引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつてはその者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る」を「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く」に、「同条第二号イ、第三号イ又は第四号イ」を「同号ロ又は同条第二号」に改め、同条第七項中「同項に規定する特定利子（次項において「特定利子」という。）及び」を削り、「（同条第一項」を「（同項」に改め、同条第八項中「特定利子又は」を削り、同条第十項中「利子及び償還差益」を「償還差益」に改め、「利子等及び」、「特定利子及び」、「第二条第一項第四号に規定する国内に」及び「（以下この項において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）」を削り、「又は国内に」を「又は」に、「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第十一項中「利子等又は」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第六十七条の十八　内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第十項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二条第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となるときは、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2　前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3　国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人が第十項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該内国法人の各事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4　国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

8　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

9　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

10　第六十六条の四第六項及び第十六項から第二十一項まで並びに第六十六条の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十六条の四第六項	第一項	第六十七条の十八第一項
	所得の金額又は欠損金額	法人税の額から控除する金額
第六十六条の四第十六項	同項の	第六十七条の十八第一項の

第六十六条の四第十七項	租税特別措置法第六十六条の四第十七項（	租税特別措置法第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四第十七項（
	及び同法	及び同法第六十七条の十八第十項において準用する同法
	又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法
	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十八第十項において準用する同法
	並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法
	、租税特別措置法	、租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法
第六十六条の四第十七項第一号及び第十八項	当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた	第六十七条の十八第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした
第六十六条の四第二十項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
第六十六条の四第二十一項	法人と当該法人に係る国外関連者	内国法人と当該内国法人の第六十七条の十八第一項に規定する国外事業所等
	の居住者又は法人とされる	に所在する
	国外関連取引に係る第一項に規定する	第六十七条の十八第一項に規定する内部取引に係る同項に規定する
第六十六条の四の二第四項	第六十六条の四の二第一項（	第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（

	第六十六条の四の二第一項の	第六十七条の十八第十項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
第六十六条の四の二第六項	第六十六条の四の二第一項（	第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（
	第六十六条の四の二第一項の	第六十七条の十八第十項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
	猶予の要件等）、	猶予の要件等）の規定、
	猶予）又は	猶予）の規定又は
	若しくは租税特別措置法	若しくは租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法
	含む。）又は租税特別措置法	含む。）又は租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法

11　第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三第一項から第三項までの規定中「第百四十二条」を「第百四十二条第二項」に改める。

第六十八条の三の二第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項及び第八項」を「前二項」に改め、「及び前三項」を削り、同項を同条第九項とする。

第六十八条の三の三第一項中「（第一号」を「（以下この項」に改め、同項第二号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該事業年度終了の時において有する投資信託法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時において有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

第六十八条の三の三第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項及び第八項」を「前二項」に改め、「及び前三項」を削り、同項を同条第九項とする。

第六十八条の三の四第一項中「第五十五条、」を「第五十五条の三まで、」に改め、同条第二項中「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に改め、「第四十二条の九第二項」の下に「、第四十二条の十第三項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設

を有しないこととなる場合（当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第五十五条の二、第五十五条の三及び第五十七条の八の規定その他政令で定める規定を適用する。

4　恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日を含む事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項及び第七項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項並びに第四十二条の十二の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

第六十八条の四中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八第五項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十八条の九第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　増加試験研究費の額（当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が比較試験研究費の合計額の百分の五に相当する金額を超え、かつ、当該試験研究費の額の合計額が基準試験研究費の額を超える場合　当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の合計額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額

第六十八条の九第十一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第十七項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする」に改め、同条第十八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、法人税法」に、「金額」とするほか、同法」を「ついては、法人税法」に、「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第十一項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第六十八条の九の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合の同条第十五項の規定の適用については、同項中「第七項の」とあるのは「第七項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、「又は第六項」とあるのは「又は第六項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第六項」とあるのは「同条第六項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第六十八条の十第一項第一号ハを削り、同号ニ中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第二項中「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に、「供した工ネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第五項中「次条第五項」を「次条第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第六項中「及び八」を削り、同条第十四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同条第十六項中「及び第十四項」を削る。

第六十八条の十一第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「（次項」の下に「及び第七項」を加え、「同条第一項」を「同項」に、「。次項」を「。第七項」に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第十三項から第十九項まで」に、「第五項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十二

項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第十二項の」に改め、「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十一第十二項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改め、「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「第六十八条の十一第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第六十八条の十一第二項及び第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」とする」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項中「第三項の規定は」を「第九項の規定は」に、「第四項」を「第十一項」に、「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に、「第三項」を「第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　第十項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額に係る部分についての同項の規定は、前項の規定にかかわらず、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、第九項の規定による控除の対象となる第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第六十八条の十一第九項中「第二項」を「第七項及び第八項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第八項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の十一第七項中「から第三項まで」を「から第四項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「前項」を「第九項」に改め、「における」の下に「第七項又は第八項に規定する」を加え、「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項又は第八項」に、「、第二項」を「、第七項又は第八項」に、「同条第二項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「につき」の下に「第七項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特例対象連結事業年度等の特定期間内に、特定生産性向上設備等(特定機械装置等のうち生産性向上設備等であつて第六十八条の十五の六第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。以下この項において同じ。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第三項及び第五項の規定の適用を受けないときは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特例適用連結事業年度(法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む連結事業年度を除く。)における前項の規定の適用については、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等(特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。)の取得価額の合計額の百分の七(特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十)に相当する金額を、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の同項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算する。

第六十八条の十一第二項中「この項に」を「この条に」に、「前項」を「第一項及び第二項」に、「、次項及び第五項」を「から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に、「第四項まで」を「第九項まで及び第十一項」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等(第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項、第二項及び前項の規定の適用を受けないときは、特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人の税額控除限度額(次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。以下この項において同じ。)及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該特定供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該特定供用年度の法人税額基準額(当該特定供用年度の連結所得

に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき同項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一　中小連結親法人又はその中小連結子法人のうち次号に掲げる連結法人以外の連結法人　その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額

二　特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人　その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額

第六十八条の十一第一項の次に次の五項を加える。

2　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第十項までにおいて「特定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第六十八条の十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその指定事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度のうち平成二十六年四月一日以後に終了する連結事業年度（第八項において「特定供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度（同日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この条において「特例対象連結事業年度等」という。）の特定期間内に、特定機械装置等のうち第六十八条の十五の六第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（次項及び第十項において「生産性向上設備等」という。）であつて同条第三項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合には、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の同日を含む連結事業年度（以下この条において「特例適用連結事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象連結事業年度等において第六十八条の十五の六第三項に規定する他の特別償却等に関する規定（第十項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用連結事業年度開始の時における帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに限る。）であつて第六十八条の十五の六第四項に規定する政令で定める規模のもののうち当該特定期間内に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特例適用連結事業年度終了の日までの間に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合には、当該特例適用連結事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特例対象連結事業年度等において同条第四項に規定する他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用連結事業年度開始の時における帳簿価額（当該特例適用連結事業年度が当該特定適格合併等の日を含む連結事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5　中小連結親法人又はその中小連結子法人で、前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に

掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定の適用を受けた中小連結親法人又はその中小連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

第六十八条の十三第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項」に、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第四項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「第六十八条の十五第五項」を「次条第五項、第六十八条の十五第五項」に改め、同条第八項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同条第九項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同条第十項中「第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「及び第六項から第八項まで」を削る。

第六十八条の十四を次のように改める。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定事業（国家戦略特別区域法第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条において同じ。）の同法第八条第二項第二号に規定する実施主体として同法第十一条第一項に規定する認定区域計画（以下この項及び次項において「認定区域計画」という。）に定められたもの（以下この条において「それぞれ「実施連結親法人」又は「実施連結子法人」という。）が、同法附則第一条第一号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域（次項において「国家戦略特別区域」という。）内において、当該認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の特定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その特定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十二項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（第四十二条の十第一項各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）との合計額とする。

2　実施連結親法人又はその実施連結子法人が、指定期間内に、国家戦略特別区域内において、その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、前条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該実施連結親法人の税額控除限度額（その特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各実施連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該実施連結親法人又はその各実施連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該実施連結親法人又はその実施連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額

は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項までの規定、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十一第十二項、前条第四項、次条第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6　実施連結親法人又はその実施連結子法人が、第四十二条の十第一項第一号イに掲げる減価償却資産のうち同号に規定する開発研究の用に供されるもの（以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。）につき第一項の規定の適用を受ける場合には、当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の同号に規定する開発研究の用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、第六十八条の九第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び第六十八条の九の二の規定を適用する。

7　実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の第六十八条の九第三項若しくは第七項（これらの規定を第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額又は当該実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の同条第三項若しくは第七項に規定する前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（当該実施連結親法人の同条第三項又は第七項に規定する前連結事業年度が当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度に該当しない場合には、当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額）のうち、開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における第六十八条の九第三項又は第七項の規定の適用については、同条第三項及び第七項中「試験研究費の額の合計額が」とあるのは、「試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の十四第一項の規定の適用を受ける同条第六項の開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が」とする。

8　第一項の規定は、実施連結親法人又はその実施連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

9　第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

10　第一項の規定は、連結確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

11　第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合

に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

12　第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

13　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項若しくは第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第二号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第五項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十四第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　第八項から第十二項までに定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「又は」の下に「当該計画に記載された」を加え、同条第二項中「特定機械装置等」を「当該国際戦略総合特別区域に係る前項に規定する財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等」に改め、「又は」の下に「当該計画に記載された」を加え、「前項」を「同項」に、「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、前条第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、「の合計額」の下に「に相当する金額」を加え、同条第五項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十三第四項」の下に「、前条第五項」を加え、同条第七項に次の一号を加える。

四　次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

イ　前条第一項から第三項までの規定

ロ　前条第一項の規定に係る第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

ハ　前条第一項の規定に係る第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十八条の十五第十一項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税

法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第六十八条の十五の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に、「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」を「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第六項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「（同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第二項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に、「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第三項第一号中「第六十八条の十一第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の六第一項」に、「第六十八条の十七、第六十八条の二十」を「第六十八条の十九」に改め、同条第八項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改める。

第六十八条の十五の四第二項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに次条」を「、次条並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第十一項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改め、同条第十二項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第六十八条の十五の五第一項中「連結親法人事業年度」の下に「（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）」を加え、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の五以上」を「百分の五（連結親法人事業年度が平成二十七年四月一日前に開始する連結事業年度にあつては百分の二とし、連結親法人事業年度が同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度にあつては百分の三とする。）以上」に、「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を「、前条第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め、同条第二項第三号中「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　平均給与等支給額　連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の適用年度の継続雇用者（当該適用年度及び当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。次号において「前連結事業年度等」という。）において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　連結親法人及び適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の前連結事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の前連結事業年度等の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

第六十八条の十五の五第六項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改める。

第六十八条の十五の六第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」を「、次条並びに第六十八条の十五の五第六項及び第八項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五第六項及び第八項」を「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第三項第一号中「第六十八条の十一第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の六第一項」に、「第六十八条の十七、第六十八条の二十」を「第六十八条の十九」に改め、同条第八項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改める。

第六十八条の十五の六第九項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項」を「、次条並びに第六十八条の十五の五第六項及び第八項」に改め、同条第十項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第十一項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改める。

条の十四第二項、第三項及び第五項、」を加え、「並びに前条」を「、第六十八条の十五の五並びに前条第七項及び第八項」に、「に相当する」を「の百分の九十に相当する」に改め、同項第五号中「第六十八条の十一第二項又は第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額」を「、同条第八項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」に改め、同項第十一号中「前条第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　第六十八条の十四第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第六十八条の十五の六第一項に次の一号を加える。

十三　前条第七項又は同項及び同条第八項の規定　それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の六第二項中「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第九項」に改め、「第六十八条の十三第二項」の下に「、第六十八条の十四第三項」を加え、同条第三項中「第六十八条の十一第四項」を「第六十八条の十一第十一項」に改め、「第六十八条の十三第三項」の下に「、第六十八条の十四第四項」を加え、同条を第六十八条の十五の七とする。

第六十八条の十五の五の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第九項までにおいて「指定期間」という。）内に、第四十二条の十二の五第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（以下この条において「生産性向上設備等」という。）のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ。）をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。第七項及び第八項において「供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十（建物及び構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第八項において「特定期間」という。）内に、特定生産性向上設備等（前項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度（同日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この条において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、生産性向上設備等のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の同日を含む連結事業年度（以下この条において「特例適用連結事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象連結事業年度等において第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用連結事業年度開始の時における帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の指定期間内に取得等をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に限る。）のうち政令で定める規模のもので当該指定期間内に国内にある当該被合併法人等の事業の用（貸付けの用を除く。）に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」とい

う。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該連結親法人又はその連結子法人の特例適用連結事業年度終了の日までの間に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、当該特例適用連結事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該連結親法人又はその連結子法人の特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用連結事業年度開始の時における帳簿価額（当該特例適用連結事業年度が当該特定適格合併等の日を含む連結事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5　連結親法人又はその連結子法人で、前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び次項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに前条並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項及び第二項の規定の適用を受けないときは、供用年度における前項に規定する税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額とする。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間内に、特定生産性向上設備等（生産性向上設備等のうち第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。）の取得等をして、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項及び第八項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

10　第一項から第三項までの規定は、連結親法人又はその連結子法人が所有権移転外リース取引により取得したこれらの規定する特定生産性向上設備等については、適用しない。

11　第一項から第四項まで、第七項及び第八項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

12　第一項から第四項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

13　第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

14　第七項及び第八項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これら

の規定による控除の対象となる第七項から第九項までに規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第七項及び第八項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載されたこれらの特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

15　連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で、第二項の規定の適用を受けたもの（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の十二の五第二項の規定の適用を受けたもの）又は第二項の規定の適用を受けることができるものに係る第六十八条の十五の三、第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、第六十八条の十五の三第三項第一号中「第六十八条の十五の六第一項」とあるのは「第六十八条の十五の六第一項若しくは第二項」と、第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五の六第一項」とあるのは「第六十八条の十五の六第一項若しくは第二項」と、「第五十二条の二第一項」とあるのは「第五十二条の二第一項（第四十二条の十二の五第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第五十二条の三第一項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。

16　第七項及び第八項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第七項及び第八項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除をされる金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定により控除される金額のうち連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする。

17　第十項から第十五項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十八及び第六十八条の十九を削る。

第六十八条の十七第一項中「第四十三条の二第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第六十八条の十六第二項」に改め、同条を第六十八条の十九とする。

第六十八条の十六の次に次の二条を加える。

（耐震基準適合建物等の特別償却）

第六十八条の十七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、その有する耐震改修対象建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第七条又は附則第三条第一項の規定による報告を行つたもの（当該耐震改修対象建築物につき同法第八条第一項又は第十二条第二項（これらの規定を同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は指示を受けたものを除く。）が、平成二十六年四月一日から当該報告を行つた日以後五年を経過する日までの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第二条第二項に規定する耐震改修（当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分（以下この項において「耐震基準適合建物等」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該耐震基準適合建物等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該耐震基準適合建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該耐震基準適合建物等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、港湾法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域内において有する同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設（非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第五十六条の五第三項の規定による同法第二条第一項に規定する港湾管理者からの求めに対し同法第五十六条の五第三項の規定による報告（同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限る。）を行つたもの（当該特定技術基準対象施設につき同法第五十六条の二の二十一第一項の規定による勧告を受けたものを除く。）が、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に定める日から当該報告を行つた日以後三年を経過する日までの間に、当

該特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該特定技術基準対象施設（港湾法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の部分（以下この項において「技術基準適合施設」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該技術基準適合施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該技術基準適合施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該技術基準適合施設の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　前条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の十八　削除

第六十八条の二十から第六十八条の二十三までを次のように改める。

第六十八条の二十から第六十八条の二十三まで　削除

第六十八条の二十五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十六の見出しを「（特定信頼性向上設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

三　第四十五条第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区	同号の中欄に掲げる事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、災害対策用基幹放送設備等（同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は災害対策用基幹放送設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該災害対策用基幹放送設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該災害対策用基幹放送設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該災害対策用基幹放送設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該災害対策用基幹放送設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第六十八条の二十七第一項中「第四号」を「第五号」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項の表に次の一号を加える。

第六十八条の三十一第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「並びに」に改め、「並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）」を削る。

第六十八条の三十二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第六十八条の三十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十五第一項中「とする。）」を「とし、同項第二号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の三十とする。）」に改め、同条第三項中「、次に」を「、第一号及び第二号に」に、「並びに第四十七条の二第三項第三号」を「、第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四十七条の二第三項第四号」に改め、同項第二号中「ついては、」を「ついては」に、「を含む」を「及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、ロに掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十一第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項」に改め、「第六十八条の十五の四第一項」の下に「、第六十八条の十五の六第一項」を加え、「第六十八条の二十」を「第六十八条の十九」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十一」の下に「、第六十八条の十四」を、「第六十八条の十五の四」の下に「、第六十八条の十五の六」を加え、「第六十八条の二十」を「第六十八条の十九」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）」を「特定株式等」に改め、「又は貸倒れ」を削り、「の下欄に掲げる」を「に定める」に改め、「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　資源開発事業法人（第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）　百分の三十

二　資源開発投資法人（第四号に掲げる法人に該当するものを除く。）　百分の三十

三　資源探鉱事業法人　百分の九十

四　資源探鉱投資法人　百分の九十

第六十八条の四十三第二項第六号中「新増資資源株式等」を「特定株式等」に改め、「又は債権」及び「及び次号」を削り、同号イ及びロ中「分社型分割」の下に「若しくは現物出資」を加え、同号ハ及び同項第七号を削り、同条第四項中「又は資源特定債権（同条第一項の海外投資等損失準備金に係る同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「又は資源特定債権」を削り、同項第五号中「又は資源特定債権」及び「当該特定法人の株式等について」を削り、同条第八項中「特定法人の」の下に「第二項第六号の」を加え、「又は貸倒

れ」及び「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同条第十項、第十二項、第十五項及び第十八項中「又は資源特定債権」を削り、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「前項」を「第七項」に、「特定株式等」を「第二項第六号の特定株式等」に、「、同項」を「、第一項」に、「第二十項」を「第六項まで及び第八項から前項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の次に次の二条を加える。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第六十八条の四十三の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下この項において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び第五項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、当該連結親法人又はその連結子法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち政令で定めるものに該当する場合には当該投資事業有限責任組合の産業競争力強化法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業（以下この項において「特定新事業開拓投資事業」という。）の実施に資するものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち、当該計画の認定を受けた日から当該計画の認定に係る特定新事業開拓投資事業計画（産業競争力強化法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第五項において「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。）に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間として財務省令で定める期間終了の日までの期間（以下この項及び第五項において「積立期間」という。）内において当該投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたものが、当該認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした当該投資事業有限責任組合の組合財産となる産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者（当該計画の認定を受けた日以後に剰余金の配当をしたものを除く。以下この条において「新事業開拓事業者」という。）の株式（積立期間内における設立（合併及び分割型分割による設立を除く。）又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限る。以下この条において同じ。）を積立期間内に終了する各連結事業年度（以下この項において「適用連結事業年度」という。）において有している場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適用連結事業年度終了の時において有する当該株式（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の当該適用連結事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に関する法律第八条第一項の事業年度（以下この項及び第五項において「計算期間」という。）終了の時（当該適用連結事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該適用連結事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度において前項の規定により当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十五条の二第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額）がある場合には、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

4　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5　第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式の全部を積立期間内の日を含む各連結事業年度（以下この項において「適用連結事業年度」という。）の積立期間内において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第九項及び第十項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該適用連結事業年度終了の時として当該株式の当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

6　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に同項の新事業開拓事業者投資損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が適格合併により合併法人に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格合併の日の前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開

拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。

8　前項又は第五十五条の二第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人の当該適格合併の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9　第五項に規定する連結親法人又はその連結子法人が適格分割等により分割承継法人等に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格分割等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等に引き継ぐものとする。

10　前項又は第五十五条の二第八項の場合において、これらの規定の分割承継法人等（その適格分割等の後において連結法人に該当するものに限る。）が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等の当該適格分割等の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11　第一項及び第五項の規定は、前条第一項又は第八項の規定（第五十五条第一項又は第九項の規定を含む。）の適用を受けた新事業開拓事業者の株式については、適用しない。

12　第四項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項、第五項、第八項及び第十項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第三項まで及び第五項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定事業再編投資損失準備金）

第六十八条の四十三の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に同法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画（以下この項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）を受けたものが、当該計画の認定を受けた日から同日以後十年を経過する日（当該計画の認定に係る特定事業再編計画（同法第二十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第三項及び第四項第一号において「認定特定事業再編計画」という。）に記載された同法第二条第十二項に規定する特定事業再編（第一号及び第三項において「特定事業再編」という。）に係る同条第十二項第二号に規定する特定会社（以下この条において「特定会社」という。）が第五十五条の三第一項に規定する政令で定める目標を達成した場合には、同項に規定する政令で定める日）までの期間（第一号において「積立期間」という。）内の日を含む各連結事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。）において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある連結事業年度（以下この項において「適用連結事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（当該適用連結事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該特定会社の株式若しくは出資（以下この項及び次項において「特定株式」という。）で積立期間内における設立若しくは資本金の額若しくは出資金の額の増加に伴う払込み若しくは合併、分社型分割若しくは現物出資（次項第一号において「設立等に伴う払込み等」という。）により交付されるもの又は当該特定会社に対する貸付金に係る債権（以下この項及び次項において「特定債権」という。）で積立期間内における貸付けに係るもの　当該連結事業年度において当該特定株式又は特定債権の取得（当該計画の認定を受けた日以後最初に当該特定事業再編が行われた日（次号及び次項第二号において「最初特定事業再編実施日」という。）前の取得を除く。次項第一号において「特定取得」という。）をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二　最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権　当該連結事業年度が当該最初特定事業再編実施日を含む連結事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「特定期間」という。）内に計画の認定を受けたものが、平成二十六年四月一日を含む連結事業年度において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特例対象連結事業年度等」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該特例適用連結事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（特定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度（同日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この項において「特例対象連結事業年度」という。）又は当該特例適用連結事業年度等において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該特例対象連結事業年度等又は当該特例適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理

の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該特例適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該特例適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　特定株式で特定期間内における設立等に伴う払込み等により交付されるもの又は特定債権で特定期間内における貸付けに係るもの　特例対象連結事業年度等において当該特定株式又は特定債権の特定取得をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二　最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権　特例対象連結事業年度等が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

3　第一項又は前項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の認定特定事業再編計画に係る第一項に規定する積立期間内の日を含む各連結事業年度のうち最後の連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その末日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）後の各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特定事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「単体特定事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）がある場合には、当該認定特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額については、当該基準連結事業年度等の終了の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十（当該特定会社が第一項に規定する政令で定める目標を達成した場合には、当該積立期間開始の日から同項に規定する政令で定める日までの期間の月数を勘案して政令で定める数）で除して計算した金額（当該金額が前連結事業年度等から繰り越された当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額を超える場合には、当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、当該連結親法人又はその連結子法人のその該当することとなった日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　産業競争力強化法第二十七条第二項又は第三項の規定により認定特定事業再編計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における当該認定特定事業再編計画に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

二　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等（第一項及び第二項に規定する株式若しくは出資又は債権をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合を除く。）　その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた特定株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）

三　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合　その合併の直前における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

四　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社が解散した場合　その解散の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

五　当該連結親法人又はその連結子法人が解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特定事業再編投資損失準備金の金額

六　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の帳簿価額を減額した場合　その減額をした日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

七　前項及び前各号の場合以外の場合において特定事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

6　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月

に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

8　第一項及び第二項の規定は、第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定（第五十五条第一項又は第九項の規定を含む。）の適用を受けた特定株式等については、適用しない。

9　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

10　前三項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四十四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第六十八条の四十三の二第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の四十四第八項中「前条第十項」を「第六十八条の四十三第十項」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の四十八第八項及び第六十八条の五十三第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の五十四第一項中「第三項」を「次項」に改め、「控除した金額」の下に「に当該連結事業年度の月数（当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、同日から当該連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間（以下この項において「積立期間」という。）の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該連結事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数（当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、積立期間の月数）で除して計算した金額（当該連結事業年度が積立期間の末日を含む連結事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第九項において「積立限度額」という。）」を加え、同項第一号中「に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度（連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この条において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（各連結事業年度終了の日において第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「単体原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該単体原子力発電施設解体準備金の金額を、前連結事業年度等以前の連結事業年度において当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額でその積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（その積み立てられた事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額）がある場合にはこれらの損金の額に算入されなかつた金額を、それぞれ含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（第五十七条の四第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）の百分の九十に相当する金額

第六十八条の五十四第二項を削り、同条第三項中「第一項の原子力発電施設解体準備金（」を「前項の原子力発電施設解体準備金（」に、「同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「単体原子力発電施設解体準備金の金額」という。）」を「単体原子力発電施設解体準備金の金額」に、「若しくは第五項」を「若しくは第四項」に、「以下この条」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「金額が」を「金額（単体原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該単体原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第二号中「を廃止した日から一年を経過する日まで」を「の廃止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請を行つた場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内」に、「同日」を「当該猶予期間の末日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の五十四第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第八項中「第五十七条の四第九項」を「第五十七条の四第十項」に、「第六十八条の五十四第四項」を「第六十八条の五十四第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」に改め、同条第九項中「第一項及び第三項から第五項」を「第七項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けたものの当該特定原子力発電施設に係る当該適格合併の日を含む連結事業年度における積立限度額の計算、第一項から第四項」を「前各項」に、「第一項から第六項まで及び前項」に改める。

第六十八条の五十五第一項中「補てん」を「補塡」に改め、同項第六号中「火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号」を「中小企業等協同組合法第九条の九第三項に規定する火災等共済組合（第四項において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第三号」に改め、同条第四項中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第十二項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第十三項中「補てん」を「補塡」に改める。

第六十八条の五十六第一項中「補てん」を「補塡」に改め、同条第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第九項中「補てん」を「補塡」に改める。

第六十八条の五十七第七項、第六十八条の五十七の二第六項及び第六十八条の五十八第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の六十一第三項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改め、同条第十三項中「第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等」を「第六十八条の四十三第二項第六号の特定株式等（当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）」に、「同項及び同条第八項」を「同条第一項及び第八項」に改める。

第六十八条の六十三第一項中「指定の日以後」を「提出の日以後」に改め、「（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の合計額の百分の二十に相当する金額を限度とする。）」を削り、同項の表の第一号の上欄中「第二十九条第一項」を「第二十八条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第二号の上欄中「第四十二条第一項」を「第四十一条第五項」に、「指定」を「提出」に改め、同号の中欄中「同項の規定により」を「同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、「（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」を削り、同表の第三号を削り、同条第七項中「地区」の下に「又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区」を加え、「同項に」を「第一項に規定する提出の日又は第二項に」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項第一号中「第六十八条の十三」を「第六十八条の十三第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた連結法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立されたもので、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限るものとし、前項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）が、当該各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する連結事業年度に限る。）において、当該連結親法人又はその連結子法人の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該連結事業年度終了の日における当該連結親法人又はその連結子法人の当該地区内の事業所で当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の数の当該連結親法人又はその連結子法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十八条の六十三の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「又は第六十八条の十五若しくは同条の規定に係る第六十八条の四十一第一項若しくは第十一項の規定」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第二項、第三項」を「第二項から第四項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「、第四項」を「、第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人については、適用しない。

一　第六十八条の十四第一項から第三項まで又は第六十八条の十五第一項から第三項までの規定

二　第六十八条の十四第一項又は第六十八条の十五第一項の規定に係る第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三　第六十八条の十四第一項又は第六十八条の十五第一項の規定に係る第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十八条の六十三の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第六十八条の六十六第五項中「連結親法人」を「連結親法人若しくはその連結子法人が各連結事業年度において支出する第一項に規定する交際費等の額のうち同項に規定する接待飲食費の額がある場合又は連結親法人」に、「支出する第一項」を「支出する同項」に、「、同項」を「同項及

び第二項」に、「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二号」を「以下この項」に、「をいう」を「をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう」に改め、同項第二号中「飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）」を「飲食費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項第一号に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の六十六第二項を同条第三項とし、同条第一項中「連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額（当該」を「前項の場合において、同項の」に、「おける当該」を「おける同項の」に、「（同法」を「（法人税法」に、「は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」を「をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる」に改め、同項各号中「当該連結親法人及びその連結子法人の支出した交際費等」を「前項の交際費等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が当該各連結事業年度において支出する交際費等の額の合計額のうち接待飲食費の額の合計額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第六十八条の六十七第一項中「から平成二十六年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十一第五項」を加え、同条第五項第二号を次のように改める。

二　第六十八条の九（第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の七までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」とあるのは「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の十五の七第一項及び第八項」と、「第六十八条の十一第五項」とあるのは「、第六十八条の十一第七項」と、「第六十八条の十一第十二項」とあるのは「、第六十八条の十一第十三項」と、「第六十八条の十三第四項」とあるのは「、第六十八条の十三第五項」と、「第六十八条の十四第五項」とあるのは「、第六十八条の十四第六項」とする。

第六十八条の六十七第六項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税の申告又は還付に関する地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十八条の六十八第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第四項及び第五項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第十項中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）」を「連結確定申告書等」に、「第五項に」を「同項に」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第六十八条の九（第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の七までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」とあるのは「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の十五の七第一項及び第八項」と、「第六十八条の十一第五項」とあるのは「、第六十八条の十一第七項」と、「第六十八条の十一第十二項」とあるのは「、第六十八条の十一第十三項」と、「第六十八条の十三第四項」とあるのは「、第六十八条の十三第五項」と、「第六十八条の十四第五項」とあるのは「、第六十八条の十四第六項」とする。

第六十八条の六十八第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第四項及び第五項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第十項中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）」を「連結確定申告書等」に、「第五項に」を「同項に」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第六十八条の九（第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の七までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」とあるのは「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の十五の七第一項及び第八項」と、「第六十八条の十一第五項」とあるのは「、第六十八条の十一第七項」と、「第六十八条の十一第十二項」とあるのは「、第六十八条の十一第十三項」と、「第六十八条の十三第四項」とあるのは「、第六十八条の十三第五項」と、「第六十八条の十四第五項」とあるのは「、第六十八条の十四第六項」とする。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第七項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の七十第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第七項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「（以下この号」の下に「及び次号」を加え、「この号及び第九号」を「この表」に、「取得が」を「取得を」に、「譲渡が」を「譲渡を」に改め、同号の下欄を次のように改める。

既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては次に掲げる区域（ロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。）内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては同項の市街化区域と定められた区域（以下この号及び次号において「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。） イ　市街化区域のうち都市計画法第七条第一項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域 ロ　首都圏整備法第二条第五項又は近畿圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域その他これに類するものとして政令で定める区域	第六十八条の七十八第一項の表の第二号を次のように改める。
二　市街化区域又は既成市街地等内にある農業の用に供される土地等、建物又は構築物	市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある土地等（その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該連結親法人若しくはその連結子法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接する土地等に限る。）、建物、構築物又は機械及び装置のうち、当該連結親法人又はその連結子法人で、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けたものの農業の用に供されるもの
七　農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域（以下この号において「農用地区域」という。）内にある土地等（当該連結親法人又はその連結子法人で、農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（以下この号において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項の特定農業法人（以下この号において「特定農業法人」という。）に該当するものが譲渡をする場合にあつては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で同法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画（以下この号において「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより譲渡をされるものに限る。）	農用地区域内にある土地等（当該連結親法人又はその連結子法人で、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けたものが農用地利用集積計画の定めるところにより取得をするもの（当該連結親法人又はその連結子法人が特定農業法人に該当する場合にあつては、特定農用地利用規程に定められた同法第二十三条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。）のうち、その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該連結親法人若しくはその連結子法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものに限る。）

第六十八条の七十八第十五項第一号ロ及び第二号中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第六十八条の八十七中「第七十五条第七項」の下に「（地方法人税法第十九条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項」を「法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項の規定」に改める。

第六十八条の八十八第一項中「法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ」を「恒久的施設を有する外国法人である場合には」に、「これらの号」を「法人税法第百四十一条第一号イ」に、「のうち」を「として」に改め、同条第三項中「同法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である」に、「各事業年度の所得」を「各事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得」に改め、同条第十七項中「同項（」を「法人税及び地方法人税に係る同項（」に改め、同条第十八項中「の規定の適用については、同法」を「並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法」に、「とする」を「と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十条第三項（租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「更正の請求（同法）」とあるのは「更正の請求（国税通則法）」と、「及び第二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「国税通則法第七十条第三項」と、同条第三項中「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「又は第一項の規定」とあるのは「、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定又は第一項の規定」と、「及び第一項の規定」とあるのは「、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定及び第一項の規定」とする」に改め、同項第一号中「課税標準等若しくは税額等」を「課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）若しくは同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）」に改め、同項第二号中「この号」を「この項」に改め、「加算税」の下に「（第四号において「加算税」という。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　第一号に掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定　当該更正決定に係る地方法人税の国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（第一号の法人税に係る更

正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）

四　第一号に掲げる更正決定又は同号に規定する事実に基づいてする法人税に係る納税申告書の提出若しくは同号に規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその地方法人税に係る加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日

第六十八条の八十八第十九項及び第二十一項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、同条第二十二項中「第百三十九条に規定する条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改め、「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える。

第六十八条の八十八の二第一項中「法人税の額（」を「法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（」に、「及び当該法人税の額」を「並びに当該法人税の額及び地方法人税の額」に改め、同項ただし書中「法人税の額以外」を「法人税の額及び地方法人税の額以外」に改め、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第四項中「第四十七条第二項」を「第四十七条第一項中「第四十六条（納税の猶予の要件等）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項中「第四十七条第二項」とあるのは「第四十六条（納税の猶予の要件等）」と、同条第三項中「第四十七条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、「第四十七条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、「第四十七条第三項」とあるのは「第四十六条第三項」と、「第四十七条第四項」とあるのは「第四十六条第四項」と、「第四十七条第五項」とあるのは「第四十六条第五項」と、「第四十七条第六項」とあるのは「第四十六条第六項」と、「第四十七条第七項」とあるのは「第四十六条第七項」と、「第四十七条第八項」とあるのは「第四十六条第八項」と、「第四十七条第九項」とあるのは「第四十六条第九項」と、「第四十七条第十項」とあるのは「第四十六条第十項」と、「第四十七条第十一項」とあるのは「第四十六条第十一項」と、「第四十七条第十二項」とあるのは「第四十六条第十二項」と、「第四十七条第十三項」とあるのは「第四十六条第十三項」と、「第四十七条第十四項」とあるのは「第四十六条第十四項」と、「除く。）」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第八十一条の十五第八項」に改める。

第六十八条の九十三の二第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十八条の九十三の三第一項中「第十二項」を「第十四項」に改め、「除く。）」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第八十一条の十五第八項」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百一第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の三の次に次の一条を加える。

（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）

第六十八条の百二の四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、その設定の日以後に終了する当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十三条第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第六項第二号中「提供の期日」とあるのは、「提供の期日（租税特別措置法第六十八条の百二の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

2　前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百七の次に次の一条を加える。

（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）

第六十八条の百七の二　連結法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各連結事業年度において、当該連結法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第十項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二条第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となるときは、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2　前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六

十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第十項において準用する第六十八条の八十八第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該連結法人の各連結事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

8　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

9　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

10　第六十八条の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで並びに第六十八条の八十八の二の規定は、国外事業所等を有する連結法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十八条の八十八第六項	第一項	第六十八条の百七の二第一項
第六十八条の八十八第十七項	連結所得の金額又は連結欠損金額	法人税の額から控除する金額
	同項の	第六十八条の百七の二第一項の
第六十八条の八十八第十八項	租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項（	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八第十八項（
	及び同法	及び同法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
	又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
	（租税特別措置法	（租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
	並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
	、租税特別措置法	、租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
第六十八条の八十八第十八項第一号及び第十九項	当該連結法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた	第六十八条の百七の二第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした
第六十八条の八十八第二十一項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
第六十八条の八十八第二十二項	連結法人に係る国外関連者の居住者又は法人とされる国外関連取引に係る第一項に規定する	連結法人の第六十八条の百七の二第一項に規定する国外事業所等に所在する第六十八条の百七の二第一項に規定する内部取引に係る同項に規定する

第六十八条の八十八の二第四項	第六十八条の八十八の二第一項（法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八の二第一項（第六十八条の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八の二第一項の	第六十八条の百七の二第十項において準用する同法第六十八条の八十八の二第一項の
第六十八条の八十八の二第六項	第六十八条の八十八の二第一項（第六十八条の八十八の二第一項の	第六十八条の百七の二第十項において準用する同法第六十八条の八十八の二第一項の
	猶予の要件等）、	猶予の要件等）の規定、
	猶予）又は	猶予）の規定又は
	若しくは租税特別措置法	若しくは租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
	含む。）又は租税特別措置法	含む。）又は租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法

11　第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百八第三項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る。

第六十九条の五第一項中「第七十条の七の四」を「第七十条の七の五」に改める。

第七十条の二第二項第三号中「住宅用家屋で」を「住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で」に改め、同条第九項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第七十条の三第三項第三号中「住宅用家屋で」を「住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で」に改め、同条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第七十条の四第一項中「農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。）に係るもののうち政令で定める」に改め、同項第一号中「農地法第三十二条の規定による通知」を「農地法第三十六条第一項の規定による勧告（当該農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合には、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつ

て農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十項第二号において同じ。）に改め、同項第四号中「第三十四項第一号」を「第三十五項第一号」に改め、同条第四項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第十項第二号中「第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）」を「第三十六条第一項の規定による勧告があつた日」に改め、同項第三号中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同条第十一項中「同項第一号又は」を「同項第一号若しくは」に、「農地又は」を「農地若しくは」に改め、同条第十五項中「採草放牧地を」を「採草放牧地（当該譲渡等が第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）を」に改め、同条第三十八項を同条第三十九項とし、同条第三十五項から第三十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十四項第四号中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項第五号中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第二十九項」を「第三十項」に、「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第二十九項又は第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第三十五項及び第三十四項第一号」を「第三十四項及び第三十五項第一号」に、「第三十一項第三号」を「第三十二項第三号」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項中「第二十九項又は第三十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項第三号中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　第四項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける農地等のうち第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける農地等以外の同号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける受贈者が当該譲渡等があつた日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の贈与を受けた日前に取得したものを除く。第二号及び第三号並びに第七十条の五第二項において「代替農地等」という。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地としていない場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその農業の用に供していないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供した代替農地等は、第一項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

第七十条の四の二第一項第一号中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業」に改め、同条第九項に次の一号を加える。

十　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の四の二第十一項中「前条第二十六項」を「前条第二十七項」に改める。

第七十条の五第一項中「同条第二十九項」を「同条第三十項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十二項」に改め、同条第二項中「又は第十六項の」を「から第十七項までの規定による」に、「これらの規定」を「同条第十五項若しくは第十七項の規定」に、「全部又は」を「全部若しくは」に、「日まで」に農地又は」を「日まで。以下この項において同じ。）に農地若しくは」に改め、「とき」の下に「又は同条第十六項の規定に該当する譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当する価額の代替農地等について当該譲渡等があつた日以後一年以内に当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地若しくは採草放牧地としているとき」を加え、「又は採草放牧地又は」を「若しくは採草放牧地又は当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供した代替農地等は」に改める。

第七十条の六第一項中「農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。）に係る」を「利用意向調査（農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。）に係るもののうち政令で定める」に、「及び第二十項」を「から第二十一項まで」に、「第三十八項第三号」を「第三十九項第三号」に、「第三十九項第五号」を「第四十項第五号」に改め、同項第一号中「農地法第三十二条の規定

による通知」を「農地法第三十六条第一項の規定による勧告（当該農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合には、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十二項第二号において同じ。）」に、「第十二項第二号及び第三号」を「同号及び第十二項第三号」に改め、同条第七項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第十二項第二号中「第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）」を「第三十六条第一項の規定による勧告があつた日」に改め、同項第三号中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同条第十九項中「採草放牧地」の下に「（当該譲渡等が同条第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する特例農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）」を加え、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「第七十条の四第三十七項」を「第七十条の四第三十八項」に、「第四十項」を「第四十一項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十八項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第七十条の四第三十七項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「第七十条の四第三十六項」を「第七十条の四第三十七項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「第七十条の四第三十八項」を「第七十条の四第三十九項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第七十条の四第三十六項」を「第七十条の四第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「第七十条の四第三十四項」を「第七十条の四第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第七十条の四第三十三項」を「第七十条の四第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第七十条の四第三十二項」を「第七十条の四第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第七十条の四第二十九項」を「第七十条の四第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第七十条の四第二十八項」を「第七十条の四第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第七十条の四第二十七項」を「第七十条の四第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第七十条の四第二十五項」を「第七十条の四第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第七十条の四第二十四項」を「第七十条の四第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第七十条の四第二十三項」を「第七十条の四第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第七十条の四第二十項」を「第七十条の四第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第七十条の四第十九項」を「第七十条の四第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第七十条の四第十八項」を「第七十条の四第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第七十条の四第十五項」を「第七十条の四第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七十条の四第十四項」を「第七十条の四第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第七十条の四第十三項」を「第七十条の四第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第七十条の四第十二項」を「第七十条の四第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第七十条の四第十一項」を「第七十条の四第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七十条の四第十項」を「第七十条の四第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七十条の四第九項」を「第七十条の四第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七十条の四第八項」を「第七十条の四第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七十条の四第七項」を「第七十条の四第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第七十条の四第六項」を「第七十条の四第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第七十条の四第五項」を「第七十条の四第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第七十条の四第四項」を「第七十条の四第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七十条の四第三項」を「第七十条の四第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七十条の四第二項」を「第七十条の四第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十条の四第一項」を「第七十条の四第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七十条の四第一項」を「第七十条の四第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第七十条の四第一項」を「第七十条の四第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

20　第七項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける特例農地等のうち第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する特例農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける特例農地等以外の同号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける農業相続人が当該譲渡等があつた日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る特例農地等の相続の開始があつた日前に取得したものを除く。第二号及び第三号において「代替特例農地等」という。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第七項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替特例農地等を当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地としていない場合には、当該譲渡等に係る特例農地等のうちその農業の用に供していないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替特例農地等を当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供した代替特例農地等は、第一項の規定の適用を受ける特例農地等とみなす。

第七十条の六の二第一項第一号中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限

る。」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

第七十条の六の二第四項中「前条第三十一項」を「前条第三十二項」に改める。

第七十条の七の四の次に次の五条を加える。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第七十条の七の五　認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の九までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合には、当該受贈者の当該放棄があつた日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書（当該期限内申告書の提出期限前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が提出する同法第二十八条第二項の規定による期限内申告書を含む。以下第七十条の七の七までにおいて「贈与税の申告書」という。）の提出により納付すべきものの額のうち、当該放棄により受けた利益（以下第七十条の七の七までにおいて「経済的利益」という。）の価額で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の贈与税額（当該経済的利益の価額を当該受贈者に係る当該年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。）を適用して計算した金額をいう。以下この条において同じ。）に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2　この条から第七十条の七の九までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　認定医療法人　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号。以下この条及び第七十条の七の八第二項において「平成十八年医療法等改正法」という。）附則第十条の四第一項に規定する認定医療法人をいう。

二　持分　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する持分をいう。

三　認定移行計画　平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項に規定する認定移行計画をいう。

四　厚生労働大臣認定　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第一項の規定による厚生労働大臣の認定をいう。

五　移行期限　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項の規定により認定移行計画に記載された移行の期限をいう。

六　基金拠出型医療法人　平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項第一号ハに規定する基金拠出型医療法人をいう。

3　次に掲げる者が、その者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者が認定医療法人の持分を放棄したことにより経済的利益について第一項の規定の適用を受ける場合には、当該経済的利益については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一　相続税法第二十一条の九第五項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二　第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分について当該特定贈与者による放棄があつた日の属する年中において、当該特定贈与者から贈与を受けた同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の二の五第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

4　第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に同項の認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。

5　第一項の規定の適用を受ける受贈者又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定の適用を受ける納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合　当該払戻しを受けた日

二　当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分の譲渡をした場合　当該譲渡をした日

三　当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する新医療法人への移行をしなかつた場合　当該移行期限

四　当該認定医療法人の認定移行計画について平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項の規定により厚生労働大臣認定が取り消された場合　当該厚生労働大臣認定が取り消された日

五　当該認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除く。）　当該解散をした日

六　当該認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において当該受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときその他の政令で定める場合を除く。）　当該消滅をした日

6　第一項の規定の適用に係る認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに基

金拠出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項第一号ハに規定する基金（以下この項及び第十一項第二号において「基金」という。）として拠出したときは、当該受贈者の納税猶予分の贈与税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更に係る医療法第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可があつた日から二月を経過する日（当該認可があつた日から当該二月を経過する日までの間に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

7　第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が納税猶予分の贈与税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、当該持分の価額が当該納税猶予分の贈与税額に満たないときであつても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合には、この限りでない。

8　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9　税務署長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合には、納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

10　受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二　第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が第七項本文の規定によりその有する認定医療法人の持分の全てを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び租税特別措置法第七十条の七の五第二項第二号（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）に規定する持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三　前号の場合において、第七項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四　第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項中「延納」とあるのは「延納（租税特別措置法第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）」と、同法第七十三条第四項中「延納、」とあるのは「延納（租税特別措置法第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。以下この項において同じ。）、」とする。

五　第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第五項、第六項又は前項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

六　第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合には、当該認めるとき又は当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前（当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあつては、当該贈与税に係る贈与の前）」と、同法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合において、当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同項に規定する受贈者の他の財産を除く。）は」とする。

七　第五項、第六項又は前項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

11　第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に、第五項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第九項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。

一　第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄した場合　納税猶予分の贈与税額

二　当該認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき　納税猶予分の贈与税額から第六項に規定する政令で定めるところにより

計算した金額を控除した残額

12　第一項の規定の適用を受ける受贈者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税に相当する金額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号に規定する贈与税に併せて納付しなければならない。

一　第五項の規定の適用があつた場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　同項に規定する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

二　第六項の規定の適用があつた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三　第九項の規定の適用があつた場合　同項に規定する贈与税に係る同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

13　第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける受贈者が死亡した場合には、当該受贈者に係る納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務は、当該受贈者の相続人が承継する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

14　厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について、第五項又は第六項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該受贈者又は当該認定医療法人について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

15　税務署長は、第一項の場合において厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の事務（同項の規定の適用を受ける受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は当該地方厚生局長若しくは当該地方厚生支局長に対し、当該受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

16　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除）

第七十条の七の六　認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合において、当該受贈者が当該放棄の時から当該放棄による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間にその有する当該認定医療法人の持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該受贈者については、相続税法第二十一条の五から第二十一条の八までの規定（第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。）により計算した金額から放棄相当贈与税額を控除した残額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。

2　前項に規定する放棄相当贈与税額とは、同項の経済的利益の価額を同項の受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該受贈者による同項の認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　前条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経済的利益について準用する。

4　第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

5　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び同項の放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

6　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例）

第七十条の七の七　次条第二項に規定する経過措置医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人の当該持分の価額が増加した場合には、当該持分の価額の増加による経済的利益に係る相続税法第九条本文の規定の適用については、同条本文中「贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）」とあるのは、「贈与」とする。この場合において、当該経済的利益については、同法第十九条第一項の規定は、適用しない。

2　前項前段に規定する場合において、同項の経過措置医療法人が同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であるときは、同項の他の個人は、当該経済的利益について、前二条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項の死亡した個人は第七十条の七の五第一項又は前条第一項に規定する贈与者と、当該他の個人はこれらの規定に規定する受贈者とみなす。

3　第一項の規定は、同項の他の個人が前項の規定により前二条の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

4　第二項の規定により前二条の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の七の八　個人が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（第八項において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書（当該期限内申告書の提出期限前に当該持分を取得した個人（以下この条において「相続人等」という。）が死亡した場合には、当該相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が提出する同法第二十七条第二項の規定による期限内申告書を含む。以下この条及び次条において「相続税の申告書」という。）の提出期限において認定医療法人（平成二十六

年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であるときは、当該相続人等が当該相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該持分の価額で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2　この条において、経過措置医療法人とは平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいい、納税猶予分の相続税額とは前項の規定の適用に係る持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該相続人等の相続税の額をいう。

3　第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。

4　第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得した経過措置医療法人の持分の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない持分は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

5　第七十条の七の五第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等の同項の規定の適用を受ける相続税に関する納税の猶予に係る期限について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税」とあるのは「納税猶予分の相続税額に相当する相続税」と、「贈与税の申告書」と読み替えるものとする。

6　第七十条の七の五第六項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに基金拠出型医療法人への移行をする場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の規定の」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税については、第一項」とあるのは「相続税については、第七十条の七の八第一項」と、「もつて第一項」とあるのは「もつて第七十条の七の八第一項」と読み替えるものとする。

7　第七十条の七の五第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が納税猶予分の相続税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。

8　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の認定医療法人の持分に係る相続税の申告書に、当該持分につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9　第七十条の七の五第九項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。この場合において、同条第九項中「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の規定の」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税に係る第一項」とあるのは「相続税に係る第七十条の七の八第一項」と読み替えるものとする。

10　相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第七十条の七の五第十項第一号から第六号までの規定は、相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二　第五項において準用する第七十条の七の五第五項の規定、第六項において準用する同条第六項の規定又は前項において準用する同条第九項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

三　第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該相続人等が取得した同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項又は第五十二条第一項（同法第五十三条第四項第二号ロにおいて準じて算出する場合を含む。）の規定を適用する。

11　第七十条の七の五第十一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける納税猶予分の相続税額に相当する相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「第五項各号」とあるのは「同条第五項において準用する第五項各号」と、「第九項」とあるのは「同条第九項において準用する第九項」と、「相当する贈与税」とあるのは「相当する相続税」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「第六項」とあるのは「同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

12　第七十条の七の五第十二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等が第五項において準用する同条第五項の規定、第六項において準用する同条第六項の規定又は第九項において準用する同条第九項の規定により第一項の納税猶予分の相続税額の全部又は一部に相当する相続税を納付する場合の利子税について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「贈与税に」とあるのは「相続税に」と、「贈与税の申告書」とあるのは「相続税の申告書」と、「第五項」とあるのは「第七十条の七の八第五項において準用する第五項」と、「第六項」とあるのは「第七十条の七の八第六項において準用する第六項」と、「第九項」と

あるのは「第七十条の七の八第九項において準用する第九項」と読み替えるものとする。

13　第七十条の七の五第十三項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける相続人等が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。

14　第七十条の七の五第十四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が同条第十四項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第五項又は第六項」とあるのは「同条第五項において準用する第五項又は同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

15　第七十条の七の五第十五項の規定は、税務署長が、前項において準用する同条第十四項の規定による厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の通知の事務に関し必要があると認める場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第一項の場合」とあるのは「第七十条の七の八第一項の場合」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第一項の規定」とあるのは「同条第一項の規定」と読み替えるものとする。

16　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（医療法人の持分についての相続税の税額控除）

第七十条の七の九　個人（以下この条において「相続人等」という。）が前条第二項に規定する経過措置医療法人（以下この項及び第三項において「経過措置医療法人」という。）の持分を有していた他の個人（第四項において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続の開始の時において認定医療法人（当該相続に係る相続税の申告書の提出期限又は平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日までに厚生労働大臣認定を受けた経過措置医療法人を含む。）であり、かつ、当該持分を取得した相続人等が当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間にその有する当該経過措置医療法人で厚生労働大臣認定を受けたものの持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該相続人等については、相続税法第十五条から第二十条の二まで及び第二十一条の十五第三項の規定により計算した金額から放棄相当相続税額を控除した残額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2　前項に規定する放棄相当相続税額とは、同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該相続人等により放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

4　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の持分に係る相続税の申告書に、当該持分について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び同項の放棄相当相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

5　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八第一項中「第七十条の四第三十四項第二号」を「第七十条の四第三十五項第二号」に、「とする」を「（平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該受贈者が当該農地等の全部又は一部につき当該収用交換等による譲渡をしたことにより同号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、零）とする」に改め、同条第三項中「同条第三十九項第二号」を「同条第四十項第二号」に、「とする」を「（平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該農業相続人が当該特例農地等の全部又は一部につき当該収用交換等による譲渡をしたことにより同号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、零）とする」に改める。

第七十条の八の二第一項中「並びに第七十条の十二第一項及び第三項」を「及び第七十条の十二第一項」に改め、「（当該財産のうちに第七十条の六第一項に規定する特例農地等、第七十条の六の四第一項に規定する特例山林又は第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は当該特例農地等につき第七十条の六第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額とし、当該特例山林の価額は当該特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額とし、当該特例非上場株式等又は当該特例非上場株式等に係る第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社若しくは当該認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係（第七十条の七第二項第一号ホに規定する支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある法人又は当該特例相続非上場株式等に係る第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社若しくは当該認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（以下この項において「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特別関係会社又は当該認定相続承継会社の第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限る。）又は第七十条の七の二第十四項第十号（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法人の株式又は出資を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式又は出資を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式又は出資の価額との合計額）とする。）」を削り、「うちに相続税法」を「うちに同法」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　課税相続財産の価額を計算する場合において、相続又は遺贈により取得した財産のうちに次の各号に掲げる財産があるときは、当該

各号に掲げる財産の価額は当該各号に定める価額によるものとする。

一　第七十条の六第一項に規定する特例農地等　当該特例農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額

二　第七十条の六の四第一項に規定する特例山林　当該特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額

三　第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等又は第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等　当該特例非上場株式等又は当該特例相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額（当該特例非上場株式等に係る第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社若しくは当該認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係（第七十条の七第二項第一号ホに規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人又は当該特例相続非上場株式等に係る第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社若しくは当該認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特別関係会社又は当該認定相続承継会社の第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限る。）又は第七十条の七の二第十四項第十一号（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法人の株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）又は出資を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式又は出資を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式又は出資の価額との合計額）

四　第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分又は第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の同号に規定する持分　零

第七十条の十二第一項中「（以下この条において「納税義務者」という。）」を削り、「この条において「物納」をこの項において「物納」に改め、同条第二項中「（第四項において「物納申請書」という。）」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第七十一条の十六第一項中「（昭和二十五年法律第百三十二号）」を削る。

第七十三条中「及び第七十四条の二第二項」を「、第七十四条の二第二項及び第七十四条の三第一項」に改める。

第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十四条の三　個人が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が増改築等をした建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものを当該宅地建物取引業者から取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2　前項に規定する増改築等とは、同項に規定する住宅用家屋（同項の取得前二年以内に当該宅地建物取引業者が取得をしたものに限る。）につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該住宅用家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であつて、当該工事に要した費用の総額が当該住宅用家屋の同項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円）以上であることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。

第七十六条中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第五号」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替えの円滑化に関する法律」に改め、同条第二号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第八号」を「同項第十一号」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改め、同条第三号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条に次の一項を加える。

2　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百十六条に規定する組合が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百十六条に規定する組合が同法第百二十四条第一項の規定により取得する同法第二条第一項第十号に規定する売却マンションの同項第十一号に規定する区分所有権又は同項第十六号に規定する敷地利用権の取得の登記

二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百四十条第一項に規定する分配金取得手続開始の登記

三　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百五十条第一項に規定する権利消滅期日後の売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記

第七十七条の次に次の一条を加える。

（農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条の二　農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第七条第一号に規定する農地売買等事業により、政令で定める区域内において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

第八十条第一項中「（平成二十五年法律第九十八号）」を削り、同項第四号中「次号」を「次号及び第六号」に改め、同条第三項中「平成二十六年

三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十条の二の見出し中「認定経営基盤強化計画等」を「経営強化計画」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第五条第一項（同法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第十七条第一項（同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の決定又は同法第九条第一項（同法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第十九条第一項（同法附則第九条第三項の規定により適用される場合を含む。）の変更後の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の承認（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同法第二条第一項に規定する金融機関等が提出した当該経営強化計画又は当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該決定又は承認の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、当該登記について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十五号）第四十一条の二の規定の適用がある場合については、この限りでない。

第八十条の二第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「次号」を「次号及び第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得　千分の四

第八十条の二第一項に次の一号を加える。

八　分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得　千分の一

第八十条の二第二項を削る。

第八十一条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条の二　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業（中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者をいう。次項において同じ。）が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（同条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画をいい、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けたものに限る。次項において同じ。）に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業（同条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業をいう。次項において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から一年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において不動産の所有権の取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するため、中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定の日から三年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

第八十二条を次のように改める。

（特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録の税率の軽減）

第八十二条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第二十九条第二項に規定する空港運営権者が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権の設定を受ける場合には、当該公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該設定後一年以内に登録を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

第八十二条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十三条第一項中「認定」の下に「国家戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。」を加え、「（同法第二十五条」を「（都市再生特別措置法第二十五条」に改め、同条第二項中「第十九条の十第二項の」を「第十九条の十第二項又は国家戦略特別区域法第二十五条第一項の」に改める。

第八十三条の二第三項第一号八中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第八十三条の四第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十四条を次のように改める。

（新幹線鉄道の建設に係る不動産の所有権の移転登記等の免税）

第八十四条　特定建設線（全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。）の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が、同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する土地の所有権若しくは地上権の取得又は建物の建築をする場合には、当該土地の所有権の移転若しくは地上権の設定の登記又は当該建物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得又は建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十四条の二中「附則第二条第一項」を「（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八十四条の三第五項を削る。

第八十七条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「第二十三条」の下に「の規定」を加え、同項第二号中「五十万円」を「六十万円」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「一万五百円」を「一万千円」に改める。

第九十条の三の三第一項、第九十条の三の四第一項、第九十条の四第一項及び第九十条の六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第一項中「この条において「石油調製品等」を「この条及び次条第一項において「石油調製品等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（非製品ガスに係る石油石炭税の還付）

第九十条の六の三　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業者（以下この条において「石油精製業者」という。）が、平成二十九年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場（同法第二十六条の規定による届出がされた製造場に限る。）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において課税済みの原料（課税済みの原油等又は石油調製品等その他政令で定めるもので石油石炭税課税済みのものをいう。以下この条において同じ。）から非製品ガス（関税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七一一・一二号に掲げるプロパン、同表第二七一一・一三号に掲げるブタンその他政令で定めるものの製造に伴い副次的に製造される同表第二七一一・二九号に掲げるその他のものであつて、販売（販売以外の授与を含む。）の用に供するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）を製造した場合には、政令で定めるところにより、その課税済みの原料から製造された非製品ガスにつき、当該課税済みの原料に係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油精製業者に（当該石油精製業者が、当該非製品ガスの原料となつた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油精製業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油精製業者に）還付する。

2　税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する製造場が非製品ガスの数量を適正に計測できない製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、課税済みの原料をその他の物品と区分して蔵置すべきことを命ずることができる。

4　石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油精製業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する石油精製業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する非製品ガスで当該製造場において製造されたものの製造又は移出」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「非製品ガス（租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガス」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「非製品ガス」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引」とあるのは「非製品ガスの製造」と読み替えるものとする。

5　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の石油精製業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。

6　第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十条の七第一項中「第九十条の六第一項」の下に「、第九十条の六の二第一項」を加え、同条第三項第七号中「前条第三項」を「第九十条の六の二第三項」に改める。

2　平成二十八年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（前条の規定の適用がある検査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、当分の間、一万八百円とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十条の八中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の八の二第一項中「又は久米島」を「若しくは久米島」に改め、「（昭和二十九年法律第百八十九号）」を削り、「「航空機」という。）」の下に「又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機」を加え、「沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島」を「沖縄県の区域内」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「路線を除く」を「路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「第十一条」の下に「の規定」を加え、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一の三第一項中「平成二十四年五月一日以後」を「平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間」に改め、「当分の間」を削り、同項第二号イ(1)及び(2)中「一万円」を「一万八百円」に改め、同号イ(3)中「七千六百円」を「七千八百円」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「五千円」を「五千四百円」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「三千八百円」を「三千九百円」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

ず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一　道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千四百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円

(2)　軽自動車　五千四百円

(3)　二輪の小型自動車　三千二百円

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　二千七百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千七百円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　二千七百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円

(3)　軽自動車　二千七百円

(4)　二輪の小型自動車　千六百円

二　前号に掲げる自動車以外の自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　一万千四百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万千四百円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　一万千四百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに一万千四百円

(3)　軽自動車　八千二百円

(4)　二輪の小型自動車　四千六百円

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　五千七百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千七百円

(2)　(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千七百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千七百円

(3)　車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　四千百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに四千百円

(4)　軽自動車　四千百円

(5)　二輪の小型自動車　二千三百円

第九十条の十二第一項第四号及び第五号中「掲げる自動車」を「掲げる検査自動車」に改め、同条第四項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を、「には」の下に「、平成二十六年三月三十一日までに第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては」を加え、「とする」を「とし、同年四月一日以後に第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する」に改める。

第九十三条第一項第二号中「第八項」の下に「（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）」を加え、「並びにこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合並びに同法」を「、同法」に、「を含む。）」を「並びに同法第百四十四条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び地方法人税法第十九条第五項において準用する法人税法第七十五条第七項」に改め、同条第三項第二号中「第七十条の六第三十七項第三号」を「第七十条の六第三十八項第三号」に改め、同項第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第五項中「第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項」を「第七十条の四第三十五項及び第七十条の六第四十項」に、「第七十条の六の四第十七項」を「第七十条の六の四第十七項並びに」に改め、「含む。）」の下に「並びに第七十条の七の五第十二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十四条第二項中「第百五十二条」を「第百五十二条第三項」に改める。

第九十七条の二第二十五項中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同表の市町村の項中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（税理士法の一部改正）

第十一条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「定めるものを除く。」の下に

「第四十九条の二第二項第十号を除き、」を加え、同項第二号中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3　第一項第四号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。

第四条第四号及び第六号中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。）を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

第五条第一項第一号中「三年」を「二年」に改め、同項第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「三年」を「二年」に改める。

第二十四条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において」に、「ついている」を「就いている」に改め、同条第五号中「ふれる」を「触れる」に改め、同条第六号中「心身の故障により」を「次のイ又はロのいずれかに該当し、」に、「適正を欠く虞」を「その適正を欠くおそれ」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身に故障があるとき。

ロ　第四条第四号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

第二十四条第七号中「虞があり、」を「おそれがある者」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第二十四条第六号」の下に「（イに係る部分に限る。）」を加える。

第二十六条の見出しを「（登録の抹消）」に改め、同条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同項第四号中「第九号までの一に」を「第十号までのいずれかに」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十三条第五項中「第百五十一条」の下に「（地方法人税法（平成二十六年法律第　号）第三十条において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十四条中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対してすれば足りる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（非税理士に対する名義貸しの禁止）

第三十七条の二　税理士は、第五十二条又は第五十三条第一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

第四十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「一年」を「二年」に改める。

第四十五条中「一年」を「二年」に改める。

第四十八条の十六中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第四十八条の二十第一項中「一年」を「二年」に改める。

第四十九条の二第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定

第四十九条の十四第一項第一号中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十二号まで」に改める。

第五十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十七条の二（第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第五十九条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第六十三条中「第五十九条第一項第三号」を「第五十九条第一項第二号（第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。）若しくは第四号」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十二条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条）」を「第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条の二・第四条の三）」に改める。

第二条第六号中「場所」の下に「。第十三号において同じ。」を加え、同条第十一号を同条第十八号とし、同条第七号から第十号までを七号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の七号を加える。

七　金融商品取引業者等　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社（国外においてこれらの者と同種類の業務を行う者を含む。）をいう。

八　有価証券　金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

九　国内証券口座　金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

十　国外証券口座　金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に開設される国内証券口座に類する口座をいう。

十一　国外証券移管　金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国内証券口座から国外証券口座への有価証券の移管をいう。

十二　国外証券受入れ　金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国外証券口座

から国内証券口座への有価証券の受入れをいう。

十三　本人証券口座　本人の名義で開設されている国内証券口座で、その国内証券口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所を確認しているものをいう。

第三条第一項中「及び次条第一項」を「から第四条の三第一項まで」に改める。

第四条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は前項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国外送金等調書を提出すべき金融機関が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該金融機関は、同項及び第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該国外送金等調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等

（国外証券移管等をする者の告知書の提出等）

第四条の二　金融商品取引業者等の営業所等の長にその有する有価証券の国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（次条第一項において「別表法人等」という。）を除く。）は、その国外証券移管又は国外証券受入れ（以下「国外証券移管等」という。）がそれぞれ特定移管又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外証券移管等の依頼をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融商品取引業者等の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

2　前項に規定する特定移管とは第一号に掲げる国外証券移管をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外証券受入れをいう。

一　その国外証券移管を依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされている有価証券についてされる国外証券移管

二　その国外証券受入れを依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされることとなる有価証券についてされる国外証券受入れ

3　第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外証券移管等調書の提出）

第四条の三　金融商品取引業者等は、その顧客（別表法人等を除く。以下この項において同じ。）からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称及び住所、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下「国外証券移管等調書」という。）を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　第四条第二項から第五項までの規定は、国外証券移管等調書を提出すべき金融商品取引業者等について準用する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第一項中「国外送金等調書の」を「国外送金等調書又は国外証券移管等調書の」に、「国外送金等調書を」を「国外送金等調書又は国外証券移管等調書を」に改め、「為替取引」の下に「又は国外証券移管等」を加え、同条第三項中「国外送金等調書」の下に「、国外証券移管等調書」を加える。

第九条第一号中「又は」を「若しくは」に、「とき」を「とき又は第四条の二第一項の告知書を国外証券移管等の依頼の際に金融商品取引業者等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして金融商品取引業者等の営業所等の長に提出したとき」に改め、同条第二号中「国外送金等調書」の下に「若しくは国外証券移管等調書」を加える。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3　居住者又は所得税法第七十二条第一項に規定する親族の有する同項に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となった場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかった居住者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同条第一項に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同項に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額を除く。）は同項第一号に規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二　当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）

三　当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

第六条第二項中「次条第一項」の下に「及び第七項」を加える。

第七条第五項中「、所得税法」の下に「第四十四条の二第二項第五号中「純損失の繰越控除」とあるのは「純損失の繰越控除」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七条第一項から第三項まで（純損失の繰越控除の特例）の規定により適用される場合を含む。）」と、同法」を加え、同条に次の一項を加える。

7　その有する棚卸資産、固定資産等又は山林（以下この項において「事業用資産」という。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難

となった場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかった居住者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は所得税法第七十条第三項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条（第二項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二　当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三　当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

第十条の二第一項中「第十一項」を「第九項」に改め、「償却費の額」の下に「（以下この項において「普通償却額」という。）」を加え、「の百分の五十」を「から普通償却額を控除した金額に、「百分の二十五」を「これらの取得価額の百分の二十五」に改め、同項の表の第二号の第二欄中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「及び第六項」を削り、「、第一項」を「、同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「、第二項、第六項及び第七項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第七項」に改め、「、第六項又は第七項」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とする。

第十条の二の二第一項中「提出企業立地促進計画（以下この項」の下に「及び第三項」を加え、「、第三項において「対象期間」という。」を削り、同条第三項中「企業立地促進区域に係る対象期間」を「提出企業立地促進計画の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間）」に改め、同条第八項中「前条第九項」を「前条第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

第十条の二の三第八項中「第十条の二第九項」を「第十条の二第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

第十条の三第一項、第十条の三の二第一項及び第十条の三の三第一項中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加える。

第十一条第一項の表の第一号中「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十二）」を削り、同表の第二号及び第三号中「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四）」を削る。

第十一条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

第十一条の三の二　東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる個人で所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出するものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすものが策定された場合における租税特別措置法第二十八条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める要件」とあるのは、「政令で定める要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の三の二に規定する政令で定める要件」とする。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった個人

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である個人

第十一条の四第六項中「所得税法第三十三条第一項」を「租税特別措置法第三十一条第一項」に、「建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの」を「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」に改める。

第十二条第一項中「又は交換」を「、交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「、同法」を「、租税特別措置法」に改める。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

第十二条の三　東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人（租税特別措置法第四十条の三の二第一項に規定する中小企業者に該当するものに限る。）で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第四項に規定する支援決定の対象となったものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることとその他の政令で定める要件を満たすものが策定された場合における租税特別措置法第四十条の三の二の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める要件」とあるのは、「政令で定める要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の三に規定する政令で定める要件」とする。

第十三条の二第一項中「、住宅の新築取得等」の下に「（租税特別措置法第四十一条第二十四項の規定により既存住宅の取得とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅の取得を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「租税特別措置法」を「同法」に、「既存住宅（同項に規定する既存住宅をいう。以下この条において同じ。）を」同項に規定する既存住宅（同法第四十一条第二十四項の規定により既存住宅とみなされる同項に規定する要耐震改修住宅を含む。以下この条において「既存住宅」という。）に、「同項の」を「同法第四十一条第一項の」に改め、同条第八項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第十三条の三中「第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる」を「第二条第一項第八

号の四に規定する恒久的施設を有する」に改める。

第十五条第五項中「（外国法人に対する準用）」とあるのは「（外国法人に対する準用）」を「還付」において」とあるのは「還付」」に、「還付」」を「還付）において」に改める。

第十六条の二の見出し中「中間申告書」を「中間申告書等」に改め、同条中「、中間申告書」の下に「又は地方法人税法（平成二十六年法律第　号）第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書（中間申告書を提出すべき法人に係るものに限る。以下この条において「地方法人税中間申告書」という。）を、「確定申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書に係る課税事業年度（同法第七条に規定する課税事業年度をいう。）の地方法人税確定申告書（同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書をいう。）」を加え、「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「若しくは第百四十四条の三第一項本文若しくは第二項本文又は地方法人税法第十六条第一項」に改め、「当該中間申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）

第十六条の三　法人の有する第十五条第一項に規定する棚卸資産等（以下この項において「棚卸資産等」という。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、当該法人（東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかったものに限る。）が当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該法人の当該震災関連原状回復費用の支出をした事業年度において生じた法人税法第五十八条第一項本文に規定する欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡されるものを除く。）の合計額に達するまでの金額は、同項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二　当該棚卸資産等の原状回復のための修繕費

三　当該棚卸資産等の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

2　前項の規定の適用がある場合における法人税法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条第一項第一号中「（平成二十三年法律第百十三号）」を削る。

第十七条の二第一項中「第十項」を「第九項」に、「の百分の五十」を「から普通償却限度額を控除した金額」に、「百分の二十五」を「これらの取得価額の百分の二十五」に改め、同項の表の第二号の第二欄中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同条第五項を削り、「、第一項」を「、同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、「第七十二条第一項各号」の下に「又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号」を加え、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「又は第五項」及び「若しくは第五項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項を同条第三十二項とし、同条第三十四項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項を同条第三十八項とし、同条第四十項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を同条第四十二項とし、同条第四十四項を同条第四十三項とし、同条第四十五項を同条第四十四項とし、同条第四十六項を同条第四十五項とし、同条第四十七項を同条第四十六項とし、同条第四十八項を同条第四十七項とし、同条第四十九項を同条第四十八項とし、同条第五十項を同条第四十九項とし、同条第五十一項を同条第五十項とし、同条第五十二項を同条第五十一項とし、同条第五十三項を同条第五十二項とし、同条第五十四項を同条第五十三項とし、同条第五十五項を同条第五十四項とし、同条第五十六項を同条第五十五項とし、同条第五十七項を同条第五十六項とし、同条第五十八項を同条第五十七項とし、同条第五十九項を同条第五十八項とし、同条第六十項を同条第五十九項とし、同条第六十一項を同条第六十項とし、同条第六十二項を同条第六十一項とし、同条第六十三項を同条第六十二項とし、同条第六十四項を同条第六十三項とし、同条第六十五項を同条第六十四項とし、同条第六十六項を同条第六十五項とし、同条第六十七項を同条第六十六項とし、同条第六十八項を同条第六十七項とし、同条第六十九項を同条第六十八項とし、同条第七十項を同条第六十九項とし、同条第七十一項を同条第七十項とし、同条第七十二項を同条第七十一項とし、同条第七十三項を同条第七十二項とし、同条第七十四項を同条第七十三項とし、同条第七十五項を同条第七十四項とし、同条第七十六項を同条第七十五項とし、同条第七十七項を同条第七十六項とし、同条第七十八項を同条第七十七項とし、同条第七十九項を同条第七十八項とし、同条第八十項を同条第七十九項とし、同条第八十一項を同条第八十項とし、同条第八十二項を同条第八十一項とし、同条第八十三項を同条第八十二項とし、同条第八十四項を同条第八十三項とし、同条第八十五項を同条第八十四項とし、同条第八十六項を同条第八十五項とし、同条第八十七項を同条第八十六項とし、同条第八十八項を同条第八十七項とし、同条第八十九項を同条第八十八項とし、同条第九十項を同条第八十九項とし、同条第九十一項を同条第九十項とし、同条第九十二項を同条第九十一項とし、同条第九十三項を同条第九十二項とし、同条第九十四項を同条第九十三項とし、同条第九十五項を同条第九十四項とし、同条第九十六項を同条第九十五項とし、同条第九十七項を同条第九十六項とし、同条第九十八項を同条第九十七項とし、同条第九十九項を同条第九十八項とし、同条第百項を同条第九十九項とし、同条第百一項を同条第百項とし、同条第百二項を同条第百一項とし、同条第百三項を同条第百二項とし、同条第百四項を同条第百三項とし、同条第百五項を同条第百四項とし、同条第百六項を同条第百五項とし、同条第百七項を同条第百六項とし、同条第百八項を同条第百七項とし、同条第百九項を同条第百八項とし、同条第百十項を同条第百九項とし、同条第百十一項を同条第百十項とし、同条第百十二項を同条第百十一項とし、同条第百十三項を同条第百十二項とし、同条第百十四項を同条第百十三項とし、同条第百十五項を同条第百十四項とし、同条第百十六項を同条第百十五項とし、同条第百十七項を同条第百十六項とし、同条第百十八項を同条第百十七項とし、同条第百十九項を同条第百十八項とし、同条第百二十項を同条第百十九項とし、同条第百二十一項を同条第百二十項とし、同条第百二十二項を同条第百二十一項とし、同条第百二十三項を同条第百二十二項とし、同条第百二十四項を同条第百二十三項とし、同条第百二十五項を同条第百二十四項とし、同条第百二十六項を同条第百二十五項とし、同条第百二十七項を同条第百二十六項とし、同条第百二十八項を同条第百二十七項とし、同条第百二十九項を同条第百二十八項とし、同条第百三十項を同条第百二十九項とし、同条第百三十一項を同条第百三十項とし、同条第百三十二項を同条第百三十一項とし、同条第百三十三項を同条第百三十二項とし、同条第百三十四項を同条第百三十三項とし、同条第百三十五項を同条第百三十四項とし、同条第百三十六項を同条第百三十五項とし、同条第百三十七項を同条第百三十六項とし、同条第百三十八項を同条第百三十七項とし、同条第百三十九項を同条第百三十八項とし、同条第百四十項を同条第百三十九項とし、同条第百四十一項を同条第百四十項とし、同条第百四十二項を同条第百四十一項とし、同条第百四十三項を同条第百四十二項とし、同条第百四十四項を同条第百四十三項とし、同条第百四十五項を同条第百四十四項とし、同条第百四十六項を同条第百四十五項とし、同条第百四十七項を同条第百四十六項とし、同条第百四十八項を同条第百四十七項とし、同条第百四十九項を同条第百四十八項とし、同条第百五十項を同条第百四十九項とし、同条第百五十一項を同条第百五十項とし、同条第百五十二項を同条第百五十一項とし、同条第百五十三項を同条第百五十二項とし、同条第百五十四項を同条第百五十三項とし、同条第百五十五項を同条第百五十四項とし、同条第百五十六項を同条第百五十五項とし、同条第百五十七項を同条第百五十六項とし、同条第百五十八項を同条第百五十七項とし、同条第百五十九項を同条第百五十八項とし、同条第百六十項を同条第百五十九項とし、同条第百六十一項を同条第百六十項とし、同条第百六十二項を同条第百六十一項とし、同条第百六十三項を同条第百六十二項とし、同条第百六十四項を同条第百六十三項とし、同条第百六十五項を同条第百六十四項とし、同条第百六十六項を同条第百六十五項とし、同条第百六十七項を同条第百六十六項とし、同条第百六十八項を同条第百六十七項とし、同条第百六十九項を同条第百六十八項とし、同条第百七十項を同条第百六十九項とし、同条第百七十一項を同条第百七十項とし、同条第百七十二項を同条第百七十一項とし、同条第百七十三項を同条第百七十二項とし、同条第百七十四項を同条第百七十三項とし、同条第百七十五項を同条第百七十四項とし、同条第百七十六項を同条第百七十五項とし、同条第百七十七項を同条第百七十六項とし、同条第百七十八項を同条第百七十七項とし、同条第百七十九項を同条第百七十八項とし、同条第百八十項を同条第百七十九項とし、同条第百八十一項を同条第百八十項とし、同条第百八十二項を同条第百八十一項とし、同条第百八十三項を同条第百八十二項とし、同条第百八十四項を同条第百八十三項とし、同条第百八十五項を同条第百八十四項とし、同条第百八十六項を同条第百八十五項とし、同条第百八十七項を同条第百八十六項とし、同条第百八十八項を同条第百八十七項とし、同条第百八十九項を同条第百八十八項とし、同条第百九十項を同条第百八十九項とし、同条第百九十一項を同条第百九十項とし、同条第百九十二項を同条第百九十一項とし、同条第百九十三項を同条第百九十二項とし、同条第百九十四項を同条第百九十三項とし、同条第百九十五項を同条第百九十四項とし、同条第百九十六項を同条第百九十五項とし、同条第百九十七項を同条第百九十六項とし、同条第百九十八項を同条第百九十七項とし、同条第百九十九項を同条第百九十八項とし、同条第二百項を同条第百九十九項とし、同条第二百一項を同条第二百項とし、同条第二百二項を同条第二百一項とし、同条第二百三項を同条第二百二項とし、同条第二百四項を同条第二百三項とし、同条第二百五項を同条第二百四項とし、同条第二百六項を同条第二百五項とし、同条第二百七項を同条第二百六項とし、同条第二百八項を同条第二百七項とし、同条第二百九項を同条第二百八項とし、同条第二百十項を同条第二百九項とし、同条第二百十一項を同条第二百十項とし、同条第二百十二項を同条第二百十一項とし、同条第二百十三項を同条第二百十二項とし、同条第二百十四項を同条第二百十三項とし、同条第二百十五項を同条第二百十四項とし、同条第二百十六項を同条第二百十五項とし、同条第二百十七項を同条第二百十六項とし、同条第二百十八項を同条第二百十七項とし、同条第二百十九項を同条第二百十八項とし、同条第二百二十項を同条第二百十九項とし、同条第二百二十一項を同条第二百二十項とし、同条第二百二十二項を同条第二百二十一項とし、同条第二百二十三項を同条第二百二十二項とし、同条第二百二十四項を同条第二百二十三項とし、同条第二百二十五項を同条第二百二十四項とし、同条第二百二十六項を同条第二百二十五項とし、同条第二百二十七項を同条第二百二十六項とし、同条第二百二十八項を同条第二百二十七項とし、同条第二百二十九項を同条第二百二十八項とし、同条第二百三十項を同条第二百二十九項とし、同条第二百三十一項を同条第二百三十項とし、同条第二百三十二項を同条第二百三十一項とし、同条第二百三十三項を同条第二百三十二項とし、同条第二百三十四項を同条第二百三十三項とし、同条第二百三十五項を同条第二百三十四項とし、同条第二百三十六項を同条第二百三十五項とし、同条第二百三十七項を同条第二百三十六項とし、同条第二百三十八項を同条第二百三十七項とし、同条第二百三十九項を同条第二百三十八項とし、同条第二百四十項を同条第二百三十九項とし、同条第二百四十一項を同条第二百四十項とし、同条第二百四十二項を同条第二百四十一項とし、同条第二百四十三項を同条第二百四十二項とし、同条第二百四十四項を同条第二百四十三項とし、同条第二百四十五項を同条第二百四十四項とし、同条第二百四十六項を同条第二百四十五項とし、同条第二百四十七項を同条第二百四十六項とし、同条第二百四十八項を同条第二百四十七項とし、同条第二百四十九項を同条第二百四十八項とし、同条第二百五十項を同条第二百四十九項とし、同条第二百五十一項を同条第二百五十項とし、同条第二百五十二項を同条第二百五十一項とし、同条第二百五十三項を同条第二百五十二項とし、同条第二百五十四項を同条第二百五十三項とし、同条第二百五十五項を同条第二百五十四項とし、同条第二百五十六項を同条第二百五十五項とし、同条第二百五十七項を同条第二百五十六項とし、同条第二百五十八項を同条第二百五十七項とし、同条第二百五十九項を同条第二百五十八項とし、同条第二百六十項を同条第二百五十九項とし、同条第二百六十一項を同条第二百六十項とし、同条第二百六十二項を同条第二百六十一項とし、同条第二百六十三項を同条第二百六十二項とし、同条第二百六十四項を同条第二百六十三項とし、同条第二百六十五項を同条第二百六十四項とし、同条第二百六十六項を同条第二百六十五項とし、同条第二百六十七項を同条第二百六十六項とし、同条第二百六十八項を同条第二百六十七項とし、同条第二百六十九項を同条第二百六十八項とし、同条第二百七十項を同条第二百六十九項とし、同条第二百七十一項を同条第二百七十項とし、同条第二百七十二項を同条第二百七十一項とし、同条第二百七十三項を同条第二百七十二項とし、同条第二百七十四項を同条第二百七十三項とし、同条第二百七十五項を同条第二百七十四項とし、同条第二百七十六項を同条第二百七十五項とし、同条第二百七十七項を同条第二百七十六項とし、同条第二百七十八項を同条第二百七十七項とし、同条第二百七十九項を同条第二百七十八項とし、同条第二百八十項を同条第二百七十九項とし、同条第二百八十一項を同条第二百八十項とし、同条第二百八十二項を同条第二百八十一項とし、同条第二百八十三項を同条第二百八十二項とし、同条第二百八十四項を同条第二百八十三項とし、同条第二百八十五項を同条第二百八十四項とし、同条第二百八十六項を同条第二百八十五項とし、同条第二百八十七項を同条第二百八十六項とし、同条第二百八十八項を同条第二百八十七項とし、同条第二百八十九項を同条第二百八十八項とし、同条第二百九十項を同条第二百八十九項とし、同条第二百九十一項を同条第二百九十項とし、同条第二百九十二項を同条第二百九十一項とし、同条第二百九十三項を同条第二百九十二項とし、同条第二百九十四項を同条第二百九十三項とし、同条第二百九十五項を同条第二百九十四項とし、同条第二百九十六項を同条第二百九十五項とし、同条第二百九十七項を同条第二百九十六項とし、同条第二百九十八項を同条第二百九十七項とし、同条第二百九十九項を同条第二百九十八項とし、同条第三百項を同条第二百九十九項とし、同条第三百一項を同条第三百項とし、同条第三百二項を同条第三百一項とし、同条第三百三項を同条第三百二項とし、同条第三百四項を同条第三百三項とし、同条第三百五項を同条第三百四項とし、同条第三百六項を同条第三百五項とし、同条第三百七項を同条第三百六項とし、同条第三百八項を同条第三百七項とし、同条第三百九項を同条第三百八項とし、同条第三百十項を同条第三百九項とし、同条第三百十一項を同条第三百十項とし、同条第三百十二項を同条第三百十一項とし、同条第三百十三項を同条第三百十二項とし、同条第三百十四項を同条第三百十三項とし、同条第三百十五項を同条第三百十四項とし、同条第三百十六項を同条第三百十五項とし、同条第三百十七項を同条第三百十六項とし、同条第三百十八項を同条第三百十七項とし、同条第三百十九項を同条第三百十八項とし、同条第三百二十項を同条第三百十九項とし、同条第三百二十一項を同条第三百二十項とし、同条第三百二十二項を同条第三百二十一項とし、同条第三百二十三項を同条第三百二十二項とし、同条第三百二十四項を同条第三百二十三項とし、同条第三百二十五項を同条第三百二十四項とし、同条第三百二十六項を同条第三百二十五項とし、同条第三百二十七項を同条第三百二十六項とし、同条第三百二十八項を同条第三百二十七項とし、同条第三百二十九項を同条第三百二十八項とし、同条第三百三十項を同条第三百二十九項とし、同条第三百三十一項を同条第三百三十項とし、同条第三百三十二項を同条第三百三十一項とし、同条第三百三十三項を同条第三百三十二項とし、同条第三百三十四項を同条第三百三十三項とし、同条第三百三十五項を同条第三百三十四項とし、同条第三百三十六項を同条第三百三十五項とし、同条第三百三十七項を同条第三百三十六項とし、同条第三百三十八項を同条第三百三十七項とし、同条第三百三十九項を同条第三百三十八項とし、同条第三百四十項を同条第三百三十九項とし、同条第三百四十一項を同条第三百四十項とし、同条第三百四十二項を同条第三百四十一項とし、同条第三百四十三項を同条第三百四十二項とし、同条第三百四十四項を同条第三百四十三項とし、同条第三百四十五項を同条第三百四十四項とし、同条第三百四十六項を同条第三百四十五項とし、同条第三百四十七項を同条第三百四十六項とし、同条第三百四十八項を同条第三百四十七項とし、同条第三百四十九項を同条第三百四十八項とし、同条第三百五十項を同条第三百四十九項とし、同条第三百五十一項を同条第三百五十項とし、同条第三百五十二項を同条第三百五十一項とし、同条第三百五十三項を同条第三百五十二項とし、同条第三百五十四項を同条第三百五十三項とし、同条第三百五十五項を同条第三百五十四項とし、同条第三百五十六項を同条第三百五十五項とし、同条第三百五十七項を同条第三百五十六項とし、同条第三百五十八項を同条第三百五十七項とし、同条第三百五十九項を同条第三百五十八項とし、同条第三百六十項を同条第三百五十九項とし、同条第三百六十一項を同条第三百六十項とし、同条第三百六十二項を同条第三百六十一項とし、同条第三百六十三項を同条第三百六十二項とし、同条第三百六十四項を同条第三百六十三項とし、同条第三百六十五項を同条第三百六十四項とし、同条第三百六十六項を同条第三百六十五項とし、同条第三百六十七項を同条第三百六十六項とし、同条第三百六十八項を同条第三百六十七項とし、同条第三百六十九項を同条第三百六十八項とし、同条第三百七十項を同条第三百六十九項とし、同条第三百七十一項を同条第三百七十項とし、同条第三百七十二項を同条第三百七十一項とし、同条第三百七十三項を同条第三百七十二項とし、同条第三百七十四項を同条第三百七十三項とし、同条第三百七十五項を同条第三百七十四項とし、同条第三百七十六項を同条第三百七十五項とし、同条第三百七十七項を同条第三百七十六項とし、同条第三百七十八項を同条第三百七十七項とし、同条第三百七十九項を同条第三百七十八項とし、同条第三百八十項を同条第三百七十九項とし、同条第三百八十一項を同条第三百八十項とし、同条第三百八十二項を同条第三百八十一項とし、同条第三百八十三項を同条第三百八十二項とし、同条第三百八十四項を同条第三百八十三項とし、同条第三百八十五項を同条第三百八十四項とし、同条第三百八十六項を同条第三百八十五項とし、同条第三百八十七項を同条第三百八十六項とし、同条第三百八十八項を同条第三百八十七項とし、同条第三百八十九項を同条第三百八十八項とし、同条第三百九十項を同条第三百八十九項とし、同条第三百九十一項を同条第三百九十項とし、同条第三百九十二項を同条第三百九十一項とし、同条第三百九十三項を同条第三百九十二項とし、同条第三百九十四項を同条第三百九十三項とし、同条第三百九十五項を同条第三百九十四項とし、同条第三百九十六項を同条第三百九十五項とし、同条第三百九十七項を同条第三百九十六項とし、同条第三百九十八項を同条第三百九十七項とし、同条第三百九十九項を同条第三百九十八項とし、同条第四百項を同条第三百九十九項とし、同条第四百一項を同条第四百項とし、同条第四百二項を同条第四百一項とし、同条第四百三項を同条第四百二項とし、同条第四百四項を同条第四百三項とし、同条第四百五項を同条第四百四項とし、同条第四百六項を同条第四百五項とし、同条第四百七項を同条第四百六項とし、同条第四百八項を同条第四百七項とし、同条第四百九項を同条第四百八項とし、同条第四百十項を同条第四百九項とし、同条第四百十一項を同条第四百十項とし、同条第四百十二項を同条第四百十一項とし、同条第四百十三項を同条第四百十二項とし、同条第四百十四項を同条第四百十三項とし、同条第四百十五項を同条第四百十四項とし、同条第四百十六項を同条第四百十五項とし、同条第四百十七項を同条第四百十六項とし、同条第四百十八項を同条第四百十七項とし、同条第四百十九項を同条第四百十八項とし、同条第四百二十項を同条第四百十九項とし、同条第四百二十一項を同条第四百二十項とし、同条第四百二十二項を同条第四百二十一項とし、同条第四百二十三項を同条第四百二十二項とし、同条第四百二十四項を同条第四百二十三項とし、同条第四百二十五項を同条第四百二十四項とし、同条第四百二十六項を同条第四百二十五項とし、同条第四百二十七項を同条第四百二十六項とし、同条第四百二十八項を同条第四百二十七項とし、同条第四百二十九項を同条第四百二十八項とし、同条第四百三十項を同条第四百二十九項とし、同条第四百三十一項を同条第四百三十項とし、同条第四百三十二項を同条第四百三十一項とし、同条第四百三十三項を同条第四百三十二項とし、同条第四百三十四項を同条第四百三十三項とし、同条第四百三十五項を同条第四百三十四項とし、同条第四百三十六項を同条第四百三十五項とし、同条第四百三十七項を同条第四百三十六項とし、同条第四百三十八項を同条第四百三十七項とし、同条第四百三十九項を同条第四百三十八項とし、同条第四百四十項を同条第四百三十九項とし、同条第四百四十一項を同条第四百四十項とし、同条第四百四十二項を同条第四百四十一項とし、同条第四百四十三項を同条第四百四十二項とし、同条第四百四十四項を同条第四百四十三項とし、同条第四百四十五項を同条第四百四十四項とし、同条第四百四十六項を同条第四百四十五項とし、同条第四百四十七項を同条第四百四十六項とし、同条第四百四十八項を同条第四百四十七項とし、同条第四百四十九項を同条第四百四十八項とし、同条第四百五十項を同条第四百四十九項とし、同条第四百五十一項を同条第四百五十項とし、同条第四百五十二項を同条第四百五十一項とし、同条第四百五十三項を同条第四百五十二項とし、同条第四百五十四項を同条第四百五十三項とし、同条第四百五十五項を同条第四百五十四項とし、同条第四百五十六項を同条第四百五十五項とし、同条第四百五十七項を同条第四百五十六項とし、同条第四百五十八項を同条第四百五十七項とし、同条第四百五十九項を同条第四百五十八項とし、同条第四百六十項を同条第四百五十九項とし、同条第四百六十一項を同条第四百六十項とし、同条第四百六十二項を同条第四百六十一項とし、同条第四百六十三項を同条第四百六十二項とし、同条第四百六十四項を同条第四百六十三項とし、同条第四百六十五項を同条第四百六十四項とし、同条第四百六十六項を同条第四百六十五項とし、同条第四百六十七項を同条第四百六十六項とし、同条第四百六十八項を同条第四百六十七項とし、同条第四百六十九項を同条第四百六十八項とし、同条第四百七十項を同条第四百六十九項とし、同条第四百七十一項を同条第四百七十項とし、同条第四百七十二項を同条第四百七十一項とし、同条第四百七十三項を同条第四百七十二項とし、同条第四百七十四項を同条第四百七十三項とし、同条第四百七十五項を同条第四百七十四項とし、同条第四百七十六項を同条第四百七十五項とし、同条第四百七十七項を同条第四百七十六項とし、同条第四百七十八項を同条第四百七十七項とし、同条第四百七十九項を同条第四百七十八項とし、同条第四百八十項を同条第四百七十九項とし、同条第四百八十一項を同条第四百八十項とし、同条第四百八十二項を同条第四百八十一項とし、同条第四百八十三項を同条第四百八十二項とし、同条第四百八十四項を同条第四百八十三項とし、同条第四百八十五項を同条第四百八十四項とし、同条第四百八十六項を同条第四百八十五項とし、同条第四百八十七項を同条第四百八十六項とし、同条第四百八十八項を同条第四百八十七項とし、同条第四百八十九項を同条第四百八十八項とし、同条第四百九十項を同条第四百八十九項とし、同条第四百九十一項を同条第四百九十項とし、同条第四百九十二項を同条第四百九十一項とし、同条第四百九十三項を同条第四百九十二項とし、同条第四百九十四項を同条第四百九十三項とし、同条第四百九十五項を同条第四百九十四項とし、同条第四百九十六項を同条第四百九十五項とし、同条第四百九十七項を同条第四百九十六項とし、同条第四百九十八項を同条第四百九十七項とし、同条第四百九十九項を同条第四百九十八項とし、同条第五百項を同条第四百九十九項とし、同条第五百一項を同条第五百項とし、同条第五百二項を同条第五百一項とし、同条第五百三項を同条第五百二項とし、同条第五百四項を同条第五百三項とし、同条第五百五項を同条第五百四項とし、同条第五百六項を同条第五百五項とし、同条第五百七項を同条第五百六項とし、同条第五百八項を同条第五百七項とし、同条第五百九項を同条第五百八項とし、同条第五百十項を同条第五百九項とし、同条第五百十一項を同条第五百十項とし、同条第五百十二項を同条第五百十一項とし、同条第五百十三項を同条第五百十二項とし、同条第五百十四項を同条第五百十三項とし、同条第五百十五項を同条第五百十四項とし、同条第五百十六項を同条第五百十五項とし、同条第五百十七項を同条第五百十六項とし、同条第五百十八項を同条第五百十七項とし、同条第五百十九項を同条第五百十八項とし、同条第五百二十項を同条第五百十九項とし、同条第五百二十一項を同条第五百二十項とし、同条第五百二十二項を同条第五百二十一項とし、同条第五百二十三項を同条第五百二十二項とし、同条第五百二十四項を同条第五百二十三項とし、同条第五百二十五項を同条第五百二十四項とし、同条第五百二十六項を同条第五百二十五項とし、同条第五百二十七項を同条第五百二十六項とし、同条第五百二十八項を同条第五百二十七項とし、同条第五百二十九項を同条第五百二十八項とし、同条第五百三十項を同条第五百二十九項とし、同条第五百三十一項を同条第五百三十項とし、同条第五百三十二項を同条第五百三十一項とし、同条第五百三十三項を同条第五百三十二項とし、同条第五百三十四項を同条第五百三十三項とし、同条第五百三十五項を同条第五百三十四項とし、同条第五百三十六項を同条第五百三十五項とし、同条第五百三十七項を同条第五百三十六項とし、同条第五百三十八項を同条第五百三十七項とし、同条第五百三十九項を同条第五百三十八項とし、同条第五百四十項を同条第五百三十九項とし、同条第五百四十一項を同条第五百四十項とし、同条第五百四十二項を同条第五百四十一項とし、同条第五百四十三項を同条第五百四十二項とし、同条第五百四十四項を同条第五百四十三項とし、同条第五百四十五項を同条第五百四十四項とし、同条第五百四十六項を同条第五百四十五項とし、同条第五百四十七項を同条第五百四十六項とし、同条第五百四十八項を同条第五百四十七項とし、同条第五百四十九項を同条第五百四十八項とし、同条第五百五十項を同条第五百四十九項とし、同条第五百五十一項を同条第五百五十項とし、同条第五百五十二項を同条第五百五十一項とし、同条第五百五十三項を同条第五百五十二項とし、同条第五百五十四項を同条第五百五十三項とし、同条第五百五十五項を同条第五百五十四項とし、同条第五百五十六項を同条第五百五十五項とし、同条第五百五十七項を同条第五百五十六項とし、同条第五百五十八項を同条第五百五十七項とし、同条第五百五十九項を同条第五百五十八項とし、同条第五百六十項を同条第五百五十九項とし、同条第五百六十一項を同条第五百六十項とし、同条第五百六十二項を同条第五百六十一項とし、同条第五百六十三項を同条第五百六十二項とし、同条第五百六十四項を同条第五百六十三項とし、同条第五百六十五項を同条第五百六十四項とし、同条第五百六十六項を同条第五百六十五項とし、同条第五百六十七項を同条第五百六十六項とし、同条第五百六十八項を同条第五百六十七項とし、同条第五百六十九項を同条第五百六十八項とし、同条第五百七十項を同条第五百六十九項とし、同条第五百七十一項を同条第五百七十項とし、同条第五百七十二項を同条第五百七十一項とし、同条第五百七十三項を同条第五百七十二項とし、同条第五百七十四項を同条第五百七十三項とし、同条第五百七十五項を同条第五百七十四項とし、同条第五百七十六項を同条第五百七十五項とし、同条第五百七十七項を同条第五百七十六項とし、同条第五百七十八項を同条第五百七十七項とし、同条第五百七十九項を同条第五百七十八項とし、同条第五百八十項を同条第五百七十九項とし、同条第五百八十一項を同条第五百八十項とし、同条第五百八十二項を同条第五百八十一項とし、同条第五百八十三項を同条第五百八十二項とし、同条第五百八十四項を同条第五百八十三項とし、同条第五百八十五項を同条第五百八十四項とし、同条第五百八十六項を同条第五百八十五項とし、同条第五百八十七項を同条第五百八十六項とし、同条第五百八十八項を同条第五百八十七項とし、同条第五百八十九項を同条第五百八十八項とし、同条第五百九十項を同条第五百八十九項とし、同条第五百九十一項を同条第五百九十項とし、同条第五百九十二項を同条第五百九十一項とし、同条第五百九十三項を同条第五百九十二項とし、同条第五百九十四項を同条第五百九十三項とし、同条第五百九十五項を同条第五百九十四項とし、同条第五百九十六項を同条第五百九十五項とし、同条第五百九十七項を同条第五百九十六項とし、同条第五百九十八項を同条第五百九十七項とし、同条第五百九十九項を同条第五百九十八項とし、同条第六百項を同条第五百九十九項とし、同条第六百一項を同条第六百項とし、同条第六百二項を同条第六百一項とし、同条第六百三項を同条第六百二項とし、同条第六百四項を同条第六百三項とし、同条第六百五項を同条第六百四項とし、同条第六百六項を同条第六百五項とし、同条第六百七項を同条第六百六項とし、同条第六百八項を同条第六百七項とし、同条第六百九項を同条第六百八項とし、同条第六百十項を同条第六百九項とし、同条第六百十一項を同条第六百十項とし、同条第六百十二項を同条第六百十一項とし、同条第六百十三項を同条第六百十二項とし、同条第六百十四項を同条第六百十三項とし、同条第六百十五項を同条第六百十四項とし、同条第六百十六項を同条第六百十五項とし、同条第六百十七項を同条第六百十六項とし、同条第六百十八項を同条第六百十七項とし、同条第六百十九項を同条第六百十八項とし、同条第六百二十項を同条第六百十九項とし、同条第六百二十一項を同条第六百二十項とし、同条第六百二十二項を同条第六百二十一項とし、同条第六百二十三項を同条第六百二十二項とし、同条第六百二十四項を同条第六百二十三項とし、同条第六百二十五項を同条第六百二十四項とし、同条第六百二十六項を同条第六百二十五項とし、同条第六百二十七項を同条第六百二十六項とし、同条第六百二十八項を同条第六百二十七項とし、同条第六百二十九項を同条第六百二十八項とし、同条第六百三十項を同条第六百二十九項とし、同条第六百三十一項を同条第六百三十項とし、同条第六百三十二項を同条第六百三十一項とし、同条第六百三十三項を同条第六百三十二項とし、同条第六百三十四項を同条第六百三十三項とし、同条第六百三十五項を同条第六百三十四項とし、同条第六百三十六項を同条第六百三十五項とし、同条第六百三十七項を同条第六百三十六項とし、同条第六百三十八項を同条第六百三十七項とし、同条第六百三十九項を同条第六百三十八項とし、同条第六百四十項を同条第六百三十九項とし、同条第六百四十一項を同条第六百四十項とし、同条第六百四十二項を同条第六百四十一項とし、同条第六百四十三項を同条第六百四十二項とし、同条第六百四十四項を同条第六百四十三項とし、同条第六百四十五項を同条第六百四十四項とし、同条第六百四十六項を同条第六百四十五項とし、同条第六百四十七項を同条第六百四十六項とし、同条第六百四十八項を同条第六百四十七項とし、同条第六百四十九項を同条第六百四十八項とし、同条第六百五十項を同条第六百四十九項とし、同条第六百五十一項を同条第六百五十項とし、同条第六百五十二項を同条第六百五十一項とし、同条第六百五十三項を同条第六百五十二項とし、同条第六百五十四項を同条第六百五十三項とし、同条第六百五十五項を同条第六百五十四項とし、同条第六百五十六項を同条第六百五十五項とし、同条第六百五十七項を同条第六百五十六項とし、同条第六百五十八項を同条第六百五十七項とし、同条第六百五十九項を同条第六百五十八項とし、同条第六百六十項を同条第六百五十九項とし、同条第六百六十一項を同条第六百六十項とし、同条第六百六十二項を同条第六百六十一項とし、同条第六百六十三項を同条第六百六十二項とし、同条第六百六十四項を同条第六百六十三項とし、同条第六百六十五項を同条第六百六十四項とし、同条第六百六十六項を同条第六百六十五項とし、同条第六百六十七項を同条第六百六十六項とし、同条第六百六十八項を同条第六百六十七項とし、同条第六百六十九項を同条第六百六十八項とし、同条第六百七十項を同条第六百六十九項とし、同条第六百七十一項を同条第六百七十項とし、同条第六百七十二項を同条第六百七十一項とし、同条第六百七十三項を同条第六百七十二項とし、同条第六百七十四項を同条第六百七十三項とし、同条第六百七十五項を同条第六百七十四項とし、同条第六百七十六項を同条第六百七十五項とし、同条第六百七十七項を同条第六百七十六項とし、同条第六百七十八項を同条第六百七十七項とし、同条第六百七十九項を同条第六百七十八項とし、同条第六百八十項を同条第六百七十九項とし、同条第六百八十一項を同条第六百八十項とし、同条第六百八十二項を同条第六百八十一項とし、同条第六百八十三項を同条第六百八十二項とし、同条第六百八十四項を同条第六百八十三項とし、同条第六百八十五項を同条第六百八十四項とし、同条第六百八十六項を同条第六百八十五項とし、同条第六百八十七項を同条第六百八十六項とし、同条第六百八十八項を同条第六百八

該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間）」に、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を、「第四十二条の十二の四」の下に「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を加え、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第九項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、「と、」とあるのは「と、「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除した金額）」と、「とする」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第八項及び第九項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第九項及び第十項」に、「同条第十項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第九項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二の五までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項及び第三項」と、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項

税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第五項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第百四十四条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の三の二第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、同法第百四十四条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の三の三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、同法第百四十四条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の三の三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」と、同法第百四十四条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の三の四第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」と、同法第百四十四条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

三第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の四第一項中「並びに前条」を「前条第七項及び第八項」に、「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改める。

第十八条第一項中「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項の表の第一号中「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十二）」を削り、同表の第二号及び第三号中「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十）」及び「（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四）」を削り、同条第二項中「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改める。

第十八条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改める。

第十八条の三第一項中「第七十二条第一項第一号」の下に「又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二項第一号」を加え、「同項に」を「同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に」に改め、同条第二項第四号中「以外の事業所」の下に「（産業集積事業に係る主たる業務を行わないことその他の要件を満たす事業所として財務省令で定める事業所を除く。）」を加え、同条第六項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第十八条の五第一項及び第十八条の六第一項中「若しくは第五項」を削る。

第十九条第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「法人税法」を「同法」に改め、「第七十二条第一項第一号」の下に「又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号」を加え、「同項に」を「同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に」に改める。

第二十三条第五項中「（外国法人に対する準用）」とあるのは「（外国法人に対する準用）」を「還付」において」とあるのは「還付）」に、「還付）」を「還付」において」に改める。

第二十四条の二の見出し中「連結中間申告書」を「連結中間申告書等」に改め、同条中「、連結中間申告書」の下に「又は地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書（連結中間申告書を提出すべき連結親法人に係るものに限る。以下この条において「地方法人税中間申告書」という。）を、「連結確定申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書に係る課税事業年度（同法第七条に規定する課税事業年度をいう。）の地方法人税確定申告書（同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書をいう。）を、「第八十一条の十九第一項本文」の下に「又は地方法人税法第十六条第一項」を、「、当該連結中間申告書」の下に「又は当該地方法人税中間申告書」を加える。

第二十五条の二第一項中「第十一項」を「第十項」に、「の百分の五十」を「から普通償却限度額を控除した金額」に、「百分の二十五」を「これらの取得価額の百分の二十五」に改め、同項の表の第二号の第二欄中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を、「第六十八条の十五の五」の下に「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「及び前項」を削り、「、第一項」を「、同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「及び第五項」を削り、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「又は第五項」及び「若しくは第五項」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の二第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の六までの規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の五第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同法第六十八条の十五の六第七項中「前条」とあるのは「前条並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」とする。

第二十五条の二第十五項を削り、同条第十六項中「第六項から第十三項まで」を「第五項から第十二項まで」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第二十五条の二の二第一項中「この項において」を「この項及び次項において」に改め、「。次項において「対象期間」という。」を削り、同条第二項中「企業立地促進区域に係る対象期間」を「提出企業立地促進計画の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間）に、「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を、「第六十八条の十五の五」の下に「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を加え、同条第七項中「前条第八項」を「前条第七項」に、「同条第九項及び第十項」を「同条第八項及び第九項」

に、「同条第十一項及び第十二項」を「同条第十項及び第十一項」に、「同条第九項中」を「同条第八項中」に、「同条第十一項中」を「同条第十項中」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第九項中「第二編第一章の二の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の六までの規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の四第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の五第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第三十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第四十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第五十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第六十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第七十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第八十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第九十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百二十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百三十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百四十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百五十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百六十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百七十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百八十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第百九十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百二十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百三十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十三項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十四項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十五項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十六項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十七項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十八項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百四十九項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百五十項中「第八項」とあるのは「第八項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の六第二百五十一項中「第八項」とあるのは「第八項並びに

を「から第六十八条の十五まで、」に、「及び第六十八条の十五の四」を「、第六十八条の十五の四及び第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の十五の五」を「第八項」に、「第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」に、「及び第六十八条の十五の三第二項」を「、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第六十八条の十五の六第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第二十五条の三の三第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする」に改め、同条第五項中「、第六十八条の十五、」を「から第六十八条の十五まで、」に、「及び第六十八条の十五の四」を「、第六十八条の十五の四及び第六十八条の十五の五」を「第八項」に、「第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」に、「及び第六十八条の十五の三第二項」を「、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条」を「第六十八条の十五の六第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第二十六条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改める。

第二十六条の三第六項第七号中「以外の事業所」の下に「（産業集積事業に係る主たる業務を行わないことその他の要件を満たす事業所として財務省令で定める事業所を除く。）」を加え、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十三の二第四項」に改める。

第二十六条の五第一項及び第二十六条の六第一項中「若しくは第五項」を削る。

第二十七条第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「法人税法」を「同法」に改める。

第三十八条の二第一項中「三月を」を「一年を」に改め、同条第二項第三号中「住宅用家屋で」を「住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第九項において同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした第一項に規定する被災受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第四十条の四並びに第四十五条第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「平成二十六年四月三十日」を「平成二十八年四月三十日」に改める。

第五十二条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「規定」の下に「（同法第百六十五条の六の規定を除く。）」を加え、同条第五号ロ中「第九条の六第三項に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十四条第一項中「所得でその源泉が国外にあるもの」を「同項に規定する国外所得金額」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第百六十五条の六第一項の

規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

第二十八条第一項中「、第九条の六第四項」を削る。

第三十三条第一項の表所得税法の項中

第百五十三条	）又は	）若しくは
	掲げる金額につき	掲げる金額
		施策を実施
		特別措置法
		別所得税申
		第一号から
		に掲げる金
		の控除限度額と
		て政令で
第百六十五条の六第二項		の控除限

を

第百五十三条	）又は	）若しくは
	掲げる金額につき	掲げる金額
		施策を実施
		特別措置法
		別所得税申
		第一号から
		に掲げる金
		の控除限度額と
		て政令で
第百六十五条の六第二項		の控除限

又は東日本大震災からの復興のためのするために必要な財源の確保に関する第六条第八号（定義）に規定する復興特告書に記載すべき同法第十七条第一項第六号まで（課税標準及び税額の申告）額につき

に改め、同表租税特別措置法の項中

第四十条第十四項

を

額又は東日本大震災からの復興のための施するために必要な財源の確保に関する法第六条第八号（定義）に規定する復興特申告書に記載すべき同法第十七条第一項ら第六号まで（課税標準及び税額の申告）金額につき
度額及び復興特別所得税控除限度額とし定める金額と

は

第四十条第十八
第四十条第二十
第四十条の三の十二項第一号及二号、第十三項に第十五項
第四十条の三の十六項
第四十条の三の一項
第四十条の三の五項第三号及び号、第六項並び七項

の額	
の額及び復興特別所得税の額	

を

項	の額	の額及び復興特別所得税の額
項	所得税の	所得税及び復興特別所得税の
三第び第並び	所得税	所得税及び復興特別所得税
三第	所得税に係る延滞税	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税
四第	所得税の額（	所得税の額及び復興特別所得税の額（
	及び当該所得税の額	並びに当該所得税の額及び復興特別所得税の額
	所得税の額以外	所得税の額及び復興特別所得税の額以外
四第第四に第	所得税	所得税及び復興特別所得税

に、「（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項を次のように改める。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第三十七条の三	及び同法	、同法
		の合計額	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。第三百十四条の八において「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額
	第三百十四条の八	及び同法	、同法
		控除限度額並びに	控除限度額、特別措置法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額並びに

第三十三条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に、「第四項に」を「第五項に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に、「第七条第一項（前項」を「第七条第一項又は第二項（これらの規定を前項」に、「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人の各事業年度（第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度（第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）又は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）において第十条第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあっては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあっては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあっては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で第十条第五号イ及びロに掲げる所得とする。）につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度又は各連結事業年度（同法第百四十四条において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条第一号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第十号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項及び第二項第五号イ(1)中「三年」を「二年」に改め、同条第三項を削る。

第四十七条第二項ただし書中「（第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号中「三十六月」を「二十四月」に、「三年」を「二年」に改め、同条第四項を削る。

第五十二条第二項第二号中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改め、同項第四号中「第六十八条の十一第二項及び第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に改め、「及び第二項」の下に「、第六十八条の十四第二項及び第三項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五第一項」を「、第六十八条の十五の五第一項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に、「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に、「第六十八条の十五の六第一項に」を「第六十八条の十五の七第一項に」に改める。

第六十三条第一項の表法人税法の項中

」の額	）の額及び復興特別法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税並びに特別措置法第五十三条第四項（課税標準及びにおいて準用する同項各号に掲げる利子税を除く。）の額	」

を

」の額は	の額並びに復興特別法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税並びに特別措置法第五十三条第四項（課税標準及び税額の申告）において準用する同項各号に掲げる規定による利子税を除く。）の額は	」

を

税、過少申告加算税並びに特別措置及び税額の申告）をる規定による利	」	

に、「金額）並びに」及び「金額）及び」を「計算した地方法人税の額並びに」に、

」	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに	」

を

」	地方法人税の額並びに	」

に、「法人税の額並びに」を「地方法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに」に、「の控除限度額と」を「地方法人税控除限度額」に、「の控除

限度額及び復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額と」を「復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額、地方法人税控除限度額」に、「の連結控除限度個別帰属額と」を「地方法人税控除限度個別帰属額」に、「の連結控除限度個別帰属額及び復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額と」を「復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額、地方法人税控除限度個別帰属額」に、「金額、その」を「これらの」に改め、「金額及び」及び「金額の」を削り、同表法人税法の項の次に次のように加える。

地方法人税法（平成二十六年法律第　号）	第十二条第一項	控除限度額	控除限度額と復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額との合計額
	第十二条第二項	連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額と復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額との合計額

第六十三条第一項の表租税特別措置法の項中「含む。）」を「準用する法人税法第七十五条第七項並びに」に改め、同表国税通則法の項中

法人税	事業年度	法人税及び復興特別法人税 事業年度
法人税		法人税、復興特別法人税

を

地方法人税	事業年度	地方法人税並びに復興特別法人税 事業年度
地方法人税		地方法人税、復興特別法人税

に、

法人税、復興特別法人税、	地方法人税、
法人税、復興特別法人税、	地方法人税

を

第八十五条第一項及び第八十六条第一項	法人税
第八十五条第一項及び第八十六条第一項	地方法人税

に、

地方税法	第五十三条第二十四項
連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
第三百二十一条の八第二十四項	第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の中欄
第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の下欄	並びに
第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の中欄	の合計額
第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の下欄	、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額

を

地方法人税、復興特別法人税	第五十三条第二十四項
連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
第三百二十一条の八第二十四項	第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の中欄
第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の下欄	並びに
第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の中欄	の合計額
第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の下欄	、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額

に改め、同表地方税法の項を次のように改める。

地方税法	第五十三条第二十四項
連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
第三百二十一条の八第二十四項	第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の中欄
第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の下欄	並びに
第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の中欄	の合計額
第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の下欄	、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額

第六十三条第五項中「第三号に係る部分に限る」を「第三号に係る部分に限り、租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」に、「同法第七十条」を「国税通則法第七十条」に、「同号に係る部分に限る」を「同号に係る部分に限り、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」に、「における当該復興特別法人税に係る」を「において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定、租税特別措置法第六十六条の四第十七項若しくは第六十八条の八十八第十八項の規定又は第三項の規定により当該復興特別法人税に係る法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときにおける当該」に改め、同条第十二項中「含む。）」を「含む。以下同じ。）」に、「同法第百五十一条第一項」を「同条第十号」に、「第百五十一条第一項において」を「以下」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する

る法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第六項中「第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条」に、「（以下「新租税特別措置法」という。）第五十五条第二十六項」を「第五十五条の三第十項」に改める。

附則第十九条第三項中「新租税特別措置法第六十八条の四十三第二十一項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の四十三の三第九項」に改める。

附則第四十三条中「新租税特別措置法」を「第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）」に改める。

附則第四十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条」に改める。

附則第四十六条中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に改める。

附則第四十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条」に改める。

附則第五十五条中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第　　号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同条の表第二項の項中「、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の六第二項」を「新租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の九」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに新租税特別措置法第四十二条の十二の四」を「、新租税特別措置法第四十二条の十二の四並びに新租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第四十二条の六第五項」を「新租税特別措置法第四十二条の六第十二項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の九第四項」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を加える。

附則第五十六条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の六第十二項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の九第四項」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を加える。

附則第六十三条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条」に改める。

附則第七十二条中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同条の表第二項の項中「、第六十八条の十一第二項」を「、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条」に、「新租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「新租税特別措置法第六十八条の十一第五項」を「新租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第十二項」に改め、同表第十四項の項中「第十条」を「第　　号」に改め、同項を同表第十五項とし、同表第十四項の次に次のように加える。

第十四項	法人税法	法人税法及び地方法人税法（平成二十六年法律第　　号）
	ついては、同法	ついては、法人税法
	「租税特別措置法第六十八条の十第五項（	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十第五項（
	租税特別措置法第六十八条の十第五項」	旧効力連結措置法第六十八条の十第五項」
	及び租税特別措置法第六十八条の十第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十第五項
	するほか、同法	、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法

附則第七十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項

の項中「第六十八条の十五の二」を「及び第八項」に改める。

附則第八十条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十条」に、「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十条」に、「平成二十六年新租税特別措置法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改める。

附則第二十二条第一項中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第　号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十条」に、「前条」を「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、前条」に、「第四十二条の九」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「前条第四項」を「第四十二条の六第五項、前条第四項」に、「第四十二条の九第四項」を「第四十二条の九第四項」に、「第四十二条の十一第五項」を「第四十二条の十一第五項」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第四十二条の九、第四十二条の十一」を「第四十二条の九」に、「第四十二条の十二の四まで」を「第四十二条の十二の五まで」に、「、第四十二条の五第二項」を「中「並びに同法」とあるのは、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「第四十二条の九第一項」の下に「、第四十二条の十第二項」を加え、「及び第四十二条の十二の四第一項」を「、第四十二条の十二の四第一項及び第四十二条の十二の五第七項」に改め、同条第三項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十三条」に改め、同項の表第十七条の二第十四項を「第十七条の二第十三項」に、「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同表第十七条の二の二第十項の項及び第十七条の二の三第十項の項中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同表第十七条の三第六項の項、第十七条の三の二第五項の項及び第十七条の三の三第五項の項中「第四十二条の十二の三」を「第四十二条の十二の五」に改める。

附則第二十三条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改め、同表第四項の項中「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十三条」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改め、同項の表第一項の項中「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改める。

附則第三十三条第一項中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十条」に、「前条」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、前条」に、「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三」に、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改め、同表第十一項の項及び第十二項の項を次のように改める。

第十一項	第二編第一章の二及び地方法人税法（平成二十六年法律第　号）
ついては、同法	ついては、法人税法
又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項

並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項とする	並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第三項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする	第十二項
法人税法については、同法	法人税法及び地方法人税法については、法人税法	
「租税特別措置法第六十八条の十四第五項（旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第五項（租税特別措置法第六十八条の十四第五項」	「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第五項（旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」	
及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項するほか、同法	及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法	

附則第三十三条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十三、第六十八条の十五」を「第六十八条の十三」に、「第六十八条の十五の五まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「第六十八条の十三第一項」の下に「、第六十八条の十四第二項」を、「並びに同法」の下に「とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項中「並びに法人税法」」を加え、「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改め、同条第三項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十三条」に改め、同項の表第二十五条の二第十五項の項中「第二十五条の二第十五項」を「第二十五条の二第十四項」に、「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同表第二十五条の二の二第十項の項及び第二十五条の二の三第十項の項中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同表第二十五条の三第六項の項、第二十五条の三の二第五項の項及び第二十五条の三の三第五項の項中「第六十八条の十五の四」を「第六十八条の十五の六」に改める。

附則第三十四条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第十三条」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」を「平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の七」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中所得税法第二百二十四条の改正規定を次のように改める。

第二百二十四条の見出しを「（利子、配当の受領者の告知）」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「又は第四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条中租税特別措置法第四十二条の二の二の改正規定を次のように改める。

第四十二条の二の二第一項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第二項中「、第三十七条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「若しくは第三十七条の十四第二十五

項」に改め、同条第三項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第四項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、「、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第八条のうち租税特別措置法第四十二条の三の改正規定中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改める。

第八条のうち、租税特別措置法第七十条の七の四第十三項の改正規定中「に改め」を「に、「前項」を「第十二項」に改め」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に一項を加える改正規定中「の」を「の」と、同条第二十三項中「第二項第五号」とあるのは「同条第二項第四号」に改める。

附則第一条第六号ハ中「第二十三条」を「第二十二条の二」に改める。

附則第二十二条の次に次の一条を加える。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第二十二条の二　新租税特別措置法第六条第十項の規定は、平成二十八年一月一日以後に発行される同項に規定する特定民間国外債について適用し、同日前に発行された旧租税特別措置法第六条第十項に規定する特定民間国外債については、なお従前の例による。

附則第六十三条の表第七項の項中「。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条」を「第八条」に、「平成二十五年改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項及び第十三項において「新租税特別措置法」という。）」を「同法」に、「新租税特別措置法第四十二条の四第十一項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第十一項」に改め、「附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」を削り、「旧効力連結措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

附則第七十五条の表第七項の項中

前条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第一項

を

前条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第一項
同条第十一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十条の規定により読み替えて適用する租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第十一項

に改める。

附則第八十六条第四項及び第八項中「まで並びに」を「まで、第二十八項並びに」に改め、同条第十二項中「同項第五号」を「同項第四号」に、「第七十条の七の二第二十九項」を「第七十条の七の二第二十九項」に改め、「に」とある」を「に」とある認を取り消額）（同法第七項

（同法第六十八条項（試験研究を行人税額の特別控除定により読み替え合を含む。）に」と

を

律（平成二十五年改正前の租税特別	に改め、「附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同
律（平成二十六年よる改正後の租税租税特別措置法」	

を削り、「旧効力連結措置法」を「旧租税特別措置法」に改め、同表第十三項の項中

のは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項	に」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項

を

の九の二第七つた場合の法の特例）の規て適用する場	（旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」と、「第六十八条の九第十一項に」とあるのは「第六十八条の九第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」と

に改める。

附則第八十六条第四項及び第八項中「まで並びに」を「まで、第二十八項並びに」に改め、同条第十二項中「同項第五号」を「同項第四号」に、「第七十条の七の二第二十九項」を「第七十条の

七の二第二十八項及び第二十九項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成二十六年七月一日

イ　第七条中国税通則法第七十四条の九の改正規定並びに附則第三十九条第二項及び第百五十八条の規定

ロ　第十一条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定及び同法第三十四条の改正規定並びに附則第百三十六条第四項の規定

二　次に掲げる規定　平成二十七年一月一日

イ　第一条中所得税法第百二十一条第三項の改正規定及び附則第八条の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第十条第六項の改正規定（「政令で定める金額」の下に「の百分の九十」を加える部分に限る。）、同法第十三条第一項の改正規定（「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十六条第二項に一号を加える改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第四項に係る部分（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分を除く。）、同条第五項第二号中「設けられるものをいう」の下に「。以下この条において同じ」を加える部分、同項第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び同条第十二項に係る部分を除く。）、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」に改める部分に限る。）及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条、第五十三条第六項、第五十六条、第六十一条（第四項を除く。）、第六十三条及び第百六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分に限る。）の規定

ハ　第十二条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）並びに附則第百三十七条第二項及び第百六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第四条第一項」の下に「若しくは第四条の三第一項」を加える部分に限る。）の規定

三　次に掲げる規定　平成二十七年四月一日

イ　第一条中所得税法第百三十二条第二項ただし書の改正規定及び附則第九条の規定

ロ　第五条中相続税法第三十八条第四項ただし書の改正規定及び附則第三十七条第一項の規定

ハ　第七条中国税通則法第四十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十九条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第三十九条第一項の規定

ニ　第八条中国税徴収法第二条第十号の改正規定、同法第百五十一条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第百五十二条の改正規定並びに附則第四十条第三項及び第四項の規定

ホ　第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の改正規定

ヘ　第十条中租税特別措置法第六十六条の四の二第二項ただし書の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定、同条第六項の改正規定（「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える部分を除く。）、同法第六十八条の八十八の二第二項ただし書の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定、同条第六項の改正規定（「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える部分を除く。）並びに附則第九十一条第三項及び第百二十三条第三項の規定

ト　第十一条の規定（同条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定、同法第三条に一項を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条第一項第五号の改正規定、同法第二十四条の改正規定（同条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において」に改める部分を除く。）、同法第二十五条第一項第二号の改正規定、同法第二十六条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十三条第五項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定を除く。）及び附則第百三十六条第五項から第七項までの規定

チ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項の改正規定

四　第一条中所得税法第二百三条の三の改正規定及び附則第十八条の規定　平成二十七年十月一日

五　次に掲げる規定　平成二十八年一月一日

イ　第一条中所得税法第二十八条第三項の改正規定、同法第五十七条の二の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定及び同法別表第五(九)の改正規定並びに附則第四条、第六条及び第十七条の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第三条第三項の改正規定、同法第三条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第五条の二第六項の改正規定、同法第九条第三項の改正規定、同法第三十七条の十一の改正規定、同法第三十七条の十五第一項の改正規定、同法第四十一条の十二第七項第三号の改正規定、同法第四十一条の十二の二第六項第一号二の改正規定、同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七条の六第一項の改正規定並びに附則第四十四条及び第四十五条第四項の規定

六　次に掲げる規定　平成二十八年四月一日

イ　第一条中所得税法の目次の改正規定（「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に改める部分を除く。）、同法第二条第一項第八号の三の次に一号を加える改正規定、同項第四十二号の改正規定、同法第五条第二項の改正規定、同法第七条第一項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第百六十一条の改正規定、同法第百六十二条の改正規定、同法第百六十四条の改正規定、同法第三編第二章第二節第一款中同条の次に五条を加える改正規定、同節第二款中第百六十六条の次に一条を加える改正規定、同節第四款中第百六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十九条の改正規定、同法第百七十条の改正規

定、同法第百七十一条の改正規定、同法第百七十二条第一項の改正規定、同法第百七十八条の改正規定、同法第百七十九条の改正規定、同法第百八十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百八十条の二の改正規定、同法第二百十二条の改正規定、同法第二百十三条の改正規定、同法第二百十四条の改正規定、同法第二百十五条の改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定、同法第二百三十一条の三の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定及び同法第二百四十二条第二号の改正規定並びに附則第三条、第七条、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで及び第十九条の規定

ロ　第三条の規定（同条中法人税法第二条第二十六号の改正規定、同法第二十六条の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第三十四条の改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第六十二条の七第七項の改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十九条第二項の改正規定（「第十一項」を「第十七項」に改める部分を除く。）、同法第八十条の二の改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十五第二項の改正規定、同法第八十一条の二十五第一項の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法別表第二の改正規定を除く。）並びに附則第二十五条から第三十五条まで、第百五十六条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第四号の改正規定に限る。）及び第百六十条の規定

ハ　第四条の規定及び附則第三十六条の規定

ニ　第七条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定（「第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）」を「第百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に改める部分に限る。）、同法第六十五条第三項第二号イの改正規定及び同号ロの改正規定

ホ　第八条中国税徴収法第三十六条第三号の改正規定

ヘ　第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条第四項の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第六条の二第一項の改正規定、同法第七条第一項の改正規定（「又は税額等」を「次項において同じ。）又は税額等」に、「更正（国税通則法」に、「この項において同じ。）又は決定（国税通則法」を「この項及び次項において同じ。）又は決定（同法」に改め、「決定をいう」の下に「。同項において同じ」を加える部分及び「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求（国税通則法第二十三条第一項」に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第三項の改正規定（「同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条」を「、第八十二条及び第百四十五条並びに地方法人税法第二十四条」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分を除く。）、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第四十一条第一項の規定

ト　第十条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第二章（第三条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める改正規定、同法第三条の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分及び「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の二の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）、同法第五条の二の改正規定（同条第二項に係る部分及び同条第六項に係る部分を除く。）、同法第五条の三の改正規定、同法第六条の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、同法第八条の二の改正規定、同法第九条の四第三項第四号の改正規定、同法第九条の四第四項の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十八条の四第五項第三号の改正規定、同法第三十一条第三項第四号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第六号の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定、同法第二章第四節の二を同章第四節の三とし、同章第四節の次に一節を加える改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条の十一（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十一条の十二の二の改正規定（同条第六項第一号ニに係る部分を除く。）、同法第四十一条の十三第五項の改正規定、同法第四十一条の十三の二の改正規定、同法第四十一条の十三の三の改正規定（同条第十三項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四第二項第五号の改正規定、同法第四十一条の十五の三の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の四の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十二条の改正規定、同法第四十二条の二の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第一項の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分及び「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の五第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十七項の改正規定、同法第四十三項の改正規定、同法第四十二条の六第十項の改正規定（「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改める部分、「第四十二条の六第二項若しくは第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の六第二項及び第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に改める部分及び同項を同条第十九項とする部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第二項第二号の改正規定

（「次号及び第五号」を「以下この項」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法第四十二条の十三第一項の改正規定（第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加える部分に限る。）、同法第六十一条の三第一項の改正規定（「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の三第二項第一号イ(2)の改正規定、同法第六十三条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の三の改正規定（「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の四第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第二十一項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分を除く。）、同法第三章第七節の二中第六十六条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十六条の五の改正規定、同法第六十六条の五の三第二の改正規定、同法第六十六条の五の三第十項の改正規定、同法第六十六条の七第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の九の三第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十七条の六第二項の改正規定、同法第六十七条の八から第六十七条の十一までの改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定、同法第六十七条の十七（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の三の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三の四第三項の改正規定、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同法第六十八条の八十八第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第二十二項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分を除く。）、同法第六十八条の九十一第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九十三の三第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の百七の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定並びに附則第四十三条、第四十五条（第四項を除く。）、第四十六条第一項から第三項まで、第四十七条から第四十九条まで、第六十二条、第六十六条、第六十八条から第七十五条まで、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条から第九十四条まで、第九十八条、第百条から第百三条まで、第百四条第二項から第四項まで、第百五条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十五条から第百二十七条までの規定

チ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の三の改正規定、同法第十五条第五項の改正規定、同法第十七条の二第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第十七条の二の二第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第九項の改正規定、同法第十七条の二の三第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第十七条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同法第十七条の二第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第十七条の二の三第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「同法第六十七条の三の二」と」の下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）、同法第十七条の三の三第一項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「同法第六十七条の三の二」と」の下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）、同法第十八条の三第一項の改正規定、同法第十九条第一項の改正規定（「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「法人税法」を「同法」に改める部分を除く。）及び同法第二十三条第五項の改正規定

リ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十条の改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同条第六項の改正規定（「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同項を同条第六項とする部分を除く。）及び同条第四項の改正規定（「、第四十二条の五第二項」を「中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項」に改める部分に限る。）

七　次に掲げる規定　平成二十九年一月一日

イ　第一条中所得税法第百六十六条の改正規定及び同法第二百三十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十三条及び第二十二条の規定

ロ　第二条の規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定

ハ　第十条中租税特別措置法第十条第一項の改正規定、同法第十条の五の四第二項第三号の改正規定（「次号及び第五号」を「以下この項」に改める部分を除く。）、同法第二十八条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条第三項第一号の改正規定

ニ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項、第十条の三の二第一項及

び第十条の三の三第一項の改正規定並びに同法第十一条の四第六項の改正規定

八　第十一条中税理士法第三条に一項を加える改正規定及び附則第百三十六条第一項の規定　平成二十九年四月一日

九　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定　平成三十年一月一日

十　次に掲げる規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

イ　第一条中所得税法第二条第一項第十一号の改正規定及び同法第二百二十四条の三第二項第一号の改正規定

ロ　第三条中法人税法第二条第二十六号の改正規定

ハ　第十条中租税特別措置法第五条の二第二項の改正規定、同法第九条第一項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第二項第一号の改正規定、同法第四十条の四第八項及び第四十条の七第九項の改正規定、同法第六十六条の六第八項の改正規定、同法第六十六条の九の二第九項の改正規定、同法第六十七条の十五第二項の改正規定、同法第六十八条の九十第八項の改正規定、同法第六十八条の九十三の二第九項の改正規定並びに同法第八十三条の二第三項第一号ハの改正規定

十一　次に掲げる規定　電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)の施行の日

イ　第一条中所得税法別表第一の改正規定

ロ　第三条中法人税法別表第二の改正規定

十二　次に掲げる規定　地方法人税法の施行の日

イ　第三条中法人税法第二十六条の改正規定(同条第二項に係る部分を除く。)、同法第三十八条の改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十九条第二項の改正規定(「第十一項」を「第十七項」に改める部分を除く。)、同法第八十条の二の改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十五第二項の改正規定、同法第八十一条の二十五第一項の改正規定及び同法第八十二条の改正規定

ロ　第七条中国税通則法第十五条第二項第三号の改正規定、同法第十九条第四項第三号ハの改正規定(「第百四十五条第一項(外国法人に対する準用)」を「第百四十四条の十三第十二項(欠損金の繰戻しによる還付)」に改める部分を除く。)、同法第二十一条第二項の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第三十三条第二項の改正規定、同法第四十三条第二項の改正規定、同法第六十五条第三項第二号の改正規定(同号イの改正規定及び同号ロの改正規定を除く。)、同法第七十四条の二の改正規定、同法第七十五条第四項の改正規定並びに同法第八十五条第一項及び第八十六条第一項の改正規定

ハ　第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一条の改正規定、同法第七条第一項の改正規定(「又は税額等」を「次項において同じ。」又は税額等」に、「更正(国税通則法」を「更正(同法」に、「この項において同じ。」又は決定(国税通則法」を「この項及び次項において同じ。」又は決定(同法」に改め、「決定をいう」の下に「。同項において同じ」を加える部分及び「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求(国税通則法第二十三条第一項」に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。」を加える部分を除く。)及び同条第三項の改正規定(「(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)及び第八十二条」を「、第八十二条及び第百四十五条並びに地方法人税法第二十四条」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分に限る。)並びに附則第四十一条第二項の規定

ニ　第十条中租税特別措置法第一条の改正規定、同法第四十二条の四第十八項の改正規定、同法第四十二条の五第十四項の改正規定、同法第四十二条の六第十一項の改正規定(「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に改める部分及び「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の九第八項の改正規定、同法第四十二条の十一第十一項の改正規定(同項を同条第十二項とする部分を除く。)、同法第四十二条の十二の三第十一項の改正規定、同法第六十二条第七項の改正規定、同法第六十二条の三第十二項の改正規定、同法第六十六条の三の改正規定(「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改める部分を除く。)、同法第六十六条の四第十六項の改正規定、同条第十七項の改正規定、同条第十八項及び第二十項の改正規定、同条第二十一項の改正規定(「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分に限る。)、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定、同条第五項第三号及び第四号の改正規定、同条第六項の改正規定(「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第六十六条の七第一項の改正規定(「第十三項」を「第二十一項」に改める部分を除く。)、同法第六十六条の九の三第一項の改正規定(「第十三項」を「第二十一項」に改める部分を除く。)、同法第六十六条の十一の二第五項の改正規定、同法第六十八条の八第五項の改正規定、同法第六十八条の九第十七項の改正規定、同条第十八項の改正規定、同法第六十八条の十第十四項の改正規定、同条第十五項の改正規定、同法第六十八条の十一第十二項の改正規定(「第五項の」を「第十二項の」に改める部分、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改める部分及び同項を同条第二十一項とする部分を除く。)、同条第十一項の改正規定(「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改める部分、「第六十八条の十一第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第六十八条の十一第二項及び第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に改める部分を除く。)、同法第六十八条の六十八第十二項の改正規定、同法第六十八条の八十七の改正規定、同法第六十八条の八十八第十七項の改正規定、同条第十九項及び第二十一項の改正規定(「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分に限る。)、同法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定、同条第五項第三

号及び第四号の改正規定、同条第六項の改正規定（「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第六十八条の九十一第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の九十三第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の百八第三項の改正規定並びに同法第九十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第九十五条、第九十六条、第百三十五条及び第百五十六条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第一号の改正規定に限る。）の規定

ホ　第十一条中税理士法第三十三条第五項の改正規定

ヘ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十四条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十五条の二の二第九項の改正規定、同法第二十五条の二の三第九項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定及び同法第二十五条の三の三第四項の改正規定並びに附則第百四十四条の規定

ト　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第一項の表の改正規定

チ　第十五条中経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条の改正規定（「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第　　号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改める部分に限る。）及び同法附則第七十二条の改正規定（「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改める部分及び同条の表第十四項の項を次のように改める部分に限る。）

リ　第十六条中租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の改正規定（「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第　　号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改める部分に限る。）及び同法附則第三十三条第一項の改正規定（「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改める部分並びに同項の表第十一項の項及び第十二項の項を次のように改める部分に限る。）

ヌ　第十七条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の表第十三項の項の改正規定

十三　第三条中法人税法第三十四条第一項第三号イ(2)の改正規定　会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十四　第六条の規定及び附則第三十八条の規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

十五　第十条中租税特別措置法第六条第九項の改正規定及び同法第四十二条の二第八項の改正規定並びに附則第四十六条第四項の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十六　第十条中租税特別措置法第十四条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、同法第三十三条の三第一項の改正規定、同法第三十四条の二第二項第八号の改正規定、同項第十三号ロの改正規定、同法第四十七条の二第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、同法第六十五条の四第一項第八号の改正規定、同項第十三号ロの改正規定、同法第六十八条の三十五第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）及び同法第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十三条第八項、第八十四条第八項及び第百十五条第八項の規定　中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

十七　次に掲げる規定　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

イ　第十条中租税特別措置法第十四条の二第二項第二号の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同条第十一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同条第十二項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の六第五項の改正規定（「第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の九第四項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十第二項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の九第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第四十二条の十第二項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第四十二条の十一第五項」を「次条第五項、第四十二条の十一第五項及び」に改め、「、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を削る部分に限る。）、同法第四十二条の十の改正規定、同法第四十二条の十一第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「前条第五項及び第四十二条の十二の三第五項」に改める部分に限る。）、同条第十二項の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十一項の改正規定（同項を同条第十二項とする部分に限る。）、同条第十項を同条第十一項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に一項を加える改正規定、同法第四十二条の十二第一項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の二の二第二項の改正規定（「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の三第二項の改正規定（「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「第

四十二条の十第五項及び第四十二条の十一第五項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十三第一項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、」を加える部分及び同項第六号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第四十二条の九第二項」の下に「、第四十二条の十第三項」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第四十二条の九第三項」の下に「、第四十二条の十第四項」を加える部分に限る。）、同法第四十七条の二第三項第二号の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「第四十二条の六」の下に「、第四十二条の十」を加える部分に限る。）、同法第六十条の二の改正規定（同条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十二条第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四第二項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の三十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の四十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の五十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の六十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の七十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の八十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の九十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百二十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百三十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百四十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百五十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百六十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百七十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百八十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の百九十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百二十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百三十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百四十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百五十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十二第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十三第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十四第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十五第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十六第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十八第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百六十九第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百七十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十二条の二百七十一第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限

限る。）、同法第二十五条の二の三第二項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）及び同法第二十五条の三の三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）

八　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第二号の改正規定（「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改める部分に限る。）及び同項第四号の改正規定（「及び第二項」の下に「、第六十八条の十四第二項及び第三項」を加える部分に限る。）

ニ　第十五条中経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条の表第二項の項の改正規定（「新租税特別措置法第四十二条の九」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同表第五項の項の改正規定（「新租税特別措置法第四十二条の九第四項」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法附則第七十二条の表第二項の項の改正規定（「新租税特別措置法第六十八条の十三」の下に「、新租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）及び同表第五項の項の改正規定（「新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」の下に「、新租税特別措置法第六十八条の十四第五項」を加える部分に限る。）

ホ　第十六条中租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の表第二項の項の改正規定（第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項」に改める部分に限る。）、同表第五項の項の改正規定（第四十二条の十一第五項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第四十二条の九、第四十二条の十一」を「第四十二条の九」に改める部分及び「第四十二条の九第一項」の下に「、第四十二条の十第二項」を加える部分に限る。）、同法附則第三十三条第一項の表第二項の項の改正規定（「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項」に改める部分に限る。）、同表第五項の項の改正規定（「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（「第六十八条の十三、第六十八条の十五」を「第六十八条の十三」に改める部分及び「第六十八条の十三第一項」の下に「、第六十八条の十四第二項」を加える部分に限る。）

十八　第十条中租税特別措置法第二十四条の二第一項の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二項第二十五号の改正規定、同法第六十一条の六十四第一項の改正規定、同法第七十条の四第一項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同条第十項第二号の改正規定、同法第七十条の六第一項の改正規定（「及び第二十項」を「から第二十一項まで」に、「第三十八項第三号」を「第三十九項第三号」に、「第三十九項第五号」を「第四十項第五号」に改める部分を除く。）及び同条第十二項第二号の改正規定並びに附則第五十九条第五項、第九十条第四項、第百二十二条第四項及び第百二十八条第十二項の規定　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日

十九　第十条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定、同法第三十三条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第三十三条の六第一項の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十二号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十二条の三第四項第九号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十号の改正規定、同項第十一号の改正規定、同法第六十五条第一項第六号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十二号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十八条の七十五第二項及び第三項の改正規定、同法第七十六条の改正規定（平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同条に一項を加える改正規定並びに附則第五十九条第一項及び第四項、第九十条第三項並びに第百二十二条第三項の規定　マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

二十　第十条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第十号の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定（同項の表の第四号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項第十号の改正規定及び同法第六十五条の七第一項の改正規定（同項の表の第四号の次に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五十九条第三項及び第十一項、第九十条第二項及び第七項並びに第百二十二条第二項及び第七項の規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日

二十一　第十条中租税特別措置法第四十三条の次に一条を加える改正規定（第四十三条の二第二項に係る部分に限る。）及び同法第六十八条の十六の次に二条を加える改正規定（第六十八条の十七第二項に係る部分に限る。）　港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二十二　第十条中租税特別措置法第六十九条の五第一項の改正規定、同法第七十条の七の四の次に五条を加える改正規定、同法第七十条の八の二の改正規定（同条第一項中「並びに第七十条の十二第一項及び第三項」を「及び第七十条の十二第一項」に改める部分を除く。）、同法第九十三条第三項第三号の改正規定及び同条第五項の改正規定（第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項」を「第七十条の四第三十五項及び第七十条の六第四十項」に改める部分を除く。）並びに附則第百二十八条第十三項から第十五項まで、第十八項及び第十九項の規定　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第二十二条まで及び第七十四条において「新所得税法」という。）の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（納税義務者等に関する経過措置）

第三条　新所得税法第五条第二項の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

2　平成二十八年以前の各年において第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第二十二条まで及び第七十四条において「旧所得税法」という。）第五条第二項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する非居住者の平成二十八年分以前の所得税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「第百六十一条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第百六十一条第一号の二」とあるのは「旧所得税法第百六十一条第一号の二」とする。

3　新所得税法第七条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

4　平成二十八年以前の各年において旧所得税法第七条第一項第二号に定める所得を有する同号に掲げる非永住者又は同項第三号に定める所得を有する同号に掲げる非居住者の平成二十八年分以前の所得税については、これらの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第二号中「第百六十一条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第百六十一条第一号の二」とする。

と、同項第三号中「第百六十四条第一項各号」とあるのは「旧所得税法第百六十四条第一項各号」とするほか、この項前段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他この項前段の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（給与所得に関する経過措置）

第四条　新所得税法第二十八条の規定は、平成二十八年分の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額に関する経過措置）

第五条　新所得税法第四十一条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同条に規定する権利の譲渡について適用する。

（給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置）

第六条　新所得税法第五十七条の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（外国税額控除に関する経過措置）

第七条　新所得税法第九十五条の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

2　平成二十八年以前の各年において旧所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税を納付することとなる居住者の同条の規定による外国税額控除に係る平成二十八年分以前の所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3　前項の規定の適用がある場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　国税通則法第六十五条第三項第二号　同号イ中「所得税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第七条第二項（外国税額控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第九十五条第一項から第三項まで」と、同法第四十六条中「第九十五条第一項」とあるのは「旧所得税法第九十五条第一項」と、同法第百二十二条第二項中「第九十五条第二項」とあるのは「旧所得税法第九十五条第二項」と、同法第百二十三条第二項第六号並びに第二百三十八条第一項及び第三項中「第九十五条」とあるのは「旧所得税法第九十五条」とする。

二　所得税法第四十四条の三、第四十六条、第百二十二条第二項、第百二十三条第二項第六号並びに第二百三十八条第一項及び第三項同法第四十四条の三中「第九十五条第一項から第三項まで」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第七条第二項（外国税額控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第九十五条第一項から第三項まで」と、同法第四十六条中「第九十五条第一項」とあるのは「旧所得税法第九十五条第一項」と、同法第百二十三条第二項第六号並びに第二百三十八条第一項及び第三項中「第九十五条」とあるのは「旧所得税法第九十五条」とする。

三　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十七項第四号、第十九項第五号、第二十一項第五号、第二十三項第五号及び第二十五項第五号　同条第十七項第四号中「第九十五条の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下この条において「旧所得税法」という。）第九十五条の」と、「同法第九十二条第一項」とあるのは「旧所得税法第九十五条」と、「同法第九十五条」とあるのは「旧所得税法第九十五条」とする。

四　租税特別措置法第八条の四第三項第四号、第二十八条の四第五項第三号、第三十一条第三項第四号、第三十七条の十第六項第六号、第四十一条の十四第二項第五号及び第四十二条の三第一項　同法第八条の四第三項第四号中「、第九十五条及び」とあるのは「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第九十五条及び所得税法」と、「同法第九十五条及び」とあるのは「旧所得税法第九十五条及び所得税法」と、同法第四十二条の三第一項中「同法第九十五条又は」とあるのは「旧所得税法第九十五条又は所得税法」とする。

五　前各号に定めるもののほか、所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定所得申告を要しない場合に関する経過措置）

第八条　新所得税法第百二十一条第三項の規定

は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に関する経過措置）

第九条　新所得税法第百三十二条第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される同条第一項の規定による延納の許可について適用し、同日前に申請された旧所得税法第百三十二条第一項の規定による延納の許可については、なお従前の例による。

（国内源泉所得等に関する経過措置）

第十条　新所得税法第百六十一条及び第百六十二条第二項の規定は、非居住者の平成二十九年分以後の所得税について適用する。

2　平成二十八年以前の各年において旧所得税法第百六十一条に規定する国内源泉所得を有する非居住者の平成二十八年分以前の所得税については、同条及び旧所得税法第百六十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他この項前段の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　新所得税法第百六十一条第一項第四号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで（新所得税法第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条の規定の適用を受ける場合に限る。）の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第百六十一条第一項第四号から第十一号まで又は第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得について適用し、外国法人が同日前に支払を受けるべき旧所得税法第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年十二月三十一日までの間における新所得税法第百六十一条第一項の規定の適用については、同項第四号中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法（第八号ロにおいて「旧所得税法」という。）第百六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。）」と、同項第八号ロ中「係るもの」とあるのは「係るもの（旧所得税法第百六十一条第四号ロに掲げるものに該当するものに限る。）」とする。

（非居住者に対する課税の方法等に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第百六十四条第一項及び第百六十五条の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

2　平成二十八年以前の各年において旧所得税法第百六十四条第一項各号に定める国内源泉所得を有する当該各号に掲げる非居住者の平成二十八年分以前の所得税については、同項及び旧所得税法第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「次節第一款」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項及び次条において「旧所得税法」という。）第三編第二章第二節第一款」と、同項第一号中「国内源泉所得」とあるのは「国内源泉所得（旧所得税法第百六十一条に規定する国内源泉所得をいう。以下この項において同じ。）」と、同項第二号及び第三号中「第百六十一条第一号」とあるのは「旧所得税法第百六十一条第一号」と、「第百六十一条第四号」とあるのは「旧所得税法第百六十一条第四号」と、同項第四号イ中「第百六十一条第一号」とあるのは「旧所得税法第百六十一条第一号」と、同号ロ中「第百六十一条第二号」とあるのは「旧所得税法第百六十一条第二号」と、同条中「前条第一項各号」とあるのは「旧所得税法第百六十四条第一項各号」と、「前編第一章から第四章まで」とあるのは「旧所得税法第二編第一章から第四章まで」とする。

3　前項の規定の適用がある場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十三項並びに第四条第一項、第二項、第五項及び第六項　同法第三条の二第十三項中「同法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（第四条において「旧所得税法」という。）」と、同法第四条第一項中「（所得税法）」とあるのは「（旧所得税法）」と、同条第二項中「所得税法第百六十五条」とあるのは「旧所得税法第百六十五条」と、「及び第百六十五条の六まで」とあるのは「及び旧所得税法第百六十五条」と、同条第五項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法」と、同条第六項中「所得税法第百六十五条」とあるのは「旧所得税法第百六十五条」と、「及び第百六十五条から第百六十五条の六まで」とあるのは「及び旧所得税法第百六十五条」とする。

二　租税特別措置法第八条の四第二項及び第四十一条の十五の三第一項　同法第八条の四第二項中「第百六十五条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第百六十五条」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「（同法）」とあるのは「（旧所得税法）」と、「、同法」とあるのは「、所得税法」とする。

三　前二号に定めるもののほか、所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　新所得税法第百六十四条第二項、第百六十九条及び第百七十条の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

5　旧所得税法第百六十四条第二項各号に掲げる非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に有する当該各号に定める国内源泉所得については、同項並びに旧所得税法第百六十九条及び第百七十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第三節」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号。以下

6　前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十一条の十五の三第三項の規定の適用については、同項中「同法第三編第二章第三節及び」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第

この項において「平成二十六年改正法」という。）第一条の規定による改正前の所得税法第三編第二章第三節及び所得税法」と、「同法第百六十九条第三号又は」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十一条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の所得税法第百六十九条第三号又は所得税法」とするほか、所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（総合課税に係る所得税の課税標準等に関する経過措置）

第十二条　新所得税法第百六十五条の二から第百六十五条の六までの規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

（申告、納付及び還付に関する経過措置）

第十三条　新所得税法第百六十六条において準用する新所得税法第百十二条第二項の規定は、平成二十九年以後の各年において提出する同条第一項の申請書に添付する同条第二項の書類について適用し、平成二十八年以前の各年において提出した旧所得税法第百六十六条において準用する旧所得税法第百十二条第一項の申請書に添付した同条第二項の書類については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百六十六条において準用する新所得税法第百四十五条第二号の規定は、平成二十九年以後の各年に係る同号の帳簿書類につき同号に該当する事実がある場合について適用し、平成二十八年以前の各年に係る旧所得税法第百六十六条において準用する旧所得税法第百四十五条第二号の帳簿書類につき同号に該当する事実がある場合については、なお従前の例による。

（恒久的施設に係る取引に係る文書化に関する経過措置）

第十四条　新所得税法第百六十六条の二の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

（非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認に関する経過措置）

第十五条　新所得税法第百六十八条の二の規定は、同条に規定する非居住者が平成二十九年一月一日以後に行う行為又は計算について適用する。

（外国法人に係る所得税の課税標準等に関する経過措置）

第十六条　新所得税法第百七十八条及び第百七十九条の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第百七十八条に規定する国内源泉所得について適用し、外国法人が同日前に支払を受けるべき旧所得税法第百七十八条に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年十二月三十一日までの間における新所得税法第百七十八条の規定の適用については、同条中「第百六十一条第一項第四号から第十一号まで」とあるのは、「第百六十一条第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この条において「旧所得税法」という。）第百六十一条第一項第四号に掲げるものに該当するものに限る。）、第五号から第七号まで、第八号（旧所得税法第百六十一条第四号に掲げるものに該当するものに限る。）、第九号から第十一号まで」とする。

2　新所得税法第百八十条第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する対象国内源泉所得について適用し、旧所得税法第百八十条第一項各号に掲げる法人が同日前に支払を受けるべき当該各号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十七条　新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十八条　新所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十七年十月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（源泉徴収義務等に関する経過措置）

第十九条　新所得税法第二百十二条の規定は、平成二十八年四月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する国内源泉所得について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年十二月三十一日までの間における新所得税法第二百十二条の規定の適用については、同条第一項中「第百六十一条第一項第四号から第十六号まで」とあるのは「第百六十一条第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項において「旧所得税法」という。）第百六十一条第一項の二に掲げるものに該当するものに限る。）、第五号から第七号まで、第八号（旧所得税法第百六十一条第四号に掲げるものに該当するものに限る。）若しくは第九号から第十六号まで」と、「同項第四号から第十一号まで」とあるのは「同項第四号（旧所得税法第百六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。）、第五号から第七号まで、第八号（旧所得税法第百六十一条第四号に掲げるものに該当するものに限る。）、第九号から第十一号まで」とする。

2　新所得税法第二百十四条第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する対象国内源泉所得について適用する。

3　旧所得税法第二百十四条第一項各号に掲げる者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受けるべき当該各号に定める国内源泉所得については、同条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第一号中「第百六十四条第一項第一号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項において「旧所得税法」という。）第百六十四条第一項第一号」と、「第百六十一条第一号の二」とあるのは「旧所得税法第百六十一条第一号の二」と、同項第二号中「第百六十四条第一項第二号」とあるのは「旧所得税法第百六十四条第一項第二号」と、同項第三号中「第百六十四条第一項第三号」とあるのは「旧所得税法第百六十四条第一項第三号」とする。

4　前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条第二項の規定の適用については、同項第二号中「第二百十四条の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第十九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下この号において「旧所得税法」という。）第二百十四条の」と、「同法第百七十二条第一項」とあるのは「所得税法第百七十二条第一項」と、「同法第二百十四条第一項」とあるのは「旧所得税法第二百十四条第一項」とするほか、所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（告知に関する経過措置）

第二十条　新所得税法第二百二十四条第六項の規定は、施行日以後に支払を受ける同条第二項に

規定する利子、配当若しくは収益の分配又は同条第四項に規定する償還金について適用する。

2　新所得税法第二百二十四条の三第一項の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する株式等の譲渡について適用し、施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第二十一条　新所得税法第二百二十八条の四第三項の規定は、施行日以後に提供する同条第一項に規定する調書等の同項に規定する記載事項について適用する。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置）

第二十二条　新所得税法第二百三十一条の二第一項の規定は、同項に規定する業務を国内において行う非居住者が平成二十九年一月一日以後に行う同項に規定する取引について適用し、旧所得税法第二百三十一条の二第一項に規定する非居住者が同日前に行った同項の取引については、なお従前の例による。

（給与所得に関する経過措置）

第二十三条　第二条の規定による改正後の所得税法（次条において「平成二十九年新所得税法」という。）第二十八条の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用し、平成二十八年分の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第二十四条　平成二十九年新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十九年一月一日以後に支払うべき平成二十九年新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき第二条の規定による改正前の所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（外国法人の法人税に関する経過措置の原則）

第二十五条　この附則に別段の定めがあるものを除き、外国法人の法人税に関する第三条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置）

第二十六条　新法人税法第十条の三第三項の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用する。

2　新法人税法第十条の三第四項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が平成二十八年四月一日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用する。

（みなし事業年度に関する経過措置）

第二十七条　新法人税法第十四条第一項第二十三号から第二十五号までの規定は、平成二十八年四月一日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用し、同日前に第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第十四条第一項第二十三号から第二十五号までに規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第二十八条　新法人税法第六十九条（同条第二項に規定する地方法人税控除限度額に係る部分を除く。）の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）

第二十九条　新法人税法第八十一条の十五（同条第二項に規定する地方法人税控除限度個別帰属額に係る部分を除く。）の規定は、連結法人の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置）

第三十条　新法人税法第百四十二条の八の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用する。

（中間申告等に関する経過措置）

第三十一条　外国法人（普通法人に限る。以下この条において同じ。）の平成二十八年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下この条において「最初事業年度」という。）の期間に六月経過日（当該外国法人の最初事業年度開始の日以後六月を経過した日をいう。以下この条において同じ。）がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第百四十四条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「第百四十四条の六第一項第七号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び次項第一号において「旧法人税法」という。）第百四十五条第一項（申告、納付及び還付等）において準用する旧法人税法第七十四条第一項第二号」と、同条第二項第一号中「第百四十四条の六第二項第二号」とあるのは「旧法人税法第百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十四条第一項第二号」とする。

2　外国法人（新法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。）の最初事業年度の期間に六月経過日がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第百四十四条の四の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「旧法人税法」という。）第百四十五条第一項（申告、納付及び還付等）において準用する旧法人税法第七十一条第一項各号（中間申告）」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「旧法人税法第百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十一条第一項各号」とする。

3　外国法人の最初事業年度の期間に六月経過日がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第百四十四条の五の規定の適用については、同条第一号中「第百四十四条の三第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号。次号において「平成二十六年改正法」という。）附則第三十一条第一項（中間申告等に関する経過措置）の規定により読み替えられた第百四十四条の三第一項各号」と、同条第二号中「第百四十四条の三第二項各号」とあるのは「平成二十六年改正法附則第三十一条第一項の規定により読み替えられた第百四十四条の三第二項各号」とする。

（確定申告書の提出期限の延長等に関する経過措置）

第三十二条　外国法人が平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において受けた旧法人税法第百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の提出期限の延長の処分については、新法人税法第百四十四条の七において準用する新法人税法第七十五条第一項又は新法人税法第百四十四

条の八において準用する新法人税法第七十五条の二第一項の提出期限の延長の処分とみなす。

（欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置）

第三十三条　新法人税法第百四十四条の十三の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2　外国法人の新法人税法第百四十四条の十三第一項第一号若しくは第二号又は第二項に規定する還付所得事業年度のうちに平成二十八年四月一日前に開始した事業年度に該当するものがある場合の同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第一号	同じ。）	同じ。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第百四十一条各号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、旧法人税法第百四十四条（所得税額の控除）において準用する旧法人税法第六十八条（所得税額の控除）の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）
	の第百四十一条第一号イ	の第百四十一条第一号イ又は旧法人税法第百四十一条各号
	同号イ	第百四十一条第一号イ又は旧法人税法第百四十一条各号
第一項 第二号	同じ。）	同じ。）又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額
	の第百四十一条第一号ロ	の第百四十一条第一号ロ又は旧法人税法第百四十一条各号
	同号ロ	第百四十一条第一号ロ又は旧法人税法第百四十一条各号
第二項	同じ。）	同じ。）又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額
	）の同号に定める	）の第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる
	還付所得事業年度の同号に定める	還付所得事業年度の第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる
第三項	につきこの条	又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条又は旧法人税法第百四十五条第一項（申告、納付及び還付等）において準用する旧法人税法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）
	当該法人税の額	第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額
	同号イ	第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号
	同項	第一項
第四項	につきこの条	若しくは旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条若しくは旧法人税法第百四十五条第一項において準用する旧法人税法第八十条
	ときは	とき又は第一項第二号に規定する欠損事業年度において第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき同項第一号の規定の適用を受けるときは
	当該法人税の額	第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額
	同号ロ	第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号
	同項	第一項
第五項	につきこの条	又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条又は旧法人税法第八十条
	当該法人税の額	第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額

同号に定める	第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる	
、同項		、第二項

（青色申告に関する経過措置）

第三十四条　新法人税法第百四十六条第一項において準用する新法人税法第百二十二条第二項の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度が同項各号に掲げる事業年度に該当する場合の同条第一項に規定する申請書の提出について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度が旧法人税法第百四十六条第一項において準用する旧法人税法第百二十二条第二項各号に掲げる事業年度に該当する場合の同条第一項に規定する申請書の提出については、なお従前の例による。

2　新法人税法第百四十六条第一項において準用する新法人税法第百二十三条の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度以後の各事業年度に係る帳簿書類につき同条第二号に該当する事実がある場合について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度に係る帳簿書類につき旧法人税法第百四十六条第一項において準用する旧法人税法第百二十三条第二号に該当する事実がある場合については、なお従前の例による。

3　新法人税法第百四十六条第一項において準用する新法人税法第百二十七条第一項の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する承認の取消しについて適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度に係る旧法人税法第百四十六条第一項において準用する旧法人税法第百二十七条第一項に規定する承認の取消しについては、なお従前の例による。

（外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認に関する経過措置）

第三十五条　新法人税法第百四十七条の二の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の同条に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税に係る行為又は計算で同日以後に行うものについて適用する。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　第四条の規定による改正後の地方法人税法（以下この条において「新地方法人税法」という。）の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する新地方法人税法第七条に規定する課税事業年度の新地方法人税法第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した第四条の規定による改正前の地方法人税法（以下この条において「旧地方法人税法」という。）第七条に規定する課税事業年度の旧地方法人税法第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　第五条の規定による改正後の相続税法（以下この条において「新相続税法」という。）第三十八条第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に提出される新相続税法第三十九条第一項の申請書に係る延納の許可について適用し、同日前に提出された第五条の規定による改正前の相続税法第三十九条第一項の申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。

2　新相続税法第五十九条第六項の規定は、施行日以後に提供する同条第四項に規定する調書の同項に規定する記載事項について適用する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　第六条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　第七条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第四十六条から第四十七条まで及び第四十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される新国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予について適用し、同日前に申請された第七条の規定による改正前の国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予については、なお従前の例による。

2　新国税通則法第七十四条の九の規定は、平成二十六年七月一日以後にされる同条第一項の規定による通知について適用する。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　第八条の規定による改正後の国税徴収法（以下この条において「新国税徴収法」という。）第八十九条第三項及び第百二十八条第二項の規定は、施行日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売又は同法第百九条第二項において準用する新国税徴収法第九十八条第一項の規定により行う見積価額の決定に係る随意契約による売却について適用する。

2　新国税徴収法第九十八条の規定は、施行日以後に同条第一項（国税徴収法第百九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行う見積価額の決定について適用する。

3　新国税徴収法第百五十一条並びに第百五十二条第一項（新国税徴収法第百五十一条第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、平成二十七年四月一日以後にされる新国税徴収法第百五十一条第一項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた第八条の規定による改正前の国税徴収法第百五十一条第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4　新国税徴収法第百五十一条の二並びに第百五十二条第一項（新国税徴収法第百五十一条の二第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に新国税徴収法第百五十一条の二第一項に規定する納期限が到来する国税について適用する。

（租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例に関する経過措置）

第四十一条　第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第二項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、居住者の平成二十九年分以後の各年分の同項に規定する国外所得金額又は内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度の同項に規定する国外所得金額若しくは同日以後に開始する各連結事業年度の同項に規定する連結国外所得金額が増額される場合について適用する。

2　附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の規定の適用については、同条第一項中「この項及び次項」とあるのは「この項」と、同条第三項中「、第八十二条及び第百四十五条」とあるのは「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含

む。）及び第八十二条」と、同項の表中

「

法人税法第百四十五条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定
	修正申告書を提出した日又はその正若しくは決定
	修正申告書又は更正若しくは決定で決定
	第百四十四条の六第一項第十一号は同条第二項第五号に掲げる金（当該
地方法人税法第二十四条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条規定による決定をいう。以下この条において同じ。）
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定で決定

」

とあるのは

「

地方法人税法第二十四条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条規定による決定をいう。以下この条において同じ。）
	修正申告書の提出又は更正若しくは決定で決定

」

し	租税条約等実施特例法第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正
は	更正
更	更正
	更正
	の確定申告書に記載した、又は決定
又	第百四十四条の六第一項第一号若しくは第二号に掲げる欠損金額若しくは同項第五号に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第十一号に掲げる金額又は同条第二項第一号に掲げる欠損金額若しくは同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの
し	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第七条第一項又は第二項の更正
は	更正
	の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定

し、又は更正若しくは則法第二十五条のいう。以下この条	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第七条第一項の更正	
又は更正若しくは	更正	とする。
	の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定	」

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第四十二条　別段の定めがあるものを除き、第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第四十三条　新租税特別措置法第三条第二項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する一般利子等について適用する。

2　第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三条第二項の非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する一般利子等については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「所得税法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法」とする。

（利子所得等に係る支払調書の特例に関する経過措置）

第四十四条　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三条の二の規定の適用については、同条中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第五条の二第五項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する振替国債及び振替地方債の利子について適用する。

2　旧租税特別措置法第五条の二第五項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第九条の三の二」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の三の二」とする。

3　前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第五条の二第六項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「当該利子」とあるのは「当該利子」と、「同法第二百二十五条第一項」とあるのは「所得税法第二百二十五条第一項」と、「第五条の二第五項後段」とあるのは「平成二十六年改正法附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「とする」とあるのは「と、「同法第百二十条、」とある」とあるのは「所得税法第百二十条、」とする。

4　平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第五条の二第六項の規定の適用については、同項中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

5　新租税特別措置法第五条の三第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する特定振替社債等の利子等について適用する。

6　旧租税特別措置法第五条の三第三項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する特定振替社債等の利子等については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第九条の三の二」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第四十五条第二項（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「同条第一項」とあるのは「租税特別措置法第五条の二第一項」と、「又は第五項後段」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号。以下この条及び第八条の五第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「当該利子」と」とあるのは「当該利子」と、「同法第二百二十五条第一項」とあるのは「所得税法第二百二十五条第一項」と」と、「第五条の二第五項後段」とあるのは「平成二十六年改正法附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「とする」とあるのは「と、「同法第百二十条、」とある」とあるのは「所得税法第百二十条、」とする。

7　前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第五条の三第九項の規定の適用については、同項の表前条第六項の項中「及び第三項」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第四十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の三第三項後段の規定の適用を受けた場合には、租税特別措置法第五条の三第一項」と、「又は第三項後段」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第四十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の三第三項後段」と、「第八条の二第一項」と、「第五条の三第三項後段」とあるのは「平成二十六年改正法附則第四十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二

十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の三第三項後段」とする。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第四十六条　新租税特別措置法第六条第一項及び第二項の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において発行する同条第一項に規定する債券又は同条第二項に規定する民間国外債の利子について適用し、外国法人が同日前に開始した事業年度において発行した旧租税特別措置法第六条第一項に規定する債券又は同条第二項に規定する民間国外債の利子については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六条第六項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する民間国外債の利子について適用する。

3　旧租税特別措置法第六条第六項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する民間国外債の利子については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「所得税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法」と、「第六条第六項後段」とあるのは「所得税法」と、「第六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（以下この項において「平成二十六年改正法」という。）附則第四十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六条第六項後段」と、「同法」とあるのは「平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の所得税法」とする。

4　新租税特別措置法第六条第九項の規定は、附則第一条第十五号に定める日以後に提出する同項において準用する新租税特別措置法第六条第四項に規定する非課税適用申告書について適用し、同日前に提出した旧租税特別措置法第六条第九項において準用する同条第四項に規定する非課税適用申告書については、なお従前の例による。

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第八条の二第二項及び第三項の規定は、これらの規定に規定する恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等について適用する。

2　旧租税特別措置法第八条の二第二項又は第三項の非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等については、同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「所得税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法（次項において「旧所得税法」という。）」と、同条第三項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第九条の四の二第一項及び第二項の規定は、平成二十八年四月一日以後の同条第一項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第九条の四の二第一項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例に関する経過措置）

第四十九条　旧租税特別措置法第九条の六第一項から第四項までの非居住者又は外国法人が平成二十八年四月一日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第十条第六項の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十一条　個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項第一号ハに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第十条の六第一項（第五号及び第十号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第五十三条　個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十二条第一項（同項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号。以下「沖縄振興特別措置法一部改正法」という。）による改正後の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「新沖縄振興特別措置法」という。）第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4　新租税特別措置法第十二条（第三項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

5　個人が施行日前に旧租税特別措置法第十二条第三項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第二号（同号の上欄に規定する政令で定める区域に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

6　新租税特別措置法第十三条の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第二号（同号に規定する区域計画に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十七号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十六号に定める日以後に取得又は新築を

する新租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

（個人の準備金に関する経過措置）

第五十四条　新租税特別措置法第二十条第四項、第二十条の二第四項、第二十条の三第六項、第二十二条第五項及び第二十四条の二第四項の規定は、個人の施行日以後に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日。以下この条において「施行日以後取消事実発生日」という。）の属する年分（平成二十七年以後の年分に限る。）の所得税について適用し、個人の施行日前に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）の属する年分（施行日以後取消事実発生日の属する年分で平成二十六年以前の年分を含む。）及びその翌年分の所得税については、なお従前の例による。

（農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十五条　新租税特別措置法第二十四条の三の規定は、個人が施行日以後に行われる現物分配（法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をいう。以下同じ。）により移転を受ける新租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する農用地等について適用し、個人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する農用地等については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第五十六条　新租税特別措置法第二十六条（第二項第六号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年一月一日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用する。

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第五十七条　個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第二十八条第一項第三号に掲げる掛金については、なお従前の例による。

（債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第五十八条　新租税特別措置法第二十八条の二の二の規定は、同条第一項の個人が施行日以後に同項に規定する債務処理計画に基づき債務の免除を受ける場合について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十九条　新租税特別措置法第三十一条の二（第二項第九号の二に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

2　新租税特別措置法第三十四条（第二項第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十四条の二（第二項第十号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第二十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十四条の二（第二項第二十二号の二に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

5　新租税特別措置法第三十四条の二（第二項第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十八号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第三十六条の二の規定は、個人が平成二十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の三まで（新租税特別措置法第三十七条第一項（同項の表に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行われる現物分配により同表の各号の下欄に掲げる資産の移転を受ける場合における当該各号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行われた現物分配により旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の移転を受けた場合における当該各号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、第十二項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

9　施行日が附則第一条第十八号に定める日前である場合には、施行日から同号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号及び第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表の第二号の下欄中「又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けた個人（同号において「認定就農者」という。）の農業」とあるのは「の農業」と、同表の第七号の下欄中「認定農業者又は認定就農者」とあるのは「認定農業者若しくは認定就農者」とする。

10　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第二十号に定める日以後に同表の第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用する。

12　施行日前にその施行の認可をされた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、個人が施行日以後に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における同号の上欄に掲げる資産の譲渡については、同条から旧租税特別措置法第三十七条の四まで（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第三十七条第一項及び第四項中「平成二十六年十二月三十一日」とあり、同条第十項中「平成二十五年十二月三十一日」とあり、並びに旧租税特別措置法第三十七条の四中「平成二十六年十二月三十一日」とあるのは、「平成二十八年三月三十一日」とする。

13　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十一条の二、第三十一条の三、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五及び第三十七条の九の五の規定の適用については、新租税特別措置法第三十一条の二第四項中「又は第三十七条の九の五」とあるのは「若しくは第三十七条の九の五又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第五十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新租税特別措置法第三十一条の三第一項中「第三十七条の九の五」とあるのは「第三十七条の九の五の規定若しくは旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新租税特別措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」とあるのは「第三十七条の九の五」とあるのは「若しくは第三十七条の九の五又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新租税特別措置法第三十五条第一項中「第三十七条の九の五」とあるのは「第三十七条の九の五の規定若しくは旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新租税特別措置法第三十七条の九の五第一項中「第三十七条の七」とあるのは「第三十七条の七並びに旧効力措置法第三十七条」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第六十条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十一の四第五項の規定の適用については、同項中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置等）

第六十一条　新租税特別措置法第三十七条の十四第五項及び第十四項から第二十二項までの規定は、平成二十七年一月一日以後に提出する同条第十四項に規定する金融商品取引業者等変更届出書又は同条第十七項に規定する非課税口座廃止届出書について適用する。

2　平成二十七年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第四号及び第五号、第十四項、第十六項、第十七項並びに第十九項から第二十二項までの規定の適用については、これらの規定中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

3　新租税特別措置法第三十七条の十四第二十三項の規定は、平成二十七年一月一日以後に提供する同項に規定する提供事項について適用する。

4　旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長が、施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間に同条第九項又は第十三項に規定する所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）に対しこれらの規定により提供すべきこととされている事項（以下この項において「提供事項」という。）の提供をする場合において、政令で定めるところにより所轄税務署長の承認を受けたときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、これらの規定にかかわらず、同条第九項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該提供事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提供事項を所轄税務署長に提供したものとみなして、旧租税特別措置法第九条の八及び第三十七条の十四の規定を適用する。

5　前項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定による承認を受けた場合には、当該承認を平成二十七年一月一日に受けた新租税特別措置法第三十七条の十四第二十三項に規定する所轄税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

6　平成二十七年一月一日前に非課税口座を廃止した旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に係る新租税特別措置法第三十七条の十四第十九項から第二十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十二条　新租税特別措置法第三十七条の十四の二の規定は、非居住者が平成二十九年一月一日以後に同条第一項に規定する外国合併親法人株式、同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式又は同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式の交付を受ける場合について適用する。

2　非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項に規定する外国合併親法人株式、同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式又は同条第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式の交付を受ける場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第七項中「所得税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第一条の規定による改正前の所得税法」と、「第一項中「除く。）」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イ」とあるのは「第一項中「除く。）」とあるのは「除き、当該非居住者の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）第一条の規定による改正前の所得税法（次項において「旧所得税法」という。）第百六十四条第一項第四号イ」と、「第二項中「除く。）」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イ」とあるのは「第二項中「除く。）」とあるのは「除き、当該非居住者の旧所得税法第百六十四条第一項第四号イ」とする。

（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十三条　新租税特別措置法第三十九条の規定は、個人が平成二十七年一月一日以後に開始する相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び附則第百二十八条において同じ。）による新租税特別措置法第三十九条第一項に規定する財産の取得をする場合における同項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が同日前に開始した相続又

は遺贈による旧租税特別措置法第三十九条第一項に規定する財産の取得をした場合における同項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

2　平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三十一条第一項」とあるのは、「第三十三条第三項第一号」とする。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第六十四条　新租税特別措置法第四十条第十一項から第十三項までの規定は、同条第十一項に規定する公益合併法人並びに同条第十二項に規定する引継法人、受贈公益法人等及び譲受法人が施行日以後に同条第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する書類を提出する場合について適用する。

2　新租税特別措置法第四十条第十六項及び第十七項の規定は、同条第十六項に規定する公益法人等が施行日以後に同項の規定により確認を求める場合について適用する。

（国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十五条　新租税特別措置法第四十条の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する資産又は同条第二項に規定する重要有形民俗文化財の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第四十条の二第一項に規定する資産又は同条第二項に規定する重要有形民俗文化財の譲渡については、なお従前の例による。

（非居住者の内部取引に係る課税の特例等に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第四十条の三の三の規定は、非居住者の平成二十九年分以後の所得税について適用する。

2　新租税特別措置法第四十条の三の四の規定は、非居住者の平成二十九年分以後の所得税につき申請される同条第一項の規定による納税の猶予について適用する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第四十一条第二十四項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する要耐震改修住宅の同条第一項に規定する取得をする場合について適用する。

（定期積金の給付補塡金等の分離課税等に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第四十一条の十第二項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する給付補塡金等について適用する。

2　旧租税特別措置法第四十一条の十第二項の非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する給付補てん金等については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「所得税法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法」とする。

（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第三号イの規定は、外国法人により平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において発行される同号イに掲げる割引債について適用し、外国法人により同日前に開始した事業年度において発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第三号イに掲げる割引債については、なお従前の例による。

（振替国債等の償還差益の非課税等に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第四十一条の十三第五項の規定は、同条第一項から第三項までに規定する償還差益又は同条第四項に規定する損失の額のうち、平成二十八年十二月三十一日以前に同条第五項の恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は同項の恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものについて適用する。

2　旧租税特別措置法第四十一条の十三第一項から第三項までに規定する償還差益又は同条第四項に規定する損失の額のうち、平成二十八年十二月三十一日以前に同条第五項の国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものについては、同項の規定は、なおその効力を有する。

（割引債の償還差益等に係る国内源泉所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第四十一条の十三の二第一項の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において発行する同項に規定する割引債の同項に規定する償還差益について適用し、外国法人が同日前に開始した事業年度において発行した旧租税特別措置法第四十一条の十三の二第一項に規定する割引債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（振替割引債の差益金額等の課税の特例に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第四十一条の十三の三第五項の規定は、同条第二項に規定する償還差益又は同条第三項に規定する損失の額のうち、平成二十九年一月一日以後に同条第五項の恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は同項の恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものについて適用する。

2　旧租税特別措置法第四十一条の十三の三第二項に規定する償還差益又は同条第三項に規定する損失の額のうち、平成二十八年十二月三十一日以前に同条第五項の国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は同項の国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものについては、同項の規定は、なおその効力を有する。

（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第七十三条　新租税特別措置法第四十一条の十九の五の規定は、居住者の平成二十九年分以後の同条第一項に規定する国外所得金額の計算について適用する。

（外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の規定は、同項の非居住者が平成二十九年以後の各年において有する新所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉所得又は新租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第百六十一条第一項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得について適用する。

2　平成二十八年以前の各年において旧所得税法第百六十一条に規定する国内源泉所得を有する旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の国内に恒久的施設を有する非居住者の平成二十八年分以前の所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「ものは、所得税法」とあるのは「ものは、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この条において「旧所得税法」という。）」と、「所得税法その他」とあるのは「旧所得税法その他」と、同項第五号中「所得税法」とあるのは「旧所得税法」と、同条第三項、第七項及び第九項中「所得税法」とあり、及び「同法」とあるのは「旧所得税法」とする。

3　旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の外国法人が平成二十八年四月一日前に支払を受けるべき旧所得税法第百六十一条第一号の二

から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第七十五条　新租税特別措置法第四十二条の二第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する特定利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の二第三項の国内に恒久的施設を有する外国法人が同日前に支払を受けた同条第一項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第七十六条　新租税特別措置法第四十二条の二第三項の規定は、施行日以後に提供する同条第一項に規定する調書等の同項に規定する記載事項について適用する。

2　施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の二の二第三項の規定の適用については、同項中「第三十七条の十四第二十五項」とあるのは、「第三十七条の十四第十五項」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第七十七条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条　法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号ハに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条　新租税特別措置法第四十二条の六（特定生産性向上設備等（同条第二項から第四項まで、第八項及び第十項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日以後に、特定生産性向上設備等の取得若しくは製作をし、又は特定生産性向上設備等の移転を受ける法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三章第一節の二から第八節までの規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の六第五項中「第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号」とあるのは「第七十二条第一項第一号」と、「同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」とする。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第四十二条の九（第一項の表の第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十一条　新租税特別措置法第四十二条の十の規定は、法人が附則第一条第十七号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

2　附則第一条第十七号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第十二項の規定の適用については、同条第二項中「第七十条の二まで、第百四十四条及び第百四十四条の二」とあるのは「第七十条の二まで」と、同条第十二項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」とする。

3　附則第一条第十七号に定める日から同条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十第十三項の規定の適用については、同項中「法人税法及び地方法人税法」とあるのは「法人税法」と、「、法人税法」とあるのは「、同法」と、「同法及び地方法人税法」とあるのは「同法」とする。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十二条　新租税特別措置法第四十二条の十二

の四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　法人の平成二十五年四月一日以後に開始し、かつ、施行日前に終了した事業年度（旧租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項に規定する各事業年度に該当する事業年度に限り、同項の規定の適用がある事業年度及び第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十七条の三から第十七条の三の三までの規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「経過年度」という。）が対象経過年度（経過年度を新租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する適用年度とみなして同条の規定を適用したならば同条第一項本文に規定するときに該当することとなるときにおける当該経過年度をいう。）である場合には、当該法人の施行日以後最初に終了する事業年度分の法人税に係る同項の規定の適用については、同項中「相当する金額（とあるのは「相当する金額と経過年度控除限度額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第八十二条第二項に規定する対象経過年度である各経過年度（同項に規定する経過年度をいう。以下この項において同じ。）に係る経過雇用者給与等支給増加額（当該各経過年度を次項第三号に規定する適用年度とみなした場合の雇用者給与等支給増加額をいう。）の合計額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（と、「の百分の十（当該法人が中小企業者等（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。）である場合には、百分の二十）に相当する」とあるのは「に控除上限割合（百分の十（当該法人が第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等である場合には、百分の二十）に当該事業年度及び当該各経過年度の月数の合計数を当該事業年度の月数で除して得た数（当該数に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した」と、「当該百分の十に相当する金額」とあるのは「当該計算した金額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「前二項」とする。

3　前項の法人の平成二十五年四月一日以後に開始し、かつ、施行日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合において、当該連結事業年度が、附則第百十二条第二項に規定する経過年度に該当し、かつ、同項に規定する対象経過年度であるときは、当該連結事業年度を前項に規定する対象経過年度である同項に規定する経過年度とみなす。

4　第二項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第一項第十二号中「第四十二条の十二の四第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項に」とあるのは「第四十二条の十二の四第一項に」とする。

5　第二項の規定の適用がある場合における第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十七条の二第十三項、第十七条の二の二第十項及び第十七条の二の三第十項の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五まで」とあるのは「第四十二条の十二の五まで（同法第四十二条の十二の四の規定を所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同法第四十二条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第一項」とする。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第四十二条の十二の五の規定は、産業競争力強化法の施行の日以後に、特定生産性向上設備等（同条第一項、第三項、第四項及び第九項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の同条第一項に規定する取得等をし、又は特定生産性向上設備等の移転を受ける法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項の規定の適用については、同項中「第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「第四十二条の九」とする。

3　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第十五項の規定の適用については、同条第七項中「第七十条の二まで、第百四十四条及び第百四十四条の二」とあるのは「第七十条の二まで」と、同条第十五項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第百四十四条の十二の五第七項」とするとあるのは「とする」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第八十四条　施行日から附則第一条第二十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十三条の二第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「第一項」とする。

2　法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4　旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行

日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

5　新租税特別措置法第四十五条（第二項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

6　法人が施行日前に旧租税特別措置法第四十五条第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第二号（同号の上欄に規定する政令で定める区域に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八条の二十七第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第百十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項」とする。

7　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第二号（同号に規定する区域計画に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十七号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十六号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

（法人の準備金に関する経過措置）

第八十五条　新租税特別措置法第五十五条第五項、第五十五条の五第四項、第五十五条の六第四項、第五十六条第六項、第五十七条の三第四項、第五十七条の四第六項、第五十七条の七の二第五項、第五十七条の八第六項及び第五十八条第六項の規定は、法人の施行日以後に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日。以下この項及び附則第八十七条第一項において「施行日以後取消事実発生日」という。）を含む事業年度（施行日以後に開始する事業年度に限る。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）を含む事業年度（施行日以後取消事実発生日を含む事業年度で施行日前に開始したものを含む。）から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第五十五条（第五項に係る部分を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得をする同条第一項の特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第五十五条の二及び第五十五条の三の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）

第八十六条　新租税特別措置法第六十条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、同項の表（以下この条において「新表」という。）の各号の上欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十条第一項の表（以下この条において「旧表」という。）の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　施行日前に設立された法人（第六項又は第七項の規定により新表の各号の中欄に掲げる地区とみなされる地区内においてそのみなされる間に設立された法人を含む。）の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条（第一項に係る部分に限り、次項、第四項、第六項又は第七項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「（当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち地区指定（同表の第一号の上欄に掲げる法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）による改正前の沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる法人にあつては同法第四十二条第一項の規定による指定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十六条第三項の規定により同条第一項に規定する新表の第二号の上欄に掲げる法人とみなされたものにあつては、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定による指定）をいう。）の日」と、「ものに限る。）」とあるのは「もの」とする。

3　施行日前に旧表の第一号の上欄に規定する認定を受けた法人（沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第一項の規定により新沖縄振興特別措置法第三十条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）は、当該法人の施行日以後に終了する事業年度において、新表の第一号の上欄に掲げる法人とみなす。

4　施行日前に旧表の第二号の上欄に規定する認定を受けた法人（沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第三項の規定により新沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限り、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十六条第三項の規定により同欄に掲げる法人とみなされたもの（以下この項において「旧認定法人」という。）を含む。）は、当該法人の施行日以後に終了する事業年度において、新表の第二号の上欄に掲げる法人とみなす。この場合において、旧認定法人に係る新租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」とする。

5　施行日前に旧表の第三号の上欄に規定する認定を受けた法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「沖縄振興特別措置法」とあるのは、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）による改正前の沖縄振興特別措置法」とする。

6　旧表の第一号の中欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出が

あった日の前日）までの間は、新表の第一号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

7　旧表の第二号の中欄に掲げる地区（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十六条第六項の規定により同欄に掲げる地区とみなされた地域を含む。）は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新表の第二号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

8　新租税特別措置法第六十条（第二項に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置）

第八十七条　新租税特別措置法第六十一条の二第四項の規定は、法人の施行日以後取消事実発生日を含む事業年度（施行日以後に開始する事業年度に限る。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）を含む事業年度（施行日以後取消事実発生日を含む事業年度で施行日前に開始したものを含む。）から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十一条の三の規定は、法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける同条第一項に規定する農用地等について適用し、法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する農用地等については、なお従前の例による。

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十八条　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十二条第六項の規定の適用については、同項第二号中「及び第四十二条の九」とあるのは「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」と、「第四十二条の九第一項、第四十二条の十一項」とあるのは「第四十二条の九第一項」とする。

（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第八十九条　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十二条の三第十一項の規定の適用については、同項第二号中「及び第四十二条の九」とあるのは、「第四十二条の九及び第四十二条の十一」と、「第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」とあるのは「第四十二条の九第一項」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第六十五条の三（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十五条の四（第一項第十号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第二十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十五条の四（第一項第二十二号の二に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十九号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4　新租税特別措置法第六十五条の四（第一項第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十八号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、第八項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

6　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第二十号に定める日以後に同表の第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用する。

8　施行日前にその施行の認可をされた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、法人が施行日以後に取得をする旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産については、同条から旧租税特別措置法第六十五条の九まで（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十五条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第四項中「おいて第六十八条の七十八第一項」とあるのは「おいて所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定によ

る改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の七十八第一項」と、「第六十八条の七十八第一項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、同条第十二項中「第六十八条の七十八第一項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五条の八第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第十四項及び第十五項中「第六十八条の七十九第八項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項」と、「第六十八条の七十八第一項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五条の九中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

9　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十五条の三、第六十五条の四、第六十五条の五の二及び第六十六条の二の規定の適用については、新租税特別措置法第六十五条の三第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新租税特別措置法第六十五条の四第一項及び第六十五条の五の二第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新租税特別措置法第六十六条の二第十四項第二号八中「又は第六十五条の十二」とあるのは「若しくは第六十五条の十二又は旧効力措置法第六十五条の七若しくは第六十五条の八」とする。

10　新租税特別措置法第六十五条の七第十五項の規定は、法人が、施行日以後に行う現物分配により移転をする同条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産又は施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける同表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が、施行日前に行った現物分配により移転をした旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産又は施行日前に行われた現物分配により移転を受けた同表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）

第九十一条　新租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定は、法人に係る同項に規定する国外関連者である恒久的施設を有する外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度における当該法人と当該外国法人との取引について適用し、法人に係る旧租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連者である外国法人の同日前に開始した事業年度における当該法人と当該外国法人との取引については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の四第三項の規定は、法人に係る同条第一項に規定する国外関連者である恒久的施設を有する外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において当該法人が当該外国法人に対して支出する同条第三項に規定する寄附金の額について適用し、法人に係る旧租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連者である外国法人の同日前に開始した事業年度において当該法人が当該外国法人に対して支出した同条第三項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十六条の四の二第二項及び第五項の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される同条第一項の規定による納税の猶予について適用し、同日前に申請された旧租税特別措置法第六十六条の四の二第一項の規定による納税の猶予については、なお従前の例による。

（外国法人の内部取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十二条　新租税特別措置法第六十六条の四の三の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

第九十三条　外国法人が平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において支払った旧租税特別措置法第六十六条の五第十項に規定する負債の利子等については、なお従前の例による。

（関連者等に係る純支払利子等の課税の特例に関する経過措置）

第九十四条　新租税特別措置法第六十六条の五の二第七項及び第九項から第十一項までの規定は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十五条　附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七第一項の規定の適用については、同項中「第六十九条第十四項」とあるのは、「第六十九条第十四項」とする。

（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十六条　附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三第一項の規定の適用については、同項中「第六十九条第十四項」とあるのは、「第六十九条第八項」とする。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第九十七条　法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十六条の十一第一項第三号に掲げる掛金については、なお従前の例による。

（特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税に関する経過措置）

第九十八条　旧租税特別措置法第六十七条の十一第一項の外国法人が平成二十八年四月一日前に支払を受けた同項に規定する利子については、なお従前の例による。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十九条　新租税特別措置法第六十七条の十五（第一項第二号トに係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する投資法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第百条　新租税特別措置法第六十七条の十六の規定は、同条第一項の外国法人が平成二十八年四月一日以後に有することとなる新法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十六第一項の外国法人が同日前に有することとなった旧法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

（振替国債の償還差益等の非課税等に関する経過措置）

第百一条　外国法人が平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子、同条第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等及び同条第三項に規定する民間国外債の利子については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後

に開始する事業年度において発行する同項に規定する割引債について適用し、外国法人が同日前に開始した事業年度において発行した旧租税特別措置法第六十七条の十七第四項に規定する割引債については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十七条の十七第五項の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において支払を受ける同項に規定する償還差益について適用する。

4　外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において支払を受ける旧租税特別措置法第六十七条の十七第五項に規定する外国法人の発行する割引債の償還差益（旧租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定の適用を受けたものに限る。）については、旧租税特別措置法第六十七条の十七第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法人税法第百四十一条第二号から第四号までに掲げる外国法人」とあるのは「外国法人」と、「割引債（第四十一条の十二第三項」とあるのは「第四十一条の十二第七項に規定する割引債（同条第三項」と、「以下この項において同じ。）」とあるのは「この同条第七項に規定する」と、「前項に規定する」とあるのは「当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の」と、「同法第百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る」とあるのは「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く」と、「同条第二号イ、第三号イ又は第四号イ」とあるのは「同号ロ又は同法第百四十一条第二号」とする。

5　旧租税特別措置法第六十七条の十七第七項に規定する外国金融機関等が平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において支払を受けた同項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十七条の十七第十項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において同項の外国法人が支払を受けるもの又は同項の外国法人につき生ずるものについて適用し、同日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第六十七条の十七第十項の外国法人が支払を受けたもの又は同項の外国法人につき生じたものについては、なお従前の例による。

（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第百二条　新租税特別措置法第六十七条の十八の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の同条第一項に規定する国外所得金額の計算について適用する。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第百三条　旧租税特別措置法第六十八条の三の二第九項に規定する受託法人の平成二十八年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する国内源泉所得に係る所得の計算については、なお従前の例による。

2　内国法人が平成二十八年四月一日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の三の二第十項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額については、なお従前の例による。

3　外国法人が平成二十八年四月一日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の三の二第十一項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額については、なお従前の例による。

（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第百四条　新租税特別措置法第六十八条の三の三・（第一項第二号ハに係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　旧租税特別措置法第六十八条の三の三第九項に規定する受託法人の平成二十八年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する国内源泉所得に係る所得の計算については、なお従前の例による。

3　内国法人が平成二十八年四月一日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の三の三第十一項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額については、なお従前の例による。

4　外国法人が平成二十八年四月一日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の三の三第十一項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額については、なお従前の例による。

（課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関する経過措置）

第百五条　新租税特別措置法第六十八条の三の四第三項の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用する。

2　新租税特別措置法第六十八条の三の四第四項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が平成二十八年四月一日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用する。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百六条　新租税特別措置法第六十八条の九第九項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百七条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項第一号ハに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百八条　新租税特別措置法第六十八条の十一（特定生産性向上設備等（同条第二項から第四項まで、第八項及び第十項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この条において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法の施行の日以後に、特定生産性向上設備等の取得若しくは製作をし、又は特定生産性向上設備等の移転を受けるものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百九条　新租税特別措置法第六十八条の十三（新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から

施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（連結法人が国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十条　新租税特別措置法第六十八条の十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十七号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

2　附則第一条第十七号に定める日から同条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十四第十三項及び第十四項の規定の適用については、同条第十三項中「第二編第一章の二及び地方法人税法」とあるのは「第二編第一章の二」と、「、法人税法」とあるのは「、同法」と、「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」とあるのは「とする」と、同条第十四項中「法人税法及び地方法人税法」とあるのは「法人税法」と、「ついては、法人税法」とあるのは「ついては、同法」と、「、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とするほか、法人税法」とあるのは「するほか、同法」と、「同法及び地方法人税法」とあるのは「同法」とする。

（連結法人の国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十一条　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「第二項、第六十八条の十四第一項」とあるのは、「第二項」とする。

（連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十二条　新租税特別措置法第六十八条の十五の五の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結法人の施行日前に終了した連結事業年度（旧租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項に規定する各連結事業年度に該当する連結事業年度に限り、同項の規定の適用がある連結事業年度及び旧震災特例法第二十五条の三から第二十五条の三の三までの規定の適用を受けた連結事業年度を除く。第四項第一号及び第五項第一号を除き、以下この条において「経過年度」という。）が対象経過年度（経過年度を新租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する適用年度とみなして同条の規定を適用したならば同条第一項本文に規定するときに該当することとなるときにおける当該経過年度をいう。）である場合には、当該連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後最初に終了する連結事業年度（以下第五項までにおいて「特例連結事業年度」という。）分の法人税に係る同条第一項の規定の適用については、同項中「相当する金額（」とあるのは「相当する金額と経過年度控除限度額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第百十二条第二項に規定する対象経過年度である各経過年度（同項に規定する経過年度をいう。以下この項において同じ。）に係る経過雇用者給与等支給増加額（当該各経過年度を次項第三号に規定する適用年度とみなした場合の雇用者給与等支給増加額をいう。）の合計額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（」と、「の百分の十（当該連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には、百分の二十）に相当する」とあるのは「に控除上限割合（百分の十（当該連結親法人が第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人である場合には、百分の二十）に当該連結事業年度及び当該各経過年度に係る連結親法人事業年度の月数の合計数を当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度の月数で除して得た数（当該数に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した」と、「当該百分の十に相当する金額」とあるのは「当該計算した金額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「前二項」とする。

3　前項の規定により読み替えて適用する新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項に規定する経過雇用者給与等支給増加額を計算する場合における同条第二項第三号及び第四号に規定する連結子法人は、当該経過雇用者給与等支給増加額に係る経過年度終了の日から特例連結事業年度終了の日まで継続して同条第一項の連結親法人との間に連結完全支配関係があるものに限るものとする。

4　特例連結事業年度において新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のうちに、当該特例連結事業年度が法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度である連結親法人若しくはその連結子法人又は平成二十五年四月一日以後に開始し、かつ、施行日前に終了した事業年度（以下この項及び次項において「特例対象事業年度」という。）終了の時において新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の連結親法人との間に連結完全支配関係がない連結子法人（当該特例連結事業年度の中途において連結完全支配関係があることとなったものにあっては、その連結完全支配関係があることとなった日が施行日後であるものを除く。）に該当するもの（以下この項及び次項第一号において「特例連結法人」という。）があり、かつ、当該特例連結法人の特例対象事業年度が次に掲げる事業年度である場合（次項第二号において「特例対象の場合」という。）には、第二項に規定する場合に該当するものとする。

一　連結事業年度に該当しない事業年度で、附則第八十二条第二項に規定する経過年度に該当し、かつ、同項に規定する対象経過年度であるもの

二　連結事業年度に該当する事業年度で、経過年度に該当し、かつ、第二項に規定する対象経過年度であるもの

5　前項の場合において、第二項の規定により読み替えて適用する新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　特例連結法人の特例対象事業年度の期間を附則第八十二条第二項に規定する経過年度として当該特例連結法人の特例連結事業年度の期間に相当する事業年度について同項において読み替えて適用する新租税特別措置法第四十二条の十二の四の規定を適用したならば同条第一項に規定する経過年度控除限度額となる金額は、第二項の規定により読み替えて適用する新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項に規定する経過年度控除限度額に含まれるものとする。

二　第二項の規定により読み替えて適用する新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項ただし書に規定する計算した金額は、同項ただし書の規定にかかわらず、特例連結事業年度の連結所得に対する同項に規定する調整前連結税額（以下この号において「調整前連結税額」という。）の百分の十（同項の連結親法人が新租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人である場合には、百分の二十。以下この号において同じ。）に相当する金額に、当該連結親法人（第二項に規定する場合に該当するもの又はその特例対象事業年度につき特例対象事業年度の場合に該当するものに限る。以下この号において同じ。）及びその各連結子法人（第二項に規定する場合に該当するもの又はその特例対象事業年度につき特例対象事業年度の場合に該当するものに限る。以下この号において同じ。）のイに掲げる金額の合計額と当該連結親法人及びその各連結子法人のロに掲げる金額の合計額とのうちいずれか少ない金額を加算した金額とする。

イ　当該特例連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額に控除上限割合（百分の十に第二項に規定する対象経過年度である各経過年度又は特例対象事業年度の月数の合計数を当該特例連結事業年度である当該連結親法人又は当該連結子法人の連結事業年度の月数で除して得た数（当該数に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を乗じて計算した割合をいう。ロにおいて同じ。）を乗じて計算した金額

(1)　当該連結親法人又は当該連結子法人の特例連結事業年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。(2)において同じ。）

(2)　当該連結親法人の特例連結事業年度の個別所得金額及び当該各連結子法人の特例連結事業年度の個別所得金額の合計額

ロ　当該特例連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額に当該連結親法人又は当該連結子法人に係るイ(1)に掲げる金額を乗じてこれを当該特例連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額に控除上限割合を乗じて計算した金額

6　前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第二項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定の適用については、同条第一項第十二号中「第六十八条の十五の五第一項」とあるのは「第六十八条の十五の五第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第百十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項に」とあるのは「第六十八条の十五の五第一項に」とする。

8　第二項の規定の適用がある場合における新震災特例法第二十五条の二第十四項、第二十五条の二の二第十項及び第二十五条の二の三第十項の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の六まで」とあるのは「第六十八条の十五の六まで（同法第六十八条の十五の五の規定を所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）附則第百十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同法第六十八条の九第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九第一項」とする。

（連結法人が生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十三条　新租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、産業競争力強化法の施行の日以後に、特定生産性向上設備等（同条第一項、第三項、第四項及び第九項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の同条第一項に規定する取得等をし、又は特定生産性向上設備等の移転を受けるものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

2　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項の規定の適用については、同項中「第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「第六十八条の十三」とする。

3　施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の六第十六項の規定の適用については、同項中「第二編第一章の二及び地方法人税法」とあるのは「第二編第一章の二」と、「、法人税法」とあるのは「、同法」と、「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」とあるのは「とする」とする。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第百十四条　新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第百十五条　施行日から附則第一条第二十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十七第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「第一項」とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4　旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

5　新租税特別措置法第六十八条の二十七（第二項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の二十七第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第二号（旧租税特別措置法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める区域に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の表の第二号の上欄及び第三項中「第四十五条第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項」とする。

7　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第二号（同号に規定する区域計画に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十七号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十六号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第百十六条　新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする同条第一項の特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の四十三の二及び第六十八条の四十三の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）

第百十七条　新租税特別措置法第六十八条の六十三（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同項の表（以下この条において「新表」という。）の各号の上欄に掲げる連結法人に該当するものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の六十三第一項の表（以下この条において「旧表」という。）の第一号又は第二号の上欄に掲げる連結法人に該当するものの施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に設立されたもの（第六項又は第七項の規定により新表の各号の中欄に掲げる地区とみなされる地区内においてそのみなされる間に設立されたものを含む。）の施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十三（第一項に係る部分に限り、次項、第四項、第六項又は第七項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「（当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち地区指定（同表の第一号の上欄に掲げる連結法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）による改正前の沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる連結法人にあつては同法第四十二条第一項の規定による指定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十七条第三項の規定により同条第一項に規定する新表の第二号の上欄に掲げる連結法人とみなされたものに限る。）は、当該連結親法人又はその連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度において、新表の第一号の上欄に掲げる連結法人とみなす。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第二号の上欄に規定する認定を受けたもの（沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第三項の規定により新沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限り、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十七条第三項の規定により同条第一項に規定する新表の第二号の上欄に掲げる連結法人とみなされたものに限る。）は、当該連結親法人又はその連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度において、新表の第一号の上欄に掲げる連結法人とみなす。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第一号の上欄に規定する認定を受けたもの（沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第一項の規定により新沖縄振興特別措置法第三十条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）は、当該連結親法人又はその連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度において、新表の第一号の上欄に掲げる連結法人とみなす。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第二号の上欄に規定する認定を受けたもの（沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第三項の規定により新沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限り、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十七条第三項の規定により同条第一項に規定する新表の第二号の上欄に掲げる連結法人とみなされたものに限る。）は、当該連結親法人又はその連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度において、新表の第一号の上欄に掲げる連結法人とみなす。

この場合において、旧租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の表の第二号の上欄及び第三項中「第四十五条第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項」とする。

7　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第二号（同号に規定する区域計画に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十七号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十六号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第百十六条　新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする同条第一項の特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の四十三の二及び第六十八条の四十三の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）

第百十七条　新租税特別措置法第六十八条の六十三（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同項の表（以下この条において「新表」という。）の各号の上欄に掲げる連結法人に該当するものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の六十三第一項の表（以下この条において「旧表」という。）の第一号又は第二号の上欄に掲げる連結法人に該当するものの施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に設立されたもの（第六項又は第七項の規定により新表の各号の中欄に掲げる地区とみなされる地区内においてそのみなされる間に設立されたものを含む。）の施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十三（第一項に係る部分に限り、次項、第四項、第六項又は第七項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「（当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち地区指定（同表の第一号の上欄に掲げる連結法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）による改正前の沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる連結法人にあつては同法第四十二条第一項の規定による指定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十七条第三項

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第三号の上欄に規定する認定を受けたものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税については、旧租税特別措置法第六十八条の六十三（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「沖縄振興特別措置法」とあるのは、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）による改正前の沖縄振興特別措置法」とする。

6　旧表の第一号の中欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新表の第一号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の六十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

7　旧表の第二号の中欄に掲げる地区（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十七条第六項の規定により同欄に掲げる地区とみなされた地域を含む。）は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新表の第二号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の六十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

8　新租税特別措置法第六十八条の六十三（第二項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同項に規定する連結法人に該当するものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第百十八条　新租税特別措置法第六十八条の六十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける同条第一項に規定する農用地等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧租税特別措置法第六十八条の六十五第一項に規定する農用地等については、なお従前の例による。

（連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置）

第百十九条　新租税特別措置法第六十八条の六十六の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が使途秘匿金の支出をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第百二十条　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の六十七第五項の規定の適用については、同項第二号中「及び第六十八条の十三」とあるのは「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五」と、「第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」とあるのは「第六十八条の十三第一項」とする。

（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第百二十一条　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の六十八第十一項の規定の適用については、同項第二号中「及び第六十八条の十三」とあるのは「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五」と、「第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」とあるのは「第六十八条の十三第一項」とする。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百二十二条　新租税特別措置法第六十八条の七十四（新租税特別措置法第六十五条の三第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十二号の二に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十八号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる

資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、第八項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十号に定める日以後に同表の第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用する。

8　施行日前にその施行の認可をされた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産については、同条から旧租税特別措置法第六十八条の八十まで（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同項の表の第八号の上欄中「第六十五条の七第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「旧効力単体措置法」という。）第六十五条の七第一項」と、同条第四項中「第六十五条の七第一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の七第一項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十二項中「第六十五条の七第一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の七第一項」と、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第十五項及び第十六項中「第六十五条の八第七項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の八第七項」と、「第六十五条の七第一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五条の七第一項」と、旧租税特別措置法第六十八条の八十中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

9　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の七十四、第六十八条の七十五、第六十八条の七十六の二及び第六十八条の八十五の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項中「第六十八条の八十まで」とあるのは「第六十八条の八十まで若しくは旧効力措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、新租税特別措置法第六十八条の八十五第十四項第二号ハ中「又は第六十八条の八十三」とあるのは「若しくは第六十八条の八十三又は旧効力措置法第六十八条の七十八若しくは第六十八条の七十九」とする。

10　新租税特別措置法第六十八条の七十八第十五項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、施行日以後に行う現物分配により移転をする同条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産又は施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける同表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、施行日前に行った現物分配により移転をした旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の各号の上欄に掲げる資産又は施行日前に行われた現物分配により移転を受けた同表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

11　施行日から附則第一条第二十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十までの規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項中「同表の各号」とあるのは、「同表の各号（第五号を除く。以下第六十八条の八十までにおいて同じ。）」とする。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）

第百二十三条　新租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定は、連結法人に係る同項に規定する恒久的施設を有する外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において当該連結法人と当該外国法人との取引について適用し、連結法人に係る旧租税特別措置法第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連者である外国法人の同日前に開始した事業年度における当該連結法人と当該外国法人との取引については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の八十八第三項の規定は、連結法人に係る同条第一項に規定する国外関連者である恒久的施設を有する外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において当該連結法人が当該外国法人に対して支出する同条第三項に規定する寄附金の額について適用し、連結法人に係る旧租税特別措置法第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連者である外国法人の同日前に開始した事業年度において当該連結法人が当該外国法人に対して支出した同条第三項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の八十八の二第二項及び第五項の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される同条第一項の規定による納税の猶予について適用し、同日前に申請された旧租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項の規定による納税の猶予については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第百二十四条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十六条の十一第一項第三号に掲げる掛金については、なお従前の例による。

（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第百二十五条　新租税特別措置法第六十八条の百七の二の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度の同条第一項に規定する連結国外所得金額の計算について適用する。

（連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例に関する経過措置）

第百二十六条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十八年四月一日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の百十第二項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額については、なお従前の例による。

（連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例に関する経過措置）

第百二十七条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十八年四月一日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の百十一第二項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第百二十八条　新租税特別措置法第七十条の二第七項の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が施行日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条及び附則第百五十四条において同じ。）により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

2　新租税特別措置法第七十条の三第七項の規定は、同条第三項第一号に規定する特定受贈者が施行日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

3　新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税については、なお従前の例による。

4　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第十項（第二号を除く。）、第十五項及び第十六項の規定（第九号に掲げる受贈者にあっては同条第一項、第十項（第二号を除く。）、第十五項及び第十六項の規定とし、第十号に掲げる受贈者にあっては同条第一項、第十項、第十五項及び第十六項の規定とする。）、新租税特別措置法第七十条の五の規定並びに新租税特別措置法第七十条の八第一項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十　旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

5　前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の四第十五項及び第十六項の規定並びに新租税特別措置法第七十条の八第一項の規定は、施行日以後に前項各号に掲げる受贈者がこれらの規定に規定する収用交換等による譲渡をする場合について適用する。

6　新租税特別措置法第七十条の四の二の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する猶予適用者が同条第一項第一号に掲げる貸付けを行う場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の四の二第二項に規定する猶予適用者が同条第一項第一号に掲げる貸付けを行った場合については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

8　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第十二項（第二号を除く。）、第十九項及び第二十項の規定（第六号に掲げる農業相続人にあっては同条第一項、第十二項（第二号を除く。）、第十九項及び第二十項の規定とし、第七号に掲げる農業相続人にあっては同条第一項、第十二項、第十九項及び第二十項の規定とする。）並びに新租税特別措置法第七十条の八第三項の規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三　租税特別措置法等の一部を改正する法律

（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七　旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

9　前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の六第十九項及び第二十項の規定並びに新租税特別措置法第七十条の八第三項の規定は、施行日以後に前項各号に掲げる農業相続人がこれらの規定に規定する収用交換等による譲渡をする場合について適用する。

10　新租税特別措置法第七十条の六の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する猶予適用者が同項第一号に掲げる貸付けを行う場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の六の二第一項に規定する猶予適用者が同項第一号に掲げる貸付けを行った場合については、なお従前の例による。

11　施行日から附則第一条第十八号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条の四第十項、第七十条の四の二第一項、第七十条の六第十二項及び第七十条の六の二第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第七十条の四第十項第三号及び第七十条の六第十二項第三号中「、当該農地中間管理機構から借り受けた者」とあるのは「当該農地中間管理機構から借り受けた者とし、農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人が借り受けた者である場合には当該農地保有合理化法人から借り受けた者とする。」と、新租税特別措置法第七十条の四の二第一項第一号及び第七十条の六の二第一項第一号中「農地中間管理事業のため」とあるのは「農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）のため」とする。

12　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律附則第三条の規定によりなお従前の例により同条に規定する旧農地保有合理化法人が新たに同条に規定する旧農地保有合理化事業を行う場合又は同法附則第四条第一項の規定により同項各号に掲げる同法附則第三条に規定する旧農地保有合理化事業の実施についてなお従前の例によることとされる場合には、旧租税特別措置法第七十条の四第十項（第三号に係る部分に限る。）、第七十条の四の二第一項（第一号に係る部分に限る。）、第七十条の六第十二項（第三号に係る部分に限る。）及び第七十条の六の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「農業経営基盤強化促進法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。

13　新租税特別措置法第七十条の七の五から第七十条の七の七までの規定は、附則第一条第二十二号に定める日以後に、新租税特別措置法第七十条の七の五第二項第一号に規定する認定医療法人の同項第二号に規定する持分の放棄又は新租税特別措置法第七十条の七の七第一項の個人の死亡に伴い取得する新租税特別措置法第七十条の七の五第一項に規定する経済的利益に係る贈与税について適用する。

14　附則第一条第二十二号に定める日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の七の五及び第七十条の七の六の規定の適用については、新租税特別措置法第七十条の七の五第一項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」とあるのは「第七十条の二の三」と、同条第三項第二号中「第七十条の二の五第一項又は第七十条の三第一項」とあるのは「第七十条の三第一項」と、新租税特別措置法第七十条の七の六第一項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」とあるのは「第七十条の二の三」とする。

15　新租税特別措置法第七十条の七の八及び第七十条の七の九の規定は、附則第一条第二十二号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する新租税特別措置法第七十条の七の八第二項に規定する経過措置医療法人の新租税特別措置法第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分に係る相続税について適用する。

16　新租税特別措置法第七十条の八第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する収用交換等による譲渡をする場合の新租税特別措置法第七十条の四第三十五項の規定により同条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が納付すべき利子税の額について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の八第一項に規定する収用交換等による譲渡をした場合の旧租税特別措置法第七十条の四第三十四項の規定により同条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が納付すべき利子税の額については、なお従前の例による。

17　新租税特別措置法第七十条の八第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する収用交換等による譲渡をする場合の新租税特別措置法第七十条の六第四十項の規定により同条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が納付すべき利子税の額について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の八第一項に規定する収用交換等による譲渡をした場合の旧租税特別措置法第七十条の六第三十九項の規定により同条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が納付すべき利子税の額については、なお従前の例による。

18　新租税特別措置法第七十条の八の二の規定は、附則第一条第二十二号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

19　附則第一条第二十二号に定める日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の八の二の規定の適用については、同条第四項第三号中「第七十条の七の二第十四項第十一号」とあるのは「第七十条の七の二第十四項第十号」と、「株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」とあるのは「株式」とする。

20　旧租税特別措置法第七十条の十二第一項に規定する物納の許可の申請に係る相続の開始の直前までに当該相続に係る被相続人と環境大臣との間で同条第三項第二号に規定する風景地保護

協定が締結された場合において、同条第一項に規定する納税義務者が同条第三項各号に掲げる要件を満たす土地について同条第一項に規定する物納の許可の申請をするときは、同条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第百二十九条　新租税特別措置法第八十条の二の規定は、同条に規定する経営強化計画又は変更後の経営強化計画が施行日以後に提出される場合における同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日前に提出された場合における同条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　施行日前に新関西国際空港株式会社が旧租税特別措置法第八十二条に規定する土地の買入れを行った場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の税率の特例に関する経過措置）

第百三十条　施行日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（たばこ税の税率の特例に関する経過措置）

第百三十一条　施行日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置）

第百三十二条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第三項」と、同条第五項中「前条第三号」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第三項第三号」とする。

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第百三十三条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第三項第一号」とする。

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第百三十四条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第三項第一号」とする。

（利子税の割合の特例に関する経過措置）

第百三十五条　附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十三条第一項第二号の規定の適用については、同号中「第百四十四条の八」とあり、及び「第百四十四条の七」とあるのは「第百四十五条第一項」とする。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六条　第十一条の規定による改正後の税理士法（以下この条において「新税理士法」という。）第三条第三項の規定は、平成二十九年四月一日以後に公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三条に規定する公認会計士試験に合格した者について適用し、同日前に同条に規定する公認会計士試験に合格した者については、なお従前の例による。

2　新税理士法第四条第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する退職手当支給制限等処分又は当該退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者について適用する。

3　新税理士法第二十四条（第六号ロに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる税理士法第二十一条第一項の規定による登録の申請について適用する。

4　新税理士法第三十四条第二項の規定は、平成二十六年七月一日以後にされる同項に規定する申告書を提出した者への通知について適用する。

5　新税理士法第四十五条の規定は、税理士の平成二十七年四月一日以後にした同条第一項の税務代理、税務書類の作成若しくは新税理士法第三十六条の規定に違反する行為又は新税理士法第四十五条第二項の行為について適用し、税理士の同日前にした第十一条の規定による改正前の税理士法（以下この条において「旧税理士法」という。）第四十五条第一項の税務代理、税務書類の作成若しくは旧税理士法第三十六条の規定に違反する行為又は旧税理士法第四十五条第二項の行為については、なお従前の例による。

6　新税理士法第四十六条の規定は、税理士の平成二十七年四月一日以後にした同条の虚偽の記載又は新税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反する行為について適用し、税理士の同日前にした旧税理士法第四十六条の虚偽の記載又は旧税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反する行為については、なお従前の例による。

7　新税理士法第四十八条の二十第一項の規定は、税理士法人の平成二十七年四月一日以後にした新税理士法若しくは新税理士法に基づく命令に違反する行為又は著しく不当な運営について適用し、税理士法人の同日前にした旧税理士法若しくは旧税理士法に基づく命令に違反する行為又は著しく不当な運営については、なお従前の例による。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十七条　第十二条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（次項において「新国外送金等調書法」という。）第四条第四項の規定は、施行日以後に提供する同条第一項に規定する国外送金等調書の同条第二項に規定する記載事項について適用する。

2　新国外送金等調書法第四条の二及び第四条の三の規定は、平成二十七年一月一日以後に新国外送金等調書法第四条の二第一項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長に依頼する同項に規定する国外証券移管等について適用する。

（雑損控除の特例に関する経過措置）

第百三十八条　新震災特例法第四条第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

（純損失の繰越控除の特例に関する経過措置）

第百三十九条　新震災特例法第七条第七項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

（被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置）

第百四十条　新震災特例法第十一条の三の二の規

定は、施行日以後に同条に規定する債務処理に関する計画に基づき債務の免除を受ける場合について適用する。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第百四十一条　新震災特例法第十二条の規定は、個人が施行日以後に行われる現物分配により同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の移転を受ける場合における当該各号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行われた現物分配により旧震災特例法第十二条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の移転を受けた場合における当該各号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置）

第百四十二条　新震災特例法第十二条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与する場合について適用する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第百四十三条　新震災特例法第十三条の二第一項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する住宅の新築取得等をする場合について適用し、居住者が施行日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等をした場合については、なお従前の例による。

（中間申告書の提出を要しない場合に関する経過措置）

第百四十四条　附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新震災特例法第十六条の二の規定の適用については、同条中「若しくは第百四十四条の三第一項本文若しくは第二項本文」とあるのは、「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」とする。

（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例に関する経過措置）

第百四十五条　新震災特例法第十六条の三の規定は、法人が平成二十六年一月一日以後にする同条第一項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百四十六条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新震災特例法第十七条の二から第十七条の二の三までの規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第六項中「又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第十二項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び第三編第二章」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする」とあるのは「とする」と、同条第十三項並びに新震災特例法第十七条の二の二第十項及び第十七条の二の三第十項中「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、同法」とあるのは「同法」とする。

2　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新震災特例法第十七条の二第十三項、第十七条の二の二第十項及び第十七条の二の三第十項の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の九から」とあるのは「第四十二条の九、第四十二条の十一から」と、「第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」とあるのは「第四十二条の九第一項」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百四十七条　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新震災特例法第十七条の三第六項、第十七条の三の二第五項及び第十七条の三の三第五項の規定の適用については、これらの規定中「から第四十二条の十一まで」とあるのは「、第四十二条の十一」と、「第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」とあるのは「第四十二条の九第一項」とする。

（再投資等準備金に関する経過措置）

第百四十八条　新震災特例法第十八条の三の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第百四十九条　新震災特例法第十九条及び第二十条の規定は、法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける新震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百五十条　施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の二第十三項の規定の適用については、同項中「第二編第一章の二及び地方法人税法」とあるのは「第二編第一章の二」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、法人税法」と、「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の二第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする」とあるのは「とする」とする。

2　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の二第十四項、第二十五条の二の二第十項及び第二十五条の二の三第十項の規定の適用については、これらの規定中「及び第六十八条の十三から」とあるのは「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五から」と、「第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」とあるのは「第六十八条の十三第一項」とする。

（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百五十一条　国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の三第六項、第二十五条の三の二第五項及び第二十五条の三の三第五項の規定の適用については、これらの規定中「から第六十八条の十五まで」とあるのは「、第六十八条の十五」と、「第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」とあるのは「第六十八条の十三第一項」とする。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

第百五十二条　新震災特例法第二十六条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第百五十三条　新震災特例法第二十七条及び第二十八条の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける新震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第百五十四条　新震災特例法第三十八条の二第一項の規定は、同条第二項第一号ニ(2)に該当する者が平成二十六年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号ニ(2)に該当する者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　新震災特例法第三十八条の二第九項の規定は、同条第一項に規定する被災受贈者が施行日以後に贈与により取得をする同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百五十五条　施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第三十三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項の表租税特別措置法の項中

第四十条第二十項	所得税の	所得税及び復興特別所得税の
第四十条の三の三第十二項第一号及び第二号、第十三項並びに第十五項	所得税	所得税及び復興特別所得税の
第四十条の三の三第十六項	所得税に係る延滞税	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税
第四十条の三の四第一項	所得税の額（及び当該所得税の額	所得税の額（並びに当該所得税の額
	所得税の額以外	所得税の額以外
第四十条の三の四第五項第三号及び第四号、第六項並びに第七項	所得税	所得税及び復興特別所得税

とあるのは

第四十条第二十項	所得税の	所得税及び復興特別所得税の
第四十条の三の三第十二項第一号及び第二号、第十三項並びに第十五項	所得税に係る延滞税	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税
第四十条の三の三第十六項	所得税の額（及び当該所得税の額	所得税の額（並びに当該所得税の額
第四十条の三の四第一項	所得税の額以外	所得税の額以外
第四十条の三の四第五項第三号及び第四号、第六項並びに第七項	所得税	所得税及び復興特別所得税

び復興特別所得税の　」と、同条第二項中「外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあっては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）」とあるのは「外国法人の区分」と、「国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあっては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）」とあるのは「国内源泉所得」と、「掲げる所得と」とあるのは「掲げる所得（所得税法第百六十一条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）と」と、「同法の」とあるのは「法人税法の」とする。

2　新特別措置法第四十五条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

3　新特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百五十六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百五十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百五十八条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百五十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百六十条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百六十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百六十二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百六十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百六十四条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百六十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百六十六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百六十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百六十八条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百六十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百七十条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百七十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百七十二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百七十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百七十四条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百七十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百七十六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百七十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百七十八条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百七十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百八十条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百八十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百八十二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百八十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百八十四条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百八十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百八十六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百八十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百八十八条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百八十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百九十条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百九十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百九十二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百九十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百九十四条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百九十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百九十六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百九十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第百九十八条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百九十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百四条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百八条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百十条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百十二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百十四条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百十六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百十八条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第　号）、相続税法」に改め、同項第四号中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第八十九条」を「、第八十九条」に、「の規定」を「並びに第百四十四条の六第一項及び第二項の規定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二百十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第二百二十条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、

でに、政令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に、その者の第二項に規定する財務省令で定める書類を提示して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人証券口座が廃止された場合は、この限りでない。

6　前項本文の場合において、同項の本人証券口座を開設する者が同項に規定する国外証券移管等の依頼をする日までに同項の確認を受けないときは、同日以後は、当該本人証券口座である国内証券口座は、新国外送金等調書法第二条第十三号に規定する本人証券口座に該当しないものとして、新国外送金等調書法の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第百六十四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、生産性向上設備投資促進税制の創設、試験研究費の増加額に係る税額控除制度、中小企業投資促進税制及び所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の廃止、国家戦略特別区域に係る税制措置の創設、交際費等の損金不算入制度の見直し等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための給与所得控除の上限の引下げ及び環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の拡充等、震災からの復興を支援するための復興産業集積区域に係る即時償却措置の延長等並びに国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し、換価の猶予制度の見直し及び地方法人税法の制定に伴う所要の整備を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、デフレ不況からの脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　デフレ不況からの脱却と経済再生に向け、生産性向上設備投資促進税制の創設、研究開発税制、中小企業投資促進税制及び所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の廃止、交際費等の損金不算入制度の見直し等を行うこと。

2　税制抜本改革を着実に実施するため、給与所得控除の上限の引下げ、環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の拡充等を行うこと。

3　震災からの復興を支援するため、復興産業集積区域に係る即時償却制度の延長等を行うこと。

4　国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し、税理士制度の見直し等を行うこと。

5　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等既存の特例について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。

6　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十六年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、デフレ不況からの脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行による減収見込額

本案施行に伴う平成二十六年度における減収見込額は、約一兆二千百九十三億円である。

右報告する。

平成二十六年二月二十八日

財務金融委員長　林田　彪

衆議院議長　伊吹　文明殿

（別紙）

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、定員の確保、国税職員の職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

地方法人税法案

右国会に提出する。

平成二十六年二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方法人税法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　課税標準（第九条）
第三章　税額の計算（第十条―第十五条）
第四章　申告、納付及び還付等
第一節　中間申告（第十六条―第十八条）
第二節　確定申告（第十九条）
第三節　納付（第二十条・第二十一条）
第四節　還付（第二十二条・第二十三条）
第五節　更正の請求の特例その他（第二十四条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十二条）
第六章　罰則（第三十三条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、地方交付税の財源を確保するための地方法人税について、納税義務者、課税の対象、税額の計算の方法、申告及び納付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　内国法人　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二　外国法人　法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。

三　人格のない社団等　法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

四　被合併法人　法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

五　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

六　連結親法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

七　連結子法人　法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

八　連結法人　法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

九　連結完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

十　適格合併　法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

十一　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

十二　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

十三　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

十四　法人課税信託　法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。

十五　地方法人税中間申告書　第十六条第一項の規定による申告書をいう。

十六　地方法人税確定申告書　第十九条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

十七　期限後申告書　国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十八　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十九　中間納付額　第二十条第一項の規定により納付すべき地方法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額)をいう。

二十　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

二十一　附帯税　国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

二十二　充当　国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

二十三　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条　人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この法律(第六章を除く。)の規定を適用する。

2　法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(次条、第八条及び第六章を除く。)の規定を適用する。

3　法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(納税義務者)

第四条　法人税を納める義務がある法人(以下「法人」という。)は、この法律により、地方法人税を納める義務がある。

(課税の対象)

第五条　法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、地方法人税を課する。

(基準法人税額)

第六条　この法律において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一　法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき内国法人　当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十八条から第七十条の二までの規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

二　法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人　当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の十四から第八十一条の十七までの規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

四　法人税法第二条第三十四号に規定する退職年金等積立金確定申告書を提出すべき法人　当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の退職年金等積立金の額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

(課税事業年度)

第七条　この法律において「課税事業年度」とは、法人の各事業年度をいう。

(納税地)

第八条　法人の地方法人税の納税地は、当該法人の法人税法第十六条から第十八条までの規定による法人税の納税地とする。

2　法人税法第十九条の規定は、法人税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合における地方法人税について準用する。

第二章　課税標準

第九条　地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2　各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。

第三章　税額の計算

(税率)

第十条　地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の四・四の税率を乗じて計算した金額とする。

2　前項の場合において、法人の各課税事業年度の基準法人税額に法人税法第六十七条第一項又は第八十一条の十三第一項の規定により加算された金額がある場合には、前項の課税標準法人税額は、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した金額とする。

(特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額)

第十一条　内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十七条第一項又は第八十一条の十三第一項の規定の適用を受ける場合には、第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額(以下この章において「所得地方法人税額」という。)は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した所得地方法人税額に、同法第六十七条第一項又は第八十一条の十三第一項に規定する合計額に百分の四・四を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(外国税額の控除)

第十二条　内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第十条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の所得地方法人税額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

2　連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配

関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額が当該連結親法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるとき、又は当該連結子法人の当該連結事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額が当該連結子法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるときは、当該課税事業年度の地方法人税控除限度額で当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

3　前項に規定する地方法人税控除限度額とは、連結親法人の各課税事業年度の第十条の規定を適用して計算した所得地方法人税額のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

4　法人税法第六十九条第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5　第一項又は第二項の規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は第二項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除）

第十三条　内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度（当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人（当該内国法人が連結親法人である場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）を合併法人とする単体間適格合併又は連結内適格合併に係る被合併法人の当該単体間適格合併の日前に開始した課税事業年度又は当該連結内適格合併（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）の日の前日の属する課税事業年度（以下この項において「被合併法人課税事業年度」という。）を含む。）の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第二十九条第一項の規定の適用があったときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額（既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなった金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各課税事業年度（当該更正の日（当該更正が被合併法人課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する課税事業年度に限る。）の所得地方法人税額から控除する。

2　前項に規定する単体間適格合併とは、連結法人以外の法人が当該法人を被合併法人とし、連結法人以外の他の法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいい、同項に規定する連結内適格合併とは、連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。

（税額控除の順序）

第十四条　前二条の規定による所得地方法人税額からの控除については、まず第十二条の規定による控除をした後において、前条の規定による控除をするものとする。

（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）

第十五条　連結親法人が地方法人税確定申告書を提出する場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人に各課税事業年度又は当該各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の負担額として帰せられ、又は当該地方法人税の減少額として帰せられる金額は、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度又は当該連結事業年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合にはそれぞれ当該個別所得金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率（以下この項において「適用法人税率」という。）を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と加算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。）とを合計した金額から減算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る第二号及び第三号に掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除した金額又は減算調整額から当該個別所得金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と加算調整額とを合計した金額を控除した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度又は当該連結事業年度の個別欠損金額（同法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合にはそれぞれ加算調整額から当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と減算調整額とを合計した金額を控除した金額又は当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と減算調整額とを合計した金額から加算調整額を控除した金額とする。

一　第十一条に規定する合計額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額

二　第十二条第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

三　第二十三条第一項の規定により還付を受ける金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

2　前項の連結親法人が法人税法第八十一条の十二第二項の規定の適用を受ける連結親法人である場合には、各課税事業年度の連結所得の金額につき同条の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合（連結所得の金額がない課税事業年度にあっては、同項に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率）を前項に規定する適用法人税率として、同項の規定を適用する。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　申告、納付及び還付等

第一節　中間申告

（中間申告）

第十六条　法人税法第七十一条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十九の規定による申告書を提出すべき法人は、これらの申告書に係る課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度の地方法人税確定申告書に記載すべき第十九条第一項第二号に掲げる金額（以下この条において「地方法人税額」という。）で当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの（次項及び第七項において「確定地方法人税額」という。）を当該前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額）

イ　当該前課税事業年度の期間が法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合又は同法第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度に該当する場合　当該最終の連結事業年度である当該前課税事業年度のその法人に係る連結地方法人税個別帰属支払額（各課税事業年度又は当該各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の地方法人税の負担額としてその連結法人に帰せられる金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。以下この条において同じ。）で当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該課税事業年度開始の日の前日の属する課税事業年度の地方法人税額に係るものを当該法人の当該前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

ロ　当該課税事業年度が最初連結親法人事業年度（その申告書を提出すべき連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）である場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　連結法人（当該連結親法人及び最初連結親法人事業年度開始の時から当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで継続して当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。ロにおいて同じ。）の連結開始前課税事業年度（当該最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する課税事業年度をいう。ロにおいて同じ。）の地方法人税額（第六条第三号に定める基準法人税額に対するものを除く。以下この条において「単体地方法人税額」という。）で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該連結法人の連結開始前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額

(2)　連結法人の連結開始前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した連結開始前課税事業年度の地方法人税額に係るものを当該連結法人の連結開始前課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該課税事業年度開始の日の前日の属する課税事業年度の地方法人税額に係るものを当該連結法人の連結開始前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　前項の場合において、同項の法人（連結親法人に限る。）の同項の課税事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に法人税法第四条の五第一項の規定により連結子法人（当該課税事業年度開始の時において当該法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）につき同法第四条の二の承認が取り消されたとき若しくは同法第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人につき同項第四号に掲げる事実（合併による解散を除く。）が生じたとき若しくは当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併により解散をしたときは、その法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、確定地方法人税額から第一号に掲げる金額を減算し、又は確定地方法人税額に第二号に掲げる金額を加算した金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額とする。

一　当該連結子法人の当該課税事業年度の前課税事業年度終了の日の属する課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額で確定地方法人税額に係るもの

二　当該連結子法人（当該課税事業年度開始の日の前日から当該開始の日以後六月を経過した日の前日までの期間内に法人税法第四条の五第二項第四号に掲げる事実（残余財産の確定に限る。）が生じたもの及び当該開始の日から当該経過した日までの期間内に連結内合併（連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする合併並びに連結子法人及び当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を被合併法人とする合併で連結法人を設立するものをいう。以下この条において同じ。）により解散したものを除く。）の当該課税事業年度の前課税事業年度終了の日の属する課税事業年度の連結地方法人税個別帰属受取額（各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の地方法人税の減少額としてその連結子法人に帰せられる金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）で確定地方法人税額に係るもの

3　第一項の場合において、法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が次の各号に掲げる期間内に同項の法人（連結親法人に限る。）による連結完全支配関係を有することとなり、かつ、その有することとなった日から当該法人の同項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結完全支配関係が継続していたときは、当該法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号、前項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度　連結加入法人（当該他の内国法人で当該法人による連結完全支配関係を有することとなったものをいう。以下この項において同じ。）の連結加入法人確定地方法人税額等（次に掲げる金額のうち最も新しい課税事業年度に係るものをいう。次号において同じ。）をその計算の基礎となった当該連結加入法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該前課税事業年度開始の日からその連結加入日（当該連結完全支配関係を有することとなった日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　連結加入日前に開始し、当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した連結加入法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の単体地方法人税額で当該法人の当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　連結加入日前に開始し、当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した連結加入法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該連結加入法人の連結地方法人税個別帰属支払額で当該法人の当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

二　当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間　連結加入法人の連結加入法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該連結加入法人の課税事業年度の月数で除し、これにその連結加入日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

4　第一項の場合において、同項の法人が適格合併（連結内合併及び法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人

で次の各号に掲げる期間内にその適格合併をしたものであるときは、その法人が提出すべき第一項の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号、前二項及び次項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度　当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等（次に掲げる金額のうち最も新しい課税事業年度に係るものをいう。次号、次項及び第六項第一号において同じ。）をその計算の基礎となった当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人の連結地方法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各課税事業年度の地方法人税額に係るもの

二　当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間　当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該被合併法人の当該課税事業年度の月数で除し、これに当該適格合併の日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

5　第一項の場合において、同項の法人が適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該適格合併に係る各被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額（連結親法人にあっては、当該合計額と同号ロに定める金額とを合計した金額）とする。

6　第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に連結親法人（同項の法人に限る。）若しくは連結子法人（当該連結親法人の同項の課税事業年度開始の時（連結内合併により設立された連結子法人にあっては、当該開始の時と当該連結内合併の時とのいずれか遅い時）から当該開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係が継続していた連結子法人に限る。）を合併法人とする合併（第一号に掲げる期間内に行われる合併にあっては当該連結子法人を合併法人とする適格合併（合併法人を設立するものを除く。）に限り、第二号又は第三号に掲げる期間内に行われる合併にあっては連結内合併及び当該連結子法人を合併法人とする適格合併（連結内合併を除く。）に限る。）が行われたとき又は第二号若しくは第三号に掲げる期間内に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の残余財産が確定したときは、その連結親法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　当該課税事業年度（最初連結親法人事業年度に限る。）開始の日の前日の属する課税事業年度　当該合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該連結子法人の当該開始の日の前日の属する課税事業年度の月数のうちに占める当該開始の日の前日の属する課税事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

二　当該課税事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）開始の日の前日の属する課税事業年度　当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の被合併法人等確定地方法人税額等（次に掲げる金額のうち最も新しい課税事業年度に係るものをいう。次号において同じ。）をその計算の基礎となった当該被合併法人又は当該連結子法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人の当該課税事業年度の前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の各課税事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各課税事業年度にあっては、その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の連結地方法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各課税事業年度の地方法人税額に係るもの

三　当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間　当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の被合併法人等確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該被合併法人又は当該連結子法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該適格合併の日から当該六月を経過した日の前日まで又は当該残余財産の確定の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

7　第一項の場合において、第一号に掲げる金額が第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を超えるときは、同項の法人（連結親法人に限る。）が提出すべき同項の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額にその超える部分の金額を加算した金額とする。

一　第二項第一号に掲げる金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二　確定地方法人税額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

三　第二項第二号に掲げる金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

四　連結内合併に係る被合併法人又は残余財産

が確定した連結子法人に係る前項第二号及び第三号に定める金額の合計額

8　前各項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9　法人税法第八十八条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき法人は、当該申告書に係る課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額（第六条第四号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

二　前号に掲げる課税標準法人税額につき第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

10　第一項から第七項までの規定による第一項第一号に掲げる金額は、第七条の規定にかかわらず、連結子法人の連結事業年度については、各連結事業年度の期間を課税事業年度であるものとして計算するものとする。

（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）

第十七条　法人税法第七十二条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十第一項の規定による申告書を提出する法人は、当該申告書に係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書を提出しなければならない。

一　当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額（第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に係るものに限る。）

二　前号に掲げる課税標準法人税額につき第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　前項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第五項中「地方法人税確定申告書」とあるのは、「地方法人税中間申告書」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項第二号に掲げる地方法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方法人税中間申告書の提出がない場合の特例）

第十八条　地方法人税中間申告書を提出すべき法人がその地方法人税中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し第十六条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する法人にあっては、同項各号に掲げる事項）を記載した地方法人税中間申告書の提出があったものとみなして、この法律の規定を適用する。

第二節　確定申告

第十九条　法人（第六条第一号から第三号までに掲げる法人に限る。）は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額（第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に係るものに限る。）

二　前号に掲げる課税標準法人税額につき前章の規定を適用して計算した地方法人税の額

三　当該法人が当該課税事業年度につき地方法人税中間申告書を提出した法人である場合には、前号に掲げる地方法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

四　前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

五　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

3　外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は法人税法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が同法第百三十八条第二号に規定する事業でこの法律の施行地において行うものを廃止する場合には、当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）」とする。

4　連結親法人の第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）には、当該連結親法人及びその各連結子法人の当該課税事業年度の第十五条第一項の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額及び地方法人税の減少額として帰せられる金額を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

5　第一項の法人が同項の課税事業年度の所得又は連結所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条若しくは第七十五条の二（これらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四の規定により同法第七十四条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第八十一条の二十二第一項の規定による申告書（以下この項において「法人税申告書」という。）の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の地方法人税については、当該法人税申告書が同法第七十四条第一項の規定による申告書である場合にあっては第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合にあっては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。

一　法人税法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第六項若しくは第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定

二　法人税法第八十一条の二十三第二項において準用する同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定

6　法人（第六条第四号に掲げる法人に限る。）は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額（第六条第四号に定める基準法人税額に係るものに限る。）

二　前号に掲げる課税標準法人税額につき第十六条第九項の規定による申告書を提出した法人である場合には、前号に掲げる地方法人税の

額から次条第二項の規定により納付すべき地方法人税の額（当該申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかったことによる国税通則法第二十五条の規定による決定により納付すべき地方法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額とする。）を控除した金額

四　前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第三節　納付

（中間申告による納付）

第二十条　地方法人税中間申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した第十六条第一項第一号に掲げる金額（第十七条第一項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書を提出した場合には、同項第二号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

2　第十六条第九項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

（確定申告による納付）

第二十一条　第十九条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

2　第十九条第六項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

第四節　還付

（中間納付額の還付）

第二十二条　地方法人税中間申告書を提出した法人からその地方法人税中間申告書に係る課税事業年度の地方法人税確定申告書の提出があった場合において、その地方法人税確定申告書に第十九条第一項第四号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2　税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の地方法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3　第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項の規定により還付をすべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。ただし、同項の地方法人税確定申告書が期限後申告書である場合には、当該申告書の提出期限の翌日からその提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

4　第一項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

5　第二項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

6　前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）

第二十三条　税務署長は、法人税法第八十条第五項（同法第八十一条の三十一第四項又は第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の還付請求書を提出した法人に対して同法第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第四項又は第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度又は同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に対する地方法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第十二条から第十四条までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）でその還付の時において確定しているもの（既にこの項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定地方法人税額」という。）があるときは、当該法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、同法第八十条第六項の規定による還付金の額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度又は同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度に該当する課税事業年度の地方法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の還付請求書に係る法人税法第八十条第六項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合における同条第七項（同法第八十一条の三十一第四項又は第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する三月を経過した日から前項の規定による還付のための支払決定をする日又は同項の規定による還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。ただし、同項ただし書の地方法人税確定申告書が期限後申告書である場合において、その提出された日が当該三月を経過した日以後であるときは、当該三月を経過した日から当該提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

第五節　更正の請求の特例その他

（更正の請求の特例）

第二十四条　法人税法第八十条の二の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となり、又は同項第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

一　法人税法第二条第三十一号に規定する確定

申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる金額又は同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第一号から第五号までに掲げる金額

二　地方法人税確定申告書に記載すべき第十九条第一項第一号から第四号までに掲げる金額

（更正に関する特例）

第二十五条　内国法人の提出した地方法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額（第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に係るものに限る。）を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該課税事業年度の当該基準法人税額に対する地方法人税につき、当該事実を仮装して経理した内国法人が当該課税事業年度後の各課税事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした課税事業年度の地方法人税確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

2　税務署長が第二十九条第一項の更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及び二又はホに掲げる金額のうち地方法人税法第二十九条第一項又は第二項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例）の規定の適用がある金額」とする。

（更正等の期間制限の特例等）

第二十六条　国税通則法第七十条第三項の規定により法人税について更正の請求（同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る地方法人税についての更正又は当該更正に伴って行われることとなる加算税（同法第六十九条に規定する加算税をいう。第三項において同じ。）についてする賦課決定（同法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この項及び第三項において同じ。）は、同法第七十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月を経過する日まで、することができる。同条第三項の規定により地方法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該地方法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

2　前項の場合において、国税通則法第七十条第四項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「前二項又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」と、「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は同条第一項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」と、「、前条」とあるのは「、前条及び同項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日とし、地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正があつた日」とする。

3　国税通則法第七十一条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定又は第一項の規定により当該法人税に係る地方法人税についての更正決定等（同法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、当該地方法人税についての更正又は当該更正に伴って行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同法第七十条の規定及び第一項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月間においても、することができる。同法第七十一条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により地方法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定又は第一項の規定により当該地方法人税に係る法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときにおける当該地方法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4　前項の場合において、国税通則法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「あつた日」とあるのは、「あつた日とし、地方法人税法第二十六条第三項（更正等の期間制限の特例等）の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正があつた日」とする。

5　前各項の規定によるほか、地方法人税及び法人税は、同一の税目に属する国税とみなして、国税通則法第七十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

6　地方法人税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該地方法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である法人税（当該地方法人税に係るものに限る。）についてされた更正決定等があるときは、国税通則法第九十条第一項若しくは第二項、第百四条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該法人税についてされた更正決定等は、当該地方法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。法人税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合における当該法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である地方法人税（当該法人税に係るものに限る。）についてされた更正決定等についても、同様とする。

（青色申告）

第二十七条　法人が法人税法第四条の二又は第百二十一条第一項（同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けている場合には、地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）並びにこれらの申告書に係る修正申告書（次項において「地方法人税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2　法人が法人税法第百二十七条第一項（同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第百二十一条第一項の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同法第百二十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した地方法人税申告書等（納付すべき義務が同日前に成立した地方法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によって提出する地方法人税申告書等をいう。次項において同じ。）以外の申告書とみなす。

3　法人税法第百三十条第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る地方法人税について準用する。

（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）

第二十八条　地方法人税中間申告書を提出した法人のその地方法人税中間申告書に係る課税事業年度の地方法人税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があった場合において、その決定に係る第十九条第一項第四号に掲げる金額

があるときは、税務署長は、その法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2　地方法人税中間申告書を提出した法人のその地方法人税中間申告書に係る課税事業年度の地方法人税につき更正（当該地方法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。第四項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は決定（同法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び同号イにおいて「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第十九条第一項第四号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3　税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する地方法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

4　第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一　第一項の規定による還付金　同項に規定する課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から第一項の決定の日までの日数

二　第二項の規定による還付金　同項に規定する課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ　第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1)　更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。）　当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2)　国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する課税事業年度の課税標準法人税額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）　当該決定の日

ロ　その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

5　第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6　第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

7　前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例）

第二十九条　内国法人の提出した地方法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額（第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額（以下第五項までにおいて「所得基準法人税額」という。）に係るものに限る。）を超え、かつ、その超える額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該課税事業年度の所得基準法人税額に対する地方法人税につき更正をしたとき（当該内国法人（当該内国法人が連結親法人である場合には、その事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人。以下この項において同じ。）につき当該課税事業年度終了の日から当該更正の日の前日までの間に第三項各号又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該内国法人を被合併法人とする単体間適格合併（第十三条第二項に規定する単体間適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）又は連結内適格合併（同条第二項に規定する連結内適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）に係る合併法人につき当該単体間適格合併又は連結内適格合併の日から当該更正の日の前日までの間に当該事実が生じたときを除く。）は、当該課税事業年度の地方法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの（以下この条において「仮装経理地方法人税額」という。）は、次項、第三項又は第七項の規定の適用がある場合のこれらの規定による還付金の額を除き、還付しない。

2　前項に規定する場合において、同項の内国法人（当該内国法人が同項の更正の日の前日までに単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には、当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人。以下この項において同じ。）の前項の更正の日の属する課税事業年度開始の日前一年以内に開始する各課税事業年度の所得基準法人税額に対する地方法人税の額（附帯税の額を除く。）で当該更正の日の前日において確定しているもの（既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となったものを除く。以下この項において「確定地方法人税額」という。）があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該更正に係る仮装経理地方法人税額のうち当該確定地方法人税額に達するまでの金額を還付する。

3　第一項の規定の適用があった内国法人（当該内国法人が単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人（当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人）とする。以下この条において「適用法人」という。）について、同項の更正の日の属する課税事業年度開始の日（当該更正が当該単体間適格合併に係る被合併法人の課税事

業年度の所得基準法人税額に対する地方法人税について当該単体間適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する課税事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書の提出期限（当該更正の日から当該課税事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める日の属する課税事業年度の同項の規定による申告書の提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。）が到来した場合（当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかった場合にあっては、当該申告書に係る課税事業年度の地方法人税についての国税通則法第二十五条の規定による決定があった場合）には、税務署長は、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）に対し、当該更正に係る仮装経理地方法人税額（既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなった金額及び第十三項の規定により控除された金額を除く。）を還付する。

一　残余財産（連結法人の残余財産を除く。）が確定したこと　その残余財産の確定の日

二　合併による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日

三　破産手続開始の決定による解散（連結法人の解散を除く。）をしたこと　その破産手続開始の決定の日

四　法人税法第四条の二の承認を受けたこと　その承認に係る同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度開始の日の前日

五　法人税法第四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消されたこと（連結内適格合併による解散に基因してその承認を取り消されたことを除く。）　その取り消された日の前日

六　法人税法第四条の五第三項の承認を受けたこと　その承認を受けた日

七　法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等（連結法人を除く。）が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなったこと　その該当することとなった日の前日

4　適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第七項において同じ。）は、当該事実が生じた日以後一年以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その適用に係る仮装経理地方法人税額（既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなった金額及び第十三条の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。）の還付を請求することができる。

一　更生手続開始の決定があったこと。

二　再生手続開始の決定があったこと。

三　前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

5　内国法人につきその各課税事業年度の課税標準法人税額（所得基準法人税額に係るものに限る。以下この項において同じ。）を減少させる更正で当該内国法人の当該各課税事業年度開始の日前に終了した課税事業年度の所得基準法人税額に対する地方法人税についてされた更正（当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に終了した課税事業年度の所得基準法人税額に対する地方法人税についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という。）に伴うもの（以下この項において「反射的更正」という。）があった場合において、当該反射的更正により減少する部分の課税標準法人税額のうちに当該原更正に係る課税事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各課税事業年度において当該内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前各項の規定を適用する。

6　第四項の規定による還付の請求をしようとする適用法人は、その還付を受けようとする仮装経理地方法人税額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　税務署長は、前項の還付請求書の提出があった場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、仮装経理地方法人税額を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

8　第二項、第三項又は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日（第三項の規定による還付金にあっては同項の最終申告期限（同項の期限後申告書の提出があった場合にはその提出の日とし、同項の決定があった場合にはその決定の日とする。）の翌日とし、前項の規定による還付金にあっては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

9　第一項の場合において、同項の更正により第十九条第一項第四号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理地方法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

（代表者等の自署押印）

第三十条　法人税法第百五十一条の規定は、法人の提出する地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。第三十五条において同じ。）、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。第三十五条において同じ。）並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

（連帯納付の責任）

第三十一条　法人税法第八十一条の二十八の規定は、連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人につきその連結完全支配関係がある期間内に納税義務が成立した当該連結親法人の各課税事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税について準用する。

2　法人税法第百五十二条の規定は、第三条第三項において準用する同法第四条の八第二項の規定により同法第百五十二条第一項に規定する主宰受託者が納めるものとされる地方法人税について準用する。

（政令への委任）

第三十二条　この法律に定めるもののほか、この法律による地方法人税の還付の通知に係る事項その他のこの法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十三条　偽りその他不正の行為により、第十九条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）若しくは第十九条第六項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れ、又は第二十三条

第一項の規定による地方法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第三十六条までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三十七条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた地方法人税の額又は同項の還付を受けた地方法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた地方法人税の額又は還付を受けた地方法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3　第一項に規定するもののほか、第十九条第一項又は第六項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）又は第十九条第六項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた地方法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた地方法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十四条　正当な理由がなくて第十九条第一項又は第六項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十五条　第三十条において準用する法人税法第百五十一条第一項から第四項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書、地方法人税確定申告書若しくは第十九条第六項の規定による申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書の提出があった場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十六条　第十七条第一項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書又は第十六条第九項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十三条第一項若しくは第三項、第三十四条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により第三十三条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3　人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

（適用区分）

2　この法律（第四章第一節を除く。）の規定は、法人のこの法律の施行の日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

3　第四章第一節の規定は、法人の平成二十七年十月一日以後に開始する課税事業年度の第十六条第一項又は第九項の規定による申告書について適用する。

（政令への委任）

4　前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

平成二十六年度の税制改正の一環として、法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の引下げにあわせて地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するため、その課税標準、税率等税額の計算方法を定めるとともに、地方法人税の申告及び納付の手続その他納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方法人税法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方法人税の納税義務者は、法人税を納める義務がある法人とすること。

2　課税標準は、各課税事業年度の基準法人税額とすること。

3　税率は、百分の四・四とすること。

4　申告及び納付は、国に対して、課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に行わなければならないこと。

5　還付の手続等及び罰則に関し、法人税法と同様の規定を設けること。

6　この法律は、平成二十六年十月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行による増収見込額

本案施行に伴う平成二十六年度における増収見込額は、約三億円である。

右報告する。

平成二十六年二月二十八日

財務金融委員長　林田　彪

衆議院議長　伊吹　文明　殿

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
二、〇〇六円
（本体一、八七〇円）